祐七塚
友右衛門塚
馬場南林
友十塚
庄左衛門塚
喜左衛門塚
高島孫十塚
平右衛門塚
豊藏塚
紋右衛門塚
半助塚
佐五七塚
河本友四郎塚
河本治兵衛塚
先年通り懸ケ土
此所ヨリ出

源十郎窯
幸右衛門窯
進四郎窯
亀吉窯
文助窯
伊藤染四郎（註宅）
重右衛門窯
藤四郎宅跡
宮脇島
染付焼土取場
源十郎窯
萬吉窯
岩右衛門窯

安藤次郎著

# 改訂増補 瀬戸ことば今昔物語

大瀬戸新聞社

# 序

人気者の安藤政二郎君が先にものした、今昔物語を増補改訂すべくその稿を完成されたことはまことに喜びに堪えない。同君の行動は実に超人的であり、熱血的であり、又純情そのもので、シャアシャアとしている、事と次第によつては私など随分ヤツツケられたり、迷惑をすることもあるのであるが、つい怒る気にはなれないのである。そこが同君のよさであろう。

安藤君が今昔物語の記述によせられる実に気まめ、筆まめの熱情には私は無条件で頭を下げる、自己の主観をまじえずに、見たまゝ聞いたまゝを書くことは人情として難しいことではあるが、それが私は尊いと思う。この書が他日瀬戸市史編纂の時の有力なる資料となることを信ずるものである

終戦以来十年、戦後の混乱も次第に安定し、漸く人心の落着を取り戻し、国民生活の見通しが明かるくならんとしている昨今、本書が広く炉辺の閑話として、人々の話題となろうことを想像して序とする。

昭和三十一年三月

瀬戸市長　加藤章

# 序

人間の生涯、又過去の半生については誰よりも自分自身が一番よく知つている筈である。然し試みにその事実に基いて伝記、年表等を綴ろうとしたとき、不思議なことに何もかけない。このやうに過去は目に見えて摑み得ないところが雲烟に似ている。

況や千百の星霜に幾多の人が生れ、営み、死んでゆく。こんなことが久しい間、繰返されているうちに起つた出来事を、纏めて編もうとする仕事がどのやうに困難であるかは想像に難くない。

それが限られた一地方の断片的なことがらについても……このやうに過去の事実は厳めしい岩鉄の門扉に隔てられているからである。この門を叩き、扉を開いたのが安藤政二郎氏である。扉の彼方の報告書が即ち「瀬戸ところ〴〵今昔物語」である。

これが刊行されたのは昭和十六年であつたと思う。当時世界第二次戦争即発の危機をはらみ緊迫した風潮のなかに成されたもので一部の人は時局に逆行する遊閑の徒事とすら曲言してこの仕事の高さ、大きさに対する正しい判断を欠く人もあつたが、達識の士は大いに著者を見直した次第であり、私も「洵に稀に観る快事」と賛辞を差上げたことを記臆しています。

以来十五年を終た今日、これを増補、改訂してえん然数百頁の大册にものし上梓されることを知り、今更ながら安藤さんならではの感を一層深め、斯挙を偉として敬意を捧げる次第であります。

他日瀬戸市に市史の編纂される場合、該書が重要な資料として果す役割は計り知れないものがあり、更に色々な意味において社会に裨益する効用の多い事を思うにつけ愛児を育てるような気持で今後も著者にこれが集大に熱意を込められん事を望んで止みません

あえてこれを江湖に推奨する所以は集録にあたり主観と推定を交えず事実に極めて忠実であつたこと、更に郷土史研究に極めて造詣の深い滝本知二氏の綿密な更訂が一層これを良心的なものにしたことであります。

この宝典を座右に飾つて私共の瀬戸を回顧し、明日への瀬戸を皆様と倶に展望したいと存じます。

昭和三十一年二月八日

東京滝の川の偶居にてこの序文を草す

衆議院議員　早稲田柳右エ門

# 自序

拙著の「瀬戸ところ〴〵今昔物語」は昭和十六年に出してから、郷土研究の資料とし、小中学生は勿論、高等学校の生徒間にも珍重がられ、又肩のこらぬ面白い興味津々たる読物として、好評を博していましたが、何しろ十五ヶ年余を経過したので、これを求める人々は数多く、蔵書家はこれをはなさず各方面からその再版方を懇望せられ、更に市外の各地からも探し求められるにより、ここに　改訂増補「瀬戸ところ〴〵今昔物語」を出すことに致しました。

「楽屋からほめる」という言葉がありますが、再版に際しては、郷土史家瀧本知二氏をわずらわして、改訂増補にあたつていただいたことで、前版に比して「これはいゝ、これはよく調べてある完全なものだ」とおほめがいただけるものと確信して、この本が贈り出せることであります。

私は今後二十年毎位に「瀬戸ところ〴〵今昔物語」の増補版が出していただきたいという念願であることを申添えておきます。

昭和三十一年三月

安藤政二郎識

# 改訂のことば

従来の郷土史は、お国自慢の傾向を多分に帯びている。そうした事がらに興味をもち、それを調査筆録する者が郷土史家だと考えられ、彼らもまた得々として古城趾と合戦と、そして藤四郎と古窯などについて語り、権門と自家とのつながりを誇示することにつとめた。その結果、伝説を歴史であるかのように誤認し、中には附会して吹聴もした。世間もそれらの行動を愛郷心の現われと早合点し、吟味もしないで鵜呑みにする傾きがあつた。いたづらに鵜呑みにすることなく、ゆつくりと舌の上で味しめて咀嚼し、栄養として吸収できるものが本当の意味の郷土史であり、その史料であるべきだ。

本書の初版が発行された当時は、この本質の良さが認識されないで、単に珍らしい雑文として扱われていた。ところが僅か十五年の間に時勢は大きく推移して、郷土史の実体が正しい形で浮び上つて来た。そして本書の価値について再評価される時が来た。再版要望の声が起きて来た。そこで訂補に当つては単に配列の変更、文体の統一、誤脱の訂正等に止めず、新しく書下して史料価値の高揚につとめたつもりである。総索引を附けて利便も図つた。題字は野崎幽谷氏。索引と装画は伜文詩朗の労作である。瀬戸のところどころでは、代官や奉行や、藤四郎や御窯屋の外に、名も忘れ去られた多くの庶民が、幾世の永きに亘つて窯を焼き、田を耕し、黙々として生活(くらし)の根を下している。そうした生活の記録が本書であり、そこに独自の意義がひそんでいる。

一九五六年の早春

滝本知二

# 序（初版）

本書のために、何か書く事ことになつた。大毎瀬戸通信部の宮川氏の正面からの切込みの依頼に応ずる為めである。廿数年、祿を食んだ大毎の、謂はば同じ釜の飯を食つた間柄で否とも云へない本来はやきものの辞典や本を書いてスツカラカンになつた私だから、やきもの文筆界から身を引くべきであるが、半生の慰労金も何もかも叩き込んだほど、好きなやきものの為めであるから、矢張り、火傷がしたいのか手を出す。

著者安藤氏に面識も交渉もない、仲介の宮川氏とても同様である。

ただ稿本を読んでゆくうちに、古窯の破片が却つて完器の美しさを想像させるやうに、談片、雑記の文が却つて真を伝へ、面影を想望させる様な、気がしたのである。

私とても、是まで何も纏つたものは書いてゐない。

感想のカケラや談片の間に何か他人が、感得するものがあれば頂上とした譯で、本書も亦そういう道を歩んだものとして、全然、そしらぬ顔が出来ない。

寺内半月翁には、有田で面識があるが。翁に関したことだけでも読んで面白い。

陶碑、陶燈等の談片、すべて私の知らないことが多い。

瀬戸の猫は煤煙で黒いように、本書は又特殊の色彩をもつてゐることを、見のがすことは出来ない新しい、おもしろい本が出来たことを先づよろこぶ。

紀元二千六百年の暮

小野賢一郎

# 序（初版）

本書は一見諸君に通俗的、大衆向散慢或は杜撰というやうな、印象をあたへるかも知れないが、それがために、本書の内容に潜む貴重な文字を逸してはならぬ。

なるほど著者安藤氏は瀬戸に在つても、専門の製陶技術者でもなければ、古陶磁を鑑賞する趣味人でもない。といつて瀬戸郷土史の研究家というのでもない。

氏は郷土の史実に、最も興味を有つものの一人ではあるが、新聞に毎日連載するために、追いまくられながら書いたのが、本書の原稿であるから、各々専門の立場から、これを観られたならば、或はなくもがなと思はれる記事がないでもなからう。

蓋し、氏が探訪して、実地に見聞したそのままをナマのまま記述した箇所だけは躍如として光つてゐる。これが本書の生命である。

氏は曾つて警察官として捜査等に従事した経験からか、それとも、本人本来の性格の然しめる所か、ものの調査に、かなりの確実性を有つてゐる。

瀬戸の陶磁産業史、工芸美術史、郷土史等各方面の人々の研究資料として貴重であるのは勿論、将来瀬戸市史編纂資料蒐集の際、本書が、その道しるべの重要なる一に加へられるものとなることは信じて疑はぬ。

昭和十五年十二月

翠松園山荘にて

加藤唐九郎

# 序（初版）

陶都新聞社、編輯長安藤政二郎といふ名前は、かなり市民にとつて親しみのある名前である。然もその安藤氏が本書を公にするに於て、親しみに加へ、尊敬の念さへ、湧いて来る。私は安藤氏が執筆の当初から、是を詳読していたが、其の文を走らすや必ずしも、絢爛、綾羅の感はなきも卒直にして、訥々其の面白き節ぶりに、思はず快哉を叫んだこともあるが、足に任せて集めた、文献は必ずや、氏の云ふが如く他日に於ける市史編纂の好資料たるべく、又幾多の瀬戸市研究者に向つて好材料を、提供し得たるものとして感謝の的となるであろう事を、此処にハツキリといふ事が出来ると思ふ。

著作の事、もとより容易ならざる業、凡人の企及し能はざる所であるが、敢へてこれを成し遂げたる所以のもの、

蓋し吾等の安藤氏が内に潜む不屈の気魄を以て是に当つたからであると思ふ。

私は本書の完成を心から喜ぶと共に世人に一本を推奨して憚らざるものであるが、最後に於て皇紀二千六百年の紀念刊行物として、

郷土から、かうした書物の生れた事を意義深く考へるものである。

昭和庚辰師走

瀬戸市長　**水野憲吾**

# 自序（初版）

何から書いたら、自序といふやつになるのか、尋六卒業というより学歴を持たぬ私が、警察官と新聞記者といふ押しの一手を必要とする商売を廿何年もやつて来ただけに、人一倍、押しの太さだけは持ち合せてゐるらしい。だから。ペンの走るままに「瀬戸ところ〴〵今昔物語」なぞと大それた名前をつけて本を出すことにした譯である。

廿何年もの商売が、そうさせたのか、ものを調べる時、根の根まど調べねば気が済まぬ。それでどうして、その原因は、何処で誰が、何んの為めになぞと、うるさい程聞かなければ得心が出来ぬ十年前のことも思い出せば面白い、それが五十前、百年前、二百、三百、五百年前と調べ研究して行く時、興味あるものがある。

陶都新聞が創刊の昭和十四年十月から、ふと、書き始めた「瀬戸ところ〴〵今昔物語」毎日書かかねばならぬと約束づけられると愈々忙しく、そして興味が湧き、寒風吹く朝まだき共同墓地に墓碑を洗ひ、暑熱灼くが如き昼、すすけた古倉庫の隅を漁つて古きを探ね、書き連ねたもの。

系統立たざる、所謂出たらめ書のものなれど、その内容、今まで世に公とならざる珍談奇談ありこの地方の陶磁史あり、政治史ありその他何々と……これが他日研究者の道しるべともなるものであることを確信するものである。…なぞと大きくいつたがこれに依つて、読者各位が得る処あらば著者としての本望これに過ぎずと考ふるものである。

終に臨み、本書に対し序文を寄せて下さつた、小野賢一郎先生、加藤唐九郎先生水野瀬戸市長並何にかと御支援下さつた人々に厚く感謝の意を表する次第である。

昭和十五年十二月

安藤政二郎識

藤四郎古窯址
藤四郎の窯址といひ伝ふ
阿波戸赤津の山中にあり
わるく行きもも中にて候
強ち嘘しく埋れむ
の忍びさもあり
去る五六年前迄は
更にもさいふ
こと
図て其
中ふ執
て一図と
画き加
略と
補ふ

—尾張名所図会より—

瀬戸陶器職場之一
木業添付焼の一様もの
職場のさまも大同小異
もの変れば古人石華の
風ふ甚さを異にして面白く
ツチ子り
ツチコ子
ツチトホン
ツチアハセ
ツチウチ
スイとゴレ

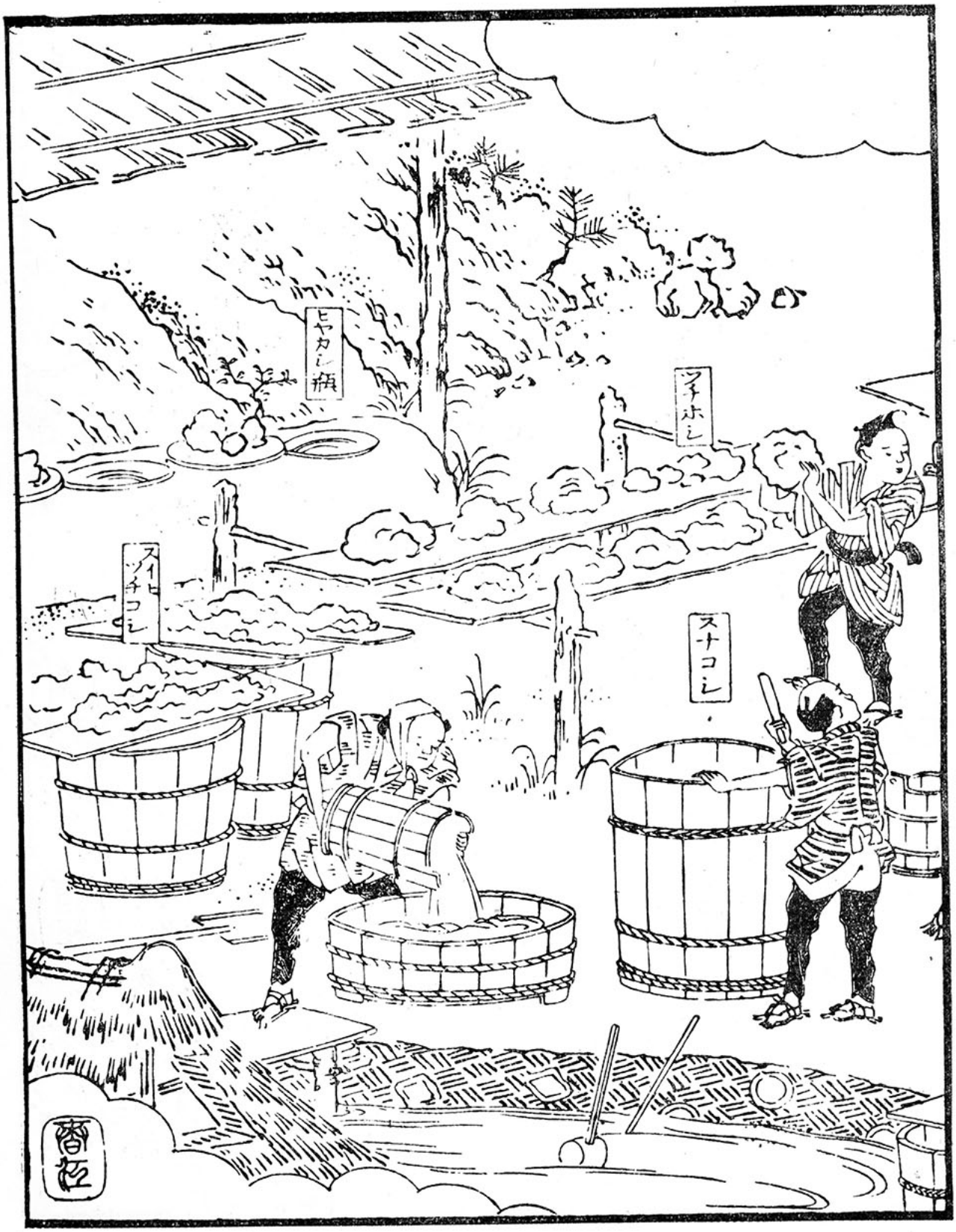


—尾張名所図会より—

其二

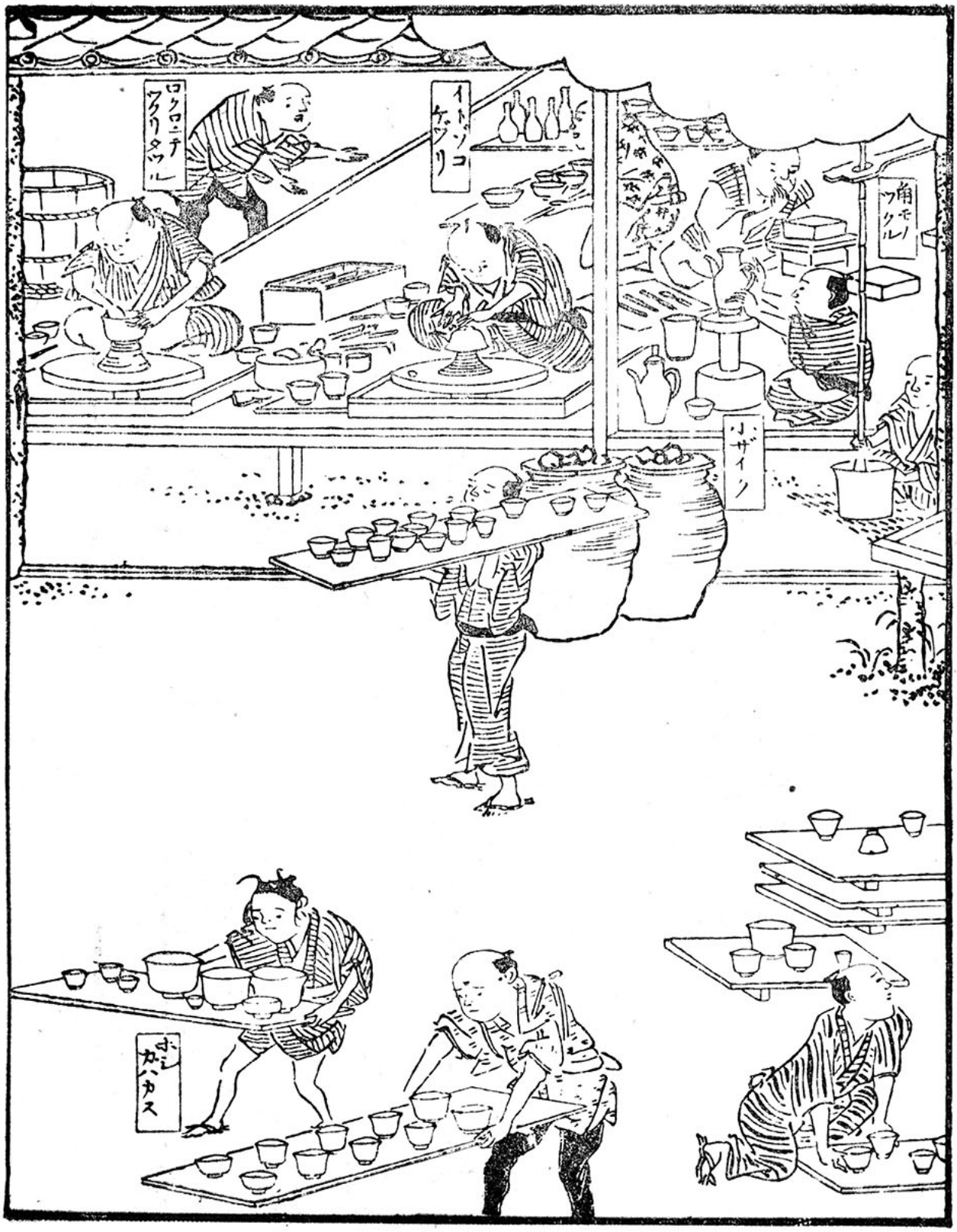


—尾張名所図会より—

其三
焚休む
かくの如や
それ自
阜池
小竈を
その名と
呼てとむ
竹有
祖田陳
香泊

—小田切春江筆—

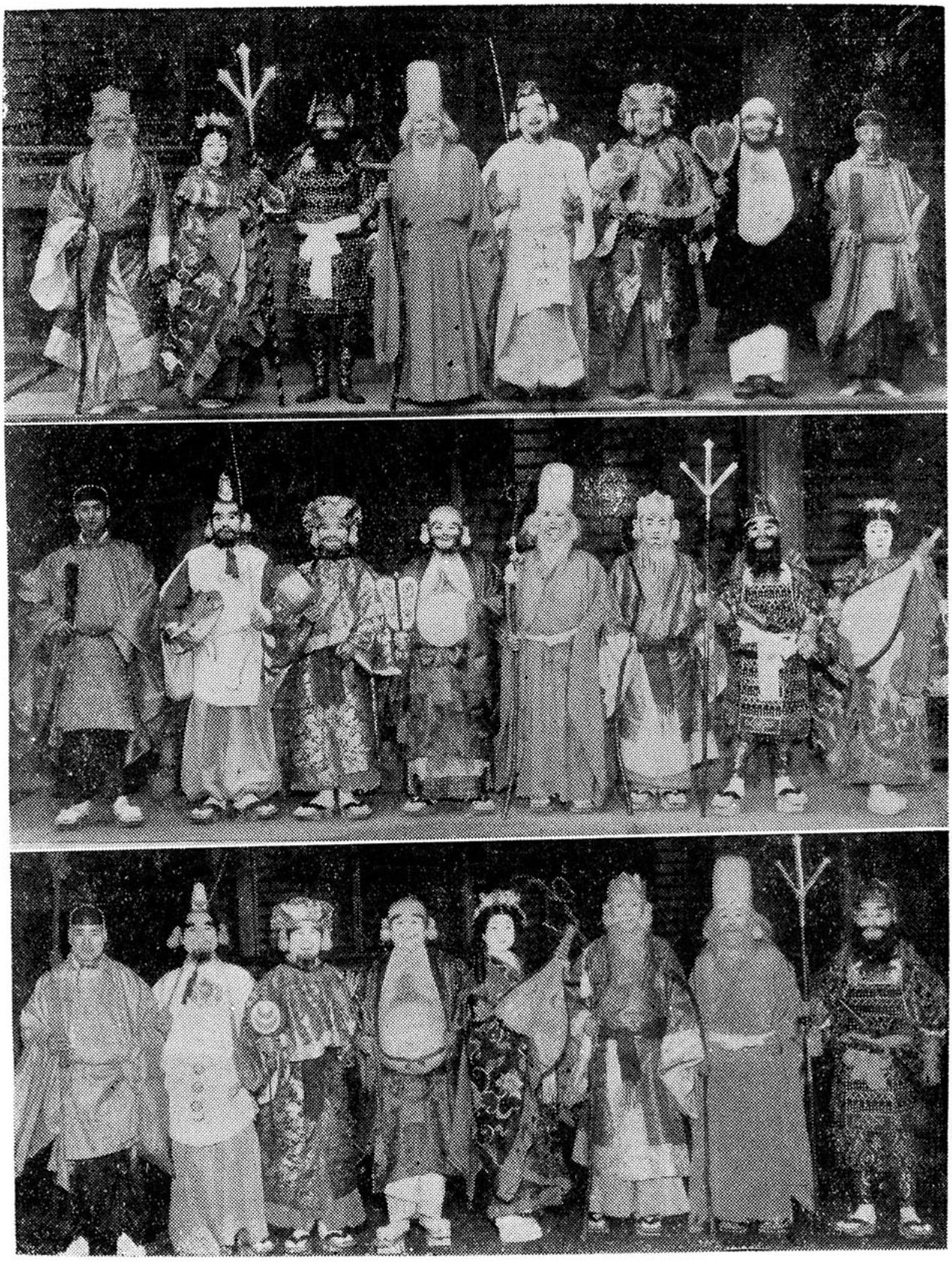

—深川神社初ゑびす・瀬戸名士七福神行列—

改訂増補

# 瀬戸ところ〴〵今昔物語目次


序文

口絵（尾張名所図会より）

藤四郎古窯趾

瀬戸陶器職場

瀬戸名士七福神行列

一、瀬戸ところ〴〵今昔物語序曲 一

二、瀬戸の地名はどうして生れた？ 三

三、藤四郎以前の尾張の古陶 四

四、瀬戸で最古の藤四郎伝記 五

五、陶祖藤四郎はいつ死んだか 七

六、陶祖春慶翁の宅跡と杉塚 八

七、山神の椋の下の茶入と狛犬 一〇

八、陶祖春慶翁の碑 一二

九、清助景登の「陶祖碑塔録」 一三

一〇、窯の中で造つた陶祖の碑・五輪の石塔 一四

一二、陶祖の正五位追贈は明治三十八年……一五
一三、陶祖の追善と頌徳講演会……一六
一三、むづかしかつた藤四郎の跡目相続……一七
一四、果して誰が藤四郎の跡目か……一九
一五、永平寺と瀬戸市の関係……二〇
一六、陶祖と磁祖へ院殿号を追贈……二二
一七、「陶家宝伝記」と編者陶春について……二三
一八、庄屋兼焼物取締役唐左衛門高景……二三
一九、新製焼の隠れた功労者……二五
二〇、新製焼の恩人と謝恩の陳情書……二六
二一、唐左衛門歴代の過去帳と戸籍……二七
二二、熱田奉行と磁祖民吉の関係……二八
二三、津金父子と唐左衛門への追賞願……三一
二四、上田源太夫の史料から見た民吉……三三
二五、天中和尚が民吉に与えた往来一札……三四
二六、明暗縁の染付・民吉の芝居……三五
二七、御用物代金積り書と高張提灯……三六
二八、初代民吉から五代までの家系……三八
二九、襲名後二週間で死んだ四代目……四〇
三〇、民吉の時代から有名画家が来瀬……四一
三一、三代民吉が資本金貸下方が陳情……四二

三、せともの祭と民吉の花瓶……四三
三三、窯神の御神体であつた一軸……四四
三四、信長の制札と所持者……四五
三五、信長の朱印状と伝来記……四七
三六、朱印状後日談と関係交書……四九
三七、品野窯屋と「陶器伝来記」……五〇
三八、赤津窯屋と「窯陶舎元祖」……五三
三九、瀬戸窯屋と「瀬戸窯焼物師伝記」……五三
四〇、窯屋系図の根元・窯方百姓争い……五四
四一、尾張藩の窯方保護政策……五五
四二、藩政時代の窯方統制……五七
四三、永代ろくろ一挺の制……五九
四四、商業・産業資本抬頭の萌芽……六〇
四五、祖母懐土と地名の起原……六一
四六、祖母懐土と茶壺について……六三
四七、元禄六年の「瀬戸村由来書」……六四
四八、瀬戸の陶家百四十二軒・赤津十八軒……六五
四九、尾張の殿様御上覧の由来……六六
五〇、ろくろ細工の見世物禁止……六八
五一、「御窯屋由来記」と「郷党雑史」……六九
五二、古窯跡と出土品について……七〇

五三、古窯跡初期の研究者……七一
五四、長曾窯最初の調査記録……七二
五五、原文治郎氏の椿窯踏査……七三
五六、銭瓶窯の名称と天目茶碗……七四
五七、品野の鷹根窯を訪う……七六
五八、華仙氏の古窯探り瓶子窯を転覆する……七七
五九、瀬戸の六作・十作……七八
六〇、織部焼と古田織部正……七九
六一、神感寺と福厳寺と瀬戸の陶工……八〇
六二、椀達者揃いの歴代弘法善次……八一
六三、古文書に見る安永・文化年間の瀬戸……八三
六四、横井金谷の画いた文政の年間瀬戸……八四
六五、民吉の叔父四方助と家系……八六
六六、春岱と御窯屋仁兵衛は別人……八七
六七、春岱の作品と位牌……八八
六八、切支丹燈籠と歴代武右衛門……九〇
六九、拝領の足袋と弓影のこと……九二
七〇、陶工追善の碑・瀬戸八景……九三
七一、散逸寸前に再建された景登の碑……九四
七二、江戸重が見込んだ繁十の椀……九五
七三、「瀬戸陶業史」と寺内半月……九七

九八　陶彫の恩人渡辺幸平のこと
九九　豊川稲荷の燈籠の作者半助
一〇〇　家系の入り組んだ川本家
一〇三　変つた経歴の川本秀雄翁
一〇三　瀬戸地方の会社の草分
一〇四　瑠璃釉を発明した素仙堂治兵衛
一〇五　川名の寺尾市四郎と湖東焼
一〇七　五平の襲名を望む五兵衛・伊豆原麻谷
一〇八　磁器の改良に尽した五助代々
一〇九　石膏型鋳込法の先覚者納富介次郎
一一〇　東京で名を成した加藤友太郎
一一一　井上延年と博覧会その他
一一三　菱野の焼付屋と山口の蛙目
一一四　天窓の明りで造つた手ロクロ
一一五　家系連綿十四代の善八家
一一五　安戸新田の開発者藤十郎
一一七　水野・上品野その他の磁器焼
一一八　初期の博覧会出品目録と賞状
一一〇　白鹿館の染付額と因縁話
一一三　鶴舞公園の共進会と瀬戸の協賛会
一一三　明治初年の磁製大テーブル

九五、赤津と山口の石粉硝子粉協同組……一三三
九六、手描き・転写・ゴム印による絵付……一三四
九七、森川老と山城氏が語る焼付と玩具……一三五
九八、印度向玩具が輸出玩具のはじまり……一三七
九九、露国の製陶を指導した伊藤半兵衛……一三八
一〇〇、明治三十年頃の瀬戸の企業……一三九
一〇一、陶器館から陶磁器陳列館へ……一三〇
一〇二、陶器館の維持費補助を歎願……一三一
一〇三、瀬戸陶磁工組の創立年代……一三二
一〇四、瀬戸陶磁工組申合規約……一三四
一〇五、五二会瀬戸支部発会……一三五
一〇六、磁工組紛争の発端……一三七
一〇七、磁工組に解散命令・陶器館に封印……一三七
一〇八、御料材払下運動の請願書……一三九
一〇九、工商同業組合の工場名登録簿……一四一
一一〇、瀬戸窯の盛衰と労働組合の強化……一四二
一一一、大日本陶業百傑に選ばれた人々……一四三
一一二、明治三十年頃の割木の規格……一四四
一一三、小窯(登窯)の由来と美濃の文書……一四六
一一四、登窯燃料の松材・尾州藩の対策……一四七
一一五、明治初年には全山丸禿となる……一四八

二六、歴史が繰り返す治山治水……一四九
二七、萩御殿の由来と高根山行幸……一五一
二八、瀬戸の丸窯と小窯……一五三
二九、石炭窯の元祖について……一五三
三〇、黒田政憲校長の石炭窯研究……一五四
三一、黒い石炭で白い瀬戸物が焼けた話……一五六
三二、品野の石炭窯と植木鉢……一五七
三三、煙突の元祖と身上のねじれた話……一五八
三四、瀬戸模範石炭窯の築造費……一五八
三五、模範石炭窯を有田へ伝える……一六〇
三六、瀬戸の石炭窯・石炭商・焼付屋……一六一
三七、トンネル窯実現までの段階……一六三
三八、受難期を乗り越えた重油窯の現況……一六三
三九、瀬戸周辺の土薬堀取場所……一六四
三〇、石粉水車四十ケ所を許可……一六五
三一、印所の土採場と木節粘土……一六六
三二、千倉・蛙目の名称について……一六八
三三、山方奉行と水野代官……一六九
三四、東方総管所から郡役所へ……一七〇
三五、御林方奉行所について語る……一七一
三六、デンデコ組が大地主となる……一七二

一三七、忠烈隊や代官様の話……一七四
一三八、戊辰の役従軍の久右衛門父子……一七五
一三九、身替兵が戦病死した西南役……一七七
一四〇、瀬戸役場が忘れた西南役の戦死者……一七七
一四一、西南役に従軍した赤津の五勇士……一七九
一四二、西南役当時の軍隊手帳と記念碑……一八〇
一四三、日清・日露・日独戦争のこと……一八一
一四四、諸国宗門改めと品野・柿野争い……一八二
一四五、瀬戸村宗門改帳と五人組合帳……一八三
一四六、一村限り流通の配符百廿両……一八五
一四七、瀬戸村最後の庄屋吉右衛門……一八六
一四八、大政官布告と愛知県布達……一八八
一四九、諸留と下水野十軒屋の由来……一八九
一五〇、地租改正反対・東春刈入れ禁止……一九一
一五一、旧尾張藩主東春の農民を救う……一九二
一五二、盟主林金兵衛と今村の桶藤……一九三
一五三、四十二ケ村の倹約示談……一九五
一五四、今村郷倉の図書と陶器……一九六
一五五、明治十六年の今村倹約規則……一九七
一五六、今村の八白村・旭村合併時代……一九八
一五七、八白村からの分村を願出た今村……一九九

一五六、今村の美濃地の赤津の合併と市制……二〇〇
一五九、庄屋制度から戸長制度まで……二〇二
一六〇、雀威しの空砲や馬ノ塔の願書……二〇三
一六二、瀬戸の赤津戸長役場時代の瀬戸村予算……二〇四
一六三、赤津村役場発足時代の予算……二〇五
一六三、瀬戸歴代の町長と市長……二〇七
一六四、小学教科書「愛知県誌」の瀬戸……二〇八
一六五、地図で見る明治廿二年の瀬戸……二〇九
一六六、町長欠員中に米騒動起る……二一〇
一六七、予審決定書が語る米騒動の真相……二一二
一六八、輸入町長派と名誉町長派争う……二一四
一六九、区制破りの選挙と憲政同志会の結成……二一五
一七〇、瀬戸町第一次合併の経過……二一六
一七二、三十の議席を争う五十一人……二一七
一七三、市水道以前の簡易水道……二一八
一七三、瀬戸市水道小誌の概要……二一九
一七四、水道慰労金問題で市長が遁走……二三一
一七五、議長と副議長が別々に市会を開く……二三三
一七六、勢力伯仲となつた第二回市議選挙……二三三
一七七、皇太子生誕の祝宴に流血沙汰……二三四
一七八、第三回と第四回の翼賛選挙……二三五

一七九、婦人参政権と水野地区の選挙……三一七
一八〇、番狂わせの選挙と街の話題……三一八
一八一、瀬戸村の寺小屋と寺子数……三一九
一八二、二宮九右衛門塾その他……三二〇
一八三、赤津の寺小屋善声院など……三二一
一八四、今村の水野の寺小屋とお礼金……三二三
一八五、渡辺霞亭の父が上品野校、教師……三二四
一八六、東明校の歴史と建設の殉職者……三二五
一八七、效範小学校建築のいきさつ……三二六
一八八、山口学校設置の願と東西幡山学校……三二八
一八九、水野村小学校の沿革……三二九
一九〇、大正以後に創立された小の中学校……三四〇
一九一、仮住居当時の陶原学校経費……三四一
一九二、十銭の寄付金と陶原学校の新築……三四三
一九三、深川小学校が開設されるまで……三四四
一九四、高等小学校設置の功労者加藤敬……三四六
一九五、瀬戸高等小学校の変遷と学制改革……三四七
一九六、瀬戸高等小学校の同窓会誌……三四八
一九七、陶器学校開設前後の功労者……三四九
一九八、陶器学校の初代校長北村弥一郎……三五〇
一九九　陶器(窯業)学校県営移管の犠牲者……三五二

二〇〇、瀬高同窓生と県営移管事情……二五三
二〇一、古書に現われた深川神社と鐘銘……二五四
二〇二、国宝狛犬をめぐる数々の話……二五六
二〇三、深川神社の棟札・板書の祝詞……二五七
二〇四、深川神社の社家・二宮家系図……二五九
二〇五、従五位下長門守二宮守道……二六一
二〇六　氏子札の謎を解く法令その他……二六二
二〇七、拝殿の献額瀬戸長命会……二六四
二〇八、献額慶応会と戊・亥・子会……二六五
二〇九、大目神社は「おおまノ神社」か……二六六
二一〇、尾張戸神社の戸の字の解釈……二六七
二一一、今村の八王子社・山口天神と八幡社……二六八
二一二、小金山の金神社・曾野の稲荷……二七〇
二一三、宝泉寺の勧請開山層雲和尚……二七一
二一四、神宮寺と宝泉寺との関係……二七三
二一五、飴棒の市で賑わうお薬師様……二七四
二一六、管器玉和尚罷免の請願……二七六
二一七、檀家総代を子供扱して追放される……二七七
二一八、両本山の争いが末端において爆発……二七八
二一九、頼母子講で急場を賄って協和成立……二八〇
二二〇、「尾張志」の記す感応寺記……二八一

三二、大献義賢和尚の感応寺史……二八三
三三、感応寺九世住職の「誡めの書」……二八四
三三、水野氏二流と感応寺の関係……二八五
三四、尾張藩祖徳川義直の廟所定光寺……二八六
三五、源敬公の廟と陶碑と殉死者の墓……二八八
三六、お太子様と松原塚で名高い万徳寺……二八九
三七、雲興寺の由来と歴代住職……二九一
三八、盗難除け性空石の伝説……二九三
三九、東光寺住職が緒をひらいた基督教……二九五
三〇、慶昌院の宝物と八王寺草建時代……二九六
三一、法雲寺・光国寺・栄国寺其の他……二九八
三二、岩屋堂・浄源寺の縁起発展の過程……三〇〇
三三、本泉寺の開山は山田三郎泰親……三〇二
三四、長谷山観音堂の施主伊藤幸四郎……三〇三
三五、善声院と仁王門と雨乞いの軸……三〇四
三六、瀬戸とその周辺の社寺手洗……三〇六
三七、金属供出で亡われた釣鐘の銘……三〇八
三八、宮平塚に建てた伊藤総本家の碑……三一〇
三九、城見山の記念碑展観……三一一
四〇、華道中興の祖一橋斉芦穂翁……三一二
四一、瀬戸公園の碑と柵の夕日窯……三一三

二四二、紀元二千六百年祭の祭器を焼く……三一五
二四三、上品野の古城趾とその戦記……三一七
二四四、菱野・本地・山口・赤津の古城趾……三一八
二四五、新居・入尾・水野城趾と磯村左近……三一八
二四六、松原下総守安土坂に敗れる……三一〇
二四七、万徳寺の松原塚と広長供養の塔……三二一
二四八、松原広長公の碑と化した両頭の蛇……三二三
二四九、両頭の蛇が化した本当の碑……三二三
二五〇、長久手合戦と菱野のおでく……三二四
二五一、長久手合戦のこぼれ話三題……三二六
二五二、五月の節句に幟を立てぬ宮脇……三二八
二五三、長久手落武者を否定する文献……三二九
二五四、区々まちまちの十三塚の由来……三三一
二五五、古墳の石カクで造つた庚申塚……三三三
二五六、治右衛門霊夢により地蔵を堀り出す……三三四
二五七、佐吾八地蔵と明智光秀の箸……三三五
二五八、弥蔵観音・弥蔵弘法・眼墓観音……三三六
二五九、紺屋田池の地蔵・えびす橋・常夜燈……三三七
二六〇、子供の夜泣をとめる品野の又サ……三三八
二六一、機織池その他新居の伝説……三三九
二六二、妻の神・椀かし岩・勘助の嶺……三四一

二六三、幡山村史の資料が物語る伝説……三四二
二六四、赤津のうなぎ洗い・水野の大平寺趾……三四三
二六五、「陶家今川准状」河本礫亭氏蔵……三四四
二六六、二宮守恒の「陶器伝記」「染付焼起原」……三四五
二六七、深川神社の昇格資料「瀬戸考略記」……三四六
二六八、天神堂所蔵の棒の手極意皆伝書……三四七
二六九、時疫流行致し候節の御薬方書……三四九
二七〇、大代官へ差し出した無心状……三五〇
二七一、糸魚川家所蔵の「陶痴雑集」と鈴木登……三五一
二七二、「瀬戸の花」の著者刑部玄と猿面茶屋……三五二
二七三、「をはりの花」とその著者について……三五三
二七四、「をはりの花」所載の珍しい茶碗……三五五
二七五、伯庵の茶碗と元の所持者刑部陶痴……三五六
二七六、天皇おすべり品と珍しい証文……三五七
二七七、伊藤四郎左衛門所蔵の新聞綴……三五八
二七八、陶器商報百号の附録と民吉の陶印……三六〇
二七九、加藤数右衛門の著書その他……三六一
二八〇、稀有本の本領を発揮した内容……三六二
二八一、飛鳥井孝太郎著「三世弘法善治伝」……三六三
二八二、徳利の値に発奮した弘法善治……三六五
二八三、富一文書・祖母懐若連規則……三六六

二六四、祐右衛門文書の「成丁簿」など……三六八
二六五、大正四年に発行された瀬戸町誌……三六九
二六六、郵便当初の規則と局長の保証書……三七〇
二六七、瀬戸郵便局とその遷り変り……三七一
二六八、瀬戸警察署の沿革と歴代署長……三七三
二六九、瀬戸消防組・警防団・市消防団……三七四
二七〇、瀬戸消防組の慶長小判騒ぎ……三七六
二七一、今坂を堀り割つた水谷天爵大臣……三七七
二七二、中馬街道開設と中央線誘致運動……三七九
二七三、乗客が降りて後押した自動鉄道……三八一
二七四、瀬戸で電灯の灯しはじめは八十三軒……三八三
二七五、戦争の景気で瀬戸の瓦斯管を堀る……三八三
二七六、瀬戸公園の茶室竹露庵の由来……三八四
二七七、赤津の篤行者と六人の石屋……三八七
二七八、山田治兵衛と四季咲の桜……三八八
二七九、今井鎌三郎校長の事蹟と逸話……三八九
二八〇、水野権平家の古文書感応寺へ保管……三九〇
二八一、明治初年にはお正月に獅子舞……三九一
二八二、初恵比寿の瀬戸名士七福神行列……三九二
二八三、再鋳された宝泉寺の梵鐘銘……三九四
二八四、瀬戸の金融機関の遷り変り……三九五

三〇五、陶生病院の創立から現在まで……三九六
三〇六、大正年間の大火災と大水害……三九七
三〇七、郷の火事と火の玉小僧の品助……三九九
三〇八、新版「尾州皿屋敷」の一幕……四〇〇
三〇九、濃尾地震の被害と天災の編年……四〇一
三一〇、競馬・競輪とオリンピック選手……四〇三
三一一、陶芸作家の育成者と現代作家……四〇四
三一二、平田橋事件の大島渚と北熊関係……四〇五
三一三、俠客実在親分が集義隊長となる……四〇六
三一四、北熊一家と争つた瀬戸一家のこと……四〇八
三一五、瀬戸一家と武蔵屋一家の争い……四〇九
三一六、殺人犯人が社会事業家となる　加藤清之助一代記　(一)……四一〇
三一七、運命の岐れ路手に持つた鞄　加藤清之助一代記　(二)……四一二
三一八、雨の深夜に起つた中屋の惨劇　加藤清之助一代記　(三)……四一三
三一九、死刊囚の為に瀬戸から千人判　加藤清之助一代記　(四)……四一四
三二〇、著者と知り合つた頃のこと　加藤清之助一代記　(五)……四一六
三二一、美濃から移住した「えり定」　江崎将軍一代記　(一)……四一七
三二二、天然氷買占失敗と筏丸の関係　江崎将軍一代記　(二)……四一八
三二三、得意時代の「立憲同志会」発会　江崎将軍一代記　(三)……四二〇

# 総索引……四三

## 正誤表……（正誤表により訂正の上お読み下さい）……

改訂増補

# 瀬戸ところ〴〵今昔物語

安藤政二郎著

## (1) 瀬戸ところ〴〵今昔物語序曲

木曾の山脈（やまなみ）が、濃尾平野に山容を沈めようとする辺り、ここ東尾張の地は、丘陵がゆるやかに横臥し、遠く知多の岬に尾をひいて、丘陵地帯の到るところには、無数の古窯址が残されている。

第三紀層を主とし、僅かに洪積層、冲積層などを挟んだこのあたりからは、木節粘土、蛙目粘土、ちくら、本地砂、鬼板、水打ち、砂絵呉須など、あらゆる陶磁器原料を産出する。それに加えて、尾三濃三国の境にそびえ立つ猿投山、三国山などの花崗岩地帯のタールベッケン（谷盆地）からは、良質の長石を多産し、しかも溪流は水車の動力原となつて石粉水車の発達を招来した。

◇

天の恵みに祝福された瀬戸の地に、生れ出るべき宿命の下に、生れ出たのが『せともの』である。藤四郎といい民吉といい、信長といい尾張の殿様といい、それ〴〵の時代にそれ〴〵の人が活躍して〝せともの〟の瀬戸の基盤は築き上げられた。

明治、大正、昭和の躍進期を経て窯業単一の工業都市！特殊な性格をもつ市（まち）として全世界にも類いの稀れな〝せともの〟の瀬戸市は生れた。

◇

『尾張太古の絵図』（三頁参照）は猿投神社の宝物を、明治三十五年版の大福帳に写し出したもので、これに似たものが文化十一年（一八一四年）春日井郡玉井之神社修覆の際に発見されたと『東春日

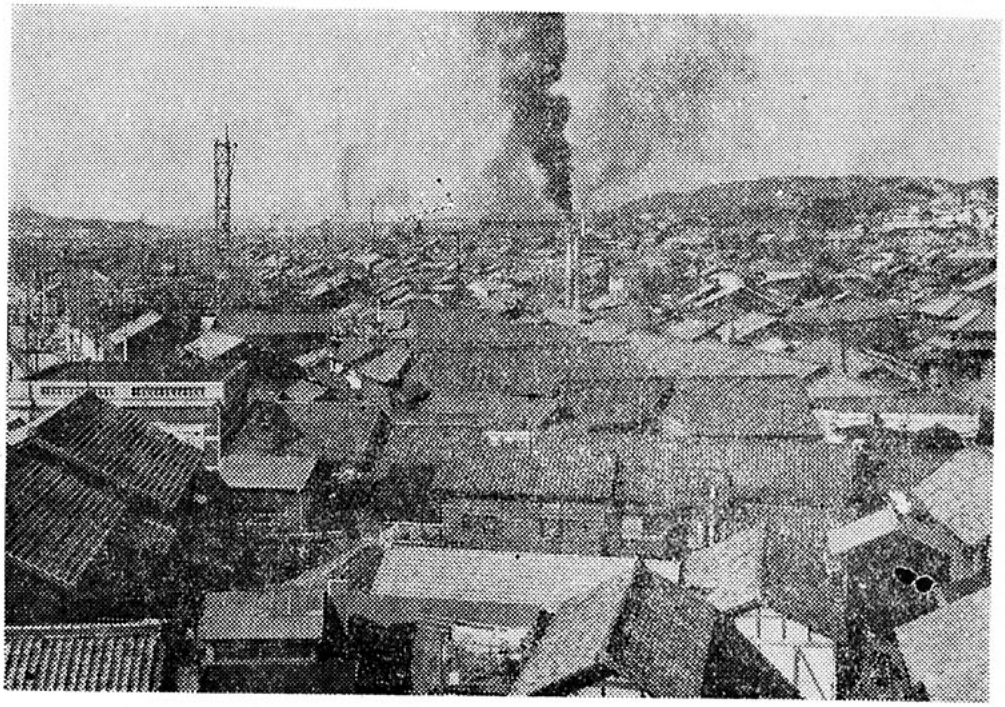

〝せともの〟の瀬戸市（東海銀行瀬戸支店屋上より西を望む）

井郡誌』は図録している。

名古屋市の蓬左文庫にもこれに似たものが所蔵されているが、その図に捺した『徳川氏図書記』という印章が、徳川義礼氏の所用印である点から見て、明治三十年前後のものと思われる。これらの尾張

太古の図は、原本の作成年代も、それを作成した人物についても一切知ることができない。

◇

瀬戸地方は、古くは尾張八郡の一つとして山田郡と呼ばれたが、後、春日井郡に併せられ、明治十三年二月五日には、更にこれを東西に分けて東春日井郡となつた。【注】『尾張本国帳集説』は『斯波氏領国の時、山田郡を停め、春日井郡に合せ、一郡と為す』と記している。

◇

いつの頃から瀬戸村と呼ばれたか、はつきりしない。ただ山田郡の一部落であつたと想像する外はない。尾張藩政時代には瀬戸村、上水野村、中水野村、下水野村、赤津村、今村、美濃池村などと呼ばれたが、天明元年五月に水野代官所が設置されて以来、その直轄地となつた。

◇

明治維新の当初は、東方総管所に属し、廃藩置県によつて名古屋県となり、明治五年には愛知県の管轄となつた。

明治二十一年（一八八八年）法律第一号市町村制が定められ、近代的自治体としての法的根拠をもつに至つた。【注】瀬戸の村制実施は明治二十二年十月一日、同二十五年一月二十九日に町政を布き、大正十四年八月二十六日に赤津村、旭村の一部との合併が認可され更に昭和四年十月一日に市制を布いた。昭和二十六年五月水野村を合併し、さらに昭和三十年二月十一日幡山村を合併し、その地域は〇・七三平方粁。人口六五・〇四二人の都市となり、品野町や旭七町との合併も近く実現されようとしている。

# (2) 瀬戸の地名はどうして生れた？

『尾張太古の絵図』の作成された年代は、恐らく徳川期だと思われるが、その原本がいつの時代に作られたものか、単に地形とにらみ合せた想像画にすぎないのか一向に判明しない。いずれにしても太古の地形は、この絵図に近いものであつたと思われる。

◇

瀬戸の地名の起原は、恐らくこうした地形に基いたものと思われるが、これを決定づける古資料はない。いずれも徳川期のものばかりで、これを定説化することは至難である。そこで瀬戸の地名について諸書に表われたところを集録し、後日の考に備えたいと思う。

◇

『尾東瀬戸物山あり、せとは海磯近く、山島の間をいう。追渡の事、愛知郡（原文のまま）の海遠き地に、せとの名はいかにしてあるかという人あり、されば我陶器の製、知多郡海辺より焼はじめて、薪につきてようやく北の方にうつりしとかや、はじめ知多の瀬戸より起りし名なるべし』（塩尻巻七十六）

◇

『瀬戸とは海浜によりたる名にて、むかし藤四郎春慶というもの、宋国に渡り、陶器を焼く事を習い伝えて帰りけるが、知多郡常滑のあたりの海辺にてやきそめし故、其器を瀬戸物と名つけし。その後土性のよき地を索めて、此地に窯を作りて多く焼出しけるが、猶陶器を瀬戸物といいしより、やがて村名にもうつりたるよし、いい伝えたれどいかがあらん』（尾張志）

◇

『〔神野翁曰〕瀬戸は正字陶所の義なるべし、周恵の反勢、戸は所也。陶器を焼ところをさして勢戸とよぶことなるべしと申されき

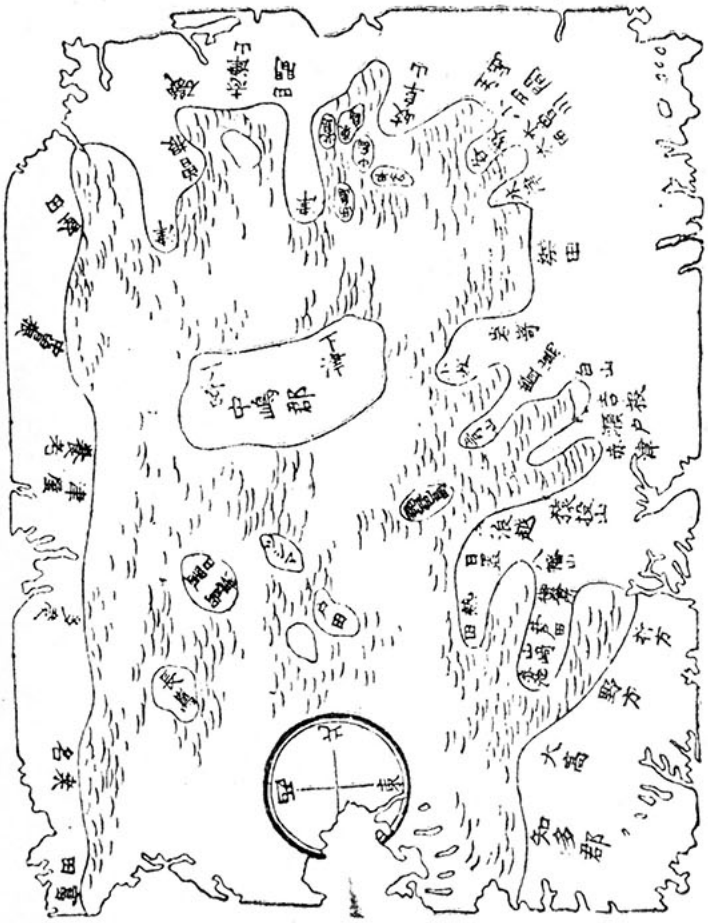

— 猿投神社所蔵、尾張太古の図 —

〔正生考〕此解確言也。和名抄に山田の郡主恵の郷とあり、又飛騨の国人の談に、皁駄国大野郡山田村は古より陶器を焼くところなり又三福寺（不清音）にても近来陶器を製出。此二ヶ村とも世俗、村名を呼ばずして皆瀬戸々々とよぶという。是瀬戸はおのずから陶所の約る其証なり。【附言】日本釈名曰、瀬戸とは狭る所なり、四方山ありて海のせまき所なり、又海ならねど、山間の狭き所をも迫所（せと）という。とあるものは、海路なる瀬門の事なり、安芸国おんどの瀬戸、相模国瀬戸の三島などのことなり。ここをもて瀬戸に二義あるを知るべし』（尾張地名考）

◇

『深川神社の東方に、北から南へ深き細流あり、これを深川という。又東方より一水来りて、両川出合の岸根に、岩石に水当りて、ひくきあり、これを瀬戸という。これが転々して村名となる』（二宮守恒筆録）

◇

『往古は山林深く、下流太き故、瀬戸の名成べし。また深川神社も右の名に拠るところなり』（瀬戸一覧）

『古昔より細倉の西に滝あり、その前の方に古人住居する時、滝瀬の所に住む、故に村名を瀬戸邑という』（陶器図解、瓷器必要、率揮本）

◇

寺内半月翁は、その著『尾張瀬戸・常滑陶瓷誌』に『瀬戸の最初の字は背戸であつて、此字はセト、又はセドと発音するので、背後又は裏口を意味して居るもので、此字の起りは三世藤四郎の弟景長（藤左工門）は、正中年中間、隣村赤津に分家し、陶業を営む。其製する所の器に背戸二郎と款したり（尾張花）』と記し『それが現在の瀬戸の地名の起原となつたことは当然のことであると思う』と述べている。

◇

以上のように瀬戸の地名の発生については、常滑地方から移つたもの、陶器を作つた所の意、地形によるもの、陶器に刻んだ名款を根拠とするものなどの諸説に岐れている。

◇

# (3) 藤四郎以前の尾張の古陶

仁治三年（一二四二年）に陶祖藤四郎が瀬戸で窯を開いたと伝えられているが、これより以前の瀬戸地方の陶業はどんなものであつたか、正史について考えてみよう。

◇

『日本後紀』に『弘仁六年正月丁丑、造瓷器生、尾張山田郡の人三家人部乙麻呂等三人、伝習して業成り、雑生に准じて出身を聴す』とある。『日本後紀は』全四十巻の中、三十巻は失われ、残欠十巻中の巻二十四にこの記事がある。日本陶窯史の一頁を飾る尊い記録であり、尾張国山田郡の陶業について記された貴重な文献である。

◇

『日本後紀』は日本の正史で、しかも編纂に着手したのが、尾張の造瓷器生任官の事のあつた弘仁六年から僅かに五年の後である。関係者も生存しており、史実についても記憶の新しいうちに着手されたのだから、瓷器製造に関する最も正確な記述と見てよい。

『山出郡の人』と記すだけだから、地名は詳しく判らないが、現在の東春日井郡小牧町字上末、下末の附近。名古屋市千種区唐山、末森附近を中心とした古窯址群地帯と見るべきであろう。

◇

『延喜式』巻二十三には延喜五年『尾張国瓷器、大椀（だいのまり）五合（径各九寸五分）・中椀五合（径各七寸）・小椀×合（径各六寸）・茶椀廿口（径各五寸）・盞（さら）五合（径各四寸五分）・中擎子（ちゆうのけいし）十口（径各五寸）・小擎子五口（径各四寸五分）・花盤（はなさら）十口（径各五寸五分）・花形塩坏（はながたのしおつき）十口（径各三寸）・瓶（みか）十口（大四口小六口）』を年料雑器として『其用度・皆正税に用いる』と記されている。延喜式は延喜五年（九〇五年）に選ばれ同七年に完成しているから、藤四郎が開窯したといわれる仁治三年より三百三十三年前である。

◇

以上の瓷器を焼いたと思われる窯址は、瀬戸の周辺では発見できない。しかし無釉の陶器は夥しく焼かれ、一般にこれを行基焼と呼んでいる。茶碗らしいもの（口径四寸五分から六寸・高さ一寸五分から一寸九分）と、皿らしいもの（口径二寸から三寸五分・高さ五分から一寸）との二種に分れ、時に『こね鉢』らしいものも混つている。

◇

この焼物の特徴としては、胎質と共に高台を挙げることができることに瀬戸地方のものは長石質のものが坏土の中に溶融して噴き出ており、小皿には高台が付けてない。一般に高台は付け高台になつていて籾殻の痕がついている。

◇

藤四郎以前と思われる瀬戸附近の古窯から、灰釉をかけたものが発掘される。淡黄緑釉といわれるもので、貫入は細かく、釉薬に長石分や鉄分は混じつていない。

天目釉、飴釉などの古瀬戸風の焼物の出現と、窯様式の変化、匣鉢の使用などによつて、藤四郎の実存が始めて確認されるのではあるまいか。

◇

藤四郎の伝記については幾多の書物に記されているが、いずれも伝説の域を脱けないもので、史的（学問的）裏付はできていない。今座右にある伝記関係のものだけを挙げても大へんな数にのぼる。

尾張瀬戸藤四郎一子相伝、茶器弁玉集、森田久右エ門江戸旅日記
尾陽雑記、塩尻、万宝全書、瀬戸窯業の由来書、張州府誌、尾張国

# (4) 瀬戸で最古の藤四郎伝記

人物志略、張州雑志、古今名物類聚、瀬戸陶器濫觴、尾張志、陶器考、本朝陶器攷証など明治以前のものでもこれだけだが、明治以降になると数え切れない。

◇

藤四郎の家系、出生地、父母、藤四郎の名前、生年、没年、墓地など各種各様に書かれているから、一々その内容に触れることは至難である。慶応三年（一八六七年）に建てられた陶祖の碑の碑文が明治以降の藤四郎伝記の根幹となつているが、これは誤りの多いものである。【注】この点については昭和二十八年七月以来、三年間に亘つて大瀬戸新聞に連載中の『新しい藤四郎研究』に詳説されている。

‖加藤唐四郎春慶翁伝来記‖

◇

瀬戸市陶原町の加藤繁氏所蔵の『加藤唐四郎春慶翁伝来記』は毛筆書きの原本で、瀬戸地方に現存する藤四郎伝記類のうち最古のものと思われる。

◇

加藤繁氏の先代は専一、専一の父は周作、周作の父は道三で、明治初年に南新谷で漢法医の玄関を開いていた。

周作の兄にアキラという西洋医学を修め、瀬戸で開業していた人もある。

さて『加藤唐四郎春慶翁伝来記』は、道三の手から周作―専一―繁と代々伝えられたものであるが、道三は加藤兼助（山陶屋）から譲りうけている。

◇

それを証明するものとして、この書物の終に次のような書き込みがある。

『此本は明治二十一年、当時南島加藤増七道具商、何方よりか買求め候、直に我買求致し、同日其訳をここに相記す者也

明治二十一年六月二十八日書

何方へ御用立候共早速御返却相成様、此段奉願候也

持主　加藤　兼助』

◇

兼助以前の持主は『文化三・四月、瀬戸村□□□』と記しているが、□の個所は切り取られているので判らない。

本書が作成された当時の持主は加藤新兵衛であつたことは、次の記述によつて判る。この場合の新兵衛は持主というよりも、むしろ編

纂の依頼者らしく感じられる。

◇

延享五戊辰年五月五日

春日井郡瀬戸村住、持主　加藤新兵衛印

愛知郡山口村庵主、筆者　漸行叟印

以上は本文の末尾に記されているが、延享五年（一七四八年）は七月に改元して寛延元年となつている。この点からみて、日時の記載なども正確であり、紙質、文体、書体などから推して成立年代に疑いはない。

◇

表紙一枚は切り取られ、新しく表紙をつけて前記の表題を書き込んでいる。本文には『加藤唐四郎何某』と記し、春慶翁などと記していない点と、筆跡が兼助氏のものである点などからみて明治二十一年に付け替えられたことが判る。

◇

内容は道元が野田の密蔵院に折々来たので、藤四郎が訪ねて禅門に入り、それが縁となつて道元の入宋に従つたことになつている。道元の入宋は貞応二年（一二二三年）、密蔵院の創建は嘉暦三年（一三二八年）であるから入宋後百五年も経つて出来たお寺で、入宋前の二人は会見したことになる。

惜しいことにこれらの記述のため瀬戸最古の文献も、史的価値は大きく割引されねばならない。しかしこうした事は藤四郎伝記書のすべてが荷負うところの宿命である。

# (5) 陶祖藤四郎はいつ死んだか

陶祖藤四郎の死亡年月日は、諸書の記すところがまち〳〵で、捕えどころがない。しかもそれらの記述は、いずれも後世になつてからのもので、没年を証明する根本資料とはならない。

◇

瀬戸公園に建てられた陶祖之碑は、尾張藩士阿部伯孝の選文であるが『陶祖歿年、諸書に考うる所なく』として、藤四郎の死亡年月日を記していない。

◇

『尾張瀬戸藤四郎一子相伝』（別所吉兵衛文書）によれば『文暦元年（一二三四年）正月十七日、生年五十七歳にて往生す』となつている。

『をはりの花』は『弘安七年（一二八四年）某月（一に建長元年三月十九日）瀬戸に於て歿す。行年八十二なり』と記している。

加藤唐九郎氏編の『新編瀬戸窯系統譜』によれば『景正、建長元年（一二四九年）三月十九日歿、法名貫山道休居士』となつているがこれは『をはりの花』の一説又は『陶器類聚』を取り上げたものら

# (6) 陶祖春慶翁の宅跡と杉塚

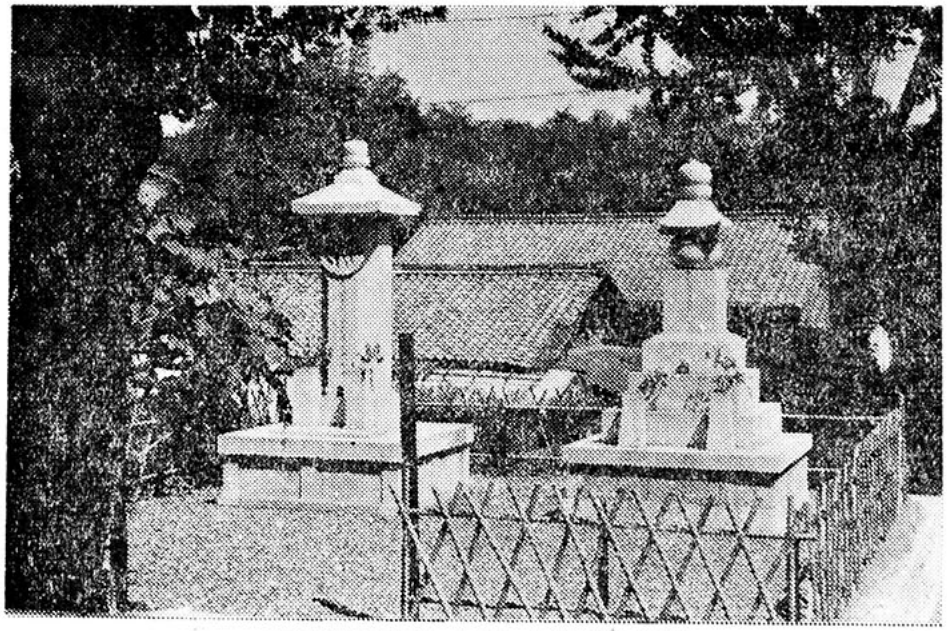

＝宝泉寺の陶祖（右）と磁祖の石碑＝

しい。

◇

宝泉寺には嘉永六年（一八五三年）に瀬戸村窯屋中から位牌を納めている。それには『陶舎元祖加藤四郎春慶居士』と刻まれているが、没年については何も記すところがない。

昭和二年（一九二七年）に曹洞宗大本山永平寺から『陶祖院殿慈光春慶大居士』という院殿号の戒名が、藤四郎のために追贈され、更に昭和二十八年には、宝泉寺境内に前記の戒名を刻んだ石碑が建てられたが、その没年については全然触れていない。

◇

『陶器伝来記』は『仁治三年より十二ヶ年後、建長五年（一二五三年）癸巳三月卒す。則ち白庵春慶居士』と記すなど、諸説はまちまちで、しかも文暦元年から弘安七年までの間には、五十年の開きがあり、人生五十年がすつぽりとその空白を埋める。

◇

藤四郎の没年については、以上のように諸説がまちまちに行われているが、それらの全部が、没年を証明する資料、又は没年について記した原典（鎌倉期——室町期）の所在を明らかにしていない。

◇

以上の文献とは別な観点に立つて、藤四郎の死亡年月日の推定できる唯一の資料がある。『瀬戸窯焼謂伝記』によれば、瀬戸の窯屋中が宝歴二年（一七五二年）八月五日、藤四郎の五百回忌の法要を営んでいる。すると建長四年（一二五二年）八月五日が藤四郎の没年となる。（一六頁、陶祖の追善と頌徳講演会参照）

しかしこの法要も、年々執り行われたというのでなく、五百年後に行われているのだから、この一事をもつて、没年を確定づけることはできないであろう。

大正七年の米騒動の後に、当時の藤原町、現在の杉塚町に陶祖宅跡の建碑が企てられたが、実現に至らなかつた。

昭和十五年、杉塚と伝えられる場所を索めて尋ねて行くと、杉塚町の片山宗十氏の前を東へ入り、元寺田歯科医院の裏にあたる空地だと教えられた。

現地には杉の古株さえも見当らず、宅跡はあとかたもない有様だつた。（写真参照）

◇

先に建碑の事が企てられたときの、中心人物の一人が宮前の露店世話係、柴田末吉氏と判つたので、同氏を訪ねて当時の事情を聞く。

◇

『私はその頃、中堤の藤原町に住んでいました。当時瀬戸に島（町内）が九十六島ありましたが、その中で藤四郎祭に馬を出すことに賛成の島が、藤原町で七つ目でした。

島に馬道具がないから、借りて出そうというので、私達は借りてまで出さんでもよいと反対し、藤原町から抜けて今の杉塚町をつくつたのです。杉塚町という名をつけたのは、陶祖の宅跡を忘れないためでした。

◇

当時小さな杉があり、塚といわれる土饅頭がありました。その所に宅跡を記念する碑を建てて、後世に残したいと奔走しましたが、悲しいかな、私達が貧乏の加減か、相手にしてくれず、不成功に終りました』

◇

本書の初版に『民吉翁の宅跡には、立派な石柱が建てられてあるにも拘らず、春慶翁の宅跡には何等の施設なし、では申訳なし、至急建設するよう努力を払うべく発起されたしとの声が聞えている』と記したことが端緒となつて、昭和二十四年四月『陶祖春慶翁宅趾』の建碑が行われた。この場所は一般には杉塚町と言われ、それが通用しているが、厳密に言えば小溝一つを距てた前田町に建てられている。

◇

この碑が建てられるとき、地元杉塚町の三宅国勝氏ら、古くから居住している人達によつて、藤四郎屋敷と言われている場所とは違うというので抗議されたが、強引に建設された。

さてこの杉塚が藤四郎の宅跡であるという素因をつくつたものは、瀬戸公園の陶祖の碑文で『陶祖の宅址を中島といい、瀬戸村深川神社東辺の田圃の中に在り、杉一株を樹（た）て、以て誌（しるし）

＝ 跡の塚杉の頃年五十和昭 ＝

となす』と記している。

◇

ところが、碑文を書いた慶応二年より、四十五年乃至五十年前に横井金谷の画いた『瀬戸古窯図』（本書の表紙扉画）には、一見して松と判る木立の場所を『藤四郎宅跡』と記している。また『東春日井郡誌』は『陶祖加藤四郎春慶の宅趾』と題し次のように記している。

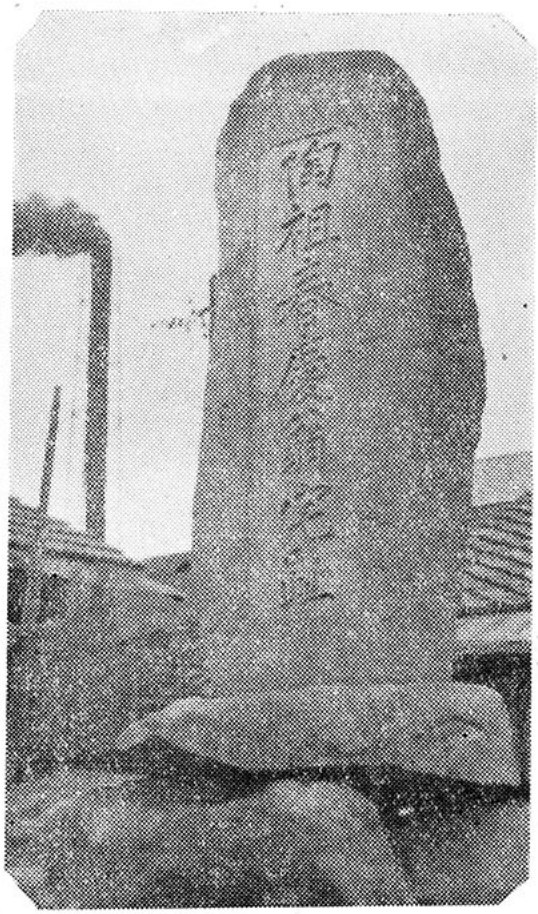

‖昭和二十四年に建てられた陶祖宅趾の碑‖

◇

『瀬戸町深川神社の東南、字郷、中の島にあり、陶祖春慶瀬戸に業を興し、終焉の地となし、晩年家業をその男に譲りて隠居し、遂に此に終る。

葬地に塚あり、而して古来老杉あり、依て之を杉塚と称せり、其の老杉已に枯たるも、古塚は今猶存せり』

◇

『陶器図解、瓷器必要、率揮本』は、この点について『今に杉木の残りし処、伊藤彦助の屋敷跡、其西藤四郎屋敷』と記しているが本書は明治三十年に、加藤数右工門翁が出版したもので、更に同書は『天保七年十月、御代官検見の節、庄屋伊藤彦助の宅地廓中を取巻き、頭取加藤初右工門、加藤栄助、加藤善三郎三人始めとして、村中の者強訴致し、右三人入牢す』と記している。

◇

以上を綜合すると『瀬戸古窯図』に松を画いた場所が藤四郎宅趾で、かつて杉のあつた所は、伊藤彦助の屋敷趾ということが判る。彦助屋敷の一廓にあつたのが藤四郎の墓ということにもなる。そこで杉塚町附近一帯の古老の意見を綜合すると、明治の中葉まで松や百日紅や、カネヅル等の茂つていた『いさいさ、ぼんぼ』という子供の遊び場が、藤四郎（兎四郎）屋敷で、現在宅趾の碑の建つている地点から、凡そ三、四十間西に当り、（丸仙陶器原料株式会社の工場）のあたりとの事である。

## (7) 山神の椋の下の茶入と狛犬

『尾州瀬戸の泰澄院は遠州秋葉山の役僧にて山伏なり。元祖藤四郎以来、瀬戸窯元の祈禱寺にて、今も焼物窯無事安全の加持を勤む

るよし。

此の寺の本尊は不動尊にて、則ち藤四郎の守り本尊なり、堂前に狛犬大小二頭あり、藤四郎作にて奇代の物なりと。

当院に瀬戸の窯印あり。当住洗心洞逸奔により、福井雨洗へ寄贈のよし』

◇

以上は明治三十年発行の『尾参宝鑑』の抜き書であるが、泰澄院（たいちよういん）というのは、北新谷の加藤法印と何らかの関係があるように感じられる。（泰澄院趾は瀬戸市仲切町九七地加藤勲氏宅裏である）それは兎も角として、藤四郎作の稀代の狛犬が大小二頭もあつたというのだから、何とかして探し出したい。

◇

また瀬戸の窯印が泰澄院にあつたが、住職の洗心洞が逸奔したので、福井雨洗へ寄贈したという。福井雨洗とはどんな人物で、どこに住んでいたか、窯印や狛犬は其後どうなつたか、詳しく知りたいと思うが、今となつては調査の手だてさえも見つからない。

◇

同書は『又末社、山神へ茶入を焼いて奉納す。之を後世〝山神茶入〟という。後、山神の境内にその茶入を埋め、その上に椋の木を植置きしという。其の椋大樹となれり』と記し、茶入は陶祖藤四郎二代藤四郎、三代兎四郎の三人の中の作だと記している。

◇

茶入を山神に埋めたという点について、更に詳しく記したものがある。洞の二代目加藤亮吉氏所藏の『陶器図解・瓷器必要・率揮本』がそれである。

◇

『加藤藤四郎春慶作の茶壺一つ、本郷島の山神の社の三間ほど巽（たつみ・東南の間）に茶壺を埋て、その上に小椋を植て瀬戸村の繁栄を祈り給えり。小松は大木となり、今にあり。椋の木は大木になりその後天保十二年、大風にて倒れ、跡に今は小椋根より生えあり』

◇

これだけはつきりした資料が揃つているのにも拘らず、暮夜ひそかに山の神の境内を探した者のあることを聞かない。そのような不心得者は現在の瀬戸市には居らないだろうが、後世で植樹献納運動などと銘うつて、境内の異の地点に、植穴を掘る奇特？な人物が顕われないとは保証できない。

◇

慶応年間に瀬戸窯取締役をしていた加藤清助景登は、瀬戸陶業の恩人、陶祖藤四郎の建碑の件を、尾張藩庁へ願い出た。かくて尾張

# (8) 陶祖春慶翁の碑

江戸時代の末期までは、陶祖藤四郎については墓所も判らず、それを祀る神社もなく、記念碑なども無かつた。ようやく文政七年十月に、深川神社境内の摂社として祀られたのが陶彦社であつた。

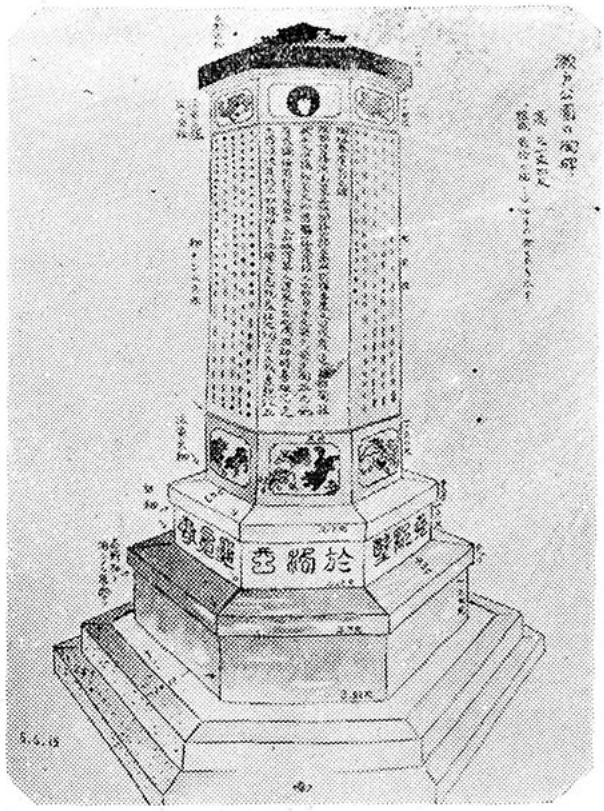

春慶翁の陶碑見取図
(旭町三郷の加藤庄三氏筆)

藩の経済的支援の下に大陶碑の建設は企画された。

◇

慶応二年六月に着工して、翌三年の六月に焼き上げ、同年九月二日に竣工したもので、陶碑は日本最大のもので、恐らく全世界にも比類のないものであろう。

陶碑は六角柱体、碑棹の長さは一丈一尺、毎辺の巾は二尺で、薄い志野釉のかけられた逸品である。台は五層、その三層が陶製で大小三十個から成り、碑棹の上部は六角形の陶蓋で被われている。

◇

碑文は尾張藩の儒臣阿部伯孝の自筆の選文で六面に亘つて刻まれているが、彫刻は名古屋の篆刻師秋田新蔵である。

◇

碑の上部には加藤氏の紋章その他、台には唐獅子の浮彫が見事に刻まれていたが、今では大部分が剝げ落ちて僅かにその面影を止めている。

唐獅子其他の浮彫は、讃岐の浪士渡辺幸平の手になつたもので、幸平は元、高松藩主松平侯の近習だつたが、君側の侍女と通じて露顕し、遁れて京都に身を寄せていた。

◇

瀬戸出身の京都の窯屋加藤松兵衛方へ寄食していた幸平は、松兵衛の紹介で瀬戸の加藤三平方へ身を寄せた。当時幸平は四十余歳で腕は頗る達者だつたから、各窯屋で珍重されだが、明治五年二月十二日に没した。

◇

さてこの大陶碑を誰れに造らせるかという段になつて、衆議は当時瀬戸随一の名工と謳われた加藤岸太郎に一決した。

しかし岸太郎は、その卓絶した腕を買われて筑前の黒田家に招かれ御用窯に勤めたことがあつた。それらのことは国禁となつていたので重刑に処せられる定めになつていた。

◇

当時岸太郎は瀬戸へ帰つて潜伏していたが、窯焼仲間でも彼の技量を惜しみ、互いに隠匿して保護していた。

たまたま陶碑建設の議が起つて、この仕事を仕遂げるものは彼以外にはないと評議が定まり、窯取締役の清助景登は『もし岸太郎が陶碑の製作に成功すれば、出奔の罪は赦されたい』と藩庁に願い出て許された。

◇

この碑の陶台に彫刻されている景登の名と、岸太郎の名だけが、石をもつて砕かれている。これについては加藤唐九郎氏の怨恨説が

広く行われているが、加藤庄三氏の子供の悪戯説もある。

# (9) 清助景登の『陶祖碑塔録』

陶祖藤四郎の碑を庚申山（現在の瀬戸公園）に建設した第一の功労者、山陶屋事加藤清助景登の末裔加藤祥文氏所蔵の『陶祖碑塔録』という、陶碑の建設記録を見せて頂いた。原文は和紙五六枚に書かれたものだが、如何に苦心して完成したかを知ることのできる貴重な文献である。

◇

『さて土こしらへの工風等差図致、諸道具入用品取揃、窯屋心得実直の者清十に願い入り、山土等寄せ、焼土を多分に寄せ置き、細工人岸太郎を発明に頼み入り、出来方工風手練並に作方仕方等段々申合、心をつくし、同人十分ノ一雛形など造り、格好を試み、

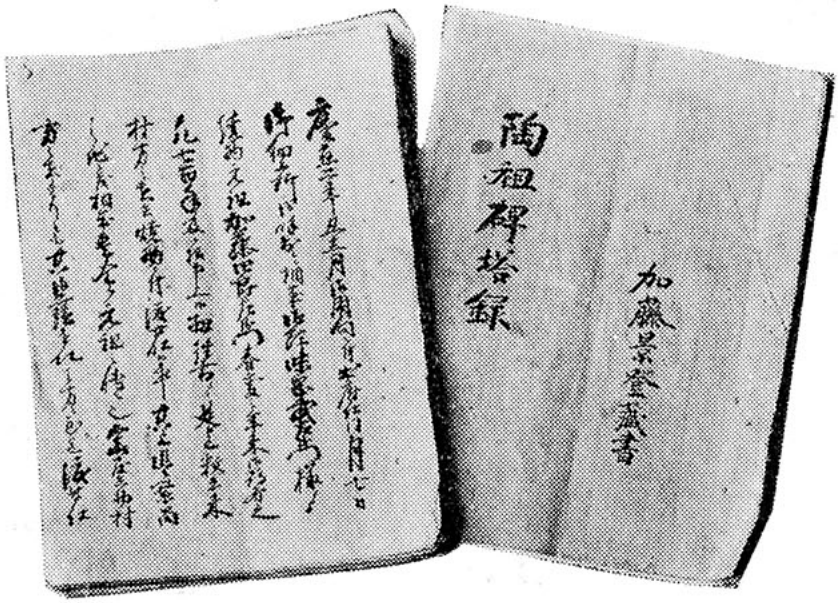

加藤祥文氏藏（陶祖碑塔録）

◇

細工出来方引受けくれ、毎日職場並に窯の中にて造り建、見巡り致し、慶応二年六月上旬より作り初め、八月下旬までに上下残らず出来仕り、文書彫方は八月より十月まで彫り入り、惣出来相成候。

◇

さて大器品故、冬期は乾しかね、焼立方不同に就き翌年に持越し卯春窯組合に頼みおき、殊の外手間取り、慶応三年五月窯詰致し、長く風雨地震の心配致し、同月火入。碑造り詰置き、丸窯は下より七ツ目大窯にて、五月二十四日午刻より廿五日午上刻までに焼終候也。

◇

先々無事無難、上出来と拝見、大器物につき早ざめ致させ候ては割れ損じ出来、取返し無之、上下口々より締りをつけ、番をさせ、四、五日口開き延し置候。

六月三日巳刻、口あけ致候処、実に無類上出来焼につき、皆々かかり合せし者、大いに悦びくれ、我身にとり申すこと無之、大慶至極

に奉存候。

◇

窯も一ケ年差支致させ、直様入用の由申出候につき、早速出し方に付、日雇方へ申遣し、新居の久平に頼入、同月十五日より相かかり禅長庵山峰まで引届るべく引受候。

多勢を以て窯の中に、藁芦にて十分包み、江戸送り荷物同様に造り立て、窯を破り外に出し、夫より道を作り往来まで引下げ、毎日六七人宛にて廿八日までかかり、山の裾まで引届く。

◇

七月上旬山の峰に引揚げ、夫れより地場築上方、日雇三、四人づつ頼み置き、外に窯屋より十人づつ、二夕廻り人割を以て築立方取はからい、八月十二日までに出来の上、それより取建方下拵七、八人づつ、廿五日まで碑を建上げ、笠ばかりかけ方残る。

◇

さて雨降つづき、其の間の中に法華経一字一石を以て中一パイ詰め、九月二日までに笠を上げ、惣建上げ出来に及び大悦目出度、神々に御酒を供え、日雇方に酒を飲ませ、大慶至極、九日までに道具返済致させ取片づけ申候、以上』

そして庚神山（瀬戸公園）まで運搬するのに、コロを用い、ロクロで引張り、瀬戸中の人が奉仕して完成したと聞いています』

◇

碑の背後に五輪の石塔が一基ある。といつても形の崩れた燈籠めいたものだが、いつ頃建てられたものか判らない。ただ誰れ言うとなく、馬ケ城から運ばれたものだと語られている。

しかし明治十三年に発行された『尾張名所図会』には『禅長庵の山上、春慶が墓といい伝うる古五輪の前に、彼の碑を建て……』と記し、現在の石塔とは形の違う見事な五輪の塔を画いている。

◇

建碑の発起人加藤景登自筆の手記『陶都禅長庵碑塔』によれば『数百年来村方繁盛する、一同の者渡世の基を知らず、元祖旧跡等

# (10) 窯の中で造つた陶祖の碑・五輪の石塔

瀬戸公園に建つている『陶祖春慶翁之碑』について、昭和十三年の某日、故加藤直寿翁の語られた逸話の二、三を記しておく。

◇

『春慶翁の碑文は、尾張藩の儒臣阿部伯孝先生が書いたものですが、その文章を其迹（きせき）こと、二宮九右衛門先生が講釈された。それを伝え聞いた阿部先生が〝瀬戸にもそんな学者が居るか〟といつて驚いたそうです。九右衛門先生は、私の手習師匠で、明治三年に師事しましたが、当時五兵坂の先生といわれていました。

◇

あの碑の作者は、今の北栄町のあたり、その頃田圃の中の一軒家だつた加藤岸太郎という人です。丸窯の中で造つて焼き上げ、窯の口を壊して取り出したものです。

何ら取立の訳これなく、歎かわしき次第』と記し、藤四郎に関する旧跡が判らぬことを歎いているのだから、墓などの有ろう筈がない『尾張名所図会』の場合は、絵そらごとと言うべきであろうか。現に明治四十年頃の写真によると、土塀に囲まれた陶祖の碑の後方に五輪の石碑はない。

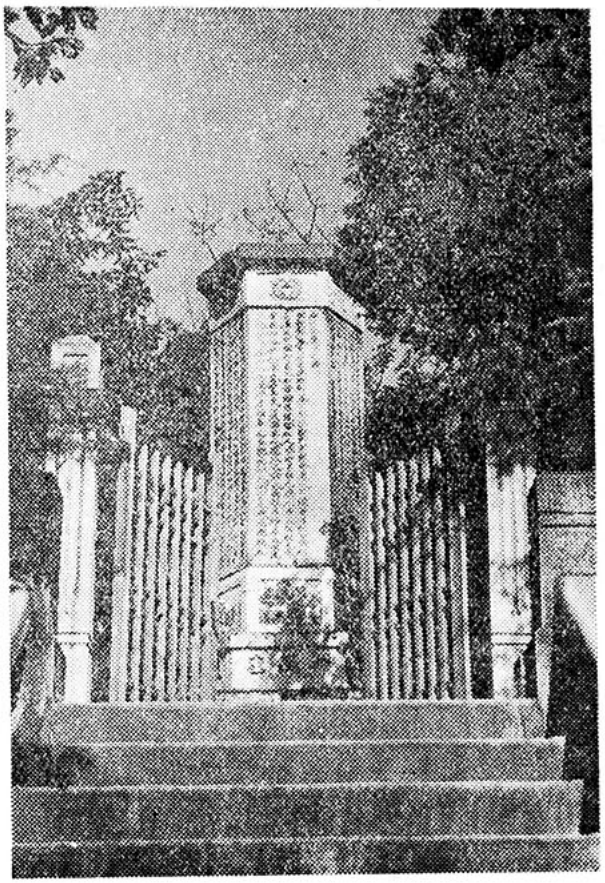

‖瀬戸公園の陶祖の碑‖

◇

清助景登の一子山陶屋兼助翁の筆録『加藤清助概伝』は『万延三年十二月七日、細工所總官、味岡武右工門様より招喚あり、春慶の経歴を尋問。因て答う。味岡様曰く〝其村にして其旧跡の因るべきものなきは遺憾なり〟と。よりて碑の建設を企つべしと仰付られ』と記している。

しかも五輪の塔の前に建てられている陶祖の碑文は『墓は五位塚といい、村の左に在り』と記しているのだから、この石塔は藤四郎の墓と云い伝えられたものではない。【注】五位塚は古墳であつて鎌倉時代のものではないから、碑文も又間違つている。

# (11) 陶祖の正五位追贈は明治三十八年

瀬戸市が編纂した小学校用の副読本『瀬戸読本』には、その第二課に『陶祖春慶翁』と題する記述がある。その第八頁に『明治十九年十一月、畏くも明治天皇は陶祖春慶翁の功績を嘉せられて、正五位を追贈遊ばされた』とあるが、これは間違つている。

◇

加藤唐九郎氏編『陶器全集、日本陶窯史、新編瀬戸窯系統譜』には『明治十九年十月十八日正五位を賜う』とあり、更に同氏編の『陶器辞典』にも『明治十九年十月正五位を賜う』と記されている。

◇

これより先き、大正四年発行の『瀬戸町誌』は『明治三十九年十一月十八日、先帝伊勢に行幸の際、正五位を追賞し給えり……』と記している。

◇

その後大正十二年に発行された『東春日井郡誌』は『明治三十九年十一月十八日、先帝伊勢に行幸し給へし時、奉慶製陶の功績顕著なるを以て、特に正五位を贈り給えり』と記し、『瀬戸町誌』を鵜呑みにしているので、それから以後はこれを受けつぐ記述が多い。

◇

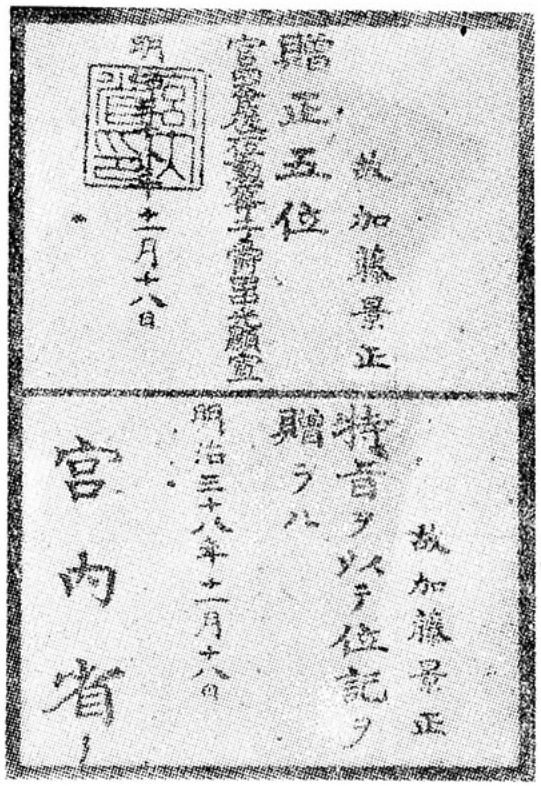


＝記位された贈追へ正景＝
（藏氏郎太芳藤加）

正しい追贈年月日は、明治三十八年十一月十八日であつて、これを証明するものは追贈の位記である。瀬戸公園の管理人をしている加藤芳太郎氏所藏の位記は次の通りである。

贈　正五位
故　加藤　景正

宮内大臣　従一位勲一等　子爵　田中光顕宣

明治三十八年十一月十八日

◇

特旨ヲ以て位記を贈ラル

故　加藤　景正

明治三十八年十一月十八日

宮　内　省

◇

明治天皇は、明治十九年にも三十九年にも伊勢へ行幸されたことはないから、この点からみても前記の諸書は間違つている。明治天皇の伊勢大神宮へ行幸されたのは明治三十八年十一月十七日であつて、このとき追贈の事が行われたのが事実である

# (12) 陶祖の追善と頒徳講演会

四月十九日は陶祖藤四郎を祀る陶彦社の大祭日で、俗に『藤四郎まつり』といわれている。この陶彦社は文政七年十月、瀬戸村の窯屋村方等が尾張藩庁へ願い出て、深川神社の境内に『藤四郎春慶の霊をまつる』と『尾張志』は書き記している。

◇

萩殿町の加藤鉄夫氏の所藏されている加藤儀兵衛編の『瀬戸窯焼

謂伝記』によれば、藤四郎の五百回忌法会を、宝暦二年に瀬戸窯屋中が執り行つている。

◇

『宝暦二年壬申八月五日
加藤唐四郎様の五百歳忌成る。歳忌仏事、窯する仲間中と仕候
南島窯連中
洞島窯連中
北島窯連中
三島窯焼する者と仏事仕候如件』

◇

明治になつてからの陶祖の年忌は、毎年藤四郎まつりの当日、窯屋仲間が中心となつて、瀬戸公園の陶祖の碑の前で仏式によつて行われて来た。

◇

明治四十三年六月七日には、陶祖の七百年祭が瀬戸公園で盛大に行われた。
この時は、名古屋市において府県連合大共進会が開かれていたので小松原文部兼農商務大臣をはじめ、朝野の名士を招いて、盛んな祭典が挙げられた。

◇

瀬戸町の全戸に、さがり藤に陶祖七百年祭と書いた提灯をぶら下げ小学生は『むかし春慶景正の――』と頌徳の歌をうたいながら、瀬戸公園の陶祖の碑と、深川神社境内の陶彦社とに参拝し、更に全町を旗行列で廻つた。

◇

瀬戸公園では、祭典の後に引つづいて、日本陶器会社技師長飛鳥井孝太郎氏の『陶祖と道元禅師』。岐阜県土岐郡立陶器工業学校長黒田正策氏の『陶業改良について』。京都陶磁器試験所長藤江永孝氏の『欧米の陶磁器界』。京都高等工業学校長工学博士中沢岩太氏の『如何にして陶祖の霊にこたえん』と題する記念大講演会が開かれた。

◇

この講演の筆記は、時の町長伊藤茂三郎氏によつて『陶祖頌徳記念講演』の名で出版されている。

## (13) むずかしかつた藤四郎の跡目相続

明治三十八年に、加藤景正へ正五位追贈の御沙汰があつたとき、誰れが直系として位記を受けるかということが問題となつた。

◇

これより少し前の事だが、藤四郎の直系と名乗り、陶祖の二十四代といわれた加藤孫右衛門天陸には、長男鎌太郎、二男桑次郎、三男浜四郎、四男鍵太郎、五男鈴太郎の五人の児があつた。

◇

長男鎌太郎は、どうした理由によるものか早くから分家していたが

明治三十四年四月に死亡した。

贈位の事があつたときは、二男桑次郎が家をついでいたので、桑次郎改め孫次郎が位記を拝受することになつた。明治三十八年十二月二十一日、桑次郎は紋付羽織袴で勝川の郡役所へ行き、位記を拝受した。それをうやうやしく捧げて、二人曳の人力車に乗り、瀬戸街道を馳けて帰つた。

◇

当日は親戚一同、並に島（町内）の者までが羽織袴で小幡まで出迎え、追贈のことを藤四郎山（瀬戸公園）の陶祖の碑前に告げ、再び人力車を先頭にして、一同秋葉下の孫次郎の家へ引きあげた。そして位記は同家に納められた。

◇

この孫次郎は、文字の余り読めない人だつたが、明治四十三年六月、陶祖七百年祭の式典が瀬戸公園の陶祖の碑前で行われたとき、陶祖第二十五代として参列し、後裔として謝辞を述べることになつた。町役場で書いて貰つたものを、下読もせず、恭しく披いたが、いよ〳〵読む段になると、判る文字だけは大声を張り上げ、判らぬ所は、口の中でぐにやぐにやと言つたというので、今でも語り草になつている。

◇

先年、小出市長時代に、陶祖藤四郎の後裔を確立するという議が起つたことがある。

二十四代孫右工門天陸の跡目二十五代は、二男孫次郎によつて継がれたが、二十六代は天陸の長男鎌太郎の子、建三が継ぐべきだという説と、位記を拝受した孫次郎の子、竹太郎（当時四日市在住）が継ぐべきだという説とが対立した。

関係者一同が協議した結果、竹太郎を四日市から迎えて家をつがせることになり、陶祖藤四郎二十六代として孫次郎と改名させた。

◇

この孫次郎には実子がなかつたので、芳太郎を二才の時に貰い受け、養子として入籍していた。孫次郎は瀬戸へ帰つた当時『俺の後継は弟の銛之助（今村北山居住）にする』と公表していたが、その後、両人の間は円満を欠き『銛之助などには継がせぬ』といいだした。

◇

そして孫次郎は、養子芳太郎が成人して、ロクロもひき、茶碗も売り歩くようになつたので、二十七代は芳太郎に継がせるつもりになり、遺言状を書いたり、陶祖の名誉を傷つける行いのないようにと注意を与えていた。

◇

孫次郎の死後、親戚の中には血のかからぬ芳太郎に、二十七代をつがせることに不満の者があつたが、孫次郎の遺言もあり、殊に戸籍上の相続者となつているので、第三者がどうすることもできなかつた。

◇

二十四代孫右工門天陸の三男浜四郎の子加藤鎧逸は刈田町に住み四男鍵太郎は天録と名乗つていたが、明治四十三年七月一日に死亡した。その子加藤孫一は安土町に住み、五男の鈴太郎は早世している。

# (14) 果して誰れが藤四郎の跡目か

小出市長時代に抬頭した陶祖の直系確立の動きは、陶祖二十六代として孫右工門の孫・竹太郎を直系と決めたが、その家に伝わる系図そのものは、皮肉にも藤四郎の直系を証明するものではない。次に参考資料としてそれを掲げよう。

◇

『元祖加藤四郎左衛門景政。建暦年中の人なり。帰朝後唐四郎と号し、又春慶と名づく。

二代同四郎右衛門春景。又唐四郎と号す、仁治年中の人なり、朝日春慶ともいう。

三代同藤五郎正信。文永年中の人、又兎四郎と号し、禅長庵と呼ぶ

◇

右三代目藤五郎正信より以後、天文年中迄系譜世代たしかに知れずといえども、天文年中加藤宗右衛門という者、陶業相続せしを以て、元祖四郎左衛門嫡流と云伝えし故に、是れより今に至て代々相続也、乱世の衰廃に代々の家名を失いしまま、唯々陶業相続せしを以て、景政後胤と云の拠（よりどころ）として系図を続ける事也。

◇

中興第一。天文年中の人、加藤宗右工門春永、永祿九寅年正月廿八日死す。法名安山春永庵主。春永は天文年中より、弘治、永祿の間陶器の名工にて、椿窯と云を開き、焼弘めたる器を志野焼と称す又古瀬戸と云い。或は椿出とも云う。椿窯は当村より拾二、三町許り東北の方也』

◇

三代以後の世代は凡そ三百年間判らないが、唯々陶器を焼いていたことを以て藤四郎の後胤と言うよりどころとして系図を続ける——と孫右工門家に伝わる系図は記している。これでは藤四郎の直系だとか、陶祖二十四代だと言うよりどころにはならない。こうした言い分が通るとすれば、現在瀬戸で窯業に関係している者は、経営者も労働者も残らず藤四郎の直系である。かつて先祖が窯業に関係した者の子孫も、すべてがそれである。陶業を受けついだもの——すべてが藤四郎の末流といってよいのではあるまいか。

◇

延宝六年九月五日、土佐藩の窯屋、尾土焼の祖、森田久右衛門光久は、赤津の御用窯屋善九郎が窯焼きをしているところを訪ね、その時の見聞を日記に書き残している。

『九月五日、折節加藤善九郎茶入やき申、窯中を見物』

◇

『九月六日、今日（も）焼申候、加藤善九郎と申者、藤四郎手筋の由申候、善九郎兄弟三人御抱えにて尾張様御用相勤申候也。御城之内にかま仕り焼き申由』

『血筋』と言わないで『手筋』と語っているところに、藤四郎の跡目とはどんなものであるかを暗示しているではないか。

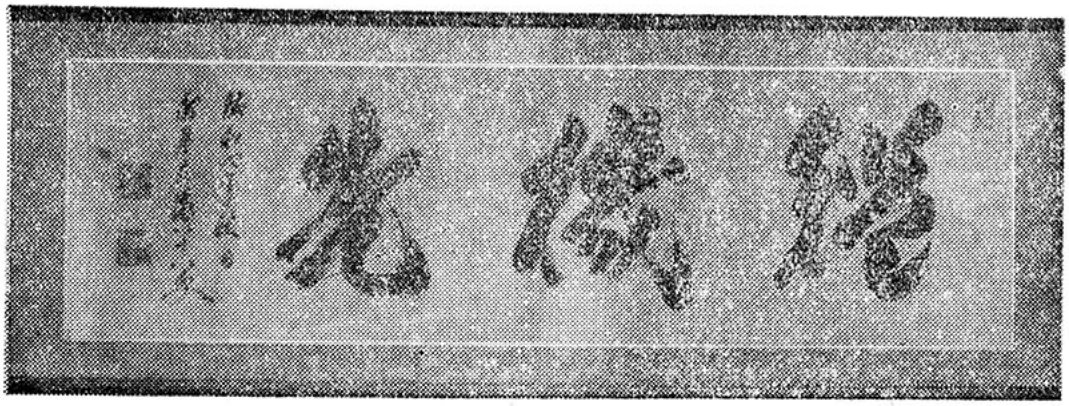

‖瀬戸市公会堂の扁額‖

# (15) 永平寺と瀬戸市の関係

瀬戸市公会堂の壁間高く掲げられている『鑑機先』の扁額は、昭和四年十月、瀬戸に市制が布かれた時、越前永平寺の第六十七世北野元峰禅師（昭和八年十月十九日示寂）が、西堂加藤晃堂師を祝賀使節として派遣し、祝意を表して贈られたものである。

◇

その後、昭和六年四月に永平寺二祖、孤雲懐奘禅師の六百年大遠忌が、大本山永平寺で厳修されたときにも、瀬戸市長宛に招待状が送達されている。

◇

宋から帰朝した道元は、しばらく深草の興聖寺（現在は京都府久世郡宇治町に再興）に在つたが、既成宗団から迫害をうけた。たまたま檀越波多野出雲守義重が、其所領、越前吉田の郡に、好適の地のあることを申し出て、道元の下向を懇請した。道元は越前と聞き、越といえば先師如浄も越国の産だから、名を聞くだけでも懐しいと語り、寛元元年七月十六日、興聖寺を出発、月末に越前国志比荘に到着した。

◇

翌二年四月二十二日に法堂の上棟式が挙げられ、山を傘松峯。寺は大仏寺と命名された。寺号を寛元四年六月十五日に『永平寺』と改め、三年後の宝治二年十一月一日に山号を『吉祥山』と改めた。これが曹洞宗大本山永平寺である。

◇

永平寺の開山道元が入宋留学のとき、それに従つたのが藤四郎であるという説が、徳川中期から諸書に散見されるようになり、それ以来、永平寺と瀬戸村との間に近親感を生じ、いろいろの交渉ができた。もともと瀬戸は徳川中期になつてから膨脹した土地で、その後に宝泉寺が建立され、全村が曹洞宗の檀家となつた。それ以前には天台宗の寺院がこの地に在つたが、災害のため廃寺となつた。

◇

永平寺の什器として藤四郎作の壺（茶入）が所蔵されているかのように諸書は伝えているが、これは寛文十二年刊行の『茶器弁玉集』の記事が後世を誤らせたもので、永平寺には藤四郎作の茶入な

ど伝わっていない。【注】昭和二十八年十一月、永平寺において滝本知二調査。

◇

永平寺の山門楼上に『天保三年辰八月吉日、尾張瀬戸二代目加藤五平献納』と記した染付の香炉が納められている。この時代になると、瀬戸・赤津・品野などの窯屋から、仏器や食器類など続々と献上されている。

◇

明治三十年一月三十一日に示寂された永平寺六十三世、魯山琢宗禅師の骨壺を瀬戸の二代目川本桝吉氏が焼き、六十四世大休悟由禅師（大正四年二月九日示寂）。六十五世寿硯黙童禅師（大正五年三月三十日示寂）。六十六世維室黙仙禅師（大正五年六月十五日示寂）の骨壺は、加藤紋右衛門氏が焼いている。

# (16) 陶祖と磁祖へ院殿号を追贈

嘉永三年癸丑正月、瀬戸村の窯屋中から金三両を添えて陶祖藤四郎の位牌を宝泉寺に納めている。位牌は『陶舎元祖加藤四郎春慶居士』と刻まれ、現在同寺の位牌堂に納められている。

◇

藤四郎の戒名はこの外に『貫山道休居士』『大安道休居士』などがあるが、これは後世で作つた系図が載せているにすぎない。墓碑があるのでもなく、位牌があるわけでもない。

◇

宝泉寺の十五世住職大野囲山師は、陶祖・磁祖が、当地方産業開発の功労者であり、大恩人であるところから、曹洞宗大本山へ向つて院殿号追贈のことを願い出た。

そして陶祖については縁りの深い永平寺へ、磁祖については法類関係の密接な総持寺へ、それ〴〵申請した。

◇

永平寺から陶祖藤四郎に対して院殿号を追贈されたときの書類一切は、宝泉寺に所蔵されている。

『追贈
陶祖院殿
慈光春慶大居士
昭和二年九月二十九日
永平寺六十七世
元峯八十六叟
副書

◇

＝号殿院贈追翁慶春祖陶の蔵所寺泉宝＝

今般不老閣貌下より、春慶居士へ別紙の如く院殿大居士号追贈相成候に付、専使を派し之を牌前に薦告せしむ
猶本山は記念として、香炉一個をその牌前に呈す。依て副書及候
昭和二年九月二十九日
大本山永平寺
監院　鈴木　天山』

◇

追贈のことがあつて以来、永平寺ではこの戒名を刻んだ位牌を承陽殿で供養し、法堂では毎日未明の勤行に戒名を読み上げて、陶祖の冥福を祈つている。
瀬戸では昭和三年四月十九日、瀬戸公園の碑前において『院殿号追贈報告祭』を盛大に挙行した。昭和二十八年十月四日には、追贈された戒名を刻んだ陶祖と磁祖との大石碑が、宝泉寺の境内に建てられ、永平寺の貫主熊沢泰禅禅師を迎えて盛大な供養が厳修された。
（八頁写真参照）

◇

磁祖民吉には、昭和三年四月三日付を以て、鶴見の大本山総持寺貫主、杉本道山禅師から『偉功院殿』という院殿号が追贈された。そこで民吉の従来までの戒名とこれとを結んで『偉功院殿万岳光天居士』となつたのである。
しかしこの追贈の書類は、宝泉寺にも五代民吉家にも無く、その所在が不明となつている。

# (17) 『陶家宝伝記』と編者陶春について

加藤唐左衛門陶春が浄書した『陶家宝伝記』という毛筆書の稿本が残されている。これによると新製焼（磁器染付）の開発とその発達経路が詳しく判る。

◇

その奥書に『于時明治十五年八月十五日、高景有功之古記録を抜選し、陶業之諸氏並子孫の為此伝記綴る』と『加藤唐左衛門陶春』と記している。
高景というのは、陶春の祖父にあたる唐左衛門高景のことで、寛政十二年瀬戸村庄屋役拝命以来、天保三年まで本業焼物取締役、新製焼物取締役などを兼ねた人物で、新製焼開発の功労者である。

◇

『陶家宝伝記』は『明治十四年十一月祖先唐左衛門高景は磁器新製焼の元祖にて、この道に工夫を凝し丹誠を尽され候有功を追悼し本年五十年忌に当るを以て、瀬戸村氏神深川神社庭前において、本月十九日招魂祭執行の儀、嫡孫当代唐左衛門に、深川神社々司安藤正義、氏子総代二宮九右衛門連署の願書に、戸長多門成春奥書を以て、東春日井郡役所へ願出候処、郡長掘尾茂助殿より御聞届の御指令有之、当日祭祀執行候事』と記し、瀬戸染付焼の元祖は唐左衛門高景だと述べている。

◇

高景には長男代蔵、二男京三郎、三男唐市、四男徳平があつたが代蔵、唐市、徳平の三人は村内へそれ〴〵分家した。女子は二人で同村加藤吉右衛門、加藤庄兵衛へ嫁いでいる。

◇

二男京三郎（二代景隆）は、父の没後本家を相続して唐左衛門を襲名し、家を治めること十七ヶ年、嘉永二年正月に嫡子藤松、改め唐松（三代陶春）へ家督を譲つて隠居し、明治五年一月二十八日、七十二歳で死亡した。

◇

明治五年の戸籍台帳によれば、三代唐左衛門陶春（幼名藤松、改め唐松）とその家族とについて次のように記されている。

瀬戸村七十四番屋敷

父　加藤唐左衛門　亡

加藤唐左衛門　年四十七

母　きり、　年六十六

長男　加藤　小三郎　年二十二

二男　加藤　文次郎　当　九

この唐左衛門が『陶家宝伝記』の編者陶春だが、明治十八年十一月二十二日、六十歳をもつて死亡している。

◇

戸籍によると当時陶春は妻を喪つていたことが判る。その後明治十年一月に瀬戸村百四十八番屋敷加藤市蔵の後家『こう』との間に入夫婚姻を結び、『こう』の戸籍へ入つている。二人の間に子供がなく、陶春の孫『みの』（二八頁戸籍参照）を明治十八年に養女として入籍。その年の十一月二十二日に陶春は死亡し（大勲栄光居士、六十歳）十二月に『みの』が相続している。

◇

みのは明治二十三年四月十七日、十六才で早世し、養母のこうは明治三十二年三月十六日に死亡した。これより先き唐左衛門陶春は明治十年一月に、長男小三郎に家督を譲つて隠居している。その後入夫として加藤こうの家に入つたのだが、遂にこうの家は絶家となつた。

# (18) 庄屋兼焼物取締役唐左衛門高景

唐左衛門高景は、寛政十二年に瀬戸村庄屋を拝命しているが、当時二十九才であつた。磁祖民吉が父吉左衛門と一しよに熱田新田に移り、開墾百姓になつたのは、その翌年の享和元年で、そのころ民吉は三十才であつた。

◇

唐左衛門景高は、天保三年八月十九日、六十一才で死亡しているのに対して、民吉は文政七年七月四日、五十三才で死亡している。これらの事実からみて、この両人は安永元年辰年生れの同年（おないどし）であつたことが判る。

◇

民吉が父吉左衛門と一しよに、熱田新田の開墾に従事しているのを見出した熱田奉行の津金文左衛門は、不慣れな父子の開墾を中止させ、磁器の製法を指導し、資金を与えるなどして熱田の古堤に窯を築き、南京焼の試作をはじめさせた。（二九頁に詳記）

◇

当時陶器のみを焼いていた瀬戸村は、日用の飲食器は九州の磁器に圧され、それに加えて天明以来の天災が続き、不況のどんぞこにあえいでいた。

その対策として生産の統制が強化され、窯屋は嫡子が父業をつぐ以外には、たとえ子弟眷属であつても、新規開業を許さないという厳しい掟が定められた。

◇

瀬戸がこのような状態にある時、熱田で磁器が発展したのでは益々困るというので、庄屋唐左衛門は水野地方代官水野権平にその中止方を哀願したが、代官はそれを阻止する力をもつていなかつた。

◇

そこで唐左衛門は意を決して、単身津金奉行を熱田に訪ね、詳しく瀬戸の窮状を訴えて、瀬戸に新製焼の新窯を許可されるよう歎願した。その結果理由ありと認められて願の筋は聞き届けられた。

◇

享和元年十一月、次男以下の職業として、新製焼を創めることが許可され、民吉父子も熱田から帰郷することになつた。

◇

それから三ケ年間、新製焼の研究がつづけられ、ようやく緒についたと見えて、『陶家宝伝記』は次のように記している。

◇

『享和三亥年九月七日、新製焼、尾州様御藏物に被仰付候段、御年寄衆様被仰渡候趣、御勘定奉行衆より御達に相成、出来之代呂物は残らず広井御藏へ相納候様被仰付候事』

◇

『享和三亥年十一月、尾州姫君様御用、御蓋付茶碗十組、焼立方被仰付候事』と、唐左衛門に下命のあつた旨を書き残している。

◇

『文化元子年、尾州様御役所において、窯屋取締役被仰付、御給金四両被下、右役儀相勤候内、苗字御免被成下候事』

『文化元子年、尾州様江戸御用新製焼品々焼立被仰付、其外葵御紋付御蓋茶碗焼立方被仰付候処、是は御領主様御直御用ひに相成候由御達有之候事』。

◇

以上によつて新製焼の発達過程はほぼ想像できるが、当時可成り進歩はしたものの、完全な磁器が焼けたのではなかつた。そこで民吉は九州の磁器についてその秘法を探るため、文化元年四月二十二日に発足して九州の天草へ向つた。

◇

その年には『新製焼、本業焼共、極々不景気にて、窯屋一統難渋につき、その段尾州様御役所へ願出候処、御聞済に相成、御藏米千石（瀬戸村へ七百五十石・赤津へ百五十石・下品野へ百石）御貸渡被下候事』（陶家宝伝記）と記されている。以上によつて当時の不況振りと、それを打開する手段として、新しい技術の摂取が民吉によつて企てられ、他面では生活難の直接対策と、窯屋制度改革とのために、唐左衛門が奔走したことが判る。

# (19) 新製焼の隠れた功労者

享和元年十一月、民吉父子が熱田新田から瀬戸村へ帰つたころ、庄屋唐左衛門の肝煎りで、本業焼から新製焼に転業したり、二男などで新製焼願い済になつたものが続出した。

◇

中でも加藤唐左衛門、加藤吉右衛門、忠次、藤七、重吉、直右衛門、卯兵衛、勘六、治兵衛、粂八、富右衛門、惣助、彦七、富蔵、弥右衛門、仁兵衛の十六人は開発当初の願済となつた。これらの人々は、新製焼について血の滲むような研究をつづけたが、焼いても焼いても失敗が続いた。【注】吉右衛門は民吉の兄。

◇

そのころの瀬戸の窯は、本業焼の登窯だけだつたので、新製焼の試験焼はこれを使つていた。享和三年から本格的な製造に移り、唐左衛門の斡旋で、民吉の父吉左衛門は藩庁から五十両を借り受け、瀬戸地方最初の丸窯を築いた。【注】文化元年丸窯取立場所願済。

◇

いよいよ丸窯で磁器焼をはじめたが、窯内の火力が均等にならないため、焼け過ぎて釉薬に泡を生じたり、焼け不足で釉薬が溶けなかつたりして、完全な焼き上げができなかつた。そこで民吉は摂津の三田に丸窯のあることを聞き、早速視察に出かけたが益することなく空しく帰つた。

◇

民吉が九州へ秘法を探りに旅立つた後、唐左衛門は『丸窯築造は最初の儀につき、窯勾配等も不行届に付取締い方費用多く相かかり候云々』の願書をもつて許可を得、瀬戸で第二番目の丸窯を築いて磁器を焼き出した。

◇

「陶家宝伝記」――。

『文化三寅年、尾州様より一代限り帯刀御免被成下候事』

『文化六己年、処々山々相廻り、新製焼物に用土並薬石見立、掘取の事行届き、尾州様御産にも相成、御満悦之由にて、右御役所より袴地一反、雑用として金三十両被下候事』

『文化九申年、本業焼取締引離し、新製焼取締役仰付候段、尾州様御役所より御達有之候事』

『文化十酉年、尾州様御役所に於て、伜代蔵へ取締役見習仰付、御給金二両宛被下候事』

『文政四己年五月、尾州様御役所に於て、伜代蔵事、取締役本役に被仰付、御給金壱両御増、苗字御免に相成親子両人にて相勤候事』

◇

『文政六未年、尾州様御役所に於て、新製焼物数年取締役相勤候由にて、御扶持三人分被下候事』

『文政十亥年、尾州様御藩中、津金庄七様新製焼物に付ては種々御心配被下候に付、御賞誉方の儀尾州様御役所へ願上候ところ、早速

御聞済に相成、津金様と唐左衛門両人御呼出の上、新製焼物盛大に相成候に付、その功として金百両宛、津金様へ年々被下候筈被仰渡候事』【注】津金庄七の父は熱田奉行津金文左衛門で、父子揃って新製焼の功労者。

◇

以上『陶家宝伝記』の記すところによつて、新製焼の開発が、独り磁祖民吉の力でなく、津金文左衛門父子や加藤唐左衛門などの指導と協力があつて偉業の大成をみたことが判る。（陶家宝伝記は、加藤唐九郎、戸田修二氏などが所蔵されている）

## (20) 新製焼開発の恩人と謝恩の陳情書

五代民吉家には、初代民吉、二代民吉、三代民吉に関する各種の文書が所蔵されているが、その中に加藤唐左衛門高景の孫唐左衛門陶春のため、陶家再興の資金を拝借願いたいと、瀬戸の窯屋総代が連署して差し出した願書の控がある。

◇

文久元年（一八六一年）二月と九月と、更に文久二年四月の三回にわたつて、尾張藩庁へ願出ているが、文久元年といえば、唐左衛門陶春が三十六歳の時に当る。

次に九月に差し出した陳情書を掲げよう。

◇

乍恐御願申上候御事

当村唐左衛門祖父加藤唐左衛門様は、染付焼物取締役並本業取締役村方庄屋役をも相勤め、天保三年病死仕候

右は唐左衛門儀染付焼物御開発、享和元年以来大勢の窯屋ども成立方を始め、窯打立方、小前職業取立筋に付ては、身を抛ち世話仕り職分の儀は種々手を尽し、西国より職人を抱へ、又は細工巧者と承り候へば何方にもかかはらず懸合方仕り、聊か入用に構わず招き。

◇

且つ民吉肥前へ罷越候についても前後格別骨折心配仕り、自然と雑費も多分に相かかり候へ共、是等の儀、更にいとわず、その外、染付焼の下地を拵へ候千倉石、求め候とて知多、並に内津辺又は美濃路の内、処々の山々を尋ね歩き、終には上半田川村山中並に二三ケ所にて上品を掘り当て、今此処より専ら掘用ひ格別調法仕り

◇

その外絵薬を始めイス灰等買上の品々は、諸国へ懸引致し、一々親切を尽し相求め、何分新規の法につき容易ならざる大業に御座候処、御上様へ御願筋を初め、職業世話筋等、万事万端自分一人にて引受取扱、寔に昼夜共寝食を打忘れ、随て自身の家業は打捨置、職分のことに実意を以て世話致し呉候に付、当時の如く格別の御国産物と相成、山辺不景気の瀬戸村を繁昌の土地柄に仕り候段、偏に唐左衛門の厚意と老人共常々申伝候義に御座候。

◇

然る処、右唐左衛門儀生涯慾情に放れ、染付焼物開発候を趣意と致居候につき、晩年には勝手きびしく困窮致し、借財嵩み隨て田地をも売払ひ、死後に至りては愈々零落に及び、当代唐左門儀は漸く日雇稼ぎ罷在り気の毒至極に奉存候。

同人質実、職業に身を入れ役場の者は勿論、窯屋共においては、祖父唐左衛門の恩分を思ひ、当代唐左衛門を取持ち、窯職を相始め申度寄々申合罷在候へ共、当時何れも困窮仕り其儀はかばかしく行届申さず候。

◇

就ては祖父唐左衛存命中、窯屋共一同御歎願申上候段、御評議を以て御益銀の内より追々拝借仕り、就中文政六年金百五十両、天保元年金四百両共無利十五ヶ年賦にて拝借、返済方法は窯屋共荷物代の内より皆納仕候御振合も有之。

瀬戸村においては実以て格別至極の家柄に御座候間、右職業御開発以来、当時の繁昌を為す。この時節柄奉恐入候御願には御座候へ共又別段の御意味合を以て当唐左衛門御願申上候通り、金百五十両無利十五ヶ年拝借仰付相成、染付焼職業を相始め候様仕度只管奉願上候。

◇

惣窯屋一同申合、同人職業に取続き方の儀は立入、親切骨折取持仕候間、右の願の通り御聞届被成下置候様奉存候

瀬戸村染付焼窯屋総代

佐吉太
勇四郎
文四郎
与六
新左衛門
庄三郎
吉右衛門

文久元年酉九月

杉浦七左衛門様
御陣屋

# (21) 唐左衛門歴代の過去帳と戸籍

宝泉寺の過去帳は、明和元年のものから現存しているが、初代唐左衛門高景については『大功得成居士、天保三年八月十九日亡、六十一才』その妻『真相如隆信女、天保二年十二月二十五日亡』となっている。

二代唐左衛門景隆（京三郎）は『心巌良秀居士、明治五年一月廿八日亡、七十三才』その妻きり『蘭室恵秀大姉』と記されている。

◇

三代唐左衛門陶春（藤松改め唐松）は『大勲栄光居士、明治十八年十一月二十二日亡、六十才』。

四代唐左衛門（小三郎又は平二郎）は『憲覚道浄居士、大正九年九

月二日亡、七十一才』となつている。

◇

これを戸籍台帳によつて再検討すると、最古の古籍は明治五年に作成されている。その内容は『陶家宝伝記と編者陶春について』(二三頁)の項に掲げておいたが、この時の当主が三代目にあたる唐左衛門で『陶家宝伝記』の編者である。

◇

それから一世代後の戸籍によれば

瀬戸村乙百四十一番屋邸

父　唐左衛門　長男

加藤　小三郎　嘉永三年生

妻　まつ　弘化四年生

二男　唐五郎　明治六年生

長女　みの　明治八年生

二女　やえ　明治十一年生

三男　大佐　死亡

三女　すず　明治十八年生

小三郎は四代目をついで唐左衛門と名乗り、明治三十二年六月から三十九年十月まで瀬戸陶器学校でロクロの教師をしていた。その後会津の陶器学校へ招かれ、その地で大正九年九月三日に死亡している。

この戸籍面には、どうしたことか長男の記載がない。生後間もなく死んだものと見るべきだろうか。

◇

その後の戸籍は

瀬戸市仲切町九番地

加藤唐左衛門二男

戸主　加藤　唐五郎

妹　やえ

となつていて、五代唐五郎は父の家をついだが、正式に妻帯することなく、各地を流浪などして昭和十二年九月三日に死亡した。そこで妹やえ(明治十一年生)が祖母懐町五十四番地に一家を創立した。祖母懐町の除籍簿によると、戸主やえは松原徳次郎の戸籍へ、同人の妻として入籍しているので、唐左衛門の『家』はこの時に絶えたことになる。

徳次郎は長く祖母懐小学校の小使をしていたが、昭和十九年八月二十七日に死亡した。徳次郎とやえとの間に、銀蔵という養子があつたが、昭和二十一年九月二十一日、名古屋市千種区春岡通り五丁目十番地へ転籍した。

## (22)　熱田奉行と磁祖民吉の関係

『津金文左衛門胤臣陶器法伝記』は、瀬戸新製焼開発の大恩人、熱田奉行津金文左衛門の事跡について、その一子庄七が手記したも

のである。

◇

『尾張新製染付焼開発の事

一、熱田奉行勤役中、享和元酉年三月、熱田前新田築立の儀出来につき、同新田百姓望みの者は引越可参旨、村々へ為触候処、各村より多分に引越し参り、夫々地所を割当、日々田畑捍方致させ置き、一日見分として右場所へ相越し見分致候処。

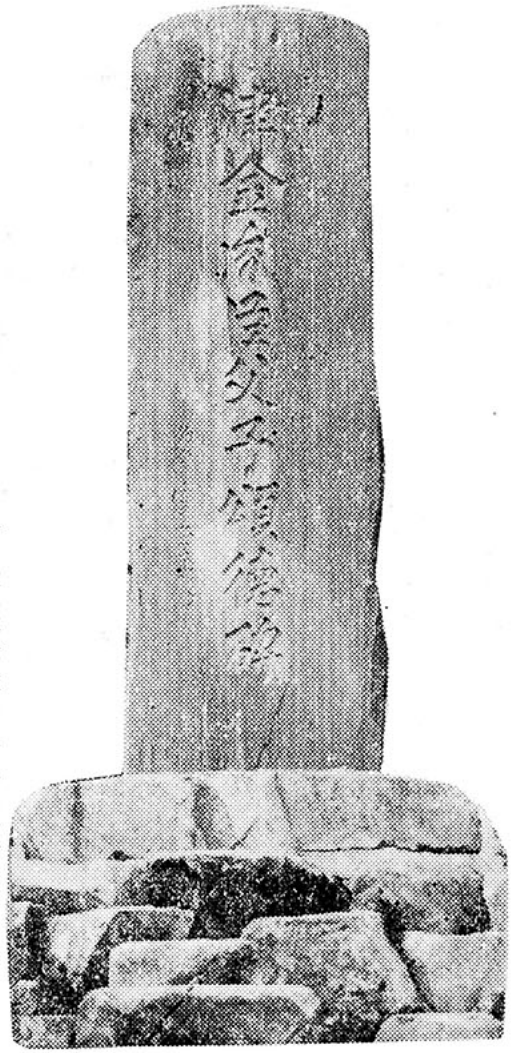

‖窯神山に建てられた津金文左衛門父子の頌徳碑‖

◇

田畑捍方殊の外不調法の者有之候故、庄屋役の者へ此田畑捍へは何村より引越し参り候者の業なるや相尋ね候へば、是は春日井郡瀬戸村より参り候窯屋の者と相答候につき

◇

如何にも窯職のものなれば不調法は尤のことと被存候間、其者には拙者暫く勘考の儀もあれば、夕刻より屋敷へ其方同道にて罷出候様申置き帰宅致候へば、追付庄屋同道にて瀬戸村の吉左衛門、民吉相越し候に付面会致し

◇

其方共は格別御国産の瀬戸物焼職人なるに、何故不馴れの百姓望むとは如何なる訳なるや、矢張り窯職出精可致方よろしきと申聞け候へば、吉左衛門申すには、窯職の儀は実子養子の区別なく、当主一人限り候御定に付、それ故私は子供沢山に付、惣領吉右衛門に窯職致させ、悴共召連れ御新田百姓に引越参り申候というに依り

◇

御定にては是非なきことなれども、さりとて不馴の百姓にては永続は難渋と思われ候に付、幸い拙者南京焼の製法を心得居り候故、それを伝授致すべく、明日より毎日屋敷へ参る様談示候へば

◇

吉左衛門、民吉大いに喜び、その翌日より伝授いたし候処、何分にも当人共殊の外の困窮者の由につき、暮し方に当惑の趣申出候間、早速飯米を遣はし、併て元手金十両貸し遣し、それにて地薬など買入させ、夫より瀬戸村へ通わせ、折々試焼為致、悪しき処は幾度となく委敷教へ、度々為焼候内、漸く盃位の品五ッ六ツ焼上り候に付

◇

それを見るに、南京焼と全く紛しき品柄出来せし故、この上折々瀬戸村へ通ふも道遠き故、熱田新田古堤に窯築き立可申候はば、第一他国への船積の都合もよし、又薪木の受寄せ方も融通よきにつき窯地形に取かかり可申、その土は知多郡欠という処より取寄させ、

新窯築立、之を新製焼と称へ、同年九月その筋へ願済の上、引続き為焼、盃小皿並に箸立など焼立候

その中、文左衛門病気に相成候に付悴庄七に万事世話為致候事。

◇

同元年十月、瀬戸村庄屋唐左衛門、奉行屋敷へ参り面会致度申すに依り面会せし処、今般熱田前新田に新窯御築立相成り新製焼と申す陶器を御焼立被遊、瀬戸村吉左衛門初め二、三男共、永続職業に被成下思召の趣、吉左衛門より承り、私に於ても誠に有難く存居申候。

◇

然る処、茲に一つの御願御座候、余の儀にては御座無、従来瀬戸本業焼の儀は兼て御聞込みの通り、当主一人の外、窯職不相成旨御締り有之候に付、家内共の仕事は無之、夫に此節少々茶碗屋と差入組、代品物甚だ不捌に相成り、村方皆々困却致し居る折柄、この上熱田にて新製焼出来相成候ては、当村は申すに不及、赤津、下品野までも差響き殊の外難渋可仕につき、此頃御支配御代官水野権平様へ御願ひ申候へば、権平様御沙汰には夫は尤のことなれ共、拙者にては此儀思はしく計ひ難き故

◇

早速その方津金方に参り委細の訳相咄し、窯職の立行かざる儀をよくよく歎き申可し、猶又拙者よりも相談に参る可くと被仰候に付参上仕候間、何卒新製窯を瀬戸村へ御築立相成候様仕度。左候はば御蔭を以て、自然家内共迄の仕事も有之訳につき、偏にこの儀御願申上候、何分只今までの姿にて本業ばかりにては、とても瀬戸村は立行かざる次第、夫にこの上又々不捌に相成は必至、難渋に及び可申故、格別の御情を以てぜひ共、瀬戸村へ御築立被下と申ける。

◇

最早その筋へも願済致し、是迄の手順も相違致し、甚だ困り入る訳なれ共、瀬戸村の立行難き儀とありては気の毒なる事故、折角熱田新田に築立候へ共、余義なき訳につき瀬戸村へ移す事に致す可きにつき、その筋へ手前よりも願立候間、その方よりも願出ずべしと申せば、唐左衛門は申すに不及、吉左衛門、民吉倶々に喜び帰村致候事

◇

同年十一月、新窯築立の儀は瀬戸村二男以下の職業と相唱へ願立候へば、難なく御聞済に相成候に付、庄七瀬戸村へ参り、窯築立させ新製焼開職為致候事

◇

同年十二月、熱田奉行津金文左衛門病死仕候に付、その跡庄七引受方事世話致居候処、肥前天草に於て丸窯にて焼立方有之由承り居候処、其焼方は格別具合よく、品柄も余程よろしき物出来候趣、兼て承知致居候につき、右方へ民吉を修業につかわし度存入、窯職の者へ相談相かけ候へば、何れも同意仕候へども、何分諸雑用金の都合に差支候につき

◇

甚だ困入候趣申出候に付、僅かの路用の為め、本意を達せざるは如何にも残念のこと故、その雑費は心配に及ばず、悉皆拙者取賄ひ相渡申可といへば、皆々大いに喜び相談一決して享和四年（一八〇四年）子二月二十二日肥前天草へ民吉を出立為致候』（後略）

◇

津金文左衛門父子の頌徳碑は、昭和十三年三月、名古屋陶磁器輸出組合、名古屋陶磁器貿易工商同業組合、名古屋陶磁器工業組合の

手によつて瀬戸市西谷町の窯神山に建設された。

碑は金子堅太郎の書、塩田力藏の撰文である。

# (23) 津金父子と唐左衛門へ追賞願

磁祖民吉に対して、明治十八年、東京陶漆器共進会開催に際し、その功労を追賞して金五十円が贈られた。

◇

これを受取つたのは三代民吉（弘化二年生れ、幼名作次又は作四郎）で、この人は二代民吉の五男であつたが、尾張藩主から慶応二年四月十四日付で、苗字帯刀を差許され、御扶持三人分を賜つたが維新後とりやめとなつた。

◇

明治三十二年十二月三十一日付で、三代民吉は瀬戸町役場から陶器学校の雇教員に任ぜられ、月俸十円で奉職、三十三年四月には月俸十一円となつたが、同年七月一日死亡。年五十六、法名は教外智訓居士。

◇

初代民吉の功労を追賞して五十円を贈られた時、三代民吉は、民吉一人が追賞されるべきではない。津金父子や加藤唐左衛門にも当然追賞が願いたいと陳情に及んだ。そのときの草稿が五代民吉家に所蔵されている。

◇

『私儀祖父加藤民吉儀、瀬戸磁窯の改良を図り、肥前有田に赴き辛苦その法を学び、終に青華磁器の製法遺法永く伝わり、郷党今に其利を蒙るのみならず、本邦著名の物産となり、声誉を海外に博す其功偉なりとの御趣旨を以て追賞被下候

右は過分の至りにて、泉下の霊魂は勿論、私共に於ても自他面目相施し万謝言外に難存上候、就ては右青華磁器製品の濫觴と申すは、委細『陶家宝伝記』の書面に相誌し有之候通り

◇

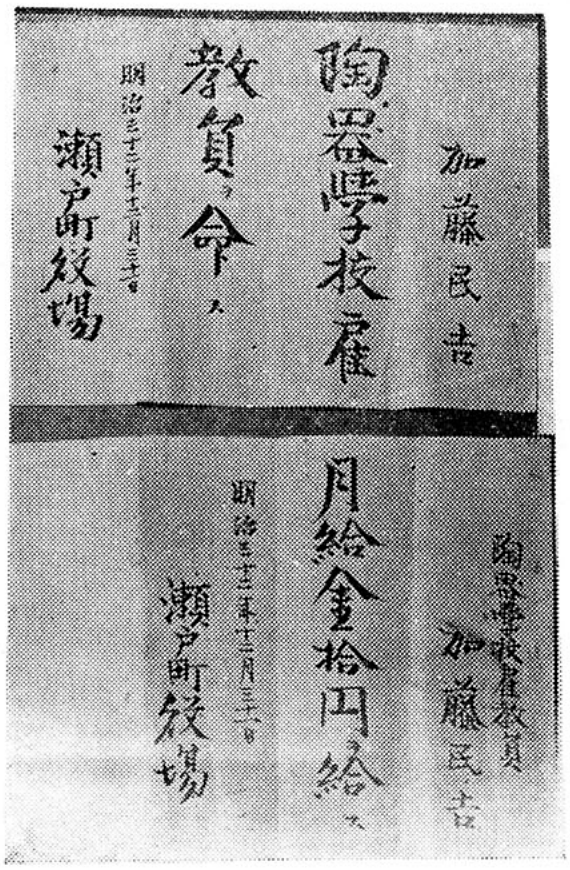


‖ 三代民吉作四郎が陶器学校教員になつた時の辞令 ‖

旧名古屋藩士族、津金文左衛門熱田奉行御在勤中、初めて伝授致され、それより段々骨折世話致され、同子息津金庄七殿引続き特別に世話下され、職人共手薄に就ては、追々に莫大の金員御貸渡下され其外入用の諸色共出来御渡下され、其後段々焼試相応の出来に及び候に付、猶更一層尽力致され候。

◇

肥前天草其他伊万利にて出来の分、工合よろしく右の地に相越し修業の節、前記津金庄七殿並に民吉の父吉左衛門、瀬戸村庄家加藤唐左衛門、民吉の四人倶に相図り、故民吉事肥前へ相越し、永く心労を砕き習得候より今日に至り、世界に稀な大器焼出候のみならず青華の上り等、肥前有田にて焼立候品々より遙に上等に出来、実に本邦の声誉海外に渉り、其利莫大に有り、瀬戸村一村は申すに及ばず、赤津・品野の両村のもの一同生活を得候。

◇

これ偏に文左衛門殿、庄七殿並に唐左衛門、民吉の遺功相違御座なく候（中略）是等民吉の遺功には御座候へ共、全くは前件文左衛門殿、庄七殿、唐左衛門殿の智略の指揮より出候事につき此段深く御憐察下され、私共へ過分の御追賞下され候上は、文左衛門殿、庄七殿、唐左衛門殿へも御追賞相成候様此段奉願候　以上

東春日井郡瀬戸村
加藤　民吉　印

明治二十一年
東春日井郡役所御中

# (24) 上田源太夫の史料から見た民吉

伊藤四郎左衛門氏方に『百年祭を行つた上田源太夫宜珍』という冊子がある。これは氏が陶磁器原料会社の関係で、九州天草の豪家上田家と親交を生じ、同家から記念のため贈られたものである。昭和五年一月に、同地方の新聞に連載された記事を纏めたのがこの冊子で、筆者は角田政治となつている。

◇

その中に磁祖民吉に関するところがあつて、九州の史料から見た民吉、上田家の史料を通した民吉を知ることができる。

上田源太夫宜珍は、幼名を勘平、亀五郎又は源作といつた。瀬戸地方で編まれた民吉の伝記書が『植田元作』と記しているのは間違つている。

◇

上田源太夫は天草郡高浜地方で民生、ならびに産業の大恩人として敬慕されているが、漢学や国学に長じ、終生学問を怠らなかつた殊に文政二年、六十六歳の高齢で伊勢の本居太平に師事した（今日の通信教授）一事は如何に源太夫が好学の士であつたかを物語つて余すところがない。

◇

上田家は数代にわたつて庄屋を勤めた家柄で、源太夫の父伝五右衛門は天草陶石の採掘と、高浜焼とを創めた人である。源太夫は二十四歳のとき父に従つて庄屋見習となり、三十五歳で父業をついで庄屋となり、文化四年には大庄屋格に列し、帯刀を許されている。民吉はこの年に錦手の秘法を伝授されたのであるが、源太夫には『天草島鏡』『陶山永続方定書』『陶山遺訓』などの著述がある。

◇

『百年祭を行つた上田源太夫宜珍』——。

『天草本村の東向寺の住職天中和尚が、もと尾張国愛知郡菱野村の者であるから、此の人をたよつて来た民吉は、胸中の秘密を打明け、その援助を乞うたので、天中和尚は快く之を諾してその家来という名義で、和尚の紹介で上田宜珍の工場に入ることができた。

◇

加藤民吉は宜珍の工場に入り込みて焼物の手伝いをなすこと数ケ月にわたつたが、注意周到なる宜珍は釉薬の調合法を絶対に秘密にしたので、如何に民吉が苦心しても、その秘法を探ることはできなかつた。民吉は遂に断念して天中和尚の許に逃げ帰つて、その事情を訴えたので、和尚は又肥前の下佐世保村の西方寺の住職に紹介した。

西方寺の住職が又佐々村の製瓷家、福本仁左衛門の家に入らしめた民吉苦心惨胆遂に製瓷の秘法をすつかり習得するに至つた。

◇

かくて民吉は愈々染付の秘法を探り得たので、又天中和尚のもとに来り、染付焼の秘法を得たことを告げ、高浜焼の秘法は未だ知ることができないので、それを遺憾として天中和尚と計つて民吉の素性を明かにして宜珍の同情に訴え、その秘法伝授を乞うことに決心して再び宜珍の許に来つて事情を明かにして秘法伝授を乞うたので宜珍もその熱誠に動かされ遂に民吉に錦手の秘法を授くるに至つた

◇

今上田家に現存する宜珍翁が民吉に秘伝として書き与えたものは所謂秘伝で、只仮名文字を以て、タ、ロウ、トウ、五モ、ハフ、四ツという様なことを書いている。そして最後に

右は秘事に候へ共、御熱心の実意に感じ、書外口述を以て相伝致候、決して他伝有之間敷候

文化四丁卯五月　日

宜珍　花押

加藤　民吉殿』

◇

かつて伊能忠敬が、日本全国の沿岸測量の大事業に従事したころ文化七年九月十八日から、同年十一月十二日まで、天草郡一円を測量した。

当時天草郡は幕府の直轄地だつたので、上田源太夫は代官の命によつて、忠敬の接待役となり、多大の便宜を与えている。

◇

宜珍は本居太平の許へ、詠草を送つて添削をうけたが、その数は毎年数百首におよんでいた。太平の選んだ歌集『八十浦の国』に載つている宜珍の和歌に

『伊能大人のこの天草島を測量し給う歌よめといい給いければ』と題し

『天地をはかり尽して万代の、すへにつたへん道はこの道』と詠んだものがある。

源太夫宜珍は文政十二年己丑九月二十五日、七十五歳を以て死亡し法名を俊倫院謙山良温居士という。

# (25) 天中和尚が民吉に与えた往来一札

磁祖民吉が製磁の秘法を求めて九州で修業した苦心についてはいうまでもないが、天草の東向寺住職天中和尚の後援があつてこそ、この偉業が達成されたとも言える。

◇

染付焼の秘法を伝習した民吉が、帰国のため天中和尚に暇乞いして、天草を出発したのは文化四年（一八〇七年）五月十三日であつた。そのとき和尚は旅費として金五両を貸し与え、更に民吉が東向寺の家来だという『住来一札』を書いて与えた。そのため道中無事帰国することができた

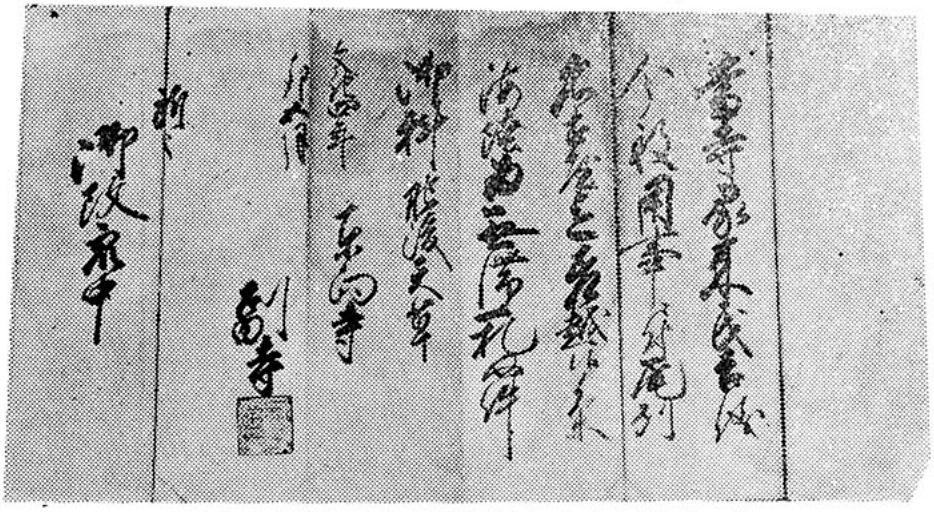

＝札一来往たえ与に吉民が尚和中天職住寺向東＝

民吉の帰国の様子を書き記したものに、二宮守恒の『染付焼起原』がある。

『筑前へ赴き、博多八幡宮へ参詣、然して船場に到り、下の関へ乗渡り、大阪への渡船に乗合せ、つつが無く到着。惣作（天草の窯細工人で民吉に従つて尾張瀬戸へ来た者）を同道、伊勢大神宮へ参宮仕り、六月十八日帰着し、両親兄弟相見て悦の眉を開き、前後四年の執行故障なく、南京焼仕方残らず覚悟致し候と、神慮の冥加に叶ひ、民吉の功業此上や有べきと皆々感涙、悦びあへるぞ断（ことわり）なれ』

◇

天中和尚の書き与えた『往来一札』は、五代民吉家に所蔵されている。

当寺家来民吉儀、今般用事につき尾州名古屋迄、差越候条
海陸為無滞一札如件
御料肥後天草
文化四年卯五月

東向寺
副寺　印

所々　御改衆中

◇

その後、民吉の父吉左衛門は天中和尚宛に、謝礼の品を送つたらしく、その礼状が残つている。その文意は——。

去年十一月十三日お出しの御書状当月廿六日相届き辱く披見仕候、御堅達に御暮の程、結構に存候、就ては尚民吉殿御逗留中の御礼として、結構なる品々御送付下され受納致候
民吉殿追々細工も御始にて御上へ献上致され出来御賞の事、蔭乍ら大慶に存奉
幸便にて御礼謝旁々かくの如くに御座候　　早々不一
五月　　東向寺
加藤吉左衛門様　貴台

◇

民吉は文化五年、苗字帯刀を許され、文政六年十二月の水野陣屋からの御達しによれば『染付焼の儀、数年格別骨折手練行届候につき、右御相勤め候中、御扶持三人分被下候、是まで下され候雑用限は引揚げ候』とある。

## (26) 明暗縁の染付（ふたおもて・えにし）・民吉の芝居（そめつけ）

瀬戸市新道町の糸魚川家に保存されている文書の中に、昭和四年十月、大阪道頓堀の中座において、名優中村鴈治郎一座によって上演された『ふたおもて・えにしの染付』という脚本がある。

◇

この劇は大森痴雪作、陶工矢野陶々舞台意匠にかかる二幕物で、磁祖民吉の事跡を脚色したもので、故糸魚川孫作氏も相当協力されたものと見えて、大谷松竹社長からの感謝状が贈られている。

◇

劇のあら筋——。

『生涯の夫と定めた民吉に去られたお千鶴は、幼児嘉蔵をかかえて悲嘆にくれている。それにも増して哀れなのは、お千鶴の父親仁左工門で、肥前松浦公から命じられていた窯留めの秘法を、他国人の民吉に譲つた科で、水牢入りを申しつけられ、一家離散の憂き目に逢つていた。

◇

これがために村人は民吉を悪魔のように憎み、切支丹邪宗門改めに用いた踏絵を真似て、民吉の像を陶器で作り、これを足下にかけてせめてもの憂さ晴しとした。

◇

製磁の秘法を探り、年来の大望を果した民吉は、尾張の瀬戸へ帰り、一年余りの後には立派な磁器を作り上げるようになつた。公家上納の香炉も首尾よくでき上り、苗字帯刀をゆるされる等のことがあつて、瀬戸全村は陶業中興の希望に満ちていた。

◇

幸福の神に祝福されたような瀬戸村に、見るもあわれな親子連れの旅の女がたどりついた。これは民吉の行衛を探して、はるばる九州から訪ねて来たお千鶴、嘉蔵の親子であつた。
ところが、民吉の女房お品は、それを知つて嫉妬の炎を燃し、折角

く訪ねて来た親子のものを追返してしまう。

◇

障子をへだてて、この様子を聞いていた民吉は、何ごとかを決心し、平素は商売敵である陶工の忠治に製磁の秘法を譲って、お千鶴親子の後を追う。

お千鶴は却って民吉の身を案じて、佐々の代官、中里角右工門が主命を帯びて民吉召取りのため、瀬戸村へ入り込んだことを知らせる

◇

この様子を物かげから眺めていた民吉の女房お品は、今更らながら吾が身の浅果さを恥じて二人の前に謝罪する。

優しい女達が、互に恋しい民吉を譲り合って人情の世界の美しさを見せる。

◇

民吉召取りのために来た角右工門も、人々の美しい心に感激し、捕縄の手もゆるみ、お品は民吉の手に、そしてお千鶴と嘉蔵とは角右工門に助けられて九州へ……。

題して『佐々の悪魔、瀬戸の窯神、明暗縁の染付』という。

【注】以上は芝居の脚本で史実ではない。

# (27) 御用物代金積り書と高張提灯

初代民吉から二代民吉を経て、三代民吉まで（文化四年から慶応二年まで）の五十九年間に焼き上げたものには、随分立派なものがある。五代民吉家に残る『御用物代金積り書』という綴りを繰って行くと、こんなものまで焼いたのかと思われる品目がある。

◇

| | | |
|---|---|---|
| 一、 | 御双六盤一式 | 六通 |
| 一、 | 御刀架 | 弐個 |
| 一、 | 寧波染付 | 水指 |
| 一、 | 御まくら | 五つ |
| 一、 | 高サ五尺巾三尺の御衝立染付焼 | |
| 一、 | 青磁の御香炉 | |
| 一、 | 御多葉粉壺 | |
| 一、 | 御図面通りの御火鉢（図面略） | |
| 一、 | 三ツ組御猪口 | 五 |
| 一、 | 青磁福の神水指 | 五 |
| 一、 | 青磁釣鐘手焙 | 五 |
| 一、 | 染付瓢箪水指 | 五 |
| 一、 | 染付十二支小板 | 廿八 |
| 一、 | 延命袋水差 | 八 |
| 一、 | 祥瑞写染付御火入 | 五 |
| 一、 | 御紋付茶碗 | 五 |
| 一、 | 瑠璃擬宝珠 | 一具 |
| 一、 | 御揃物御膳用 | |
| 一、 | 三ツ組重箱 | |

一、御状箱　五
一、三番叟御置物　三ツ
一、橋弁慶御置物　三ツ
一、木船、土船の御盃洗
一、コーモリ型向付　五十
一、きじ御置物
一、みみづくの御置物
一、菱野焼付キビシヨ
一、焼付都鳥御針箱
一、文具一揃（硯、筆架、墨台、水入、肉入、文鎮、筆立）
一、掛物軸七分より一寸まで

＝窯神山の磁祖民吉翁銅像＝

一、御手水鉢

目先きの変つたものだけを書抜いたのだが、同一品名のものが幾度も註文されている。

◇

民吉は尾州公の御用窯を仰せつけられ、各種のものを製作しているが、自分で造るばかりでなく、加藤甚右衛門、加藤吉右衛門（民吉の兄）、清三郎、治兵衛、禎助等に焼かせて納めたものが相当数に上つている。

◇

水野陣屋から次のような御達しが、民吉外前記の人々宛に発せられている。

『役所御用陶器類、瀬戸村より御藏元への持運方の儀、これ迄売物同様に荷造り取計ひ持届候処、途中に於て人馬差かかり候節は御用物の別無之候につき、以来夜中は役所目印高張提灯相用ひ候様致度尤も前件御用の外、相用ふること相成不可候』。

◇

窯神山の初代民吉の銅像は、瀬戸市、瀬戸陶磁工商同業組合、瀬戸陶磁器商業組合、瀬戸陶磁器工業組合によつて大正十二年九月に建てられたもので、製作者は瀬戸市出身の日展審査員加藤顕清氏である。

◇

加藤顕清氏は昭和二十八年、西欧永住の目的で家財までも処分して渡仏されたが、フランス在住一年余りで帰朝し、雪印バター会社社長との関係から北海道に居住している。太平洋戦争中、海軍顧問としてキスカ島に駐留するなど可成り数奇な運命の持主である。

# (28) 初代民吉から五代までの家系

磁祖加藤民吉の宅址は、現在の西谷町中島周一氏方一帯の地である。民吉は文政七年七月四日、五十三歳で死亡しているが、その職場は現在の窯神山と宅址との中間の高台にあつた。文政初年の瀬戸古窯図は、堂々たる構えの職場を画いているが、横井金谷の筆と伝えられている。（裏表紙の扉絵参照）

◇

民吉には妻みつとの間に『りと』という一人娘があつた。この娘

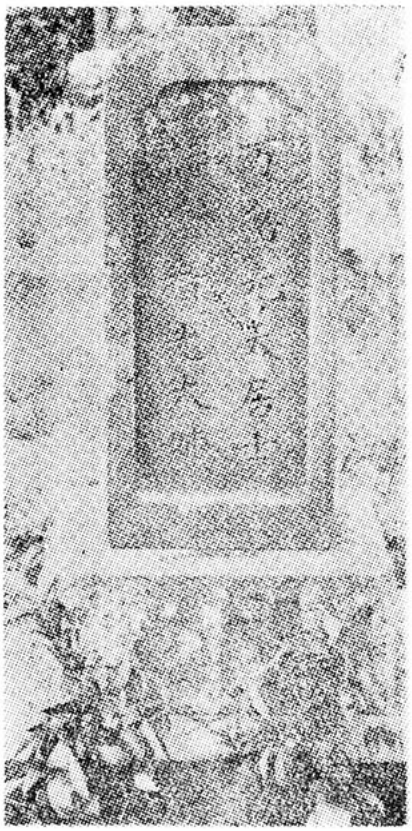

西谷墓地にある磁祖民吉の墓

に民吉の実兄吉右衛門（嘉永七年一月没）の次男吉次を聟養子に迎えて家をつがせた。これが二代目民吉である。

妻りとは長男千太郎を生んで文政九年一月二十三日に死亡（含芳自童信女）したので、後妻として旭村稲葉の松原伊八娘おゆう（明治二十三年八月二十四日没、華林妙容信女）を迎え、二人の間に九人の子供をもうけた。

◇

二代目民吉の長女りきは水野村加藤平吉の兄に嫁ぎ、後同村の市兵衛へ再嫁したが、今は絶家となつた。

二女こうは、瀬戸の南、加藤清兵衛（明治九年亡）に嫁ぎ、長男村三郎、長女たけ（きくとも呼ぶ）の二子を挙げ、たけは大廻戸の深見八五郎へ嫁した。

◇

二男庄平は、母おゆうの里方、稲葉の松原伊八の分家へ養子となり、茂三郎外数名の子を得て死亡、茂三郎は名古屋に移つて質屋を開業し、相当の財を築いた。

三男庄六、は、乗越の某方へ聟入りして一子年吉を得たが夭折し、その妻は加藤友七と再婚した。

四男禎三郎（安政五年六月四日没、松蔭全操信士）。

◇

五男作四郎は、兄四人が他家の養子となつたり夭折したりしたので、三代民吉を襲名し、明治三十三年に死亡している。（詳しくは三一頁『津金父子と唐左衛門へ追賞願』。四二頁『三代民吉が資本金貸下方を陳情』を参照）

三代民吉の妻まん（お豊）は稲葉の松原伊八の家から嫁いだが、大正三年七月一日没、教屋豊訓大姉。

三代民吉には常野、お礼伊の二女があつたが、どちらも幼いうちに死亡し、三女まつよは、安土の伊藤重次郎へ嫁いでいる。長男千代太郎は、明治二十五年八月十七日、紺屋田池で溺死、年二十六、没底浄恵信士。

◇

二男栄次郎は、通名を米次郎といつたが、昭和六年一月二十五日四代民吉を襲名、同年二月七日山口県厚狭郡原東村棚井において死亡、永岸良光信士。

◇

四代民吉には妻子がなかつたので、妹まつよ（伊藤重次郎妻）の二男賢吾を養子としていたので、昭和九年五月二十二日に五代民吉を襲名、現在は瀬戸市道泉町に居住されている。

◇

初代民吉夫婦の墓は、西谷墓地の中央に建てられているが余り知られていない。

万岳光天居士
文政七年申七月四日歿

赫室智光大姉　民吉妻　みつ
文政十一戊子五月七日歿

◇

その墓の隣りに『加藤民吉之墓』という立派な墓碑が建てられているが、これは初代民吉のものでなく、明治三十三年に死亡した三代民吉（作四郎）のものである。

教外智訓居士　（三代民吉）
明治三十三年七月二日歿

教屋慧訓大姉　（三代民吉妻）
大正三年七月一日歿

これは三代民吉の娘に当る加藤たま（東京）、伊藤まつよ（瀬戸市）長谷川つたじ（瀬戸市）の三姉妹が昭和十一年七月二日に建たものである。

◇

初代民吉が使用したと伝えられるヘラやコテが瀬戸市瀧木町の河村銓吾家に保存されている。

どうした訳で民吉のヘラやコテが河村氏宅に伝わつたかというに、三代民吉（作四郎）の弟富四郎が加藤禎太郎家の養子となつて、禎太郎を襲名している。この禎太郎の娘さくが河村鈴太郎へ嫁ぎ銓吾を得た。磁祖民吉の遺品はこのような関係から同家に伝わつたものである。

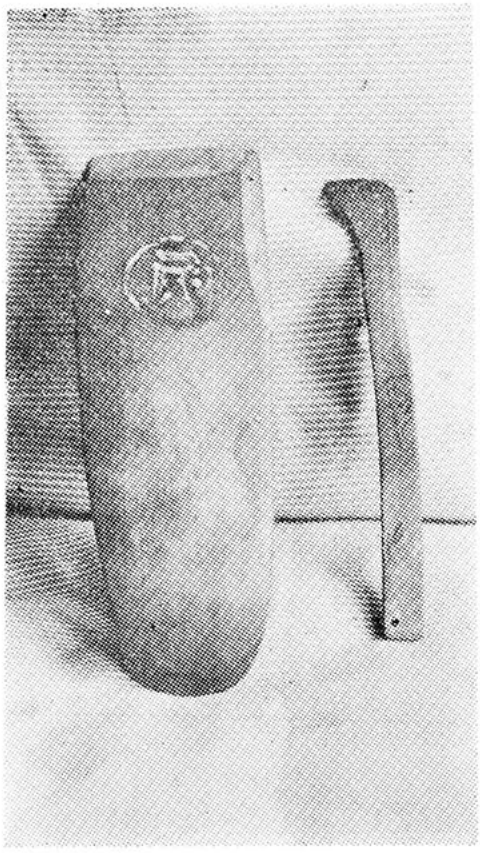

‖ 初代民吉使用のコテとヘラ ‖

# (29) 襲名後二週間で死んだ四代目

三代民吉（作四郎）が明治三十三年に死亡してから、五代民吉が昭和九年に襲名する迄の三十五年間は、民吉家系の暗黒時代で、憂うつな事態が相次いで起つた。

◇

三代民吉は長男千代太郎が、紺屋田の池で舟遊び中に溺死する等のことがあり、その晩年は経済的にも恵まれなかつた。

◇

四代目を相続した次男米次郎は、頭脳明晰で、常識の発達した人物だつたが、陶工としての腕も相当なものであつた。若い頃ロクロを廻せば、続くものがないと言われたほどの名手で、特に薄物作りに妙を得ていた。

何時の頃からか、酒に身を持ちくずし、酒なしではその日が送れぬ男となり、遂に頭を丸めて法衣をまとい、乞食同様の僧形となつて諸国を廻つた。

◇

米次郎は放浪の旅先で、思うように酒が飲めなくなると、成可く大きな町の警察署附近で行路病者となつて転つた。懐中にはチヤンと民吉の後裔を証明する戸籍謄本を持つているので、その町では行路病者として収容し、戸籍面から調べて、米次郎の妹まつよの婚家先、安土の伊藤重次郎方へ費用の取立を通知して来た。

◇

重次郎方では、度々のことなので、少なからぬ金を費つた。そこで窮余の策として、形式的にまつよを伊藤家から離縁し、戸籍上伊藤家と米次郎とは関係のないことにして、米次郎に関する一切の支払義務を免れたことさえあつた。

◇

飲んだくれの米次郎は、時おり瀬戸へ帰つては、どこよりも先に加藤李左衛門さんを訪ねた。李左衛門家では丁重に御馳走して、必ず三円なり、五円なりの小使銭を渡してやつた。

李左衛門家では、兎に角、磁祖民吉の嫡流だというので好遇していたらしい。

◇

このような状態だから、米次郎には妻も子もなく、民吉の家系が断絶してしまうかも知れぬというので、一族が相談した結果、伊藤重次郎の二男賢吾を米次郎の相続人とするため、大正六年一月十九日、養子縁組の手続を執つた。

◇

米次郎は昭和六年の一月、ふらりと瀬戸へ現われ、市役所の糸魚川戸籍課長を訪ねて襲名手続を教えてもらい、一月二十五日附で民吉襲名を許可され、戸籍謄本を懐ろにして再び放浪の旅へ出た。

◇

その年の二月七日、山口県厚狭郡厚東村棚井で、四代民吉（米次

郎）が死亡した旨、瀬戸市役所に通知があつたので、近親者は山口県まで出かけて骨を拾つた。

四代民吉が、戸籍面で民吉を名乗つたのは、襲名手続を済してから山口県で死ぬまでの僅か二週間にすぎなかつた。

## (30) 民吉の時代から有名画家が来瀬

民吉やその兄吉右衛門の作品には、南画風のものや狩野派風のものが画かれているが、染付の画には落款のないのが通例である。

◇

天保三年の加藤吉右衛門金子借用願書には『数年来の内、開発につき絵画等も歴々の画人相見え、数日滞在有之候、夫については、門人衆も相見え候』などの文句がある点から見て、有名な画家が瀬戸の窯屋を訪ねたことが判る。

◇

狩野縫殿介永岳、名古屋の画人伊豆原麻谷、山本梅逸、横井金谷、亀井半二、大出桐江、木村金秋、鷲見春岳、奥村石蘭、日比野白圭等、時代は前後しているけれど、それぞれ瀬戸へ遊んで染付の絵筆を揮つている。

◇

山本梅逸。

名古屋の南宋派画家で、名は亮、字は明郷、梅花老人の別号がある梅逸の外に天道外史、玉禅、梅園、梅華等の号があり、かつて瀬戸を訪ね、加藤吉右衛門方に滞在して陶画に従事した。

民吉の作品にも絵付をしたこともあるという。安政三年正月没、年七十四。

◇

亀井半二。

名古屋の人、幼い時から絵画を好み、山本梅逸に従つて画を学んだが、性来浮世絵風のものを好み、妙を得て却て師匠の意に適しなかつた。そこで瀬戸に来て素仙堂治兵衛、真陶園半助等の家に遊び、各種の陶器に絵付をした。時の人これを賞して瀬戸半二焼といつたしかし半二は画工であつたから、自ら製作したものは稀れである。

◇

素仙堂治兵衛の弟子に、川本伊六というロクロ師があつたが、その技は出藍の誉れがあつた。この伊六のロクロに半二の絵、それを半助窯で焼いたものには優れた作品が多い。

◇

『中京画談』という書物に、尾張瀬戸の陶工加藤半二、号を石華といつた。半二は加藤半助の職工であるが、初め森玉遷の門に入つて美人画を学び、後に山本梅逸の家に寓し、その指導をうけて古画を臨し、これを陶画に応用した。これがため瀬戸陶画の進歩に資したことは大きい。寛政、文化の頃の人で最も花鳥が巧みであつたーとあるが、これは亀井半二のことではあるまいか。

◇

大出桐江。
天保十二年上州の桐生に生れた。通称を愛次郎といい、桐江と号し後東皐と改めた。別に蝸牛窟という号があつて、画法を藤堂凌雲に学び、花卉鳥毛を得意とした。
明治維新前後は諸国を遊歴し、その後東京に住んで陶画を業としていたが、明治の前半期を瀬戸に居住し、川本桝吉方で絵付に従事した。南宋の花鳥を画いて良く、一時代の流行を形づくつたが、明治三十五年、六十五歳で没した。

◇

木村金秋。
土佐派の画家であつたが、明治八、九年頃瀬戸に移り住み、陶画に従事した。

# (31) 三代民吉が資本金貸下方を陳情

上願書

愛知県東春日井郡瀬戸町二百九十六番戸
平民　加藤民吉
弘化二年二月生

右加藤民吉謹て上願候、私祖父民吉儀、享和四年旧御藩の御允許を得、肥後肥前に遊び留ること四年、刻苦研究遂に、磁器の蘊奥を極め、瀬戸に帰り之を伝へ、大いに磁器の改良を図り、尚年を重ねて精巧を致し、重なる国産として内外多々の需用を待つに至り候。

◇

これは祖父民吉の効果に有之、従て祖父民吉より不肖民吉に至る迄、御藩の特待を蒙り苗字帯刀を差許し、且代々御扶持をも被下、時々御賞詞、御賜物等の御恩遇を蒙り候儀、私家保存の別紙記録に於ても明瞭たる次第に有之候。

◇

右に付き明治十八年陶漆器共進会に於ては農商務大臣より追賞として金五十円御授与相成候儀も有之候、不肖民吉祖父の遺績に依り瀬戸窯屋中相譲る処なく引続き磁器製造営業罷在候処、明治廿二、三両年の間に於て、東京出荷の商事取組、奸商人の詐術に陥り多額の損失を来し

◇

之に加ふるに家中に於ても不幸相続き遂に救ふべからずして挙て家産を失ふに立至り申候、不肖民吉の蹉跌、父及祖父に対し甚だ相済ぬ儀につき恢復の目的を以て拮据勉励斯業に従事仕候へ共、如何せん、資本の支途に差支、微に漸く家業の該業を持続するに過ぎずして民吉悲歎に不堪候。

◇

就ては甚だ恐縮の至りに候へ共、不肖民吉の衷情御拝察被下、祖父の功績に依り代々御恩遇を蒙りたる因縁を以て、幾分の資本金御貸下候得ば、奮起して該業に従ひ、一層精巧の磁器を製出し、一は旧来の御恩遇を蒙り候事跡を空ふせず、一つは父祖の亡霊を慰め申

度候間、特別の御詮議を以て此際幾分の資本金御貸下被下候様、茲に只管上願仕候間、御採納被下度候　謹言

明治二十九年三月

加藤　民吉㊞

侯爵　徳川義礼殿

御家扶御中

右の上願書を徳川侯が聞き届けて、資本金を貸下げたかどうか、その結果については記録がないので判らない。しかし三、四年後に陶器学校の教師になった位だから、資本金貸下げはなかったのではあるまいか、いずれにしても上手な無心状とはいえない。

# (32) せともの祭と民吉の花瓶

新愛知（中部日本新聞の前身）の佐藤支局長の提唱にはじまったせともの祭は、今では、せとものの瀬戸の例祭となつた。戦争関係と経費などの問題で一時中絶していたが、戦後復活して年々盛んに行われている。天下の奇祭と銘打つて、廉売市と見本市とを兼ねたもので、磁祖民吉の招魂そこのけに、たくましい商魂振りを示している。

◇

これより先、東京では、浜町のせともの問屋大矢初次郎等の発起で、せともの祭を行うことになり、その日取りは大正十二年九月五日と予定されていた。

お祭の御神体として、磁祖民吉の作品を借りたいと瀬戸へ頼んで来た。そこで陶本町の丸吉陶器店の番頭藤市さんの斡旋で、民吉作の大花瓶を東京へ送ることになつた。

◇

この花瓶は、初代、二代、三代と代々の民吉家に伝わる家宝であつた。三代民吉の晩年は経済的に困窮し、窯神の御神体と称する軸を川本幸吉氏方へ持ち込んで、借金の抵（かた）に差入れた（四四頁参照）位だから、三代民吉の没後、妻まんは里方に当る旭村稲葉の松原伊八方へ、借金の抵当としてこの花瓶を差入れていた。

◇

当時まんは死亡していたので、その娘まつよ（安土の伊藤重次郎妻・五代民吉実母）が、丸吉から頼まれて、稲葉の松原家から借り出して東京へ送つた。

まつよの夫伊藤重次郎は、東京のせともの問屋大矢初次郎から頼まれて、丸窯の模型を造り、エブタ三枚、ツク数本、初代民吉の使用したせともの実印などを、花瓶と一しよに東京へ送り出した。

◇

そしてせともの祭開催中の三日間は、重次郎が上京して東京の真ん中でロクロを廻し、せともを作つて見せる手筈になつていた。ところが、あの九月一日の関東大地震となり、民吉作の中でも傑作といわれた大花瓶は、無惨にも壊滅して、せともの祭もお流れとなつてしまつた。

# (33) 窯神の御神体であつた一軸

瀬戸市北栄町の川本節雄氏宅へ伝わる数々の軸物の中に、かつて窯神の御神体だつた軸物がある。

◇

秋葉山大権現
天満威徳天神
金毘羅大権現
正三位式部大輔
菅原長親謹書　印

と書いたものと、

風火神童君
正三位式部大輔
菅原長親謹書　印

と書いたものとの二本の掛物が所蔵されている。

窯神の御神体だつた掛物

◇

この品がどうして川本家に所蔵されたかという点については、次のような話が伝わっている。三代民吉（本名作四郎）が貧苦に迫つて窯神の御神体を取り出し、これを抵当として初代川本栄吉から金を借りた。

◇

そのためお祭の度に、栄吉方へ酒一升を持参して御神体の軸を借りていた。こうしたことから、元お祭は秋葉さんが十一月七日、天神さんが二月二十五日、金毘羅さんが十月十日だつたのを、一つにまとめて毎年八月二十日を大祭日とした。

◇

元の窯神のお祭には『湯かけの神事』が取り行われ、余興として四本柱を建てた土俵の上で、陶器職人を中心に素人相撲が盛大に行われた。参詣者には民吉家から福引を出すなどのことが続けられたが、三代民吉の代に家計が左り前になつたので、西谷一帯でお祀りするようになつた。

◇

ところが大正五年の夏の瀬戸町会で、窯神祭を瀬戸町全般の祭とし、毎年九月十六日を祭礼日とすることがきめられ、神事や行事は同業組合が中心となつて行うようになつた。そして祭神も『磁祖民吉』であるかのように変貌して

しまつた。

◇

節雄氏方にある一軸が、窯神の御神体であつたということを証明できる資料が、五代民吉氏宅に所蔵されている。初代民吉の願い出に対する、寺社奉行の許可証ともいうべき古文書がそれである。

◇

『春日井郡瀬戸村
染付窯屋　加藤　民吉
其方儀、同村丸窯、上の方に大宰府天満宮、秋葉大権現、金毘羅大権現遥拝所一棟取立度旨恭願の趣、申談候
右は容易ならざることには候得共、染付焼の基本にて追々御用ものを仰付、且つ諸国へ手広に売捌き御国利益格別、功分も有之ことにつき、別段の訳を以て願の趣き聞届候、此段御代官にて相達候』

◇

# (34) 信長の制札と所持者

瀬戸市とその周辺の加藤家には、自家が旧家であること、藤四郎の末裔であることなどの証拠として、信長の制札といわれるものを秘蔵している家が可成りある。しかし信長の制札がそんなに有るはずがないから、それは写と見るべきである。だから文字に間違いがあり、それを写した出版物も殆んど間違いをそのまま伝えている。

更に明治三十年発行の『尾参宝鑑』は、窯神について次のように記している。

『民吉、常に信仰せし大宰府の天満宮を、宅の後の山上に勧請し、左右に秋葉、金毘羅の小祠あり、これを窯神と名づけ、当村修験者泰澄院掌る』

◇

現在の窯神社に、磁祖民吉を祀られていることは誰れでも知っているが、最初民吉は前記の三神を窯神として祀つたのであるが、御神体の持出し等のことがあつて、いつとは無くこの御神体は忘れ去られてしまつた。

◇

他の一軸（風火神童君）は日本在来の神とは思われない。藤四郎が大陸又は半島から招来した窯神か、それとも朝鮮伝の窯神を、天草で祀つていたものを民吉が招来したて来たのか、一切不明であるが研究課題としては興味ある問題である。

◇

品野町下品野、加藤新右衛門家に伝わる制札は、信長真筆と思われる花押が記されている。

『制　札

一、瀬戸物之事、諸郷商人国中往返、不可有違乱之事

瀬　戸

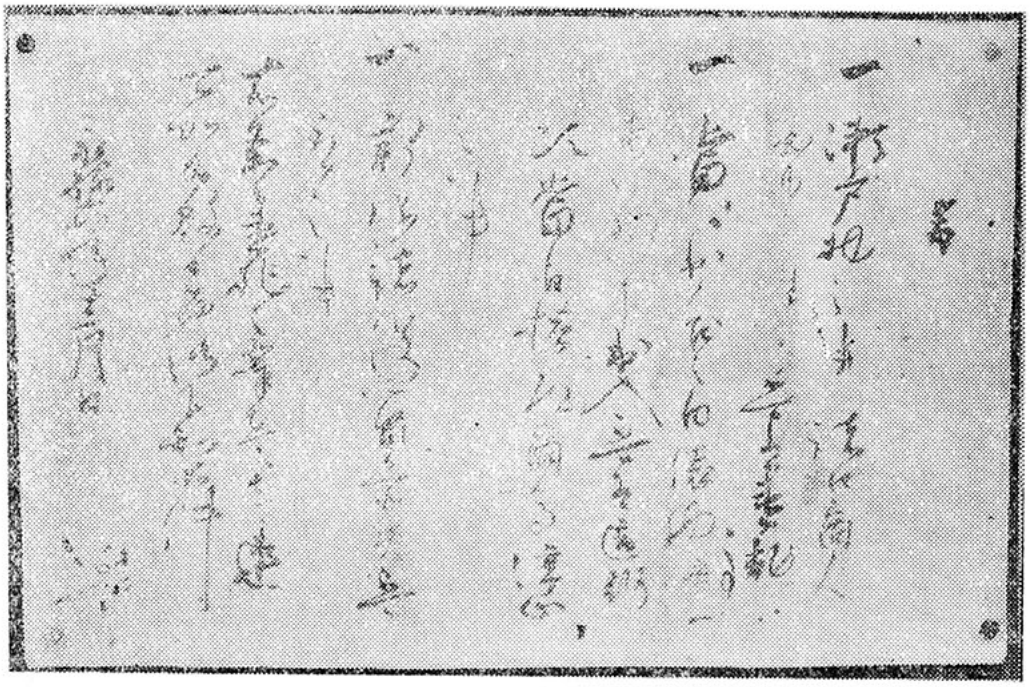

= 藏所氏門工右新藤加町野品・札制の公長信 =

一、当郷出合之白俵物並塩あい物以下出入不可有違乱、次当日横道商馬停止之事

一、新儀諸役、郷質所質不可取之事

右条々違犯之輩、在之者、速可加成敗者也

仍下知如件

永禄六年十二月日　（花押）』

◇

制札は原則として木製の建札であるが、これは紙本である。これを原本とした木の制札が、瀬戸村の市日に建てられたものと想像してよいであろう。

可成り損じているから、かろうじて判読できるもので、ひどく損じた個所は全然読めない。それらの個所を同家に古くから伝わっている写しによって補足したのが前記制札の記文である。

◇

文意、筆蹟、墨色、花押、紙質などの点から推して、信長によって発行されたものと見て間違いないであろう。これを現代文に意訳すると、

制札（法令発布）　瀬戸

一、瀬戸物に関する規則。各地の商人が尾張国を往き帰りするには規則に従うこと

一、瀬戸村で交換市場にかける白俵物（俵詰のせともの・しろものの意）や食塩、塩乾魚その他の物資の出入は規則通りに行い、市日の当日は横道（不正取引）の商馬を停止する。

一、新しく陶工を徴発して公用に使ったり、郷質、所質（債務を履行しない場合は、所かまわず、所有物を没収する）を取ってはならぬ。

右の条項に違犯する者は、速かに所罰する。

永禄六年（一五六三年）十二月日　花押（信長のサイン）

◇

瀬戸市萩殿町の加藤鉄夫氏宅に伝わる文書は、先祖加藤儀兵衛翁が克明に筆写したもので、安永年間前後の貴重な文献である。（以下同文書を引用する場合は〝儀兵衛文書〟と呼ぶ）。

『瀬戸物焼山林田畑諸色書上帳』は儀兵衛文書中異例なもので、同翁の手記したものではない。筆者は享保十四年の瀬戸村庄屋、長兵

衛と推定されるもので、末尾には儀兵衛翁の手蹟で『尾州春日井郡山田庄瀬戸村持主、加藤儀兵衛控』と記されている。

◇

同文書は制札の所持者について次のように記している。

『永祿六年の御制札は、下品野村窯屋新右工門、三右工門所持仕居申候、右両人の者共は先祖瀬戸村の窯屋にて御座候処、当時迄四代以前身体（進退）罷り成らず候に付、濃州水上村の内、大平村へ引越し、瀬戸物職仕り罷り在り候処、右両人の者共、他領に差置き難き御事にて、瀬戸村へ罷り帰り申様にこそ仰付候得共、下品野村土場能く御座候に付、只今右の村に居住仕罷り有り候。則ち瀬戸山の土にて瀬戸物仕候』

◇

制札は下品野村の新右衛門、三右衛門が所持者であつたことや、現在新右衛門家に秘藏されていることは判つたが、これを信長から下賜された者は誰れであろうか。

明和九年に尾張藩士内藤浅右衛門によつて編まれた加藤系図（品野村窯屋系譜）によれば、新右衛門の父、万右衛門基範が、信長から下賜されたと記している。

◇

『基範、万右衛門。尾州瀬戸村より、濃州水上村大平村に到り陶業これを勤む。瀬戸村に在る時、永祿六癸亥歳、織田信長公窯御制札を賜り、これを持つ』

◇

『をはりの花』の『尾張国瀬戸窯の系譜』は、藤四郎十世、景春宗右衛門春永が、制札を受領した——と記して誤字脱字の多い制札を載せている。しかしこの系図は明治三十五年に加藤弓影が作成しそれを柴山不言が校閲したもので、制札については何らの拠りどころも持つてはいない。

現に宗右衛門関係の系図（一九頁）は、この重大事件に触れていないし、制札の所持者、新右衛門家とは家系を異にしている。

# (35) 信長の朱印状と伝来記

信長の朱印状は、多治見市の加藤彦四郎家に所藏されている。次の頁に掲げた写真は、真物でなく写しと思われるもので、筆勢墨色などがたどたどしい。それにひきかえて彦四郎家のものは、雄渾な筆致で書かれている。

◇

瀬戸焼物釜
事如先規彼
於在所可焼之
為他所一切釜
不可相立者也

＝（写）状印朱の長信＝

天正弐年（一五七四年）

正月十一日　信長（朱印）

賀藤市左衛門へ

（瀬戸焼物釜のこと、先規の如く、彼の在所において、これを焼べし。他所の為に一切の釜相立つべからざるものなり）

◇

彦四郎家には、朱印状と一しよに、朱印状の伝来記が所蔵されている。それによると『尾洲春日井郡瀬戸村市左衛門は元来飽津（赤津）村在住の者、暫く瀬戸村に移り、陶細工致候処、功作の誉、世上に流布、故に上聞に達し候得ば、天正二年信長公御上覧遊ばされ甚御意に入り其筋をもつて焼物御用等仰せ付けなされ□物抔呈上仕候得ば、厚く価等下し置かれ、其上御褒美となし御朱印頂戴仕候事、扨々難有仕合に存じ奉り候。【注】□のケ所不明。

◇

夫より細工彌繁昌故、同職の者、動もすれば過殃（かおう）の意有之様に思慮致し、瀬戸村住居の儀、甚だ心頭に不安故、市左衛門を興三兵衛と改名致し、御朱印隠蔽仕る。

濃州土岐郡久尻村新右衛門は、母方の縁者なる故、久尻村に引移り右細工に妙所これ有る程の製作にて、黒色茶碗焼出し、伝え以て禁庭へ献上仕候得ば、御叡慮に御協い遊ばしなされ候哉、筑後守と受領名下し賜かれ、ことに御綸旨頂戴仕り有難く冥加至極、言う計りなく存じ奉候。

興三兵衛尉景光、男子二人あり、總領筑後守景延に御綸旨を譲り、次男彌三衛門尉景頼に御朱印状を譲る。

彌左衛門男子これ無く、之により尾州飽津村松原太郎藏四男加藤半左衛門景増を養子致し、大平村茂左衛門娘を妻女となす。（中略）。

景増男子三人あり、總領彦左工門、次男又兵衛、三男源左工門召連れ信長様御朱印所持仕り、同郡多治見の里へ引移り、陶細工至極巧者にて、多治見村元祖是也。

正徳二壬辰歳正月吉旦』（一七一二年）

とあつて、朱印状が多治見市に伝わる由来について記している。

◇

『瀬戸物焼山林田畑諸色書上帳』（儀兵衛文書）は書式、署名などの点から推して、当時の瀬戸村公文書控と思われるものだが、朱印状が多治見村に移つた事情について次のように記し、前記『伝来記』とは違つたものになつている。

◇

『覚

一、天正弐年の御朱印、濃州多治見村に御座候は、当村興兵衛と申者、先祖市左衛門と申者の四代目。以前に困窮につき春日井郡坂下村に質物に置く。得請申さず候処、多治見村窯屋へ請出し、当時市右工門と申者所持仕居申候（中略）

右の通相違御座なく候　以上

享保十四年酉七月（一七二九年）

春日井郡瀬戸村　庄屋　長兵衛

組頭　武右衛門

郡御奉行所』

# (36) 朱印状後日談と関係文書

品野町下品野、加藤三氏所蔵の写本『瀬窯伝覚記』には、朱印状についての後日談が、興味深く記されている。

◇

『信長公の御朱印所持仕候者は、濃州多治見村へ引越（中略）。多治見村久尻村之儀は、瀬戸村より引越候に相違御座なく候処、多治見村に御朱印所持罷在候段、残念之至に付、寛政四子年、水野代官水野権平殿へ瀬戸三ヶ村（瀬戸、赤津、下品野）並濃州多治見、久尻村窯屋共親類名乗致し、正月節振舞の参会を初め、其節御朱印を持出し、当番の村方に壱ヶ年づつ預候筈にて、十ヶ年程も相続致し、瀬戸村にも御朱印両度廻り来候由の処、如何なる故にや相止、又々御朱印多治見村に留り申候』

◇

この当時五ヶ村の窯屋惣代が取り交した約定書の原本が、瀬戸の山陶屋加藤兼助家に伝わっていたが、諸記録と共に散逸して、所在が判らない。名古屋市立図書館の瀬戸史料（市一九―一四）の項にその写しがある。

◇

『一　札

一、私共窯職之儀、先祖より由緒これ有る職方に付き、信長公より御朱印頂戴仕る、市左衛門と申に預り居申候処、市左衛門困窮に付、濃州へ引越し窯渡世罷在候。夫故右御朱印、当時多治見に所持これ有り、

◇

元来親族付合に御座候処、久しく出入中絶仕候内、親類名乗等仕らず、殊に国を隔て候故、自然と相互に疎遠に罷成候、然る処今般旧好を存じ、相互に名乗合仕り、熟談の上職方相続の儀申合候。ついては此後、いよいよ睦しく親類出入仕るべく候。

◇

夫に付、以来右之御朱印五ヶ村にて一ヶ年宛預り、毎年正月五ヶ村親類寄合、其上当番の村方へ預り、大切に守護致し、幾年経候ても異変の儀堅く仕らず、職方締の儀時々相談仕り、窯職相続退転なき様仕るべく、

依而後日違乱これなきため、斯の如く連判致し一ヶ村に一通づつ所持仕候、

◇

寛政四子年十二月

尾州春日井郡　赤津村　窯屋惣代　加藤仁兵衛

万　蔵

甚兵衛

濃州土岐郡

# (37) 品野窯屋と『陶器伝来記』

多治見村　窯屋惣代　彦右工門　宇左工門　吉兵衛
久尻村　窯屋惣代　政右工門　利藤治
品野村　窯屋惣代　新右工門　利平次　八郎右工門
瀬戸村　窯屋惣代　伊右工門　武右工門　清吉　十右工門』

本書の初版に『作助氏所藏の陶器伝来記』と題して、赤津の加藤作助氏が所藏されている『慶応四年戊辰三月加藤寿楽十五歳にして之を写す』ところの『陶器伝来記』の一節を載せた。

◇

その原本を瀬戸市東権現町加藤鎌之助氏が秘藏されていることが判つた。これは文政三年二月、品野村窯屋加藤□□□の自筆本だが惜しいことに□のケ所を切り取り、その跡に裏張りをして他の名前を書き込み、更に『品野』の文字の上に『瀬戸』と張り紙をして改ざんされている。

そこでこの原本によつて初版の不備を補うことにする。

◇

『陶器伝来記』　―

『加藤万右衛門基範時代、瀬戸の陶業師相増し、近国に売り弘む、殊に織田信長公様茶器仰付られ、之を勤む。その節土器売り弘まり、土器諸国へ差送る人馬差支えこれあるに付き、御願い申上げ、之に依つて織田信長公様より御制札一通下しおかれ、基範之を所持仕る。

◇

賀藤市左工門景一

織田信長公陶器御用相勤め御扶知を下しおかる。然るに近国諸所にて陶器を半練仕て、瀬戸物窯と名付け焼立みだりケ間敷きに付、その旨御願申上げ、他所みだり窯取立これなき御朱印頂戴、賀藤市左衛門之を所持仕る。

◇

右二通は御威光によつて、穏かに陶器の御用ならびに売買差支えなく、瀬戸物売弘まり、値段も高値に売れ、渡世は賑々しく暮し居

住の処、天正十年壬午年、織田信長公、家臣明智日向守光秀反逆にて、京都において信長公御落命遊ばされ、則ち紫野大徳寺に葬り奉る。（中略）

◇

前文の通り、信長公御他界後、近国穏やかならず、陶器の御用これなく、売用も少く自然と衰えて瀬戸山に居住も成り難く、万右衛門、市左衛門はじめ、眷属大勢は思い思いに離散致す。（中略）

◇

慶長十五庚戌年（一六一〇年）（中略）大守公様の思召にて、其節御代官石黒善十郎様、御国奉行と共に、瀬戸庄屋惣太夫へ御尋ね遊ばされ、加藤唐四郎子孫は如何と御尋ねにつき、惣太夫御答申上

# (38) 赤津窯屋と『窯陶舎元祖』

赤津の加藤仙左衛門家に代々伝わる古写本がある。表紙には『窯陶舎元祖』『赤津村、古陶洞春位』と記されているが、原本は寛政十二年に作成されたもので、筆者は判らない。その後、文久、元治の頃まで書き継がれているが、その頃の筆者は当主仙左衛門氏の曽祖父にあたる仙左衛門春位（明治十七年九月六日没）である。

◇

前略『慶長十五年庚戌二月五日、濃州郷ノ木より召帰さる。尤も先年瀬戸赤津村住居、慶長十三申年困窮につき郷ノ木へ引越候処、敬公様御代、赤津村へ召帰さる、（加藤利右衛門、同仁兵衛）其節御証文等下し置かれ、居屋敷御徐地下し置かれ、其後天和二壬戌年々春夏冬三度に下げ渡さる。』

困窮仕り村方離散仕る旨を申上る。御国産瀬戸物焼他国に差置き難し、尋ね出し帰村致さす旨仰せ付けこれあり、

◇

之により惣太夫諸所相尋ねし処、万右工門美濃大平村より水上村に有しが、父万右工門は濃州にて病死致し、子息新右衛門、三右衛門は水上村に陶窯を建て居住す。（中略）之により瀬戸庄屋へ、国公の命にて御召帰しの趣き申聞け有て、早速帰国仕る。土地を見るに品野郷は土場能く、薪も沢山の地、上へその旨御願申上、下品野に居す。』

年山方御見立御検地の節、御改め八反五畝廿四歩と改め

◇

慶安二（一六四九年）己丑年、下方三郎右衛門様御代にて、御高二十石当村高の内にて下し置かれ、

万治三庚子年（一六六〇年）太兵衛御窯屋に召出され、寛文十二壬子年、御代官山田作左衛門様御代に、金三十両、三人へ下し置かれ年々春夏冬三度に下げ渡さる。』

◇

瀬戸市元町の中島小三郎家に伝わる赤津関係の古文書・古記録は可成りの数にのぼっている。同家は赤津の雲興寺西に在った旧家で

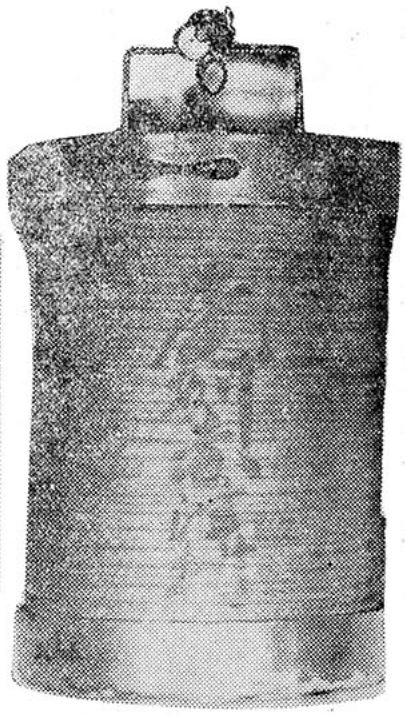

＝ 赤津村の提灯と免定 ＝
（中島小三郎氏所蔵）

慶安時代から文政頃まで庄屋を勤めた家柄である。庄屋当時の珍らしい提灯なども所蔵されているが、毎年尾張藩庁から通達された免定（年貢の令書）なども全部揃っている。

それによると、窯焼に二十石下賜された事実や、鹿が食い荒すために取（收穫）がないという理由で、減税されていることが判る。

◇

『免　定

一、高千五十六石九斗九升五合

内　二十石は　丑年よりかまやきに被下引

三十八石八斗七升五合　鹿喰、取なし

残高九百九十八石一斗二升

□□三百六十三石三斗一升六合、属高に三ッ六分四□。

外

高千三十六石九斗九升五合より

一、米二十石七斗四升也は、高に二分通万当り物の代米

取米〆三百八十八石五升六合

右是は卯之年免、如此相究候、庄屋小百姓、不残立合□米申分無之様に、無高下、致米割、霜月中に急度皆済可仕者也

慶安四年　　山本　助右衛門

卯の十一月七日　　（花　押）

庄屋　小百姓中』

【注】□の箇所欠損虫食のため不明。

◇

以上は赤津御窯屋（官窯）の高についての記録だが、御窯屋よりも古い地窯（民窯）が沢山あつた。現に古窯址、出土陶片など、鎌倉時代の陶業遺蹟がそれを証明している。

それにも拘らず、御窯屋独りが藤四郎の血統であるかのように誤り伝えられているが、権威ある資料（一九頁の森田日記）はそれを否定している。

森田日記に登場する善九郎は、後に唐三郎を襲名した人物で、当時（延宝六年）弟太兵衛、彦九郎と共に尾張藩の御用窯職であつた。

『藤四郎の手筋の由』を森田久右衛門に語つたのはこの善九郎であるが、その家系は後世において血筋であるかのように粉飾されている。森田日記は『善九郎兄弟三人御抱にて尾張様御用勤申也』と記

春日井郡赤津村

し、更に『尾張様焼物御師三人あり、三人扶持に二十石宛也、釜一釜やき申候へば、小判二枚宛遣わさる』とも書き残している。

# (39) 瀬戸窯屋と『瀬戸窯焼物師伝記』

瀬戸の窯屋伝記について、藤四郎時代を神話時代と言えるならば六作十作時代は伝説時代である。

歴史時代といえるのは、徳川義直が慶長十二年閏四月に尾張国清州城主となつてからのことで、同十四年に名古屋の築城となり、その後に瀬戸系窯屋の歴史時代がはじまつた。

◇

慶長年代の瀬戸系の窯について記録されたものは、瀬戸から美濃国へ移住した陶工が、赤津・下品野の両村へ呼び戻されたことを伝えているが、肝心の瀬戸窯については記すところがない。

『瀬戸窯焼物師伝記』（儀兵衛文書）はその頃の瀬戸窯について次のように記している。

◇

『慶長年中頃、根窯焼物師

加藤市左衛門惣領　加藤　孫兵衛
同二男　加藤　八右衛門
同　惣太夫
同　新右衛門
同　三右衛門

其後惣大夫儀は赤津村へ引越申候。同じく新右衛門、三右衛門は濃州水上村の内、大平と申所へ引越し、瀬戸物職仕候へ共、其後下品野村へ引越申候』

◇

前記の市左衛門は景茂、又は景一といい、元赤津に住んでいたが暫らく瀬戸へ移り、天正二年に茶壺を作つて信長に献上して朱印状を下賜されている。

その長男孫兵衛と、二男八右衛門とが瀬戸に在住して窯屋を受けついだのが、歴史時代になつてからの瀬戸窯屋のはじまりである。

◇

『慶安年中頃、根窯焼物師

加藤孫兵衛惣領　加藤　善左衛門
二男　孫右衛門
三男　佐治右衛門
金左衛門

右根窯四通御座候
是より外にも窯焼申者御座候へ共、右四通の末間にて焼申候如件』

◇

これによつて判ることは、当時瀬戸村には窯が四つ有つたが、その他にも可成りの陶工が居て、末間（登り窯の一部）で焼いていた。

後世になつて孫右衛門の子孫が陶祖藤四郎の直系のように言われたが、その家系が記録の上に表われたのは慶長年間以降で、その当時

には、孫右衛門の兄や弟の外に、金左衛門その他多勢の窯焼が居住していた。

◇

『陶器伝来記』はその後の状況について次のように記している。

『瀬戸窯諸国へ離散致さず残り居申者、洞窯、北新谷、南新谷（中略）。窯屋増長繁昌致す（下略）』

◇

『瀬戸窯焼物師伝記』は更にその後の瀬戸窯焼の内、上水野村に移つた者の消息について貴重な記録を残している。

『春日井郡瀬戸窯焼の者。同郡上水野村山の内へ引越し居住仕居申候処、かまの洞と名附け、焼物職仕居住致し候処、其後（寛文七年）御林方役人衆の屋敷に相成申す筈に相定り候故、左の四人之者、外所へ引越候様に仰付御座候故、所々引越し焼物職仕候。

一、春日井郡半田川村へ　加藤利右衛門引越
一、濃州妻木村之内三本松へ　加藤源重引越
一、同州同村之内かじかいりと申所へ　加藤勘右衛門引越
一、同州新牧村へ　加藤庄右衛門引越』

# (40) 窯屋系図の根元。窯方百姓の争い

『陶器伝来記』——

『天文年中瀬戸山離散致せし万右衛門息、新右衛、弟三右衛（中略）下品野村へ御召帰さる。

其節御証文御名前、寺西藤左衛門様（中略）。原田右衛門様（中略）新右衛門、三右衛門へ下し置かる。御文言これを略す。

◇

居屋敷、窯場、職場前は、御山の内五町五反御除地に下し置かれその上飯米として御米拾石、御金三十両御拝領仕る。御徐地境に山の神勧進仕る。器物御用品相勤これを略す。

◇

苗字、名乗等の儀は、瀬戸居住之節に織田信長公様より下し置かれ賀藤なるを、水上引越以後、村上と苗字を云い、名乗の通字は重の文字なり。この訳は愛知郡中根村の郷士、村上彦兵衛と云あり、これ新右衛門景重が曾祖父なり。

◇

旗の紋は日の丸蒔絵なり。紋は丸の内に酸漿（かたばみ）を附け名乗は重の文字が通字なり。

右の縁にて村上の苗字という。重字を名乗り、これ通文字にて帯刀も致せし者なり。これより濃州より引越し、六代の内は村上と苗字を定め、紋は酸漿なり。名乗の通字は重の文字。

◇

其後二百年余過て、明和九年壬十一月七日、内藤浅右衛門様、御国中古事跡御改めに御廻りあり、御用窯御手水鉢焼損じ跡、御調べ有り。窯屋の系図も御尋これあり、その時改めて加藤氏と、先祖の

名字に帰り、系図を書上る。【注】焼損じ手水鉢の破片は下品野新右衛門家に保存されていたが、現在は品野町陶磁器工業組合に保管されている。

◇

天明五己巳年御茶道方御役所より系図調べあり書上げる。
文化乙丑七月二十六日、水野御陣屋に於て御調べあり申上げる。その節苗字書付渡る。
元和元年己卯年まで六ケ年間、新右衛門景重士器御用勤め終る。下品野の長寿寺に葬る。
【注】元和元年までの六ケ年とは、慶長十五年に尾張国へ召帰されて以来を指す。

◇

慶長十五年庚戌より御証文由緒の御影にて安穏に住居ありしが、享保二十年乙卯御徐地の内、鳥林村方争論ある。委しき書付之を略す。

◇

慶長庚戌の年より百七十年過ぎて安永八己亥十二月、村方より百姓並に無高者へ役米割符あり、御証文の御影にて慶長年中より勤め申さざる趣き申立て、村方争論に及び、御代官横井此右衛門様、御手代杉本丹六殿御取扱の所に、村方地頭衆内輪取扱に御掛りこれあり、その御取扱を窯方承知致さず、地頭衆御立腹これありて、窯屋の中三人御国追放の思召これあり、左様にも相成難く、その後窯方三人を御叱り籠（こめ）に相成り申す。
その入組につきて地頭衆より来書あり、委しくは記せず。

◇

慶長十五庚戌より百七十二年過ぎて、天明元年辛丑二月、土取山場御調べに、山方御役所より三ケ村の者土掴取る節、みだりがましく相成る間敷、山方御役所より御見分を請け、土掴取れとの趣き仰せ渡しこれあり、

◇

三ケ村窯方は、御見分これある儀、土貢（山年貢）はこれなき事なれども、諸雑用は得出し申間敷申上る。
御役所よりは、諸雑用掛り申さざる旨仰せ付けらる。これにより窯方は、諸雑用村方より掛申さざる儀にこれあるは、先年御頂戴仕る御証文に障る儀も無しと存じて、山方より御見分請ける。

◇

其後村方より御見分の諸雑用掛書付を差越し、これにより御代官久世岡右衛門様御願い申上げ、御手代岸上忠兵衛殿御取扱にて村方庄屋は御叱りうけ、窯方より雑用出し申さざる事に終る。委しくは記さず』。

# (41) 尾張藩の窯方保護政策

慶長十五年に美濃の各地から、陶工を領内に呼びもどした初代尾張藩主徳川義直は、窯方へ居屋敷を与え、貢租、労役を免じなどし

て保護政策を執つた。その後も食糧・金子・燃料を与えるなど尾張藩の窯方保護は積極化して行つた。

◇

その目的とするところは、陶器を藩主や上級家臣の使用、贈答に充てると共に、国産を助長し、国益を計ろうとしたものである。更に名古屋城内に陶窯を築いて御深井焼を創め、大名の道楽（趣味）を堪能すると共に、技術の改善に資した。

◇

宝永四年以後数度の地震に、瀬戸地方の窯はその殆んどが崩壊し大きな損害を蒙つた。復興については窯方から藩庁へ歎願し、金穀竹木などの支給をうけている。

天明以後も天災、凶作がしばしば続いたので、瀬戸物の販路は塞がれ、糊口に窮する者が続出した。その度に藩庁へ哀訴して救済されている。

◇

このように窯方が困窮すれば、必ず藩庁から救済されたので、財を蓄えて凶荒に備える必要がなかつたためか、宵越しの金を持たないことを誇る気風が培われた。

◇

『窯陶舎元祖』（仙左衛門文書）によれば

『一、八反五畝二十四歩、御窯屋居屋敷前之御徐地

一、一町一反四畝歩、惣窯屋居屋敷前之御徐地

是は手帳にて相分り兼候、安政五午年御上様より御尋に付、三月書上候節、外の手帳これあり、依て此処に書写置く也、尤も仰付られ候年号支月相知れず

◇

『窯方へ御拝借金之一件

一、御金三十両　赤津村

一、御米十石　窯屋

右は慶長年中御代官石黒善十郎様御代に御扱い御拝借仰せ付けられ候、支月相知れ申さず候

一、御金十五両　同断

右は慶安三寅年御代官下方三郎右衛門様御代、御拝借仰せ付けられ候、永年荷取仰せ付け下し置かれ候（中略）

◇

一、御金十二両　同断

一、松木千二百六十本

一、竹は代金にて下し置かれ候

右は宝永四年亥十月四日、御代官桜井作右衛門様御代、地震にて窯崩れ候節、金は一割永年荷、松竹は下し置かれ候、但し崩竈六十間

（中略）

◇

一、御金三十両　下品野村

一、御米十石　窯屋

右慶長年中御代官石黒善十郎様御代、御拝借仰せられ候、尤も支月相知れ申さず候

一、御金十七両二歩　同断

右は万治四丑二月二十二日、御代官比貝露次右衛門様御代、元利三年済に御拝借仰せつけられ候

◇

一、御金八十両　瀬戸村

一、松木二千九百四本　窯屋

右は（中略）
一、御金五拾両　　同断
一、松木千四百七十本
一、竹は代銀にて下し置かれ候
右は（中略）。

◇

一、御金三千両　　赤津村
　　瀬戸村
　　下品野村　　三ヶ所
　　窯屋

右は寛政巳九月何日、御勘定所御役所にて、御代官水野権平様御代、右三ヶ村焼立有る荷物引当て、御拝借仰せつけられ、直ちに千両御借渡し、内五百両瀬戸、五百両赤津、下品野に二つ割に御拝借、残り二千両、両度に御借渡し、御返上は荷物にて御返上済。
小舟町五条町麻屋吉右衛門の蔵へ送り付溜（ため）る。巾下、押切町車屋利助は取締世話役なり。これは地方の御用達なり、是は三ヶ村窯屋を御城下瀬戸物屋差繰（さしくる）につき、荷物捌けず難渋に付、御借渡し候也』。

# (42) 藩政時代の窯方統制

瀬戸地方の零細な窯方は、尾張藩の保護政策に慣れて、藩庁に依存の気風を助長し、自主的な発展は望めなかつた。
人口の自然増加を、企業によつて処理することのできなかつた窯方は、生産の過剰と業者の増加に苦しんで、その制限方を藩庁へ願い出た。その結果として発令されたのが次に記す『一子相続』と『永代ろくろ一挺の制度』（五九頁参照）であつた。

◇

『赤津村
下品野村
下半田川村　庄屋
　　組頭
　　窯屋

一、窯屋共ノ儀、是まで窯職いたし来り候人数並に有り来り窯数の外、此上相増候儀一切相成らず、窯株商売これまた一切相成らず候事。
一、窯屋共の内、中絶罷り在候者共、私に窯焼始め候儀相成らず、節々願の上差図請くべき事。
一、窯屋共その家伜、実子養子の差別なく、一人に限り相続いたし別家一切相成らず候事。
右の通り申付候間、違乱有之間敷き者也。
天明四（一七八四年）辰八月
右御勘定所よりの目紙写。

◇

右の通り水野御役所に於て御代官水野権平様仰せ渡され、尤も瀬戸村儀は、内輪入組候儀、公事凶事御裁許相済候旨、先達てこの振

り合に仰せ渡され、相済み。

依て三ヶ村へ此年八月仰せ渡しあり』（窯陶舎元祖）

◇

これより先き瀬戸村窯方では『瀬戸焼物窯吟味〆り定之事』と名づけて『筋目の者でなくては窯焼はできない。もし筋目でない者に・・うら聞（登り窯の一部）等を使用させた場合は、予告せずに窯を打ち壊す。

血筋の者にでも窯株を売る等のことは禁じる。

男子の無い者は一人に限り養子を認める』等厳重な申合せをしている。

◇

ところが、郷島の百姓多数が、自分達は窯焼き中絶中の者だから再興したいと願い出たため、窯方一同はそれに反対し、多年紛争を続けて来た。

その結果、百姓十二人の主張が容れられることになり、次の記録を残している。「明和七年（一七七〇年）寅閏六月、窯吟味堅定控帳春日井郡瀬戸村」（儀兵衛文書）。

◇

前記控帳のうち『古窯焼之者不残、願方十二人者、仲者惣連判之次第』

『一、郷島百姓共の内十二人、窯屋中絶の者の由にて、古窯跡取繕い、焼物再発仕度き旨御役所様へ願上奉り候処、古窯跡取繕い焼物職仕るべき旨、仰せつけられ、その上、古窯（小窯・登窯のこと）焼の者へも其段仰せ渡され承知仕り、

◇

右十二人の者へ和睦仕り、一統〆りの連判相致し候様にと、古窯の者へ中水野村伊左衛門殿、赤津村喜兵衛殿、同村勘兵衛殿、当村武右衛門殿、幸右衛門殿、藤右衛門殿、庄三郎殿御取扱にて、窯職先規の通り相定め、双方和睦仕り、惣連判仕り、万端一統に窯〆り先規の通り急度相守るべく候。

◇

今般古窯取立十二人の者、養子血筋の儀、先条の通り、先規より相定の通り、これ又相守るべく候事。

右条々急度相慥い、窯職出精仕るべき事に候　以上

明和七年寅閏六月

喜左衛門外九十九人署名連判

ろくろ一挺人数覚

林藏外十一人署名連判

◇

右は今度郷島古窯取立の願相済み、右取立の窯打場所の儀に付、出入出来致し、我等共取扱い、一統〆り連判相済み和睦仕り、向後故障なく、諸事相談の上窯職相勤候筈に連判相済候、これに依て取扱の連中、印形仕候処如件

中水野村　伊左衛門　印

赤津村　勘兵衛　印

同　喜兵衛　印

当村　武右衛門　印

同　幸右衛門　印

同　藤右衛門　印

同　庄三郎　印

右書四冊相認め四山会へ控置き永々伝之者也』

# (43) 永代ろくろ一挺の制

『瀬戸窯家人数覚』（儀兵衛文書）は安永九年（一七八〇年）窯屋調の記録であるが、瀬戸村百四十二軒の窯屋について詳しく記している。それを一々採録することを省略し、次に一部を掲げて、当時の企業の規模や形態について知ることにしよう。

『一、窯一通　陶工　重蔵
　　奉公人二人手伝
一、　陶工　武右衛門
　　世仲一人手伝
　　奉公人二人
一、　陶工　増右衛門
　　奉公人一人手伝
一、　陶工　兵右衛門
　　世仲一人手伝
　　奉公人一人
一、此人永代ろくろ一挺　陶工　彦六
一、　陶工　文左衛門
一、当時困窮故中絶　陶工　市右衛門
一、右同断　平助
一、　陶工　孫九郎
　　世仲一人手伝
是は重蔵窯にて組合』

◇

安永九年当時『永代ロクロ一挺』と定められた者は、前記の彦六の外、新八、四郎兵衛、与作、林吉、多吉、庄左衛門、彦助、林蔵、孫三郎、新右衛門の十人だつたが、この制度はこの頃から始つたものでなく、可成り古くから行われていた。

◇

「窯吟味堅定控帳」（儀兵衛文書）――。

『先規より元文年中まで、ろくろ一挺一代切りに相定まりこれ有り候処、その後吟味の上、男子これ有者は、末々一挺打立候筈に相極り候。尤もその者別家等仕り候共、名跡の者に限りろくろ一挺相定め申筈に候事』

◇

と記している。これによると、初期のろくろ一挺制は、一代限りと定められていたが、元文年中からそれらの者の既得権が認められ世襲制となつている。

◇

同文書は『窯焼物の儀、先規より定り来り候、前々より筋目これ無き者には一切窯焼かせ申間敷候』とも記している。この結果自分の名字を捨てて、加藤氏を名乗り窯焼を志す者が続出した。元来瀬戸地方は加藤氏や伊藤氏の多い土地柄ではあるが、こうしたことが起因して『加藤、伊藤犬の糞』と言われるほど、加藤氏が氾濫する結果となつた。

# (44) 商業・産業資本擡頭の萌芽

極端な生産統制によつて、かろうじて生計を維持して来た瀬戸地方の陶業に、圧力を加えて来たのが九州産の磁器の出現であつた。この難関も津金文左衛門父子、加藤民吉、加藤唐左衛門などの努力によつて、新製焼染付の完成となり、そのため『窄き門』であつた二男、三男の生業の道も拓け本業焼（従来のせともの）からの転業も認められ、ようやく生色を見るに至つた。

◇

しかし窯屋は自家の製品でありながら自由に売捌くことを禁じられていた。合格品は御蔵所に納め、更に御勘定所を経て諸国に送り出されたが、代金も御勘定所を経て窯屋に下げ渡された。そのため代金の回収は、二、三ヶ月後になり、窯屋は資金繰りに困難した。御勘定所はこの外に、藩から窯屋へ借しつけた金を『焼立品上納』の中から引去り、或は備荒貯蓄等もさせていた。

◇

『永納金之事

文政元寅年

一金千両

名古屋御蔵元中

麻屋　吉右衛門

水口屋　伝兵衛

菱屋　太兵衛

一金弐百両

京都支配人中

井筒屋　久藏

錦屋　嘉右衛門

丹後屋　嘉兵衛

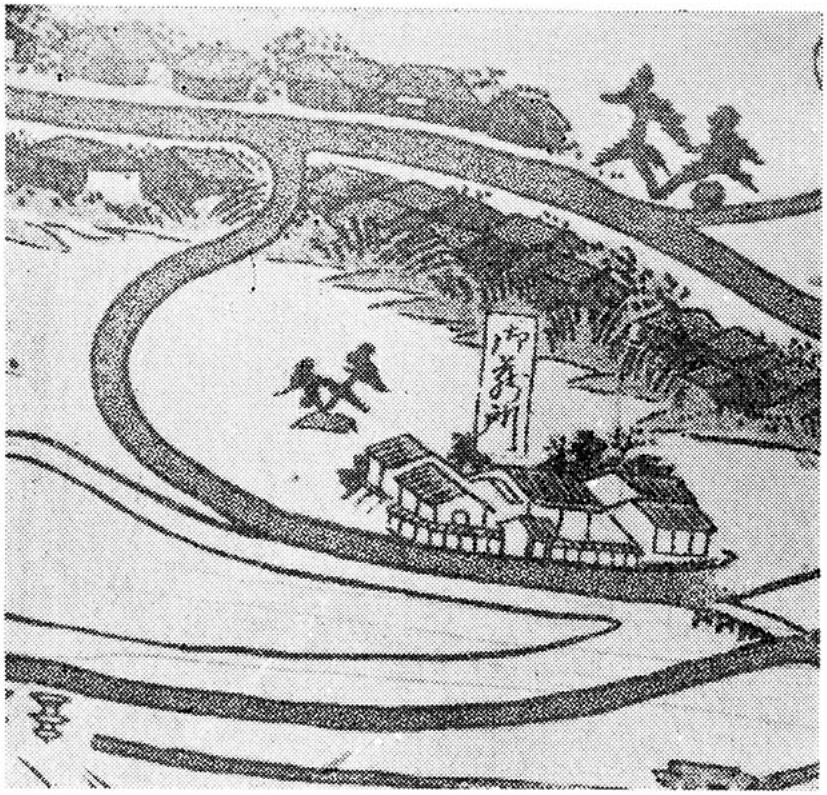


＝ 筆谷金井横・所蔵御の間年政文 ＝

一金三千両　　江戸支配人中
　角屋　善右衛門
　尾張屋嘉左衛門
　松下屋　藤　七
　吉島屋　市兵衛
一金千五百両　　大坂支配人中
　解　屋　安兵衛
　鹿島屋三右衛門
　対島屋　卯　平
　河島屋　仁兵衛
　井筒屋　平三郎』

◇

『右永納金の儀は、新製焼荷物代金渡り方難渋に付、名古屋、京、大阪、江戸瀬戸物御蔵元、又は支配人へ相談、永納金と唱え、尾州様御勘定所へ調達致す。右金子は御勘定所に積置かれ、荷物代金不融通之節は、右永納金を以て渡し方取計い申べき筈に候事』（陶家宝伝記）

◇

焼物出来上り品は全部御蔵所へ納められていたが、御蔵所へ納らない下物は、水野代官所の役人の検査をうけて破棄していた。これに目をつけた商人が役所へ願い出て、下物の払下を受けるようになつた。後には窯屋から直接買うようになり、その結果窯屋と結んで上等品を下物として荷抜きするようにもなつた。

商人や窯屋は、窯出しに立会つた役人を饗応し、役人もこれを役得としたので統制の網は綻（ほころび）てしまつた。これらのことが明治維新後の新興商業資本（問屋）の抬頭となり、産業資本ともいうべき大工場主の生れ出る萌芽ともなつた。

【注】瀬戸の御蔵所は現在の陶磁器陳列舘及び市役所商工課のあたりに在つた。その名残を止めてこの附近を蔵所町という。

# (45) 祖母懐土と地名の起原

藤四郎が瀬戸の地に土着して陶業をはじめたのは、祖母懐土を発見したことにはじまる。現在の祖母懐町は、元の雨池附近の一郭となつているが、旧くはそれより東を祖母懐（うばがふところ）と呼ばれていたらしい。

◇

宝暦二年（一七五二年）に編まれた「張州府誌」によると『祖母懐土、瀬戸村に出ず、陶家の用いる所なり。坏土今官禁あり、伝えて曰う、唐四郎が祖母、山野を循行し、雨池洞においてこの土を得これを懐ころにして帰る。故にこの名を見る』と記している。

◇

天保十五年（一八四四年）の「尾張志」も、ほぼ同じ記述を残している。これより先き宝永年間（一七〇〇年頃）に筆録された「塩尻」巻之三十五は『春日井郡山田庄赤津村、祟（？）陶窯七口、同瀬戸村に十二あり、磁器を焼出す。藤四郎作りし祖母懐の土は当所にあ

りて、国禁ありて命にあらざれば採ることを禁ず』と記している。これらの点から見て、藤四郎と祖母懐土の話は古くから伝わっていたことが判る。

◇

明治十三年版行の「尾張名所図会」は『或る説に祖母懐は土の名に非ず、地名なり〝弁玉集〟に載せる古窯のうちに、祖母懐窯、此所をうばがふところといえりと記せり。按ずるに此所よりよき土出る故、やがて地名を土の名に負せしなるべし』と記し、うばがふところという所から良土が出たから、祖母懐土というのだろうと述べている。

◇

「日本近世窯業史」は『祖母懐なる地名の考証には異説あるも、要するに藤四郎が支那より持参せる陶土の原産地に因れるか』と記し、この地名は支那の陶土の原産地名に因って名づけられたらしいというのであるが、この説には首肯できない。

◇

寛政三年九月八日、水野代官水野権平と舎弟水野平右衛門が連署で尾張藩の御勝手方同役衆へ『祖母懐土』について報告した文書によると

「祖母懐の名は藤四郎の祖母が陶土を発見して懐中して帰ったという申伝の通りである。瀬戸村今坂（こんざか）という所から採掘したが、御留土（城内御深井焼専用のため一般禁止）となっている。

◇

土取場の跡は字をうばがふところと言っている。この地名は瀬戸村以外にはどこの国にもない』と記した瀬戸村御藏元十藏、庄屋藤左衛門の調査記録並に図面を添えている。

◇

この地名は古くは『うばがふところ』と呼ばれていたのだが、これに祖母懐という漢字を当てはめ、更に藤四郎の祖母が陶土を発見したという伝説を附随させた結果『そぼかい』と呼ばれるようになったと考えられる。

我が国の各地で日向の暖かい山ふところを姥ケ懐（うばがふところ）と名づけたものと見えて、全国にこの地名が散在している。

◇

殊にこうした地勢が製陶に適したと見えて、福岡県三池郡二川村の姥ケ懐には須恵器の窯址があり、同様な窯址が県下額田郡幸田町大字久保、坂崎、長嶺、大草、高力等に四十数ケ所散在しているが、その中に『祖母懐』『祖母峡』等の地名がある。

岐阜県可児郡久々利村、浅間（せんげん）山の山懐にも陶窯址があり『うばがふところ』と呼ばれている。

## (46) 祖母懐土と茶壺について

寛文十二年（一六七二年）版行の『茶器弁玉集』に『祖母懐と云は、尾州瀬戸の里にうばがふとこ（ろ）と云う名所あり、その里に

おいて焼く茶入を云事なり』と記しているのが、茶陶書として祖母懐について筆録した最古のものである。

◇

しかしこの茶入を藤四郎の作だとは記していない。現に一里塚火葬場附近の窯址から、それらしい茶入の破片が出土するが、作行その他の点から見て、陶祖藤四郎の時代より遙か後世のものと推定される。

◇

同書は更に、

『瀬戸窯所之次第

一、瓶子窯、藤四郎此窯にて唐物を焼と云説あり。

一、祖母懐窯、此所をうばがふところと云えり、上作窯なり』

とも記して、藤四郎が開窯したと伝えられる瓶子窯と、この祖母懐窯とを明らかに区別している。だからここの場合の茶入は後世の作と見るべきではあるまいか。

元禄七年（一六九四年）に執筆された『古今和漢万宝全書』の瀬戸窯に関する記事は、前記『茶器弁玉集』の記事をそのまま踏襲しているのだが、却つてこの方が広く世に知られている。

◇

茶陶以外の書物には、茶陶書のそれよりも遙かに古い記述が散見される。

室町時代（応永年間）に祖母懐土で造られたと思われる瀬戸の葉茶壺（茶入ではない）が『往来物』の中に載せられている。

◇

応永二十七年前後（一四二〇年頃）に著わされた『桂川地蔵記』によれば、支那舶来の茶碗、茶入、真壺（葉茶壺）に続いて、日本産の『香々登、信楽、瀬戸壺』の名が見受けられる。これらの我が国産の壺の中にあつて、取り分け舶来の真壺を倣作したと思われるものは、瀬戸の四つ耳天目釉の葉茶壺である。これは室町末期から江戸初期まで焼き続けられたと思われるもので『ウハカフトコロ』『うはかふところ』『姥ケ懐』などの刻銘がある。世に祖母懐壺として珍重されるのはこの壺である。（赤津太子町・万徳寺秘蔵）

◇

記年を刻んで製作の年代を明示したものでは、永正九年（一五一二年）の祖母懐壺があるし、それよりも古い文献としては、明応年間（一四九〇年頃）の『新撰類聚往来』がある。それの記すところによれば、支那舶載の茶碗や茶入に続いて同じく舶載の真壺の名を掲げている。そして国産としては只一つだけ『姥ケ懐（うばがふところ）』の名を挙げている。

◇

以上引例したところの文献、伝世品、出土品だけでは、藤四郎が祖母懐土で焼いた茶入、又は茶壺というものを確認することはできない。しかし古い伝承もあることだから、藤四郎が瀬戸に土着した素因が、祖母懐土の発見によるものであると考えて間違いはないであろう。

◇

祖母懐（正しく言つて瀬戸市春雨町）の内田忠蔵氏の先代吉五郎翁は、かつて祖母懐という銘を入れた茶碗を焼いたことがあるが、それよりも遙かに古い時代（尾張藩の御留土となる前）の祖母懐土は、幾世代の永きに亘り、幾多の陶工が最良の陶土として愛用を続けたものであろう。

# (47) 元禄六年の『瀬戸村由来書』

河本礫亭氏の夫人はな子さんの厳父にあたる加藤齊氏（昭和十四年の暮死亡）は、宝泉寺の西（寺西）の窯焼だつたが、幼名を鎌太郎といつた。通名は鉄太郎といい、父親の鎌助は通名を善吉ともいつた。祖父を政十といい、瀬戸十作の一人八郎次の末裔とも伝えられている。同家中興の祖八郎右衛門の時代には、瀬戸村で一、二を争う分限者であつた。

‖瀬戸村由来書‖

◇

同家はこのように古い窯焼だつたので、古文書、古記録も豊富に所蔵されていたが、今では散逸して同家に残るものとしては『春日郡井瀬戸村由来書』だけである。

表紙に元禄六癸酉年（一六九三年）四月と記されている。

◇

瀬戸村庄屋九兵衛、組頭太左衛門、同長兵衛らが連名で、荒尾六右衛門様宛に書かれたものである。荒尾は尾張藩士と思われるが、その役職については記すところがない。

石高や田畑、山林、寺社などについて詳記しているので、当時の状況を知ることのできる唯一の資料である。

◇

『一、惣山二百四十六町
　内五十三町は御林方水野権平殿御支配
一、祖母懐御留土、御用の節人夫となされ度
一、瀬戸物窯屋の者　二十人
一、同本窯　七ヶ所
一、溜池堤　五ヶ所
一、川添堤防は長さ六百間余御座候
一、金子八十両　窯屋の者拝借

◇

一、宝泉寺地内。諸木山、東西二十五間南北五十間
一、庚申堂。二間四面、地内十間四方、諸木山
一、阿彌陀堂。二間四面、村の辻に御座候
一、薬師堂。二間四面、地内十七間四方諸木山

右の籔先年御除籔に御座候、右三ヶ所宝泉寺支配

◇

一、氏神社。諸木山、東西五十間南北三十間先年御除山に御座候。禰宜高太夫支配

一、権現宮社。松山、東西三十間南北二十間

一、山ノ神社。籔、東西三十間南北十間

一、諏訪明神社。諸木山、地内十間四方右三社、禰宜高太夫支配』

# (48) 瀬戸の陶家百四十二軒・赤津十八軒

『瀬戸物焼山林田畑諸色書上帖』（儀兵衛文書）享保十四年（一七二九年）七月——。

『覚

窯場細工場先規より御除

一、山二町七反七畝二十七歩

是は御朱印御墨印下し置かる。

右の由緒にて窯場細工場御除にて御墨印御座候

◇

一、惣山二百四十六町歩　　瀬戸村中

内

五十三町歩　　御林方山

四十一町九反五畝二十四歩　　定納山村中

三町歩　　井杭林

六町六反七畝四歩　　雨池砂留林

八町三反五畝歩　　田畑起方

二町七反七畝二十七歩　　窯屋御除山

一町一反三畝十二歩　　寺社山

残百二十九町一反廿三歩　　平御山

下草米四石五斗

◇

右御朱印、御墨印下し置かれ候に付、先規より御除にて御座候処、七ヶ年以前卯の年より、新規に御取立遊ばされ、米四石五斗宛、去申の年まで六ヶ年御上納仕り候、当村

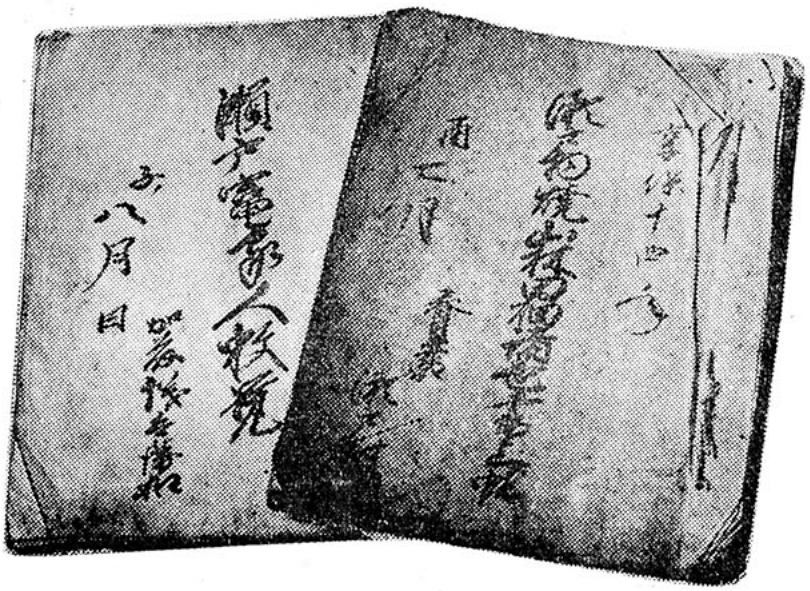

＝瀬戸窯家人数覚と瀬戸物焼山林田畑諸色書上帳＝

の儀は瀬戸物職仕候故、瀬戸物御用諸事相勤申に付、永祿六年、天正二年に御朱印、御墨印下し置かれ、窯場細工場、下草米共に御除に仰せ付られ候儀に御座候間、先規の如く下草米四石五斗は、御除に仰せ付下されしは、有難く存じ奉るべく候』

◇

「瀬戸窯家人数覚」（儀兵衛文書）安永九年（一七八〇年）八月作成によると、当時の瀬戸村に二十四の窯があつて、一つの窯を数人の組合で焼いていた。

そのため陶家總数は百四十二軒であつた。ところが窯株を持ちながら『当時困窮故中絶』していたものが二十一人。窯株は許可されたが『未だ取りかかり申さず候』者が七人。『永代ろくろ一挺』の者が十一人（その内一人は困窮のため中絶）。

◇

窯屋の手伝の者は当主の伜と兄弟を合せて五十八人。奉公人が五十三人だが「瀬戸窯屋人数覚」は累計を誤つて前者を六十人、後者を五十八人と記している。

以上を集計すると、この年に稼働していた窯屋は百十三軒、稼働人員は当主を併せて二百二十四人となる。

瀬戸の御用窯は当時唯一軒有るだけで、高島重右衛門窯であつた。手伝の者は弟二人、奉公人一人を置いていたが、その頃としては最も盛大な窯焼であつた。

◇

この当時の二十四通の窯屋名は、喜左衛門、元吉、領右衛門、友右衛門、善吉、清吉、善藏、佐吉、重右衛門、久蔵、儀兵衛、平吉甚右衛門、吉右衛門、源重、吟右衛門、孫左衛門、重藏、市左衛門佐治右衛門、清助、直吉、孫右衛門、半助である。

◇

この年（安永九年）の赤津窯は、陶家十八軒で、唐三郎、仁兵衛太兵衛の三軒が御用窯で、その外に、丈助、勇助、常助、宇助、戸助、猶右衛門、彦九郎、元助、政七、彌兵衛の十三軒でその外に、中絶休業中の桑藏、幸吉、當右衛門、勘藏、勘兵衛の五軒があつた（此項仙左衛門文書『窯陶舎元祖』による）。

## (49) 尾張の殿様御上覧の由来

「尾張殿様御上覧被為遊候由来」（儀兵衛文書）——。

『正保元年（一六四四年）甲申九月九日

一、源敬公様正保元年九月九日瀬戸村御林御鹿狩の節、窯屋孫兵衛所へ御入なされ、瀬戸物作り方御上覧に入れ奉候。其節御国中、土薬等取候儀御免の趣き御意御座候。並に窯場、細工場先規の如く御徐地に仰付なされ、有難き御儀に御座候。

一、大納言光友卿瑞龍院様御用御茶碗色々御用等仰付られ、相違なく品々に焼立さし上奉り候

◇

慶長年中定光寺御作事に付、御敷瓦御用仰せ付られ、其節瀬戸惣

‖尾張殿様御上覧被為遊候由来‖

宝暦五年（一七五五年）乙亥三月四日に、殿様御子息御二人、定光寺へ御参詣遊ばされ候、其節その夜水野権平殿の所に御宿り遊ばされ候。翌日五日に瀬戸窯御見物に御出遊ばされ、その節重右衛門られ候

◇

窯屋、赤津、品野窯屋、唐四郎末孫の者残らず御用相勤め申候。御敷瓦裏に姓名又は心覚え等相記し置き申候。

其節御用相勤申候唐四郎末孫、瀬戸窯屋人別左の通に御座候

一、清九郎、徳右衛門、金三郎、善九郎、久八郎、善四郎、善左衛門、長兵衛、善太郎、孫右衛門、忠左衛門、作助、源十郎、権三郎〆十四人御用相勤め申し候者

◇

一、泰心院様御代、当窯屋へ御入なされ御上覧御座候御うるか壺（鮎の腸または子を塩づけにして入れる蓋物）御用先年通り仰せつけ

細工場へ御入遊ばされ、瀬戸物作人、十右衛門、仲三郎色々作立て御覧に入れ奉り候。

その節御子息衆御案内には庄屋平吉、御案内仕り候、その節焼かまは甚四郎窯御見物遊ばされ候、それより長久手村陣場御見物に御越し遊ばされ候

亥三月五日　　御代官　安　市左衛門

◇

宝暦十三年未十月廿五日

殿様水野村東谷山御上覧遊ばされ、それより所々山々を御覧遊ばされ、御ひる仕度、上水野村権平殿所にて遊ばされ、それより曽野山□□御林道を御通り遊ばされ、定光寺へ御出、御寺に御とまりなされ、同二十六日には尾呂山、半田川、じやがふち山を御上覧遊ばされ、それより御道通りは中品野、下品野の村を御通り遊ばさる。

◇

当村へ御なり道は、印所山より御入なされ、当地大昌山宝泉寺に御こやすみ遊ばされ、それより瀬戸物作方御上覧の思召仰付なされ武右衛門細工場へ御入なされ、その時瀬戸物作人窯仲間惣代に重右衛門、武右衛門、喜平次三人にて、色々品々作立て御上覧に入れ奉り候。

それより岩作村いちかね御上覧遊ばされ、安昌寺にて御ひる仕度遊ばされ、それより名古屋御城へ御かえり遊ばされ候

◇

未十一月朔日、村中正月仕候

殿様窯御上覧に付、かま仲間中、北島、南島、洞島合せて三島、島々へ寄り合い、御神酒上げ奉り、正月いたし祝仕り、先例の通りよろこびあそび申候』

【注】正月仕り候ーとは仕事を休むことで、村中が殿様上覧の重荷を下した様子がうかがわれる。

# (50) ろ・く・ろ細工の見世物禁止

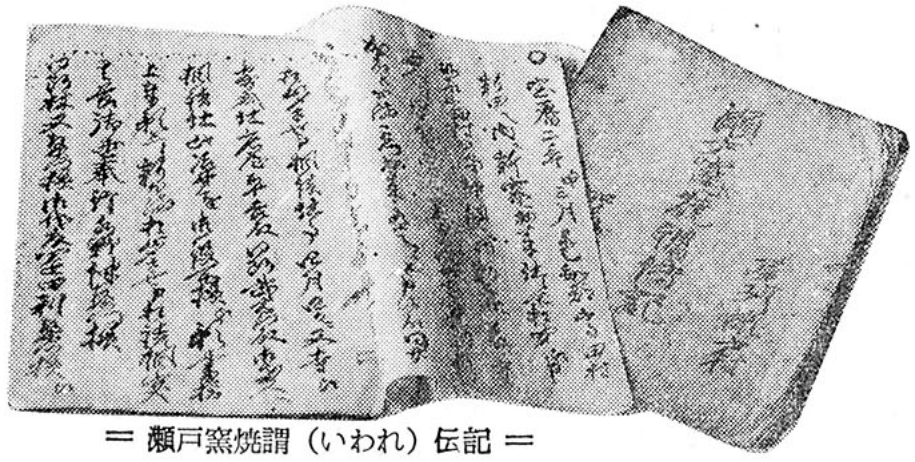

＝瀬戸窯焼謂（いわれ）伝記＝

享保十五年（一七三〇年）三月、名古屋の小金薬師境内で、美濃国久尻村の源助という者が、せともの・・・をろ・く・ろで造るところを見世物にして人気を集めていた。

その噂を聞いた瀬戸の窯屋中は、尾張公の御用窯屋として特別の保護をうけて来た正業を、小屋掛けで金を取つて見世物にするとは、窯屋一同を辱かしめるものであると代官所へ願い出て、看板をはずさせ見世物を中止させた。

◇

宝暦元年（一七五一年）九月にも、名古屋の大須観音の境内で、京都から来てろ・く・ろ・・・仕事の実演をしているという評判が聞えて来た。そこで瀬戸村の窯仲間の者が相談の上、総代友右衛門、幸七、幸右衛門の三人を出張させてどんな見世物をやつているのか偵察させた。

◇

三人の者は様子を見て帰り、水野奉行所へ詳細に報告して見世物の差止め方を願い出た。その結果奉行所は触れ状によつて、大須のせともの・・・の造りの見世物小屋を早速取片づけさせた。

◇

宝暦二年三月、愛知郡高田新田に窯を築いて焼き始めた者があると聞いた瀬戸の窯屋は、由緒ある瀬戸村でさえ、窯屋を殖すことが許されないのに、他所で新しく窯焼を始めるとはけしからぬというので、新兵衛、藤重の両人が三月二十六日に実地の調査に出かけた

◇

調査報告と対策樹立のため二十八日の夜、宝泉寺で窯屋仲間が寄合して大評定となつた。更に四月四日、二度目の寄合をした結果。庄屋平吉、武右衛門の両人が、水野奉行水野伴右衛門、代官岡田利右衛門へ高田新田の窯の取やめ方を陳情した。

五月二日付で、窯取やめの御触状が出て、瀬戸村の窯屋はやれやれと安堵した。（『瀬戸窯焼謂伝記』儀兵衛文書による）

◇

「窯陶舎元祖」（仙左衛門文書）によれば『恐れながら願上候御

事』と前書した願書を瀬戸、赤津、下品野三ケ村窯屋惣代から、水野権平、水野平右衛門宛に享和二年（一八〇二年）四月に差し出している。

願意は、春日井郡玉野村助蔵という者が、瀬戸の窯屋に奉公していたが、窯方一同困窮のため暇をだしたところ、名古屋の広小路で、ろくろ細工の小屋がけをして見世物をしている。

◇

外聞が悪いので瀬戸村惣右衛門が出かけて差し止めたところ、看板を下して取止める事を承知したが、又々はじめている。

享保十六年二月にも名古屋朝日町正覚院でろくろ細工の見世物をしていたので、尾崎紋右衛門様にお願して中止させたこともあるから早速差し止めて下さい——というものであつた。以上によつてろくろ見世物差止めのことはしばしば行われたことが判る。

## (51) 「御窯屋由来記」と「郷党雑史」

赤津の加藤唐三郎家は、慶長十五年（一六一〇年）以来、代々尾張藩の御窯屋（官窯）を勤めた家柄と伝えられているだけに、古文書、古記録を数多く所蔵されている。

元文五年（一七四〇年）申六月、加藤唐三郎、加藤仁兵衛と表紙に記した「御窯屋由来記」も所蔵記録の一つである。

◇

『慶長十五年戌年より御扶持方頂戴仕候覚。

覚

居屋敷　唐三郎

窯場　仁兵衛

細工場

此反八反五畝二十四歩

右は唐三郎、仁兵衛両人の者、慶長十五年戌年寺西藤左衛門殿御承り仰付られ候。右場所御地下し置かれ遊ばされ、我々等共御□□仕罷り有候。慶長十五年より当申年迄百三十年に罷り成り候。

◇

太兵衛儀方、万治三年子年仰せ付けられ、右八反五畝二十四歩唐三郎、仁兵衛に下し置候内に太兵衛も罷り有候。

唐三郎、仁兵衛、今に太兵衛儀も一所に罷り有候。万治三年当年迄九十一年（八十年が正しい）罷り成り候。

◇

一、高二十石　唐三郎

仁兵衛

是は寛永九年申年（慶安二年が正しい）下方三郎右衛門殿承りにて御給金と遊ばされ赤津村御高の内にて、に両人下し置かれ候、当申年迄百九年（九十一年となる）御拝領仕罷り有候。

御高十石代
金三両　　太兵衛

是は万治三年より御給金遊ばされ、当申年迄五十一年（八十年）間の内、下し置かれ候。

◇

御扶持代
一、金三十両　　唐三郎
　　仁兵衛
　　太兵衛

是は我等三人共に身代相続仕候たく御□□□御代官、山田作之右衛門殿、村方御支配の節御願申上候処、即ち御金渡りの儀相叶旨仰付けられ、御扶持方と遊ばされ候て、寛文十二年子年より、春、夏、冬の三度に六十九年（六十八年）の内、年々頂戴仕罷り有り候。

右之通り相違御座無候。

以上

元文五年（一七四〇年）申六月』

◇

同家には二十七世唐三郎景賢が編述した「郷党雑史」一巻がある。その中に寛政八年（一七九六年）辰四月、赤津村庄屋万蔵、勘助の両人が、稲葉喜蔵宛に差し出した『赤津村宗家並系譜書上』の写がある。

◇

それによると当時の赤津村の総戸数、戸主名、本家、別家の関係等判明するが、戸数の小字別は次のようになつている。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 白坂 | 三一戸 | 町島 | 三一戸 |
| 中畑 | 一一戸 | 横町 | 一五戸 |
| 北窯 | 一三戸 | 西窯 | 二三戸 |
| 空島 | 二一戸 | 上中島 | 二〇戸 |
| 中島 | 二三戸 | 小根 | 一七戸 |
| 今坂 | 二一戸 | 山路 | 五戸 |
| 合計 | 二三一戸。 | | |

# (52) 古窯趾と出土品について

『日本陶窯史、瀬戸系統篇巻三、製陶状況と製品の通観』から抜萃して次に掲げる——。

『現存せる瀬戸附近の古窯跡や其の出土品などに照して、窯業上推測をゆるされる範囲内で、当代を通観して見る必要がある。

◇

左記は専ら原文次郎氏の手記を要約して見易からしめ、併せて一二の他家の説をも附加したものに過ぎないが、今日現在の観測の遺失せんことを恐れて要点を掲げて置く。

一、窯は概して急勾配の穴窯で、中には隔壁のあるものもあり、酸化焔と共に幾分還元焔をも使つたらしい。

◇

二、ロクロは手法の上からして、勿論使用していたに相違ないが、

壺や水注のような袋物の場合には、最初紐造りに積上げて置いて、後に外部をロクロ仕上げとするやり方は藤四郎時代の後まで残っていたようである。

◇

三、窯詰する時、窯が急勾配であるがため、製品の下に、瀬戸でむすびと称する土塊や、それを扁平にした枕をかませるやり方があり原始時代に専ら行つたものらしいが、或は藤四郎時代以後までも、品により、所によつては残つていたらしい。

四、匣鉢の使用はこの時代から始まると見て差支えない。

五、所謂（いわゆる）附高台、即ち糸切りしてから高台だけを別に附ける手法も、此の頃以後に始まつたものであろう。【注】附高台はこの時代よりも遥かに古い窯址から出土している。

◇

六、装飾の点では、おろし目、櫛目の外に、印花劃花など、かなり進んだ技巧を施しているかに見受けられる。【注】おろし目は装飾ではない。実用器物としておろし皿に加工し、焼成の技術上、花瓶などの底切れ、接着などを防いだもの。

七、下化粧や掻き落し手のものは未発見に属するから判然と言われぬが、二重釉の如きはこの頃既に行つている。

八、釉薬では、古瀬戸の渋紙、卯の斑、黄瀬戸、それと相似たものでは、国宝、伝藤四郎作の狛犬に施したような鉄分を含んだ灰釉（これに依れば青磁となるべかりしもの）の濃淡数種、その中には、瀬戸で春慶釉と呼んでいる種類もあり、尚殆んど鉄分のないやや青味がかつた透明釉などもあるようだ。

◇

九、伝世品として名物ものの茶入、その中の可成りの分量が、この時代のものでないとはしても、幾分かは勿論この頃の所産と見て差支ない。

十、製造品目から見ると、まず黒釉、黒褐釉乃至は淡緑釉の天目茶碗、水注（尤も注口の真直ぐ上に向つている最も古い形式のものは原始時代のものかも知れぬ）今は水指として使われている塩壺、仏器らしい花立、おろし目のある小鉢、大小の皿、水入などが造られていたようである。【注】〝原始時代〟は適当な用語でない。初期とでもすべきである。

動物の形をした香炉のようなもの、狛犬かと思わるるものの破片なども古窯址から出て来ることもあるが、是等は幾分時代が若いかにも思われる。』

◇

# (53) 古窯趾初期の研究者

「趣味の陶磁器」の中で、小山富士夫氏が書いている『窯趾とその探索者』という記事のうち、瀬戸地方に関係のある部分を抜き書して紹介しよう。

『瀬戸市をめぐり附近赤津、品野、水野の諸郷に亘り、数十百の古窯趾群が聚落している。この内鎌倉、足利時代と思われるものだけでも四十に余り、我国陶磁史上最も重要な遺趾とされている。これらの古窯趾群に就ては古くから関心を持たれ、明治中期の写本と思われる『日本窯趾考』にも、これらの古窯趾の調査が記録されており、更にさかのぼつて、寛永手鑑、万宝全書、宗甫記等にも『瀬戸掴手茶碗』なる文字があり、桃山時代、徳川時代初期頃から既に是ら窯趾は一部識者の間に知られていたものと見做すべきであろう

◇

然し瀬戸古窯趾に調査らしい調査の試みられたのは、明治末期から大正初年にかけてであつて、塩田力蔵、八木英三郎、柴田常恵、柴山不言の諸氏はその開拓者として記憶すべき人々であろう。

◇

その後瀬戸古窯の調査をなす人は年と共に増加し、昭和三、四年頃には出土の瓶子、鉢、碗が高価になるというので、瀬戸赤津の失業労働者群が密集し、ゴールドラッシュともいうべき一時代を現したことがある。

# (54) 長曾窯最初の調査記録

寺内半月（経歴その他は後述）氏著『尾張瀬戸・常滑陶瓷誌』のうち『築窯史』は赤津の小長曾窯について記すところがある。

◇

『瓷器窯は奥深き山中に築きしものにて、今日の人口増加し、如何なる山中にも家ある世より、之を追想しても、猶怪しまるる程深山に於てしたるにて、其頃は薪材の便利の為のみにはあらざりしならん。如何に猪、鹿の出て来て恐ろしかりける日をこそ暮したらめと思わる。

又一方、加藤唐九郎、井上吉次郎、赤塚幹也三氏のような熱心な研究家が輩出し、略々瀬戸附近の窯趾の全貌を窺知し得るに到つた瀬戸諸窯の発掘のうち、最も科学的なのは乾大学演習林試験所長（乾氏は東京帝国大学農学部愛知県演習林所長）の行つた品野町穴の宮窯趾の発掘で、遺蹟の精密な調査が行われ、出土の遺物全部は試験所に保管されてあり、窯趾も一目当時の様式を察知し得るよう補修されてある。【注】穴の宮は瀬戸市上水野。

◇

又瀬戸陶磁器試験場長、赤塚幹也氏の研究は最も組織的にして、その調査は全地全区に亘り、最も敬服すべき研究である』

なお瀬戸古窯趾の調査については、赤塚幹也氏の『瀬戸上代記』（陶磁九巻三号）。『陶器製作史概説』（陶器講座）。『瓷器の初現と瀬戸の古窯』（愛知県工業叢書）。

井上吉次郎氏の『瀬戸物と美濃瀬戸』。加藤唐九郎氏の『黄瀬戸』にも発表されて居る。小山富士夫氏も数回に亘つて瀬戸附近の窯趾を調査されたことがあり、『瀬戸瓶子に関する二三の考察』（陶磁九巻三号）其他多くの著述がある。

赤津の奥の長曽窯の如き、孫右衛門新田、其他瀬戸の椿窯などにても、慶長の頃に国主の鹿狩ありし事を思いくらべて、深き山中なりし事知らるべし。

◇

赤津村山中、長曾という所にあり、深林の中にありて稍全形を存し瓷器時代の古窯を考察するには只此窯を見るのみ。

◇

明治三十年頃、赤津村民等、道路改修にことよせ、其松をも殆ど伐採せり。

同村加藤作助等之を慨き、官に請い貸下を得て柵を結んで保存を行いたり。

窯は小丘の横腹にて南に向い、内部を二区に分ち、中間に隔壁ありて焚き口の間は、物品の出し入れには匍匐（ほふく）して出入し、隔壁の隅より匣鉢を入れて、窯床の傾きたるには粘土の塊を加えて積み累ね。次第にあと退りして前焚き口に至りしにて、其間に窯の天井を支持する為、中実の円煉瓦柱二基あり。

◇

さて上の間は煙突より出入をなし、最下は隔壁にて其部分より矢張匣鉢に盛りたる形の如くして積みて次第に上り、終に煙突に至りて止み、其煙突を少さく作る仕掛にて焚き、側面口は勾配の鋭きにも拘らず、四個を有し、中間の窯積は薪材を加うべき程の余地を残し置き、次第に焚き終りて上りしにて、此法今日の常滑本業に残れり。

◇

さて此窯にて焼きし品物は椿窯及諸他の窯と更に変りし所なく、釉法器制一揆に出で、当時の人の新に新規の物を作らざりし事知らるべし。

釉薬の発達せし点より考うると、此窯は陶祖の帰朝後に属するものなることを断定するに足るべし。

然れば此以前の窯も、これと同時に行われしものならんも、其形式の遺存するものなきにより、知る能わず。これ等の窯と古窯との制後に残り各種の名称を附したるなるべし。』

# (55) 原文次郎氏の椿窯踏査

原文治郎氏（昭和初年の愛知県商品陳列所長）の古窯趾調査報告中『瀬戸の椿窯趾を訪う、昭和三年一月五日』の項を採録しよう。

◇

『椿窯は加藤四郎左工門景正の窯趾の一に数えらるるものである瀬戸から赤津へ通う細い山道をたどつて行くこと約三十町、あたかも瀬戸と赤津と品野との稍々真中かと思わるる地点で、渓流から約五間位の雑木林の中にある。

◇

今は焚口も何も判らぬが、然し西南に面して焚口のあつた穴窯であつたらしい。

谷一つ隔てた向うの、樹のこんもりした小山の西南の傍らにも窯趾が残つていて、これも椿窯というそうであるが、之にも陶窯の形は失われている。

◇

窯趾附近には主要原料であつたらしい灰白色の緻密（ちみつ）な粘土を交えた粘土が露出して居り、鬼板と称する褐鉄鉱もそれに交つて現われている。粘土中の赤い処は、多分この鬼板の分解したものらしい。

◇

作業にはすぐ下の渓流の水を使い、炉中には上の松薪を焚き、灰白粘土で胎を造つて、鬼板や常盤木の灰を釉料としたものであろうとすれば、当時の窯場を卜するには適当の地組であるといいたい。

◇

が然し、之を藤四郎の開いたものとばかりは受取り兼ねる。これに依れば、藤四郎が瀬戸に来る以前からの窯場であつて、藤四郎も焼き、又その後の人も焼き、相当長く続いた窯場ではあるまいか。ここから出土する破片を見ると、どうもそんな推定も可能のように思われる

◇

銭瓶窯の遺跡からは、匣鉢を得たが、ここからは匣鉢らしいものは出なかつた。〔注〕匣鉢も出土する。

短時間の発掘で匣鉢が出なかつたから椿窯に匣鉢を使用しなかつたろうとの推断は、固より大膳に失するが、茶碗が十個も重なり合いくつついて一本の棒の如くなつたものなどの出るところから考えると、匣鉢を使わなかつた時代がかなり長かつたらしく思える

◇

土地の人でも椿からは匣鉢は出ぬ。むすび（経三寸の土塊）を台にして焼いたらしいというている人もある。

◇

無数にある破片の中から稍々代表的なもの十六種を採集した。椿窯の出土品について注目すべきことは、銭瓶窯に附高台の遺品を見るに反し、この窯の品はほとんど全部削り出し高台なることである。』

# (56) 銭瓶窯の名称と天目茶碗

馬ヶ城の古窯趾群の中に銭瓶窯というのがある。その昔銭を入れる瓶を焼き出したから銭瓶窯と呼ぶという説と、この窯趾附近に銭亀が沢山棲んでいたからその名が生れたという説が伝えられている

◇

事実はそうでなく、馬ヶ城の地内に銭瓶という地名があつて、この窯趾というので窯の名に取り入れたものである。

地名の起原は、昔銭を瓶に入れてこの地へ埋め、塚とした者があつたのでこの地域を銭瓶といつたと伝えられている。瀬戸・赤津辺の

古老の話によると、「塚の上を踏むと銭の音が聞えてくるというので、子供の頃塚の上をとんとんと踏んで、じつと耳を傾けて聞いたものです」。

◇

原文次郎氏は「瀬戸の銭瓶窯趾を訪ふ。昭和三年一月五日」（日本陶窯史）で、次のように述べている。

『この窯も亦、藤四郎景正の窯跡の一つと言わるるものである。

◇

椿窯から瀬戸の方へ約十丁許り戻り道の、やはり赤津行の細道を溪流に沿うて東南四、五丁上ると、打開いた河原に出る。そのすぐ左手溪流から垂直約二間のところに、南向きに窯趾がある。椿の一番奥であつたらしい。【注】『垂直』とは真つ直ぐに垂れることだからこの場合には妥当な言葉でない。『直線』とでもすべきであろう。

穹状の上部が僅かに残るだけで、後から上への煙道も埋まつて窯の奥行も三尺位に過ぎぬ。多分これから二間位は前方へ延びて居つたに相違あるまい。

◇

破片ならば其附近にざらに散在する。破片に依つて見ると此の窯と椿窯は時代に甚しい相違はない。

唯匣鉢を使つた期間が椿窯より長く、器に附けた高台のあるより察して、幾分椿より長く続いたのではあるまいかと考えられる。

【注】器に附けた高台とは、いわゆる附け高台を指すものか。椿窯からも附け高台の器は発掘されている。

◇

窯の焚き方の稚拙な点も椿と大差がないから、此の窯も藤四郎以前から作業して居つたものではないかとも思われる。行基焼類似のものの出るところから考えると、餘程古い窯とも見られるが、還元焔焼成らしいもののあるところから見ると、又其の考えも怪しくなる。今少し他の窯跡と対照せねば本当の見当はつけられぬ。【注】穴窯の還元焔焼成は古くから行われていて、酸化焔焼成は新しい。

◇

椿の天目には水打即ち杯土をして高台を赤くしてある。その天目の形式は低く建窯伝である。水打は建窯を彷（なら）う意に出たものである。【注】水打とは（酸化鉄を多く含んだ粘土）のことで、作陶の技法ではない。これを溶解して、胎土に塗り、焼き上りを建窯のものに偽せたもの。建窯は支那の福建省建寧府。建甌県の水吉鎮に窯趾があつて、宋の時代に盛んに焼いていたが、明以後に廃絶したもの。この窯の土は非常に鉄分が多いので、褐又は黒褐を呈し時としては黒色のものも見受けられる。

◇

然るに銭瓶の天目の形式は、寧ろ吉安を彷つたものとしか考えられぬ。

高台の取り方、造り等を見れば、明らかにそれがわかる。吉安天目の胎は灰白色である。銭瓶天目に水打をしてないことから見るとどうも吉安式と思う。即ち椿は建窯、銭瓶は吉窯というてもよろしかろう』【注】吉安天目は、支那の江西省吉安府、廬陵県の永和鎮にあつた吉州窯で焼いたもの。胎土が鈍黄色ないし鈍黄灰色で砂気がある。釉薬を殆んど高台の際までかけた玳玻盞などの美陶で、建窯のものよりやや深目にはなつているが、銭瓶窯のものがこれに彷つたとは思えない。

# (57) 品野の鷹根窯を訪う

原文次郎氏の『品野鷹根窯を訪う。昭和四年六月二十三日』によると。

『鷹根窯跡は、瀬戸の椿や馬ヶ城などの古窯跡から、さし渡し七、八十間、二丁までは隔つまいと思わるる東南、小松と低い雑木の疎林の丘山にあつて、割合によく保存されている。

◇

下位の焚口から、上の煙孔まで略々三間、四十五度もあろうかと思う急勾配の穴窯、両口ともに原形を残すために後で補修したもの天井の穹形のところも少しは手を加えはしてあるが、先ず原形を偲ぶに足るものである。

◇

天井は長方形の耐火煉瓦のようなものを塗り込んで、床の高さはかれこれ四尺もあろうか、その煉瓦が甚しく火熱のために熔けている状態から見て、この窯は相当長い期間使用したものらしく、事によれば百年近くも使つていたものではないかと瀬戸の矢野陶々君がいう、これは先生の体験からの言で、いつもの与太ではないらしい【注】現在のハシラ・クレ造りの窯で五年、耐火煉瓦製のもので八年位いが窯の寿命（耐久）とされている。尚鷹根窯の陶片の出土量や、窯の内壁の状況などから見て、百年はおろか、廿年も連続して焼かれたとは思えない。

◇

窯内に隔壁がないところを見ると、様式は余程古いらしく、赤津の小長曽などよりも古いかと思う。享保頃の記録に既に窯跡として記されていると加藤雲山（品野町の陶工）氏はいう。

この窯跡の発見せられたのは今（昭和四年）から五年ばかり前である。その当時この窯跡から出土した陶片が、かなり沢山に品野の組合に保存してある筈に記憶がある。

今その窯の近傍にある破片は大して参考となるようなものはなく、無釉の行基焼というものの類が多く、おろし目の切つたものがかなりある。

◇

土質はザツクリとした鼠土、灰釉の原始的なものの掛つたものも見受ける。

この窯跡発見当時の出土品の標本として、拙者が所蔵しているものは、極めて原始的な紐造りの水注ぎで、白土に白い灰釉のかかつたもので、ことによれば藤四郎時代以前ではないかと思う。

椿窯からも、銭瓶からもこれに類似したものが出て来る。且つこの窯も瀬戸の古窯の或者と同様に、窯の斜面の上に枕を置いて、その上に器物が熔着したのがその辺に落ちている。破片の種類から見ると、糸切底のものが多く、板起しもあり、余り少さい茶入風のも

のは固よりなく、水注や壺などが多く出ている』。

# (58) 華仙氏の古窯探り瓶子窯を転覆する

昭和の初年、ようやく古窯趾研究が旺んになつた頃の事だが、赤津の瓶子窯転覆という奇妙な事件が起きて、今もなお語り伝えられている。

‖加藤華仙氏‖

◇

その頃加藤華仙氏（日展特選作家）はリユツクサツクを背にして、日曜日ごとに、二ケ年に亘つて山から山へ、谷から谷へ、赤津周辺の山を踏破して古窯址の研究につとめた。一行には窯業学校の藤井、丹羽の両教師なども加り、人夫二、三人を連れて根気よく発窯址を掘した、

◇

いよいよ瓶子窯を発掘しようとしたが、山の所有者が赤津の中島某という寡婦だと聞き、取敢ず川村屋の菓子折に金五円を添え、使いを立てて掘らせて貰うやうに頼んで了解を得た。そしてその翌日現地に出かけた。

寡婦は一行を山へ案内して、ここを掘れ、あそこを掘れと親切に教えてくれたので、華仙氏らは好意のこもつた協力と、予想以上の収獲とを喜び合いながら帰宅した。

◇

それから、二十日余りも経つた或る日、瀬戸警察署から華仙氏へ「相尋ね度き儀有之候につき」出頭せよと呼出状が来た。早速警察に行くと、司法室で「君は無断で他人の所有山を発掘して、古陶器を持ち帰つたそうだが不届至極だ」と叱られた。

◇

華仙氏は「いいえ違います、私達は山主の承諾を得るためにお金や菓子折まで持参しております。しかも山主は私達を山へ案内し、掘る場所の指示までしています」と主張したが、山主の方では「そんなものは貰つた覚えはありません」という。

◇

これは変だというので、早速使いの男を調べると「実は面目次第もありません、菓子は家の子供が食べてしまい、五円は私が一杯飲ませて貰いました」という。

それは大変だというので、金十円を包んで、中島惣助氏を通じて山主へ差し出し、平あやまりにあやまつたので円満解決となつた。

◇

この話がパツとひろがると、瓶子窯で華仙さんが素晴らしいもの

を掴つたというので、好事家、失業者などがワンサと押しかけ、二十日程の間に、窯趾は趾方もないほど掘り返えされてしまつた。そのため瓶子窯転覆事件として今に語り伝えられている。

◇

瓶子窯は藤四郎が帰朝後始めて焼いた窯と伝えられているが、これは「茶器弁玉集」が『瀬戸窯所之次第』の起筆に『一、瓶子窯、藤四郎窯此にて唐物を焼と云説あり』と記して以来のことである。出土品から見て、徳川の中期頃まで焼かれたと考えられるが、足利末期以前にはさかのぼれない。しかも赤津地方の言い伝えによれば平次という窯焼が焼いていたので「へいじ窯」の名が伝えられたとされている。尚この窯趾からは瓶子は出土しない。

# (59) 瀬戸の六作・十作

「瀬戸町誌」（大正四年刊）は『某古老の説に、瀬戸六作、十作の事頗る疑うべし。当時京都に六作十作あり、後人誤りて瀬戸に混入せるかと』と記し、加藤唐九郎氏も「六作、十作の事蹟は判らない。元々そうした事実が無いのだから判ろう筈がない……」と語られたことがある。

◇

寺内半月著「尾張瀬戸・常滑陶瓷誌」は、瀬戸六作、十作について次のように記している。

『加藤市左衛門景茂（或曰景春）、その窯印は□の方形を用う。長十、姓及諱を詳にせず。窯印は「折れ松葉」を用う。

新兵衛、窯印に丁字を用う。

俊白、幸蔵と称す。窯印に○を用う。

茂右衛門、窯印に十字を用う。

宗右衛門、窯印に「鍵」を用う。

以上市左衛門以下を六作と称す。織田信長その当時の技倆あもるのを選出せしによる』。

◇

『天正十三年、古田重勝（重然が正しい）瀬戸の工人中、達芸のものを選びて、十人を得たり、其作品倶に皆世に尊重せらる。其名及び窯印を左に列記す。

◇

半七、窯印に七字を用う。

六兵衛、窯印に廿を用う。

吉右衛門、窯印に山字を用う。

治兵衛、窯印にセ字を用う。

八郎治（又二）、カ字を用う。

佐介、『のし』を用う。

元蔵、一字を用う。

友十、㊀を用う。
金九郎、田を用う。
丈八、イ字を用う』。

◇

瀬戸町誌の古老談や加藤唐九郎氏談は、六作、十作の存在を否定するものだが、これに対する寺内半月翁の著書は肯定説であつて、両者は対蹠的である。しかしそのいずれについて考えてみても、所説を決定ずけるほどの資料は見当らない。

# (60) 織部焼と古田織部正

織部焼の最高権威者、加藤唐九郎氏は『茶道全集』の中で織部焼について執筆されているが、次にそれを抄録しよう。

◇

『織部焼というのは、元来古田織部の好みになる当時の瀬戸焼全体を指し、広く志野焼、瀬戸黒（織部黒）、絵瀬戸、絵織部等を含むものである。後これが分化して夫々織部焼、志野焼、織部黒、絵瀬戸などと呼ばれるに至つたのは徳川中期からだと考えられる。

◇

而して今日の織部焼と云えば、ほんとうの意味の織部焼の一部分を指称するに止り、人々は大低織部焼なるものは古田織部が、当時意匠を与えて指導した非常に広い意味の瀬戸焼だということを全く忘れている。

◇

織部焼なる名の最も早く見えるものは、文録四年七月十五日の奥書ある「別所吉兵衛文書」の『織部焼、京音羽、瀬戸にても焼』とある条であるが、同書にはまた織部が城意庵に命じて鳴海で茶入を焼かせたとある。これは寛文十二年刊「茶器弁玉集」にいう鳴海織部に当るものである。また「弁玉集」は鳴海織部をも含めて織部焼なる目をあげているが、これらの場合の織部焼は、何れも全く茶入について言う名称である。

◇

然らば茶入以外のものに対しては如何なる記述があるかと云うとその最も早いものは、大阪の陣に従軍した長沢九郎兵衛の見聞録「長沢聞書」であつて、これは『乱世の時分、数寄屋道具の織部焼と申して、あつ手にいたし、青黒き薬をかけし茶わんを用い申し候也。上下共に其の道具にて円座を敷き、茶を立て申す儀はやり候』とある記述である。

◇

乱世の時分とは、大阪陣の頃或はそれ以前を指すものと認められるが、そうすると織部在世中既に織部焼なる名があつたと見なければならぬ。

更に青黒き薬かけたるものが特に言われているのは、当時新製品としてこの種のものが最も問題になつていたことを示し、且つ上下共に其の道具にて云々とあるは、如何に当時の人々にこの種のものが広く喜び用いられたかということを物語るものである。これは今日称する狭い意味の織部焼に当る種類のものであろう』。（茶道全集巻の十五）

◇

古田織部を重勝と書いたものが多いが、重然と書いて「しげなり」と読むのが正しい。重勝も実在の人物ではあるが、織部焼の指導者と伝えられる者とは別人で、伊勢松坂の城主で慶長十一年六月十六日、四十七才で死亡している。

◇

重然の方は信長に仕えて使番をつとめ、その後秀吉に仕えて山城国西岡で三万五千石を領した。一子重嗣に家督をゆづり、隠居して亡父の遺領三千石をついだが、関ヶ原の役で徳川氏に荷担して七千石を賜り、合せて一万石となつた。その後大阪夏の陣では大阪方に内通したというので切腹を申しつけられている。時に年七十二、法号を雲了院金甫宗屋居士という。

◇

「寛政重修諸家譜」や「茶人系図」などが重然を重勝と取り違えて以来、そのまま踏襲されたもので、一世の碩学白井白石でさえ、「藩翰譜」において『古田織部正重能、利久上足の弟子にして……』と誤つている。

◇

織部焼の起原について一説によると『加藤五郎八泰興（法名月窓）によつて五郎八茶碗の名が起り、その子直泰（織部）によつて焼き出されたものを織部焼という』（率揮本）となつている。

## (61) 神藏寺と福巌寺と瀬戸の陶工

磁祖民吉の長兄加藤吉右衛門（幼名松次郎、嘉永六年一月歿）が施主となつて、愛知郡猪高村の神藏寺の門前に『山門禁葷酒』という陶器の標柱を建てている。文字は浮彫、灰釉のかかつたもので、当山十一世千寿建之の文字も刻まれている。

◇

神藏寺にはこの標柱の外に、文久三年癸亥正月吉日と記した桔梗画染付の大花瓶が所蔵されている。寄進の作者は前記吉右衛門の子で、同じく吉右衛門を襲名し、明治初年まで瀬戸村庄屋を勤めた人である。

本堂仏前の大香炉は、角形に菊桐の彫刻を施した足付で、御深井釉がかかつているが、瀬戸加藤佐之助春信という銘がある。

◇

かつて神蔵寺の住職であつた天中和尚が、九州天草の東向寺の住職となつていたのを頼つて行つたのが民吉で、和尚の被護によつて染付焼の秘法を習得したことは三十三・三十四頁で述べておいた。天中和尚は十一才の時、二代武右衛門春暁方で陶家の徒弟となつた事もあり、瀬戸村とは深い因縁があるところから、天中和尚縁りの神蔵寺に瀬戸の陶磁器が奉納されたのである。

◇

東春日井郡篠岡村大字大草の福厳寺の門前に、素晴らしい陶製の塔が建てられている。高さ五尺を施釉したエブタで積み上げ、その上に高さ七尺の本業焼六角形の塔が建てられている。この塔は再建されたもので最初に造つた者は、瀬戸西谷の早梅亭弘法善次（本名善右衛門）で、天保六年乙未十月の記年銘があつた。塔は宝篋印塔でエブタには近郷の村別に多数の戒名が刻まれていた

◇

現在の塔には「宝篋印塔再興之記」というものが記されているが、それによると、

『天保七年これを早梅亭完成したところ、明治二十四年濃尾の大震災に転倒して破壊したので、現住職梅峰大和尚が早梅亭の嫡子、弘法善次に依頼し、再建するものである』旨を明らかにし『陶工七十六翁弘法善次造之。明治三十三年庚子歳仲秋設立』の文字がある。

◇

福厳寺の本堂裏の開山墓前には、高さ四尺の志野釉の燈籠一対がある。これも濃尾の震災で倒壊したものを継ぎ合せたものらしく見受けられるが、一基には「奉上御宝前天保八丁酉六月吉祥日、先祖為菩堤、施主早梅亭善右衛門」。他の一基には「奉上御宝前、天保八年酉六月吉祥日、施主義山和尚。覚心大智居士、湛然妙海大姉両霊菩提」と記されている。

福厳寺と早梅亭弘法善次との間に、どのような関係があつたのか、その点は判らない。

# (62) 腕達者揃いの歴代弘法善次

弘法善次——初代は本名を善右衛門といつたが、文政年間に弘法大師の像百体を作つて世に施したところからこの名があり、早梅亭とも号した。

天明五年生れで、明治六年八十六才で亡くなつているが、『天保六年卯月九日、早梅亭』と裏面に彫り込んだ弘法像が、西谷の弘法堂に安置されている。高さ一尺一寸、無釉の手造りで数珠、如意など精巧をきわめている。

◇

明治五年正月記の県管轄第廿四区戸籍によれば、

瀬戸村四十二番屋敷　初代　加藤善右衛門　年八二
善右衛門二男　二代　加藤　善次　年四八
善次妻　しき　年四二

三代　加藤善次郎　年二五

═初代弘法善次作の弘法像═
（西谷弘法堂安置）

◇

三代善次の子が加藤駒三郎、明治六年三月十七日生であるが、大正十一年五月十二日に父善次郎を襲名し、昭和十二年五月十二日に死亡している（四代弘法善次）。

その子西谷町の加藤高吉氏は名匠弘法善次の五代ということになる。

◇

初代早梅亭弘法善次作の十六羅漢像が、宝泉寺本堂の須弥檀本尊の両側に安置されている。思い思いの姿態と表情とにそれぞれ独自性を表わし、二体毎に「天保十四年三月吉日、第何番造之」と彫られている。その精巧さは驚くばかりで、流石に名工弘法善次の面目が躍如としている。

◇

二代弘法善次は文政八年生れであるが、弘化三年煎茶用の急須を考案して高評を博したが、『明治八年二月、岩手県に聘せられて三ケ年間製磁の業を伝う』と『日本陶窯史、瀬戸系統篇巻一』は記している。

この事実を裏付するものに同家の旧戸籍の除籍簿が市役所にある。『加藤辰雄なる者……岩手県陸中岩手郡盛岡山峯村字山岸町、士族駒峰重尊の妹ヒサの子にして……明治六年生れ、二代善次の養子と

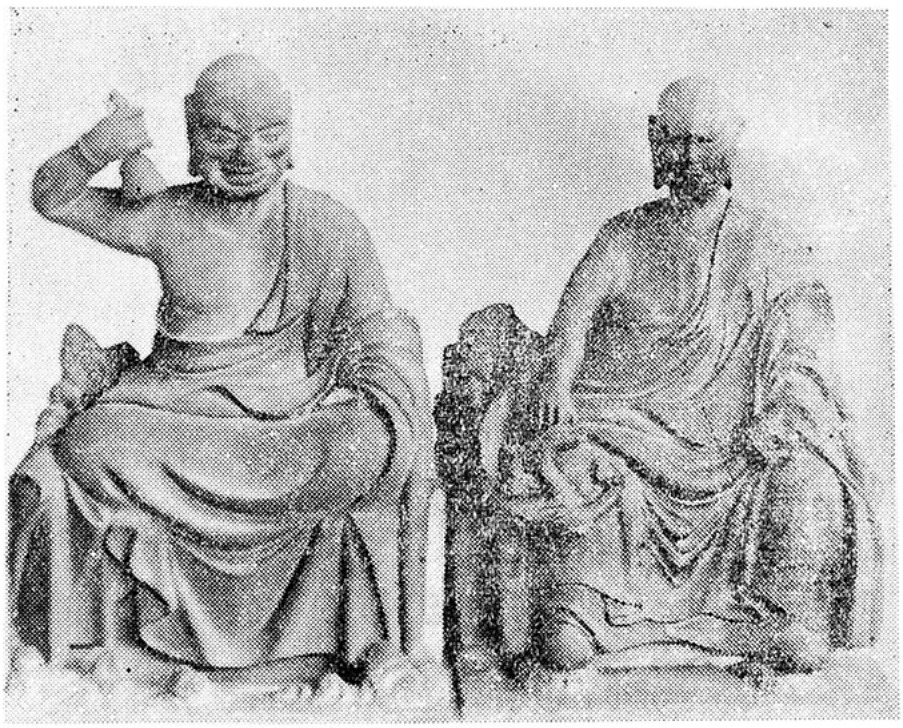

═初代弘法善次作の十六羅漢の中═（宝泉寺安置）

して入籍、後分家』とある。この辰雄氏は市会議員候補者となつたことがありその後、水無瀬町に居住していた。

◇

二代善次の戸籍の附箋に珍らしいものがある。『その方儀、同村河内岩蔵無鑑礼にて煙草小売営業する由聞き及び、明治十三年八月二十九日、雇人田辺丈助をして買求めさせ、上訴したるを以て科料金の半額、十二円五十銭賞与として戻しの事。

明治十三年九月廿八日　名古屋区裁判所』

# (63) 古文書に見る安永・文化年間の瀬戸

『窯屋伝記並取扱留

春日井郡山田荘　瀬戸村

一、高三百四十五石五斗二升二合、
田畑計二十九町三反二畝一歩
内田十一町八反余
畑十七町五反余

一、惣家数四百五十軒
内二百八十三軒百姓
百六十七軒窯焼職

◇

一、山二町六反歩、先祖より御除地
右者窯場職場に下し置かれ候。窯屋職共より御国恩冥加のため、御用、ウルカ壺焼立、御賄方御役所へ献上奉り候。但し年々相勤罷り在り候事。

◇

一、瀬戸窯屋土掘取場所
惣て合せて五十三ヶ所
内三十二ヶ所、瀬戸村扣山の内
十三ヶ所、上水野村持分、御林平御山の内
八ヶ所、下品野村持分、御林平御山の内
右通り、安永十丑正月七日御渡し置下され候

瀬戸村庄屋　武右衛門
上水野村庄屋　幸右衛門
組頭　留右衛門
下水野村庄屋　六兵衛

当時煙草の無免許販売で科料二十五円というのは、可成りの重罰だが、その半分を上訴人に賞与とする制度のあつたことが判る。

◇

三代善次について「東春日井郡誌」は「三世善次、平板を製するに妙を得たり」と記し、寺内半月著「瀬戸陶業史」は『後に私が瀬戸へ行つた時（明治二十九年）三世善次は板物の一人舞台であつたが、この人は薄板物の名人で、引ちがえ戸や、短册などさえ焼いていた』と記している。

右の内、桜洞二ヶ所上水野村へ間違の筋これ有り御林方御陣屋御願申上、右間違いは、前安永年中の通り御改下し置かれ、文化十二年亥正月二十八日、再改め御渡し下し置かれ候

瀬戸村庄屋　甚四郎
窯屋惣代　仙之右衛門
茂右衛門
上水野村庄屋　喜蔵
同断下見　善七

御林方役人桜井金兵衛様

◇

右の通り間違いにつき再改めとして文政四年巳五月御改めお渡し下し置かれ候

瀬戸村　庄屋　磯八
新兵衛
勇治
佐久衛
上水野村　庄屋　喜蔵
組頭　藤右衛門

◇

窯屋惣代　金右衛門
清左衛門
茂右衛門
多助
仲右衛門
武右衛門
取締役　高島十右衛門
加藤十吉
加藤代蔵
加藤唐左衛門
加藤庄次郎
発起人　増蔵
甚右衛門
六左衛門

御林方奉行　水野権平様
御手代　松永才助様
松本庄九郎様
大沢徳右衛門様』

（瀬戸市池田通り加藤登良男氏所蔵の文書写による）。

## (64) 横井金谷の画いた文政年間の瀬戸

磁祖民吉が染付焼の秘法を九州から探つて帰り、瀬戸へそれを伝えて以来、新製焼の興隆となつて窯数もにわかに増大して来た

その頃の瀬戸の窯場は、どんな様子だつただろう?、横井金谷画くところの「瀬戸古窯図」について往年を回顧してみよう。

◇

窯数は北島に多く、西から数えて吉右衛門窯、善二窯、忠治窯、定助窯、清助窯、長右衛門窯、十吉窯、茂右衛門窯、清兵衛窯、市左衛門窯、磯十窯、万吉窯、岩右衛門窯、熊十窯、東へ飛んで惣三郎窯、祐七窯となつている。

◇

洞島には友右衛門窯、豊蔵窯、平右衛門窯、高島孫十窯、喜左衛門窯、庄左衛門窯、友十窯があり、郷島には、河(川)本治兵衛窯、河(川)本友四郎窯、佐五七窯、半助窯、紋右衛門窯がある。南島には東から重右衛門窯、文助窯、亀吉窯、甚四郎窯、幸右衛門窯、源十窯、富左衛門窯、抱尻窯がある。

◇

窯以外の建物では御蔵所、民吉の職場、伊藤幸四郎の宅、深川神社、宝泉寺などが目立つ。

道路は安土から陣屋磧を経て品野へ至る品野街道。南本通りを東へ赤津を経て三河に通じる南島道。安土から八ヶ平、大松を経て清助窯の方へ上る北島道などにそれぞれ名称を書き込んでいる。

◇

南北をつなぐ道路は、瀬戸川の橋(蔵所橋)で結ばれ、御蔵所の東を通つている。橋の北詰から東へ瀬戸川に添つて東進し、惣三郎窯の南方から南へ折れて洞島に至るもの、深川神社の対岸あたりから田圃の中を東へ延びて、洞島、郷島へ至るものなどがある。

◇

八ヶ平には絵薬掘場、宮脇島の裏山には染付焼土取場と記し、祖母懐には『先年祖母懐土此所より出』とも記している。中島の藤四郎宅趾と記すところには松の木二本を画いている。

＝瀬戸古窯図の中・北島の図＝

本書の扉並に大裏の装画は、横井金谷の画を縮写したものである。筆者の金谷は近江国に生れ、元は浄土宗の僧だつたが、改宗して修

験者となり、名古屋の住吉町の大宝院に住み、その後三河の太山寺に移つた。多芸多能で陶器も作り、金谷焼の名を残している。民吉の叔父に当る加藤四方助とは特に親交があつた。

# (65) 民吉の叔父四方助と家系

瀬戸市長加藤章氏の宅には、家祖四方助（よもすけ）関係の遺品が伝わつている。その中に横井金谷が画いた初代梅鶴園四方助の肖像画一幅がある。しかも金谷自賛の逸品である。

賛『今は三河太山寺、法印金谷写
尾張国瀬戸の山里に加藤四方助といえる、えせ居士あり。我と同じ姿のおかしきを写して子供等に遺す。
四方助や四方に雲なき冬の月』

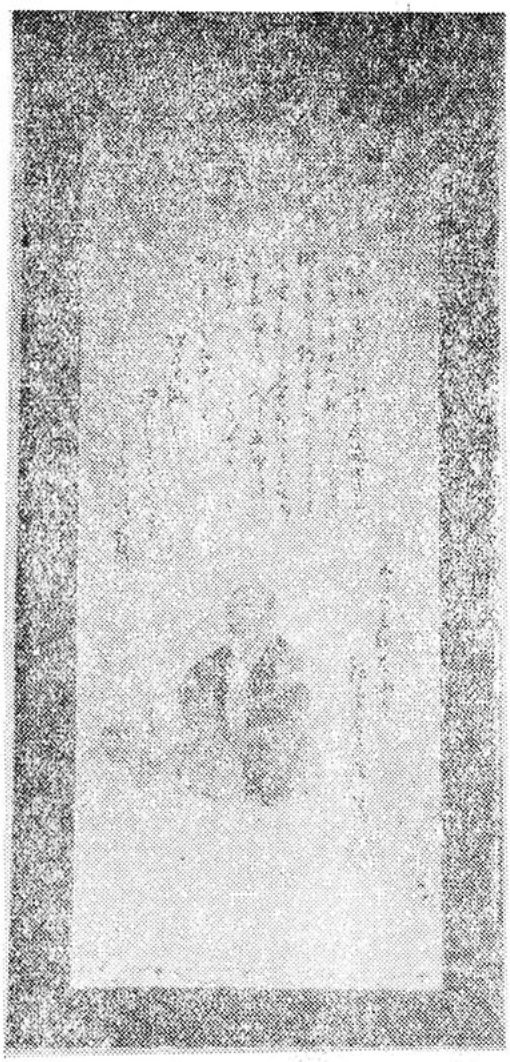

＝横井金谷筆・四方助の肖像＝

◇

四方助は磁祖民吉の父吉左衛門の弟で、大松屋敷の一廓に家を建てて分家している。家は第二次世界大戦当時に防空疎開のため取壊され、僅かに離れ座敷が残つたのみで、そこに加藤章氏は仮寓されていたが、最近邸宅を新築された。かつて磁祖民吉の銅像が作られた時前記の肖像画は民吉の容貌を写すための参考に供された。

◇

四方助の家は現在まで引きつづいて梅鶴園と呼ばれているが、それについて次の話が伝えられている。或る日（文政初年）四方助の離座敷に唐左衛門、吉右衛門、忠治、民吉などが集まつているところへ横井金谷も来合せた。

丁度梅の花が見頃だつたので、屋敷内の大きな実のなる梅の古木を眺めながら句会を開いていると、何処からともなく一羽の鶴が舞い降りて来た。

き趣味にて、あけくれ、うるさきまでに宿に来りてえせ物語をす。今年六十五歳に及ぶといえども、五体健にて壮年の人の如し、その

一同は瑞兆だというので大喜び。金谷がこれに因んで附けた家号が梅鶴園であつた。

◇

四方助は当時瀬戸の知識階級で、特にそろばんが達者だつた。村の田畑の丈量（測量）などを引受けていたが、当時の測量具がいろいろと残されている。

四方助の子、梅治は幼名を紋太郎といい、医者となつて春達、更に梅治と改めている。

◇

恐れながら御達し申上候御事

一、私伜紋太郎儀、当時丑年（文化二年）廿一歳と相成候処、幼少の時より不達者に御座候故、農業相勤め難く医者に致度、所々にて学問致し、今般赤津村佐藤周氏殿へ入門仕り、春達と改名仕り、医術稽古仕度、依而御願申上候以上。

丑十一月　春日井郡瀬戸村　百姓　与茂助

御代官　水野平右衛門殿

庄屋　藤左衛門

# (66) 春岱と御窯屋仁兵衛は別人

◇

梅治の子桂助から窯焼をはじめているが、桂助の手記した『安政四年二月金比羅道中名所古跡日記留』によると、同行者は桂助の外に岸太郎、文十、吉五郎、末吉、甚十の五名で、出発はその月の二十七日。

名古屋、岐阜、彦根、京都、大阪、加古川、丸亀、琴平、大阪、高野山、吉野山、奈良、伊勢大神宮の巡路で三十九日後の四月七日に帰村している。

気の合つた連中の弥次喜多ぶりをこまごまと記したもので、当時の風俗、交通などを知るためには好古の史料である。

◇

桂助の子が鏘太郎で通称を慶助といつた。

その子が市長の加藤章氏で、弟の四方氏は高祖父四方助にあやかるために附けられた名前である。

◇

伝世の瀬戸系茶入や古窯趾からの出土品の中に名器があるが、これも又作者の名は判らない。茶陶書「茶器弁玉集」以来、徳川期に茶入の窯分けが行われ、作者名を挙げているが、これも根拠のあるものでなく、茶人の単なる思い付にすぎない。（小堀遠州の窯分）。

輝かしい歴史をもつ瀬戸窯（赤津、品野を含む）ではあるが、名工として全国的に声名を馳せた陶工はまことに少ない。

藤四郎以前の瓶子などに絶品を見ることもあるが、作者名の判ろう筈はなく、深川神社の狛犬、市の所蔵している伯庵の茶碗なども、天下の逸品ではあるが「伝藤四郎」といわれているにすぎない。

六作、十作に至つては、所詮は伝説中の人物で、しかもその作品と言われるものは、真贋（しんがん）半ばしている。

◇

そうした間にあつて独り春岱は、幕末から明治の初年にかけて大きな足跡を残した巨匠である。春岱とは赤津村の御窯屋、八代仁兵衛の長子として、享和二年正月三十日に生れた加藤宗四郎春岱のことである。

◇

春岱の家系、事蹟などについて記されたものは多いが、その全部が歪められている。その素因を作つた者は、春岱の嫡子増太郎（元治元年生・明治十八年没）の家督を相続した探嶺であつて、彼によつて書かれた偽系図に飛びついたのが「陶器類集」の著者高木如水であつた。それを「日本百科辞典」「をはりの花」などが受けつぎ更に後世で春岱について記したもの全体がその影響をうけている。

◇

春岱に関する記文のうち、最も大きな誤りは、春岱を赤津の御窯屋仁兵衛家の二十七世、乃至二十九世と記し、更に「宗四郎后仁兵衛」と記している点である。

春岱の父、八代目仁兵衛の跡をうけて襲名したものは、春岱の弟仁十郎であるが、若くして死亡し、その子嘉中次が十代を襲名して相続した。この人物は明治の初年に岐阜県土岐郡駄知町に転住している。

その間の消息は、明治五年に作成された赤津村の旧戸籍によつて証明されるし、春岱その人も仁兵衛とは名乗つていない。

# (67) 春岱の作品と位牌

春岱は織部、黄瀬戸、志野、御深井などの作品を残しているが、この外に萩、信楽、三島、乾山などの写しも巧みで、幾多の名品を残している。瀬戸系の窯でこの位い巾のある技法を試みた者は他にないであろう。

◇

天分の豊かな春岱は、早くから名古屋城内の御深井窯に御窯職として出仕し、中年の頃には貴顕の間にその技を珍重せられた。家の出入に駕籠を用い、常に絹布を身に纏い、酒席に侍る機会も多くなり、いつとは無く身を持ち崩すようにもなつた。

◇

春岱は其後罪に問われて御窯職を取り上げられ、美濃国安八郡の今尾邑（尾張藩家老、竹腰山城守の所領）で窯を開き、更に各地で点々として窯を焼いている。

その時の罪について具体的に記したものがないので、何か重大な犯罪のようにもとられ易い。そこでそれらの点を明らかにしておきたいと思う。

◇

春岱は賭け事を好んでいたが、たまたま天保八年に検挙された博

徒飼葉屋万二郎の事件に関連して町奉行所で取調べられ、翌九年の冬に御年寄衆渡辺源左衛門から御窯職並に扶持取上げの旨を申し渡された。

＝春岱の大作・双亀浪文の水盤＝
（赤津・加藤仙左衛門氏所蔵）

しかし明治の改革によつて再び扶持を離れ、それに加えるに老齢その他のため、晩年は極めて不遇の中に終つた。

◇

数ある遺作の中で、最大なものは赤津の加藤仙左衛門氏の庭園にある大水盤で、縦五尺八寸、横二尺八寸の大作である。春岱の作品を通観すると、腕にまかせた技巧の過剰が目につく。其中にあつて独り光つているものは、赤津の加藤春鼎翁愛蔵の「木の下影」である。高さ七寸五分古瀬戸釉の輪立だが、侘び物として上乗の出来栄である。

◇

春岱の戸籍は探嶺によつて受けつがれたが、その後三河国宝飯郡萩村の龍泉寺に住職して絶家となつた。探嶺は愛知郡浅田村、浅井善右衛門の三男（天保十一年生）であつたが、八草寺で僧となり、春岱の没後、その妾のせいと夫婦になつた。明治十三年に春岱の長男増太郎の家に入籍、増太郎が十八年に死亡したのでその家を相続した。

探嶺は窯焼をはじめようとし、自ら春岱と名乗つたが、技量が伴わないので失敗し、世人はこれを天一坊と呼んだ。

◇

春岱に長女うた（文政六年生）があつて、加藤勝四郎に嫁し、其子鉄五郎をもうけた。鉄五郎は中島かねの養嗣子となつて、永一を生んだ。中島家の当主は永一の長男筇也君で、現在赤津で製土業を営んでいるが、この人が春岱の血族としては唯一のものである。同家に春岱家代々の位牌と、尾張藩公から下賜された二代藩主の位牌が伝えられている。

◇

その後岱春は慶応二年二月に御小納戸から御窯職再勤を許され、御深井焼御用中三人扶持を給されることになつた。

# (68) 切支丹燈籠と歴代武右衛門

深川神社々司、二宮武氏の庭園に切支丹燈籠と呼ばれている陶器の燈籠一基がある。それには「陶工、加藤武右衛門造、文化四年九月、古田織部模造」の文字が刻まれている。

その由来について二宮氏にお尋ねしたところ「昭和の初年に、朝日新聞記者が訪ねて来て、切支丹燈籠だといって写真を撮つたことがある……ただそれだけのことで、瀬戸ところ〴〵今昔物語の初版に私の家に切支丹燈籠があると書かれて以来有名になつたが、由来などは全然判らない」とのことだつた。

◇

世に織部燈籠といつて、茶室の露地に配置したものがあるが、いずれも石燈籠で陶製のものは珍らしい。

大阪府泉北郡上神谷村桜井神社。栃木県日光町浄土寺。静岡県小笠郡原町撰要寺などのものは石燈籠で、棹が十字架になつている。これは江戸初期の切支丹邪宗門改めの厳しい時代に織部の門弟中の教徒が、ひそかに信仰の対象とし、検挙の手を逃れたものと伝えられている。

◇

二宮氏庭園の燈籠を写真の角度から見るとよく判らないが、横から見ると、棹の円形の部分が突き出しているから十字架であることが判る。

これは切支丹には関係のないもので、織部燈籠を陶工武右衛門が模造したと見るべきであろう。

◇

二宮氏の西隣り、丸山歯科医院の所蔵品の中に、珍らしい鑑札がある。表に「御藏陶器色絵焼付職、瀬戸村武右衛門」、裏には「色絵焼、取締役」と記し、『尾藏』の焼印が捺されている。

◇

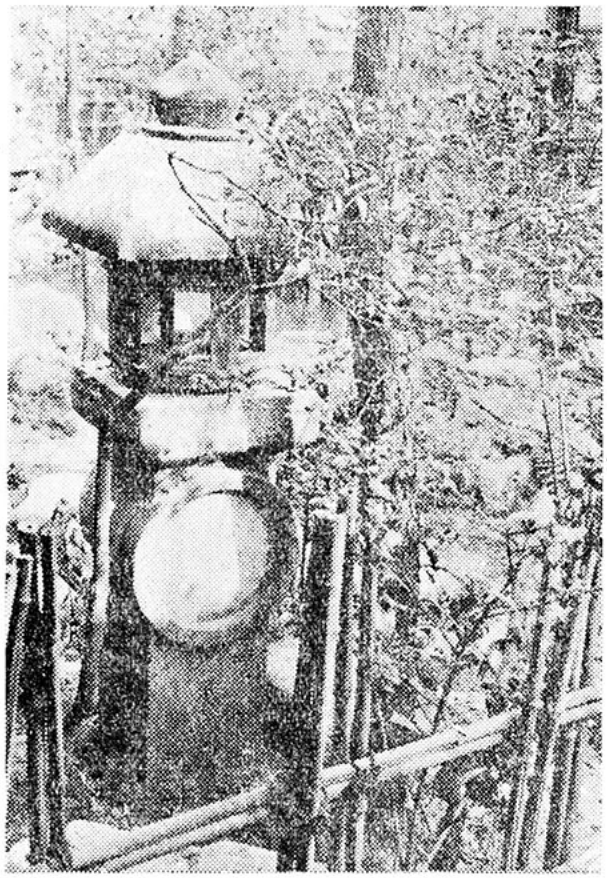

＝武右衛門作の切支丹燈籠＝

武右衛門は北新谷の窯屋として代々襲名されているので、燈籠の武右衛門や鑑札の武右衛門が、果して何代目に当るであろうか。

初代武右衛門は加藤宗右衛門春永の六代目、孫右衛門の二男で、初代勘六（開陸）の弟に当る。

二代武右衛門は幼名を直七郎といい、徳川後期の名工として知られた春暁で、別号を楽之齊ともいい、宝暦年間には盛んに製作し、安永年間に御窯師となり、文化五年七月六日に死亡している。戒名を大安春暁居士という。

◇

春暁は陶祖藤四郎の遺徳を顕頌するため、碑の建設を志し、尾張藩士人見泰に願い出て碑文を得たが、建碑着手に至らないで死亡した。その撰文は流麗であり、その内容は当時の伝承を有りのままに伝えている。

この碑文が作成されてから八十七年後に書かれたのが、現在瀬戸公園に建てられた碑文であつて、その誤りが後世を毒している。

【注】新しい藤四郎研究の一部（陶祖の碑文を斬る巻）として、昭和二十八年七月十二日から二ケ年半に亘り、安藤政二郎主宰の大瀬戸新聞に滝本知二が執筆を続けている。

◇

三代武右衛門は春宇（文政五年七月七日没、万光春宇居士）。四代武右衛門は春珉（万延二年六月十一日没、陶家栄昌居士）といつて、どちらも当時の名工であつた。春宇に子がないため、五代目忠治の五男を養子として迎えたのが春珉で、その子に三子があり長男を岸太郎、二男源三郎、三男斧十といつた。

二男が相続して五代目武右衛門（明治五年七月二日没、告月知秋居士）となつたが、長男岸太郎は当代随一の腕達者で瀬戸公園の陶祖

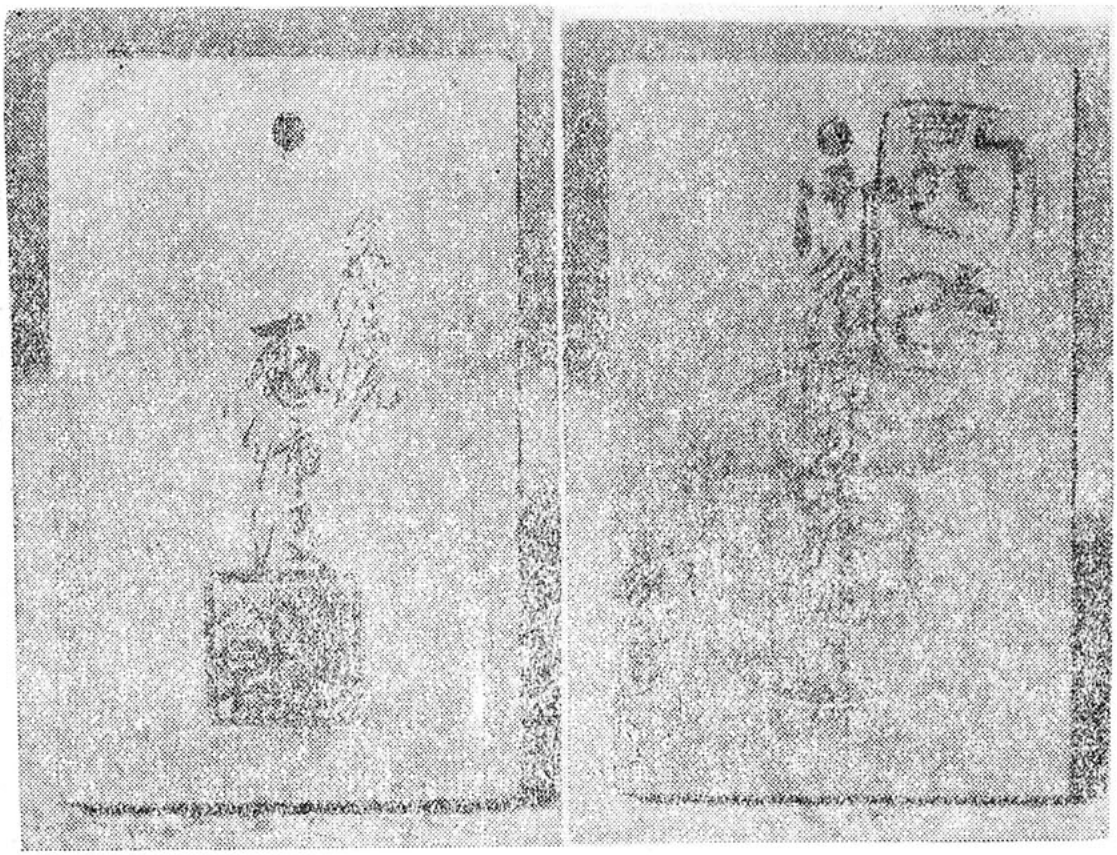

武右衛門の陶業鑑札（右は表・左は裏）

の碑を作つた人物である（十二、十四頁参照）。

◇

六代武右衛門は五代の長男で李太郎（昭和十年九月廿九日没、徳雲自昭居士）といい、現在西谷町に住む春武事、加藤鎮武氏（明治十九年生）が七代目に当る。

# (69) 拝領の足袋と弓影のこと

道泉町の加藤健次郎家の所蔵品中に、「元千代君御使用の御足袋」という拝領品がある。（元千代君は幕末から明治初年にかけての尾張藩主義勝公の世嗣）。

‖加藤連三郎弓影氏‖

◇

この足袋は四代武右衛門が、名古屋城内の御深井廓に出仕していたとき、元千代君が乳母、お附人ら数人を従へて、御深井丸の庭園を散策されたとき、佩用されたものを拝領したと伝えられている。

◇

足袋といつても尾張の若殿様の足袋ともなれば、一般のものとは違つている。

足の蒸せるのを防ぐためか、足袋の底に穴をあけ、穴の縁はていねいにかがつてある。当時は紐付のものが普通に行われていたと思われるが、これは今日のコハゼとも違つたもので、特殊な止めが作られている。

◇

足袋を拝領した四代武右衛門の三男斧十には、安之亟、常三郎（安土の加藤斧久氏の父）、増次郎、健次郎の四子があつたが、拝領の足後は祖父武右衛門から健次郎氏に譲られたものである。

◇

さて切支丹燈籠の作者は、死亡の年月日から推量して、二代武右衛門春暁の晩年作か、それとも三代春宇の壮年期の作とも見られるものである。鑑札については適確に知ることが出来ないが、大体この両人のうちと見てよいであろう。

◇

健次郎氏の亡妻けいは南の加藤連三郎弓影の二女だが、連三郎というより文瓶という名で広く知られている。刑部陶痴が磁工組から去つてからは、熊木常房が事務を執つていたが、その後をうけて常務になつたのが文瓶である。元は小学校の教師で顔にあばたのある小男であつた。

漢学に長じ、和歌、俳句などもたしなみ、瀬戸窯屋の系譜調べに努力し、その結果は「をはりの花」の「尾張国瀬戸窯の系譜」の編述となつて現われている。

# (70) 陶工追善の碑・瀬戸八景

瀬戸公園の陶祖の碑の西北に昭和七・八年頃まで、加藤清助景登作の「陶工追善」の陶碑が建てられていたが、今では台石を残すだけで、陶碑は壊滅している。

碑の原形は、高さ六尺余の七角形で、碑の正面に将棋の駒形の穴があいていた。

◇

その上部に『北辰妙見敬天下泰平五穀成就』の文字があり、他の六面には「天敬仁実忠孝憐」「堪忍正直職業励」「陶工追善一切吉祥祈」「明治十四年辛巳二月、七十七賀、加藤景登」「日月星守護」「奉真々年来愛慾納受法力諸願成就記供養」とあつた。文字の深さ四分、碑面の厚さ一寸五分、碑は七角で中台は円形、下との六角台はいう珍らしい形のものであつた。

◇

明治十四年、陶林社版、加藤景登、加藤花睡、加藤健老校合、栖雲居武貫編の「瀬戸八景集」という絵入り詩歌（俳句）集がある。景登は七十八才、栖雲居武貫は七十九才の時、素文、素雪、木遷、法界、如雲、湖山、宗達、多葦の画と、地方俳人の句とを集めたものがこれである。「瀬戸八景」は天明年間に、二宮守恒が瀬戸の名勝の地を選び、詩歌を詠じたことに始まる。

◇

陶林社版「瀬戸八景」は巻頭に

「むかし加藤藤四郎春慶という人、この春日井郡瀬戸村へ来り、陶器

◇

文瓶には長女すう、長男廉太郎、二女けい（加藤健次郎妻）、三女八千代（南の川本次郎妻）の四子があつたが、長女すうをもうける前に、宮脇の加藤もとの聟養子となり、一子嘉七郎を挙げている故あつて嘉七郎を連れて離婚し、その後嘉七郎は母もとの手に引き取られた（戸籍上養子）。

嘉七郎に子がないため、異父姪はるを養女とし、これに聟養子として迎えたのが柴二氏（新道町）である。

◇

の試み焼して、此の地にとどまり、陶器の祖とはなれり。その後数百年経て新製焼工風して、これ又ますます盛んにして、近世稀代の細工もの世界第一となれり

◇

此処の山の嶺に先年同村の人々陶祖の碑を建てたり、爰に加藤景登老人庵をむすび、禅長庵と号し、永短の日もいとわず、釜をにやし、松風を友として楽しまれたり…」（後略）

# (71) 散逸寸前に再建された景登の碑

昭和十四年十一月八日、瀬戸公園の『陶祖春慶翁の碑』の寸法を計りに出かけた。そのとき碑の石段西側の叢の中に、陶碑らしいものの破片が捨てられているのを発見した。

同行の市役所土木技手の谷口氏、産業技手の加藤吉之助氏らと、破片をつぎ合せてみると、山陶屋の加藤清助景登の碑であることが判つた。

◇

清助景登は、文化三年五月二十日生れ、幼名を鍋太郎といつた。屋号を山陶屋といい、天保年間に里正、陶業取締役となり、嘉永四年九月には名字帯刀を許されている。

清助が「陶祖春慶翁の碑」の建設に献身した顛末は十一頁——十五頁に詳記してある。

◇

加藤清助景登は、明治十七年二月一日没、陶然軒娯山景登居士。その子兼助は大正四年五月十三日没、恵忍軒玄齢素雪居士。孫の加藤玄一郎は昭和九年一月二日に死亡して、戒名を正真玄道居士といい、代々の墓碑は西谷町の共同墓地にある。（瀬戸八景集は新道町清光堂印舗、伊藤輝男氏所蔵）

◇

清助の陶碑について、その製作者寺内半月翁の手記するところを次に抜萃する。

『明治二十四年に、加藤敬（医師）、水野寛（町長）、加藤錦吾（郵便局長）、加藤五助（逢兵衛）等発起人になつて、瀬戸の恩人、陶祖建碑の主唱者、加藤清助（景登）の陶碑建設を発起した。

◇

それを加藤繁十が焼成したのであつた。この繁十は当時は業を中絶している故、その再興の一助として繁十に焼かせてくれとの頼みによつて、若干の資金を与え、その年の四月に製造を始めたのであつた。

その製作も、図案も、彫刻も悉く寺内信一の手に成り、高さ五尺、幅二尺、厚さ一尺（中空）で、表面の漢文刻字、彫紋を終り、丸窯一間を借受けた。

# (72) 江戸重が見込んだ繁十の腕

瀬戸公園のくさむらの中で、ばらばらになつて壊れていたのを継ぎ合せ、再建された加藤景登の陶碑を焼いた繁十。明治初年に小窯の火吹穴を改良した繁十。コーヒー碗の伏せ焼を考案した繁十。そして宝泉寺位牌堂の染付大燈籠を焼き上げた繁十など、幾世代も続いたであろう繁十とは、果してどんな人物であつただろう。

◇

かつて三郷で窯焼をしていたが、その後天津の天華瓷業工廠へ招かれて支那に渡つたこともある加藤專吾氏（安土町）は、初代加藤

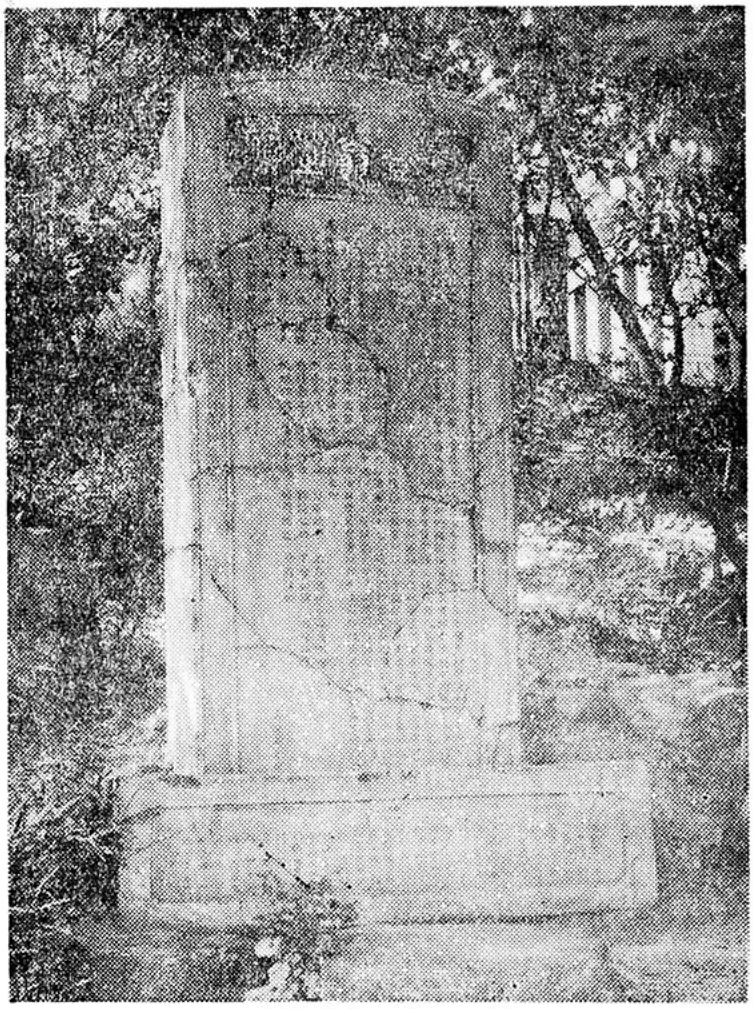

＝修覆再建の景登の碑＝

◇

焼成の結果は繁十の再興品は立派にできたのであつたが、肝腎の碑は急火のため遺憾ながら破壊してしまつた。協議の結果、再製に取りかかつて徐々に焼成した。今度は完全であつたので皆が大いに喜んだ。

ところが同年十月廿八日の濃尾大震災は、突如として午前六時に起り、郷の紋右衛門窯を残して、瀬戸七十余の窯は全部崩壊の運命に遭遇した。

そのため折角完成した石（陶）碑も、数個に破壊してしまつた。破片をセメントで接続して藤四郎山、陶祖碑の下部に建設したのであつたが、今残存せるや否や』。（陶磁随筆・蚯蚓語抄）。

◇

製作者寺内半月翁が残存について懸念されたように、陶碑はバラバラに壊れ、散逸寸前の状態であつた。市役所へ修築保存方を要請した結果、公園費をもつて修復再建されて現在に及んでいる。

繁十の末孫に当る人だが、その家系を手繰にることによつて、前記の繁十がそれぞれ何代目に当るかが判る。

次に述べる初代繁十以下数世代の年齢は、いずれも明治五年現在のものである。

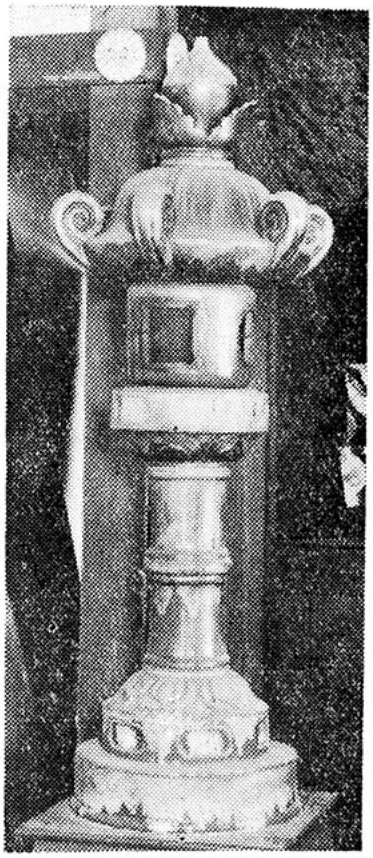

＝宝泉寺所蔵・三代繁十作＝

◇

初代繁十（六六）は仙吉の長男として、文化四年十一月三十日に生れている。隠居して繁齊と名乗つたが、妻まき（五八）との間には子供がなかつた。そこで加藤善九郎の二男繁四郎を養子に迎え、繁十を襲名させている。

◇

二代目繁十と繁四郎（四四）は文政十二年十一月四日生。明治二十九年七月十日に死亡している。妻きか（三七）との間に、長男鎌三郎（一八）、二男吉松（七）、長女みつ（五）等が生れた。

長男鎌三郎は安政二年十一月生れであるが、繁十を襲名して三代を相続し、その後隠居して繁樹となつた。妻はなとの間に長男虎三郎が明治十年六月六日に生れている。

虎三郎は大正八年に四代目繁十を襲名し、妻あきとの間にもうけたのが、前記の専吾（三男）氏である。

◇

「日本陶窯史」に『加藤繁十も又支那製を模したるものなり、白磁器を焼き、コーヒー碗の伏せ焼の如きは実に繁十の発明にかゝれり』と記しているが、これは二代目繁十である。

明治二十年頃、名古屋に江戸重という骨董屋があつて、本名を山田重助といつた。瀬戸の山陶屋はじめ有力者の家へ出入していたが、たまたま加藤景登の陶碑建設の議が起きたので、その窯焼として二代繁十を推薦した。

当時繁十は窯屋に失敗して餅店を開いていたが、江戸重の奔走が效を奏したのと腕のよさを買われて、印所の窯で寺内半月の作つた陶碑を焼き上げた。

◇

「東春日井郡誌」は『明治初年、加藤繁十は古窯の火吹孔、前頂部中央に一個なりしを三個に改良し、火焔の流通を図れり』と記しているが、初代の事蹟か、それとも二代のものか判然としない。

宝泉寺の位牌堂の大燈籠は、二代繁十の死亡後（明治卅四年五月）に焼き上げているから、三代繁十の作品である。

◇

山田重助は書画骨董にかけては相当の鑑識をもち、茶道の心得も深かつた。幕末頃から瀬戸の焼物のうち、出来のよい物を集めて江戸で売拡めたので、江戸重さんと呼ばれていた。

たまたま維新のどさくさで、江戸の大名屋敷の引払となり、各藩邸で売立があつたとき、よい品を安く買集めて瀬戸の旧家に勧めたことから、信用と声価を一段と高めたものである。

# (73) 「瀬戸陶業史」と寺内半月

‖ 寺内信一（号半月）翁 ‖

加藤景登の碑を製作した寺内半月には「尾張瀬戸・常滑陶瓷誌」の著作がある。瀬戸市役所の所蔵文書の中に、前記の著書の一部を成している「瀬戸陶業史」の原本がある。これは明治廿九年から三十一年にかけて執筆されたものであるが、記述の正確を期して瀬戸の有識者に回覧し、その意見を求めている。

◇

『方今千百の著書中、瀬戸の歴史を載すもの不尠候。然るところ大抵事実相違し、甚しきは瀬戸の為に後来を誤るが如き無根の説さえ現れ候ものは、皆是瀬戸に確実したる歴史なきによるものと存候小生茲に心付一昨年来、此歴史編纂に苦心致候、然るところ著作の上は確乎不抜のものと致度精心に有之候間、諸君に於ても一読の労をとられ、且訂正すべき廉あらば御腹蔵なく、御申告下され度願上候也。

明治三十一年四月三十日　　寺内　信一

加藤　民吉殿

◇

加藤　吉右衛門殿
加藤　市左衛門殿
加藤　兼助殿
川本半助殿
伊藤四郎左工門殿
川本惣吉殿
井上治兵衛殿
加藤善次郎殿
加藤連三郎殿

◇

この草稿は回覧後寺内氏の手元に帰っていたが、明治四十二年頃から、長期間東京の横井時冬博士、塩田力蔵氏などの手許に貸与されていた。横井氏の「日本工業史」。塩田氏の「近世窯業史」はこれを資料としたものである。その間の消息を語るものとして塩田氏の手記を挙げることができる。

◇

『瀬戸陶業史。東京駒込にて塩田力蔵——。寺内信一氏の同著は大日本窯業協会に於て、日本近世窯業史の編纂を起せしとき、小生は委員長高山甚太郎、顧問中沢岩太氏の下に主任幹事に当選せしが陶磁器部門の主任たる北村彌一郎氏の委託により、更に同氏の代理として自ら千五百頁の執筆に従事する初に当り、明治四十二、三年頃に著者の原本を借覧し得て、最も有力なる参考資料に供し、其要

加藤　武右衛門殿
川本桝山殿
加藤五助殿
加藤祐右衛門殿
加藤紋右衛門殿
加藤半七殿
加藤錦吾殿
水野権平殿』

領中の大部分は殆ど右窯業史の記事に保含されあるものと信ず。

◇

寺内氏の著書は元来自発的に執筆されたるものにて、他の物質的技術家の事業とは其根本に於て相異る点あり、瀬戸物に関する記録としても、茶人骨董家の道楽的随筆の中に立ちて、独り能く窯技の正味を捉え得たるを多とすべし。只同書の記事中、古代の分に関しては、今日より見て多少の追訂を加うべき余地もあらんか』

◇

藤四郎の伝記なども、陶祖之碑文をそのまま写している等、改めるべき点もあるが、兎に角、「瀬戸陶業史」の執筆者として、その功労は極めて大きい。

文久三年山口県吉敷郡宮野村に生れ、明治十年工部省美術学校に入学、イタリア人ラグーザの下で彫塑を学び、明治十五年に卒業した。

◇

明治十六年常滑の窯業家に招かれて彫塑による輸出見本を作り、間もなく常滑美術研究所の教師となつた。

二十一年瀬戸に始めて高等小学校が設けられたとき製陶手工課の教師となり、瀬戸と常滑とを半月づつ掛持で勤務した。そのため県令勝間田稔氏が半月居士と名づけ、これを雅号とした。

◇

瀬戸陶器学校の創設によつて訓導となつたが明治三十一年退職し有田徒弟学校、佐賀県工業学校の教諭となり、有田工業学校の校長となつた。

其後支那に度々渡つて教育事業に携つていたが、昭和三年有田に本籍を移し、磁祖李三平の宅趾に住み、李荘窯を築いた。常滑古陶図説、瀬戸陶業図説、有田錦欵集、有田磁業史、酒井田柿右衛門等の著があり、昭和十年七十三才で現存。

瀬戸時代の寺内氏から教を受けた人々に市川丈太郎、加藤錯次郎、加藤醇の諸氏がある。

# (74) 陶彫の恩人渡辺幸平のこと

宝泉寺裏手の墓地に、琴調鶴鳴居士と刻んだ墓碑の棹だけが淋しく建つている。詣でる人もなく、台石さえも失われ、世間から忘れ去られようとしている。

墓石の右の面に『明治五年壬申二月十二日』左の面には『讃州高松士族、渡辺幸平』裏面には『酬蒿里、加藤素雪、加藤五助、川本半助、井上延年、伊藤石林、伊藤忠三、加藤精瓶、川本文白』と刻まれている。

◇

この墓こそ、近世の瀬戸窯に陶彫の技法を伝えた大恩人、琴々堂こと、渡辺幸平の墳墓である。

渡辺幸平は讃岐国高松藩主、松平侯の近習役を勤めていたが、主君付の側女に戯れ、それが因となつて国元を出奔し、京都に出て、一

時は銅器蠟型の製作に従事していた。

◇

其後幸平は、瀬戸から京都へ移つていた清水焼の井上松兵衛方に身を寄せたこともある。こうした関係から松兵衛の紹介で瀬戸村の古狭間、加藤三平を訪ね、そこで旅装を解いた。

幸平は無慾で、清貧に安んじ、酒も飲まず、茶にも凝らず、人間は梅干と白湯とで生きられると主張したほどの変り者であつた。

‖宝泉寺裏の墓地にある渡辺幸平の墓‖

◇

幸平の陶彫は無釉のものが多い。白磁に釉をかけてはタッチの味が隠れるので、有色粘土を使用して無釉のものを主として作つた。その中でも砂防工事の堰堤に溜つたタメという黄色粘土は、彼の最も好んで使用したところで、焼成に当つては直接火焔に触れさせないで、褐色又は青灰色に仕上げることに妙を得ていた。

◇

作品は先ず可塑適度の粘土を中空に捻り上げ、細部は極めて軟らかい粘土をもつてヘラ造りにする。更に表面に水を吹きつけ、その上を湿布で覆つて表面を柔らげ、殆んど糊状にしてから毛髪や着物のヒダなどを仕上げた。

◇

瀬戸公園の陶祖の碑の唐獅子などの浮彫は、幸平の手になつたもので、現在では殆んど剝げ落ちているが、非凡な腕の跡を示している。

幸平は明治五年二月十二日、急病で死亡したが、身寄がないので有志や弟子達が協力して葬儀を営み、墓碑を建て冥福を祈つたのが宝泉寺裏の墓である。

# (75) 豊川稲荷の燈籠の作者半助

豊川市の豊川閣で稲荷本殿を新築して、遷座する時（昭和十年頃）旧本殿内陣の什器を整理したところ、磁器の燈籠一基を発見した。内陣の奥深く安置されていたので、香の煙りと燈明の油煙とで真つ黒くなつていたが、雑巾で拭いてみると実に見事な染付焼であつた。

◇

惜しいことに、所々に破損した箇所があるので、宿老について調

べてみると、明治二十四年の濃尾の大地震で壊れたことが判つた。台の箱には瀬戸村幸四郎、豊藏、民右衞門、四郎左衞門と寄附者の名前が記されているので、この人達の子孫を頼めば破損ヶ所の修覆ができるだろうというので、使の僧が瀬戸へ訪ねて来た。

◇

尋ね〳〵て豊藏という人が、深川神社の附近で骨董屋をしているのを探し当て、事情を話した結果、寄附者は先代か先々代だということが判つたが、破損した燈籠の修繕はできない相談であつた。

◇

だが取り敢えず実物を拝見したいというので、豊藏氏と伊藤四郎左衞門氏がうち連れて、豊川稲荷へお詣りした。

燈籠拝見の結果、川本半助作の磁器砂絵ルリ七宝の浮き出し模様のある、実に見事なものであることが判つた。作者の半助が何代目に当るかという点は、当事者も明確にしていないし、現品も見ていないので結論は出ないが、作行年代などから想像して、六代半助の作だと思われる。

◇

# (76) 家系の入り組んだ川本家

川本枡吉家の初代枡吉（枡山）二代枡吉並に川本秀雄の三氏は、瀬戸として特筆に価する経歴の持主であるが、その家系は頗る入り組んでいる。

四代川本半助（幼名良助）には長女はる、長男六三郎、二男作太郎の三人の子供があつた。半助が死亡したとき六三郎が幼少だつたので、長女はるの聟養子として枡吉を迎え、五代目半助としたことは既に述べておいたが、枡吉は六三郎の成長後、六代目半助を襲名相続させて自分は分家した。

川本半助の初代は、宝暦年間に川本治兵衞等と謀つて、朝日、夕日の窯の再興を策し、明和七年に許されている。二代、三代の間は本業をつづけていたが、四代半助（良助）のとき、新製焼に転業を願出て許され磁器焼となつた（文化元年）。

良助は長男六三郎十歳を残して死亡したので、長女に聟を迎えて家業を継がした。それが五代半助（枡吉）である。天保年間にギヤマン石（けい石）を粉砕して磁器の原土に配合することを創め、晩年には枡山と号した。六三郎が成人して、文久四年に家業を相続し六代目半助を襲名した。

◇

六代半助は足が不自由なため、杖にすがつて歩行していたが、全生涯を製陶研究一途にささげた名工である。井上延年（後述）と謀つて瀬戸美術研究所を起したこともある。

渡辺幸平（九八頁）小粟令祐などに師事して研究し、黒、茶などの色釉を発明している。この半助は豊川稲荷の燈籠の作者と推定される人物で、常に美術的な磁器を作り、瀬戸窯業界に貢献したところが大きい。

＝川本桝山翁＝

◇

分家した桝吉とはるとの間には双子があつたが早世したので、養父四代半助の兄の娘けいを養女に迎え、その聟として水野代官、平川善十郎昌長の三男勝次郎昌撫（後に秀雄と改名）を迎えた。

◇

桝吉は陶磁器の製造販売を業とし、拡張につぐ拡張をもつてしたが、養子秀雄の商才を認め、主として販売のことに当らせた。そこで製造の後継者の必要にせまられ、義弟作太郎を明治十八年に養子とした。これに大廻戸の加藤増五郎の妹まさを貰いうけて妻とした。この作太郎が二代目桝吉を襲名した人で、明治廿七年四月二日に瀬戸町長に就任している。

◇

作太郎とまさとの間に男子安顕の外に女子一人をもうけたが、まさは間もなく死亡した。

そこで初代桝吉は明治十九年三月六日、業務と家督を作太郎（二代桝吉）にゆずり、安顕を連れて隠居し、名を桝山と改めた。

二代桝吉は後妻としてそのを迎え、崇子、とし子の二女をもうけた。

大廻戸の酒屋加藤増五郎の三男久太を崇子の聟として迎え、三代桝吉を襲名させたが、現在の瀬戸信用金庫専務理事川本桝吉氏がそれである。

◇

隠居した桝山の家は安顕夫妻の死亡後、その長男節雄氏が相続したが、東京都世田谷区玉川奥沢町三ノ八三六番地に転住され、現在は眼科医久米逸郎氏の住宅となつている。同家の庭園に六角型四本足の陶製大燈籠がある。早梅亭善次の作と伝えられるもので、数寄者が垂涎する逸品である。

◇

川本秀雄翁は子宝に恵まれていたが、八十余才の長寿であつたため、子女に先立たれ、只一人長女八重子さん（翁が五十八才の時の子）が残るだけとなつた。その聟養子として岐阜県広見から佐橋多

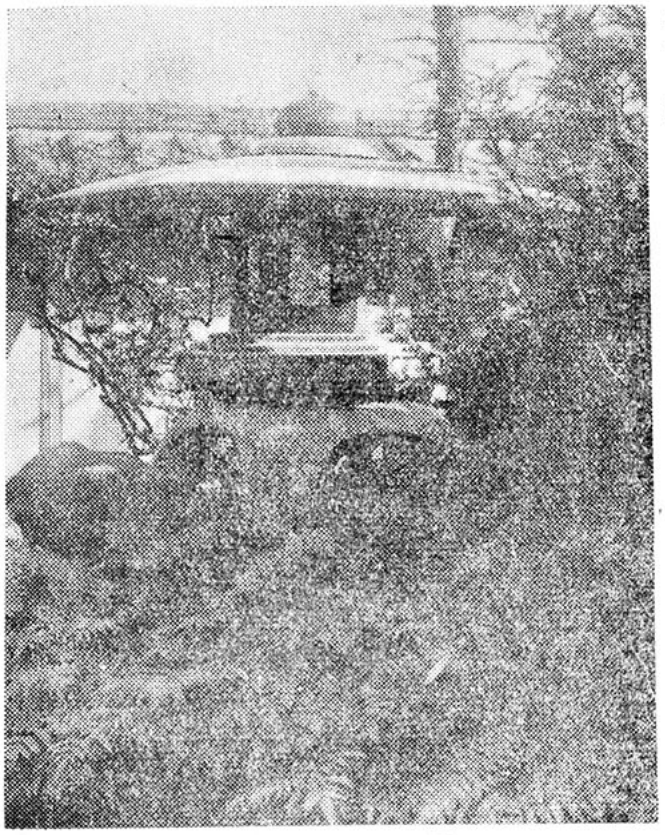

＝久米氏邸庭園の大燈籠＝

作氏を迎え世嗣とした。

◇

初代栁吉について特筆すべきことは、欧米輸出の先鞭をつけた事と、石膏型使用を普及した功労である。文久三年に米国から磁製食器類の注文をうけた京都の三井組（三井物産の前身）は製造を栁吉に依頼したが、これが対欧米輸出の濫觴である。

明治十二年に米国から多量の注文があつて、在来の土製使用型の改良の必要にせまられ、東京から石膏型教師川本富太郎を招き、その伝習所を自宅に設け、私費を投じて業界の希望者に伝習させた。これこそ全国の窯業地に先駆した陶法の改良でその功は極めて大きい。

◇

初代栁吉（栁山翁）は天保二年十月二十日の生れだが長寿を保ち明治四十年二月七日逝去した。

『永平寺と瀬戸市の関係』（二十頁）において永平寺歴代貫主の骨壺の製作について記しておいたが、初代栁吉は明治十四年に開山道元禅師と二代懐弉禅師との骨壺の蓋器を作成している。

# (77) 変つた経歴の川本秀雄翁

川本栁山の養子となつた秀雄は、嘉永五年八月十二日、名古屋城の西、台所町の尾張藩士、平川善十郎昌長の三男として生れ、幼名を勝次郎と呼んだが、秀治郎と改め、更に秀雄と改名した。

◇

実父は社寺奉行所吟味役であつたが、後に水野代官職に転じている。

長兄友之亟昌品は、御納戸御祐筆を勤め、次兄鍋三郎勇記は、藩主徳川家の開墾地、北海道八雲村に移つて開拓に従事していた。

明治七年の台湾出兵の際、鍋三郎は軍役夫の百人長として近衛師団に属して出征したが、その年台湾で戦死した。

◇

秀雄（当時秀次郎）は十四才のとき、特に許されて藩公に御目見得し、同時に君命を拝して桑名城に赴いた。これは同城へ駐留して城の護りにつき、傍ら捕虜の監視を命じられたもので、手鎗、陣羽織というりりしい出立で同勢の中に加つた。【注】桑名藩は佐幕派に属し、鳥羽伏見の役に敗れ、尾張藩は勤王派に属していた。

◇

戊辰（明治元年）当時は、尾張藩の中にも勤王、佐幕の二派があつて、勤王派は藩主義勝公を奉戴し、佐幕派は幼君元千代君を擁立して、両派の軋轢は激しかつた。

佐幕派の藩士七、八名が斬殺されたのもその頃であつた。

◇

藩主義勝公は京都守護のため、入洛することになり、藩士の中から青年を選抜して八雲隊二箇小隊を編成した。

秀雄は八雲隊に所属し、小荷駄掛となつて入洛したが、途中大津においてチョン髷を斬つて斬髪に改めた。

◇

入洛後は吉田御邸の詰所に勤務し、傍ら荒神口の調練場で備前の池田藩、伊勢の藤堂藩その他各藩の士と共に攻防の調練をうけた。任期が充ちて帰藩後は、名古屋の久屋町に設立された藩の仏語学校に通学を命ぜられ、仏人ムリエーについて語学及び洋式の調練をうけた。

ゲーベル銃に山塞羽織、ダン袋（ツボン）にわらじ履きという扮装であつたが、これが維新当時の洋式軍隊の精鋭であつた。

◇

廃藩置県後は、父に従つて三河島の藤島に移住し、農業に従事すること三ケ年におよんだが、かつて父が水野代官だつた縁故から、当時の権勢家加藤清助景登を頼つて瀬戸村を訪れた。景登の紹介で名工加藤岸太郎の弟子となり、凡そ二ケ年間に亘り陶土にまみれて修業した。

# (78) 瀬戸地方の会社の草分

秀雄が弟子入りをした岸太郎については、しばしば述べたところであるが、瀬戸窯を脱走したので尾張藩から罪に問われ、その後瀬戸へ帰つて潜伏していた。たまたま陶祖の大陶碑建設に当り、製作完成の功によつて、罪を許されたほどの名工であつた。（十二頁）

◇

さて秀雄は岸太郎の門下で働いていたが、その識見と才能を認めた清助景登は、川本桝山へ養子として推挙した。

明治十年の西南役の後は、深刻な不況がつづいたので、秀雄は養父桝山と協議の上、明治十四年に二、三の同業者と提携して東京に出かけ、横浜の二十八番館ストロング商会、東京築地居留地のハーレンス商館、森村市太郎等に後援を求め、陶磁器販売を目的とする磁工社を東京の具足町に創立した。

◇

瀬戸においてもそれに呼応して資本金三万円、一株百円の瀬戸磁工社を設立した。是が瀬戸人士による会社設立の草分である。当時の願書によつて其目的とするところ、会社創立の手続等について知ることができる。（規則書省略）

瀬戸磁工社設立願

私共儀今回当地固有の物産磁器の売捌方を便利にし広く世需に供給し、自他の公益を謀り倍々其製造を盛大に致し度を企望し、今般同志者協議し別紙規則を決定仕候間、御許容被成下度、依て此段規則書相添、発起人連署を以て只管奉懇願候也

明治十四年八月三十一日

愛知県東春日井郡瀬戸村百拾四番邸平民商

発起人　川本桝吉

四百八十一番邸平民商

加藤勘四郎

二百七十九番邸平民商

加藤五助
四百六十三番邸平民商
伊藤四郎左衛門
五百三十六番邸平民商
川本半助
乙百五十五番邸平民商
川本秀雄

愛知県令　国貞廉平殿

◇

右村戸長　佐野政辰
東春日井郡長　堀尾茂助

前書之趣願出候也

書面願之趣追而会社条例制定有之迄、相対申合を以て営業候儀は不苦候事

明治十四年九月七日

愛知県令　国貞廉平

◇

秀雄は更に明治二十年、東京において隈川宗悦、林茂雄、宝井庫二、小柳久兵衛、外人ショーンの諸氏と共に、販売を目的とする日本陶磁会社を設立し、その社長として男爵池田徳潤の就任を見た。

◇

秀雄は製陶の面においても、従来の陶製角形便器の左右へ、三角形のハネ止め装置を設けて効果をあげ、更に前面の不潔な視界を遮ぎる方法として、丸形キンカクシの考案などのことがあつた。

# (79) 瑠璃釉を発明した素仙堂治兵衛

初代川本治兵衛は宝暦年中の人で元は農業であつた。瀬戸の古窯のうち朝日、夕日の両窯が廃絶しているのを再興しようとして、しばしば尾張藩庁へ願い出たが、窯屋の反対に遭つて実現に至らなかつた。ようやく明和七年四月に許されて陶業に転じ、久しく中絶していたウルカ壺を献上した功によつて、窯場の所在地、経塚山を除地された。

◇

治兵衛は、当時良工として知られた窯大将の源右衛門について、柿薬、瀬戸黒、黄瀬戸、鶉の斑など各種の釉薬について秘法を学び且つ独自の研究をすすめた。

文化四年に民吉が九州から磁法を伝習して帰郷したので、治兵衛はその指導をうけて本業焼から新製焼に替り、過去十数年の経験を生かし、更に研究を積んだ結果、染付焼の良工としてその技量を認められた。

◇

長男勝助は世才に長けているところから、名古屋へ出て陶本屋と名乗り、尾州家御蔵元瀬戸物問屋となつた。

四男達平は江戸へ出て伊豆倉横町で陶器の販売店を営んだ。

三男藤平は、文政八年父の業をついで治兵衛を襲名したが、この人が有名な素仙堂である。

◇

素仙堂は第一流の工人として、尾張藩の御窯屋に列せられ御扶持を賜つている。

殊に支那磁器の写しに妙を得ていたが、一つの小器を作るのに数日を費すことも尠くなかつた。藩公御用の御紋付茶碗の製作に当つては、素地を削る際に、針を以て厚さをしらべ、秤を以て重さを一定させる等、緻密な用意を怠らなかつた。

◇

作品の中で著名なものは、天保年間に藩主齊荘公の命によつて作つた御庭園の飛石（俗にイチマツという瑠璃釉）であるが、その他釣焼を工夫して額面を作り出している。東京佃島の住吉神社の奉額もその一つとして知られている。

磁製両面釉の衝立、門柱、風呂先屏風等、数々の傑作が残されている。

◇

殊に瑠璃釉は素仙堂治兵衛の発明したもので、弟子にも名工が続出し、中でも川本伊六、加藤新七、寺尾市四郎、川本半助、喜兵衛源吉等は、特に傑出していた。

素仙堂は慶応元年五月十九日に死亡、法名を素心堂逸信士といつたが、死亡の当時、長男文吉は早世しており、次男勝三郎は幼いため家業をつがすことができず、親戚の川本半助、加藤五助等によつてその陶法は伝えられた。

# (80) 川名の寺尾市四郎と湖東焼

文政年間に瀬戸の素仙堂川本治兵衛の弟子、加藤新七が愛知県川名村で青華磁器を始めたが、瀬戸の窯屋から抗議をうけたので、銅版貼付絵の採用を条件として操業を許された。

其後中絶していたが、文久二年に寺尾市四郎がこの地に移つて再興した。赤津の春岱も扶持に離れていた頃、川名で銅版磁器を試みたこともある。この窯を總称して川名焼という。

◇

市四郎は文化四年春日井郡大森村（守山市大森）に生れたが、瀬戸の素仙堂川本治兵衛の弟子として、半助、新七、伊六、半二、喜兵衛などと共に同門の逸材であつた。

嘉永の初年彦根藩の湖東焼に招かれたが間もなく帰国し、其後安政二年に藩主伊井直弼によつて湖東焼振興のことがあつて、全国から良工を集めたとき第一番に招かれた。

◇

優秀な技術を認められ、翌年十二月には二人扶持を賜わり、職人頭を命ぜられた。更に安政四年五月には二人扶持を加増され、苗字も許され、それ以来寺尾氏を名乗つた。

市四郎の特技は、ロクロの大物造りで、瀬戸在住時代には六尺の燈

籠などを製作したと伝えられている。

◇

男の子がないので娘の聟として幹山（瀬戸出身）を迎え、文久二年の湖東焼廃窯後は、幹山と共に京都に移つたが、故あつて離縁して尾張に帰り川名焼を再興した。

世に知られた「川名の市四郎」はこの時からの呼び名で、作品は川名焼、市四郎焼、五郎焼と呼ばれ、明治十一年六月十日没、行年七十二。

◇

川名焼について記したものは

「日本陶瓷史」の誤つた影響をうけたものが多いから、参考までに記すことにしよう。―日本陶瓷史―

『五郎という者、今以てその姓名は判らぬが、生れは尾張国春日井郡大森村の人で、弘化年間製陶の術を素仙堂に学んだことがあるという。後ち彦根藩主井伊侯に聘せられて、彦根城中の御庭窯でいろいろの陶器を焼いた。世にこれを一名五郎焼という。

◇

後ちに尾張へ帰つて来て、名古屋の東方、愛知郡の川名村に窯を開いて、文久頃まで其処で染付瓷器を焼いて居つたが、その作振りは民吉風というよりも、むしろ永楽の風趣を帯びたものである。世に川名焼の名がある。五郎は又此処で銅版画をも創めた。これを川名の銅版焼と称せられている』。

◇

湖東焼は文政十二年、島屋平助らによつて近江国彦根城の南にあたる芹川の晒屋という所で開窯したが、翌年その窯を佐和山の麓に移した。それから十二年後の天保十三年に経営困難に陥つたので、窯場を藩主井伊侯に献上した。以来藩窯として更生し、尾張から佐平、徳四郎、佐治右衛門。加賀から村井勘助、佐吉。京都から小林源兵衛などの陶工や画工が招かれた。

弘化二年には磁器の量産にうつり、五間の丸窯を築き、領内売捌の問屋を設けた。

◇

嘉永三年十月藩主直亮の死によつて、十五代を直弼が継いだ。有名な掃部守である。直弼は風流を好み、かねてから湖東焼の改良に心を寄せていたから、丸窯の拡張などを積極的に行つた結果、損失が相次いだ。

同五年には愛知郡下枝村の豪商、藤野四郎兵衛を起用して経営の一切を委せたが、安政元年に損失一千五百両に及び、四郎兵衛も又身を引いた。

◇

爾来経営困難のため存廃問題も度々起つたが、藩主直弼が深く陶を愛好するところから廃止を肯かなかつた。

更に品質の向上を図るために、大森の寺尾市四郎（諸書に大森の五郎と記す）京都の永楽善五郎などを招いたのはこの時であつた。細工人二十名、絵師十五名、その他十九名、合計五十四名を集め、大懸りのものであつた。

◇

安政六年三月には藩主から御手許金一千両が交付されて維持費に充てられたが、万延元年三月三日、江戸城桜田門外で直弼が遭難したので、湖東焼はその後ろ盾を失つてしまつた。

十六代直憲の代になると、職人も追々離散し、更に文久二年十万石に減地されたので、止むなく湖東焼も廃止された。

# (81) 五平の襲名を望む五兵衛・伊豆原麻谷

加藤新兵衛（加藤唐四郎春慶翁伝来記の持主・七頁参照）の子を新七郎といい、文化二年六月二十五日没、別宗利天信士）。新七郎の子が文七。文七の子に由十郎と新七があつた。

川名焼の始祖はこの新七で、万延元年庚申九月二十九日、川名で死亡したが、瀬戸の西谷墓地に葬られている（瑞応匠煙信士）。

＝五兵衛の遺作品（五平は誤？）＝

◇

新七に四人の子があり、長男嘉平は京都へ移り、長女は郷の与八へ、次女は南の甚兵衛へ、三女は二代目五平の長男由十へ嫁いだ。

◇

初代五平の跡をついで養子となつたのが新七の兄由十郎で、二代五平と名乗つた。その長男由十は京都に移つて清水で窯焼をはじめ、五兵衛と改名した。次男の唐次郎が家をついで三代五平を襲名したが、安政二年四月二十五日に夭折した。

◇

そこで二代五平が再び家をついで四代目となつたが、安政六年三月二十五日老妻いしを残して死亡した。その頃京都で窯焼をしていた五兵衛（前名由十）は、かねがね五平の名を欲しがつていたので家名の相続を申し越した。（上掲の写真は五兵衛の遺作品）。親族間で協議の結果それを拒絶し、三代五平の妹けいの婚家先、郷の伊藤善右衛門の二男才次郎を養子とし、明治九年に五代五平を襲名させた。

◇

五代五平に三人の男子があり、長男亮一氏が安土にあつて六代目を襲名して陶業に従事し、次男廉次郎氏は菁山と号し、日展十回入選の陶芸家で御亭山（おちんやま）の陶房において製作に餘念がない。その女婿滝川氏は全国陶芸界の中堅作家として知られている。三男秋三氏は御亭山西側の登窯で、青磁風の雅陶を量産している。

◇

前田町の藤井茂雄氏方に、伊豆原麻谷の画いた墨絵山水の屏風がある。

麻谷は天保から弘化年間にかけて、瀬戸で陶画の筆を揮つていたか

ら、其時の作品であろう。伊豆原麻谷は名古屋の画家で、字を大迂通称を橘造といい、はじめ松吉、後に麻谷と号した。

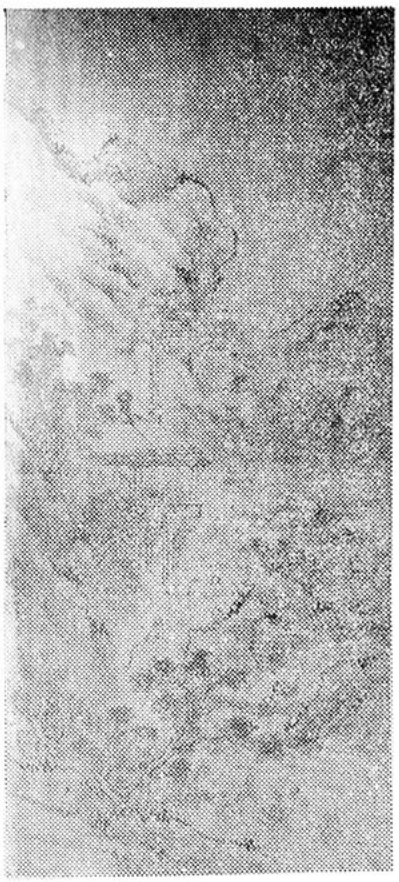

藤井茂雄氏所藏・伊豆原麻谷の画

◇

三河に生れたが、十歳の時に名古屋寺町の某寺に入つて小僧となつた。

生来画技を好むところから、還俗して長崎に遊び、南画ならびに支那語を学んだ。

三十才で京都に移り画業に磨きをかけ、五十才で名古屋に帰つて花屋町に住んだ。画くところが清閑超俗していたので俗眼を欣ばすことができなかつた。不遇の画家として瀬戸に身を寄せ、磁器染付の絵筆を執つたこともあつたが、万延元年六月、八十三才で死亡した。

## (82) 磁器の改良に盡した五助代々

寛政七年乙卯の年に陶業を創めたのが、陶玉園の家祖、初代五助である。その後磁器の製造に転じたが、五助は研究心厚く、常に新製品を志し、磁質の青磁釉を考案し、更に厚手小皿の製造をはじめた。これは日常の実用に適したので、五助の玉淵小皿といつて賞用された。

◇

文政八年、その子天外に家業を継がしたが、これを二代五助という。この人も熱心な陶業家で、焼成温度の強弱によつて、磁器の釉面に変化の起る点に留意し、坏土の調合法に苦心した。その結果製品の均質化と量産とに成功し、釉調の美しい青華焼としての声誉を専らにした。

◇

天保四年、三代五助陶庵が家をついだ。先業をうけて品質の改善につとめたが、なお不充分な点があり、殊に素地と青華とが充分になじまないという欠点があつた。

そこで各地の原土を取り寄せて試し焼をする中に、美濃産の良土を発見し、素仙堂川本治兵衛と共同研究を進めた結果、青華がよくなじんで鮮やかな発色を見せるようになつた。この原土を美濃の白絵土と名づけたが、今日のカオリンである。

◇

三代五助は小窯（登り窯）の噴火穴（艶見）が、従来は窯の中央部に一つだけだつたのを、中央部に二ヶ所の噴火穴をあけ、火勢が穴の所へ分散して噴き出すように改良した。そのため窯の中の温度を均等にすることができ、陶窯改良の上にも大きな功績を残している。

◇

文久三年、四代五助（陶玉園）が家業をついだが、これ又熱心に陶業改善につとめ、坏土中の酸化鉄、雲母等を除け去るための水簸方法の改良に成功した。

その頃京都の三井組（後の三井物産）と交渉し、加藤兼助等と図つて輸出品見本数種を試作した。これが明治七年に初めて輸出用のコーヒー碗を製造する端緒となつたのであるが、それ以来海外向の輸出用高級品の製造に全力を注いだ。

◇

明治三十八年、五代五助（幼名辰之助）が相続し、大正四年に石炭窯に切り換えた。当時貿易品の袋物（土瓶・花瓶）の製法は、在来の手法（ロクロ）を踏襲していたので生産能率が挙らなかつた。第一次世界大戦後、需用の激増に刺激されて、生産方法について研究した結果、現在の石膏型鋳込方法による量産に成功し、販路の拡大を見た。事業拡張のため、今村に工場を新築して隆盛を極めた。

◇

昭和三年二月十一日、五代五助死亡。長男五三郎が六代五助を襲名したが、昭和十年一月十一日死亡。弟隅之助氏がその跡目を相続して七代五助を襲名した。

## (83) 石膏型鋳込法の先覚者納富介次郎

石膏型に泥漿を注ぎ込む鋳込成形法は、明治六年、納富介次郎、河原忠次郎が欧洲から伝習して陶業界に伝えたが、当時はこの優れた技法を生かすことを知らなかつた。

明治三十六年に名古屋の日本陶器合名会社が、アメリカから四段仕様法を伝えて以来、同会社を中心として瀬戸地方でも利用されるようになつた。

◇

明治初期の陶業界の先覚者、納富介次郎は、肥前国小城鍋島家の臣、柴田花守の子として生れた。幼い頃父に従つて有田に移り、画技を父花守に学び、又長崎で南画を修めた。

その後本藩の佐賀に転じ、故あつて納富姓を名乗り、介堂と号した。

◇

文久二年支那に渡り、海外の状況を視察して帰国し、大阪の佐賀藩商会の顧問となつて上海貿易を始めた。

明治六年、オーストリアのウイン大博覧会に際し、河原忠次郎と同行して渡航した。当時来朝していたワグネル博士の斡旋によつて、彼地の工場に入り、塑像、石膏模型等の製陶技術を伝習した。

◇

翌七年にはフランスに移り、各地の製陶業を視察して帰朝した。帰朝後は東京の山下門内博物館構内の勧業寮で、石膏模型鋳込法、匣鉢及び皿製造術などの新技法を、全国の青年陶工に伝授した。このとき瀬戸から川本富太郎と加藤友太郎の両人が指導をうけたが、富太郎は其後陶業をやめて横浜で汁粉屋を始めた。（友太郎については後述する）。

◇

明治九年アメリカ・ヒラデルヒヤ博覧会に審査官として招かれた介次郎は、それを機に各種の工芸及び製陶法を習得して帰朝した。十一年には塩田真等と牛込新小川町に江戸川製陶所を起し、自ら考案した新窯を築いた。

十五年に石川県に赴き、陶・銅・漆器の改善を指導し、二十年には石川県工業学校の創立に寄与した。

次いで二十七年には富山県工業学校を創立。二十九年には香川県工業学校を創立して初代校長となつた。

◇

明治三十一年有田でフランス・パリ万国大博覧会出品協会が組織されたとき、技師長に選ばれ、各方面の技術指導に当つた。

三十三年に佐賀県工業学校を創立し、その校長となつたが、三十九年辞して東京に移り、餘生をこの地で送り、大正七年七十五才で永眠した。

# (84) 東京で名を成した加藤友太郎

井上良斎は文政十一年瀬戸に生れ、本名を良吉といつたが、幕末頃は素仙堂川本治兵衛の窯で働いていた。

嘉永年中に犬山に移つたが、その後江戸四谷の松平摂津守の邸に召されて茶器を造つた。慶応二年から浅草橋場町で東玉園という窯を開き、美術品や貿易品を焼きはじめた。

◇

明治七年の春、同郷の者だといつて、良斎の門を叩いた若者があつた。若者は瀬戸村郷の窯焼、加藤与八の二男で友太郎といつたが入門を許された。これが後年東京で名を成した友玉園陶寿である。

友太郎は嘉永四年九月の生れで、上京した時は二十四才だつた。良斎の下で働く傍ら、山下門内の博物館内に新設された勧業寮試験所に通い、石膏型とその使用法を伝習した。

◇

明治十年の西南役が終つた頃にできた江戸川製陶所は、東京で一番進歩的な工場だつたが、友太郎はここに移り、後には職工長に選ばれた。

明治十五年に資産家や学者の後援によつて独立し、牛込新小川町に開窯したのが友玉園陶房であつた。

◇

友太郎は無学だつたが、鑑識と実技に秀で、学者の意見に従つて

終始し、その指導を喜んで受けたから数々の業績を残している。風采の揚らぬ男だつたが、話術が巧みで、囲碁に長じていたから貴顕紳士の間で可愛がられた。友太郎が初めて品川彌二郎子爵を訪問したとき、酒肴を下され奥女中に酌を命じられた。友太郎はそのとき「私は独酌で頂戴しますから、酒壺のまま賜りますように…」と述べ、酌んでは飲み、飲んでは酌んだが、その態度が子爵の気に入り、以来非常に愛されたという。

◇

地質調査所のドイツ人ワグネル博士の設計した陶窯が、友玉園の工場内に設けられ、その管理を友太郎に任されたので、手窯同様に使用することができた。

この窯は薪使用の平地窯で、従来の登り連房の窯とは違い、一間(ま)きりのもので煙筒が取り付けられていた。日本で一間の平地窯で、しかも煙突をつけたのだから、近代様式の窯の元祖であつた。

◇

作品は磁器の大白や、青華が主で、上絵付や陶質のものも作つた。明治四十年には各方面の後援で、大崎の折木橋の川添に大工場を起し、マジョリカ用のマッフル窯を築いた。

皇后様の御前製作、展覧会其他の授賞など数々の栄誉を得たが、大正五年二月、六十六才で病に斃れた。

## (85) 井上延年と博覧会その他

井上延年の生家は代々南の窯屋であつたが、天保十三年十月に生れ、本名を園七といつた。園七家は累代がロクロ巧者で、ロクロで作つたものを矯(た)めて四角にし、或は色々の異形にすることが御家芸であつた。

◇

延年は研究心が深く、大都会で飲食するときは必ず一流の料亭を選び、料理に使用する器(うつわ)について研究した。

名古屋の料亭では延年がお客だと判ると、特に器に気を配つたと伝えられているが、鑑賞眼も相当なものであつた。

◇

明治七年五月一日から一ケ月間の予定で、名古屋の東本願寺と西本願寺の別院で『愛知県博覧会』を開いたが、好評のため更に十日間の日延べをした。

瀬戸からの出品目録を見ると、今では国宝に指定されている深川神社の狛犬を瀬戸村会社の名で出品している。瀬戸村会社というのが何を意味しているのか判らない。

その外に禹餘糧花瓶というものを瀬戸村から出品しているが、これも又どんなものだつたか想像がつかない。

◇

出品目録に

『陶器製造。瀬戸加藤延年、園中仮山中の最も深き処にロクロを置き、こね土を此処に運びて、瓶、皿、壺、鉢、盃等の質を作り、来

客の好みに任せ、自ら書画を書かせ、後の窯を得て焼成し、其人に附与す』と記してある。

◇

加藤延年は井上延年の間違いであるが、かつては名古屋の見世物小屋でロクロ造りの技を見せる者に抗議して『不外聞』（がいぶんならず）と中止させたほどの瀬戸の窯屋が、進んで大衆の前でその技を披露し、せとものの瀬戸のため宣伝につとめたというのだからこの一事によつても幕末から明治初年にかけての世の動きが、どんなに大きかつたかを知ることができる。

◇

明治二十年頃、延年は京都に移住したが、同じ瀬戸からの移住組で、親戚以上の交際を続けたのが松風嘉定であつた。嘉定から延年に『自分の男の子は幼いから、お前の長男を娘の婿にくれ…』と申込み、両家の間に婚儀が成立した。

二代目松風嘉定となつた延年の長男は、明治三年瀬戸で生れ、明治二十二年に松風家に入り輸出陶磁器の製造に専念し、業界に尽すところが大きかつた。大正四年その功によつて緑綬褒章を賜り、大正十四年春の万国労働会議には日本資本家代表として出席し、昭和三年一月には従六位を追贈されている。

◇

京都へ引越した延年は、清水坂下の市橋邸内に窯を築いて茶器を造つていたが、明治三十三年に東京高等工業学校窯業科に模範職工として招かれたこともある。

大正三年八月、京都で没し、行年は七十三才であつた。

◇

瀬戸市池田通の加藤登良男氏所蔵の文献中、井上延年と川本半助の連名で、純白磁器の調合法を農商務大臣に提出した扣えがある。

『愛知県東春日井郡瀬戸村二七七番屋敷

井上延年　印

同県同郡同村五二六番屋敷

川本半助　印

明治十八年十二月二十日

農商務省　西郷従道殿

◇

純白磁器調合書

△調合法。蛙目一升、伊儀土二升、生石一升、骨粉七升、石粉少量

△産地。蛙目は瀬戸村地内。伊儀土は美濃国可児郡伊岐津村。生石は三河八名郡富岡村。石粉は西加茂郡白川村。

△右の種類極く細末になし、水ひしてよく加減を揃え混合す。よく干し上げて用ゆる。

△火度。これまでの磁器より火度強し。

前記の通りに御座候』。

◇

寺内半月は延年について語つている『私が瀬戸の高等小学校に赴任した時、延年は既に京都に移転後であつたが、氏は故郷なつかしさに時々瀬戸におとずれて来たので、加藤兼助方で一、二度同席したことがあつた。延年は中々の酒豪で、しかも話上手で、手真似をして力を入れて話すあたりは、落語家そつくりであつた。加藤兼助とは莫逆の間柄だつたから、いつも瀬戸へ来ると此家に泊つた。其頃はまだ京都名古屋間の鉄道がなかつたが、瀬戸の旧友に伏見の筍が味あわせたいというので、馬車に積んで難渋して旅行を続け、土産にしたとのことであつた』。

# (86) 菱野の焼付屋と山口の蛙目

「愛知郡誌」は「第七編産業」において『本郡に於ける陶器は菱野焼を以て嚆矢とす。菱野焼は今より百三十余年前、儀兵衛といえる者、京都にて学び、子宇平業を継ぎしが、明治の初年に至り、惜くも廃業の止むなきに至れり。菱野焼は一に色絵焼ともいえり』【注】郡誌の発行は大正十二年、此年から百三十余年前は寛政年間に相当するが、時代はこれよりやや新しいと想像される。

◇

菱野は愛知郡幡山村の大字名であつたが、昭和三十年に瀬戸市と合併している。幡山村当時の昭和初年に、村誌編纂の議が起きて、大体において原稿も纏つていたが、製陶業の項に『幡山村大字菱野字北山、伊藤鹿三郎の祖父儀兵衛は、焼付業の術を覚え来りて、尾州侯より御保護もあつて、紋所のある品を使用したりと、今も尚同家を窯屋という。

又磁器製造には山田増十、尾関勝蔵、尾関繁八等あり、中にも繁八は磁製のランプ台を明治初年博覧会に出品して入賞せり』とある。

◇

郡誌では儀兵衛が誰れの先祖か判らないが、村誌の原稿によると伊藤鹿三郎の祖父となつている。ところがこれを戸籍簿によつて調べると、儀兵衛は鹿三郎の曾祖父である。

鹿三郎の父鉄三郎は大正十三年六月四日死亡、鉄三郎の父宇平は明治三十年三月七日死亡、宇平の父儀兵衛は天保十三年十一月十五日隠居となつているからこれが正しい。

◇

すると儀兵衛が焼付窯を営んでいた時代は天保十三年以前と見て間違いない。家業を受けついだ宇平がいつ頃まで続けたかは判らないが、菱野の千寿寺の本堂には、儀兵衛焼付の萩、桔梗など秋草を画いた花瓶が納められている。

◇

天保時代の菱野村から、上絵付した美しい焼物を、かごじで担つたチョン髷爺さんが、ゆつくり〳〵瀬戸へ運んだであろうことを想像すると、一幅の風俗画を眼前に繰り展げる心地がする。

◇

「愛知郡誌」は『明治六年二月、村農鈴木文吉といえる者、山口村通称鴉洞の山間、渓流川底に蛙目土の露出するを認め、同村山田重助（其当時美濃窯の職工）に土質の試験を依頼したるに、試験の結果その成績の良好なるに驚き、山田重助は主家を辞し、郷里山口に帰り、小規模の窯を築き、陶器の製造を開始す、これ山口窯業の祖なり。発見者鈴木文吉は、重助使用の余裕を瀬戸の窯屋に供給せり。干時明治七年一月工部省の允許を得て、面積壱百坪の借区開坑をなし、漸く瀬戸に供給し、明治九年三河の挙母、岡崎等の地方に窯業勃興し、蛙目の供給を仰ぐに至り、益々需要は多額にのぼる』と山口蛙目について記している。

# (87) 天窓の明りで造つた手ロクロ

＝加藤善之助翁＝

瀬戸地方唯一の手ロクロの工匠で、無形文化財ともいうべき加藤善之助翁（七十八才）は家伝のロクロ造りについて語る（昭和三十年八月・陶生町の工房において）

◇

『新製焼（磁器）が盛んになる頃までは、ロクロ製造の専業者は無かつたようで、陶工の器用なものや、指物師が造つていたらしい。磁祖民吉からロクロの修繕や新造を頼まれたのが、私の祖父にあたる加藤作藏でした。民吉さんから九州のロクロについて話を聞き、また在来のロクロについても改良を加えるなど研究を続けました。

◇

作藏爺さんには長男彦四郎、二男金四郎、三男銀松があつたのでこの三人にロクロ造りを教えると共に、親子共同で研究を続けた結果、ようやく精巧なものが完成したので、これを家伝と銘うつて、弟子もとらず一家の外には伝へぬことにしました。

◇

ロクロを作る時には作事場の入口も窓も閉め切つて、天窓の明りで造り、秘密の漏れるのをふせいだものです。その結果蛙目と木節粘土と石粉とを原料として、どんな薄いコーヒーの碗皿でも、立派に造り出せるまでのロクロにしたのです。

◇

長男彦四郎は朝日町に移り、その息子に金之亟があり、孫の金松が安土で酒屋をしていたが四、五年前に絶家しました。二男の金四郎は東濃の下石へ分家し、そこでロクロを造り、妻木地方の薄手コーヒー碗皿の発達に貢献しました。三男の銀松が瀬戸の本家を相続し、瀬戸地方の手ロクロ製造について、なくてはならぬ人物となつたのです。

◇

その銀松が私の父で、兄の義雄は先年死亡しましたが、弟の紋次郎は追分で窯屋をしています。私は二男でしたがロクロ造りを相続しています。若し仲に伝授せぬ中に私が死ねば、弟の紋次郎によつて技術は保存されるでしよう』

◇

善之助翁が壮年時代に造つたロクロが西印所町の三井ボード株式会社社長伊藤英司氏宅に保存されていたが、昭和三十年八月、東京都保土ヶ谷町の民族学博物館に寄附せられ、永久保存の方法が講じられている。

# (88) 家系連綿十四代の善八家

朝日町で丸善書店を経営して居られる加藤善八氏は、家系連綿として十四代も続く旧家だが、その八代と九代とは、手ロクロの宗家加藤善之助翁と家系を同じくしている。

◇

善八家の系図、過去帳、位牌によると初代を加藤宗太夫といい、市右衛門の子となつている。

二代、惣左衛門

三代、八右衛門（窯大将）慶長十一年九月二十九日没、是山要水信士。

四代八右衛門、正保元年四月十六日没、春山白碧信士。

五代、金左衛門、貞享三年七月十八日没、菊室清薫信士。

◇

六代、金左衛門（前名金三良）寛文十一年三月十四日没、隠叟常顕信士。

七代、惣左衛門（一名久助）延享四年十月二十日没、寂能西林信士

八代、藤十郎、天明元年九月二十九日没、万寿洞仙信士。

九代、作右衛門、天保八年三月廿一日没、長山自久信士。

十代、善右衛門、文化四年正月二十七日没、寿岳道仙信士。

◇

十一代、善右衛門（前名善三郎）明治三年三月十八日、八十三歳没興隆院繁林成昌居士。

十二代、善八、明治三十六年十二月廿一日没、興徳院善法良栄居士

十三代、善八（通名林市）明治四十五年四月二十七日没、興善院徳応永昌居士。

十四代は当主善八氏で、陶業は祖父の善八の死亡によつて廃業。

◇

ロクロ宗家の家系では、善八家の八代藤十郎が家祖となり、九代作右衛門を二代としている。そして作右衛門の子には四人の男子があるが、善右衛門の名は見当らない。しかしそれらのことは、戸籍の完備していない時代のことだから、嫡庶、養子縁組などのこともあり、名前を二つも三つも持つた人物もいたであろうから、にわかに判断は下せない。とにかく同一の家系と見るべきであろう。

# (89) 安戸新田の開發者藤十郎

安土、陣屋磧一帯には家が一戸もなかつた安永三年（一七七四年）八月に、洞の寺東の加藤藤十郎（朝日町丸善書店、陶生町ロクロ屋

の祖）が、安土へ移住したのが、この地の草分けである。

◇

移動当初の屋敷には、八代目加藤裕次氏が代々居住されている。屋敷内に安土開発の記念碑が建てられているが、表面に

『安永三年八月十七日切開

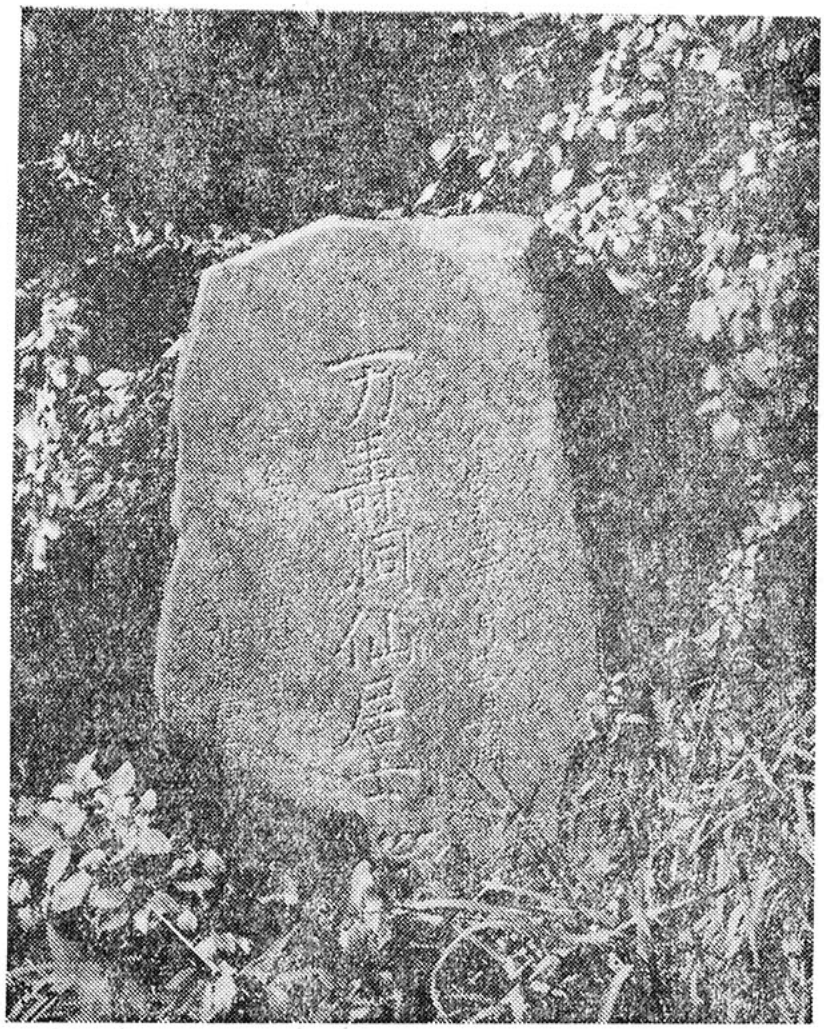

＝安土の開発者加藤藤十郎加の碑＝

万寿洞仙居士

住当所新田開発主、加藤藤十郎』

側面に『明治三十八年建之、彦造、分家作造、与助』と刻まれている。

◇

藤十郎は安土へ移住して新田開発に当つたが、天明元年九月二十九日死亡。その子作右衛門（長山自久信士、天保八年三月二十一日没）が安土本家の二代目を継いだ。この作右衛門には、彦造、作蔵藤十、与助の四人の子があつたが、藤十（桃林了源信士、天保六年三月二十二日没）が三代をつぎ、彦造は現在の安土、久保田氏の場所へ分家し、作蔵は本家のすぐ前に、与助はその又前にそれぞれ分家した。

◇

三代藤十には弥十（明治四年没）常吉、東三郎の三子があり、弥十が四代を相続した。弥十に子供が無かつたので半田川から伊助を養子として貰いうけたが、それが種子となつて明治元年に実子が生れた。これが現在安土で『だるま窯』を経営されている加藤茂勝氏の父茂三郎（元市会議員）である。

茂三郎が四才のとき父弥十は死亡した。

◇

五代をついだのが養子伊助で、先妻の子に作五郎、吉太郎、勝之助、倉次郎が生れ、後妻の子に京都へ行つた秋三郎、十三橋の惣次郎、曽野へ養子に行つた鍬松、安土の五三郎の外三人の子女が生れた。

長男作五郎、二男吉太郎が早世したので、三男勝之助が六代目をつぎ、七代孝、八代祐次となつて現在に及んでいる。

◇

二代作右衛門の長男彦造に利年、嘉平、嘉十の三子があり、嘉平

に仲助、重助、市太郎の三子がある（その子孫安土在住）。嘉十には庄六、竹次郎の二子があり、庄六の子が元市会議員亡加藤久松（窯神町）である。

◇

二代作右衛門の二男作藏が瀬戸ロクロ製造の宗家となつたことは前述したところだが、四男与助には平九郎、幸十、彦十、熊七の四子があり、熊七の子が兼太郎、勘三郎、金松、与助。兼太郎の後が日露。勘三郎の後が幸一となつている。

## (90) 水野・上品野その他の磁器焼

水野の各地から鎌倉期以前の古窯址が発見されており、殊に寛文七年以前に数戸の窯屋のあつたこと（五四頁参照）も明らかであるが、近世では明治五年上水野村の田中伊六、田中七十郎、中根明敏の三人が共同して本業焼を始めている。事業経験に乏しいところから、経営もおもわしく行かないので明治七年に廃業した。

◇

明治七年に中水野村の松下久之進、松原五平。上水野村の磯村市兵衛、磯村平四郎、磯村要藏の五人が共同して窯を築き、磁器の製造を始めた。原料陶土を精選して優れた製品を焼出したが、これまた伸びなやんで、間もなく廃業した。

◇

その後明治四十年に磯村桂太郎、加藤民助、加藤嘉藏、加藤惣松加藤君藏の五人共同で窯を築き、操業を開始してから漸く盛んになり、今日の隆盛を見るに至つた。

上水野の分水嶺以南の水野安土、南山地帯では、先代小崎香山が品野から明治四十年に移住し、窯焼を始めたのが最初で、その後素晴しい勢で発展した。

◇

上品野村の陶業は、明治五年四月、長江兵藏、長江松十、長江惣吉、深見作助、長江惣七等が共同窯を築いて焼き始めた。その後各自に分れて営業したのが、今日の盛況の基となつている。

明治五年に東春の篠岡村大字大山において大山焼を、同七年には小牧で小牧焼。下志段味では志段味焼を開始したが、いずれも永続しないで廃絶となつた。

其後明治四十年頃には大山窯を再興して犬山写の陶器を焼いていたが、これも間もなく廃絶となり、大山窯で事務を担当していた赤津彦十には松太郎、三之助の二子。松太郎の後は彦九郎、与一。三之助の後は由五郎、音五郎となつて、いずれも安土に住んでいる。

◇

幸十は北新谷の初代庄平の養子となり、二代庄平を襲名したが、明治四十二年旧六月二十八日に死亡している。その後を二男鎌太郎が相続して三代庄平を襲名し昭和二年三月十日に死亡した。県議会議員加藤庄平氏はその四代目に当り、前名を秀雄といい養嗣子として迎えられたものである。

出身の元巡査、加藤万蔵は郷里へ引き揚げた。その時万蔵に同行して大山から赤津に移り、窯焼を始めたのが稲垣銀三郎氏の稲山窯であるが、世間ではこれを大山さんと呼んでいる。

◇

『新製焼窯屋人別（陶家宝伝記のうち）。

文政五午年年願済

赤津村

加藤　代蔵
万之助
勘次郎
領助
秀蔵
以上八名』

# (91) 初期の博覧会出品目録と賞状

明治九年十一月、瀬戸村窯方総代加藤祐右衛門から、愛知県令安場保和宛に差し出した内国勧業博覧会出品目録がある。

◇

この加藤祐右衛門は幼名を鶴松といい、その父祐右衛門（幼名祐八）と共に、幕末から明治中期にかけて村方、窯焼等のため尽すところが大きかつた。

瀬戸市内に数ある旧家の中で、同家ほど古文書類の整然と保管されている家はないであろう。一例を挙げれば、明治三年以降の太政官布告から、官報、県公報など整然と保管されている。しかも未だ手をつけてないものが、土蔵の中に数多く蔵されているとのことだから、文字通りの宝庫である。

◇

祐右衛門は明治三、四年頃は副戸長であつたが、その後瀬戸村外六ヶ村の戸長をつとめている。瀬戸陶磁工組の取締、五二会理事なども勤め、村政の上からいつても、産業方面から見ても、当時瀬戸村第一級の人物であつた。（明治四十三年死亡）。

◇

「をはりの花」の発行人名義になつている加藤祐右衛門は、右に挙げた祐右衛門の二男熊次郎が襲名したもので、その子が倭男。更にその子が当主の彰彦氏で、家は代々西茨町にある。

彰彦氏の所蔵されている文書を引用する場合には「祐右衛門文書」と表示してその所在を明らかにする。

内国勧業博覧会出品目録

舟形水鉢　加藤光太郎
茶壺　加藤太助
タアフル花生　加藤仲助
火鉢外二点　加藤常助
硝子燈屋根杭　加藤周左衛門

飛　石外三点　　加藤八百藏
植　木　鉢　　加藤定助
手桶形水鉢　　加藤柳吉
飯むし外一点　　加藤藤平
卓　　加藤貞助

◇

鶴　首徳利　　加藤勝七
角　石生　　加藤吉兵衛
藤形水鉢　　石井芳三郎
雪丸火鉢　　加藤太十
袋形植木鉢　　加藤光藏
植　木　鉢　　加藤仙吉
水　鉢　　加藤利左衛門
靴　脱　石　　加藤市左衛門

◇

廿一組丸片口　　水野平左衛門
将棋盤外五点　　加藤平四郎
植　木　鉢　　加藤磯兵衛
藤形水鉢　　加藤善右衛門
太皷形水瓶　　加藤增平
植木鉢外一点　　加藤勝四郎
五色敷瓦外一点　　加藤祐右衛門

◇

明治初年の内外博覧会に出品して贈られた賞状が、それぞれの家に保存されているが、其一、二を例示しておく（加藤芳太郎氏所藏）。

愛知県瀬戸村　加藤孫右衛門

茶　壺　植木鉢

内国勧業博覧会鳳紋褒賞の証状

茶壺及び植木鉢、外面を烏銅色にせるは、蓋し製造の発明にして珍奇とす。浮起の模様又雅趣あり

審査官　納富介次郎印
同　塩田真印

明治十年十一月二十日

内務卿従三位　大久保利通印

◇

愛知県下　加藤孫右衛門

一千八百七十八年　万国大博覧会

万国審査官三大区二十小区の物品に対し、出品人中一つの名誉の賞牌を賜う

巴里一千八百七十八年十一月廿一日

元老院議長兼事務官　ベ・ク・ランツ
農商務卿　テースラント・ド・ボール

◇

愛知県下　加藤孫右衛門

名誉賞状訳文　一通

右の者昨年於仏国巴里府万国博覧会、本邦陶磁器出品人総中へ、一の名誉の賞牌授与相成候に付、右賞状訳文一葉頒与候事

明治十二年三月二十一日

仏国博覧会事務局

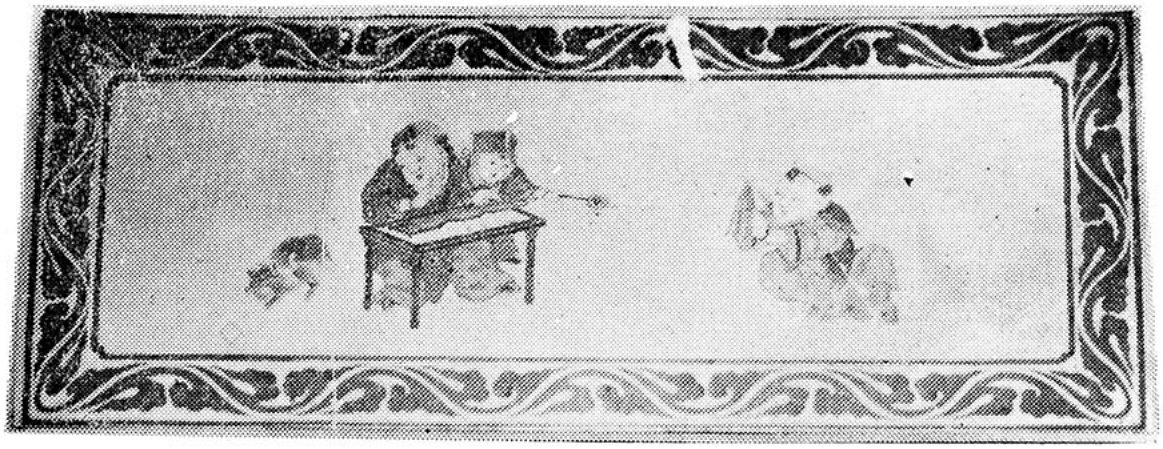

＝（藏所舘鹿白）額付染の円百七に年三十二治明＝

# (92) 白鹿舘の染付額と因縁話

県立公園玉野川の清流に架けられた鹿乗橋は、一幅の名画の趣きがあるが、橋畔の白鹿舘には、女将おまるさん自慢の陶額が、これまた御自慢の湯殿に掲げられている。この陶額にからまる因縁ばなしを伝えることにしよう。

◇

話の起りは瀬戸村役場の建物が独立しておらず、陶器舘の東の一隅を借りていた明治二十三年頃のことである。

村役場には先代川惣氏や、愛磁会社の加藤金六氏などが勤務していた。その頃オーストラリヤで開かれる博覧会の出品斡旋方を担当したのが金六氏であつた

◇

出品の勧誘を金六氏からうけたのが、一里塚の加藤登氏の先代菱勘こと加藤勘四郎氏だつた。金六、勘四郎の二人は兄弟で、新家本家の間柄であつたが、勘四郎氏は出品のため職人を督励して唐子（からこ）染付の額二枚を焼いた。

◇

出来栄のよい方を出品することになつたが、価格をいくらにつけるかという点でいろいろ協議した結果、三十円から五十円までということになつた。しかしどうせ売れないだろうというので、思い切つて七十円也とつけて発送した。

◇

それから二ヶ月あまり経つて、売れたという通知と一しよに七百円送つて来た。七十円の定価をつけたものが、七百円とは変だというので照会すると、金七百円の定価がついていたという返事だつた考えて見ると、算用数字で金額を表わすことに慣れていないため、70・00と書くところを、位いどりを間違えたものらしいことが判つた。

◇

こうしたことで兎に角、七百円は勘四郎氏のものになつた。金六氏にしてみれば、思わぬもうけをしたのだから、百や二百の裾分けはあるだろうと心待ちにしていたが何んの音沙汰もなかつた。

程経てその話をすると勘四郎氏は『ああそうか、ちつとはやらないかんなー』といい、『まあ七百円全部くれてやるわ』と差出したのがオーストラリヤへ出品した唐子額の姉妹作品であつた。

それを長らく金六家で所蔵していたが、どんな経路によつたものか、今では白鹿舘に秘蔵されている。

さて明治二十三年頃の七百円が、今の貨幣価値に換算して一体どの位に当るものであろう。

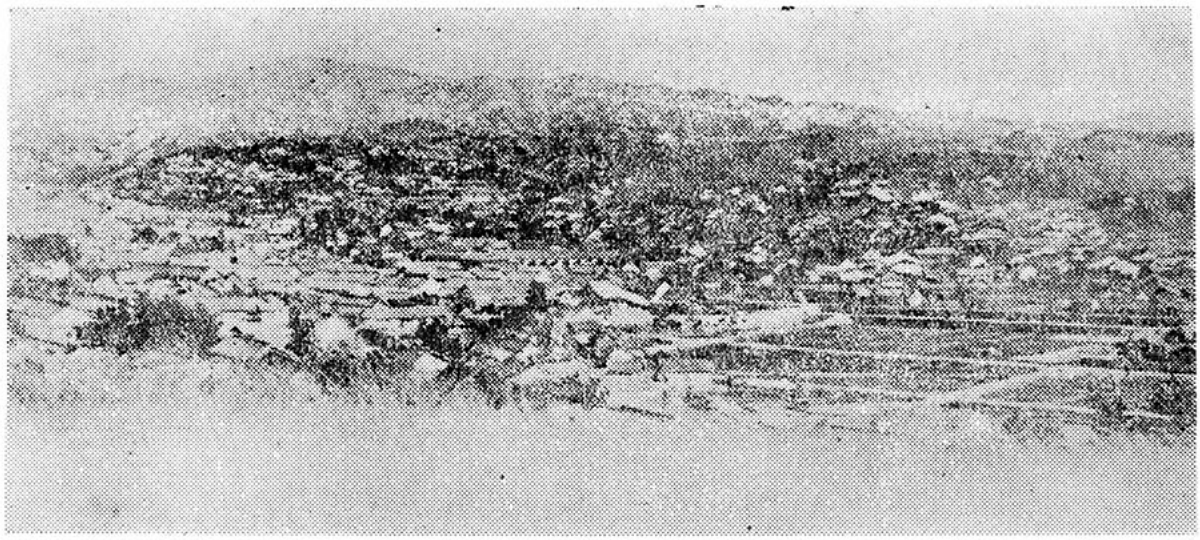

＝景全戸瀬た見ら山神窯頃年十四治明＝

# (93) 鶴舞公園の共進会と瀬戸の協賛会

明治四十三年に、名古屋市に府県連合共進会が開かれたとき、瀬戸においても町長伊藤茂三郎氏を会長とする協賛会が組織された。その目的は全国から名古屋の共進会に集る参観者を瀬戸へ誘致し、せともの瀬戸を宣伝しようというのであつた。

◇

協賛会は『瀬戸案内』という、写真入りのパンフレットを出版している、それによると窯業家は六百戸。職工七千人。一ケ年の生産額三百万円となつている。この時の『瀬戸全景』という写真は、窯神山から東南を撮したもので、現在の陶本町通りには陶都新聞（大瀬戸新聞の前身）社前に一軒建つているだけで、元町通りには道路はあつても家は一軒もない。瀬戸川の両岸は松並木でこれ又家は無い。その後僅かの間に瀬戸は大きく変貌している。

◇

同年六月七日には、瀬戸公園の陶祖の碑の前で、陶祖藤四郎の頌徳式を盛大に挙げた。このとき飛鳥井孝太郎氏外数氏の記念大講演（十七頁参照）があつた。

当日の記録文書は洞の加藤鍬太郎老が所蔵していた（葵窯加藤春二氏の茶室裏の借家で昭和三十年死亡。所蔵の文書一切は春二氏が継承され、更にそれを瀬戸図書館へ寄贈された）以下その記録による

◇

頌徳式の参列者。文部大臣兼農商務大臣小松原英太郎、従三位子爵西尾忠篤、愛知県知事深野一三、東京府長阿部法、京都高等工業学校長中沢岩太、京都陶器試験場藤江永孝、大阪毎日新聞社長本山彦一

◇

岐阜県土岐郡立陶器学校長黒田正策、日本陶器技師長飛鳥井孝太郎、瀬戸陶器学校長塚田政雄、瀬戸警察署長深川幸一郎、瀬戸町長伊藤茂三郎、協賛会副会長伊藤四郎左衛門

瀬戸陶磁器工商同業組合長加藤光太郎、同副組合長水野庄左衛門
同工業部長井上林蔵、商業部長高橋光次郎、古陶器審査長加藤兼助
古陶器説明長加藤重左衛門、同取締役加藤紋右衛門、陶祖第二十一
代加藤孫次郎【注】加藤重左衛門は、記録文書の所持していた鍬太
郎の父。

◇

協賛会役員。加藤仙太郎、加藤誠一、加藤善八、加藤五助、加藤
繁太郎、加藤半一郎、加藤竹三郎、加藤春光、加藤金六、加藤源次
郎、加藤勘六、加藤祐右衛門、加藤亀七郎、加藤山名、加藤譲、加
藤喜代助、水野浜一、佐久間又次郎、水野荒次郎、水野義忠、水野
憲吾、水野泰次郎、川本留松、高島宗四郎、村瀬安彦、川本惣吉。

◇

## (94) 明治初年の磁製大テーブル

現存者の作つた磁器製の大物といえば、加藤庄平（県議会議員）
氏作の磁製大テーブル。加藤鍇次郎氏作のルリ釉大燈籠等が代表的
なもので、大燈籠一基は元町の中島小三郎氏方に所蔵されている。

◇

加藤庄平氏作の磁製テーブルは、昭和十二年四月、名古屋市に於
て消防協会全国大会が開かれた際、総裁梨本宮殿下に対し、消防協
会愛知県支部から記念品として贈つたもので、テーブルの外、磁製
腰掛三個を以て一組としたものである。

◇

明治初年には大物造りが盛んに行われ、川本栄吉工場。加藤重吉
工場。加藤本左衛門工場などが競り合つていた。
当時川本栄吉氏は、差し渡し四尺の六角形テーブルを造つて宮内省
に納めている。現在陶磁器陳列館にある磁製の大テーブルは、本左
衛門工場で製作されたもので、表面に窯クソが少しばかりかかつて
いるが、染付の装画は実に見事なものである。

◇

この大テーブルについて加藤森川老は次のように語られた（昭和
十五年）

『私が本左衛門工場へ来たのは、西南戦役がすんだ翌年でした。そ
れから五、六年経つた明治十六、七年頃に作つたのがあのテーブル
でした。あれを造つたのは、加藤政吉と山口屋金七という大物造り
の名人で先々代本左衛門の指図をうけて熱心にやつたものです。

◇

絵付は通名を岡崎辰といつた倉知辰次郎で、私はその助手という
ところで、フチ書位をやらせて貰いました。
ダミはダミ兵という通名をもつた加藤兵右衛門でした。あの当時
あれだけのものを焼きあげたのですから大祝でした。
当時の本左衛門工場には工業組合理事長（昭和十五年現在）加藤助
五郎さんの父親定助。工業組合陶土課長（昭和十五年現在）加藤勘
六さんの先代勘六など、腕達者な職人がいて、盛んに大形重箱を造

つていました』

◇

陳列舘にある高さ四尺八寸の大投入なども、本左衞門工場の作だが、今の窯焼さん達に言わせると『よく焼いたものだ。今ではとても焼けぬ』という。

同舘の磁製「舜陶」の額は、松方正義公筆の逸品だが、松方公の第八子で森村家の養子となつた義行氏が瀬戸に来られたとき、父の筆跡に相違ないと折紙をつけたものだ。

◇

もう一つ大物といえば、元参考舘の玄関上に上がつている鬼瓦がある。これと同じものが元の瀬戸町役場の玄関上にもあつたが、どちらも川本桝吉氏の焼いたルリ釉の珍らしいもので、役場の分は現在陶磁器陳列舘に展観されている。

# (95) 赤津と山口の石粉硝子粉協同組

明治十八年三月二十三日、愛知県甲第二十二号の布達に基いて、陶磁器や硝子の原料となる石粉の製造人と販売人の組合を組織している。名称を『協同組』といい、区域は赤津村と山口村とに亘つている。

―規　約―

一、上等石粉は山間に掘出したる原石の内、最上質の物品より一個づつ精選し、これを水車臼にて日数二日間搗砕し、羽二重にてこし仕上げること。

一、中等石粉は原石を二つ割にし、最上質の物品を中等石粉となし次なる原石を下等石粉とす。
すべて水車臼にて日数二日間搗砕し、羽二重にてこし仕上げること。

一、硝子粉は水晶を窯にて焼き、日数三日間水車臼にて搗砕し、羽二重にてこし仕上げること。

◇

『荷送り目量。石粉は四十貫を以て一駄となす。硝子粉は八貫目を以て一俵とす』とあるが、当時赤津や山口から瀬戸へ石粉や硝子粉を運搬するのには、荷馬車もなく、専ら馬の背によつたので一駄と記されている。

『役員の日当。一日十五銭とす、滞在日当は一泊五十銭とす』と規定されている。

◇

明治二十五年頃と思われる組合員名簿は、『赤津村』藤井長蔵、中島文次郎、寺田徳助、寺田銀次郎、中島曽之七、中島茂左衞門、中島光太郎、加藤礼左衞門、加藤栄吉、中島孫七、鈴木金次郎、鈴木定助、藤井桂助、中島善兵衞、鈴木松兵衞、中島喜蔵、中島小右衞門、中島久七、藤井幸四郎、三浦熊太郎、鈴木松十郎、藤井兼松

藤井千代助、藤井由十郎、藤井千代次郎、藤井久助、加藤千代三郎

◇

『山口村』加藤伊之吉、鈴木小右衛門、山田吉兵衛、井上

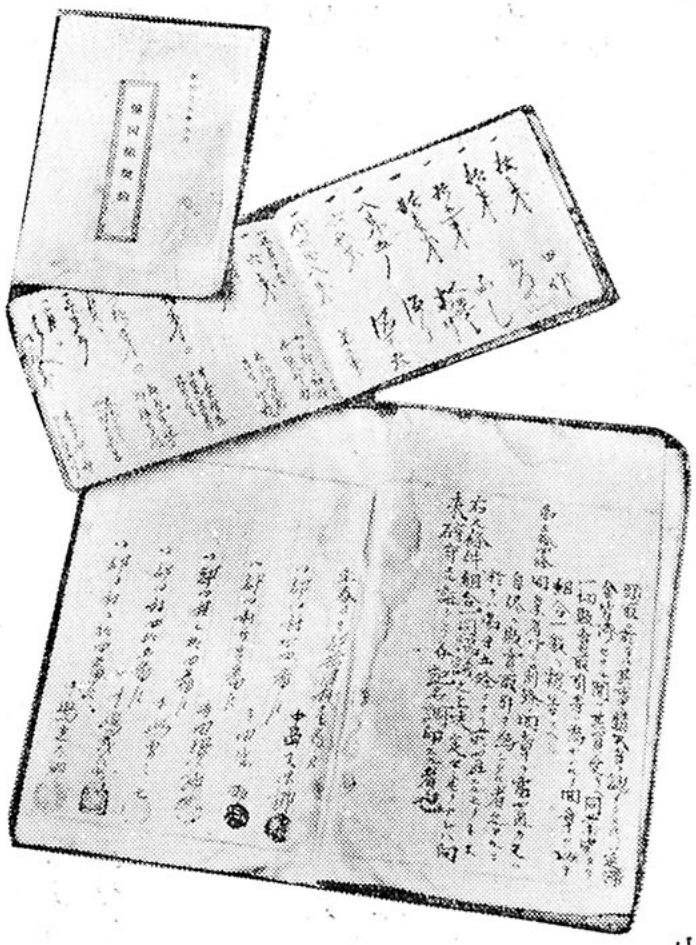

‖石粉硝子粉協同組に関する文書‖

由太郎、川原伊左衛門、山田孫右衛門、井上清右衛門、加藤逸四郎
大津喜三郎、井上平右衛門、山田増吉、伊藤丈太郎、伊藤鎌太郎、
伊藤政重、加藤民重、伊藤かま、稲垣和兵衛、鈴木嘉造、鈴木秀十
山田桂重、山田金三郎、水野菊太郎、井上利造、井上和造、山田松
四郎、山田友造、鈴木光四郎、川原治良右衛門、浅野築松、浅野
忠右衛門、浅野茂右衛門。

◇

明治三十六年の『協同組に関する扣帳』。正月九日。こんにやく十銭、田作十銭、かずの子十銭、ふし十五銭、人参あげ十一銭たまり八銭五厘、酒一升五合六十銭、米三升四十八銭、〆一円七十五銭……。とあるが、役員の新年宴会費だろうと思われる。これによつて米が一升十六銭、酒が一升四十銭だつたことが判る。

◇

明治四十年三月『硝子粉値上げ通知状』の差し出し先を記しているが、始んどが名古屋、東京、大阪で、瀬戸では唯一軒だけ、新道町の尾三石粉合資会社代表社員柴田要右衛門（刎田町の柴田希一氏祖父）の名が載つている。

（この記録は前田町藤井茂雄氏の所蔵されるもので、赤津の村会議員であつた祖父長蔵関係文書である）

# (96) 手描き・転写・ゴム印による絵付

名古屋茶屋町の滝藤万次郎は、輸出陶磁器の将来性を早くも認め明治四年瀬戸村で『瀬戸物商社』を起し、同七年には東京に支店を開き、更に十四年には支店を横浜に移して直輸出の方途を策した。

◇

加藤梅太郎、佐治春蔵、加藤専右衛門なども相ついで輸出の振興に努めたが、その間に明治五年のオーストラリア博覧会、十一年のパリー万国大博覧会などに瀬戸の窯焼が出品して好評を博した。瀬戸の輸出向陶磁器が、年を逐つて盛大になるのに刺激され、名古屋でも輸出陶磁器製造の機運が急速に伸びて来た。

◇

滝藤万次郎は九谷焼を視察し、陶画工十名を雇い入れ、瀬戸の素地に九谷風の上絵付をはじめた。これが外国人の好みにかない、名古屋錦欄焼と名づけて量産に移つた。明治十六年には南外堀町に工場を設け、画工百人を養成するほど盛んになつた。これに倣つて絵付業をはじめる者が続出し、名古屋の東部一帯は上絵付業者の特殊地帯となつた。

◇

明治二十二年に、加藤梅太郎は七曲町の田代屋の総支配人となり陶磁器貿易のため尽すところがあつた。

輸出の盛大化につれて、外国からの新しい技術も取入れられたが、中でも上絵付の手描に代るものとして、石版転写法とゴム印画法とが出現した。

◇

いち早く転写法を完成し、それの商品化に成功したのは名古屋の日本陶器だが、着手の当初は印刷紙をドイツから仰いでいた。大正二年頃、松風陶器、小栗印刷所、深田印刷所などで石版印刷紙の製造を企てたが、完全なものはできなかつた。

◇

これより先き深田藤三郎は日本陶器会社で印刷術を研究していたが、日本陶器の後援で大正二年の暮れに工場を設立し、本格的な研究を開始した。

その後第一次世界大戦となつてドイツからの輸入が止まり、いよいよ自給の必要にせまられた同社は、技術者をフランスに派遣することになつた。大正十年頃から国産に成功し、外国製品に劣らぬものができるようになつた。

◇

上絵付のゴム印画法は、明治二十六年に大倉孫兵衛によつて伝えられたが、不完全なままで明治時代を終つた。

大正二年大倉和親が欧洲を視察した結果、海綿ゴム台の使用法を学び、またゼラチン台使用の便法を考案する等の事があつて、日本陶器はこの印画法を採用し精密印画に成功した。

瀬戸地方では、大正七年ごろ日本陶器出身画工によつて技法が伝えられ、それ以来簡易な絵付方法として重要な役割を果している。

# (97) 森川老と山城氏が語る焼付と玩具

上絵付の歴史について、古老加藤森川翁は次のように語る。

『私の記憶では、明治二十四、五年頃の焼付屋というと、南の地

蔵下に〝ハヨ釣リ清兵衛〟という通名で知られた酒井清兵衛が一軒ぎりだつた。

◇

キレ（不良品）などを焼つぎして、それに一寸とした絵を描いた程度の仕事だつたが、当時西洋絵具などはないから、和絵具ばかりつかつていた。

◇

私は十三歳のときから杢左衛門さんの室（もろ・工場のこと）で染付の絵画きを仕込まれ、相当の年齢になつたので棟梁（とうりよう・職長のこと）のようなことをやつていた。ところが一般に賃金の値下げが行われ、私の日給二十銭も二割下げの十六銭になつた。それでは食つて行けないので、永年世話になつた「山杢」から暇をもらつて方々の窯屋の絵画きをしていたが、その後焼付屋を五兵坂で始めた。

◇

私が始めるころには、焼付屋もだんだん増えて、十軒以上になつていたと思うが、五兵坂の尾関重太郎、松田常三郎。大廻戸の水谷亀吉、松原虎吉、長江初五郎などはその中の古株で、盛大にやつていた』（昭和十五年談）。

◇

陶磁器玩具界の長老として全国的―いや世界的に知られている山城柳平氏は、瀬戸における甲州財閥？の総帥である。甲州の青柳村を十三歳のとき出郷。大廻戸のマルカ長江貞三郎方で小僧奉公をしたというのだから、正に立志伝中の人物というべきであろう。

幼いころからつぶさに辛酸を嘗め、その間に商略の機微を会得しリスの様に馳けめぐつて縦横の才を揮い、ついに今日の『丸山陶器』を築き上げた。

柳平氏からその当時の回顧談と、陶磁器玩具の歴史について聞くことにしよう。

◇

『私が瀬戸へ来たのは明治三十三年九月でした。マルカさんには大正三年まで奉公していました。私の来た頃のマルカさんは、和物の茶碗などの問屋でした。

私は小生意気でしたから、十六、七歳の頃、玩具に手を延ばすよう主人にすすめ、早速私の意見が採用されて始めました。

◇

これが私と玩具との結びつきとなつたのですが、当時銀杏木に岡部末吉という人が玩具の加工（絵付）販売をしていました。チリリン坂には十四松さんが玩具問屋をやつて居られ、ここが瀬戸で一番盛大でした。製品は這い児、ねむり猫、稲荷、招き猫、福助、水入れなど専ら国内向のもので、今日のアメリカ貿易を主軸とする海外貿易品とは隔世の観があります。

◇

当時玩具の素地を焼いていた窯焼は、加藤為吉、加藤米徳、加藤徳次郎、柴田澄太郎さんなど、その殆んどが南新谷でした』

【注】玩具問屋というのは、他の陶磁器問屋とは全く違つた業態である。他の問屋が殆んど窯焼の考案した製品を買取つて卸売しているのに反し、新規見本を考案して窯焼に素地（きじ）を造らせ、それに上絵付その他の加工を施し、見本として海外またはバイヤーに提示して、注文を受けるという仕組になつている。

# (98) 印度向玩具が輸出玩具のはじまり

山城柳平氏の話は続く——。

『明治三十五、六年のころ、南新谷で床屋をやつていた加藤佐太郎という人が発明好きで、水に浮かぶ磁器玩具を考案しました。せともの が水に浮くというのだから評判になつたが、その頃伊藤金次郎という人が水に浮く金魚ばかり焼くので、金魚金と呼ばれていました。

◇

明治四十年頃、型新の円一さんが、真直ぐに浮く金魚を焼き出したので断然売れ出し、一ケ月一万個位は売れたでしよう。それが全部内地向だつたが、当時ブリキ製の浮き玩具があつたところへ割り込んだものです。

◇

全国の風呂屋の湯槽の中に、せともの の金魚がぽかぽかと浮んだのだから、愉快な話です。その頃の風呂屋は、湯槽も洗場も板張りだつたので、こうしたのどかな風情も眺められたが、それがタイル張やコンクリート造になつたので、せともの の浮玩具の売行は止つてしまつた。

◇

貿易玩具は、日露戦争に勝つてからようやく引合がはじまり、大阪、神戸の支那商人の手によつて最初は水入れ人形が取引されました。

間もなく独逸製の見本をよこして焼いてくれといつて来ましたが、これを瀬戸では印度人形と呼んでいました。裸像や、印度の神様風のもので、射的場の的に使われたそうです。

◇

印度へ向けて陶器を輸出していたのは、神戸市三宮のケイ・ハッサム商会や、大阪市塩町三丁目の科野米蔵商店などだつたが、科野商店は盛んに活躍し、名古屋の芳野町に支店を設けていました。

◇

明治四十二、三年頃から大正五、六年までは印度向玩具の全盛期で、ゼー・ピールマホメット商会、シー・アブドラ商会、エム・ムサボーイ商会、大阪の藤本商店などが活潑な商況を見せていました

◇

第一次世界大戦後、ヨーロッパやアメリカなどへも玩具が出るようになつたが、名古屋の日本陶器がこれに目をつけて活動人形を造りはじめました。これもまた全盛を極めたが、大正九年の世界的恐慌のため大暴落——売行停止となつて瀬戸の業界も打撃をうけました。

◇

福助、招き猫の頃から考えると陶磁器玩具のアイデアも大きく変つたもので、昭和十五年には十四軒の玩具問屋が、年産二百万円を挙げるまでになりました。第二次世界大戦後のアメリカ貿易の伸展

は更に目ざましいが、最近の状況について述べることは、差し障りもあるから、それらの点は私の死後、私の手記によって発表するよう仲共に話してあります』。【注】昭和二十九年度の玩具の貿易生産高は十六億二千二百万円となっている。

## (99) 露国の製陶を指導した伊藤半兵衛

江戸時代の中期から瀬戸の陶工が国内各地へ指導のため招かれているが、現在ではインド、ビルマ、インドネシヤ、フィリッピン、ブラジル、アルゼンチンへまで、瀬戸窯業の指導は延びている。

◇

ところが珍らしくも日清戦争の直後、はるばる極東ロシアへ製陶法を教えに行った人がある。極く最近まで生存されていたが、昭和三十年六月二十四日、八十二才の高齢で亡くなられた伊藤半兵衛翁がその一人である。翁は瀬戸市末広町東洋電磁器株式会社の社長、伊藤福一氏の厳父にあたる人だが、生存中に語られたところを記録することにしよう。

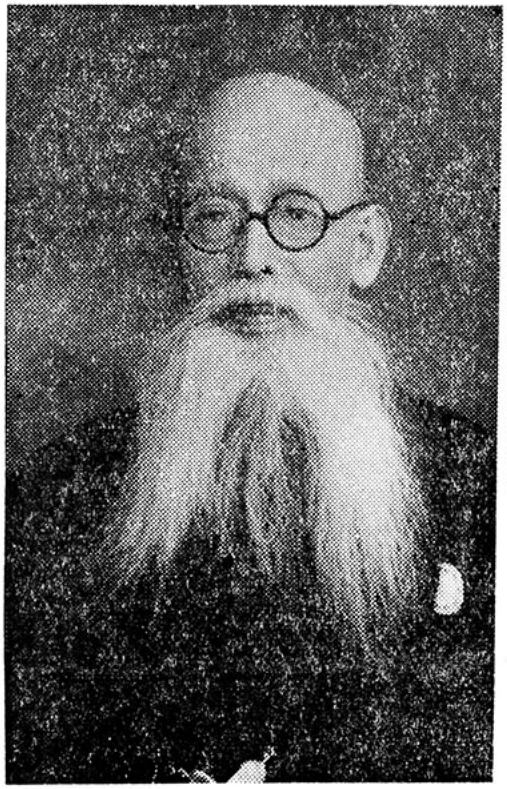

＝伊藤半兵衛翁＝

◇

『それは又古いことのお尋ねですね。日清戦争がすんだばかりの明治二十九年のことで、私は二十三才の血気盛りでした。私達は一里塚の野口清涼飲料水製造所の家に住んでいて、父を伊藤重助といい、兄は奥沢家を継いで奥沢亀太郎といいました。当時兄は磁工組（副頭取）や村役場に勤めていました。

◇

兄からの話で、ロシア人フタツアフの招聘に応じることになりました。私は若かったが兄が勤め人のため、家で窯焼をやっていましたから、工場長ということで、月給六十円の契約をしました。一行は私の外に型師に桶善、赤庄の二人。ロクロ師が権現の桑、画師が名古屋の長谷川で同勢五人でした。月給は五十円から五十五円でした。当時瀬戸では一日の日雇賃が二十五銭、三日一円のものは飛切り上等職人でした。

◇

大阪から乗船し、博多、長崎へ寄港し、朝鮮の各港を廻ってウラジオストックを経て、その東南十八海里のブチャチン島へ着きまし

た。島から陶土が出るので九州から陶工を招き、丸窯を築いたことがあり、朝鮮人や支那人を使つて煉瓦を焼いていました。私達は尾張風の小窯（登り窯）を築いて磁器を焼くというのが役目だつたのです。そこで私達は、窯築きの専門でないといつたところ形だけ教えてくれればよいというので、この地の煉瓦を沢山使つて築かせました。

◇

原料は島から出るが、燃料は少しもない。みんな日本から割木を買つて焼いていたが、窯を築き上げると、さあ焼けというので、窯の乾かぬうちから窯詰した。ところが焼いても焼いても焼き切れぬ。馬鹿に割木を食つた上に焼き上りが失敗と来たから、ロシア人は一度でこりこりして『小窯ぺケある』と一ケ年でお払箱となつた。こんなことで一同帰国しましたが、とにかく海外に技術指導に出かけたことは事実です。不成功に終つたのだから自慢話になりませんがね』

【注】小窯は古い穴窯を大窯といつたのに対し、登り窯を小窯といつたもので、穴窯は単室だが、小窯は連房の小室となつているからこの名がある。近世で誤つて古窯の文字を使用している。

## (100) 明治三十年頃の瀬戸の企業

明治三十年発行の「尾参宝鑑」によつて、当時の瀬戸の状況を知ることができるが、その中の主な製陶業者と、その創業年月、職工数等について抜書し、安永九年の「瀬戸窯屋人数覚」（六五頁）と対照したい。

| 氏名 | 創業年 | 職工数 |
|---|---|---|
| 水野庄左衛門 | 安政六年二月 | 二十三人 |
| 加藤節助 | 明治九年三月 | 十八人 |
| 水野九平 | 慶応三年一月 | 十八人 |
| 加藤誠一 | 安政六年四月 | 二十一人 |
| 高島恋三郎 | 文政三年二月 | 十六人 |
| 加藤貫一 | 万延元年一月 | 十三人 |
| 加藤節之助 | 明治六年五月 | 十五人 |
| 加藤勝太郎 | 同十八年三月 | 二十八人 |

◇

| | | |
|---|---|---|
| 加藤半七 | 天保二年七月 | 廿九人 |
| 川本留松 | 文久元年三月 | 廿五人 |
| 川本利吉 | 文化二年五月 | 四十三人 |
| 加藤紋右衛門 | 同三年二月 | 三十五人 |
| 加藤勘四郎 | 文政三年五月 | 十八人 |
| 加藤五郎兵衛 | 享和二年三月 | 廿一人 |
| 加藤祐右衛門 | 文政二年八月 | 十五人 |

◇

| | | |
|---|---|---|
| 加藤豊吉 | 明治十八年一月 | 十六人 |

| | | |
|---|---|---|
| 加藤重吉 | 文政三年五月 | 十八人 |
| 加藤竹三郎 | 明治廿年九月 | 三十九人 |
| 加藤善次郎 | 文政元年三月 | 十八人 |
| 加藤丈吉 | 明治九年二月 | 十六人 |
| 高島宗四郎 | 文政三年十月 | 十六人 |
| 川本惣吉 | 明治十六年五月 | 三十二人 |
| 伊藤四郎左衛門 | 同十一年二月 | 十八人 |
| 井上林蔵 | 同十六年二月 | 三十二人 |
| 加藤仙八 | 文久二年三月 | 十二人 |
| 加藤村三郎 | 安永二年一月 | 十二人 |
| 加藤李左衛門 | 天保十年五月 | 六十人 |

◇

| | | |
|---|---|---|
| 加藤光太郎 | 文政二年三月 | 二十五人 |
| 加藤庄三郎 | 嘉永元年九月 | 二十八人 |
| 加藤定太郎 | 慶応三年九月 | 十八人 |
| 川本桝吉 | 弘化元年六月 | 五十二人 |
| 加藤広蔵 | 文政二年六月 | 廿二人 |
| 加藤春光 | 明治八年十月 | 六十人 |
| 加藤五助 | 寛政七年十月 | 三十人 |
| 加藤周兵衛 | 享和二年二月 | 四十三人 |

◇

明治二十八年末の調査によれば、東春日井郡（瀬戸を含む）内には、陶磁器製造戸数四百三十四戸。登り窯が百九筋、その間数が六百九十八となつているが、焼付窯は僅か七本に過ぎない。

# (101) 陶器舘から陶磁器陳列舘へ

‖加藤博助老‖

瀬戸の御藏所趾（六〇頁参照）へ瀬戸陶器舘を建設する議が起きたのは、明治十五年頃であつた。当時海外の需要が減退して瀬戸地方の陶磁器業が不振となつたところからその原因について探究した結果、粗製濫造によつて信用を失つたことが判つた。

そこで同業者が協議して『瀬戸陶器舘』を建設し、ここに集つて『改良進歩の道を求め』ようとした。

◇

舘内に精製品を陳列して一般に公開すると共に、業界の模造、偽造、競合、乱売の矯正を目的とするものであつた。以上の主旨によつて設立方を県へ願い出たところ、県令国貞廉平は全面的にこれを支持し、工事補助金千五百円を下附した。東本願寺の大谷光勝からも五百円の寄附があり、更に町の有志者から三千円の寄附が集つた。

◇

明治十六年一月に起工し、同年九月三十日に竣工、翌十月十日に盛大な落成式が挙げられた。建坪総数百八坪、階上四十二坪八合という堂々たるものであつた（現在の瀬戸市役所西分室）。これを舜陶舘と名づけたが、一般には陶磁器舘又は陶器舘と呼ばれた。階下には瀬戸、赤津、品野の陶磁器を陳列するとともに販売もした。階上には内外の参考品や古陶器類を展観して自由に従覧することを許した。

◇

又毎年春には此処で製作品競技会、図案会などを開催して陶磁器製造の進歩発展につとめた。そのため陶磁器舘は瀬戸を訪れる人々の間に好評を博し、産業文化のセンターとして明治初年から大正期へかけて重要な役割を果した。時勢の進運につれてこの建物も狭隘となつたので、東隣りの瀬戸警察署が陶本町に新築移転した跡の空地に大正三年一月、総建坪五十坪（階上五十坪）、総工費一万五百円で木造建の洋舘を起工し、同年六月三十日に竣工した。これが現在の陶磁器陳列舘である。

◇

新舘は各種陶磁器の陳列と即売に当て、陶器舘は階下に参考品を陳列し、階上は貴賓室や会議室に使用した。そのため参考舘と呼ばれるようになつた。そして階下の一室を瀬戸陶磁工商同業組合事務所を置き、これらの建造物を管理した。同業組合の前身は『瀬戸陶磁工組』であるが、省略して『磁工組（じこうぐみ）』と呼ばれていた。

◇

「日本陶窯史瀬戸系統篇」には『明治十八年九月瀬戸の磁工組創立さる』と『年表の部』に記されているが、根本史料は示されていない。

◇

洞の加藤愛吉氏の父、加藤博助老…（昭和二十年三月三日死亡）は生前に、陶器舘落成式の当時の思い出を次の様に語られた。「私は落成式の時、十八歳でしたが、国貞県令が陶器舘の二階の正面に臨席され、その際頼まれて給仕に出ました」。

◇

ひとえに本舘設立の趣旨に適いたると雖も、未だ本舘維持の方法も計りがたく、昨年末一体の不景気にして、陶磁器共に価格低落し

## (102) 陶器舘の維持費補助を歎願

『陶器舘維持方につき歎願。

先きに本舘建築のみぎりは、特別の御補助を蒙り、昨十六年十月十日を以て落成の式をつげ、大いに陶磁器販売の途を拡め、両業者は勿論、他の工業を営むものと雖も、これがため幸福を得るところの

もの少なからず

一統困難の折柄にして、充分の方法立ちかね候につき、今ここに同業相はかり、現今にあるところの監守人の外一名出品催促人を置き窯焼立の都度、各出品をすすむる時は、自然品種も増加し、随つて売却高も増し、

◇

監守人の給料を初め、維費等支払相成と雖も、目下に於ては一人の給料も仕払いがたきにつき、又一人を加えんとする資力乏しきを以て、事を計る能わず、既に現今修繕の場所も出来、甚だ心痛罷り在り候、目下必死の困難の折柄、出金の途なく甚だ当惑仕り候。

◇

就ては特別の御詮議を以て、本年より向う三ケ年、毎月金五円づつ御補助相成度願い奉り候、然る上は本舘においても、右一人を増加し、漸時販売の途を開き、今三ケ年の維持を持続すれば、自然繁盛にも相成るべくと思考仕り候間、右事情御洞察相成度候。

◇

尚御別考もこれ有り候わば御指導下され度此段連署を以て願奉り候也。

明治十七年十二月十六日

陶器舘長　加藤兼助

同　副舘長　加藤　本左衛門

同　幹事　高島宗四郎

同　加藤勘四郎

愛知県令　国貞　廉平殿

◇

前書願の趣き事実相違これ無く願意御採用相成度候也

明治十七年十二月二十二日

東春日井郡第二十七組

戸長　水野　寛

前書の越き願出候也

明治十七年十二月二十四日

東春日井郡長　堀尾茂助

◇

書面補助の儀、一ケ年に限り聞届候事

但し陶器舘景況は詳細毎月農商課へ報告すべし

明治十七年十二月二十七日

愛知県令　国貞廉平』

（以上は加藤唐九郎氏所蔵の文書に依る）。

## (103)

# 瀬戸陶磁工組の創立年代

瀬戸図書舘保管古文書中に、陶磁工組規約改定についての定約書がある。それによると、明治十八年十月二十五日に加藤祐右衛門外十四名。同月十六日には加藤平四郎外十三名。同月二十五日には加藤利左衛門外四名が、それぞれの部落において規約改定の協議を開

いている。

◇

『日本陶磁史瀬戸系統編』『年表の部』の説（一三一頁下段）に従えば、明治十八年九月に組合を創立したことになるが、その直後の十月に規約を改正したというのではいささか妥当性に欠けるところがある。だから創立は明治十八年九月以前のように考えられる。

◇

『定　約　書

一、今回陶磁工組申合規約改定の儀、磁工組より照会相成候に付、一同集合協儀の末、決儀納得之□連印仕候上は、右規約之件々において、違背等申す間敷く候、後日のため依て如件

明治十八年十月廿五日

取締　加藤　祐右衛門
惣代　加藤　勝七
同断　水野半治郎
同　稲垣勝助
同　加藤柳吉
同　松本　操
同　加藤常助
同　加藤治右衛門
同　加藤滝十
同　加藤万三郎
同　加藤九平
同　加藤源治
同　加藤善左衛門
同　石井芳三郎
同　加藤松太郎』

◇

定約書は自署でなく一人の手で名前を書き、それぞれ捺印しているが、水野半治郎、松本操の両人は捺印していない。加藤滝十、加藤万三郎の二人は代印の旨附箋されている。

◇

『定約書。今回陶磁工組申合規約改定の儀、磁工組より集会相成候に付、一日集会仕り、双方熟談、納得御届仕り、後日のため連印依て如件。明治十八年十月十六日。取締加藤平四郎、惣代水野半次郎、加藤浅助、水野平右衛門、加藤栄之助、水野武三郎、水野逸太郎、水野與左衛門、加藤元一、加藤善六、加藤善十、加藤秀助、加藤悦四郎、加藤仲右衛門』

◇

加藤祐右衛門と加藤平四郎の肩書がどちらも取締となっているがこの内の一人（加藤平四郎）が副取締であつたかとも思われる。（一三四頁の規約参照）

◇

『定約書。今回陶磁工組申合規約改定の趣御□争相成候処、私共陶工営業願中に付、右規約違印の儀は御指令済の上、御調印仕るべく候、後日のため連印依て如件。明治十八年十月廿五日。加藤利左衛門、加藤丈太郎、加藤庄平、加藤孫三郎、加藤宮吉。取締加藤祐右衛門殿、惣代加藤勝七殿』

◇

他力本願的（尾張藩依存）であつた瀬戸の陶磁器製造業者が、自主的に同業組合を組織したのはこの「瀬戸陶磁工組」（磁工組）をもつて嚆矢とするものである。

# (104) 瀬戸陶磁工組申合規約

『瀬戸陶磁工組申合規約

今回本村現業者一致団結をなす所以のものは、旧来の陋習を洗除し一意に改良進歩の途を求め、益々該業を拡張し。各自の幸福を永遠に企図するにあり、ここに申合規約を設くる事左の如し。

◇

第一章　總　則

第一条　本組は製造上の改良及び営業上の便を図るものとす。

第二条　本組を瀬戸陶磁工組と称す。

第三条　本組は本村に於て陶磁器製造を営業とする者を以て組織し本村内に事務所を設け組合員中より役員を選挙し、組合一切の事を統轄せしむ。但製造人に非ずと雖も本村に於て陶磁器を営業（販売）する者は本組の商議を経て組合員たる事を得るものとす。

第四条　本組工業上の進歩を図らんがため、内外製造品を陶器舘に蒐集陳列、以て同業者の参考に備う。

◇

第二章　役員職制

第五条　本組に於て役員を設くる事左の如し、取締一名副取締一名、世話係八名、書記二名

第四章　売捌方の事

第十八条　製造品の販売方は總て事務所に於て、正副取締の立合を得て売約するものとす。但売約後の紛議は取締其責に任ぜずと雖も、若し破約上より他に売約せんとするものは更に本条に依るべし

第十九条　製造品は一品たりとも檀（ほしいまま）に販売する事を許さず。但下物は此限に非ず

‖ 磁工組の申合規約と定約書 ‖

第二十条　製品の精粗上中下を判別し、混同販売すべからず
第廿一条　物品代価は事務所へ受取、事務所より荷主へ相渡すものとす

◇

第五章　組合員心得

第廿三条　組合一般特有の記名、記票を贋造する事を許さず
第廿五条　組合一同新規考案品をひそかに偽造し、又は製造高を隠蔽する事を許さず
第廿九条　職工人の期限を定め雇入たる者は、其住所姓名を記載し事務所に届出るものとす
第三十条　雇主の承諾なく他人の職工人を一日たりとも妄りに使用するを許さず

◇

第六章　組合員集会の事

第卅一条　組合員は毎月十五日事務所に集会し、取締役より出す議案を討議し、或は製陶上稗益を得るため談話講究するものとす

第七章　開廃業の事

第卅九条　本村に於て新規営業をなさんとする者は、同業者二人以上の紹介を得、事務所へ届出取締連署の上出願するものとす
第四十条　組合員は必ず証票を携帯すべし。但し証票には管轄庁の検印を受け事務所より下附するものとす
第四十一条　組合員の内、廃業せんとする者は、事務所へ証票を返納したる上、取締役の連署を受け出願するものとす。

◇

第八章　事務経費の事

第四十二条　組合一般売上代価千分の五を事務所へ収入し、右事務費に充つるものとす。但事務所経費精算の上、余裕の金員は積金となし、不足を生ずるときは組合一同より至当分賦出金せしむ
第四十四条　前条掲ぐる所の件々固く相守るべきは勿論、万一壱ケ条たりとも規約に違背するものあるときは、見聞次第事実を審案し、軽重に従いて三ケ年以下此業に従事する事を停止す』（以上祐右衛門文書）。

◇

この規約は『瀬戸村赤津村戸長役場』の用箋に記されているが、惜しいことに作成の年月日が判らない。定約書と一しよに加藤彰彦氏宅に所蔵されている点からみて、明治十八年十月に改正されたものと見るべきであろう。

# (105) 五二会瀬戸支部発会

明治二十七年日清戦争の真つ最中、十月一日に瀬戸陶器舘において、五二会瀬戸支部の発会式が盛大に挙げられた。

五二会というのは、当時貴族院議員であつた前田正名を中心とした団体である。

正名は嘉永三年三月十二日、鹿児島藩士の家に生れたが、明治二年にフランスへ留学。同八年には外務省二等書記官としてフランス大使官に在勤した。

明治十四年には大蔵、農商務両省の大書記官、理事官に進んだが、官を辞して全国物産の振興のために策した。その中途で山梨県知事に任命されて計画は挫折したが、次いで農商務省の局長、東京農林学校長、農商務次官として殖産興業、輸出振興に尽瘁した。

貴族院議員在職中の明治二十七年四月十五日、京都において主要輸出品のうち五品を選び、関係者を集めて大会を開いた。その後二品を追加して五二会と名付けられた。

◇

陶磁器業もそれに加えられていたが、当時瀬戸地方の業界は、日清戦争には必ず勝つから、戦勝後は大いに輸出を盛んにしようと意気込んでいた。

そうした闘係から、五二会に対する期待も大きく、瀬戸支部は瀬戸町、赤津村、上品野村、下品野村の四ケ町村を区域とし、陶磁器商工業者は欣然として参加した。

◇

前田正名五二会々頭から指名された瀬戸支部の役員は次の通りである。

支部長　川本栉吉
監事　伊藤四郎左衛門
理事　川本惣吉
加藤周兵衛
加藤杢左衛門
評議員　加藤五助
加藤紋右衛門
加藤祐右衛門
加藤光太郎
川本利吉
加藤周左衛門
加藤重吉
加藤進一
加藤省三
加藤繁太郎
加藤平兵衛
加藤鉞次郎
長江菊太郎
加藤勘六
水野栄左衛門
加藤利作
加藤作助
加藤春花
太田由左衛門

◇

『加藤亮吉殿

五二会は各業永遠の利益を目的とし徳義を以て組織したるものに有之、依て今般五二会愛知県瀬戸支部々長に特選致候、精々御尽力切望致候也

三十一年十月

監督　前田正名　花押』

◇

『加藤亮吉殿

五二会は各業永遠の利益を目的とし徳義を以て組織したるものに有之、依て今般五二会愛知県本部幹事に特選致候、精々御尽力切望致候也

三十一年十二月

監督　前田正名　花押』

◇

『愛知県五二会舘理事に推選致し候条御尽力相成度候也

明治三十二年三月廿日

五二会舘長　岡谷惣助

加藤亮吉殿』

## (106) 磁工組紛争の發端

五二会瀬戸支部は、事務所を陶器舘の中に設け、全国的な連繋の下に、輸出の振興、産業の発展を目ざして活躍を始めたが、これに呼応して瀬戸の磁工組（陶磁工組）も活発な動きを示していた。しかも五二会支部の役員は磁工組の頭取始め各役員と殆んど同じ顔振れであつたから、瀬戸の産業会を壟断する勢力をもつに至つた。

◇

かねがね磁工組役員の専横に不満を抱いていた組合員は、明治三十年、西谷の加藤重吉を盟主とし、革新派と称して組合改革の烽火を上げた。

組合役員は組合の事業に対して因循姑息であり、且つ組合の積立金を費消している——と主張し、組合員を個別訪問して役員不信任の調印をまとめ、これを郡役所や県庁へ差し出して、役員排斥の猛運動を起した。

◇

その結果、明治三十一年八月十日、県庁の井深第五課長と北野東春日井郡長とが瀬戸へ出張し、融和策を講じたので和議が熟し、八月十三日両氏立会の下で宝泉寺において組合總会を開いた。頭取川本栄吉以下役員一同が辞表を提出し、直ちにこれを承認すると共に役員の改選を行つた。

◇

新役員。加藤鎌五郎、加藤吉五郎、加藤与六、加藤与八、加藤政四郎、高島金次郎、加藤竹太郎、伊藤宗五郎、加藤増五郎、奥沢亀太郎、加藤亮吉、加藤清七、加藤誠一、加藤善八、加藤博助、加藤要吉、加藤竹三郎、加藤光太郎、加藤重吉、加藤庄三郎、加藤辰次郎、井上林藏、高島京松、水野半次郎、加藤光三郎、加藤宗吉、加藤鍬兵衛。

新役員によつて頭取、副頭取其他を互選した結果。頭取加藤庄三郎副頭取奥沢亀太郎、整理委員加藤鎌三郎、加藤亮吉、加藤竹三郎、伊藤宗五郎が当選した。これによつて、一応紛争は解決を見たが、間もなく大きな反動が起つた。

## (107) 磁工組に解散命令・陶器舘に封印

磁工組の紛争は、革新派の猛運動が効を奏し、新役員によつて運営されることになつた。「旧役員の計理に不正があり、公金がいた

ずらに費消されている」と思い込んでいた革新派では、整理委員によつて会計簿の調査を行つたが、不正と認められる点は発見できなかつた。

◇

さて新頭取が加藤庄三郎、副頭取が奥沢亀太郎というコンビだから、何か事業を起して腕を揮いたくて堪らない。

そこで考えついたのが、組合員のために磁工組が陶土山を確保し、更に割木を買入れ、安い割木を配給しようという案であつた。

◇

そこで瀬戸地内の陶土山や、山口奥の御料林の払下げを受けることに一決し、

＝証取請金立積の組工磁＝

その運動資金には組合の積立金を使い。更に資金の調達は名古屋の銀行へ陶器舘を担保に入れて借入れることにした。

これを知つた旧役員は、中でも川本惣吉、加藤誠一、加藤紋右衛門が中心となつて、反対運動を展開した。

◇

御料林払下げという山師のやる仕事に、多額の運動費を使い、あまつさえ、陶器舘を担保に入れるなどとは以ての外である。今に陶器舘は取り上げられ、組合はつぶれてしまうだろうと、絶対反対をとなえ、片端しから組合員の同意を求め、調印を集めて廻つた。

組合員は、それもそうだと賛成するので、攻守はたちまち立場を変えてしまつた。

◇

両派は交々県庁に出頭して、知事に陳情する等のことがあつて紛争はいよいよ深刻化したので、明治三十二年二月、沖愛知県知事の裁断によつて磁工組の解散が命じられた。

尚陶器舘は封印され、何人もこれに触れることのできないように、瀬戸警察署から巡査が出張して監視した。

◇

これには流石の革新派も手の下しようがなく、唯一の抗弁として陶器舘内の五二会瀬戸支部関係の書類其他については、封印される理由がない——と主張して県へ対して抗議した。

◇

磁工組解散後、県の指令によつて、同業組合法による瀬戸陶磁器工商同業組合の創立準備をすすめ、明治三十二年十二月に設立の認可を得た。

陶器舘は同業組合のものとなつたのでようやく封印は解除された。

磁工組に代つた同業組合は、其後永らく瀬戸地方産業の中心機関となつていたが、大正十五年には工業組合法による瀬戸陶磁器工業組合が結成された。昭和十四年四月、同業組合所属の陶器参考館、陶磁器陳列館、並に所蔵品一切を瀬戸市へ移管し、その事務所を新しく建築された瀬戸陶磁器工業組合の一隅に移した。

◇

瀬戸陶磁器工業組合は、昭和十八年十月生産配給統制機構整備に関する商工次官通牒によつて解散、翌十九年七月に統制組合を設立して生産、検査、原材料の配給等の一貫統制を実施した。

昭和二十年には工業施設組合が設立されたが、終戦後統制は排除され、戦時中の統制組合を解散した。昭和二十四年六月一日、法律第百八十一号、中小企業協同組合法により、各種協同組合の群立となつて、組合の力はばらばらに分散した。

◇

現在の協同組合——。

瀬戸陶磁器事業協同組合
瀬戸輸出陶磁器工業協同組合
瀬戸陶磁器輸出玩具工業協同組合
瀬戸電磁器協同組合
瀬戸内外飲食器工業協同組合
瀬戸陶磁器特殊品工業協同組合
瀬戸陶磁器原材料協同組合
瀬戸輸出陶磁器加工完成協同組合
瀬戸本業陶磁器工業協同組合
瀬戸タイル工業協同組合
瀬戸製土事業協同組合
水野陶磁器工業協同組合
瀬戸陶磁器上絵付加工完成協同組合

# (108) 御料林払下運動の請願書

『御料地所御払下之儀哀願

当窯業の儀は陶祖加藤四郎左衛門春慶なる者、窯業開発の志望を抱き、試陶のため各地巡検し、当地の地質製陶に適地たるを発見し、茲に留て居所を当地に卜築し、窯業を開始、その子孫末裔追々繁衍祖業を継襲漸く業務発達し、降て寛政度より新製染付焼物の製作を発案し、

◇

爾来拮据黽勉、陶磁両工を併業として、漸次改良経営の功を積み今日の隆盛を致候次第にして、実に当町は窯業を以て成り立ち居候所柄にて、北条氏以降織田氏前の事跡は、口碑に伝わり候のみにして詳ならず候得共、同氏後、歴代の旧領主等より特殊の保護奨励を蒙り候事跡、別冊旧記『陶家宝伝記』（二十二頁参照）の証する所

に御座候（中略）

◇

明治御維新に際し、凡百の御革新、随て該陶土も日本坑法中に加えられ、従前窯業者保護の特別慣例あるにも拘らず、一般希望者は誰れ彼れを問わず掘採を許さるべき御成規と相成候につき、若し一朝他の煉瓦製造等を名として、一時の射利を専らにする山師輩に占有蹂躙せらるる所とならば、山地の荒廃は素より当窯業は廃滅に帰し、全町挙て糊口の途を失うに至るは必然なるにより、躁妄該法の手続を履み、借区出願許可を得て掘採供用致居候

◇

去明治二十二年同法中より削除の上、更に相当代価払下に改められ、実に不便困難に候得共、該土は窯業の原料として片時も欠くべからざるにより、たとえ何等の不便困難にこれ有も顧慮するの暇これなきに付、御成規により二年乃至三年の年期を附し、相当代価を以て御払下請願許可を得、今日まで惨憺経営罷り在り候。

◇

然る所今般又候本年より其年限り、一時御払下の御成規に変更せられ、窯業者一同実に当惑の至に御座候。

右は定めて御料地の御整理上、人民との関係を断絶せらるるの御旨趣より出て、従来の御成規を変更せられ候儀にも有べく御座候儀と恐察奉り候得共、当窯業に供する陶土御払下の儀は、他の下草御払下又は一時流行に促され、桑茶植栽のため拝借等と異り（中略）最要需の基本原料にして一日片時も欠くべからざるのみならず、他に求め得べからざる品柄にして、其年限り一時の御払下にては出願の都度、提出を要する願書は扣共て殆んど二百通の多きに及び……』

（下略）

◇

蒙昧の私共では書面や図面を作るのにも困るし、書類不備などのため許可されるのは早くても三、四月を要するから、この際馬ケ城六十八町六反十八歩外五筆を払下げて下さいというのが願書の主旨であつた。

◇

『明治三十二年六月

愛知県尾張国東春日井郡瀬戸町

瀬戸陶磁工組頭取　加藤正三郎

仝　上

仝　副頭取　奥沢亀三郎

仝　上

仝　監督　加藤亮吉

御料局長男爵岩村通俊殿』【注】他の記録には奥沢亀太郎とある。

## (109)

# 工商同業組合の工場名登録簿

瀬戸陶磁工商同業組合の帳簿類の中に『工場名簿登録簿』があつた。明治末年から大正年間にかけてのもので、興亡流転の甚だしい

瀬戸業界の状体を知る好資料である。

◇

陶玉園　加藤五助
白雲堂　加藤周兵衛
舜耕堂　加藤祐右衛門
奇陶軒　川本桝吉
原泉堂　川本惣吉
陶楽園　加藤李左衛門
奪色園　高島金次郎
香山　小崎香山
椿窯園　加藤与八
古陶軒　加藤吉兵衛
造花園　伊藤宗五郎
真玉園　加藤松次郎

千峰園　伊藤四郎左衛門
宝玉園　加藤仙八
還情園　加藤紋右衛門
青華園　加藤五郎兵衛
松籟園　加藤村三郎
清栄軒　加藤繁十
松巌堂　加藤正三郎
保陶園　加藤保郎
古陶園　加藤伊平
竹里庵　加藤春二
古松庵　加藤五郎八
春元　長谷川源三郎

◇

精陶園　高島恋三郎
宗寮軒　高島兼太郎
新葉園　高島新三郎
梅花　加藤梅花
香雪園　加藤国太郎
錦峯園　加藤三右衛門
秋声園　加藤辰兵衛
早梅亭　加藤善次郎
梅笑園　浅井亀次郎
福笑園　加藤仁三郎
篁居園　高島徳松

大桜軒　高島宗四郎
六兵へ　高島平右衛門
山光　加藤光太郎
真昇園　加藤進二
精実園　水野義忠
柏山　高島竹次郎
山陶園　川本留松
東陽軒　高島邦之助
源陶園　長江芳松
松風軒　戸田善太郎
水玉園　加藤玉吉

陶宝園　加藤義平
真通園　加納小三郎

◇

精華園　磯村熊吉
青陶軒　加藤錯次郎
深川園　加藤誠逸
春山　中島謙太郎
貫々堂　加藤貫三
宝山　久野一郎
城山　青山国松
真古園　河本兼政
龍泉堂　加藤五平
白鳳　井上鎮治
青雲堂　加藤庄九郎
山路窯　州陶加藤覚一
精峰園　加藤弁吉

華城園　大島栄次郎
陶玉軒　水野正一
山水野　寿太郎
陶々矢野　陶々
玉山　加藤治右衛門
風加藤　順太郎
芳高島　幸之助
松米山　京次郎
霞仙洞　加藤唐九郎
古山井　上捨次郎
松華園　水野銀次郎
春峰園　竹山加藤兼三郎

（この工場名登録簿は現在所在が判らない。）

◇

昭和四年三月刊の「瀬戸地方に於ける陶磁器工業労働事情」（名古屋地方職業紹介事務局編）は、工場の規模について次のように記している。

『家族従業員のみの工場では九七・三%が五人未満の工場。雇入従業員のみの工場では三五%が五人未満の工場である。家族及び雇入従業員の混合せるものは三〇・二%が五人未満の工場。二〇人以上の規模の工場は一%に過ぎず、雇入従業員のみの工場についてみても僅か六・七%を占めているに過ぎない。』

# (110) 瀬戸窯の盛衰と労働組合の強化

明治三十八年四月二日、瀬戸、矢田間の軌道運輸を開始した瀬戸自動鉄道株式会社は、三十九年十二月、瀬戸電気鉄道株式会社と社名を変更し、四十年三月から電力運転に切り変えた。その前年に大曽根、瀬戸間の輸送も開始していたので、中央線大曽根駅との連絡輸送が実現し、原料や燃料の搬入、生産品の搬出等に利便を増した更に運賃の引き下げを伴つて、コストの上に好影響を与えた。

◇

更に数百年来の手ろくろに取つて代つて、機械ろくろ（足又は電力による操作）が出現し、かつての石膏型使用（一〇二頁、一〇九頁参照）と相俟つて、陶業技術の革命が行われた。機械ろくろでも石膏型使用でも、数年乃至十数年の年期修業の必要なく、その伝習期間は著るしく短縮され、野郎（年期徒弟）の制度は変貌して、近代的労働者の様相を帯びるに至つた。

◇

それらの影響をうけて明治四十年の生産額は百四十五万九千余円となり、明治三十六年のそれを四十万円凌駕し、明治三十年に比べると凡そ五倍に伸びている。

大正三年には明治四十年の約四割の生産増加となつているが、同年に起きた第一次世界大戦の結果、欧洲の陶磁器生産は休止の状態となり、この間隙に乗じて日本製品は世界の市場へ進出して行つた。大正八年には東春日井郡（主として瀬戸、赤津、品野）の生産額は五百八十七万八千余円となつた。更にそれが伸びて、昭和元年度には一千万円を突破するに至つた。

◇

慶長年間の瀬戸村には根窯五通、慶安年間には四通（五三頁参照）にすぎなかつたが、安永九年の窯調べには窯二十四通陶家百四十二軒となつていた。（六五頁参照）

明治十一年には丸窯が北島に三十七、南島に三、郷に十。小窯（登窯）が南島に六十八、郷に二十二、洞に九十。外に本業窯が六十三あつて、合計二百九十三となつている。

◇

明治四十一年には丸窯十八、小窯百五十三、本業窯二十四、素焼窯二百一、錦窯（上絵付窯）五十八、合計四百五十四に激増している。

昭和四年には丸窯十六、本業窯並に小窯三十四、石炭窯四百三十一素焼窯百三十八となり、殆ど石炭窯となつて窯足も早くなつた。

◇

昭和二十五年一月、瀬戸市が刊行した「瀬戸ものがたり」は『昭和十二年日支事変勃発するや、戦禍の拡大するに伴つて海外の市場は次々と閉鎖され、一方国内産業組織の一大転換のため、本市陶業は企業整備の旋風下にさらされ、千を超える工場は僅かに百余に圧縮され、従業員の大半は職場転換を余儀なくされて、七百年の伝統

に培われた陶業の前途は極めて暗たんたる状況になつた』と戦時受難期の瀬戸について語つている。

◇

日支事変以後の戦時統制経済の強化は、平和産業であるところの瀬戸地方の窯業を、いち早く再編成の対象物として取上げる結果となつた。

昭和十五年十月二十二日「中小商工業に対する対策」が決定し、更に十七年三月六日には「中小商工業者の整理統合竝に職業転換に関する件」が決定した。

◇

「企業許可令」の公布に次いで、昭和十七年五月十三日には「企業整備令」が公布された。これによつて瀬戸の製陶業者は、合併又は解散の止むなきに立到り、前記「瀬戸ものがたり」の記すような事態を招いたのである。

◇

戦時中は厳重な統制が布かれ、窯の燃料など殆んど配給がなく、石炭の代りに規格外の粗悪な亜炭、重油の代りにコールターなどを使用して、僅かに窯の煙りを上げたにすぎなかつた。

◇

昭和二十年の敗戦によつて、我が国の領土は奪い取られ、取り残された四つの島に閉じ込められた過剰人口は、食糧難のため大きく苦しんだ。

当時我が国では、経済の復興と輸出産業の伸展とを陶磁工業に期待するところが大きかつた。諸原料が自給できる上に、有り余る人的資源を抱えているのだから、格段の強味があり、そのため外貨獲得の花形としてデビューした。

◇

しかし彭湃として押し寄せて来た民主主義的思潮は、瀬戸地方旧来の家内工業の『窯焼』に大きな衝撃を与えた。それは瀬戸地方の労働者に、労働者としての自覚を喚び起して、団結を促したからである。二、三の旧い組合と、新時代の申し子である労働組合とは、昭和二十二年に瀬戸地方陶磁器業労働組合連合会を結成して組合活動をはじめた。

# (111) 大日本陶業百傑に選ばれた人々

明治三十四年十月発行の『陶器商報』は、百号記念として大日本陶業百傑を選定している。

その選定の要項とするところは

一、陶磁器商にして最も敏腕商略に富み、又はその売買の多額もしくは斯業において名誉を博したる人。

◇

一、陶磁器工業家としてその技術の他に超絶し、もしくは生産多額なる人。

一、陶画家にしてその技芸又は意匠の非凡、もしくは斯道において名誉を博したる人。

一、前三者の外、凡そ陶業界に関係を有し、その偉人と評され、又は俊才と称せらるる人。

◇

瀬戸の製陶業者の中で、その選に入つた人は次の八人である。

製陶家　川本桝吉
同　加藤杢左衛門
同　加藤五助
同　加藤紋右衛門
同　川本半助
同　加藤善治
同　加藤重吉
同　加藤作助

◇

全国各地から選ばれた人々のうち、瀬戸と関係のある人、親しみ深い名などを挙げてみよう。

京都　井上延年
同　楽吉左衛門
同　三浦竹泉
同　清水六兵衛
大阪　浅井竹五郎
名古屋　滝藤万次郎
同　松村八次郎
同　飛島井幸太郎
東京　井上治兵衛
同　堀川定山
同　加藤友太郎
同　森村市左衛門

◇

陶器商、製陶家以外の人として百傑の中に選ばれた人は左記の諸氏がある。

京都　中沢岩太
佐賀　納富介次郎
瀬戸　黒田政憲
金沢　北村彌一郎
東京　平野耕輔
同　小泉角五郎
同　塩田力蔵
名古屋　安井如苞

## (112) 明治三十年頃の割木の規格

瀬戸地方の石炭窯が、試験期を脱け出して実用期に入つたのは、明治四十年以降で、それ以前は窯の燃料といえばナルと松割木に限

られていた。窯も全部が登り窯で煙突などは一本も見られなかつた

◇

燃料の供給源は瀬戸周辺の松林で、この地方から産出する良質の陶土と共に、瀬戸陶窯の母胎となつていたのである。

新製染付焼の出現以来、大量生産へ移行したので陶土は兎も角く、松割木の民有資源は枯渇した。そこで瀬戸、赤津、下品野の窯焼は尾張藩庁へ地震だとか大風だとかの度に救済を願出て『御林』の松木の払下げをうけている。

◇

明治維新以後は、尾張藩の御林が、皇室の御料林と県有林とに移管され、見渡す限りの松林も救済又は払下の対象とならなくなつたこうしたことから、何んとかかとか理窟をつけて、濫伐をはじめ、たちまちのうちに全山禿山となつてしまつた。

◇

水野鎌三郎（安土の水野甚藏氏の父）という人が、明治二十二年頃、大廻戸（現在陶生町中橋道路の処）にカネギという屋号で割木屋を始めた。当時割木屋は瀬戸村中で二、三軒にすぎなかつた。商売始めに買入れた山が小幡ヶ原の川村山で、これは名古屋の殿様が毎年松茸狩をしたという立派な松林であつた。現地で割木にして瀬戸へ運んだが、屋敷の前が田甫で一丈ほども低かつたので、そこへ割木を積み上げた。

屋根よりも高く積み上げ、注文に応じて売つたというのだから、その壮観は今も話題に残つている。

◇

其後鎌三郎は三河の足助方面から買出したが、荷馬車などもない時代なので原木は二束三文であつた。だが運ぶことが大変で、手車に十束か十二束積んで運んだのだから、全く隔世の観がある。

◇

明治三十年頃から割木屋も大規模になり、その数も増えて来たので、勢い業者間に競争が始つた。

三河方面でも、土地の者が山を買つて立木をこなし、割木を瀬戸へ売込むという状態になつたので、鎌三郎は有志に図つて『窯薪商組合』をつくつた。

◇

水野甚藏氏方に残つている『窯薪商組合規約』を見ると、規格の統一まで行われている。

第一条　本組合は東春日井郡、愛知郡、東加茂郡、西加茂郡に居住する窯薪商を以て組織す。

第四条　本組合の目的は営業上福利を増進し、弊害を矯正するため左の諸項を確守するものとす。

総て売買の物名は見本品と齟齬（そご）せざるを要す。

又日限の約定をする時は、その期限を違わざるものとす。

薪束しめは五尺及び四尺八寸廻りの二種を定め、精々減廻りの愁なき様、周密の注意をなすものとす。

但し才木半束はこの限りにあらず。

窯焼業者と気脈を通じ、品位の改良、嗜好の適否を熟知し、彼我の利益を謀り価位を正確にすること。

◇

当時の丸窯の所要薪材は、一の間五百束、二の間五百五十束、三の間六百束、四の間、五の間各七百束、六の間七百五十束、胴木間および捨間六百束となつている。これを一円につき四・八束とすれば九百十六円七十銭となり、一立方尺十銭三厘となる。

# (113) 小窯(登窯)の由来と美濃の文書

陶磁器工業の発達過程において大きな役割を果したものは、陶窯の改良進歩であつた。地下の穴窯から、半地上窯に移行し、更にそれが、小窯（登り窯）となつて大きく進歩した。その後石炭窯の出現によつて画期的な発展を示したが、電気焼付窯となり、更に重油トンネル窯となつて、生産量の増大と、コストの引き下げに大きく役立つている。

◇

ここで瀬戸地方に小窯を導入したいきさつについて記しておく。「瀬戸窯大窯焼物並唐津窯取立来由」は美濃久尻地方に伝わる文書であるが、これによると唐津窯の様式が美濃へ、そして瀬戸へ伝えられた経路が判る。

◇

『前略―加藤四郎右衛門というものあり、尾州瀬戸において、初めて茶入を焼出すなり、然れども焼様鍛練ならざる故、口を下にして焼き、口に薬かけず、凡て姿も悪しく、殊に手厚無度にして不調法なるものなり。しかれども口はげ手は茶入の根本なり。

◇

しかして又二代目四郎右衛門当地に来つて窯取立焼くなり、数年を経て後、受領して筑後守と申すなり。

或時唐津より森善右衛門という浪人当寺（久尻村清安寺）先住一閑和尚に内縁ありて参らる。折節筑後の窯焼見物して、惜しいかな大分火力すたるという。時に筑後これを聞いて、さて何と唐津窯の容体焼様如何と問う。かの人答えて容体あらまし語り、兎に角是非に唐津へ行き、窯の容体をよくよく見分して焼様委しく相伝致されよという。

◇

これより彼の人帰国の節、同道にて僕一人連れ彼地へ行き、窯の容体焼様をねんごろに相伝して、屋敷の内に窯場を定め、四方高壁をかけ、其の後に窯打つなり。

これは余窯の者に秘密になすなり。それによつて瀬戸赤津一家の者共、是非にと希望すれども筑後容易にこれを許さず

◇

然る間、瀬戸赤津一家衆内談にて、所詮これは来る正月年礼の節、誰か一人高壁の内へ忍び入り、よくよく見分致すべしという。

さて翌年瀬戸赤津の一家参られ、種々馳走致し、酒宴半に赤津村松原太郎藏子息同苗仁兵衛というもの、小便に立つ体にて門へ出で、高壁の内へ忍び入り、見分するところを番の者共これを見て検儀致すところ、かねて用心致す間、筑後これを聞きつけて、それ狼藉者逃すなと怒り騒ぐ、その間に座敷の者共も立逃げうせたり。

◇

仁兵衛も高壁を乗越へ逃んとするところに、脇差鞘走り取落し、ようやく逃れ散々不首尾にて帰るなり。

然りと雖も、瀬戸赤津にても今に以て、郡尻（久尻）窯に相次いで唐津窯を打て焼く事、これ偏に筑後の影なり。又世間において流布して焼くと雖も、此方にて唐津窯取立筑後守根本なり」

## (114) 登窯燃料の松材。尾州藩の対策

瀬戸周辺の山々は、人の世の興亡そのもののように、時に緑に覆われるかと思えば、たちまちにして赤禿山となり、変転限りない姿を横たえている。

◇

陶祖藤四郎以前にも陶窯のあつたことを証明する古窯趾がある。しかしそれらは小規模のもので、今日の規模から見れば比較にならないほどのものであつた。

当時の工人が良土をこの地に発見し、薪と水利とそして地形とを考えて窯を築き、その後転々と薪を追つて移つたであろうことが、古窯址によつて想像される。

◇

その後藤四郎の技術を伝えた瀬戸窯は、徳川の中期には日本一の窯業地となつた。そのため燃料の供給源として、瀬戸、水野、品野、赤津、幡山地方の山林をこれに当てた。

かくて数百年以来の伐木のため、山は荒廃し、山肌はあらわに露出し、流砂は瀬戸川を埋め、遂には水害の危険を孕むに至つた。

◇

宝暦年間には、矢田川（瀬戸川）沿岸の農民が、年々の出水に苦しみ、遂に陶業の制限を求めて訴訟を起した。

これらも原因の一つとなつて、天明二年水野陣屋の山方係によつて砂防植樹と並行して陶磁器生産奨励策が樹てられ、両者の保護と育成が並び行われた。

◇

毎年三月下旬に赤楊苗を山麓に、次年には松苗を山腹に一隔年に二種を交互に植栽した。又年々関係村の庄屋は、水源普請を行つたが、年の初に起工予定地と設計とを陣屋へ報告し、その計画に随つて工事を施した。これが今日の砂防工事のはじまりであつた。

◇

宝永四年十月の大地震に罹災した瀬戸地方の窯屋は復興資材として、松材や竹材を藩庁から無償で支給されている。

その時赤津村へ下賜された松木の数量その他は「陶窯舎元祖」（仙左衛門文書）によつて知ることができる（五十六頁下段十一行）。

◇

それによると宝永四年十月に諸国に大地震が起り（富士山が大爆発して宝永山の出現した一ヶ月前）、瀬戸地方の窯が崩れたことが判る。

赤津では登窯六十間が崩れ、その復興のため藩庁から金を借り、松木千二百六十本の無償支給をうけている。瀬戸、下品野でも同様の

ことがあつて巨大な松材が伐られている。これによつて味をしめた三ケ村の窯屋は、その後口実をもうけては、払下げ又は無償支給をうけているが、濫伐の端緒はこの様にしてひらかれたのである。

## (115) 明治初年には全山丸禿となる

宝永四年の地震につづいて、正徳四年にも地震があり、赤津の窯崩れは四十間に及び、金三十両を藩庁から借入れると共に、復興用の木竹は無償で支給されている。

◇

瀬戸村の窯屋では二千九百四本、千四百七十本などが無償払下となつているが、それ以後御用窯焼の燃料名儀で、松材伐採の例を開くようになつた。しかしその頃の伐採は次の記録が示す様に間伐又は痛木を目標としたものであるが、実際には良木を痛木（損木）と称し、或は数量をごまかす等のことが行われた。

◇

『恐れ乍ら願上奉り候御事

一、松長さ五間　五本

一、同二間半　八本

右は当村窯方御藏元取建申候処、村方扣定納山にて不都合にて右寸法の木御座無く候間、当村持分椿平御林の内にて、痛木御運上にて仰せ付けなされ下し置かれ候様願上奉り候、御勘考の上右願通り仰せ付下し置かれ候。御蔭を以て取建重々有難き仕合に存じ奉るべく候

享和二戌十月

上赤津村庄屋　万藏

御林方御役所

◇

右の通り御願申上済み、享和二戌十月御林方御手代大島源内様、思召の上、半田川長江又助様御出にて椿平山林之内にて右木数伐取る。尤も御林内にて選り立て大木を伐るなり』「窯陶舎元祖」（仙左衛門文書）。

◇

その後天保年間の洪水によつて瀬戸川およびその支流の堤防、橋梁が破潰、流失等のことがあつた。修復のため堤防備林として常備されていた山林から松材数百本を伐採したことがある。それ以来しばしばこの名を借りて伐採する悪例を残した。

文久二年には松材二万九千本、同三年には二千四百本の伐採を許されているが、これにまぎれて盗伐が行われ、愈々濫伐の弊が顕著になつた。

◇

一方では陶磁器の燃料として年々枯損木の名義で伐採を許可されていたが、枯損木以外のものを伐採して憚らぬようになり、山林は急速に荒廃した。

慶応年間に御林方役所では管理人を置き、山林の監視を厳重にした

が、その効果の顕われないうちに維新の改変となり、このどさくさに乗じて、盗伐濫伐が横行した。

◇

『御預申候梢伐株之事

一松株拾五　但株廻り尺二寸

一同十二　但株廻り九寸

右は当村分御林の内にて此の如き梢伐株出来仕候に付、御改の上村方へ御引渡なされ、たしかに御預り申候、重ねて如何様の儀、仰せ付られ候共、いささかも違背申間敷く候、これに依り御預り手形差出申候処如件

巳八月　瀬戸村庄屋　加藤吉右衛門

東方御総管所』

◇

『恐れ乍ら御達申上奉候御事

一今般梅の木と申所、梢伐これ有候に付、吟味仕るべき様、厳しく仰せ渡され畏み奉り候。村方一統吟味仕候得共、手懸り御座無く、今以て当人相判り申さず、迷惑仕り候、此上もなお油断なく吟味仕り、当人相判り次第相連れ申上候、これに依り右の段御達し申上奉り候以上

巳十一月　瀬戸村庄屋　加藤吉右衛門

東方御総管所』

◇

巳年は明治二年に当るが、明治七、八年頃までには、瀬戸周辺の山林は殆んど伐り尽されてしまつた。

# (116) 歴史は繰り返す治山治水

瀬戸附近の山林が荒廃したので、流砂による損害は年と共に激しくなつたので、明治八、九年頃には戸長、副戸長等の名によつて砂防設備の要請が県当局宛になされた。

◇

県では明治八年十一月二十三日、土木費課法を布達して工事を起したが、工事の重大性を痛感し、内務省に状況をつぶさに報告した内務省では土木局御雇工師オランダ人デレーケを派遣し、現地について調査させた。その結果修築の必要が認められ、土木局の直営工事として、明治十一年度から十三年度に亘つて砂防工事が施された

◇

その後土木局は事業の継続を休止したので、県費をもつて続行することになつたが、当初の設計通りに施工することは県の財政の許さないところから、僅かに堰堤等を修理する程度に過ぎなかつた。尚明治十三年八月二十四日には、水源作業管理規定が設けられ、水源の涵養につとめ、谷川に堰堤を設ける等のことがあつたが、経費に限りがあるので荒れ果てた広大な区域に対応することができなかつた。

明治十八年から同三十二年までに支出した県費は十万八千六百五十

一円である。

◇

明治三十年三月二十七日、法律第二十九号を以て砂防法の公布があり、次いで同三十二年には砂防指定区域の設定があつて、瀬戸地方はそれに加えられた。

当時瀬戸町附近に在つた御料林凡そ四千町歩の内、砂防を必要とする禿山は百九十八町五反歩に亘つていた。砂防経費二十九万三千四百余円を以て明治三十三年に着工、同三十五年に竣工したのが、我国最初の大規模な砂防工事であつた。

◇

深野愛知県知事は、砂防工事完遂後の山林の将来性に着目し、砂防指定地区域にあたる土地の買収を計画し、明治三十八年、東京農科大学の河合林学博士にその調査を依頼した。調査の結果、明治三十九年九月、郡部参事会（県会）において金六万四千三百十円を七ケ年継続支出とし、東春日井、愛知、西加茂、丹羽の四郡の御料地台帳面五千二百町歩（実測見込八千三百町歩）の払下げをうけた。

◇

その結果砂防工事は県の事業に移管され、明治四十年から三十ケ年継続事業として總額二百九十五万九千八百円を計上し、県会に於て議決された。

県は砂防工事の設計を東京農科大学に嘱託し、同大学の雇教師オーストリア人ホーフマンの指導のもとに、瀬戸の印所地内にオーストリア式砂防工事を模範施設として施工した。

◇

明治四十三年に大洪水があつたが、政府は十六ケ年継続の治水事業計画を立て、更に農商務省は省令を以て、荒地復旧費補助規則を発布したので、県では政府の方針に順応して、既定の三十ケ年継続事業を十七ケ年継続に短縮変更した。

これによつて砂防工事は完成し、禿山一帯が着々と緑化し、治水治山の目的は達成された。

◇

それが第二次世界大戦の戦況悪化と共に、昭和十八、九年頃から防空壕の設置が要望され、その資材として松材の伐採を黙認した形となつたので、県有林、東大演習林（旧御料林）で盗伐が行われた。更に戦争末期から敗戦後にかけての燃料不足（配給皆無）と国民道義の頽廃とは、半ば公然と盗伐が行われ、たちまちのうちに全山を丸裸にしてしまつた。

◇

その後国民生活の安定と、道義心の恢復とによつて、国民の間に国土の緑化運動が起り、政府も又国土計画の一環として、治水治山に着手し、数年来数億円の巨費を投じた結果、ようやく瀬戸の山々も生気を取戻して来た。

## (117) 萩御殿の由来と高根山行幸

瀬戸周辺の大規模な砂防工事が進捗するにつれて、内外の専門学者、治山治水関係者の視察見学が相次いだ。そこでそれらの人々の利便を図つて、工事現場の中で最も眺望のよい山口村に近い茨の小丘に小亭を建た。萩を以てこれを囲つたところから誰れいうとなく『萩の茶屋』と呼ばれた。

◇

明治四十三年十一月七日、東宮殿下（大正天皇）は臨時第三、第十五師団対抗演習のため、名古屋城内の偕行社に御駐泊の途次、瀬戸電鉄の特別乗用車で瀬戸へ行啓された。

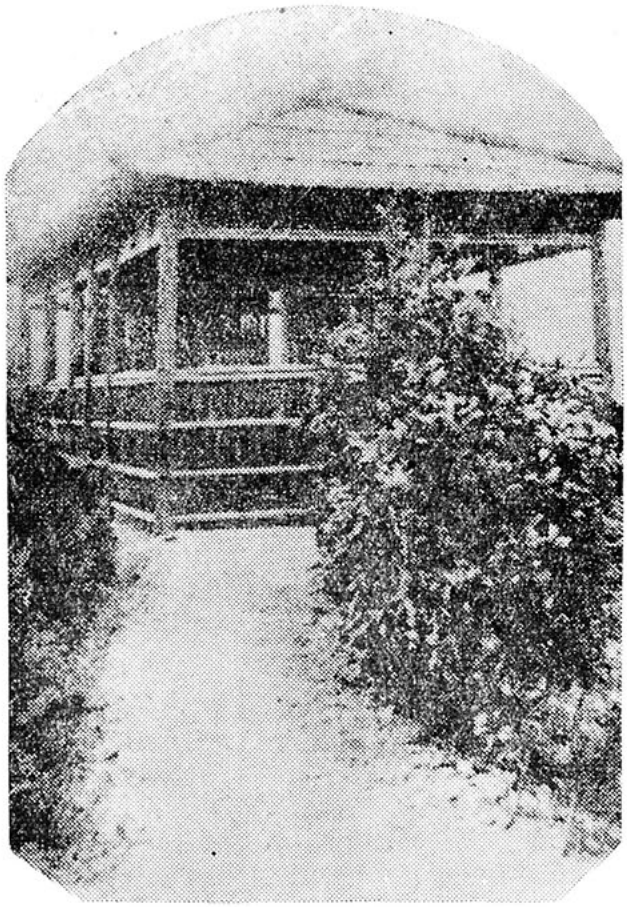

＝明治末年の萩御殿＝

そして萩の茶屋において、親しく砂防工事を御覧になり、若松の御手植があつた。その光栄を記念するため、萩の茶屋を『萩御殿』と改称することになつた。

◇

東宮殿下は、砂防工事を御覧の後、午後二時五十分、陶器学校に行啓され、実習教授の模様を視察せられた。そして生徒の作品十一点の御買上げ等のことがあつた。

◇

萩御殿へは萩殿町から西へ向つて登る道があつたが、急坂だつたので昭和十三年、水無瀬川の上流から登る道を新しく開設した。これは窯業学校（陶器学校を改称）の生徒の勤労奉仕によつてなされたものである。

◇

現在では萩御殿の小亭は跡方もなく腐朽し、僅かに石柱一本が行啓のことを物語つている。

東からの登り坂には、知名人の記念植樹があつて、これを標示した地上四尺五寸、巾三寸六分角の杭が建てられていたが、これも又朽ち果てている。

◇

この標柱について、ありし日の記録をたどつてみると次の通りである。

大正十三年十月二十九日、記念楓樹、山脇愛知県知事。
年号記載のないもの、記念椿樹、中井山林局長。
明治四十一年十一月二十五日、記念樟樹、大津農商務大臣。
明治四十二年十月九日、記念桜樹、平田内務大臣。
明治四十四年一月六日、記念松樹、治水会員。
大正十三年十一月七日、記念扁柏樹、帝大教授諸戸林学博士。
昭和四年六月十二日、記念高野槇、入江山林局長。

◇

美濃ノ池の高根山には今上天皇の行幸を記念する碑が建てられている。

――碑　文――

昭和二年十一月、大元帥陛下親シク大演習ヲ尾三ノ野ニ統ベサセラレ、十六日畏クモ蹕ヲ此ノ地ニ駐メ給フ。此ノ日雨霽レ旭日瑞雲ノ間ニ輝ク、仰ゲバ幾十ノ飛機天高ク翱翔シ、俯セバ幾万ノ貔貅玉馬近ク相搏チ、山川為メニ震撼ス、是レ洵ニ空前ノ盛事タリ、村民仍テ之ヲ栄トシ相謀リ、碑ヲ建テ後昆ニ伝フト云爾

昭和三年四月

愛知県知事　正四位勲三等　小幡豊治謹撰

佐分清之敬書

# (118) 瀬戸の丸窯と小窯

瀬戸の丸窯に関する北村弥一郎博士（後述）の手記（明治三十九年）

◎北新谷大松窯

| 間の名 | 棚板の大きさ | 通数 | 枚数 | 棚組 | 焼成時間 | 所要松薪 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 胴木間 | ―― | ―― | ―― | ―― | | |
| 捨　間 | ―― | ―― | ―― | ―― | 約三〇時間 | 約六〇〇束 |
| 一の間 | 長一、三尺 幅〇、九尺 | 一〇 | 七 | 七尺 | 三五―六〇 | 約六〇〇束 |
| 二の間 | 同 | 一一 | 同 | 同 | 三六―四〇 | 同 |
| 三の間 | 同 | 一二 | 八 | 八尺 | 四〇―五〇 | 一通に付き薪五〇〇束宛を要する割合とす |
| 四の間 | 同 | 一四 | 九 | 九尺 | 同 | |
| 五の間 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |
| 六の間 | 同 | 一五 | 一〇 | 九、五 | 同 | |

一束五尺巻

◇

大松窯五の間の焼上製品価格。普通八百円とし、千円を出すこと極めて稀なり。又焼き損ぜし時は八百円の六掛を得るに過ぎざることあり。

大松窯は共同窯にして七人にて焼けり、六の間の焼主加藤豊吉は、森村注文品三道具、砂糖入、乳入、水指、花入、蓋物、丼等を焼き薪約百五十円・百六十円を費し、製品焼上価格の約二割に該当し、時に二百円（即ち二五%）を使用せしことありと聞く、但し八分焼のもの多し十分に焼く時は歪む憂あり。

◇

薪の価は一円に四・八―五束とす。

棚板と製品焼上価格。一・三尺×九寸の絵蓋上、五寸の上に板の厚さを加え、六寸に付き下等物は三十五銭、上等物は一円、平均して五十銭を出す。

◇

◎陶玉園五助古窯（小窯）

陶玉園は米国向磁器を焼成し、古窯（小窯）二登を有す。大いさ殆んど同大なるも、西にあるもの僅かに大なり。東窯の寸法次の如

し。（数字は尺を単位とする）

◇

| | 捨間 | 一の間 | 二の間 | 三の間 | 四の間 |
|---|---|---|---|---|---|
| 高さ（最高部） | 三・九 | 八・八五 | 九・六 | 一〇 | 一〇・一 |
| 後壁垂直部高さ | ―― | 七 | 八 | 八 | 八 |
| 幅 | 二 | 五・八 | 六・五 | 六・八 | 九 |
| 長さ（前部） | 二二・一五 | 二四・二 | 二六 | 二八 | 二八 |
| 同（奥部） | ― | 二五 | ― | ― | ― |
| 地床傾斜 | ○ | ○・五 | ○・五 | ○・五 | ○・五 |
| 前狭間 数 | 一六 | 二二 | 二四 | 二六 | 二六 |
| 前狭間 深さ | 三・五 | 三・五五 | 四 | 三・八 | 三・三五 |
| 前狭間 円径 | ○・九 | ○・五 | ○・五 | ○・五 | ○・五 |
| 前狭間 間隔 | ○・六 | ○・六 | ○・六 | ○・六 | ○・六 |
| 奥狭間 高さ | ― | 一・五 | 一・五 | 一・五 | 一・五 |
| 奥狭間 同両側 | ―― | 一・六 | 一・六 | 一・六 | 一・六 |
| 奥狭間 孔幅 | ― | ○・六 | ○・六 | ○ 六 | ○・六 |
| 奥狭間 枕幅 | ○・六 | ○・六 | ○・六 | ○・六 | ○・六 |
| 奥狭間 奥行 | 一・八 | 三・一 | 二・六 | 二・五 | 二・五 |
| 出入口 高さ | ― | 五・五 | 五・六 | 六 | 六 |
| 出入口 幅 | ― | 二・一 | 二・五 | 二・五 | 二・五 |

窯壁。下部の厚さ一尺二寸、天井にて八寸五分。

◇

前狭間孔。一の間より四の間に至る各間内両端にある。各一は楕円形をなし、一孔を二つに分ると雖も、上表はこれを一個と計算せり。其他の中央なる各孔は、いずれも同大にして直径五寸なる円形なり。

素焼室。四の間を素焼窯となせり、素焼窯は楯を有するのみならず、中央に天井を保持ずるの必要上、中仕切壁を有し、この中壁には楯に接近して通路を穿てり。

◇

煙突。四本を設く、其高さは全長八尺にして下部二尺を土管とし、上部六尺を鉄板製とし、煙突の素焼室上端より出ずること五尺にして、内径は九寸なり。

◇

容積の例。窯の厚狭により七並なるあり、五並なるあり、一並七組に分ち、一組づつ持込み積重ぬ。奈良茶碗は一組五個、即ち七組にて三十五個、コーヒー碗の或物は、七個即ち七組にて五十個ばかりとす。（『工学博士北村弥一郎窯業全集第三巻』加藤愛吉氏所蔵本による）。

# (119) 石炭窯の元祖について

明治初年にドイツから来朝したワグネル博士は、我が国窯業の指導につくし、ワグネル窯（東京）を残した人だが、同博士の石炭試

驗窯は、角窯の一方口で、反対側に火焔を送るようになつていた。そのため火度の平均を欠き、実地に応用できなかつた。

◇

それを改良したのが名古屋の松村八次郎翁で、明治三十二年に旧愛知県庁前の貿易商田代屋の工場（元松村工場）の片隅を借り受け、小さな石炭窯を築いて研究に着手した。恐らくこれが日本人の築いた石炭窯の第一号だつたであろう。

幾度となく失敗し、そのために産を傾け、義父九助からは勘当をうけ、病に倒れる等のことが続いたが、明治三十三年三月、欧米視察の旅行に出発、明治三十五年一月に帰朝した。

◇

この年に、海外視察によつて得た知識を盛り込み、両口の石炭窯築造に成功した。

窯は両方の焚口から燃焼して、火焔を窯の天井に送り、更にそれを窯の底に引く方法（倒煙式）によるものであつた。そのため熱度が平均し、しかも外壁の築造法は在来と同一工法であるため、非常に簡単であり築造費も低廉であつた。

◇

八次郎翁はその結果を大日本窯業協会誌に連載して、一般業界に公表し、その普及に尽した。それらのことがあつて松村式石炭窯は全国的に普及したが、この八次郎翁こそ、我が国の硬質陶器発明の功労者で、名古屋松村硬質陶器の始祖、石炭窯の元祖として、不朽の功績を残した人物である。

◇

明治三十四年に瀬戸陶器学校が八百円の県費補助をうけて石炭窯を築き、翌年二月二十六日に、初窯の火入れを行つている（松村式の成功したのは十一月頃）。校長は瀬戸地方の石炭窯の先覚者黒田正憲氏であつたが、いわゆる試験時代なので失敗の連続であつた。『新愛知』（中部日本新聞の前身）は、明治三十五年二月二十五日の紙面で『瀬戸陶器学校にて、昨年八百円の県費補助に依りて築造したりし、陶磁器石炭窯は、明日第一回の火入試験を執行する由』と報じている。

## (120)

# 黒田政憲校長の石炭窯研究

明治三十八年一月一日付の『陶器商報』には、黒田校長の談話が載つているが、この頃になると研究も可成り進展したらしい。

『石炭焼の效果。

東京高等工業学校にて石炭焼を始めてから、今日に至るまで隨分久しい。その間京都でも、有田でも、土岐津でも、瀬戸でも学校又は試験所が率先して石炭焼を開始して、何れにても相応に成績は挙つている。

◇

然るに窯業家が一向之を応用せぬ。否応用せぬのではない。現に名古屋の松村八次郎氏の如きは、盛んに石炭窯を使用している。聞

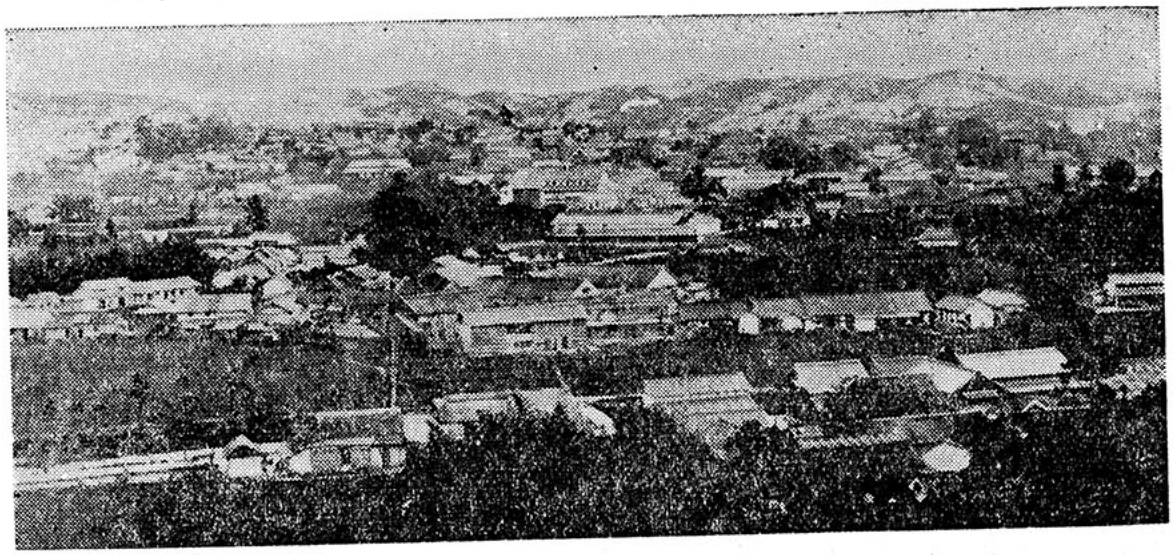

＝瀬戸の年九十二治明い無の突煙＝
（深川小学校のあたりから南を望む）

けば京都にも素焼窯に応用する窯業者が出来たそうな実に結構なことだ

◇

瀬戸でもある窯業家が磁器焼成に応用して見たことはあるのだが、一回にては充分の効果を得なかつたので、窯を再築して再挙をはかつている。

窯業家が失敗するのは、一向石炭焼に無経験であるにも拘らず、自己の考えを以て窯を焼いてみようなどとするからである。

◇

失敗は成功の基であるから、何も驚くに足らぬが、唯挫折せずに進むべきである。兎に角窯業家が石炭焼を応用せんとするに至つたことは喜ぶべきことである。

そこで石炭焼といつて別に六ケしい仕掛が入るのでもなんでもない。ある会津の窯業家が石炭焼といえば、耐火煉瓦や普通煉瓦で築かねば窯にならぬかと思つていたと瀬戸に来て話していたが、斯の如きは誤想の甚しきものである。

◇

瀬戸の試験所などでは、瀬戸流の窯の築造法を用い、これに煙突を附し、焚火を変えているばかりで、立派に焼成ができるのだ。近頃にては焚手も段々熟練して、実に完全に磁器を焼成している。松割木に比すれば非常に安いものになる。

◇

石炭にて陶磁器を焼成するのは、石炭を取扱う焼手の熟練次第であるから、まず焼手を選ばねばならぬ。然るに新に石炭窯を始める窯業家は、松材を取扱う考で石炭を取扱うから失敗する。松材で焼くのも学理上からは同じことであるから、よく理窟を考えてやれば失敗はない。

◇

窯業家は、何んでも学問のある人に諮つてやるのが一番確実なやり方だ。石炭焼を始める人は焼手の熟練にあるのだから、先ず焼手を養成するため、京都でやつているように先ず素焼窯に応用するのがよい。その中に石炭の取扱い加減を自得するようになる』云々。

◇

黒田校長の石炭窯に関する研究意欲は極めて旺んであつたが、数年に亘る努力の結果はようやくこの一文となつて現われたのであるしかし瀬戸の業界はこの先覚者を白眼視して旧態依然としていた。

# (121) 黒い石炭で白い瀬戸物が焼けた話

瀬戸で陶器学校が開校（明治二十八年）された当初は、三ヶ年つづいて卒業生は三人づつであつた。その第二期卒業生の一人である市川丈太郎氏は、当時の思出について語る——。

◇

『学校という名前はついていたが、情けないことに世間からヤロウ学校、土こねり学校などと呼ばれ、少し気のきいた者は、途中から退学してしまうという始末だつた。

国務大臣になつた加藤錠五郎氏なども入学はしたが、すぐやめてしまつた。

私は卒業後、職員の末席を汚し、最初は助手でしたが、後に助教諭になりました。その頃心配させられたのは瀬戸町内の廃校論で、第一回の廃校論は明治三十六、七年頃に起りました。

◇

黒い石炭で——、しかも黒煙りを盛んに吐く石炭で、白い瀬戸物を焼くといい出されたのが黒田正憲校長でした。そして窯を築いたのですが、今日の石炭窯とは構造の違つた片口窯で、後ろの煙突に引かせるようになつていました。

◇

この窯を明治三十五年に築いたのが、窯打の名人常助。窯打の常助か、常助の窯打ちかといわれたほどの名人でした。

その常助が校長の指図で窯を打ちながら、こんな窯で焼けたらお目にかからん。黒い石炭で白く焼くなんてそんな無茶な話があるかというのです。

果せるかな、何回焼いても具合よくいかない。真黒になつてどうしてもうまく燃えなかつた。

◇

学校の経費は年四千円位で、そのうち国から千円、県から五百円の補助金があつて、町の負担は二千五百円となつていました。瀬戸町の総予算が三万円そこそこだつたと思われるから、可成り大きな出費だつたのです。だから黒い石炭で瀬戸物を焼くという研究に対しても相当非難の声が起きました。

◇

そこで私は助手の平浜君と二人て、三尺ばかりの窯を造つて、それこそ寝食を忘れて焼いたものです。今から考えると無茶苦茶な焼方だつたのですが、五、六回焼いている中に、ほんの偶然から立派に焼けました。

◇

その時の嬉しかつたこと、黒田校長などは嬉し涙をこぼされた程です。このようにして白く焼き上げることに成功したが、大きい窯ではどうしても焼けなかつた。しかしこれが刺激になつて、各方面で石炭窯の研究がはじまり、今日の成功を見るに至つたのです』。

# (122) 品野の石炭窯と植木鉢

品野町大字下品野字窯の山本与三吉翁（八四）は、品野町で最初に築いた石炭窯について次の様な体験を語られた。（昭和三十年八月二十五日）。

◇

『私が名古屋の七曲町の松村さん（硬質陶器）に勤めたのは二十五才の時でした。主人は九助という人で、若主人の八次郎さんは東京の学校出でしたが、九助さんの娘むこでした。明治三十二、三年頃から石炭窯を築いて研究しておられたが、うまく焼けないので失敗つづきでした。

洋行から帰つて、両口窯を発明して成功されました。

◇

私は日露戦争の真つ最中に品野に帰り、水野作太郎さんをすすめて石炭窯を築きました。十二尺角の両口窯で、内部は七尺に八尺のものでした。鋳物のロストルを使用したり、煙突を建てたりしましたが、これが品野で最初の石炭窯でした。少し後れて明治四十年頃に戸田兼助さん、それよりやや後れて加藤新右衛門さんなどが始められました』。

◇

故水野作太郎の妻水野しか（八三）さんは、品野最古の石炭窯について次のように語つた。

『亡くなつた主人は左官でしたが、与三吉さんに窯焼の仕事を教えてもらつて始めました。登り窯と石炭窯と二つの窯で焼いていましたが、石炭窯を築いた年が何年だつたか覚えていません。石炭窯を築いた年には長男の春松が弁当をもつて学校に通つていましたから、たしか十二才位の時でした。

次男の正男はお腹の中に居たか、生れたばかりだつたかと思います。』

◇

春松氏は明治二十六年生れだから、十二才といえば小学校四年生（当時の最高学年）の卒業前（明治三十七年）に当り、正男氏はその年に生れているから、品野最古の石炭窯は明治三十七年に築窯されたことになる。

◇

更にそれらの事実を裏付る史実として、製品の販売ルートの大変革を挙げることができる。その頃までの品野の植木鉢は、品野の問屋の手を経て各地に卸売されていたが、水野作治郎は東京芝琴平町二丁目のヤマ須、須田安之助と直接取引を開始し、続いて滝ノ川西ケ原町のマル長、植松長次郎との間にも盛んな取引が行われた。

◇

これに刺激されて戸田兼助翁なども石炭窯に切り代え、東京直送をはじめた。先代加藤新右衛門氏などもそれにつづいて石炭窯焼成をはじめたが、これらは明治四十年以後である。

## (123) 煙突の元祖と身上のねじれた話

名古屋の貿易商、田代屋の支配人加藤梅太郎（一二五頁参照）は名古屋の宮崎家から、加藤家（名古屋）へ養子に行つた人だが、その弟の鎌三郎は瀬戸の箱五郎（寿屋材本店加藤寿一氏の先代）さんの養子となり、加藤鎌三郎と名乗つた。

ところが、その頃瀬戸に加藤鎌三郎が八人も居てまぎらわしいので実家の宮崎に復帰し、爾来宮崎を名乗つた。

◇

この宮崎鎌三郎（瀬戸商工会議所会頭宮崎泰三氏の義父）によつて在来の割木窯に煙突が取り付けられ、瀬戸地方で最初の煙突が建てられた。時の人々は目を見張つたが、それ以来この人を指して『煙突鎌さん』と呼ぶようになつた。

煙突は鉄製で高さ六十尺もあつたのだから、評判になつて、わざわざ見物に出かける者もあつた。ところがうまく焼けないのでしばらくそのままになつていたが、其後二十五円で加藤五助に売渡された

◇

五助工場ではこの煙突を新しく造つた石炭窯に応用したが、火を引き過ぎて煙突が真つ赤に焼け、夜間には火柱を立てたような壮観を呈した。

その頃五助工場の製品の中に、原因不明の鉄粉がまじつたものが出るので、いろいろ調べてみると、煙突の焼け錆が鉄粉となつて落ちて来ることが判り、早速土管の煙突と取り替えられた。それ以来瀬戸の陶窯に鉄製の煙突を見ることができなくなつた。

◇

これより先、明治三十八年に赤津村の山甚こと山口甚四郎は、在来のげんろく窯を工夫して石炭を焚いた。四十年頃になると加藤平兵衛、加藤丈助、松原鉄五郎などによつて、両口の石炭窯が築かれたが、その大部分は焼成に失敗して倒産した。

加藤丈助翁は、当時を回顧して

『明治四十年頃、品野で石炭窯をはじめられた新右衛門さんの指導で石炭窯を築き、石炭による還元焔焼成をはじめたのですが、失敗つづきで身上（財産）がねじれてしまいました』と語つている。

## (124) 瀬戸模範石炭窯の築造費

明治四十一年の夏、安土（現在の京町二丁目村川悦三工場）にあつた瀬戸町外八ケ村立高等小学校の裁縫室を取壊し、その趾に瀬戸生産組合が農商務省の補助によつて石炭模範窯を築造した。その年の十月に竣工したが、煉瓦積は渡辺豊蔵が請負い、工賃として五百円が支払れている。

◇

初代の所長は瀬戸町南新谷井上林蔵で、二代目は加藤清長＝現住瀬戸市西谷町＝だつたが、その成績も概ね良好であつた。

次に北村弥一郎博士（詳しくは後述）の窯炉に関する文献の中から『瀬戸模範石炭窯築造費』について記録しておく。

◇

内径五米なる倒焔式窯築造費の細目。

耐火煉瓦。前備陶器会社より購入分　千四百七十二円五十六銭
同。瀬戸にて製造せし下等並形　七百九十二円四十二銭
耐火モルタル焼粉。石油空函一杯十八銭　八十六円七十六銭
同上用粘土。五千七十貫　二十二円四十六銭
赤煉瓦。五万個　六百二十円
モルタル用川砂。四荷百二十貫一車代四十銭　六十三円八十銭
石灰。十六貫入二十五俵、七貫入二十六俵　十九円八十銭
掛物砂。モルタル用四荷百二十貫一車代六十銭　六十三円八十銭

◇

地形用松丸太。百六十本　二百五十二円
コンクリート。五十七円五十銭
煉瓦積工。同手伝共（渡辺負請）五百円
地形其他に要せし雑役人夫。百七十三円十八銭
窯の構築に際し煉瓦積手伝以外の人夫。四十五円六十四銭
足場用木材損料及び切断せし損料代。二十一円
足場かけ人夫。三十九円二十九銭

◇

迫枠。大工手間賃共。七十二円五十銭
セメント。二十三樽百十五円
締金其他金物材料一切。四百七十二円
金物工賃及び運賃　百十四円
雑品。荷桶・天秤棒・バケツ・箱・シャベル　二十八円五十銭
諸雑費。報酬等を含む三百二十三円二十九銭
合計　五千三百四円五十銭
外に家屋、地所等に要した金。三千三百四十三円七銭

◇

第一回焼成は、明治四十二年三月二十四日午前八時焚附け、二十八、九時間焼成した。火勢が急であつたため、火前の匣鉢が倒れる等のことがあつたが、SK十二からSK十四を示し、染付の発色、瑠璃釉の光沢など薪材焼と異るところがなかつた。

◇

第一回焼成の記録ー。二十四日午前八時焚附。窯内冷やかに且湿潤せるが故に吸気を起さず、黒煙焚口より窯外に噴出し、窯屋内為に暗し、この状態午後一時に至るも止まず。依つて午後二時各焚口の直上に設けある直焔的火孔を開放し、吸気を起さしむ。（中略）二十五日午前十時出入口部の下部に設けられたる色見孔の煤消失せるを認む。午後一時SK〇五倒る。午後二時西色見上に画浮く、依つて直に大火に移り交互投炭をなす。（中略）この状態にて午後八時三十分に至り色見を出す。各色見孔悉く焼成成績不揃なりしも、いずれに於てもSK十三全く倒れ火度の焼火終結に近きを示せり。

# (125) 模範石炭窯を有田へ伝える

模範石炭窯の二代目の主任として、この仕事に専任していた加藤清長氏＝瀬戸市西谷町＝について、当時の様子を聞いて筆録する。

◇

『瀬戸では一般にあの窯のことを試験窯といつていますが、これは通名、略称とでもいうべきもので、正式の呼称は模範石炭窯というのでした。

これの建造、運営に当つたのが、瀬戸生産組合といつたかどうか記憶にありません。しかし瀬戸の同業組合ではなく、何か他の名称をもつた名前ばかりの団体でした。多分農商務省から補助をうけるために付けた名前だつたと記憶しています。

◇

土地は町役場のもので、窯その他の施設はその組合のものでしたあの石炭窯は、二階造りになつていて、下は本焼窯で、二階は余熱を利用する素焼窯になつていました。そして窯の中央に煙突を取り付けてありましたが、素焼はうまく焼けませんでした。

◇

焼成時間は三十時間から三十五時間位だつたと思いますが、攻め焚は八、九時間位でした。

石炭の消費は凡そ一万三千斤位で、この代金は八十円位でしたから一万斤当り六十二、三円だつたと記憶しています。

窯の中心部や側壁のあたりを上中下三段に分けて、ゼーゲル・コーンを十二、三ヶ所も立て、それぞれの火度をしらべたものです。

◇

ネラシ焚、攻め焚の時間、投炭量、色見の回数など厳重な記録を取つていましたが、何分旧いことですから忘れてしまいました』

◇

模範石炭窯の築造を請負つた渡辺豊蔵の下で、窯築きの手伝をした洞の水野栄左衛門（水野寿山氏の祖父）は有田の有田工業学校の試験窯を築くために招かれて九州に渡り、倒焔二階式石炭窯を築造した。

◇

この窯に使用した道具類は全部瀬戸で調達して送つたのであるがその中にはバケツ、手桶、天秤棒までであつた。

有田工業学校の窯は明治四十一年十二月に竣成したが、栄左衛門は彼地に一年ばかり滞在して、各地の窯場で石炭窯を築いた。

◇

◉有田工業学校試験窯。

窯　式　倒焔式二階石炭窯

窯　大　内径六尺、高さ六・五尺、壁厚煉瓦三枚、総高（地盤より煙突の上端迄）三三尺、焚口四個

築造費　九百四十三円九十八銭五厘

石　炭　学校着一万斤四十七円【注】瀬戸は六十一円五十銭

# (126) 瀬戸の石炭窯・石炭商・焼付屋

明治三十六年北新谷のに加藤善次郎（三代弘法善次八二頁）によつて石炭窯が築造された。（一五五頁上段の『ある窯業家』に当る）次いで洞の加藤周次（進氏の父）が石炭窯で小学校用の筆洗、絵具皿などを大量に焼き出しのは明治四十一年頃だと伝えられている。

◇

最初はうまく焼けないで、二度も三度も失敗したが、五、六窯目から調子よく焼けるようになつた。

窯の大きさ　七尺角
煙　突　高さ　三十六尺　太さ　一・五尺土管
焼成時間　十二時間
所要石炭　二千斤（一万斤六十円だから燃料費十二円弱）
一窯製品代　四十五円

◇

九州から帰つた水野栄左衛門（一六〇頁参照）は、洞で石炭窯を築いたが、加藤博助、水野重太郎、水野庄太郎なども共同又は単独で石炭窯をはじめた。

上ノ切の井上林蔵、加藤徳次郎（景三氏父）なども早くから石炭窯に転向されていた。

◇

加藤博助窯

窯の大きさ　六、五尺角　高さ　八尺
煙　突　内径　一、五尺土管　高さ　六間
煙道は二筋とし　内径一、三尺
天井と匣鉢との間隙　三、七寸
焼成時間　十二時間
所要石炭　千七百ー千八百斤（一万斤の価六十三円）
一窯製品代　五十五円、製品は茶漬碗とす。

【注】この窯が明治四十二年に築造されたことは、同家に所蔵されている警察署宛の許可願で判明した。（博助は加藤愛吉氏の父）。

◇

瀬戸で石炭商の草分けは、八百六こと浅野六三郎で、少しおくれて南の深田屋の近くで三菱がはじめた。それに対抗して柳町の元小林寿吉宅で三井の店をヤマカが始めた。

◇

大正二年頃には、新道の焼付屋加藤斉によつて石炭窯の焼付が研究された。窯から出したときの焼上りは綺麗だつたが、三、四日経つと絵具に白い粉が浮いて、汚なくなつた。三年位も研究を続けたが不成功に終つた。

これより先、大正元年末には瓦斯会社（後述）の後援によつて、瓦斯による焼付を同氏が試みたことがある。焼き上りは松割木以上の効果を上げたが、火口の鉄管が灼き切れて、これもまた失敗に終つている。

# (127) トンネル窯実現までの段階

昭和十二年十月一日、瀬戸市では公会堂において「産業振興座談会」を開き、市政施行八周年記念事業の一つとして取り上げたのが「産業設備改良に関する件」（トンネル窯の築造）であつた。産業調査委員など二十一名列席。

◇

十一月二十二日、トンネル窯の権威者曽根昇三氏を招いて産業振興座談会を開催。委員はじめ二十三名列席。

曽根氏は岐阜県恵那郡陶町の製陶業で、名古屋市熱田にタイル工場を、陶町に半磁器工場と白生地工場を持ち、対島に原料工場、満洲国に合弁のタイル工場を経営していた。

同氏は曽根式トンネル窯によつて優秀な成績を挙げて居り、トンネル窯の権威者であつた。

◇

十一月二十六日、熱田の曽根タイル工場を見学、親しくトンネル窯の現状を視察した。参会者加藤庄平氏外十六名。

◇

十二月二十五日、産業振興調査委員会開催。十一名列席。

トンネル窯築造費として二十九万七千円の予算を立て、設置の場所は試験場南の県有山林。経営とし工業組合に利用させ、使用料で市債の弁償。本省其他の助成補助をうける運動。設置経費は市費特別会計として昭和十三年度予算に計上等について協議した。

◇

十二月二十七日、大日本窯業協会理事長、熊沢治郎吉氏の来名を機に、日陶連事務所において会見し、その所見を聞く、七名列席。

昭和十三年一月十六日、熊沢治郎吉氏を迎え、瀬戸陶磁工商同業組合の二階において座談会を開く、列席者委員始め二十五名。

◇

三月二十五日、市会協議会を開く。

トンネル窯設置の目的として生産費の低減。製品素質並に規格の統一等の外に、新しく防空防護の完備を加え、夜間煙突から吐き出す火焔を防ぐ点について強調した。

◇

四月十一日、第三師団に防空施設として陳情、一行七名。

陳情の結果、翌十二日土井中尉より「本件直ちに参謀長に申達した処、先般参謀長会議に於て、既に当地方の窯業工場の火焔は問題となり、本省方面に於ても充分の認識を与え置きたり、依て今回出向に関しては、特に左の二課に出頭具情せられたし。陸軍省防備課参謀本部防空課」

◇

四月十五日上京、商工省、厚生省へ陳情。

四月十六日、内務省、陸軍省、企劃院へ陳情。

陳情書

陶磁器工業都市の防空防護並に住民の保健衛生の完璧を期し、併せて陶磁業の振興に資し度、別項の通り改良窯（トンネル窯）を設置し、斯業の指針と致すべく候条、格別の御詮議により補助金御下附相成度此段及陳情候也

昭和十三年四月十六日

瀬戸市長　古村貢三郎

◇

上京陳情の結果、「中小工業の戦時工業転換に要する経費補助」に該当させるのが適切であることが判り、トンネル窯の設置は市が手を引いて陶磁器工業組合が当ることになつた。

そこで計画を立て直し、設備費総額百六十万円。所管商工省。補助率設備費の二分の一。被補助体を工業組合及び聯合会とした。

◇

昭和十四年、瀬戸陶磁器工業組合の共同施設として、国庫補助、県並に市の補助を得て瀬戸地方最初のトンネル窯が寺山町に建設され、日本電磁器会社によつて運営されたが、同社の経営不振のため休止となつている。【注】大正九年東洋陶器株式会社で、日本最初のトンネル窯を完成。いずれも石炭を燃料とするガス発生炉。

## (128)

# 受難期を乗り越えた重油窯の現況

瀬戸地方において重油を燃料とする窯の創始者は西泉町の山広製陶所水野広松氏で、昭和五年一月六日に重油焚本窯に火入れをし、爾来引続いて今日に及んでいる。

製品は専ら衛生陶器とタイルである。

◇

昭和十四年、日本がいよいよ戦時体勢に入つて、各種の物資に統制が布かれ出した頃、愛知県下で重油を燃料とする窯が稼動していたのは、名古屋の日本碍子会社と瀬戸の山広製陶所の二ヶ所だけであつた。

◇

愛知県労政課からこの両会社の責任者を呼び出して、石油資源の貴重なこと、油の一滴は血の一滴に必適することを説教し、早速中止するよう勧告し、今後配給を停止する旨を申し渡した。

そこで日本碍子では手持のドラム罐六十本の重油を供出して操業を中止し、石炭窯に切り替えた。

◇

山広製陶所では、一ヶ月分の燃料しか保有していなかつたので、早速北海道の石炭液化の会社に交渉して、そこから出るコールタールの入手に成功し、更に豊川市のガス会社と特約してコールタールを入手し、これを重油の代用として使用し、戦時中も中止することなく操業を続けた。

◇

第二次世界大戦以前に山広製陶所以外で重油窯を築いたものは、蛭子町の加藤文十、川本伝次郎の両氏であつた。早くから着手され

てはいたが、いずれもアブリ程度で本焼窯ではなかつた（川本氏はその後本焼窯に改造）。

◇

重油窯の現在数は瀬戸市、旭町の工組区内で三十一基、その内重油トンネル窯は六基である。（素焼窯を除く）。

重油トンネル窯は瀬戸地方では瀬栄菱野工場の昭和廿四年末の建設着手に続いて、西印所町の尾関製陶所も着手、昭和廿五年三月に竣工火入れを行い、瀬栄工場は同年十二月竣工火入れを行つている。昭和二十九年に七千万円の巨費を投じて建設された旭町三郷陶器株式会社の重油トンネル窯は、規模において日本一を誇るものである

# (129) 瀬戸周辺の土薬掘取場所

窯業原料の古記録としては、祖母懐土について記した伝説的なものと、禁令などが散見されるだけで、陶磁器原料について記した古文献は極めて少ない。次の文書は天保十三年と安政五年の両度に亘る改め願済の土掘場所を明示した貴重な資料である（仙左衛門文書）

◇

『土薬掘取場所

東山千倉

一踊平御林之内、はしり井沢　二畝歩
弘化五申年願済、赤津品野入会

一宇助定納山　二畝歩
天保十三寅年願済

一仙左衛門定納山　二畝歩
天保十三寅年

一下赤津新兵衛定納山　二畝歩
天保十三寅年

◇

一瀬戸御林、元ハイト　二畝歩
天保十五辰年

一瀬戸御林西之根　二畝歩
天保十三寅年

一瀬戸御林、北ハイト　二畝歩
天保十三寅年

一瀬戸御林大西根　一畝歩
安政五午年

◇

水打土。

一山口村小左衛門定納山　二畝歩
一菱野村留山大曽迫間　二畝歩
一大草村浅右衛門定納山　二畝歩

◇

御窯屋御用土。

一中品野村御林、広之田　二畝歩

# (130) 石粉水車四十ケ所を許可

ガイロメ土
一下赤津勇右衛門定納山
一瀬戸御林カサ根
御用土。
一瀬戸御林、ホウデケ根

二畝歩
一畝歩
二畝歩

一瀬戸御林、椿窯
御用土。
一瀬戸御林、白粉土
天保十三寅年改願済十九ケ所。安政五午年改

二畝歩
一畝歩
廿二ケ所。
水野御林方衛役所』

『瀬戸其外、石粉搗水車人別
□印は御用石粉搗
△印は窯屋土自分粉搗
○印は売粉搗
◇印は賃搗
◉印は囲い粉搗

享和三亥年願済

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一水車 | 一ケ所 | ○ | 瀬戸村 | 加藤 | 唐左衛門 |
| 一同 | | ○ | 同 | 高島 | 清吉 |
| 一同 | | ○ | 上半田川村 | 金右衛門 | |
| 一同 | | ○ | 中品野村 | 加藤 | 和右衛門 |
| 一同 | | ○ | 上品野村 | | 文右衛門 |
| 一同 | | ○ | 上半田川村 | | 弥兵衛 |
| 一同 | | ○ | 同 | | 善兵衛 |
| | | ◇ | | | |
| 一同 | | △ | 瀬戸村 | 加藤 | 吉右衛門 |
| 一同 | | ○ | 山口村 | | 直右衛門 |
| 一同 | | ○ | 赤津村 | 中島 | 新造 |
| 一同 | | ○ | 同 | | 豊蔵 |
| 一同 | | △ | 瀬戸村 | 加藤 | 治吉 |
| 一同 | | △ | 同 | | 勘右衛門 |
| 一同 | | ○ | 本地村 | | (六左衛門 甚兵衛) |
| 一同 | | ○ | 山口村 | | 勇吉 |
| | | ◇ | | | |
| 一同 | | ○ | 菱野村 | | (伊兵衛 勇八) |
| 一同 | | □ | 瀬戸村 | 加藤 | 唐左衛門 |
| 一同 | | ○ | 上品野村 | | 佐兵衛 |
| 一同 | | ○ | 同 | | 惣吉 |
| 一同 | | △ | 下赤津村 | | 沢右衛門 |
| 一同 | | △ | 瀬戸村 | | 佐五八 |
| 一同 | | ◉ | 上品野村 | | 清左衛門 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一同 | ◉ | 山口村 | (茂左衛門 | |
| 一同 | □ | 上半田川村 | 和吉 | |
| | ◇ | | 治助 | |
| 一同 | □ | 上半田川村 | 喜左衛門 | |
| 一同 | ◉ | 下品野村 | 与右衛門 | |
| 一同 | ◇ | 山口村 | 伊左衛門 | |
| 一同 | ◉ | 同 | (治吉 | |
| | | | 儀左衛門 | |
| 一同 | △ | 瀬戸村 | (林吉 | |
| 一同 | ○ | 下品野村 | 喜左衛門 | |
| | | | 与右衛門 | |
| 一同 | △ | 瀬戸村 | 五左衛門 | |
| 一同 | ○ | 下品野村 | 和七 | |

以上三十二ヶ所（陶家室伝記・戸田修二氏所蔵本による）。

◇

以上の外に濃州三ヶ所、三州五ヶ所、合計四拾ヶ所となつているが、いずれも瀬戸村庄屋、本業並に新製取締役加藤唐左衛門が一手に取締つていた。

石粉とは俗にサバといわれる長石の粉末で、磁器用坏土の主要原料の一つである。取締の方法として水野陣屋から毎年正月二十日に鑑札を唐左衛門宛に下附し、それを車屋仲間に渡し、十二月二十日には唐左衛門の手元へ差し戻し、更に陣屋へ返納する定めになつていた

◇

『其趣意はもし車屋仲間中において、極下石などを取交ぜ相搗き又は直段差引等致し、売捌き、その外何によらず違犯不都合相働き候者は、急度（きつと）吟味致し、御鑑札引上げ杵留申付け、其段唐左衛門より右御陣屋へ届出候筈』となつていた。

◇

ここで注意すべきことは、瀬戸の磁器が民吉の九州行に先きがけて、各種の原料を調合していたという事実である。民吉が九州の磁器焼を伝習して帰国した文化四年（一八〇七年）より前の享和三年（一八〇三年）には既に四十ヶ所の水車が磁器原料の製造を行っていたのである。

◇

九州有田附近の窯場が、泉山石、天草石等の単味の天然原料に依存しているのに対して、瀬戸の磁器は欧洲法に近い調合原料だつたから、研究のため立遅れを来たしたが、その後の改良進歩によって先進の諸窯を追い越してしまつた。丸窯も民吉の九州行以前（文化元年）に築造されていた（二五頁参照）。

## (131) 印所の土採場と木節粘土

本書の扉画の深川神社と宮脇島との中間に、『染付焼土取場』と記された地点（次頁参照）がある。この場所は現在の深川小学校の敷地附近に当るが、この図が文政年間に作成されているところから推して、初期磁器焼の原料土はこの山から掘り取られたことが判る。

一六四頁の『瀬戸御林西之根』というのはこの辺りを指すものとも想像されるが、それを適確にする資料が見当らない。

この陶土は新製染付焼以前から使用されていたと見えて、『明和四丁亥歳大雨之次第』（儀兵衛文書）の中に次の一文がある。

◇

『一印所土、付け道、東へ通う街道より、梅川迄出ばりの木竹伐はらい申候。亥八月十三日』となつている。

梅川の地名がどの辺に当るのか不明なため適確に土採場所を指示できないが、上図の土採場の画面のあたり一帯は当時印所と呼ばれていた。

なお現在印所鉱山が木節粘土を採掘しているあたりは、やや遅れて開発されたようであり粘土の質もまた違つている。

◇

『瀬戸町誌』が木節粘土について記すところによれば、『元治年間より明治十一年頃までは、単に陶器のみに用いたる原料なれど、現今にては磁器にも共用せり。主要の産地は電車停留所より瀬戸川に沿うて深川神社の前に至り、その北側を流るる小流に沿うて溯ること二、三町。右の谷はホーフマン式砂防工事の設あり。その左は即ち印所採掘所として知らる』となつているから、儀兵衛文書や文政年間の地図が示している地点とは違うようである。

◇

『瀬戸陶器誌』は『延宝年間、国守徳川光友令して祖母懐土の濫掘を禁ず。爾来祖母懐土は御庭焼の外、用うることを許されず。故に延宝以後（中略）瀬戸桜川の上流に採る所の桜土と称する粘土に同村北部印所（いんそ）の地に採る印園土と称する物を和したる祖母懐類似の原土を用いしものなり』と記しているが、桜川の上流を『瀬戸御林大西根』の土掘場と見られないであろうか。この頃既に陶土合成の端を開いていたのである。

＝染付焼土取場＝

◇

木節粘土は可塑性に富むので、古くから主要原料とされている。花崗岩の変質によつてできた一次粘土が、水流に押流されて緩やかな場所へ沈澱した二次粘土であつて、いわば自然の水簸（すいひ）物である。

祖母懐土は同じ性質のものであるが、酸化鉄を含んでいるため耐火

度が低い。現在の印所鉱山で採掘されている木節粘土は、本山本節といわれ、耐火度において、可塑性において非常に優れているので耐火煉瓦用、鋳鋼炉用などに使用され、陶磁器工業では匣鉢原料、素地原料（主として和食器類）として用いられている。

## (132) 千倉・蛙目の名称について

磁器焼の当初、主要原料となつたのは千倉（ちくら）であつたが其後蛙目、長石（石粉）珪石（ギャマン）などがこれに代り、それに引き続いて蛙目粘土が主要原料となつている。

◇

千倉の名の起原は山城の山科郷の「ちくらという所よりこの土を出す」と文政十三年刊の「陶器指南」に記されて以来、ほぼ通説となつたが、一説では山科でなく近江境の牛尾山の千倉谷だとされている。（真清水蔵六翁の説）。

尚翁は『五条も粟田も、昔からこれを焼物の疵止めに用いていた。信楽土は高台裏に疵ができるが、千倉を二割加えると疵が止まる。その釉中にもこれを二割入れると貫入（かんにゆう）が止まる。

◇

瀬戸磁器の初期に、三河の広見石などを使つても貫入が出たところから、京都の千倉が入留（にゆうどめ）になると聞き、これを瀬戸に試みて成功してから、京より取り寄せるに及び、その運賃が高いので遂に瀬戸附近で発見した』とその書簡で述べている。（陶器講座、第十巻）。

◇

千倉の名称の由来については即断を避け、二つの説を載せることによつて、後日の考に備えたいと思う。しかし千倉の使用については、瀬戸磁器の初期に京都から学んだものではない。瀬戸で千倉を使い始めたのは、真清水翁の説くところより遙かに古い。まだ磁器焼を知らぬ以前から釉薬として使用していた。

◇

「瀬戸物薬合せ方覚」（天明四年の儀兵衛文書）―。

『留薬合せ方覚

一、ろくしよう　一　斤　百六十目
一、ちくら　二升五合　立越仕而（たてこして・水簸の意？）
一、紺屋灰　二升五合　立越仕而
一、本白粉　五　貫
別に石灰二升のつもり。
〆この合せにて吉。』

◇

千倉は加茂郡の白川村字川平、猿投町字北小黒見、西広見村字大洞、岐阜県の柿野村、品野町半田川、瀬戸市山口などで採掘されていたが、今もなお採掘されているのは赤津の東京大学演習林内の長曽窯附近が一ケ所だけである。

◇

山口蛙目は明治六年に発見されている（一一三頁下段）が、瀬戸赤津の蛙目がいつ頃から発見されたかという点についてははっきりしていない。しかし安政五年以前に発掘されている（一六五頁）ことは確かである。

蛙目（がいろめ）の名の由来については、石英粒を含んだ粘土であるから、雨に打たれると粘土分が流れて石英粒が蛙の目のように突き出るのでこの名がある——と物の本に書いてある。事の当否はさておき、この陶土が瀬戸で発見され、この名称が瀬戸で生れ、しかも窯業術語として広く知られていることだけは事実である。

## (133) 山方奉行と水野代官

尾張藩の御林方役所は山方奉行所とも呼ばれたが、寛文元年（一六六一年）辛丑八月、藩主徳川光友（二代）が水野山に遊猟するに当り、上水野村北脇の地に行殿を建たことに始まる。その後鹿狩、茸狩等にしばしば此処で宿泊している。

◇

同七年にはこの行殿を官舎として水野村在住の水野権平正勝に命じて、春日井、愛知、知多三郡の山林の取締りをさせ、これを御林方役所と名づけ、水野氏の代々が世襲的に奉行となつた。

◇

役所の機構は、長官一名を置きこれを御林奉行と呼び、その下に手代六人、目付五人、案内兼同心締役二十五人、同心人数不定を各地の山林に配置して巡回警邏に当らせた。

手代は上水野村釜の洞に在住する中根、多門、伊藤、松本、田中の諸氏が勤めた。（五四頁参照）。

目付は案内、同心締役の年長者中から任じ、同心は案内の子弟の大部分を採用し、他からも公募した。同心のうち年長者或は古参者から三人を選んで内詰同心とし、常に役所内に在つて外からの情報を受けていた。

◇

外に組頭という役があるが、これは幕末に御林方が募集した同心二十名につき、一名づつ任じたもので班長といつた役柄であつた。徴募同心が百名あつて、五人の組頭があつたというから五組に別れていたことが判る。この組頭を一般に〝山同心〟と呼んでいた。

◇

水野代官所は一名を水野陣屋といわれた。その設立の起原は、天明元年（一七八一年）辛丑五月、尾張藩主徳川宗睦（九代）の時に創る。諸政を統轄していた国奉行所の制度を改め、領内の各地に出先機関として代官所を設けた。

代官はその長官として地方に駐在して諸政を司つた。

◇

水野代官所は中水野村鳥林に在つたが、その管轄するところは春日井郡、愛知郡の両郡に跨り、六万一千三百五十七石余、百九ケ村

であつた。

鳴海、北方、佐屋、上有地、横須賀などの代官所と同時に設けられたもので、これらの代官所を取締る上級機関として大代官を本藩名古屋に置いて中央執政の機関とした。

◇

代官所の機構は、代官を藩から派遣(時に山方奉行水野氏が兼摂したこともある)し、その下にあつて補佐するものを手代といつた。その属官を御林方と同じように同心と呼んでいた。

給地、蔵入、寺社領に亘つて収税、訴訟、土木、追捕等のことを処理し、同心は各地に配置してある番人を使役して罪人捕縛に当らせた。番人はいわゆる番太である。

◇

司所、吟味所、道場、官宅、倉庫、牢屋等の建物の外に藩士の子弟を教育するための興譲館という学校もあつた。

代官一人、手代四人、同心八人を役職の定員としていたが、明治維新によつて代官所も山方奉行所も廃止となつて、東方総管所に改組された。

## (134) 東方總管所から郡役所へ

明治元年七月水野代官所を廃止し、その趾へ八月八日附をもつて東方総管所を設けた。間宮六郎が総管、参謀は角田久二郎、助役千村乙三郎、内藤米二郎、宮田与一郎で、松本重太夫、鈴木六兵衛の両人が調役であつた。

◇

翌二年十一月十五日、総管所の名を改めて東方部宰所とし、職制も変更して、部宰方総管、大従事、助役、属吏の四階級を設けた。

明治四年二月には更に役所名を改めて、東方出張所となつたが、此間の長官は引続き間宮六郎であつた。

同年の廃藩置県の結果、尾張藩は名古屋県となり、郡をもつて行政上の区劃と定め、東方出張所を廃止して小牧村に春日井郡出張所を置いた(明治四年九月一日)。

◇

明治五年四月二日、名古屋県を改めて愛知県とし、同年九月二十九日には、県の全管区を六大区、九十小区に分け、春日井郡は第三大区(十八小区)となり、瀬戸は第十五小区に編入された。(小幡村、猪子石村、大森村、森孝新田村、印場村、新居村、瀬戸村、今村、美濃之池村、狩宿村、瀬戸川村、井田村、稲葉村の十三ヶ村)

◇

この時庄屋制度は廃止されて、戸長並に副戸長が置かれた。それまでは村々に庄屋があり、これを村役人といつていた。庄屋は出張所長の指図に従う地方行政の末端機関であつたが、庄屋の下に組頭があつて五人組を代表していた。

第三大区会所は名古屋の元成瀬上屋敷に設けられた。

# (135) 御林方奉行所について語る

明治十一年十二月二十日、愛知県布達甲第百九十号、同年の太政官第十七号公布により、区を廃して郡を置き、区会所を改めて郡役所とした。同月二十七日春日井郡役所の事務を開始したが、初代郡長は天野佐兵衛であつた。明治十三年二月五日、春日井郡を東西二郡に分け、東春日井郡役所を勝川村大清寺内に設けた。初代郡長は有名な林金兵衛（後述）である。

◇

明治十七年七月二十三日、愛知県布達第七十号により、従前の戸長役場を廃し、八月一日から、第二十九組戸長役場所在地を瀬戸村と定め、赤津村をその管轄に加えた。

明治二十一年四月の法律第一号による市町村制が、二十二年十月一日に実施せられたので、赤津村は瀬戸村と岐れて同年十二月十六日に赤津村役場を設けた。

【注】これから以後の大要は二頁の注を参照。

‖加藤菊太郎翁‖

上水野字穴田の県議会副議長加藤英一氏の先考菊太郎翁を訪ねたのは昭和十四年の春であつた。当時八十四才の高齢だつたが、書見から眼を離して御林方奉行所について語られた。（元水野村々長、昭和十七年十一月十七日亡、大乗院知遊拙叟坊）

◇

『私の兄の久太郎は上水野のお宮の東にあつた御林方奉行所の同心をしていたので、毎日あの裏山で太鼓を合図に調練をやつていました。明治維新当時、官軍が江戸城を攻めるため、尾張藩からも兵を出しました。兄達もその中に加つたので、陣笠、陣羽織で出かけましたが、これがこの世の別れだというので、それこそ泣きの涙で送り出しました。

◇

それが一年ほど経つと、錦の御旗を持ち、洋服を着て、錦絵その

ままの扮装で勇ましく凱旋したのですから、村中挙げての大歓迎でした。

その時、江戸の土産に買つて来たのがこれです……』と江戸絵数十枚を見せられる。其他古文書を巻物にしたものを示され、懐しげに往時を語られた。

◇

上水野字宮脇の磯村孫八（八一）翁も過ぎし日を追想しながら、御林方奉行所について語られた。

『奉行所は私の家の西に籔を隔てて隣り合せでした。今の私の屋敷は四十年程前に、奉行様の御子息正雄さんから買受けて引越したものです。

◇

前方石崖のあるところが奉行所の正門で、石崖だけは昔のままです。私の幼い頃の記憶に残つているのは、奉行所の裏手の西の隅に牢屋があつて、罪人に石を抱かせて拷問していたので、ひいツひいツと泣き叫んでいた声です。今でも忘れられません。

私の父は庄吉といつて御奉行水野権平様のお供をして江戸へ戦争に行き、上野で病気に罹つて死亡しました。今でいうと戦病死という訳です……』。

◇

孫八翁の案内で、裏山の竹籔の中にある奉行と代官の墓に参詣した。翁は墓について「奉行の方は水野家累代の墓ですから、正雄さんや、其他の息子さん達が五年目に一度位いづつ墓参に来られます一方代官の方は世襲でなかつたから、多くの人が代つているのでお墓の関係者も多いと見えて、毎年三、四人位は遠くからお詣りされます。まあ私が一番関係が深いので、両方のお墓をお守りしています」と語られた。

## (136) デンデコ組が大地主になる

道泉町の加藤文次郎（昭和二十一年三月二十日没、八十三才）翁は、道泉小学校の建設に当つて敷地を寄附し、その代価が一万円以上であつたところから、公共に多額の寄附をした功により紺授褒章を下賜された。

（昭和三年十一月一日）。

◇

八ケ平の裏山から、窯神山の裏山一帯にかけて、五万余坪の土地が文次郎翁の所有地になつているが、この土地について面白い話がある——。

◇

旧幕時代には瀬戸よりも水野は政治の中心地として発展していた当時の俚謡にも『山の中でも水野は城下、地方山方両役所』とあつたほどである。

この山方役所は御林方奉行所ともいい、その所在地は、上水野字北

脇の磯村孫八氏の住宅と、加藤兼吉氏の工場の在る一廓であつたが現在では門のあつたあたりの石崖が僅かに残るだけである。（前頁

＝加藤吉之助氏庭園の兼次郎景久の碑＝

磯村孫八翁の談話参照）。

地方役所というのは水野の代官所のことで、現在中水野字鳥林の水野小学校の敷地のあたり一帯にあつた。

◇

この山方役所（御林奉行）に同心として勤めていたのが、前記文次郎の父兼次郎であつた。その頃は明治維新前後の騒がしい時代であつたから、山方役所でも毎日のように武技を練つた。手代、組頭同心など、鉄砲をかついで、笛や太鼓をテンデコデンと打ち鳴して調練した。そうしたことからデンデコ組と呼ばれていた。

◇

明治戊申の役には尾張藩は官軍に属し、有栖川宮熾仁親王を征東大総督として江戸へ進軍した。山方奉行水野権平も従軍したが、兼治郎も又これに従い、江戸の上野において彰義隊を破り、越後において長岡城攻落戦に参加した。そして一年目に芽出度く凱旋ということになつた。

◇

それらの功を加味して版籍奉還の際、同心一人に対して五百円づつの奉還金と山林とが与えられた。

同心の間に山林を貰つたら年貢を納めるのが大変だという者が続出し、それらの人から何がしかの金で山林を買取つたのが兼次郎であつた。このようにして僅かの金で広大な土地が入手できたのである。

◇

上水野の感応寺の古文書『山同心組割』によれば、加藤兼次郎は御切米四石、御扶持二人分となつている。

◇

明治五年の戸籍は加藤兼次郎の家族について次の様に記している

野属卒とはデンデコ組の官名である。

瀬戸村五十二番屋敷

当県野属卒　加藤兼次郎　三五

妻　たみ　三四

長男　越太郎　一五

紺授褒章を下賜された文次郎翁は、兼次郎の二男であつたが、兄越太郎が一子加藤吉之助氏＝瀬戸市道泉町＝（当主、アバンギャルド風の絵画、写真等を好くする）を残して早世したので、親代りとなつて養育した。

# (137) 忠烈隊や代官様の話

上水野、小金山感応寺住職梶出義賢師の手記された『聞き書』のうち昭和二年頃のものに興味深い次の一文がある。

語り手は下水野十軒家の古老、中尾常次郎（九十余歳で昭和十三年十二月死亡）である。

◇

『私もデンデコ組の一人として、明治戊辰の役に御奉行水野権平様に従つて江戸や、越後の戦争に行つて来ました。

帰つて見ると、水野奉行所も水野代官所も廃止になつて、代官所の趾が東方總管所となり、間宮六郎という人が總管となつて代官様のあとに座つていました。

◇

そこで私達奉行所の同心などは、總管所の兵隊に編入されました水野村の部隊は忠烈隊と申しましたが、高蔵寺にあつた精鋭隊と共に、東海道以北、中仙道以南の防備を致して居りました。

又知多郡の横須賀には南方總管所がありまして、清水忠平という人が、隊長となり、南軍をひきいて東海道筋から海浜一帯にかけて防備していました。

◇

尚美濃太田には北方總管所があつて、田宮如雲が隊長となり、北軍を組織して中仙道筋一帯を守り、之を革雑隊といい、この外に農同会の一隊がありました』云々

◇

次の語り手は、上水野バス停留所前、加藤博明氏の父平吉（昭和五年死亡）老。博明氏も昭和二十九年に死亡。

『地方役所（代官所）の長は代官様といわれていましたが、任期があつたので尾州藩内の大代官所がありそこから交代して就任せられました。

◇

代官所の役人は、代官一人、手代六人（この手代も代官の変る毎に変更したもの）、内詰同心は十六人でしたが、外勤同心は何人だつたか覚えていません。

私の家は代々水野村の庄屋を勤めていましたが、私は代官所の御蔵入という年貢米取扱役を勤めて居りました。水野代官所最後の代官は間宮六郎という人で、忠烈隊の隊長になりました』云々

◇

【注】加藤平吉老の話の中、最後の代官について語るところは記憶に混乱があるようである。水野代官は明治元年七月の代官所廃止の時、森本藤十郎であつた。

間宮六郎は同年八月八日東方總管所が開設されたとき、總管として赴任し、明治四年八月二十九日春日井出張所が廃止されるまで、その長を勤めていた。その当時に忠烈隊の隊長だつたのが間宮六郎であることは前述の通りであるから最後の代官ではない。

# (138) 戊辰の役従軍の久右衛門父子

西本町一丁目松本紀夫氏所蔵の古記録には、『嘉永元年申六月異国船漂流の節出張一件』『代々御役儀覚帳』『慶応四年辰二月関東出張之節日記松本久右衛門』『文久元年酉十月和宮様御下向日記』『京都御役付写』などがある。

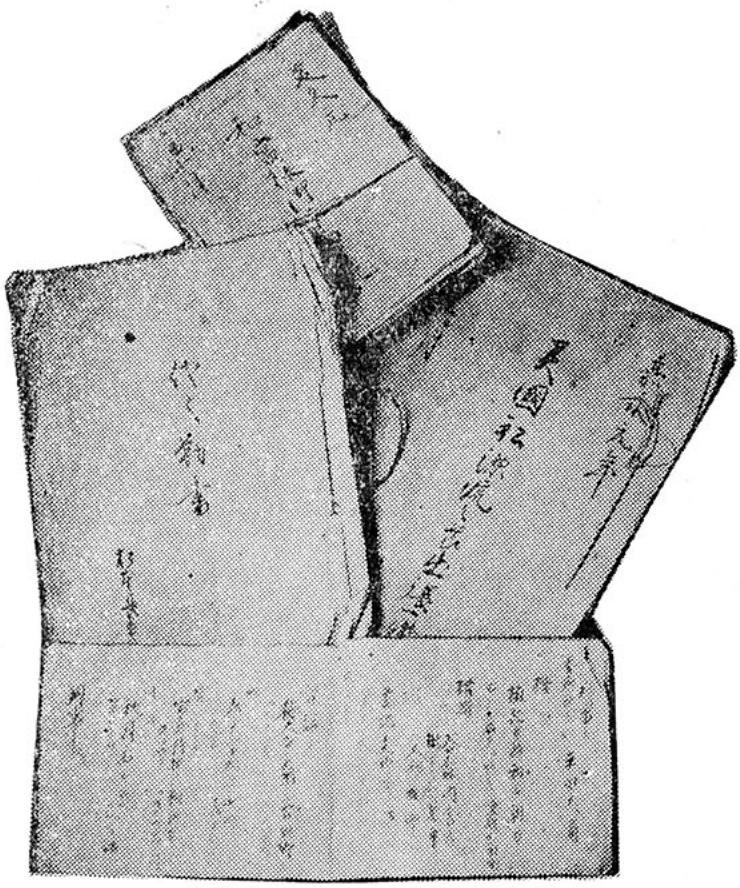

=松本久右衛門の手記=

◇

紀夫氏の父は正、祖父は芝三郎という。芝三郎は明治二十二、三年頃、村役場や警察分署へ差出す書類の代書人として現在の電話局の北で開業していたが、嘉永五年十二月八日、春日井郡沓掛村松本久右衛門の四男として生れている。

◇

芝三郎は同家の六代目で、初代久右衛門は享保十八年正月二十三日、水野山方奉行から定光寺の山廻りを仰せつけられ金一両を賜つた。同年九月十一日藩侯の御鷹狩の節、鉄砲組として出仕、特別の功労があつたので、御褒美として金百疋と馬一頭を下賜された。

九月二十六日には山方奉行所の案内を仰付られ、二人扶持を給された。十二年間勤めて目付に昇進、三人扶持に加増された。二代長兵衛、三代久左衛門、四代長兵衛、五代久右衛門は代々御林方奉行所の案内を勤め、二人半扶持を給されている。

◇

慶応四年二月、五代久右衛門（五八）と六代芝三郎（一六）の親子は、戊辰の役に従軍して江戸へ上つた。その顛末を詳しく記したのが「関東出張の節日記」である。

◇

『二月十一日、天守より陣屋へ御親征の仰出に付き、御先陣御供を仰せ付られ、右人数十二日出立の用意いたし、夜四ツ時出立、十

三日朝六ツ時、平田町揃いにて御屋敷広場に於て調練、下調べ相済み、それより山同心は宿陣幅下の甚行院へ引取る。

◇

十四日天守城広場に於て御秘事二組、御先手二十組、山同心五組調練御覧。御機嫌よろしく、奉行殿より御誉めあり、御酒さかな、のし昆布、かち栗、銘々に下し置かる。松本茂十郎始め四人の者、御役名別手銃隊教授。組頭役の者、御役名は別手銃隊助教授。同心は御役名別手銃隊。御林奉行御役名別手銃隊司令士。

◇

十八日晩六ツ半頃甚行院出立。それより鉄砲方へ行き鉄砲受取る西洋筒なり。八ツ時天王揃いにて出立、鳴海宿昼支度、池鯉鮒泊り十九日岡崎志水屋にて昼支度、藤川宿桑名屋泊り。二十日御油三ツ柏屋八次郎方にて昼支度、吉田宿魚屋彌太郎方泊り。二十一日白須賀宿米屋重次郎方にて昼支度、それより新居宿舟に乗り、舞坂宿詰十人宛に分れ泊る。二十二日篠田寺にて昼支度、浜松かわらや清右衛門方に泊り、それより天龍の渡し乗越え、見付宿中野屋八右衛門方にて昼支度、袋井万屋善右衛門泊り。

◇

二十四日掛川宿茗荷屋文蔵方にて昼支度、新坂常現寺泊り、二十五日小夜の中山越え、釜石峠大坂出店にて富士山を拝し、金谷宿へかかり、大井川連合渡にて川を越え、それより島田宿伊勢屋又右衛門方にて昼支度、藤沢宿さしもの屋善吉に泊り、それより岡部宿宇津屋にて休む。それよりまり子岩柏屋吉郎右衛門方にて昼支度、安部川蓬屋にて行列に相なり駿河の宿に入る。

奉行殿七軒町来伝寺、壱番組は両替町三丁目全盛屋、二番組は平星町安兵衛、小平次。三番組は下石町ぬし屋九平、四番組は熊沢屋佐十郎、五番組は同町善右衛門へ。

二十七日逗留、四番組宿陣へ行き、西洋筒稽古相談のため、組中引連れ神谷文左衛門奉行宿陣へ行く。

二十八日雨天同所逗留、隊長宿陣へ行き、夜八ツ頃より風雨強く。

二十九日風雨強く同所逗留。

二十九日夕方別紙来る。

二月

尾州
備州

御目付

右二藩来月朔日当地出発、相州小田原へ転陣致すべしとの御沙汰候事

『総督府参謀』

=記日張出東関門衛右久本松=

## (139) 身替兵が戦病死した西南役

明治五年二月、兵部省を廃して陸海軍の両省を置き、十二月には徴兵制度が布かれた。しかし明治十年の西南戦争当時の徴兵は、一家の相続人を除いて、次男以下を対象としていた。

◇

その当時洞の水野半次郎、同奥左衛門、同逸太郎（いずれも先代）は三人兄弟で、半次郎は相続人であつたから徴兵を免がれ、二男奥左衛門、三男逸太郎の二人が徴兵検査をうけた。その結果奥左衛門が合格して兵隊にとられることになつた。

◇

この徴兵制度については士族の間に反対を唱える者が可成りあつた。その理由とするところは、百姓や町人に鉄砲を持たすことは危険だというのであつた。

◇

この様な意見もあつた時代だから、兵隊の嫌なものは身替りを立てることが許されていた。そこで奥左衛門は一年につき何程かの身替金を出して、自分の家に出入していた新居村八瀬の木の大工、加藤竹三郎を身替りに立てた。

◇

加藤竹三郎は西南戦争に出征したが、明治十年九月廿九日に日向国細島陸軍病院で戦病死している。

旭村（現在は町）役場について加藤竹三郎の戸籍その他を調査したところ、その子孫が瀬戸の西印所で八百屋店を開いているということが判明した。

◇

西印所町の八百屋を探すと、八百文、加藤文次郎氏であることが判つた。文次郎氏は竹三郎の孫にあたる人だが、その兄を広三郎といい、戸籍上の相続者であつたが早世したのでその子政春を引き取つて養育し、先祖代々の位牌も祀つていた。

◇

文次郎氏の話によると、奥左衛門の身替りになつたのが加藤竹三郎に相違ないとのことで、第二次世界大戦中までは、毎年旭町役場から招魂祭の案内状が届けられていた。

## (140) 瀬戸役場が忘れた西南役の戦死者

東春日井郡誌に「明治十年の西南戦役。同年六月十八日、日向国諸県郡栗山村に於て戦死。瀬戸町（村）陸軍兵卒高島篤次郎」と記

されている。

この人物が瀬戸のどこの人であるかを探し出すため、明治二年の宗門改め帳、明治五年の戸籍台帳を調らべ、更に洞、郷、南の高島家や古老について尋ねたが該当者が判らなかつた。

◇

ところが南秋葉下の加藤松兵衛氏（日支事変に戦死した陸軍中尉加藤義次氏の父）から、その高島篤次郎は私方の叔父だと知らされた。

◇

高島篤次郎の唯一の遺品として残されている「軍隊手帖」によると「安政二年四月二十八日生、明治九年五月一日、名古屋鎮台歩兵第六聯隊第一大隊第一中隊へ入営、同年十月二十四日二等卒に進級、同年十二月二十日、三重県下、暴徒蜂起に依り岐阜県下竹ヶ鼻に出動す」とある。

◇

明治の初年秋葉下に高島仲藏（性察洋観居士、明治二十一年七月十八日亡）という人があつて、初太郎、きよ、篤次郎の三人の子供があつた。この篤次郎が、名古屋鎮台へ入営し、西南戦役で戦死した人である。

兄初太郎（天然是道信士大正三年四月二十五日亡）には、きり、はるなど女の子ばかりだつた。きりと結婚したのが松兵衛氏で、この人から篤次郎の戦死についての諸資料が提示された。

◇

「征討總本営」と印刷した罫紙に、中隊長陸軍大尉山本弾と署名して、戦死公報とも見られるものが送られている。それによると『高島篤次郎は日向国に攻め入つた三好少将の下に従軍、六月三日久木野、大関山、国見山に進んだ。賊軍は頗る頑強猛烈に抵抗したので、ようやく白兵戦によつて大関山を抜く。大関山は戦略上の要地であつたから、五度取つて五度奪われたが、最後は官軍の手に帰した。

◇

同月七日、肥薩国境の大境に達し、八日には小川の賊を討つて走らせ、山野町附近の要地を占めた。この地において第二旅団と第三旅団とが合同して敵に当り、二十日まで激戦が続いた

◇

この戦で河井中尉、春日、木口両少尉始め九十六名が戦死し、堀部大尉、栖林大尉始め二百七十二名が負傷した。

高島篤次郎は、六月十八日、日向国諸県郡栗山村の激戦で胸に重傷をうけ、名誉の戦死を遂げた。』

◇

篤次郎の姉きよさんは、秋葉下の窯焼加藤輝雄さんの祖母で八十八才（昭和十五年当時）だつたが、弟の戦死について語られる―。

『篤次郎はあととり（家督相続人）にして置かなんだので、兵隊にとられました。私はその時、栄七の所へ嫁入していましたが、その頃の入営は、見送る者もなく、万歳なども言いませんでした。

◇

九州の戦争で戦死したことでも、一年半も経てからやつと通知状（前掲のもの）と二十円が届けられました。

名古屋の鎮台からは毎年招魂祭の案内を受けましたが、どうしたものか瀬戸役場からは、何の沙汰もありませんでした』。

# (141)

# 西南役に従軍した赤津の五勇士

＝西南役の賜金通達と軍隊手帖＝

赤津村から明治十年の西南役に五名の出征軍人を出している中島安次郎（後に永七と改名）中島仲輔、中島音五郎、藤井平四郎、中島粂次郎がそれに当る

◇

其の一、歩兵一卒中島安次郎は、八王寺町中島保一氏の父で安政元年二月二十七日生、明治八年七月十六日名古屋鎮台歩兵六聯隊に入営している。その時二十一歳だつたが、既に妻帯して妻かぎとの間に、長女りゆうをもうけていた。（以下の記載は軍隊手帖による）。

◇

『明治十年二月二十五日出征、第三旅団に編入され、同年三月三日肥後国鍋田村の車返りにおいて戦闘、同十二日国城村で戦闘、同十五日同所において激戦、四月十六日平川村の盗人坂において戦闘

◇

五月十八日古石村の長左衛門釜において戦闘。同月十九日同村の境石において戦闘。同二十四日大関山において戦闘。六月三日同所で戦闘。

六月十六日薩摩国黒岩において賊徒襲来。同月十八日浦岩瀬において戦闘。同月二十日羽月の内善寺において戦闘。同月三十日大隅国曽木口針持に至り戦闘。

◇

七月十七日日向国矢岳山において賊徒襲来、この戦闘において左外背射弾せられ、名誉の戦傷を負つた。同国大窪村大繃帯所において治療、全快して従軍を続けた。

陸軍兵卒　中島安次郎

鹿児島逆徒征討之際尽力、其労少なからず候に付、

金十五円下賜候事

明治十二年九月二十日

賞勲局總裁　三条実美』

◇

その二、歩兵一等卒中島晋五郎。この人は北窯の中島栄太郎氏の父で、それについて栄太郎氏は語る（昭和十五年）。

『軍隊手帖その他の記録はありませんが、父が西南戦役に行き、私は歩兵二等卒で日露戦役に従軍して勲八等を貰い、伜の高由は今回の上海戦線に最初から出動し、目下中支で転戦しています。三代続いて御国のために戦線で働かせて頂きました』。

# (142) 西南役当時の軍隊手帳と記念碑

その三、歩兵一等卒中島仲輔。妻の中島ふじさんは赤津の八王寺町に住み、八十五歳（昭和十五年）の高齢であつたが、十年前までは瀬戸の宮西で静暁庵といつて千秋流の生花、茶道の師匠をしておられた（寿碑が瀬戸の城見山に建てられているが、これについては後述する）。

◇

訪問した時、折よく子息の中島一雄（幼名太右衛門）氏が名古屋から来合せていたので、三人が鼎座してふじさんから西南戦役当時の思出話を聞く。次はふじ婆さんのお話ー。

◇

『私が二十一で、仲輔が二十八の時に後備役で入営し、それから戦争に行つたのです。戦争に出かけるといつても、今のように別に見送りをするのでもなく、万歳などもいいませんでした。

はじめ下の藤井平四郎さんと二人で行きましたが、少し遅れて中島粂次郎さん、中島永七さん、中島音五郎さんが行かれたと覚えています。十ケ月目に帰つて来ましたが、別に褒美などは無かつた様でした。

仲輔は五十一で亡くなり、戒名は徳巌道栄居士といいますが、軍隊手帖その他は何も残つていません』

◇

その四、歩兵一等卒藤井平四郎。この人は第一回の瀬戸市会議員故藤井平四郎の父である。万徳寺東の同家を訪ねて、従軍した初代平四郎の妻きぬさん八十三歳（昭和十五年）に会つたが、耳が遠くて要領を得ず、軍隊手帖その他もないとのことであつた。

その五、歩兵伍長中島粂次郎については相続人の中島千代市の一家が、名古屋へ移動しているので訪ねることができなかつた。

◇

西南戦役当時の軍隊手帖の第一頁に記されているところを次に転記しておく（中島保一氏所蔵のものに依る）。

一、兵隊は第一皇威を発揮し国憲を堅固にし、国家万民保護の為め設置され候儀に付、この兵員に加わるものは忠誠をつくし、兵備の大趣意に背かず、兵隊の名誉を落さざる様精々心得べき事、

一、兵員たる者、長上に向つて敬礼をつくし、同輩に対しては温和

を旨とすべし、かりそめにも無作法の所業これ有る間敷き事。
一、兵員たる者、首長の命令に服従すべきは兵事の至要に候間、事大小となく首長の命令に違背する者は屹度罪科申付候事。
一、徒党は古来の厳禁なり、それを犯すものは重科申付候事。

◇

一、脱走盗奪、賭博等の悪事はその科に応じ罪科申付候事、但し武器軍服を携帯するものは重科に属す。脱走後二過間を出ずして帰役する者軽科に属す。
一、押売、押借並局外にて金談に及ぶ者は些少と雖も罪科申付候事
一、喧嘩闘争並に放蕩、酒狂い詐欺、怠惰等の所業これ有る者はその科に応じ罪科申付候事。
一、戦場に於て怯懦恐怖の所業これ有る者は、即時厳科に処し、その他一切対敵中の処為は厳重のものと心得べく候。

◇

旧赤津村から西南戦役に前記の五名、日清戦役に九名、日露戦役に四十五名が従軍している。それらの人々の氏名は小空町の戦役記念碑に刻まれていたが、昭和十七年の県道改修のため大目神社の境内に移された。

## (143) 日清、日露、日独戦争のこと

明治二十七年十一月二十九日、清国に於て戦死した瀬戸出身兵隊二人の追弔会を分署（警察）前にて営む、瀬戸各組より馬順にて生花一対宛奉る。（日清戦役）

◇

明治三十七年一月二十日、郷、洞の惣代は宝泉寺に集合、兵士やその家族につかわす金、一戸毎に五十銭集めることに決める。同夜予備兵に召集令状来る（日露戦役）。
同年三月十九日九連城占領に喜び、祖母懐組は馬を出す。車を挽く馬を出した組もある。

◇

同年六月十八日に得利寺附近で戦死した川本作太郎の葬儀あり、各組より造花一対奉る。

西郷町太田鋼吉氏の厳父、故加藤富一翁は、明治二十五年から昭和十二年まで、祖母懐組（島ともいい、現在の町内自治会とほぼ同じもの）の日誌……年記ともいうべきものを書き続けられている。貴重な資料であるから、以下引用する場合はこれを『富一文書』と名づける。

◇

『明治二十五年、祖母懐というところは、元は池林といい西郷の一部であつたが、西郷から分離して祖母懐組というものを作つた。
同年六月、熱病が流行したので瀬戸村から水野村の尾張戸神社（東谷山）の臨時大祭に各組一頭づつ献馬を行うことになり、始めて祖母懐組から馬を出す。

◇

九月四日遼陽占領でお祭りあり、九月十五日の深川神社の祭礼には何ごともなし。

◇

明治三十八年二月十六日、奉天陥落祝賀会、祖母懐組も提灯行列を行う。四月二十三日より三日間、日本海々戦の勝利祝賀会あり、同じく提灯行列を行う。

◇

大正三年欧洲大戦乱起り、我軍も十月三十一日膠州湾総攻撃開始、久留米師団山田少将、中央砲壘を突破し、三砲塁を占領し、十一月七日遂に敵は白旗を掲げ降伏する。我町は午後二時陥落の電報に接し、馬上にて報告せり。夜提灯行列盛大、八日には走り馬を出す、祝の行列あり。

◇

大正八年欧洲戦乱終結をつげ、我国は非常な好景気を呈す。八月露国尼港に於けるバルチザン惨虐事件あり。

## (144) 諸国宗門改めと品野・柿野争い

「陶器伝来記」——。『長江刑部末葉、永禄三年庚申正月、信玄のために落城の後、民間に下り、白岩、片草。芝切り起し居住す。亦その後片草の人、尾州境に柴切致し、田畑を切起し、その後庵を結び貧しき営み致しけれども、氏神は雨沢に勧進致す

◇

これ片草より越す者なれば、中品野邑（村）社家より神事を勤む旦那寺は上品野、祥雲寺の処、寛永十五年戊寅、切支丹肥前島原に起りしにつき、諸国宗旨の御改めこれあり、右の雨沢は元来片草出の者にて、苗字長江氏なり。

旦那寺の上品野祥雲寺、宗旨帳改印致すべき筈の処、右雨沢は柿野村支郷に相成り、岩村御領と相成りて、柿野村荘厳寺にて宗旨改め印致され、その節上品野祥雲寺申合いこれある処、何分貧しき営の者共の事、殊に雨沢の者、相果て申せし時（死亡）は上品野祥雲寺葬礼取行いあるべしと相定め。

◇

宗旨印は柿野荘厳寺にてすまし、死人の取行いは上品野祥雲寺取扱いこれあり済み申す。

時に永禄年中より凡そ二百五十余年過ぎて、文化年中に至り、柿野村社人より、中品野社家へ申越の趣き、年久しく御預け置く雨沢氏神、当年より此方にて神用取行う旨申越し、柿野村へ引取申す。

◇

然る処に中品野社人方より、何の申方もなく、その分に相成申すその後雨沢は病死これあり、柿野荘厳寺葬礼取行い申すべき旨上品野祥雲寺へ申越し、これに依つて荘厳寺と祥雲寺と取合に相成る。

◇

本山赤津雲興寺申すに、今般死人の儀は、これ迄通り取行うべき

旨にこれあり、これに依つて祥雲寺取扱いと相成る。それより両寺争論に及び、上品野村は御領地の寺社奉行へ願い達しあり、柿野村は岩村御役所へ出願あり、この一件取扱に相成り、岩村御役所より東野村宗久寺、阿木村万岳寺取扱仰せつけられ

◇

尾州御奉行よりは大森邑法林寺、下品野村久雲寺へ取扱仰付けられ、右四ヶ寺取扱には雨沢より金五十両、祥雲寺へ差出され、葬礼取行の儀荘厳寺致され、これによつて柿野、品野事済み、双方納得これありしなり』。

【注】初版は加藤作助氏所蔵写本「陶器伝来記」によつたが、東権現町加藤鎌之助氏の所蔵原本によつて訂補した。「金五十両」はいささか信じられないけれど、原本のまま載せておく。

## (145) 瀬戸村宗門改帳と五人組合帳

市役所の倉庫の奥深く、塵を被つた帳簿類の中に「明治三年春日井郡瀬戸村宗門改帳」がある。北島、南島、郷洞の三冊に分かれているが、御家流で達筆に書かれている。

◇

同村高持　年四十　五郎兵衛
女　房　年三十八
常三郎　年十一
岱三郎　年八
きしの　年十六

◇

同村高持　銀松　年十八
母　年七十八

戸籍筆頭者ともいうべき世帯主は、名前の上に年齢を書き、妻や母親は年齢を書いても名前は記されていない。このあたりにも男尊女卑の世相が窺われる。

◇

同村高持　嘉平次　後家　年三十五
喜代平　後家　年二十七
美代吉　後家　年四十三
年五十七　祐右衛門
鶴松　年三十三
女房　年二十三
すま　年二つ

これは未亡人の家庭であるが、亡夫の名を記すだけで、肝腎の世帯主の名は記されていない。

◇

「高持」というのは、田地山林などの持主で、小作人などは高なしである。家屋敷、貸家の所有者を家持といつた。

尚どの家も末尾に『右男女〆何人、男何人、女何人』と記し、檀那

＝明治三年の五人組合帳（左）と宗門改帳＝

寺を「宝泉寺」と記している。

◇

人口の総計は『瀬戸村、二千五百一人。内男千三百人、女千二百一人』となつている。

この瀬戸村が、今村、美濃ノ池、赤津を合併しない以前の、旧瀬戸であることはいうまでもないであろう。

更に興味のあることは、現在とは逆に女より男が多いという事実である。

◇

市役所の倉庫の中に、慶応四年（百二十二組）明治三年（百二十六組）の「五人組合帳」が保管されている。

『先年公儀より仰せ出され候御書付の趣、委細承知仕り、常々堅く相守り、当村五人組の者互に検議仕り、書付差上申す連判手形の事』

と前書して、組頭や組合の者の名を記し連判している。

◇

更に『差上申す一札の事』と記して、切支丹お改めに関する誓約書五項目を挙げ、その末尾に五人組頭と庄屋が連署している。

五人組の連判は『頭、桑次郎、友助、鍋吉、和七、幸助』などの様式で組頭を筆頭にそれぞれ捺印している。

◇

『明治三年七月、米進諸書一札』という綴りには、五人組の中から二人、三人、もしくは五人連署捺印したもの八十七通がある。

『恐れながら御請書の事

瀬戸村与吉組合

勘次郎

只平

右の者の儀、御米進追滞に相成り、全く心得違いの段恐入奉り候ついては当月晦日までに相違無く皆納仕るべく候旨申出候間、依

# (146) 一村限り流通の配符百廿両

「明治二年巳七月、願達届、庄屋加藤吉右衛門」という文書綴りが、瀬戸市役所の倉庫から発見され、現在は瀬戸図書館内に保存されている。当時の世相を物語つて余すところがない。

◇

『恐れ乍ら願上奉り候事

一、村方窮民の者は、凡そ家数二百九十五軒にて、此の家内人数八百人程これ有候処、元来農家少く多分は陶器職賃取稼ぎの者に御座候。一般陶器不景気罷屋共においても雇人等格別相減し、したがつて右今日稼ぎの者共、内実必至難渋差し迫り、生計の途を失い、役前初へ（意味不明）救助筋歎き出申候

◇

依て頭分の者共篤と申合せ、今般別紙人別の者にて金百二十両相整え、窮民共へ相施し申度く存じ奉り候。然る処、一朱銀、一朱札並に小銭とも、当時甚だ融通せず、手に入り兼申候

◇

ついては右百二十両分、庄屋組頭等調印之配符を以て、三ヶ度程に割り合せ、平等に割渡し、全く一村限り流通なし、尤も百二十両一時には調い難く候に付、節々割渡すべきだけづつ金高必ず寄せ集め締り仕候

且つ当十二月迄に切手断ち切り申べき積り、右の通相成候わば窮民ども差当り今日の極難を凌ぎ、内輪穏和に相治り申べく、尤も村内便利の訳に御座候間、分段の御勘考を以て早速御聞済なし下し置かれ候様仕り度願上奉り候

以上

東方御役所』

‖明治二年の願達届（その一）‖

瀬戸村組頭　磯　十
庄　屋　加藤吉右衛門
頭分　総代　加藤清助
（明治二年七月）　同　断　高島孫十
総　代　伊藤茂三郎
東方御総管所』

◇

『恐れ乍ら御達し申上奉り候御事
春日井郡瀬戸村

一、家数五百五十軒
一、人数二千五百四十人
内男千三百三十五人、女千二百五人
右の通り相違御座無く候以上

右村　庄屋　加藤吉右衛門
東方御総管所』

【注】昭和二十九年末の瀬戸市戸数一万三千六百五十五戸・人口は二頁参照

# (147) 瀬戸村最後の庄屋吉右衛門

◇

『恐れ乍ら御達し申上奉り候御事
今般窮民共救うため分段の訳を以て御払米仰せ渡され、有難き仕合せに存じ奉り候、御蔭を以て昨日窮民へ割渡し、今日の難渋相凌ぎ一統大悦至極に存じ奉り候。ついては残米の儀九月二日頃に相施し申度存じ依に御座候。然る処今般御払米直段之儀、日数しばらく相立ざる儀にて、色々相場等高下仕候。時節柄に御座候に付、万一直段の儀高値に相成候節は右の直段にて御払成し下し置かる様仕り度願上奉り候。

◇

尤もケ様勝手ケ間敷儀願上奉候段、甚だ恐入候えども、少しにても窮民へ増して割渡し相施し申度儀に御座候に付願上奉り候、何卒別格の御憐考を以て御聞済成し下し置かれ候わば、御蔭を以て窮民の者共相助り、一同有難き仕合に存じ奉るべく候

巳八月　庄屋　加藤吉右衛門
東方総管所』

『恐れ乍ら御達申上奉り候御事
一、あら麦　一斗程
一、小　麦　三升程
〆

右は当月二日夜、村方藤左衛門方裏小家、戸こじ明け、何者か忍び入り、前記の品々盗み取られ候旨、申出候に付、これに依り右の段御達申上奉り候以上。

巳七月　瀬戸村庄屋　加藤吉右衛門

東方總管所

◇

恐れ乍ら御達申上奉り候御事

一、紺、浅黄、竪縞男向単物　一ッ
一、紺、鼠、竪縞男向単物　一ッ
一、紺、□□服男帯　一筋
一、紺、小倉帯同断　一ッ
一、縞財布　一ッ
〆七数

右は当月二日夜村方五助方裏小家、戸こじ明け何者か忍入り、前記の品々盗み取られ候旨申出候に付、依て右の段御達申上奉り候以上

巳七月　瀬戸村庄屋　加藤吉右衛門

東方御總管所

◇

恐れ乍ら御達申上奉り候御事

一、米二升五合程　布袋入

右は村方北の切、秋葉社神楽堂椽下に何者か入れ置候やこれ有り候に付、依て御達申上候以上

巳八月　瀬戸村庄屋　加藤吉右衛門

東方御總管所

◇

恐れ乍ら御達申上奉り候御事

一、陶　彦　社　湯立神楽・馬塔四疋

右は当十九日例年の通り神祭式仕り度願上げ奉り候、これに依り右之段御達申上奉り候以上

巳八月　瀬戸村庄屋　加藤吉右衛門

東方御總管所

◇

恐れ乍ら御達申上奉り候御事

一、村方本左衛門職場小室、昨二十八日夜八ッ時頃出火仕り、八ッ半時頃納り申候、悉く吟味仕り候処、瀬戸物素焼仕置候儀にて、全くそれより相移り焼失仕り候儀に相違御座なく候、誠に不調法の段恐れ入り奉候旨申出候に付、これに依り右之段御達申上奉り候以上

巳七月　瀬戸村庄屋　加藤吉右衛門

東方御總管所』

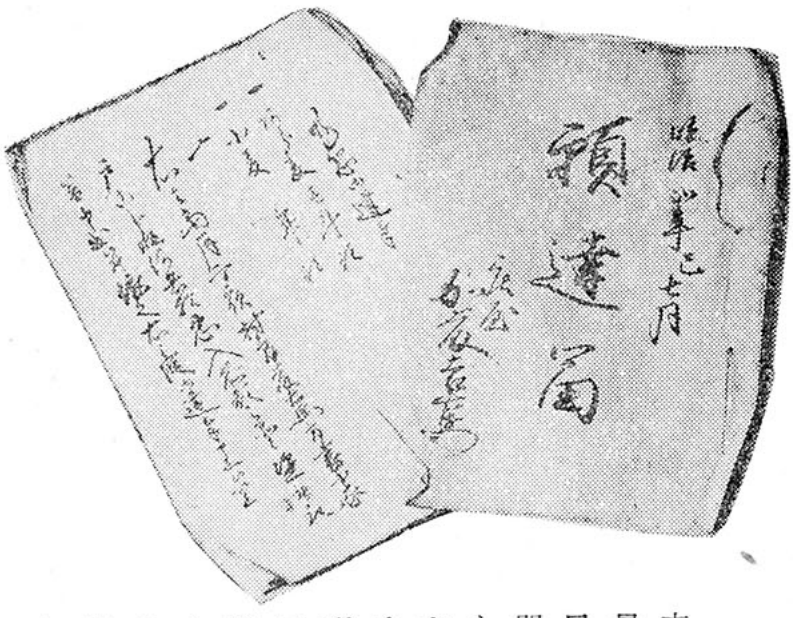

◇

以上の文書の筆者吉右衛門は、瀬戸村最後の庄屋で、磁祖民吉の実兄。吉右衛門（松太郎、晴生とも称し嘉永六年一月亡）の孫に当り、文政五年十月十八日生明治十六年十一月九日に死亡している。現在の西谷町、俗に大松と呼ばれるところに居住していたが祖父以来、代々庄屋を勤めている。

＝明治二年の願達届（その二）＝

# (148) 太政官布と愛知県布達

明治維新後の太政官の布告は、法制史上貴重な文献であるが、明治四年以降の太政官布告や、愛知県布達など、当時の瀬戸村始め七村の戸長を勤めていた加藤祐右衛門の家…、西茨町加藤彰彦氏方、に伝えられている。祐右衛門文書——。

◇

『太政官布告、第百四十九号。

従来通称、名乗両様相用い来り候輩、自今一名たるべき事。

明治五年五月七日　　太政官』

◇

『愛知県布達——。

売女の儀は、従来其制ありて犯すべからざる筈の処、地に依り、所に随い、別に名目を設け其制を乱るもの少なからず。

駅の飯盛女の如きは又是なり。右飯盛女の儀は、従来官に於てもその実売女たるを知りてこれを正さず。因習の久しき、終に公然たる売女の如く存じ候は甚しき誤なり。

◇

又売女となる者は、その始め往々不幸、幼年にして父母に離れ、頼るべき兄弟親戚もなきに依り、或は父母兄弟貧困金策なきを以てし、又は他人の姦計に陥るなど、すべて止むを得ず苦界に身を沈むるもの勘からず、あわれむべき至りに候

◇

＝太政官布告と名古屋県布達＝

既に其地に入りては自ら其風に移らざるを得ずして遊惰を蕩（とら）かし、淫奔質を変じ、遂に生涯苦界の婢（はしため）となり、又は悪質廃人となるが如き其うれい固より一ならず、加えて男子を惑わし無限の害をなすもの殊に甚し。

梅毒の伝染往々茲に基し、或は一家和せず、父母兄弟憂を醸し、或は生産を破り、子孫相続の基礎を失い、不幸の子となり、不信の人となり、終に其身法律を保全せざる者あるに至るも、その源多くここに基ずけり。

かくの如く其害甚しきものに候えば、追々御改革相成るべきに付、既に先般売女にまぎらわしき所業相成らざる趣は告諭に及び、尚又駅々へ別紙の通り申し渡し候儀にこれあり、

◇

右は年来産業の一端を助け来り候儀に付、差し向き迷惑いたし候者もこれ有るべく候え共、追て御改革相成るべきは勿論の儀、旁々一日も早く処分の見込相立て、後日の方向相定め申すべく、此段篤と旨趣いたし、御趣旨貫徹候様、右渡世の者へ厚く申し諭すべく候也。

明治五年七月

愛知県庁』

# (149) 諸留と下水野十軒屋の由来

かつて水野の某家から、表具屋の下張り用として、売払われようとした古文書綴を、伊里写真舘の先代惣市氏が買い取り、所蔵されているものに『明治五年より諸留』『明治九年十月諸留』とがある表紙に『第三中学区係加藤鎌三郎』と記されているが、この人は下水野十軒屋に住み、明治初年に戸長、副戸長を勤めている。

◇

『御　届

第三区春日井郡瀬戸村

加藤安五郎こと

改名　加藤錦吾

右の通り明治十年一月届済改名仕候依て此段御届申上げ奉り候

明治十年二月五日　　加藤錦吾印

第三中学区取締御中』

この錦吾は明治十二年に瀬戸郵便局を開いた人（後述）である。

◇

明治十年二月の学区係届の中に、水野村学校係加藤鉉太郎という人の変つた印鑑が捺されている。名字をローマ字とし、名前を漢字にしている。これは当時の水野村に、キリスト教が盛んであつたことを物語るものであろう。

◇

今村の小学校建設、玉野川の流れを利用して、多治見から名古屋への舟の運送会社の創立願などに交じつて、政府の御達一通があるそれによると明治新政府の貨幣制度の一端や、西南戦争の影響なども知ることができる

『太政官並民部省札一円以下の交換の期限の儀は、本年六月三十日限につき、この節右交換着手致すべき処、九州地方騒動致し、右

期限迄には一般取纏め難く相成居候に付、猶又明治十一年六月三十日まで延期候条、右期限迄は差支なく通用致すべし、この旨布告の事。

明治十年四月　　大藏卿　大隈重信

◇

加藤鎌三郎関係の文書を、数多く所蔵されている人に末広町の横井新七氏がある。その一部は『水野村誌』編纂資料として、編纂委員長梶田義賢師へ提供されたが、所藏文書の中に『春日井郡下水野村十軒屋御除地帳』の写がある、

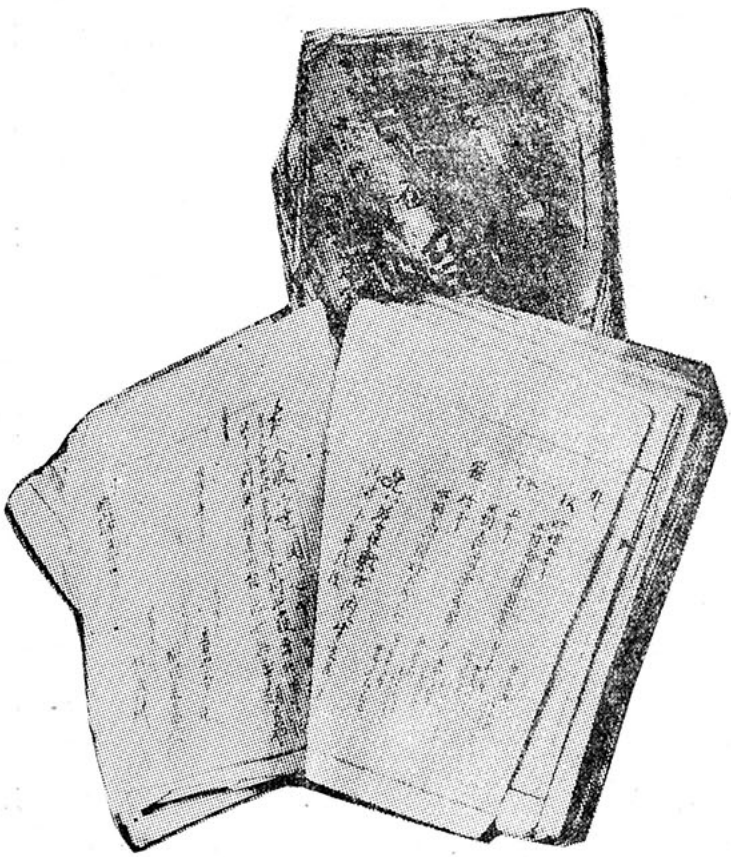

‖伊里写真舘所藏の鎌三郎文書‖

‖下水野十軒屋御除地帳‖

『源敬公（初代尾張藩主）様、定光寺へ御入来遊ばされて三年目、慶安五年辰の年に、下水野より家十軒引越申候様と仰付られ、引越領（料）として一軒につき米二石宛、十軒二十石下し置かれ引越申候由、その節の人数利兵衛、喜蔵、茂助、五郎助、長三郎、五兵衛仁藏、九藏、太郎助、長作。

◇

右十人の者引越御除地に仰せ付られ居住仕候。その節は高も反畝も御座なく候得共、其後御管略の時、御役人かさ羽織の節（意味不

寛延二年巳四月

右村庄屋　治左衛門
組頭　伝左衛門
同　定左衛門』

◇

尾張藩主が定光寺へ参詣した古い道筋は、名古屋城から大曾根村を経て大森村の大森寺で小憩し、大森山を越えて中志段味を通り大真木へ出て十軒屋で休息した。

目鼻石の上の駒繋ぎて乗馬をつなぎ、御賞覧場で眼下の目鼻石、東門の滝、筆捨山を眺め、入尾、川平を経て定光寺へ至る順路であつた。

明）御役所にて十軒屋高三石五斗九升目と定め遊ばされ、堤銀として銀二匁九分御取立遊ばさるにより今指（差）上申候

◇

又其後御代官石川甚左衛門様の節、御吟味御座候て、中水野村土橋かけ直し人足五十人相勤め申候由仰せ付られ、五十人づつ相勤め来り候処、土橋近来持堪え申に付、御普請方御役所より仰せ付られ、定光寺へ毎様御参詣正五九月御名代の節、定光寺霊亀岩橋、土橋共に掃除のため人足一ヶ年に二十人程宛、相勤め候様に、延享三年寅十二月仰せ付られ、只今は一ヶ年人足二十人程づつ年々相勤め申筈に御座候　以上

# (150) 地租改正反対・東春刈入れ禁止

明治十一年の初頭から翌年のはじめにかけて、東春日井郡に未曾有の事態が惹き起された。『東春日井郡農会史』は四十六頁に亘つてその顛末を詳記しているが、次にそれを抄記しておく。

◇

明治の新政府によつて諸政が一新されたが、その一つの現れとして、従来米納制度であつた地租を金納に改めた（明治六年七月地租改正条例布告）。

尾張国地租改正総理岡田孤鹿、東春日井郡地租係局長荒木利定が任命され、各村々には係を、設けて実地の測量をし、一筆毎に地引帳を作成して県庁へ届け出た。

◇

明治九年十月、銓詳各級議員を公選し、これを村議員と郡議員に分けた。郡議員には今村の青山佐右衛門が選ばれた。

各級議員は各村毎に地位等級の査定に当つたが、地主間の利害が対立し、地勢や地方の見解に相違を生じ、対比の不公平を叫ぶもの、地利の便否を唱えるものなどあつて、その決定は困難を極めた。

◇

一方荒木局長からは『官査予定地位等級調書』を示して、早く決定するよう督促したが、一向に進渉しなかつた。そこで

『改租の儀につき地位銓詳収獲相定候迄、田方刈入一切相成らず鎌止め致す旨、改租係より沙汰これ有り候につき、刈取の儀固く差止め候間、若し背き候者これあり候わば至急申出るべく候事

明治九年十一月六日　　第三大区会所印

村々用係御中』

という通達が発せられてた。

◇

この非常手段によつて稲の刈入が禁止された。そこで郡議員その他、百方手を尽して十二月十八日に鎌止めの解禁となつた。刈入の時期に遅れること五十八日に及んだので、鳥に喰われ、霜雪に打たれ、泥中で腐るなど、收獲の減少はいうまでもないが、米質は殊の外悪く、損害は甚大であつた。しかもこの種の非常手段の執られたところは、県下で東春日井郡が只一郡だけであつた。

◇

稲の刈入が遅れたため、麦の蒔付をすることができなかつたので翌十年の麦收獲は皆無となり、農村の惨状は甚しく、村々には官を怨咀する声が充満した。

官はそれらのことには頓着なく、県が作成した調書によつて、農民の承諾書を強要し、もし請書を差出さねば処分する旨をもつて強談したので、請書の捺印をめぐつて官民は衝突し、争いは日を追つて烈くなつた。

◇

官の横暴を唱えて農民が激昂すれば官はこれを弾圧し、官と民との間の溝は益々深まつて行つた。

各村の農民の間に郡議員、県、郡の吏員を頼むに足らないとする声が起り、此上は東京地租改正局に直接陳情しようと衆議が一決した明治十一年正月から四月までの間に、郡内四十二ヶ村の総代が相前後して上京し、各方面に対して『地租税改正について哀願』した。しかし何らの効果もなく、総代一同七月まで滞在したが一先ず帰村することになつた。

## (151) 旧尾張藩主東春の農民を救う

明治六年の地租改正条例に端を発した東春日井郡の農民と官との対立は、愈々険悪な空気を孕んで来た。

明治十一年九月、明治天皇は北陸、東海地方を巡幸され、その途次愛知県下へも行幸される御予定と聞いた農民は、これを千歳の一遇だとし、民苦愁情を聖下に訴えようとした。

◇

この企ては村から村へ、人から人へ耳語されて、嵐の前の静けさにも似た無気味さが、重大な決意を秘めていた。

四十二ヶ村の大総代、林金兵衛はこれを聞いて、恐懼措くところをしらず、直ちに京都に馳けつけて、書を天皇側近の顕官岩倉具視、大隈重信に提出して、事態の急を訴えその收拾を求めた。

◇

明治十一年十月二十五日、鳳輦は美濃路から名古屋へ進ませられた。この日午前三時、明けやらぬ夜空に覆われた東春の村々から、一団、又一団、農民の大群は雪崩れのように名古屋へ押寄せようとした。

ここに林金兵衛は、同志堀尾茂助らと共に、この大群を三階橋に迎え、言を極めて暴挙を制し、誓って嘆願の功を期す旨を述べ、一死をもつて諫めた。農民もようやく納得して四散して事なきを得た。

◇

林金兵衛始め各村の総代は、再び上京して地租改正本局へ嘆願したが、官は厳として陳情を容れなかつた。

本局の態度を伝え聞いた四十二ヶ村の農民は、憤然として起ち上り明治十一年十一月二十四日、各村から屈強な農民二百餘名を選び、米塩などの日用品を満載した数十の車輛をつらね、これに太鼓をつないでエイサ、ヨイショの掛声で、東海道を東上した。

◇

在京の総代は必死の運動をつづけ、前後十数回に亘つて嘆願書を提出した。これに対して官はその都度『嘆願の趣きは、これ迄追々指令、且つ説諭にも及び候通りの儀に付、聞届け難く候事』と記した指令書を下附した。

◇

一方国元の村民は仕事も手につかず、一途に地租軽減を念願し、時に数千人が列をなして神社に参拝して大願成就を祈り、或は多数の村人が仏閣に詣でるなど、神仏にすがつて目的の達成を図つたがその効なく、東京から伝わる消息は日失望を加えるのみであつた

◇

ここに於て尾張の旧藩主徳川慶勝侯は、事態の容易でないことを憂い、旧臣間島冬道、小瀬新太郎等を遣して上京中の総代と会見させ、一方官とも接渉した結果、地租の更訂の実行は明治十四年に延期する事となり、後年改租の時は必ず減租する確約を得た。

◇

四十三ヶ村の農民に対しては、藩主から救済資金五万円を貸し与えた。その内一万五千円を留保して、年々その利息を以て貸付金三万五千円を償却するという方法を取つているが、事実は三万五千円を村民に与えたことになる。

かくして二万余人の農民は救済資金の分配にあづかり、流石の大紛騒もようやく解決となつた。時に明治十二年二月十七日であつた。

◇

流石の各代表も今は力も尽き果てたが、更に勇を鼓舞して闘争の目標を変え、上等裁判所へ提訴して行政裁判を仰ぐことを決意した。

## (152) 盟主林金兵衛と今村の桶藤

川西町（今村）の矢野秀正氏の父は元市会議員の京一（昭和二十九年九月十四日死亡）。京一の母堂わか（昭和十五年当時八十歳）は、東春農民騒動の体験を次のように語られた。

＝元気に草履を造るわかさん＝

『明治十一、二年の頃ですが、今村附近から勝川村附近までの四十二ケ村の苦情——という騒ぎがありました。ことの起りは江戸のお上様へ、佐倉宗五郎をやらねばならぬことになつたのです。林金兵衛というエライ人が大将になつて行くことになりました。

◇

そのため連日連夜寄り合をやつて、今村からも、五六人江戸へ行くことになりました。勿論乗物などありません。大勢行くのですから、米や味噌を車に積んで行くという騒ぎです。途中で何度も止められましたが、苦心に苦心を重ねて江戸まで行きました。

◇

ところが徳川様が仲裁し、徳川様から沢山お金が出て、地所をホンの少し持つて居れば二両位いづつ貰えました。それで苦情も收りました。

その時今村から桶藤という人が江戸へ行きましたので、こんな唄が流行りました。

『遠方の妻持つ通うが大儀（たいぎ）。ふた親からオケトウやぞ、桶藤は江戸へお出でたとや』云々

◇

林金兵衛は春日井郡上条村に生れたが、弘化三年異国船の出没に備えて鳥羽港に兵を備えたとき、尾張藩主に願出て郷党の壮丁を率つれて警備についた。時に二十二才。

安政五年総庄屋となり、元治元年の長州征伐には軍資を調え、人馬調達の事に当り、明治元年に諸国勤王の士が京師に雲集するとき、金兵衛は草薙隊を組織した田宮如雲に随つて入京し、鳥羽伏見の戦には皇居南門の守りについた。

◇

明治三年には草薙隊を美濃の各務ケ原に屯田させ、金兵衛は総監督となつて良田三百余町歩を開墾した。

明治四年には名古屋県第百十八区戸長。同五年には小牧会所八十三ケ村重立役。第三大区権区長を経て大区長に任ぜられた。

明治七年には第二、三中学区取締兼務となつた。

◇

明治九年地租改租令によつて地価詮評議員に選ばれ大区長を辞任した。

爾来三年間に亘つて、地租改正反対のリーダーとして活躍した。更に明治十二年には四十二ケ村の倹約示談の規約を作り、民生の基範を示した。

十三年春日井郡を東西に分けたとき、東春日井郡の初代郡長に任ぜられたが、十四年三月、病に倒れた。年五十七歳。

# (153) 四十二ケ村の儉約示談

『儉約示談』——。

第一条　我村々の者は病用の外一切舶来の酒を買わざること

第二条　舶来の煙草、菓子罐詰の野菜肉類を買わざること

但し病用のため『コンデンスドミルク』並『ビーフエキスタラクト』等を用いるは別段のこと。

◇

第三条　舶来の手遊道具は一切これを買わず袖時計、掛時計も公務並に家業の要用に非ざれば之を用いざること。

第四条　公私の要用もなくして外見の為に西洋造の家を建てざる事又日本造の家にても舶来の敷物を用いざること。

但し上等の身代にて石室等を造り、永年の損徳を考ふる者は固より別段のことなり、又家室毛氈の代りに『ブランケット』を用いるも防げなし

第五条　公私需用の外は洋服を用いず、蝙蝠傘を用いず、但し乗馬並に立働には洋服甚だ便利なり。又出火の時には靴も又便利なり其処は銘々の心得あるべき事なれども、その外の品は仮令（たとえ）日本製のものたりと雖も、好事の奢というべきものなれば、一切之を用いざること。

第六条　家業の要用並に病用の外は石鹸を用いざる事、又附木の代りに『マッチ』を用いざること。

第七条　金巾唐桟『メリンス』の類は値段の高下品物の良否を吟味してこれを用うべし、凡てこの類の品は舶来の方下値なれ共、手織木綿はこれを用いて強し、その強きと弱きとはしばらくおき、田舎の婦人に相応の仕事なくして徒らに手を空しうするよりも、自分に糸を取り機を織るこそ徳用なれ、自分の手間には賃銭を払うに及ばず、メリンスを買うには下値なれども銭を出すことなり故に婦人に好き職業あれば格別、もしさもなくば、仮令僅かの手間にあたるも手織木綿を織るべきなり。

◇

第八条　この申合の条々は元倹約の為めにするものにして、決して舶来物を嫌うに非ず、故に舶来砂糖又は石油等之を用いて必ず世帯のためになるものは遠慮なく之を買うべし。又前の条々に記したる品物と雖も、従来有合せのものあらば、決して之を妄に売払うことなく、その物を用い尽して更に求めざる様すべきのみ、申合せ定めたりとて狼狽して之を売払い、為に損亡するは愚なる者とこそ言うべけん。

又冠物など舶来和製に限らず、人々の性質家業の有様により、頭を包むことを大切にして、日本古風の頭巾は高値、西洋風なれば下値とあらば、固より之を用いて差支えあるべからず。

まして彼のメリンスの類は、日本の織物より格別下値なれば、もしも示談の箇条を見て唐物一切禁制と思い、メリンスの代りにチリメンを用いる等の事あらば、大なる間違いならん。

つまる所、唯倹約一方の趣意なれば、呉々も心得違あるべからず

◇

第九条　世の中の有様は年と共に進み、月に改まりて先見し難きものなれば、この倹約示談の箇条も、当明治十二年八月より向う五ケ年間と定め、その時に至りては又重ねて評議すべきものなり。

◇

この倹約示談を読んで感じられることは、林金兵衛はじめその頃の指導者が、いたずらな保守排外の思想をもつものでないという点である。進歩的な物の考え方と、大乗的見地から倹約の必要を説く真剣なそしておおらかな態度が察知されてうれしい。

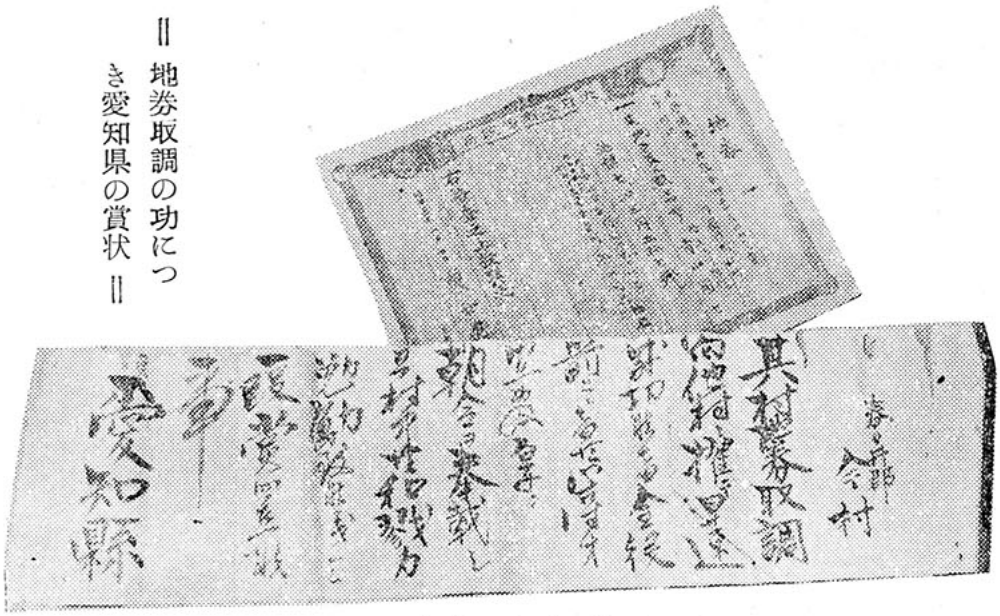

‖地券取調の功につき愛知県の賞状‖

(154)

# 今村郷倉の図書と陶器

今村郷倉に所蔵されていた図書と陶器――。

安政二年八月二十九日と、安政六年正月、及び慶応四年八月の水害で瀬戸川の堤防が決潰し、今村のあたりで氾濫し、おびただしい土砂が流出したことがある。流出の土砂によって水田が埋没し、その被害状況を図示した絵図面三通

◇

今村の横山権峰という人が書いた「今村池川筋、街道、悪水除絵図」がある。作成年代は記されていないが、それぞれ色別けにして一目で判るようにし、しかも用水と悪水（下水）との区別を詳細に記入している。

◇

宝暦年間の「今村田畑名寄帳」をはじめ、明和、文化、文政、安政時代の田畑名寄帳もあるが、宝暦二年二月のものには、庄屋瑠兵衛、組頭久兵衛、同勘右衛門とある。文化十三年八月のものには、庄屋利左衛門、組頭茂右衛門、同清七。文政八年のものには庄屋利兵衛、組頭茂右衛門、同清七と記されている。明和四年二月の名寄帳には『藤沢新次郎様御知行上り』と記し、安政二年三月のものには『藤沢只右衛門様御知行上り』と記している

◇

『春日井郡　今村

其村地券取調向、他村に擢（ぬきん）で、早速成功候者（は）、全

役前の者共、心得方宜敷厚く朝令を奉載し、且村中共和戮力勉励致候儀□一段賞嘗候事。

愛知県』

◇

陶磁器では時代の判らぬ瓶子一対と、志野釉の狛犬一対、これには「延享三年八月吉日、瀬戸村山本長」という刻字がある。染付の御神酒壺には『天保壬寅孟春、尾陽瀬戸窯製、願主川本武六』と記した一対。『明治四年孟夏、瀬戸村加藤勢登助』のもの一対、その外三、四点があつた。

## (155) 明治十六年の今村儉約規則

昭和十五年の夏、今区長川島作太郎氏と八王子神社氏子総代鈴木善太郎氏の立会のもとに、今村の郷蔵在庫品を調査した。その結果次の項に記すような貴重な文書を沢山発見することができた。

現在これらの文書は、瀬戸市立図書館に移され、『瀬戸市史編纂準備委員会』委員赤塚幹也、安藤政二郎、梶田義賢、河合捨男、加藤庄三、加藤唐九郎、滝本知二、戸田修二（五十音順）の手によつて整理されている。

◇

「今村儉約規則」もその中の一つであるが、明治十二年の「儉約示談」と比べると窮迫度の切迫が感じられる。

『村内諸事儉約の方法

客年末より米穀代価下落して殆ど金融の道を塞ぎ、これに加え本年は非常な旱魃にて諸作物は不作、莫大の冗費を醸し、必至困難の場合につき、一層儉約の方法を執らざるべからず。

◇

衣食住の奢侈いたすまじく、本年より来る明治十八年迄三ケ年間洋傘を買うことを禁ず。但し従来よりこれ有る分は儉約係に認印を受けて用うべし。

エリ巻、風車（引まわしのこと）等は悉皆用うるを禁ず。桐台場付の京駒と唱えし下駄も前同断に禁ず。しかし戸長、筆生並に教員等の方々はこの限りにあらず。

村社の祭典に親戚知己を集めて饗応等いたす間敷く、但し客を受けしものは料料金として、客一人につき金二十銭づつ取立つべし。見付人へ半分は配分すべし。

婚礼の節は奢りがましき饗応等致す間敷きこと。年の暮れ年玉、鏡餅、破魔弓、飾羽根、初雛、菱餅、初幟、赤飯、そうめん等、一切やり取り等致す間敷きこと。

◇

日待と唱え、年間数度来会していたものは、年間二回と定めること葬式の組は十五軒より二十軒までとし、法事の節、酒を禁ず。引菓子等も厳禁す。

神社仏閣へ参詣下向の節、酒迎えと唱えて祝儀並に饗等のやり取り一切致す間敷きこと。

◇

苗代祝、農あがり、秋あがり等のやり取り一切致す間敷く、厄祝並に普請等の節、祝櫃のやり取り等一切致す間敷きこと。

帯祝、七夜祝等の節、祝いやり取り堅く禁ず。誕生祝の餅等も隣家並に親類へ配ること一切禁ずること。

◇

奉賀寄附等の帳簿を以て他村より村内へ来ると雖も、倹約年度中は更にその依頼を受くること致す間敷きこと。

節倹の標札を製して本村の周囲の出入口に掲示し、以て諸勧化奉加等一切村内へ入ることを禁ずる。

旦那寺より年々取集め来りし綿、大豆、小麦、大根等は本年だけは廃して米麦の二種とすること』。

# (156) 今村の八白村・旭村併合時代

明治十七年八月一日、今村の民家を借りて第二十八組戸長役場が設けられ、その管轄区域は今村、三郷村、稲葉村、美濃ノ池村の四ケ村であつた。翌十八年五月一日にはこの役場を今村外三ケ村戸長役場と改称した。

◇

明治二十二年十月一日、町村制が実施されたとき、今村外三ケ村は合併して八白（やしろ）村と称し、四ケ村はそれぞれ大字となり役場は大字三郷の民家を借りて開設された。

八白村では役場新築のため村会の議決によつて、明治二十四年一月十九日、三郷の公会堂西の地で起工式を挙げた。

◇

時の村長は青山円七。助役秋田市左衛門、収入役加藤清太郎。村会議員稲垣善六、稲垣兼四郎、矢野光四郎、鈴木利兵衛、松原春吉松原粂右衛門、永井金吾、松原久次郎、谷口竹左衛門、大竹定蔵、谷口治兵衛、稲垣桑次郎。

役場の建築費は総額二百五十円で、各大字の割当寄附金は、今村八十四円六十六銭、稲葉八十四円六十六銭、三郷七十三円、美濃ノ池七円六十八銭であつた。

◇

この寄附金簿を見ると、今村は二百三十九人で、青山、稲垣、鈴木、矢野、横山、伊藤、川島などの名字が大部分である。

稲葉は百七十一人で松原、水野、加藤の名字が殆どである。三郷は八十六人で谷口、大竹、秋田の名字が多い。美濃ノ池は三十四人で稲垣が圧倒的に多く、十七人を占めている。

◇

三郷に起工された八白村役場は、明治二十四月八月に竣工したが十月の濃尾大地震に大破してしまつた。

ところが村内の民家も、震災をうけてその復旧に苦しんでいる場合

だから役場の修繕は後廻しとなり、明治二十六年に大修繕を行い、二十七年十二月十八日、八白村役場開庁式を盛大に取り行つた。この時の村長は今村の矢野友治郎で、開庁式の費用は、八白村に土地を持つ他村の地主（瀬戸では加藤紋右衛門、加藤嘉七郎）二十一人が寄附し、その金額は二十四円二十銭であつた。

◇

明治三十年には今村の分村運動が起つたが、その後分村とは逆に明治三十九年に他村との合併が成立し、八白村は大森村、印場村、新居村の三ケ村を合併して旭村となつた。

（本項の資料は今村郷倉文書による）。

# (157) 八白村からの分村を願出た今村

矢野鉄太郎　鈴木松太郎

明治三十年八月三十日

◇

## 分村具申書

東春日井郡八白村大字今村村民総代、茲に連署して分村の儀につき具申すること左の如し。

謹みて町村制第三条を案ずるに、凡そ町村は従来の区域を存して之を変ぜず云々とあり、又第四条第三項に町村の資力法律上の義務を負担するに堪えず、又は公益上の必要ある時は云々。町村を合併し又はその境界を変更することあるべしとあり（中略）。

◇

これを細言すれば各町村は成可くその独立を許して、一種格別の理由、即ち貧弱にして資力に乏しきか、或は資力の乏しからざるも別に合併の必要あるか、この二つの中の一の理由あるに非ざれば妄りに合併せしむべからざるは動かすべからざる本制の原則なりとす

◇

今村郷倉文書による。

『分村願

東春日井郡八白村を分村し、大字今村一村独立して自治区を設定仕度につき願意御採用相成度、別紙具申書相添村民総代連署を以て此段奉願候也。

◇

八白村大字今村村民総代

伊藤徳右衛門　矢野宮蔵
青山鎌太郎　横山茂吉
矢野源兵衛　矢野松太郎
矢野金次郎　加藤永太郎
横山市左衛門　横山茂三郎
横山善三郎　青山喜左衛門
川島京蔵　鈴木林右衛門
鈴木銀松　青山清九郎
矢野磯松　鈴木鈴太郎

我今村は戸数二百四十余、地価四万三千九百余円、富豪大家軒を並ぶというには非ざれども、又独立の資力なき貧弱村とはいうべからず。又実地の利害より察するに、別段他村と合併するの必要を感ぜず、それ斯の如く既に独立の資力に堪え、又他村と合併の必要を感ぜざる以上、何卒従来の八白村役場を一変せられて、大字今村一村を独立して自治区を設立せんことを村民一同の切に希望して止まざるところなり、此段具申仕候也』。

◇

この文書は愛知県知事時任為基宛に差出されたものの扣であるが二十人の村民総代に対しては二百余名の村民が分村運動の委任状を渡している。このようにして第一次分村運動は可成り猛烈に行われたが不成功に終った。

## (158) 今村・美濃池・赤津の合併と市制

大正十四年八月二十六日、大字今と美濃ノ池の両地区が旭村から分村して瀬戸町に合併した際の覚書を採録したい。尚この合併と同時に行われた赤津村との合併が市制施行の推進力となつたことを物語る「市政施行に関する稟請」（町会議案）を併せて記録して置きたい。（元市会議員加藤鉄之助氏所蔵文書による）。

◇

『覚　書

今回時代の進運に伴い、旭村大字今及び美濃ノ池を瀬戸町と合併するに際し、各代表者交渉委員数回会見協議の結果、合併条件として左記項目を協定し、併合の協議成立したるを以てこれを表明するため、各委員代表者連署各一通を領置し、以て後証に供するものなり

◇

第一　今回合併する今及び美濃ノ池に対する家屋税附加税額は、大正十四年度旭村戸数割負担額を標準とし、等級を定むること。

第二　第一項の主意により、瀬戸町家屋税附加税附加率等級は、大字今及美濃ノ池の意思を尊重して協定し、左記区域により年限内は改定せざること。

但し年限内と雖も、発展した区域に対しては変更することを得るものとす。

汗干橋以東　　五ケ年

北脇以東と吉田　　十ケ年

勘右衛門橋以西市場　　十五年

寺山及美濃ノ池　　二十年

◇

第三　開発に伴い今区内新設道路施設に対しては、従来瀬戸町是たる道路敷地は今区において寄附し、十ケ年計画の町営事業を以て道路網を完成すべきこと。

第四　今区部落有財産は従来の慣例をなるべく尊重すること。

第五　農業指導のため、合併直後に適当の施設をなすこと。

◇

第六　旭村有財産にて合併後瀬戸町有に帰する不動産の収益金は今区開発の費用に充当し、売却処分の場合は二分の一に相当する額を特に今区に収入せしめ、事業資金に充当せしむること。

大正十四年八月二十六日

瀬戸町長　平田富資
合併交渉委員　加藤猛
加藤作三郎
水野憲吾
近藤剛三
加藤紋右衛門』

◇

『瀬戸町会議案第四十八号

今や当町の面積は約二平方里にして、戸数七千三百余、人口三万有余を抱擁（ほうよう）するに至り、なお益々増加の趨勢にあり、これらの発展を順調ならしめんと欲せば、瀬戸特有の工業、即ち陶磁器業の進歩発達を企画し、品質の改善、販路の拡張を計り、円満なる福利増進を期せざるべからず。

◇

この目的を達成するには、工場地域の拡張を助成し、道路網を決定し、工場、商業、住宅地域の連絡上完全なる運輸交通機関の設備を要するは勿論、衛生設備としては上下水道の布設、避病院の移転改築、教育設備としては陶原、深川両小学校移転改築又は増築、社会事業としては公会堂の建設等焦眉の急なるもの少なからず。これに加うるに本年八月十五日の災害に因る復旧工事は、当町未曾有の大事業たり。

◇

これが完成もまた急務中の急務に属し、いわゆる町政は頗る多事にして瀬戸町民たるもの須臾も偸安を容さざるの秋なり。一致協力以て各般の施設に当らざるべからず。

然るに現在の我瀬戸町は一般小町と等しく単独制度たる自治制下にありて、三万町民の福利増進上、不便少なからざるを憾みとす。故に近く本町多年の懸案たる市制を施行し、集議制度たる自治制下に百年の大計を確立し、各般の施設を完成するを適当なりと認むるを以て、町会の協賛を仰ぎ、本町に市制施行の儀その筋へ稟請せんとす。

大正十四年九月二十四日提出

瀬戸町長　平田富資』

◇

大正十四年十月二十五日に選ばれた瀬戸町最終の町会議員ー。

水野甚蔵　市川丈太郎　加藤金次郎
加藤作助　加納小三郎　松原覚城
水野正一　青山由三郎　川本芳三郎
長江吉次　加藤潔　加藤五郎
加藤山名　小林茂　永井梅三郎
木下順作　加藤勘　伊藤四郎左衛門
青山政五郎　藤井平四郎　加藤李兵衛
藤井源三郎　加藤鉄之助　鈴木舜二
村上武彦　加藤猛　水野憲吾
大脇信晴　松原正鏡　柴田茂

以上は市制施行によつて昭和四年九月三十日自然退職となつた。

# (159) 庄屋制度から戸長制度まで

明治四年の廃藩置県によつて名古屋県が置かれ、翌五年に愛知県となつたが、地方末端の行政機関は依然として庄屋と、庄屋が入札して選んだ大庄屋（重立役、副役）とであつた。（明治五年三月二十五日入札）。

その結果、上水野村に五十ケ村連合の上水野会所が設けられ、重立役に上水野村加藤治郎右衛門、副役に久木村吉田吉藏が選ばれた。

◇

明治五年九月二十九日、区劃章程によつて県下を六大区九十小区に分け、瀬戸地方の小幡、猪子石原、大森、森孝新田、印場、新居瀬戸、今、美濃ノ池、狩宿瀬戸川、井田、稲葉の十三ケ村は第三大区第十五小区となつた。そのため庄屋、大庄屋の制度を廃し、小区毎に戸長が置かれた。戸長は五、六ケ村に一人の割に置かれる定めになつていたので、初代戸長として小幡村の大島仁右衛門、瀬戸村の加藤祐右衛門が選任された。

翁（雪素号）加藤兼助

◇

第三大区会所（春日井郡管轄）は名古屋の元成瀬上屋敷に置かれ区長は清洲村の竹田晨正であつたが、その下に権区長六名が置かれた。権区長は十八小区のうち、三小区毎に一人を選ぶ定めになつていたので、此地方からは上水野村の加藤治郎右衛門が選任されている。これらは戸長と副戸長一同の投票によつて選ばれた者である。

◇

戸長の下に副戸長があつたが、これは一村一人の定めになつていて、その下に組頭三人が設けられていた。

瀬戸村副戸長には加藤兼助（陶祖之碑建設の発起人加藤清助の子）、加藤金平、加藤伝兵衛が名を連ねている。

正副戸長は、家持、高持（家屋山林田畑の所有者）の村民によつて選挙せられ、組頭は一般住民によつて選挙される定めになつていた。月俸は区長十円、副区長八円、戸長一円五十銭、副戸長一円、組頭五十銭であつた。

◇

明治九年八月十一日郡治職制その他の規則を定め、従来の大小区制を廃し、全県を十八区に分けて春日井郡は第三区に編入された。

区会所を春日井郡勝川村大清寺に移し、区長、戸長、副戸長は県において任命した。各村には用掛（ようかかり）が置かれ、区戸長の命によって村内の雑務を掌つた。

瀬戸村用掛は加藤兼助、伊藤四郎左衛門、井上林藏ほか十名の中二三名宛交代で就任したが、中でも加藤兼助は当初から引き続いて勤務していた。

◇

愛知県では太政官第十七号布告によって、明治十一年十二月廿日布達甲第百九十号を発布し、区制を廃して郡を置き、勝川村の会所を改めて郡役所とした。初代郡長は天野佐兵衛が任命された。又戸長選挙法を定め、町村を一選挙区として公選を行つた。その結果瀬戸村戸長に選ばれたのが加藤兼助であつたが、明治十二年五月郡長並に県令宛に願い出て官選の戸長、佐野政辰（西春日井郡西志賀村の人）を差し向けられている。（理由不明）。佐野は十五年まで勤続したが、その後の戸長は水野寛であつたらしく、明治十七年の威空砲願に戸長として署名（二〇四頁）している。

◇

明治十三年二月五日愛知県布達甲第十六号によつて春日井郡を東西二郡に分け、東春日井郡役所は依然として勝川村に置かれた。同年八月一日、布達甲第七十号によつて村役場の区域が定められ、瀬戸村に『第二十九組戸長役場』が設けられた。管轄は瀬戸村と赤津村であつたが、明治十八年五月一日から「瀬戸村・赤津村戸長役場」と改称された。これが最後の戸長役場であつた。

# (160) 雀威しの空砲や馬ノ塔の願書

藤井長藏関係の「諸願指令綴」の中から—。

明治十七年一月のものには、赤津村戸長、加藤志那助の健康診断書があり、それには東春日井郡瀬戸村乙三百九十八番邸、医師加藤周朔が署名捺印している。

◇

赤津村二百二十番邸、鈴木金治郎が、古着商の営業願を出したのに対し、明治十七年三月六日付を以て

『書面願の趣聞届候事、但し管轄郡役所へ届出ずべし

枇杷島警察署瀬戸分署』

この書類によつて瀬戸の警察は、勝川警察署の分署であつた以前に枇杷島署の分署であつたことが判る。

◇

威空砲願

赤津村　平民　藤井長藏

弘化四年三月六日生

当村の儀は、山間のため鳥獣の害少からず、威具を相設け候得共、追々事馴れ詮なき次第につき、右排除のため、今回村中協議の上、私の所持銃砲を以て威空砲発仕度、最も猟業にまぎらわしき儀一切

仕らず候間、御免許下され度此段願い奉り候也

明治十七年十月三十日　右　藤井長藏㊞

郡長　堀尾茂助殿

◇

前書願のおもむき相違これ無く採用相成度候也

明治十七年十月三十日　郡長　堀尾茂助㊞

愛知県東春日井郡第廿九組

戸長　水野寛㊞

◇

書面本年十二月三十一日迄聞届候事、但し所轄警察分署へその旨届置くべし

明治十七年十一月十一日　馬ノ塔奉納願

愛知県東春日井郡　赤津村　平民　藤井長藏

右は心願につき、御規則を遵守し、本月十四日当村社大目神社例祭につき、同日午前十時より午後五時を限りとして、当社へ馬ノ塔奉納仕度候間、御許可相成度此段願い奉り候也

明治二十年十一月十日　藤井長藏㊞

瀬戸分署　御中

◇

書面之趣允許す

明治二十年十一月十日　勝川警察署瀬戸分署

# (161) 瀬戸・赤津戸長役場時代の瀬戸村予算

明治十七年八月一日から「東春日井郡瀬戸、赤津村戸長役場」が発足した点については前述の通りであるが、戸長役場時代の村会召集通知と、明治十九年度の瀬戸村歳入歳出予算案とがある。―加藤祐右衛門文書―。

◇

『来る本月七日通常村会開会候条、同日午前八時実印携帯、当役場へ御出頭これあり度此段申入候也

但し村費支出予算議案及び収入予算議案一通づつ御回し候条、御熟読御出頭の節御持参相成度候也

明治十九年五月五日　東春日井郡瀬戸、赤津村

戸長役場

村会議員　加藤祐右衛門殿』

◇

## 瀬戸村歳出予算案

一金四十一円　戸長役場費
内訳
金四十一円　雑給
但し小使給料金四十一円
一金一円十銭　会議費
内訳
金五十銭　雑給
但し書記給料金三十銭、小使給料金二十銭
金六十銭　俸給
但し消耗費二十銭、場借上料金四十銭

◇

一金百円　土木費
道路橋梁修繕費、出水予防費、堤防修繕費、イリ樋修繕費等
一金三百二十四円　教育費
内訳
金二百七十六円　俸給
但し陶原学校長給料年金百二十円、助教給料金百五十六円
金九円　雑給
臨時雇入人足、生徒賞与等その他雑費備品費、修繕費、消耗品費等

◇

一金三十九円　衛生費
一金三円　救助費
一金三円　災害予防費
内訳
金一円五十銭　猪鹿鳥追費
金一円五十銭　消防費
一金七十二円　勧業費
内訳
勧業委員費、農談会費、害虫駆除委員費、消耗品
合計　金六百七十一円八銭

◇

収入予算は二百円を地価割、八十四円十銭七厘を営業割、三百八十六円九十八銭一厘を戸別割に賦課
【注】明治十九年一月一日調、瀬戸村総戸数九百戸。

◇

これより五十五年後の瀬戸市は戸数一万戸となり、昭和十五年瀬戸市予算は総額五十万円に達したが、更に昭和二十九年末には戸数一万三千六百五十戸、昭和三十年度予算は二億八千五百万円となり外に上水道費の二千万円が当初予算として計上されている。

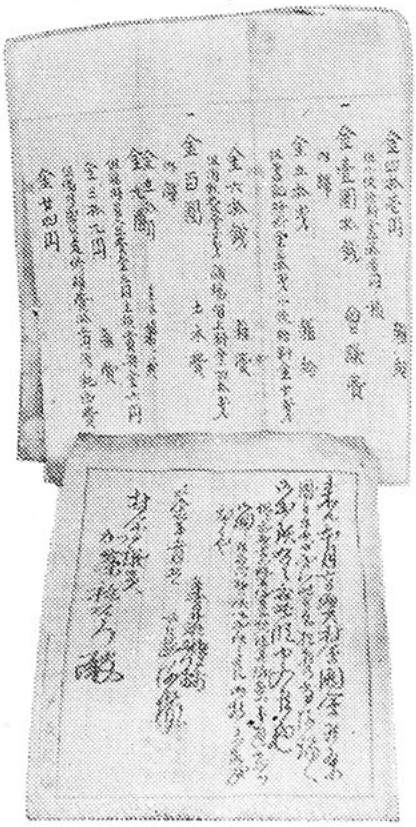

## ‖ 戸長役場時代の瀬戸村予算書と村会通知 ‖

# (162) 赤津村役場発足時代の予算

瀬戸・赤津村戸長役場を分離して、赤津村役場が開庁したのは明治二十二年十二月十六日であつた。（二〇七頁参照）この日から二十二年度の残余期間四ヶ月の赤津村予算は九十八円五十三銭七厘であつた。

◇

赤津村初代村長は加藤志那助で、明治二十二年十一月に選任されている。二代村長は加藤定吉で二十五年十月から、二十七年十一月まで、三代村長は加藤市助で二十七年十二月から三十一年五月まで就任している。

◇

明治二十二年度の村長の報酬は年額五十七円、助役の報酬は年額四十二円、収入役は月俸三円五十銭となつている。村会議員の日当は一日十銭、議員数は十二人で召集日数を三日（四ヶ月通算）と計上してこの総額が三円六十銭である。

予算の総額は明治二十三年度が五百四十五円八十銭。明治二十五年度は四百九十一円三十八銭六厘。明治二十六年度は五百二十六円六十四銭六厘。明治二十七年度は七百十三円七十一銭三厘。明治二十八年度は六百七十六円六十六銭一厘である。

◇

以上の記録は前田町の藤井茂雄氏が所蔵されている「明治二十三年、村会ニ関スル書類綴、村会議員藤井長蔵」という文書綴その他の文書から抜き書したものである。この藤井長蔵（明治四十五年二月六日六十六歳没）は茂雄氏の祖父に当る人である。予算関係以外にも貴重な参考資料があるが、次にその内の一部について記すことにしよう。

◇

延期願

右は本村本年度通常村会に於て議決済に相成る役場新築の儀につき本村は一村独立にして実に見苦しき役場に候得共、目今日清事件につき、天皇陛下始め国民一同困苦少なからず、今日に至り兵士の内常備兵及予後備兵戦地に繰出しに相成る趣き、其後は国民兵召集なるも計り難き場合に至り、しかるに米穀非常に高価、売品下落となり、困難罷在り、

◇

加えて瀬戸町の如きは

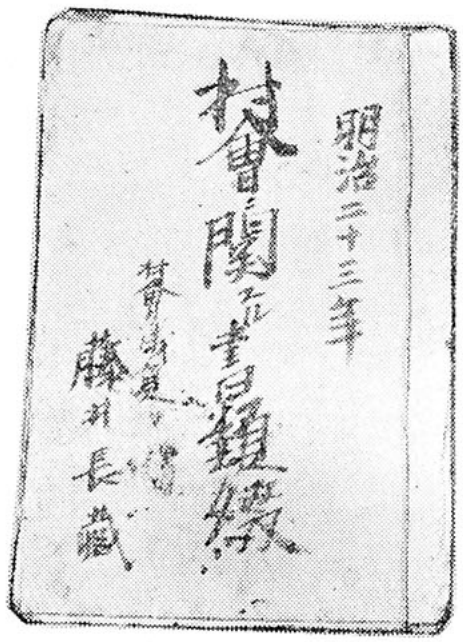


＝綴類書係関会村村津赤＝

莫大の窮民救助法施行これ有る趣き聞及び、今日にして役場新築の儀、町村制第四十二条により村会再会の議決するまでもこれ無くと相考え候間、御役場に於ても二、三ヶ月御延期相成度、此段願い奉り候也

明治二十七年九月　日

村会議員　鈴木金次郎㊞
同　藤井長藏㊞
同　鈴木豊吉㊞

赤津村々長　加藤定吉殿

◇

明治三十年三月二十五日、赤津村会に於て赤津村助役に藤井長藏当選相成候条、此段告知に及び候也

明治三十年三月二十五日

赤津村会議長　鈴木孫十㊞

藤井長藏殿

# (163) 瀬戸歴代の町長と市長

＝瀬戸市長加藤章氏＝

明治二十二年九月二十四日の愛知県令第四十七号は、前年公布された市町村制の実施を同年十月一日と決定した。

それによつて「瀬戸村・赤津村戸長役場」はそれぞれ独立した「村役場」を開庁することになつたが瀬戸村役場は準備に手間取つて、明治二十三年一月二十三日に開庁し、村長水野寛は一月十一日に就任している。

◇

明治二十五年一月二十九日町制を施行して、瀬戸村役場に代つて町役場が設けられた。

以下は歴代の町長とその就任、退任の年月日である。

| 氏名 | 就任 | 退任 |
|---|---|---|
| 水野　寛 | 村長から引続き就任 | 明治廿六年八月五日 |
| 加藤　鼎 | 明治廿六年十一月七日 | 同廿七年三月廿四日 |
| 川本桝吉 | 同廿七年四月二十日 | 同廿九年八月三日 |
| 加藤本左衛門 | 同廿九年十月五日 | 同卅三年十月四日 |
| 加藤伝兵衛 | 同卅三年十月十六日 | 同卅六年十二月廿三日 |
| 加藤紋右衛門 | 同卅七年一月十四日 | 同卅九年十二月六日 |
| 加藤半一郎 | 同卅九年十二月廿四日 | 同四十二年八月十八日 |
| 伊藤茂三郎 | 同四十二年九月廿三日 | 同四十四年八月廿三日 |
| 加藤本左衛門 | 大正三年七月十五日 | 大正七年七月十四日 |
| 町長事務取扱郡書記 | | |
| 稲垣助五郎 | 同八年二月五日 | 同八年五月卅一日 |
| 谷口佐太郎 | 同八年七月廿四日 | 同九年二月二日 |

神谷　吉五郎　大正九年八月廿四日　大正十年三月廿四日
伊藤　喜平　同　十年九月廿七日　同　十一年三月九日
岩田　重義　同　十一年六月廿八日　同　十一年十月三日
平田　富資　同　十三年四月二日　同　十五年十二月廿四日
小出　釰三　昭和二年五月十日　昭和四年九月三十日

退任から次の就任までの空白期間は、助役によつて代理されたのであるが、岩田重義と平田富資の間の一年九ケ月は助役河村新之助によつて代理されている。

◇

昭和四年十月一日に市制を布かれて以来の歴代市長を列記する。

| 氏名 | 就任 | 退任 |
|---|---|---|
| 小出　釰三 | 昭和四年十月一日 | 昭和八年七月十四日 |
| 稲葉　俊太郎 | 同　八年九月廿六日 | 同　九年三月七日 |
| 泉崎　三郎 | 同　九年五月二日 | 同　十二年四月三十日 |
| 古村　貢三郎 | 同　十三年一月十三日 | 同　十四年二月一日 |
| 水野　憲吾 | 同　十四年六月十一日 | 同　十八年六月十日 |
| 橘　筏丸 | 同　十八年六月十九日 | 同　二十年十一月五日 |
| 加藤　章 | 同　廿一年一月廿一日 | （現在）。 |

## (164)

# 小学教科書「愛知県誌」の瀬戸

明治十五年発行の「愛知県誌」（田中正幅編輯）は和綴の小学校教科書であるが、新道町の加藤柴二氏（九十三頁下段参照）が所蔵されている。裏表紙に加藤玉之助と記されている点から見て、柴二氏の養父嘉七郎が持主であつたことが判る（嘉七郎は幼名を玉之助といつた）。

◇

『東春日井郡、北は美濃と丹羽郡とに界し、東は三河と美濃とに隣り、南は愛知郡に接し、西は西春日井郡に隣る。

その地山脈連互して沃饒ならず。然れ共人民農業を務む。また瀬戸赤津の辺、盛に陶器を製す、瀬戸の産その名四方に著る。

◇

本郡は郡役所を勝川村に置く。郡中百十一村、戸数一万六千余、人口六万八千余、反別一万七千八百余町なり。

社祠は県社に内津神社あり、寺刹に大なるは正眼寺、定光寺、雲興寺、密蔵院なり。

物産の主なるものは陶器、陶土、綿、米、茶なり』。

◇

以上の記事中に、小田切春江の画いた「瀬戸村の図」が木版で刷り込まれているが、この図によると、藤四郎山（瀬戸公園）の入口に鳥居が画かれている。

瀬戸川沿いでは、御蔵所の建物が一廓をしめているだけで、その他は見渡すかぎり田圃ばかりである。

北の丘陵地帯の中腹には登り窯があつて、数条の窯煙りをあげている。

◇

陶本町田中健三氏所藏の「小学地誌」は明治二十七年四月六日、東春日井郡教員組合会が発行したものだが、それによると瀬戸川と瀬戸街道について次のように記している。

『矢田川は上流を山口川と云い、源を三河の国より発し、瀬戸・香流（かなれ）の諸川を合せ、西流して西春日井郡に入る。瀬戸街道に矢田川橋、下街道に天神橋、犬山街道に三階橋を架す』

# (165) 地図で見る明治廿二年の瀬戸

明治二十二年の瀬戸村の状況の判る資料に、加藤仙右衛門の作製した瀬戸村の地図がある。小字別に記されているからそれを追つて当時の瀬戸村を想像してみよう。

◇

『十三塚』現在の東、西十三塚町と京町二丁目一帯には、宅地は二十五筆で、その他の大部分は水田と畑であつた。

『安戸』現在の安戸町と東安戸町と道泉町一帯には、安戸町に宅地が十七ケ所、道泉小学校東から墓地までの間に八ケ所あつたきりでその他は山、畑、田、籔、荒地となつている。

◇

『山脇』現在の京町一丁目、滝の湯町、陶本町のうち三丁目以西元町のうち二丁目以西は、見渡す限り水田で、只一ケ所だけ瀬戸橋の西に宅地がある。

『一ノ坪』現在の陶本町一、二丁目、元町一丁目、藏所橋北詰以西の一帯は、僅かに加藤宮吉氏宅前と、山松の宅地があるだけで残りの全部は田地である。

◇

『池田』藏所橋北から宮前東の印所川まで（宮里町を含む）は、朝日町通りに道路はあつたが、藏所橋北から西が宅地であつたにすぎない。

池田通り以東と朝日町南側から瀬戸川までとは全部田地で、宮前は馬場以外はこれまた田圃であつた。

『印所』現在の東、西泉町と東、西印所町には宅地が五ケ所あるだけで、他は山と畑と田になつている。

◇

『宮脇・刎田』今の新道町、宮脇町、刎田町、須原町、藤四郎町の区域だが、宮東の角に宅地が一ケ所あつて、深川小学校前の下から川端までは宅地になつている。

それ以外は新道町にも田地があり、刎田町区域全体は田圃で家は一軒もない。加藤又市医院前の道路を境としてその北には宅地があつた。そして瀬戸公園前の瀬戸川には、その頃橋が架けられていた。

◇

『薬師』末広町全部と薬師町の区域がその頃字薬師となつているここには東西に通ずる道路は一本もなく、宮前から薬師町通りを経

て南へ通ずる道路があつただけで、薬師町筋に点々と宅地があつたに過ぎない。その他の全部は田地であつた。

◇

『前田』現在の杉塚町、前田町と陶生町の北側全部の区域で、宅地は杉塚町の東部と旧大廻戸筋にあつただけで、前田町も杉塚町も全部田地である。陶祖藤四郎の宅趾といわれている地点については、何の標識もないのでそれを確めることができない。

◇

『藏所』今の藏所町、西藏所町、西本町通り北側までの区域だが現在市役所の建つている場所が学校敷地一反十六歩となつている。

その西が警察分署敷地、それに続く西側が陶器館敷地となつている。

北から南へ伸びる広い道路は、藏所橋を経て現在の市役所の東から青山硝子店の南を西に曲つて南へ伸びていた。西本町の通りには宅地があつたが、藏所町一帯は官公舎敷地の以外全部が田地であつた。

◇

『森・清水田』陶原町一帯であるが、このあたり全部が田地で、家は一軒も無かつた。現在の陶磁器会館の建つている場所は荒田七反十八歩となつている。その後此処に建てられたのが陶原学校である。

◇

このように旧い地図から見た瀬戸は、中央の平坦地は殆んど全部が田畑である。僅かに南本町通り、郷、洞、北新谷に住宅や工場が建つていたにすぎないが、明治三十七、八年の戦役以後、急速に発展したのである。

◇

明治二十二年、加藤仙右衛門作製の瀬戸村地図は、仙右衛門の孫に当る瀬戸市深川町の加藤政良氏が所藏されていたが、瀬戸市史編纂資料にして欲しいと同氏から昭和二十八年十月瀬戸市へ寄付せられ、瀬戸市図書館に保存されている。

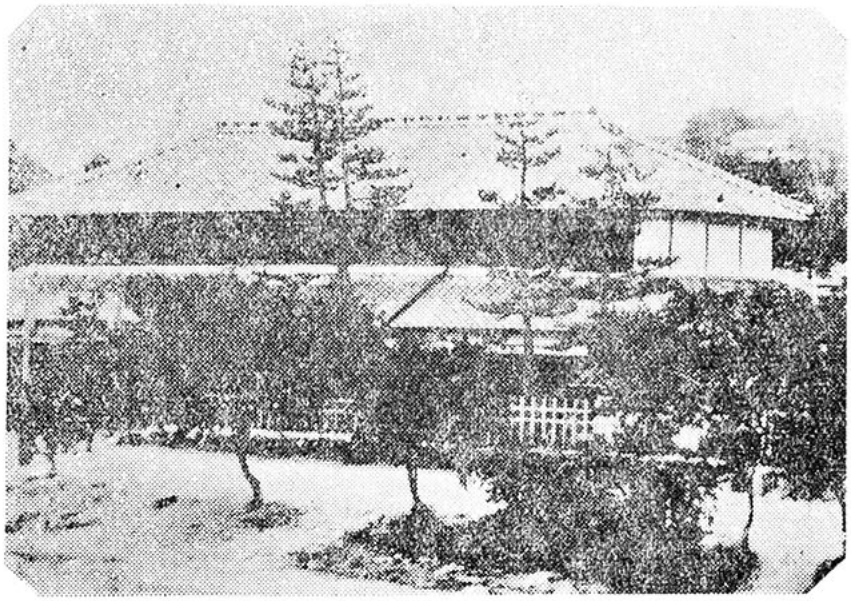

＝明治二十九年頃の瀬戸町役場＝

## (166) 町長欠員中に米騒動起る

大正三年に勃発した第一次世界大戦は、凡そ二年間に亘つて輸出入が杜絶し、世界の市場を失つた瀬戸の業界は深刻な打撃をうけた

それが大正五年頃から交戦国からの物資の受注によつて、ようやく景気を恢復した。中でも陶磁器は、欧洲各国の生産中絶の機会をねらつて市場の獲得に成功した。独り陶磁器といわず、世を挙げて成金時代を現出する端緒となつたのであるが、その途上に起きたのが米騒動であつた。

◇

大正六年の初めには一石十六円三十七銭であつた米が、年末には二十三円八十六銭に跳ね上り、翌七年には不作の影響もあつて続騰し、七月には三十円を超えた。これに便乗して米の買占めが行われたので、七月末から八月にかけては、各地の米穀取引所が立会停止をするほど混乱した。そのため米の出廻りは減少し、八月の中旬頃には一升五十銭という未曽有の米価となつた。

◇

米価が一般物価に比べて、特に高価というのではなかつたが、労働賃金が物価に追随しなかつたことが、米を主食とする国民心理に影響して、社会不安はつのる一方であつた。そのため政府の米買占戒告、外米管理、暴利取締令などの効果もあがらなかつた。

◇

昭和廿八年発行の『瀬戸警察年鑑』の記すところによれば、『(大正)七年、大戦は終了したが、国内は戦後のインフレに悩み、米価はぐんぐん膨脹した。そして遂にあの悲惨な米騒動が勃発した。瀬戸も当然渦中に捲き込まれ、同年九月七日町長加藤杢左衛門の邸が焼打された。

当時の署長は長崎重太郎警部であつたが、深川神社前のアーク燈を消そうとして群衆が投げつけた石が署長の顔面に当り、鮮血りんりと流れる中で、敢然群衆鎮圧の演説をつづけていた。

翌日軍隊と応援警察官が来た。これは本署には五名しか残つていなく、他は全部名古屋の米騒動の応援に行つていた後の出来事であつた』。となつている。

◇

米価が膨脹し、悲惨な米騒動が勃発し、当然渦中に捲き込まれたというのだから随分おかしな言い廻しだが、米騒動の勃発した日付が二十九日も後れており、当時杢左衛門氏は町長でもなかつた。

◇

この点については警察年鑑が町長と記すばかりでなく。当時の町会議員(大正六年選出)のうち現存されている人は『米騒動の時の町長は杢左衛門さんだつた』と語つている。又日時については十人十色で、七月といい八月といい、九月ともいう。そこに人間の記憶の不確実さと、編纂物(警察年鑑)の頼りなさとがさらけ出されている。この問題に限らず、史実を取扱う上においては、これらのものに惑わされることなく、根本史料をつかみ出し、それに忠実であらねばならぬ。

◇

加藤杢左衛門は前後二回に亘つて町長を勤めている(二〇七頁)が、二度目の町長を辞任したのは大正七年七月十四日で、本宅の焼打ちは二十九日後の八月十二日であつた。それを証明する根本史料の一つとして瀬戸町戸籍簿の削除簿を挙げることができる。七月十三日までは「加杢」の印が捺してあるが、それ以後は「代理杉本」の印が捺されている。これによつて杢左衛門の町長辞任後、助役杉本甚太郎が町長代理をしていた頃に米騒動が起きた事が判る。

◇

米騒動に続いてシベリア出兵となり、召集事務などのため、町役

場にはあわただしい日が続いた。それらの記録一切が、第二次世界大戦に敗れたとき焼却されているので、当時の事情を適確に知ることができない。

次に掲げる「富一文書」は、米騒動に関して記す場合、日時に欠けるところがあるけれども、大体の事情を知ることができる。

◇

「富一文書」——。

『大正七年八月、米価昂騰し、ついに全国にわたり米騒動が起き、我瀬戸町民も奇声（気勢）をあげ、米屋を撃破して廻り、後に山本の住宅に放火す。有産者は大いに驚き、多大の寄附金を書き出す、町役場に於て無産者に対し救助米を出す。青札、赤札あり、町総代は非常に尽力せり』。

更に一層有力な根本資料によって瀬戸の米騒動勃発の日を決定づけることができる。

本件に関して名古屋地方裁判所の予審判事、植月愛明の取調べによる「予審終結決定書」の正本は加藤李左衛門邸焼打を大正七年八月十二日午後十時過ぎと明記している。

# (167) 予審決定書が語る米騒動の真相

瀬戸の米騒動に関する大正七年十二月十六日の「予審終結決定書」によって、瀬戸町六百九十一番戸、露店商大橋末吉当三十一年外三十三名にかかる騒擾放火被告事件突発当時の状況を手に取る様に知ることができる。

◇

予審終結決定書の概要——

『大正七年八月上旬以来名古屋市その他において、米価騰貴等による騒擾が起り、米穀商及資産家に対し、白米の廉売、金品の寄附を強要する者が続出したので、瀬戸町でも一部の民心が動揺した。そこで、町の有力者が八月十二日町役場に参集して救済策につき協議中、同日午後六時頃より多数の者は期せずして同町深川神社境内に聚合し

◇

七時頃にはその数三千人に達し、口々に町有力者の米価騰貴についての措置を批難し、又米穀商人が私利を計つていることを憤りなどして騒擾の端を発した。

同八時半頃群衆の大部分は喊声をあげて西へ進み、朝日町を通つて米実こと倉知実三郎方を襲つた。

◇

その一部数百人は朝日町を西進して米円こと林円次郎。米兼こと刑部兼吉方を襲い、更に米鉄こと星合鉄三郎方を襲つて深川神社の前に出た。

ここで深川神社前に集合していた群衆と合して新道筋を東進し、米乙こと鈴木乙五郎方、藤兼こと福岡藤兼方、うどんやと米屋を兼業

していた加藤正次郎方、米貞こと藤田貞次郎方、米鎌こと松原鎌次郎方、米幸こと伊藤金松方を襲撃した。

◇

そこから公園の下の橋を渡つて東南の郷方面に出て、郷巡査駐在所をはじめとして土屋こと鵜飼鐐助方、米式こと吉田式三郎方、米泰こと水野泰次郎方の表戸を破り、更に大廻戸方面に転じて米利こと家田利三郎方、松原屋こと松原鎌次郎方、八百勘こと水谷勘助方を襲つてようやく深川神社前に引揚げた。

◇

他の一部数百人の群衆は、朝日町を南下して藏所橋を渡り、南本町に出て杉本屋こと杉本小一郎方を襲い、ここから北進して蛭子橋に到達し、米鍵こと矢野鍵太郎方、山清こと青山清太郎方を襲つて深川神社の前に引き揚げたが、その一部は神社の東に出て米勇こと柴田勇太郎方を襲つている。

◇

十時頃までに諸方面から引き揚げた大群衆は深川神社の鳥居前に集つたが、その時大橋末吉は「加藤杢左衛門別宅へ乗込め」と指揮し、先頭に立つて押寄せた。同家を破壊した後更に「本宅へ乗り込め」と指揮して同邸内を破壊し「放火せよ」と叫び、群衆が同家店の間に石油をかけて火を放ち、同家を全焼させた。』

◇

以上が予審決定書の概要であるが、大橋末吉の外三十三名の行動についても詳しく記している。その結果大橋は主謀者として騒擾放火等の罪に問われ、二十年の懲役に処せられた。

当夜現場に在つて目撃した者の回顧談によると、「火をつけろ」といい「近所を燃やすな」といつた者は五人や十人ではなかつた。門内に押し寄せた群衆の中で「マツチはないか、マツチはないか」とマツチを求める声も聞えたという。

◇

「予審決定書」によれば大橋末吉は『放火せよと叫び、群衆が同家店の間に石油を注ぎて推積したる戸障子に燐寸を以て放火して同家を焼キシ』と記して、これが放火の主犯となつている。それにも拘らずマツチで放火した者も、石油を注いだ者も検挙されていない。

被告の或る者は『深川神社前より数百人の群衆が米乙始め新道筋の米屋へ押寄せ暴行せる際之に附和随行し』ただけで騒擾罪に問われている。

◇

放火せよと叫んだ者は五人や十人でなく、附和随行した者は千人以上に達しているにも拘らず三十四人が被告として予審に廻されたのが瀬戸の米騒動である。

被告人達は俺れ達は罪を一身に引き受ける犠牲者だと自負し、一般町民も「あの人達は義民佐倉宗五郎のような人だ、見殺しにはならぬ」と減刑運動に狂奔したが、日時の経過と共にその熱情は失われてしまつた。

◇

焼打が始まると同時に、加藤紋右衛門氏は門前に障子を立てかけ「金一千円也寄附する」旨を書き出したので焼打を逃れ、他の有産者が続々これにならい、加藤杢左衛門氏は焼かれた後に三千円を寄附し、たちまち六万余円が集つて窮民救済策が立てられた。当時の町の予算総額は三万余円で、その凡そ倍額の金が一日の中に集つた。

# (168) 輸入町長派と名誉町長派争う

大正三年七月十五日、瀬戸町長に就任した加藤李左衛門氏が、大正七年七月十四日に辞職した点については前述したところであるが当時の町長は無給の名誉職町長で、実務には専ら助役の杉本甚太郎氏が当つていた。

町長が辞職した後は、助役によつて代理されていたが、翌八年二月にこれも辞職したので、町長も代理町長もなくなつてしまつた。そこで郡役所から町長職務管掌として赴任して来たのが郡書記の稲垣助五郎氏であつた。

◇

何によつてこうした結果を生じたかというに、その頃の町会議員のうち、川本惣吉氏を中心とする一派と、加藤猛氏を中心とする一派とが対立し、町長の椅子をめぐつて争つたためである。

川本派は『町長は瀬戸の人を無給の名誉職とし、助役に有能な人物を採用する』と主張し、これに対して加藤派は『も早や名誉職町長の時代ではない。輸入でもよいから有給の堂々たる人物を迎えねばいかん』と主張して譲らなかつた。

◇

こうした意見の対立から、名誉町長派の川本惣吉、加藤李左衛門、加藤愛生、井野英司、加藤五郎、川本安顕、水野憲吾、松原正鏡、浅野玉五郎外三名を含めた十二名は連袂して議員を辞任した。

残留組は加藤猛、加藤助五郎、加藤山名、加藤鏘太郎、加藤勘六、加藤作三郎、佐久間又次郎、加藤祐右衛門外四名を含めた十二名であつた。

◇

当時の市町村制では、議員の過半数以上が欠員となつた場合は改選（総選挙）となるのであつたが、二十四人中十二人の辞職に留まつたので、補欠選挙が行われることになつた。

その結果当選した者は、市川丈太郎、増田善治、川本賢治郎、加藤徹、伊藤荒次郎、伊藤宗五郎、加藤丈一郎、加藤三之助、加藤千代吉、加藤外内衛、加藤金六、村瀬保彦の十二人であつた。

◇

補欠選挙後の町会は勢力分野にやや移動を生じ、無給名誉職町長派が勢力を得て、八年七月二十四日に医師谷口佐太郎氏を名誉町長として選んだ。

有給輸入町長派は、あくまでこれを主張してごたごたが続いた。そのため谷口氏は半年ほど就任しただけで、翌九年二月二日に辞任してしまつた。

◇

その後任町長として同年八月二十四日選任されたのが、輸入町長の神谷吉五郎氏であつたが、翌十年三月廿四日には早くも辞任して以後数代の町長はいずれも永続しなかつた。

# (169) 区制破りの選挙と憲政同志会の結成

大正十年の町会議員選挙は世に区制破りの選挙と伝えられるもので、町政史上のルネッサンスともいうべき事であつた。赤津や今村などを合併しない前の瀬戸では、町会議員の選挙に当つて、法制的な根拠は何一つないにも拘らず、選挙区制と推薦制とを兼ねたような制度が慣行されていた。

◇

当時の瀬戸町は十一区に分かれていたので、議員の定数を各区に按分して、何区では何人選出するということを予じめ定め、定員と同じ数の候補者を立てて競争を避けていた。

その理由とするところは、いたずらな競争を避け、無駄な選挙費をつかわせぬというのであつた。そして区長や町総代など重立つた者によつて詮衡会が開かれ、その結果候補者を決定する仕組になつていた。

◇

詮衡会によつて候補者の名が発表され、これを公認といつて、他に立候補者が出れば極力これをたたきつけた。しかも警察当局もこれを支援し、非公認候補が出そうになると極端な干渉を行つた。

ところがこの時の選挙を契機として『選挙は選挙人の自由意思によつて行われるべきもので、一部特権階級の手によつて壟断されるべきものではない』という考え方が町民の与論として芽生えて来た。

◇

十月二十五日の投票日の寸前に、区制破りと名乗つて四人のものが立候補した。北では杉木鎌吉（朝日町の杉木薬局）郷で加藤義雄南の松原正憲、権現の川本芳三郎（後の瀬戸市会議長）の諸氏がそれであつた。定員以上の候補者が立つたので無風選挙の予想が覆り加えるに江崎泰次郎、伊藤宗五郎、大脇信晴、松原牧衛、伊藤劍南加藤章（現瀬戸市長）、伊賀井秀雄の諸氏が区制破りの候補者を援けて活躍をはじめたので一大破乱が捲き起された。

◇

当時は政友会内閣であつたが、区制派は政友系、区制破り派は憲政系に色別けされ、区制破り派のために憲政会本部から小暮三四郎櫛部荒熊などという名うての猛者が大挙して来援し、法雲寺において町会議員応援大演説会が開かれた。

◇

演説会場には加藤清之助（殺人犯人から大社会事業家となつた）岩井国太郎のひきいる三多摩壮士が入り込んで、盛んに弥次りはじめた。憲政会院外団にその人ありと知られた櫛部荒熊は、岩井国太郎の弥次をとらえて『弥次る貴様は政友会の犬だ』ときめつけた。岩井もそれに応酬して『俺が政友会の犬なら、貴様は憲政会の犬だ』とどなり散らし、東京から馳せつけた三多摩壮士は、ここぞとばかり弥次り倒すので演説会はめちやくちやになつてしまつた。この話はその後長い間『犬問答』として話題に上つた。

開票の結果は区制破り四人男のうち、川本芳三郎、松原正鏡の二人が当選し、ともかく区制破りの目的は達成された。

この選挙がきつかけとなつて、加藤高明（愛知県出身）氏の率いる憲政会のファンと、普通選挙獲得を要望するものとが一体となり、大正十一年十一月二十一日には憲政同志会を結成し、陶元座（深川舘の前身）において盛大な発会式を挙げた。

その頃はかつて全盛を極めた政友会の落潮期にあたり、憲政会に対する『先物買い』の気運も動いて、瀬戸町のほとんど全戸が憲政同志会員の標札を掲げた。

◇

## (170) 瀬戸町第一次合併の経過

明治二十二年十月一日村制を布いた瀬戸村は、同二十五年一月二十九日に町制を施行して瀬戸町となつた（二頁下段参照）。

当時は赤津村、旭村今、同村美濃ノ池、水野村、幡山村の各村と合併していなかつたので、戸数は千四百三十一戸、人口は五千四百八十一人であつた。

◇

大正十年七月十六日付で瀬戸町長代理伊藤兼次郎から、愛知県知事川口彦治宛に、町村区域変更の申請に添えて、七月十二日の町会決議録を提出した。

申請書は旭村大字今全部（戸数二百五十戸、人口千百二十五人）と水野村分水嶺以南（戸数五十戸、人口二百二十人）を瀬戸町へ合併しようとしたものであつた。

しかしこの時は、水野村並に旭村の賛成を得ることができなくて目的は達成されなかつた。

◇

大正十三年四月には瀬戸町長に平田富資が就任し、大瀬戸建設案を樹て、瀬戸町の発展は西方にありと力説し、今村と水野村の一部との瀬戸町合併を策したが、水野村は分村を心よしとしないので賛成しなかつた。

そこで今村（根の鼻以東）と赤津村との合併に努めた。

◇

その頃の旭村々長は谷口竹太郎、赤津村々長は加藤作助で、各町村の議員は次の通りであつた。

◎赤津村々会議員十二名

山口参代吉、中島留吉、鈴木輔四郎、中島国太郎、鈴木島三郎、中島武三郎、山口岸太郎、服部重太郎、加藤唐三郎、中島豊三郎、加藤繁助、鈴木嘉一

◇

◎旭村々会議員十八名。

松原覚城、青山由三郎、秋田由太郎、浅見伊三郎、谷口喜代太郎、野田勇、松原治三郎、谷口憲二郎、谷口峯三郎、水野豊助、山田民三郎、大竹竹太郎、三浦田守、水野覚三郎、齊場鉄太郎、稲垣義富

森下睾、田中滋。

◇

◉瀬戸町々会議員三十名。

近藤剛三、竹内喜代三郎、神戸浜三郎、松原正鏡、若山琢郎、加藤五郎、加藤丈一郎、齊藤勝四郎、加藤勘、伊藤四郎左衛門、加藤義平、加藤作三郎、加藤暁一、丹羽万太郎、加藤嘉七郎、山中鑒郎、内田吉五郎、加藤正三郎、加藤猛、加藤紋右衛門、水野憲吾、加藤悦助、市川丈太郎、加藤助五郎、中島小兵衛、川本芳三郎、加藤勝野、伊藤寛一郎、青山市太郎、加藤昇吾（在任中死亡）

◇

以上の町会議員は大正十年十一月二十五日の選挙で当選したのであるが、大正十四年八月一日、赤津村、旭村、瀬戸町の議会は、一斉に合併の議決を行つている。同月十日には知事の諮問について、各町村一斉に答申している。

◇

その当時の各町村の人口は次の通りである。

| | |
|---|---|
| 瀬戸町 | 二六、七八九人 |
| 赤津村 | 二、一二〇人 |
| 旭村 今 | 二、二五五人 |
| 同村美濃ノ池 | 八〇人 |
| 合計 | 三一、二四四人 |

◇

大正十四年八月二十六日、合併は認可になり、十月十六日合併祝賀会が行われた。これより先、今、赤津、瀬戸の各氏神の祭礼日がまちまちであつたので、関係者協議の結果、秋祭は十月十五日と決定した。

祝賀会は陶元座において極めて質素に行われた。

# (171) 三十の議席を争ふ五十一人

瀬戸に市制の布かれたのが昭和四年十月一日で、市制最初の市会議員の選挙は、同年十一月五日に行われた。翌六日、市公会堂において開票されたが、候補者五十一人の得票は次の通りで内三十人が当選した。

◇

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二五一 | 桜井源之助 | 二〇九 | 松原明道 |
| 一八四 | 高橋栄次郎 | 一七七 | 加藤幸右衛門 |
| 一七七 | 伊藤栄次郎 | 一七六 | 加藤丈一郎 |
| 一七五 | 加藤鉄之助 | 一七二 | 加藤庄平 |
| 一六七 | 早稲田柳右エ門 | 一六四 | 加藤久吉 |
| 一五九 | 木下順作 | 一五八 | 長江芳松 |
| 一五七 | 加藤作助 | 一五一 | 水野正一 |
| 一四八 | 加藤周吾 | | |

◇

一四二　加藤茂三郎
一三六　川本賢治郎
一三五　野口千太郎
一三三　小林　茂
一二七　鈴木舜二
一二五　稲垣賢治
一二三　中村銛一
一一七　横山貫一

以上当選者

◇

一一三　加藤辰雄

一三六　水野憲吾
一三六　加藤松次郎
一三三　藤井平四郎
一三二　村上武彦
一二六　柴田　茂
一二三　川本芳三郎
一一八　吉田九三

◇

一〇五　矢野常太郎

一〇一　加藤恭平
九六　松原覚城
八三　保田金太郎
七七　大脇信晴
七一　加藤鈴喜

◇

六八　石川鉄藏
五九　川本逸之助
四三　玉置作太郎
三八　寺尾増次郎
一五　橋爪栄雄

一〇一　野田　勇
八四　加藤京松
八三　江崎泰次郎
七四　加藤万吉

六五　杉木鎌吉
五五　伊賀井秀雄
四〇　杉山喜代次郎
一八　前田与之助
一四　加藤正雄

# (172) 市水道以前の簡易水道

合併前の旧瀬戸区域は、地質や地形の関係から飲料水に乏しく、その水質も概して悪かつた。大正十五年の市内井戸水の検査の結果は、総数千九百八十二のうち、適格七百七十四。濾過または煮沸して使用できるもの五百五十二。不適格のものは六百五十六で、全体の六割以上が不良井水であつた。

◇

そこで桜町、宮前、末広、紺屋田の各町内では組合組織による簡易水道を布設して飲料水対策を立てた。その外に印所の山甚（当主加藤新一郎）さんの宅地に暗渠式の集水井戸を設け、そこから鉄管で市街地の中央に給水した湯屋営業者や、個人の簡易水道などもあつた。それらの個人的なものを除いて、瀬戸市水道の布設以前の組合によるものについて記しておきたい。

◇

桜町水道――大正十四年五月、桜町飲料水利用匿名組合を組織し代表者小林茂外二十九名で設置方を出願した。馬ヶ城西南の谷川の地下水を水源とし、内径　吋半の鉄管を延長約九百三十間布設し、桜町方面凡そ五十戸に給水したものである。

◇

宮前水道　昭和三年九月、永井梅三郎によつて出願したもので池田に井戸を掘り、そこから内径二吋半の鉄管を約二十間布設し、

町内約六十戸に給水した。

末広水道——昭和四年四月、末広給水組合を組織し、代表者三好熊吉（その後木下順作）が出願している。一里塚の谷川を水源として内径二吋半と二吋の鉄管を約千四百五十間布設し、末広町方面凡そ九十戸に給水した。

◇

紺屋田水道——昭和四年十二月、紺屋田上水組合を組織し、代表者若山琢郎から願い出て県知事の許可を得たものである。紺屋田の谷川の地下水を水源として内径二吋の鉄管を延長約千四百間布設し刎田、東郷、宮脇、薬師、蔵所等の凡そ百戸に給水した。水量は一人一日に対し四立方尺と計算し、最高六立方尺となつていて、瀬戸随一の簡易水道であつた。

◇

瀬戸町当局では一部に簡易水道はあつても、保健衛生の上からも一朝火災などの場合などにも寒心に耐えないものがあるとして、上水道布設の計画をたてた。

昭和二年七月の町会で、上水道布設認可、起債許可並に国庫補助、県費補助申請等を議決して、監督官庁へ提出した。

◇

字拝戸（馬ヶ城谷川の流域）一三八町歩を利用し、堰堤を設けて貯水することとし、給水区域は現人口二万八千人に対し、計画人口を四万五千人とし、一人一日の水量を二・五立方尺とするものであつた。それに要する布設費として総額五十六万千八百七十五円を計上した。

◇

その後調査の結果、第一期計画人員を三万五千人、一人一日の使用水量を四立方と改め、水源を馬ヶ城貯水池と隣接する字紺屋田（流域二〇町歩）にも設け、両貯水池をトンネルで連絡することとした。その他の変更ももあつて工事費を六十九万円とし、工事年度は昭和五年から同七年までと定めた。尚後日の水源不足に備えて、別に予算三十三万円を計上し、庄内川上流からポンプ揚水の施設をする旨を保証し、昭和五年九月、内務大臣から水道布設が認可された。

◇

そのため猿投山分水嶺の北の字白坂（流域五〇〇町歩）と、同分水嶺の西の字山路（流域一三六・五町歩）とに取水堰を設け、自然流下を鉄管で導水する補助水源とする。これと馬ヶ城流域を利用して有効水深八メートルの堰堤を築いてこれ貯水池とする実施設計に

## (173) 瀬戸市水道小誌の概要

瀬戸町時代の昭和二年に計画した上水道の布設は、市制施行後の同五年九月に認可されたが、実施測量の結果、原計画の水源は余りに狭少であることが判つた。といつて庄内川上流の補助水源（三十三万円）を設けることは、財政上至難と見られるので、水源を他に求むることになつた。

変更した。

◇

ところが白坂と山路の導水設備について、下流の幡山村、猪高村旭村、守山町の四ヶ町村は矢田川及上流山口川水源擁護期成同盟会を組織して、設置反対の気勢をあげた。昭和六年五月一日以後相ついで「灌漑水に付意見書」「決議及宣言書」などを県庁や瀬戸市へ提出し、更に六年九月の起工式当日には関係村民多数がミノ笠姿で瀬戸市役所へ押しかける等のことがあつた。

◇

この問題はその後郡会議員樋口善右衛門、野田正昇、外山真太郎水野憲吾の諸氏と、県土木部長、河川課長などの尽力によつて、昭和八年十二月に円満解決となつた。

◇

赤津区民から同地内の白坂及び山路の導水設備設置について反対があつて、永らく紛糾していたが、昭和九年十二月二十一日、万徳寺において市水道小委員並に立会人と、赤津二十六区委員長宮田時平、二十七区委員長鈴木仙十郎氏その他の部落代表と協議して覚書交換の運びとなつた。

◇

昭和八年十二月水源関係の工事は竣工し、導水設備に関する実施は昭和十年六月に着工、翌十一年六月に竣工している。この間変更二回、工事期間延長三回の認可指令をうけている。

◇

◉参考文書——

決　議

瀬戸市上水道起工式に際し、市当局の不誠意に端を発し、関係農民多数出動し、会場附近を混乱せしめ、折角の盛儀に汚点を胎したるを遺憾とす。

当日小出市長は関係町村に絶対迷惑を掛くる意思なき旨言明したるも、同市赤津地内水源池に対しては、さきに絶対反対を決議し、市当局に提示しあるにも拘らず、爾来その目的を達成すべく計画を続行しつつありしは横暴の所為なりと言わざるを得ず。

◇

然るに昨十日小出市長市会議員関係町村役場訪問、善後策に付当該委員と会見懇談を要望せられたる由なるも、本会は既往の実蹟に鑑み、将来の影響を数次研究審議を重ね、妥協考慮の余地なきを確め絶対反対を表明しあり、尚瀬戸川流域と雖も更に水源地に編入せらるべきことは絶対反対なる事を附加決定せり。

◇

故に瀬戸市より会見協調の交渉を受くる場合は、隣接市町村の礼儀を失するに忍びざるも、本件に関しては今後会見の必要を認めずもし会見を要する事情ありたる時は、関係町村全委員会合の上にて交渉に応ずるものとす。

右決議す

昭和六年十二月十一日

幡山村、旭村、守山町、猪高村

矢田川及上流山口川水源擁護期成同盟委員総会

（以上水道関係の記事は「瀬戸市水道小誌」による）

# (174) 水道慰労金問題で市長が遁走

昭和八年四月の中旬頃であつたが、水道の通水落成式を挙げない前に、小出市長は水道慰労金一万円を、一部の市会議員はプラチナや金側の時計を分け取りしたという事実があつた。これを探知した大瀬戸新聞社は、この問題を大きく取り上げて演説会を開いたり、貼り紙をしたり、更に号外を発行して糺弾の烽火をあげた。

◇

そのためプラチナの時計を受取つた議員がこつそり返品する等のこともあつたが、調べて行くと慰労金が市長以外の各方面にバラまかれていることも判り、市会議員は時計を市役所へ返すと共に、善後処置に鳩首協議をつづけだ。五月二十九日、この問題に関する市会が招集されたが、開会に先きだつて全員協議会が開かれた。

◇

全員協議会では、水道慰労金問題の責任によつて小出市長に辞職勧告をすることになり、委員長柴田茂氏がそれを市長へ通告した。市長は通告をうけると奮然として起ち上り、そのまま名古屋へ帰つてしまつた。

市会が召集されているのに、市長が遁走するという今日の常識では想像もつかないことが行われた。

◇

市会で市長を攻撃しようと手具脛ひいていた議員は、市長遁走と聞いてあつけにとられた形であつた。「瀬戸市会議事録」によつて当時を回想してみよう。

当時議員定員は三十名であつたが、水野正一、藤井平四郎の両氏は死亡欠員、水野憲吾氏は欠席で二十七名出席となつている。

【注】出席の人名は一七一項議員名参照。

◇

桜井源之助氏発言——。

『本市の水道慰労金問題につき、市長に対し一問一答、その経緯を明らかにしたいと思いましたが、私の目標とする市長が辞職勧告をせられて、席を蹴つて名古屋へ帰られたとのことで、目標を失い遺憾と致します』とあつて市長遁走のいきさつをあますところなく物語つている。

◇

吉田九三氏発言——。

『水道慰労金問題については、水道委員の責任を痛感するが、正副議長、水野前議長の責任もあるが、まず市長の退出前に如何なる談話をせられたか、辻助役から報告されたい。なお本日の協議会の内容をこの沢山の傍聴者の前に議長から報告されたい』。

◇

この市会では市長がいないため、問題についての質問は専ら議長と副議長に集中された。水道慰労金と記念品の分配案は、前議長水野憲吾、議長川本芳三郎、副議長鈴木舜二、小出市長、池田水道課

長の五氏によつて作られたものだつたので、一時休憩して善後策を協議した結果、鈴木舜二氏は責任を負つて副議長を辞任した。川本議長はその職に留まつて議事を進めようとしたが、その取廻しが悪いという理由で不信任案が上提され、十九対一で可決された。

◇

次いで慰労金問題の責任を負つて加藤庄平、松原明道、木下順作加藤鉄之助、鈴木舜二、加藤丈一郎、川本賢治郎、吉田九三の八氏は水道委員を辞任した。

## (175) 議長と副議長が別々に市会を開く

昭和八年八月十三日に召集された瀬戸市会は、先に辞任した市長ならびに副議長の選挙を行うに当り、市会から不信任された川本芳三郎議長が議席についたので、開会劈頭から激しい議論の応酬となり、五時間余りもめ抜いた末、ようやく副議長を選ぶことになり選挙の結果十四票桜井源之助、七票松原明道、三票吉田九三となり桜井氏が当選した。

◇

川本議長にかわつて桜井副議長が議長席につき、『市長選挙の件』を附議し、その詮衡委員を決定し、次いで『川本議長の出席停止の件』を上提しようとしたとき、議長が副議長に議長席の交代を要求し、そのため両者の間に議長席の奪い合いとなり満場騒然となつたので、副議長は警察官に議長の検束を要求し、議長は市会の散会を宣して退場した。

この時川本議長が議長席についたので「不信任の議長の許で審議はできない」と議員の大部分が退席したので、定数を欠いで流会となつた。

◇

市会は午前十一時に開会したが、もみにもんで午後六時半までつづき、前後七時間半に亘つて論議が沸騰した。これがきつかけとなつて、市制第一回に選ばれた議員は、その任期の満了を前にして政友会、民政党の二派に分れて対立闘争をつづけることになつた。

副議長は引きつづいて議事を進行し、川本議長に対する二日間の出席停止処分を可決してしまつた。

◇

昭和八年九月二十一日の市会において、市長詮衡委員長から、前愛知県内務部長稲葉俊太郎氏を候補者に決定した旨を報告した。そして同日市長決定の投票を行うかどうかという点について採決したところ、賛否は十四対十四の同点となつたので、議長の決するとこに従い、同日は投票は行わぬことになつた。

◇

そこで市長候補稲葉俊太郎氏賛成派の議員から、市会開会の請求書を提出したが、川本議長の行先が不明のため、翌二十二日午後一時半から桜井副議長が議長席について市会を開いた。市長候補者稲葉氏に反対の民政党の市会議員は全員欠席した。

市会は決選投票の結果十四票稲葉俊太郎、二票荒谷宗治となり、稲葉氏が瀬戸市長に決定した。

◇

十月十日の市会は稲葉市長が出席して開会されたが、反対派の民政党議員から『市長を信任せず』という動議が提出された。採決の結果、信任するものが十五名あつて動議は成立しなかつた。このとき川本議長は『本日はこれにて散会、二十五日再開することに致します』と宣し、『異議あり』と叫ぶ者が多数あるにも拘らず退場してしまつた。

◇

副議長は市制五十七条ならびに四十九条に基いて議長席につき、市会の再開を宣したが、民政党の議員は退席した。後に残つた十六名の議員によつて、川本議長に対する二日間の出席停止処分が再び可決されて散会となつた。

◇

一方川本議長派は、十月二十九日に市会を召集し、出席議員は松原明道、川本芳三郎、野口千太郎、柴田茂、加藤庄平、早稲田柳右衛門の六氏だけだつたが、川本氏が議長席について『自分が散会を宣した十月十日の市会の継続市会である』旨を述べ『桜井副議長によつて開かれたものは模擬市会であつて、稲葉市長は市長の資格がない。十一月五日に行われる市会議員の改選には、同志多数を当選させ、次の市会には我々が信任する市長を迎えねばならぬ』などの申合せをした。

◇

議長と副議長によつて二つの市会が開かれるほどだから、市役所の内部も議長派（民政党）と副議長派（政友会）に分れ、辻助役は後者に、加藤義寛庶務課長は前者に荷担するものと見られていた。市長選挙の結果は政友派の勝利となつたので、辻助役は義寛課長に圧力を加えて辞職させてしまつた。これに対抗して民政派では、辻助役をやめさせて義寛氏の復職を策したが、一方稲葉市長に対する攻撃的態度は終始変るところがなかつた。

## (176) 勢力伯仲となつた第二回市議選挙

市制第二回の市会議員選挙は、昭和八年十一月五日に行われ、翌六日開票されたが、立候補者は前回の五十一名に対して四十名にすぎなかつた。しかも顔ぶれに大変動を来しているが、これは前市議の中に選挙違犯に連座して公民権を失つた者が出たことに起因している。

◇

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二七六 | 早稲田柳右衛門 | 二五〇 | 桜井源之助 |
| 二四二 | 加藤庄平 | 二三三 | 中村銛一 |
| 二二七 | 加藤恭平 | 二二五 | 鈴木舜二 |
| 二一七 | 牧仙太郎 | 二一四 | 稲垣賢治 |

二〇三　伊藤猛　一九九　山中喜芳
◇
一九四　池田与作　一九三　水野憲吾
一九二　水野逸太郎　一九二　鈴木増太郎
一八六　加藤林之助　一八五　内田忠蔵
一八三　高木銀之助　一八二　松原明道
一八一　加藤万吉　一七七　加藤久松
◇
一七三　藤井喜三　一六五　杉本小一郎
一五八　吉田九三　一五七　加藤章
一五六　加藤錠之助　一五二　久保田総十郎
一五一　柴田茂　一四六　井上春
一四〇　中島源作　一三九　藤井晴二

以上当選者

◇
一三六　古沢喜八　一三五　野口千太郎
一三〇　加藤丈一郎　一三〇　加藤島吉
一三〇　加藤京松　一一〇　大脇信晴
一〇九　川本芳三郎　一〇四　野田勇
五六　朴八万　二九　金佑炫

◇

選挙の結果は右の通りであるが、当選者三十名のうち市長派と反市長派とが、十五名宛となつて勢力は全く伯仲し、市政運用の上に深刻な争いが予想されるに立ち至つた。

# (177) 皇太子生誕の祝宴に流血沙汰

昭和八年十二月二十三日に皇太子殿下が御生誕。同月二十六日には奉祝市会を開き、引きつづき料亭宮梅で祝宴が開かれた。その結果は、瀬戸市政史に流血事件といういまわしい汚点を残すことになつた。私（著者安藤政二郎）は新聞記者として祝宴に招かれていたので、その顛末は終始知悉するところである。

◇

私の右隣りには稲葉市長が座つていた。宴がたけなわになつた頃加藤恭平氏が余興委員長を買つて出て、市長に草津節を歌えと所望した。国民が待望していた皇太子の誕生（それまでは内親王ばかり生誕）で、嬉しくてたまらなかつた私は、市長に『どうです、一つみんなで君が代を合唱して祝つては…』とささやいた。

◇

市長は起ち上つて『皆さんと御一しよに、君が代を奉唱しましよう』と提唱し、一同起立して国歌を歌いはじめた。

見ると早稲田柳右衛門（現衆議院議員）氏一人だけが、あぐらをかいたままでいる。おかしいなと思つていると、一人おいて隣りにいた山内義隆（名古屋新聞瀬戸支局長・現東海民生新聞社長）氏が、

中途から座つてしまつた。

◇

「君が代」が終り、一同が着席したとたんに早稲田氏が起ち上り『市長！不謹慎だ、宴会の席で君が代を歌うなんて不敬に当るぞ』と叱りつけた。

政友派の議員から『君が代を歌つているとき、座つて酒を飲んでいる奴が不敬だ』とどなり返し、それを山内氏が反駁しているとき、突然政友派の議員が殴倒して早稲田、山内の両氏を殴りつけた。民政派も傍観している筈がなく、両派幾組かの議員の間に乱闘が捲き起された。

◇

宮梅の板場連中が駆けあがつて引わけようとしたが、手のほどこしようがなかつた。この乱闘で山内氏は頭部に裂傷を負い、加藤又市医院で応急の手当をうけたが、山内氏は政友派議員の三、四名を傷害罪として告訴した。鹿又検事、田中検事などによつて取調べが開始されたが、半年後に検事が仲に入つて、被告側から詫状一札を入れ、告訴の取下げとなつて解決した。

◇

しかし昭和九年二月二十七日に開かれた予算市会において、宮梅事件は市長が君が代を歌うよう提唱したことが原因となつているから、市長に責任があるとして、民政派議員は総攻撃を加え、遂に三月五日の市会において加藤庄平議員から予算案全部を返上するという緊急動議が提出され、十五対十四でそれを可決してしまつた。

◇

予算案返上という致命的な決議を叩きつけられた稲葉市長は、辞表を提出して瀬戸を去つた。そのため県から派遣された四十万（しじま）氏によつて職務管掌が行われて市会は継続された。

# (178) 第三回と第四回の翼賛選挙

第三回の市会議員選挙は昭和十二年十一月五日に行われた。前議員であつた早稲田柳右衛門、水野憲吾の両氏が立候補せず、新顔として浅井金之亟、矢野京一、山城柳平、長谷川正博氏などが立候補した。

◇

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 三一二 | 加藤庄平 | 二七三 | 鈴木舜二 | 二五七 | 牧仙太郎 | 二五二 | 矢野京一 |
| 二六七 | 中村銛一 | 二六〇 | 浅井金之亟 | 二四一 | 池田与作 | 二二六 | 山中喜芳 |
| | | | | 二一六 | 山城柳平 | 二一六 | 早川由郎 |
| | | | | 二一四 | 中島豊三郎 | 二〇五 | 朴八万 |
| | | | | 二〇三 | 長谷川正博 | 二〇二 | 稲垣賢治 |
| | | | | 一九八 | 吉田九蔵 | 一九六 | 加藤親治 |
| | | | | 一九四 | 加藤源助 | 一九二 | 内田忠蔵 |

一八八　井上　春　一八三　加藤万吉
一八二　藤井晴二　一七九　藤井喜三
一七八　加藤章　一七一　鈴木増太郎
一七〇　伊藤猛　一六八　杉本小一郎
一六三　加藤丈一郎　一六〇　加藤恭平
一五三　松原明道　一四八　加藤鍬兵衛

以上当選者

◇

一四二　江坂正信　一四一　戸松専九郎
一三三　藤井彦八　一三一　高木銀之助
一二〇　加藤辰雄　九九　福田一
九九　林岩右　八九　牧野鉞治
七六　中島源作　一七　中島幸馬

◇

前記当選議員の中村鈰市氏が昭和十三年三月十五日死亡したので次点の江坂正信氏が繰上当選となつた。

◇

昭和十七年六月の第四回市会選挙は、戦時体制を強化するため、大政翼賛会が組織された。地方選挙にも翼賛運動の一環として推薦母体を作り、定員と同数の推薦候補者を擁立して全員の当選を期した。そのために官権を乱用して非推薦候補者にはげしい弾圧を加えた。だが非推薦の中から四人の当選者を出して、選挙民は無言のうちに万丈の気慨を示すところがあつた。

◇

五六〇　早稲田柳右衛門(推)　三一四　加藤巻太郎(推)
二九一　鈴木舜二(〃)　二七七　加藤庄平(〃)
二五七　加藤吉太郎(〃)　二二八　伊藤猛(〃)
二二六　藤井茂雄(〃)　二二五　浅井金之亟(〃)
二二二　鈴木増太郎(非)　二二二　那須釩郎(推)

◇

二一八　中島馨(推)　二一三　中島宗吉(推)
二一二　加藤幸治郎(〃)　二〇九　加藤章(〃)
二〇八　木戸八万(〃)　一七九　村川悦三(〃)
一七九　加藤親治(〃)　一七六　鵜飼鐐治(〃)
一七四　稲垣賢治(〃)　一七四　浅井三郎(〃)
一七三　加藤覚一(〃)　一六八　中島小兵衛(〃)
一六八　吉田九三(非)　一六八　伊藤芳松(推)
一六八　川本三明(推)　一六七　長谷川正博(〃)
一六七　加藤万吉(〃)　一六〇　池田与作(非)
一六〇　江坂正信(非)　一五四　加藤薫(推)

以上当選者

◇

一四一　加藤錠之助(推)　一四〇　伊藤栄次郎(非)
一三八　中島豊三郎(推)　一一一　井上春(推)
一〇〇　長谷川義雄(〃)　九九　加藤恭平(非)
七七　藤井喜三(非)

◇

**大政翼賛会**——日華事変の長期化にそなえて、軍部はファッショ政党の樹立を目論み「臣道実践」を旗印とした政党組織に拍車をかけた。政友、民政両党を解消し、近衛文麿を総裁として大政翼賛会は組織されたが、軍部の意思と対立したので政府の行政補助機関としての性格をもつようになつた。終戦と共に解散した。

# (179) 婦人参政権と水野地区の選挙

市制施行後第五回目の市議会議員の選挙は、昭和二十二年四月三十日、新憲法下で制定された公職選挙法によつて執り行われた。共産党も合法政党として候補者を立て、婦人も新らしく参政権を得て一柳八重子さんの立候補となつた。運動員が候補者の氏名を連呼して廻る新戦術が考案されたのもこの時で、お祭騒ぎのような選挙運動が行われた。

◇

| | | |
|---|---|---|
| 七五二 | 那須釈郎 | |
| 六九五 | 加藤高吉 | |
| 六五五 | 青山劔太郎 | |
| 五九八 | 浅野邦吉 | |
| 五八五 | 鈴木増太郎 | |

◇

| | | |
|---|---|---|
| 五七五 | 加藤薫 | |
| 五六〇 | 柴田治良 | |
| 五四九 | 大竹加三 | |
| 五三四 | 加藤万吉 | |
| 五〇六 | 大沢卯三郎 | |

◇

| | | |
|---|---|---|
| 四九〇 | 伊藤栄次郎 | |
| 四八四 | 伊藤陶彦 | |

| | | |
|---|---|---|
| 七〇八 | 川本藤太郎 | |
| 六七三 | 村上六三郎 | |
| 六〇七 | 加藤政雄 | |
| 五九八 | 加藤幸治郎 | |
| 五七九 | 藤井正勝 | |

| | | |
|---|---|---|
| 五六三 | 柴田茂 | |
| 五五一 | 加藤巻太郎 | |
| 五三六 | 鈴木太 | |
| 五二七 | 中島亀男 | |
| 五〇三 | 池田与作 | |

| | | |
|---|---|---|
| 四八七 | 加藤盛之助 | |
| 四六四 | 須崎敬三 | |

| | | |
|---|---|---|
| 四六三 | 鈴木レイ一 | |
| 四五五 | 沢田由一 | |
| 四四九 | 長江兼太郎 | |

以上当選者

◇

| | | |
|---|---|---|
| 四二九 | 中島信一 | |
| 三七一 | 一柳八重子 | |
| 三五七 | 長瀬健蔵 | |
| 三〇六 | 長谷川正博 | |
| 二五九 | 村上力男 | |
| 一三〇 | 井上春 | |

◇

| | | |
|---|---|---|
| 三七一 | 伊藤芳松 | |
| 三五九 | 水野広松 | |
| 三五五 | 村川悦三 | |
| 二五九 | 柴山錬三 | |
| 二三八 | 加納甚造 | |
| 二五 | 滝本恒三 | |

昭和二十六年四月二十三日、第六回目の市議会議員の選挙が行われたが、その後水野村を併合したので人口増加によつて議員の定員は三十六名となつた。そのため六月一日に水野地区において六名だけの選挙が行われた。

◇

| | | |
|---|---|---|
| 九五四 | 増岡錦多 | |
| 七七二 | 加藤通之助 | |
| 七一五 | 加藤幸治郎 | |
| 六七三 | 村上六三郎 | |

| | | |
|---|---|---|
| 四六三 | 井上鯛二 | |
| 四五二 | 加藤三郎 | |
| 四四〇 | 浅井金之亟 | |

◇

| | | |
|---|---|---|
| 八〇八 | 鈴木舜二 | |
| 七五七 | 浅井昂 | |
| 六七八 | 伊藤清春 | |
| 六六〇 | 梅村先三郎 | |

六五三　須崎　敬三

◇

六四二　坂田　本太郎
六三二　村上　力男
六〇六　浅野　邦吉
六〇二　宵山　劍太郎
五九〇　二宮　一郎

◇

五八五　吉橋　国三
五六五　長谷川光次郎
五六三　川本　藤太郎
五三三　池田　与作
五二七　加藤　三郎

以上当選者

◇

五一四（次点）　加藤　政雄

六四八　浅井　金之亟

◇

六三八　加藤　薫
六〇七　中島　信一
六〇四　藤井　正勝
六〇一　柴田　茂
五八八　伊藤　陶彦

◇

五六九　野田　伍三郎
五六三　長江　兼太郎
五四七　大竹　加三
五二七　大沢　卯三郎
五一五　加藤　五三郎

右は三ヶ月以内に鈴木舜二氏死亡のため繰上げ当選となる。

四九二　中島　亀男
四四五　那須　釩郎
四〇二　加藤　又三郎
三〇三　加藤　盛之助
二四五　加納　甚造

◇

四六一　藤井　崩
四四二　井上　鯛二
三四一　伊藤　栄次郎
二九四　杉浦　乙平
一六六　加藤　鉦吾

水野地区の選挙記録——。

六二九　磯村　艶三郎
五五四　加藤　京松
四三一　桜井　永治郎

以上当選者

三八八　加藤　鶴吉
三六五　加藤　景三
四九　加藤　奇一

五八五　宮崎　泰三
四五三　久田　勇吉郎
四一六　加藤　春海
三八〇　稲垣　孝一
七二　大橋　義雄

長谷川光次郎氏の落選など「あけてびっくり玉手箱」の観があつた。

◇

一二〇八　加藤　京松
一〇九七　池田　与作
一〇七三　大竹　加三
一一二四　安藤　房一
一〇七七　矢野　千代太
一〇七一　山田　秋金

# (180) 番狂わせの選挙と街の話題

選挙は水ものといわれているが昭和三十年五月一日の市議会議員の選挙は全く予想を裏切り、文字通りの番狂わせを見せている。最高点争いを予想された伊藤清春と野田伍三郎の二氏は下位当選、予想されなかつた加藤京松氏の最高点。左派社会党の新人丹羽年夫氏の当選、前議員のうち安全と見られていた久田勇吉郎、加藤五三郎

一〇四三　東野　二一
九五七　磯村　鉋三郎

◇

九一六　加藤　春海
八九九　加藤　政雄
八四四　吉橋　国三
八一七　加藤　鶴吉
七八九　青山　劒太郎

◇

七七四　安藤　逸郎
七三四　二宮　一郎
七三〇　伊藤　陶彦
七二五　野田　伍三郎
七一三　伊藤　清春

以上当選者

◇

六七二　加藤　鉱一

九七六　加藤　三郎
九四八　浅野　邦吉

◇

九〇八　加藤　幸治郎
八九四　柴田　治良
八二〇　寺田　孝一
八〇一　浅井　金之亟
七八三　村上　力男

◇

七七四七　丹羽　年夫
七三三　中島　信一
七二七　加藤　薫
七一九　藤井　正勝
六九四　梅村　先三郎

◇

六六六　伊藤　孝一

六六四　久田　勇吉郎
六一四　加藤　五三郎
四六四　長谷川光次郎
二五七　加藤　鉦吾

◇

選挙の街のこぼれ話二題。

公職選挙法によれば、ポスターの印刷者は住所氏名を記載することになつていた。それが伊藤陶彦氏のポスターに印刷者の住所が洩れていた。たとえ形式犯でも法に触れるというので早速住所を書き込んで事済みになつたが、なんとそのポスターには選挙管理委員会が検印して掲示することを認めていた。

◇

村上力男氏の場合は、選管委から渡された運動員用腕章十五個に『市長選挙候補者村上力男』と記されていた。当時行われる予定だつた市長選挙は対立候補者がないため無投票となつて加藤章氏が選ばれたので、その腕章を間違えて渡したことが判り、早速これも取替えて事済みとなつた。

◇

六四四　伊藤　栄次郎
五四六　鷲野　金作
三九八　山田　義信
一〇八　長瀬　健蔵

## (181)

# 瀬戸村の寺小屋と寺子數

大正四年刊の『瀬戸町誌』は『維新前には此地の戸数僅々三百余戸に過ぎざりしを以て、教育等に関しては意を注ぐもの稀に、私塾の設けもなく、子弟はわずかに寺小屋又は手習師匠につきて修養したるのみ。文久年間神職二宮九右衛門、この地の子弟の知識乏しきを憂い、その教養を自宅に創め、読書と習字とを教科として、兼ねて質素勤倹と謙譲の美徳を訓えたることあるを伝うるのみ』。と記している。

◇

「瀬戸町誌」は二宮九右衛門塾があつたと伝えるのみ——と記しているが、それよりも古いものや、他にも多くの寺小屋があつた。二宮九右衛門の職業についても神職と記しているが、神職の寺小屋は古くから在つたのでこれを混同している（九右衛門は農業）。

◇

深川神社の神職、第十八代二宮守道は、天保八年頃自宅において寺小屋を始め、後年では凡そ百人の弟子が集り、読み書き、そろばん、漢学などを教えていた。その教科書としては商売往来、四書などを用いた。

守道は文政九年十二月五日生れであるから、天保八年といえば十八歳の若さであつた。後年京都に上り従五位下、長門守の勅許を蒙つた程の俊才だから、青年の頃既に寺小屋を創始したと見られる。守道は慶応元年に死亡し、後は嫡子森太によつて小学校が開かれるまで継続されていた。

◇

弘化年間には西二宮（前記二宮家の岐れで、現在の深川町伊藤医院の所に在つた）家でも寺小屋を開き、凡そ百人が通つていた。二宮九右衛門が五兵坂で寺小屋を始めたのは安政三年で盛時に百五十人の入門者があつた。

元治元年に北中切の加藤法印によつて五十人ばかりが教えられ、明治元年には宝泉寺住職管器玉によつて凡そ五十人。同時代に南本町の加藤連三郎の凡そ二十人。同じく洞寺東の加藤国助によつて凡そ三十人がそれぞれ教えをうけた。

◇

以上が小学校開設前に瀬戸にあつた寺小屋であるが、ここに掲げた寺子（生徒）の数は古老の伝承に基いたもので、いささか過大に伝えられたかのように思われる。

かつて文部省が調査した「日本教育資料」によると、明治初年の全国寺子屋の総数は、一万五千八百六十二となつていて、その中に瀬戸村の二宮森太、二宮九右衛門、管器玉の名があげてある。

◇

生徒数は二宮森太（深川神社神職）の寺小屋が、男子二十人、女子五人。二宮九右衛門（農）のものは男子廿一人、女子三人。管器玉（宝泉寺住職）のものは男子卅九人、女子十人となつている。この数字は明治四年現在のもので最も信頼のおけるものである。

◇

## (182) 二宮九右衛門塾その他

二宮九右衛門は文政八年、父九右衛門の長男として生れ、はじめ増十といつた。父の没後襲名しているが、現在の東本町伊藤寛一郎氏宅の東、片山陶器店の裏にあたる一帯がその家敷趾で当時、土蔵が三戸前もあり、その時代としては珍しい、時計もかけてあり、村人はその屋敷を五兵坂の牡丹園と呼んでいた。

◇

二宮九右衛門は始め奥田鳳文、西一郎に従つて学び、後、僧哲拳並に僧鼎三に参禅し、又父九右衛門（宣角）の風雅を受けついで俳諧を岡田梅間、吉原黄山に学んでいる。名を殉、字を史樵、号を其迹（きせき）又は時習、軽舟などといつている。明治十七年旧八月二十八日、五十九才で没しているが、戒名を小蘇軒禅学道昧居士という。

◇

加藤直寿（半一郎）翁の談話——（昭和十五年）。

『瀬戸公園に其迹（きせき）翁之碑というのが建てられている。あれは私達の手習師匠二宮九右衛門先生の碑です。先生は安政三年から五兵坂をあがつた所で寺小屋を開始されたと聞いています。私がその寺小屋へ入つたのは明治三年で、男女合せて卅人位でしたが、その殆んどが男で、女は珍らしいほどでした。

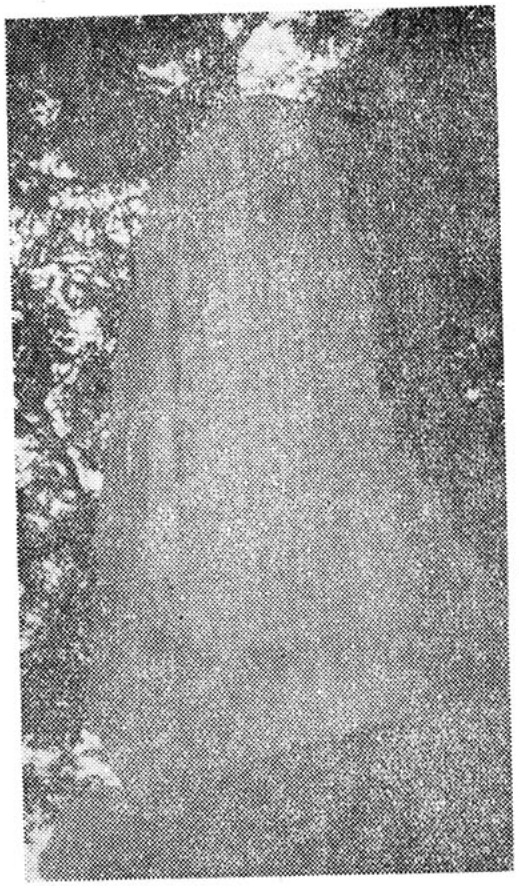

‖瀬戸公園の其迹翁の碑‖

その時一しよに通つていたもので今尚元気でいるのは、加藤文之助、加藤庄左衛門、二宮金次郎、高島兼太郎位いのものです。教科書は四書、商売往来、百人一首などで、読み書きそろばんを教わつたわけです。明治五年の八月に小学校令が出て、翌六年には寺小屋を廃して小学校ができました。

◇

北新谷の山光の上の所に泰澄院（一〇頁参照、更に後述）というお堂がありました。そこの住職が加藤法命という人でしたが、この人も寺小屋を開いておりました。

＝跡筆の翁迹其宮二＝

山陶屋の隠居（加藤清助景登、十三頁参照）が藤四郎の碑の西手に——『禅長庵』を建てた時、泰澄院の加藤法印のところから、陶器の中に観音さんの安置されたものを持つて行きました』

# (183) 赤津の寺小屋善声院など

赤津村の寺小屋は、上赤津善声院の法印服部秀謙によつて嘉永年間に開かれ、その子吉村左馬之助によつて継承されている。左馬之助父子は、歴代修験道善声院の法印（山伏）であつたが、この地方の学識者として知られ左馬之助は明治六年に小学校が開かれたとき赤津村東明小学校の教師に就任している。

◇

両人の親子関係について赤津の宮地金松氏から『加藤作助氏と山口錠鉄氏との中間に在る大松天王様の境内に〝服部父子の碑〟がある』と教えられたので、早速調べた結果、名字は違うが両人が親子であることが判明した。碑文は風化していて判読が困難だつたが、大要次のようである。

◇

松濤翁、名は秀謙、服部氏華厳ト称ス。本村ノ人ナリ、文化二年寅正月某日生レ、明治四年未八月二十七日没ス、享年六十五、男哺虎君、左馬之助ト称ス、故アリテ吉村氏ニ改ム、天保二年卯十月二十二日生レ明治八年旧歴七月六日没（後略）

明治二十四年一月十五日

門人　中島大仙誌

◇

善声院の寺小屋の外に弘化元年開始の中島助三郎、明治二年に開始した中島佐吉の寺小屋があつた。

文部省の「日本教育資料」によれば、いずれも男子二十人、女子五人の寺子があつた。

この外に中島信一氏の祖父にあたる中島清淵や、善声院の門人中島大仙、加藤丈助、中島一助なども寺小屋を開いていたが、それらは短期間で終つている。

◇

寺小屋入は毎年二月の初午の日に行われた。父兄に連れられて修束或は扇子料として金員を贈り、机、文庫赤飯などを持参して寺入り（入学）した。当日祝といつて、師匠は寺子と父兄とに赤飯のもてなしをして子供の前途を祝福した。素読と習字が主で、上級生になつて希望する者にはそろばんも教えた。教科書には、いろは歌、名頭、国ずくし、商売往来、消息往来、女庭訓、百一首人などで、習字はお家流であつた。

◇

修業年限は凡そ四ケ年で、その大部分は習字に費し、半紙を綴じた草紙が黒光りのするほど書き続け、六日間手習して七日目に清書し、師匠はそれに甲乙丙などと朱書して採点した。習字の手本は師匠が書いて与えることになつていた。

◇

授業時間は線香を燻らして計ることになつていた。一日に線香五本の定めになつていて、一本燻ゆるごとに休憩し、三本で扈休みと

なり、午後は二本で切り上げるのが通例のようであつた。成績はお正月の書初めと七夕の清書とで採点することになつていたが、平素の行状も参酌された。

## (184) 今村・水野の寺小屋とお礼金

今村の寺小屋は明和年間に伊藤九郎左衛門によつて開かれ、一般教養の外に剣術まで教えていたという。盛時は百人以上も入門していたというから盛んなものである。

明治初年には横山幸吉と伊藤善吉の二人が寺小屋を開き、それぞれ三、四十人の入門者があつた。

◇

伊藤浜吉氏の談話——。

『川西町の青山儀三郎さんの祖父、青山佐左衛門という人が、お宮の所で寺小屋を開いて居られたと聞いています。

私が小学校へ通つている頃、始業、終業の合図をする太鼓があつたが、それには校長市辺正学、学務委員青山佐左衛門と書いてあつたことを記憶しています』

◇

中水野村には興譲館という学校があつた。尾州藩士で同村に土着した者の子弟を教育する目的で、一般の読み書き、習字、そろばんの外に特に修身一課を設けていた。この学校は廃藩と共に廃止された（一七〇頁下段参照）。

◇

水野村の寺小屋は中水野の神官菊田今福によつて、天明年間から享和年間まで続けられた瀬戸地方最古のものである。読み書きの外に和歌の道も指導し、弟子は二、三十人と伝えられている。

菊田清昆古は文化年間から文政の頃まで、菊田年成は天保年間から明治初年まで寺小屋を開き、弟子の数、教科内容など今福のものを踏襲していた。

◇

文政から天保にかけては中水野村で加藤仲甫が読み書きを教え、天保から明治初年にかけては加藤梅真がそれぞれ二十人ばかりを集めて教えていた。

上水野村では医者の加藤舜一郎が安政三年から明治元年まで寺小屋を開き、男子三十五人、女子十五人を指導していた。

◇

当時の授業料は、各々多少の相違はあつたが、一ヶ年凡そ一両（米に直して一石位い）を、五節句に分けて持参する定めになつていた。授業料はお礼金といつたが、半紙に包み、水引をかけて寺子が持参すると、師匠は紙や筆を「おうつり」として与えていた。

◇

お礼金を持参する時期と金額とは次のようになつていた。

正月二日　金一分

三月三日　金二朱
五月五日　金二朱
七月七日　金二朱
七月十三日　金一分
九月九日　金二朱

以上は上中下とある寺小屋の中位のものを標準にしたものである

◇

## (185) 渡辺霞亭の父が上品野校の教師

天保の末年から明治の初年までの沓掛村では五人、七人の子弟を自宅に集めて漢学を教えた者が数人あつた。それらは農閑期とか、夜間とかを利用した個人教授に近いもので、松本茂左衛門、富田照南、鈴木頼母、伊藤親明などであつた。

松本仁兵衛は安政三年に寺小屋を開き、明治五年まで存続したが、生徒は男子十人、女子一人（明治元年調）であつた。

◇

上半田川村では明治三年から三年間、水野義門によつて寺小屋が開かれ、十人ばかりの子弟を教えていた。

中品野村の寺小屋は、水野甚吉によつて嘉永四年から明治元年まで続けられたが、明治元年には男子十八人、女子九人が通学していた。

◇

下品野村では久雲寺に寛政年間から開かれて代々の住職が担当して文政頃まで続いていた。元治元年に戸田なよ女によつて再興されが、この金額は当時の金貨の計算法によつたもので、一両小判の四分の一が一分、一分の四分の一が一朱となつていた。両から上が十進法であることはいうまでもあるまい。

◇

尚五節句には金員の外に時節の物を贈つて平素の謝礼とした。例えば正月には鏡餅、三月三日にはおこし物、五月五日は柏餅、七月七日は野菜類、九月九日はぼた餅などであつた。

◇

上品野村の太田周作は、文政元年生れの医師であるが、安政三年には自宅で寺小屋を開き、明治六年十月まで続けている。常時二十人前後が集り、授業は朝から夕方に及び、商売往来、国づくしなどの外四書などの漢書も教えた。

◇

品野町大字沓掛の掛川小学校は、明治五年の設立当初は義校、その後東明学校分校、赤津学校分校といつた時代もあつたが、明治十

いろは、名頭、農業往来、孝経などが教えられたが、婦人による指導は珍らしいことで、しかも生徒は男子四十三人、女子十八人の多数に上つていた（明治四年調べ）。

この外に明治初年にほ渡辺源吾の私塾も開かれた。源吾は尾張藩士であつたが廃藩後その采地に土着したもので、その子勝は明治大正の歴史小説家渡辺霞亭（大正十五年没）である。

◇

二年者掛学校が設立された。それが明治二十五年掛川小学校となつて現在に至つている。

◇

上品野小学校は明治六年十月に祥雲寺を仮校舎として開かれた同郷学校にはじまる。教師は前述の太田周作、渡辺源吾の二人で、学校は上品野、上半田川、白岩、片草、中品野、下品野の六ヶ村の組合立であつた。

明治九年七月、上品野、下品野の二校に分れ、上品野学校組合は六ヶ村のうち上品野、上半田川、白岩、片草の四ヶ村となつた。

◇

明治二十年廃立分合の結果、中品野学校（上品野・中品野・下品野）簡易上半田川学校（半田川）簡易白岩学校（白岩・片草）の三校となつた。

明治二十五年十月、下品野尋常小学校。明治四十年三月、上品野尋常小学校とそれぞれ改組改称された。

下品野小学校歴代校長の中には、有名な今井鎌三郎（後述）の名も見受けられる。

## (186) 東明校の歴史と建設の殉職者

明治六年赤津村白坂の雲興寺禅堂を仮校舎として開校した東明小学校は、当初は一年毎に民家を転々としていたが、数年後には和風平屋建の校舎を現在保育園の建築されている土地に新築している。

開設の時、教師四人、男生徒百一人、女生徒十三人、主者は加藤浅右衛門となつている。

明治十四年には既に校舎は新築されていたが、生徒数は男子五十五人、女子二十四人に減少している。

◇

こうした数字は、瀬戸の陶原学校の場合にも見られるもの（後述）で、就学適齢期の総人数と、その後の通学人員との食い違いではないだろうか。

この調査は文部省によつてなされたものであるが、明治十四年の調査のとき「学校長或は首座教員」として「浅井探嶺」の名を挙げている、この人物は赤津の名匠加藤春岱の没後、その家に入つて（入籍）家系を相続したものである（八九頁下段参照）。

◇

当時東春日井郡に四十三の小学校が在つたが、その中で借屋でないものは僅かに八校にすぎなかつたが、東明小学校は上水野小学校と共に独立した校舎をもつていた。

現在の学校は明治十八年九月に新築されて移転したものであるが、更に大正十一年八月に新校舎が建築されている。

◇

八月九日、新築校舎の合掌を上げている際、突然建物が倒壊して死傷者を出した。市役所土木課勤務の山口嘉七氏の実父嘉七氏は、

当時村会議員であり学校建築委員だつたので、現場で手伝中倒壊校舎の下敷となつて頭部を粉砕して即死。今坂の大工鈴木桝太郎氏も下敷となつて足部骨折の重傷を負つた。

山口嘉七氏の殉職は村民から惜しまれ、盛大な村葬が校庭において執行された。

◇

歴代の校長は明治十年頃が久野広之、その前後は前述の通りとなつていて、十六年井上孝麿、十七年服部猪太郎、二十年林亀次郎、二十五年水野亮、三十三年高見修司、大正三年中島一夫、八年河村周市、十四年中島惣助、昭和四年松原鍵三郎、八年加藤庄太郎、十四年長谷川金吾、十七年水野稠、二十六年加納文治の諸氏となつている。

◇

東明小学校は、一時赤津小学校、赤津尋常小学校と呼んだ時代もあつたが、再び東明校に戻り現在に至つたものである。

# (187) 效範小学校建築のいきさつ

效範学校が明治六年四月に開校されたときの位置は、今村二三四八番となつている。

主者は青山佐左衛門、教員は二名、生徒は男子百六人、女子八人となつていて均衡を失つているばかりでなく男子が余りにも多い（文部省年報による）。

◇

明治九年には今村学校と改称したが、明治十年の文部省年報は、教員一名、男子五十三人、女子七人となつており、同十四年の調査でも男子五十六人、女子十人となつているから、明治六年の生徒数は学齢児童の総数であつて、常時出席したものとは考えられない。それにしても男女の差が大きすぎる。

◇

伊里写真館所蔵の「明治五年から同十年までの水野村住人、第三中学区係加藤鎌三郎諸留」の中に今村学校敷地関係文書がある。

『学校敷地御下渡願

尾張国春日井郡今村元西山ノ神社上地

千五百八十五番字樋口林反別三反一畝十七歩内

一、坪五百坪、官有地無税地、

第三中学区内、第百四十五番小学今村学校、但し新規建築の分

◇

外に松四十五本、但目通一尺廻より三尺廻迄此代価二円二十五銭

檜五本、但目通一尺廻より一尺五寸廻り迄此代価二十七銭

雑十本、但し目通り一尺廻より一尺五寸迄此代価十二銭五厘

是は学校敷地の内に生立候につき御払下奉願候、右は今般御達に依り必要の地を取調候間、百四十五番小学今村学校敷地に御下渡下され度別紙絵図面相添此段奉願候

明治十年四月

今村組長　青山　円七
今村用掛　稲垣定右衛門
今村学校係　伊藤　磯七

愛知県令安場保和殿』

◇

明治二十三年に八白村立の八白尋常小学校（稲葉に分教場を置く）明治四十年三月には旭村立の旭第一尋常小学校と改称したが、今、美濃ノ池、三郷が通学区となつていて、生徒数は男子九十四人、女子百人であつた。

翌四十一年旭第二尋常小学校と改め、四十三年には男子百六十一人女子百五十四人となり、更に大正十四年には男子二百五人、女子二百七人と激増している。

大正十四年旭村から、今と美濃ノ池の二大字が分れて瀬戸町へ合併したので校名を瀬戸效範尋常小学校と改称することになつた。

◇

歴代の校長は青山佐左衛門（主者）、市辺正学、山田春治、阿知波斧吉、佐久間重治、難波田篤貞、栗木菊次郎、森亀之助、吉田均、宮下是俊、菊田斧麿、沢山喜三郎、長江鎌治郎、伊藤浜吉、加藤祐次郎、河村周市、伊藤浜吉、松原鍵三郎、玉置巖、津田準治、長谷川金吾、藤江質直、伊藤一雄、浅見久治。

◇

旭村の今と瀬戸町との合併が難行をつづけていた大正十四年の夏合併促進のため一役果したものに小学校通学問題がある。

合併委員だつた瀬戸町側の水野憲吾氏、旭村側の松原覚城氏、青山政五郎氏などによつてひそかに立てられた計画がこの学校通学の問題であつた。

◇

当時急速に発展した追分や吉田あたりは、瀬戸の市街地の西に接続し、陶原学校は現在の陶磁器会館の敷地にあつたので瀬戸町の西端に近かつた。そのため追分や吉田からは、眼の前に学校がありながら遠く離れた效範学校へ通わねばならなかつた。

そこで追分や吉田では戸籍上陶原学校の通学区域に子供を寄留させて、その実、自宅から瀬戸の陶原学校へ通わせる者が大部分を占めていた。

◇

それが突然陶原学校長から吉田、追分方面の子供へ「明日から本校へ通つてはいけない」と言い渡された。

追分や吉田方面の父兄の間で大問題となり、早速代表者が旭村役場へ押かけ「瀬戸へ合併させるか、それとも追分に一校建ててくれるか」と談じ込んだので、学校を開設するより合併承諾ということになつて、合併問題は急速に解決された。

◇

旭第二尋常小学校（今村）は三郷以東が通学区域となつていたが三郷は合併しなかつたので旭村側から「三郷に学校を建てねばならぬから一万五千円よこせ」と瀬戸町へ要求した。平田瀬戸町長は「五千円なら要求に応じるが、それ以上は出せぬ」旨を回答した。

その頃郡書記だつた岩田源之助の斡旋で一万円ということでようやく話が纏つた。

◇

さて合併が成立した後、平田町長は今村の小学校を廃止して陶原学校に吸収する旨を発表した。今村側としては合併後も学校は存続

するものと考えていたが、その点は合併の覚書に記入されていなかつた。そこで大騒ぎとなつたが、町長は「どうしても学校が欲しければ、敷地と建物とを寄附せよ」といい、こうした迂余曲折を経て今村側から敷地三千坪と、建築費三万円を負担して現在の效範小学校が設置された。

◇

一万円を旭村へ出したが、三万円と敷地とを地元から寄附させた点について「平田町長は偉らかつた」と語り伝えられているが、果してこれが真に偉い為政者の態度であろうか。

## (188) 山口学校設置の願と東西幡山学校

明治六年九月、時の愛知県令鷲尾隆聚宛に山口村から差出した「小学校建設願」によると、結社人高島仁右衛門、戸長大沢八右衛門、副戸長稲垣左右衛門の三人が連署して願い出ている。その書類の末尾に「小学校開業御差許相成候事」と朱書し「愛知県」という大きな朱印が捺されて許可されている。

◇

明治六年十月十六日開校、学校名は第六十九番小学正明学校といい、山口村本泉寺に開設された。最初の教員は本泉寺住職山口良雲(五一)。柴田与九郎(五七)の両人で、山口は月給三円五十銭、柴田は月給一円五十銭であつた。

◇

明治十二年には山口学校と改称し、同二十年三月には山口村大字大坪、山田幸右衛門の土蔵へ移転したが、この時菱野学校と合併してその分校となつた。

二十一年には菱野学校から分離して山口学校と改めた。二十二年九月に現在の地に五十五坪の校舎を新築して移転し、二十五年十月に山口尋常小学校と改称した。

◇

明治三十四年四月十八日、生徒数が八十八名になつたので従来の一学級を二学級に編成替した。三十九年の町村合併によつて、四十年一月から幡山東部尋常小学校と改称した。それを昭和二十二年四月幡山村立幡山東小学校と改めたが、昭和三十年二月瀬戸市と合併したので市立幡山東小学校となつた。

◇

明治四十年以降の同校歴代の校長は、菊田斧麿、大津重良、加藤貞市、柴田留吉、杉浦延一、利根岩男、青山晴男、小塚徳二、牧尚雄、山田留一、伊藤治一(明治四十年以前の校長不明)。

◇

市立幡山西小学校は、明治六年十月二十一日、菱野村と本地村との共同で菱野村の西光寺で開校した第一番小学全道学校にはじまつている。

明治八年三月本地の宝生寺に移転して本地学校となつたが、明治十

年五月には本地学校と菱野学校とに分れた。

◇

明治二十年に本地、菱野、山口の三校が合併して菱野学校となり山口に分校を置いた。明治二十五年七月菱野学校を幡野小学校と改称し、同年十月に本地へ新築して移転した。同三十五年九月には更に本地新田屋敷に校舎を新築して移転した。同四十年幡山西部尋常小学校となり、昭和二年三月には高等科を併置して幡山尋常高等小学校となつた。昭和二十二年四月幡山村立幡山西小学校と改めたが、同三十年の瀬戸市との合併によつて前記の幡山西小学校となつた。

◇

同校歴代の校長は、明治三十二年須賀岩松、浅井作三郎、市川斧二、浦川泰次、佐竹美代丸、柘植併蔵、伊藤佐助、稲垣賢治、津坂鉦次郎、松岡直蔵、加藤貞市、利根岩男、戸田仁芳、田中秀雄、浅井武一、大津文雄、武田廉、山田留一（明治三十二年以前の校長については不明）。

## (189) 水野村小学校の沿革

明治六年、中水野代官所内にあつた興譲館を「小学興譲学校」と改称して、八才から十五才までの男子九十名、女子五名を収容して教師四名（水野竹太郎、助教水野寛、水野慶、加藤国太郎）で教授した。授業内容は漢書の素読（初等科に孝経）と算盤（九九）等で管理者は加藤平吉でめつた。

◇

明治九年、上水野村、中水野村、下水野村にそれぞれ一校を設けることとなり、上水野村では興譲館の名を踏襲して興譲学校と名付けたが、中水野、下水野の両村は連合して東谷学校を下水野の郷島に開設した。【注】明治十年の「文部省年報」によれば、上水野村の学校名は「水野学校」となつている。男生徒五十五人、女生徒十人。教師は一人。

◇

中水野、下水野の両村が連合して開設した東谷学校は、その当時男生徒は四十四人、女生徒は十二名、教師は一人であつた。明治十五年、両村は連合を解いて、中水野村は同村東光寺前に校舎を新築し、これを中水野学校を称した。下水野村は同村入尾の忠三郎の住家を買入れ、それを十軒家川尻（湖尻）に移築して、東谷学校の名を続称した。

◇

『明治十七年に至り、一村一校の議熟し、水野小学校を中水野に設置することとなり、中水野学校を役場とし、校舎新築までは東光寺本殿を借入れ、充用校舎として児童を収容した』。

以上は水野小学校沿革史の定説となつているが、この年には上水野中水野、下水野の三ヶ村に岐れていたから「一村一校」という表現は適当でない。この年の七月二十三日に愛知県布達甲第七十号を以

て、数ケ村を管轄する戸長役場が設置され、上記三ケ村の戸長役場は中水野に置かれている。そのために学校を使用したと見るべきである。

◇

明治二十三年に大字中水野字寺屋敷五九七番地（東光寺前）に新校舎を建て、水野尋常小学校と称した。【注】この時には三ケ村合併して水野村となつていた。

翌年四月に初代校長平林敏が赴任した。以下歴代の校長は、丹羽喜久、柳田治平、加藤徳応、鬼頭鉄之亟、高木協、松本仙蔵となつている。

◇

明治四十一年には瀬戸町外八ケ村組合立高等小学校を廃止し、水野尋常小学校に高等科を併置する方針に従い、新しく敷地をもとめて尋常小学校を中水野六一番地に移転し、瀬戸の組合立校舎の一部を移して水野尋常高等小学校とした。（その跡は現在名古屋耐火工業株式会社の工場となる）。

◇

学童の自然増加のため校舎が狭くなり、大正十一年水野村会は再移転を決議し、大正十三年四月、中水野鳥林一二六九番地に移転、増築を完了して開校した。

この敷地は、尾張藩の水野代官所趾で由緒深い土地である。尚昭和三年四月には安土分教場二学級が設けられている。

松本仙蔵以後の校長は、岡本真一、伊藤延治、松原敬、松原鍵三郎、兵藤三枝、水野吉三郎、相原邦雄、加藤繁隆、水野良弘の諸氏である。

## (190) 大正以後に創立された小・中学校

瀬戸尋常小学校（元陶原学校）から岐れて第二尋常小学校（深川小学校）が開設されたが、それから十三年後の大正五年四月一日に創立されたのが第三尋常小学校であつた。

これが大正十四年九月一日に祖母懐尋常小学校と改称されて今日に及んでいる。

歴代の校長は伊藤伊藏、伊藤延治、伊藤重平、津田準治、稲垣信夫、千本木敏夫、浅見久治、河本嘉男、中島武夫の順になつている。

◇

道泉尋常小学校の創立は大正十五年十一月一日の創立で、歴代の校長は、加藤祐次郎、中山佐太郎、加藤庄太郎、日比野惣次郎、森下善信、加藤繁隆。

◇

古瀬戸尋常小学校の創立は昭和十五年四月一日で、歴代校長は、稲垣信夫、加藤駒雄、柴田寿一、伊藤進、森下善信、中島武夫、藤井一郎の順になつている。

◇

水南尋常小学校は水野尋常高等小学校の分校として発足したのであるが、この点については「水野村小学校の沿革」において述べて

おいた通りである。

昭和十一年四月一日、水南尋常小学校と改められたが、歴代校長は波多野明、高見逸雄、鈴木芳郎、井上一正、阿原為、青木克孝、伊藤惣一、加藤武信、加藤雄。

◇

水無瀬中学校の創立は昭和二十二年四月一日、歴代校長は加藤銀男、松原勝。創立の当初は陶原尋常小学校の中に置かれて、瀬戸第一中学校と呼ばれていた。同二十四年三月三十一日に水無瀬中学校と改称されて現在の地に移つた。

◇

瀬戸第二中学校は昭和二十二年四月一日、深川尋常小学校内に創立されたが、同二十四年三月三十一日祖東中学校と改称して、現在の地に移つた。歴代校長は村瀬效、加藤銀男。

本山中学校は昭和二十六年四月一日創立、最初第四中学校と呼ばれたが、同年五月一日から本山中学校となつた。歴代校長は伊藤一雄河本嘉男。

◇

南山中学校は昭和廿三年四月三十日、瀬戸市と水野村との組合立校として創立されたが、市と村との合併によつて瀬戸市立となつた。校長は藤江貫直、村瀬效、森下善信が歴任している。

幡山中学校の創立は昭和二十二年四月一日。校長は田中秀雄、青山晴男。

# (191) 仮住居当時の陶原学校経費

明治五年に学制が定められて、全国を八大区に分け、愛知県は第二大区に所属した。この学制について太政官からの仰せ出され書が発せられている。

◇

『学制頒布に付被仰出書

人々は自ら其身を立て其産を治め、其業を昌にして以て其生を遂るゆえんのものは他なし、身を修め智を開き、才芸を長ずるによるなり。而て其身を修め智を開き才芸を長ずるは、学にあらざれば能わず。これ学校の設あるゆえんにして、日用常行言語書算を初め、士官農商百工技芸及法律政治大文医療等に至るまで、凡そ人の営むところの事、学あらざるはなし。

◇

人能く其才のあるところに応じ、勉励してこれに従事し、而して後初めて生を治め産を興し、業を昌にするを得べし。されば学問は身を立てるの財本ともいうべきものにして、人たるもの誰か学ばずして可ならんや（中略）

右の通り仰せ出され候条、地方官において辺陬小民に至るまで洩れざる様、便宜解釈を加え、精細申し諭し、文部省規則に隨い学問普及致し候様、方法を許可施行の事。

明治五年壬申七月

太政官

この通達に従い愛知県では翌六年二月、私塾、寺小屋を廃し、六歳以上の就学適齢期のものを調査して、同年五月管内に十中学区を設けた。そのとき、春日井郡は第三中学区に所属した。瀬戸村では明治六年九月、宝泉寺を仮校舎として陶原学校を設置したが、間もなく郷の加藤勘四郎宅に移り其後民家を転々としている。

◇

開校当初の陶原学校について文部省の年報の記すところによると『主者』として加藤兼助の名が挙げられている。当時兼助は副戸長であつたから（二〇二頁参照）管理者と校長を兼ねたものと見るべきであろう。

その後学校は振わず僅かに命脈を保つにすぎなかつた。

◇

「祐右衛門文書」のうち、陶原学校関係の古記録によつて、明治七年の一ヶ月間の経費を知ることができ、併せて当時の給料・書籍代その他の物価についても知ることができる。

◇

陶原学校

当時四百四番戸

加藤勘四郎宅

月一円にて校舎に借用候

生徒数

男　百六十五人

女　五十七人

合計　二百二十二人

◇

陶原学校

明治七年七月の入費調

| | |
|---|---|
| 十八銭 | 炭一俵 |
| 八銭 | 紙二帖 |
| 七銭五厘 | 飛切茶半斤 |
| 一銭 | ほうき |
| 二円五十銭 | 書籍七冊 |
| 三十四銭 | 小学読本 |

◇

| | |
|---|---|
| 九十銭 | 地理小史一部 |
| 五銭 | 地理初歩一冊 |
| 一円三十銭 | 日本略史三冊 |
| 六十二銭五厘 | 博物新編一冊 |
| 二十五銭 | 小学算術書 |
| 十八銭七厘五毛 | 小学校教授法 |
| 六円 | 教員三人給料 |
| 合計 | 十二円四十九銭七厘五毛 |

◇

明治六年に陶原学校として発足したが、一時瀬戸学校と改称されている（年代不詳）。明治二十五年に瀬戸尋常小学校。明治三十六年に瀬戸第一尋常小学校。明治四十二年に瀬戸尋常高等小学校。昭和十四年に陶原尋常高等小学校。昭和十六年陶原国民学校。昭和二十二年陶原小学校となつて現在に及んでいる。

# (192) 十銭の寄附金と陶原学校の新築

陶原学校創立当初の教師は三人。そのうち読方の教師は北新谷の加藤法印の長子鼎、そろばんが加藤市右衛門、習字が加藤善助であつた。

◇

明治九年に地租改正に着手されて以来、東春日井郡の農民と官との対立は激しさを加え（一九一・一九二頁）数年間争いが続いたため、折角く設置された小学校も次々と閉鎖されて行つた。せともの

＝（下）費築建校学の銭十金（上）願附寄の金資学＝

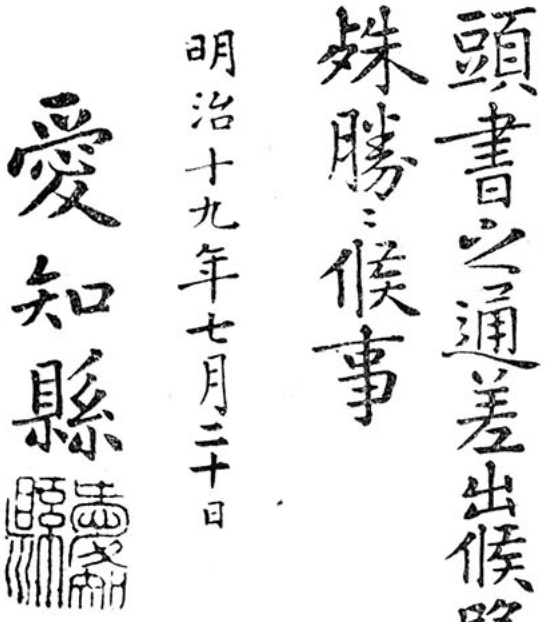


の瀬戸もその影響をうけて、生徒数は減り、学校も仮校舎のままで転々としていた。

◇

そうした時代環境の中に在つて、ひとり瀬戸村では小学校の建築を計画し、十ケ年賦の寄附金を募つたが、最高百円、最低二十五銭として、総人員六百七十三人、総額五千二十円六十五銭が集つた。

◎百円宛、高島孫十郎、川本桝吉、加藤兼助、加藤嘉七。

◎六十五円宛、加藤金平、加藤祐右衛門、伊藤幸一郎、加藤伝兵衛、加藤定助、加藤民四郎、加藤本左衛門、加

藤吉右衛門、加藤祐次。（以下省略）。

◇

「陶原学校学資金寄附願」（市役所所蔵）によれば、六百七十三名の寄附額と記名捺印が見られるが、その末尾に

『右之者陶原小学校学資金のため、前記の通り無利十ヶ年賦にて寄附仕度此段奉願候也

明治九年一月

石寄附人総代　加藤利蔵
加藤兼次郎
加藤与吉
副戸長兼幹事試補　水野忠七郎
加藤嘉七
加藤兼助
加藤金平

愛知県権参事　生田純貞殿』と記されている。

◇

それに続いて、朱書で

『書面願の趣聞届候、追て金額皆納の上は、相当の賞有るべく候条其際届出るべく候事

明治十年五月十日　愛知県印』

と記入されている。

◇

前頁の文書は十ヶ年賦寄附金に関連して、西宮里町加藤義雄氏の祖父に当る多蔵宛に発行されたものである。

陶原小学校が現在の市役所の位置（藏所）に新築開校されたのは明治十七年四月であるが、この文書によつて明治十年にはじまつた年賦寄附が十年後に終つたことが判る。

新築開校当時は初等科、中等科各々三年制で、生徒の総数は凡そ三百人であつた。

◇

歴代の校長は明治六年開設当初の主者加藤兼助以降数代は判明しない。

明治十四年富田真之助、明治十七年跡部鉄之亟、その後と思われる者に磯谷利光、松永久矣、井出二郎、平林忠雄がある。

明治二十五年の落合諦定以降は近藤熊吉、松山銀次郎、鈴木豊次郎（高等科併置の初代校長）。田公正次、六鹿鹿三郎、松本小吉、加藤尽、川島作太郎、小西周三、丹下省三、加藤駒雄、松原勝、相原邦雄、加藤武信。

## (193)　深川小学校が開設されるまで

陶原学校は開校当初の生徒数男子百六十五人、女子五十六人が、明治十年には男生徒六十六人、女生徒四十五人に激減している。そ

れが十二年には男生徒八十七人、女生徒三十一人となつて上昇の傾向を示している。

明治十七年四月には字蔵所（現市役所）の地を選んで校舎を新築し学童三百余名を容れるに至つた。（校長は跡部鉄之亟）。

◇

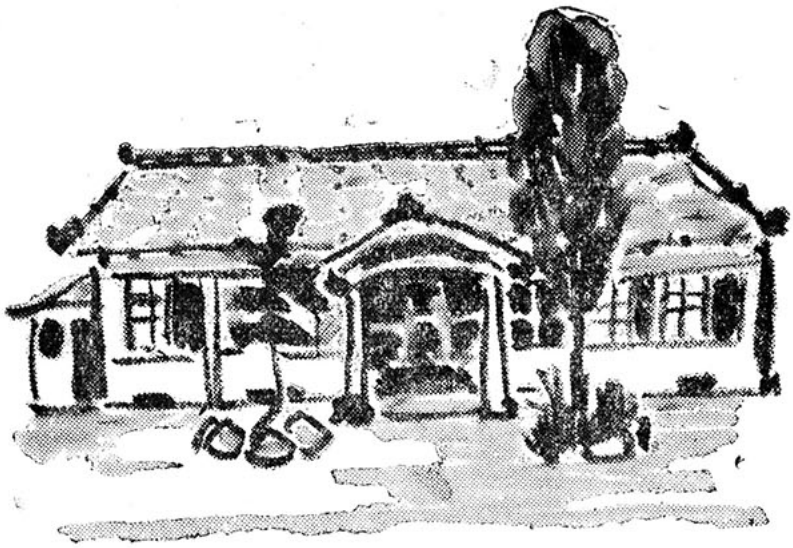

＝開設当初の第二小学校（深川）＝

明治廿五年十月一日、校名を瀬戸尋常小学校と改めその後は年々生徒数も増加した。教室も狭くなつたので、明治三十六年四月一日に新しく学校を創立したのが今の深川小学校で、その頃は瀬戸第二尋常小学校と名づけられた。

大正三年度の二校の在籍児童は二千三百十七名となり校舎は再び狭くなつたので、大正五年四月に現在の祖母懐小学校を新築し、これを瀬戸第三小学校と名づけた。その後大正十四年十月十六日に第一、第二、第三の名称を陶原、深川、祖母懐と改めた。

◇

瀬戸第二尋常小学校は明治三十六年三月二十日起工式、同年十一月二十五日に竣工祝賀式を挙げている。学校の設立は同年の四月一日となつているのに開校記念日は五月二十六日となつている。これらの食い違いは、第一尋常小学校に同居中に創立し、次いで開校式を挙げているところから生じたものである。

◇

初代校長は石川鉄三郎、二代以後は杉山銀次郎、小林銀三郎、河村鍵太郎、伊藤敏、小島錦之助、脇田鋭一、本多小一、稲垣信夫、富田俊、藤江質直の諸氏が歴任している。

開校当時の職員と給料とは石川校長が月給二十円、訓導小寺きく十三円、準訓導璽江馨十一円、代用教員藤井浅太郎、日比野茂の二人が五円宛であつた。（藤井氏は元瀬戸市庶務課長）。大正四年には江尻光正氏が代用教員を務め、月給七円を支給された記録もある。

◇

開校された時の生徒数は三百四十二名で、一年生男六九、女四〇二年生男三六、女五〇。三年生男四一、女三四。四年生男三三、女三七となつている。

河本礫亭氏もその時の三年生で、木の香も新しい教室を泥足で汚した悪童仲間の一人であつた。

◇

深川小学校の同窓会長は、母校の大先輩（第一回卒業生）の中から多年に亘つて選ばれているが、明治から大正へかけては、今は故人の加藤昇吾氏（洞）が会長をつとめ、現会長の加藤峯一氏もやはり第一回の卒業生である。しかしこの卒業生は明治三十六年十二月一日から翌年の三月まで、僅か四ケ月足らず新校舎で学んだだけである。

# (194) 高等小学校設置の功労者加藤敬

＝加藤敬氏＝

「通常明治二十年度東春日井郡勝川村外百九ヶ村聯合会議案」ならびに同会議録によれば、県からの指令によつて高等小学校を郡内に三校設置するため、教育補助費として二千三百四十一円を支出する旨の原案が提出されている。

明治二十年五月六日と十日の両日に亘つて審議した結果、本年度は第一高等小学校だけ開設して他は来年度に廻し、補助金を八百八十七円八十銭に修正することを議決している。翌二十一年度の聯合村会議録によれば、一月三十一日と二月一日の二日間審議して、第二第三高等小学校の開設が決定している。

◇

この聯合村会は、明治二十年に県令によつて定められた制度で、二十三年五月に発布された郡制が、実施されるまでの短期間にすぎなかつたが、勧業に学事に可成りの足跡を残している。会議は郡長が管理して議長となり、二十年と二十一年は郡長服部直衡。二十二年には後任郡長野村賀真が当つている。

◇

議員は三十二名で番外として郡書記三人が参加している。議員の中には味岡村の松永左衛門、小幡村大島宇吉（中部日本新聞の前身新愛知社長）味美村高木悦太郎、春日井村河村吉太郎、和爾良村林小参、水野村加藤敬（瀬戸市仲切町加藤竹三郎氏の厳父）、瀬戸村加藤半一郎（後に加藤直寿と改名）など現職の県会議員又はその後に県議に選ばれた者など相当の人材を集めていた。

会議録は『明治二十年五月五日開会式——。東春日井郡勝川村外百九ヶ村聯合村会は、明治二十年度に係る勧業費及び教育補助費評決の為め、本日より開会するに付、各議員は招集の命に依り一同礼服着用にて仮議場なる勝川村地蔵寺へ参到せり。（中略）

◇

午後第一時十五分開会式を行うに付、号鐘三点を以て議員の着場を報ず、次で本会の管理議長たる服部東春日井郡長は安藤、丹羽の両郡書記及びその他の係官一同を率いて式場に臨めり、ここにおいて一同敬礼す。服部郡長左の演説あり

◇

本日勝川村外百九ヶ村聯合村会の開会式を行うに方り、本官が思想を吐露し、切に諸君に希望する所を告げんと欲す。

そもそも我国万邦と対峙し、国光を四海に輝かし、之を富岳の安き

に置かんと欲せば、よろしく富国強兵の道を講ぜずんばあるべからず（中略）。今や欧米各国と通信の道開けてより、彼国の文物を採用するの便ありて旧慣を改良し、殖産興業の途を隆盛ならしむるの好機に際会せり。之を改良するの方法一にして足らずと雖も、けだし教育を隆盛にし学理的の実験を要するにしくものなかるべし』云々と、あたかも国会で首相が述べる施政方針のような長口舌をふるつている。

◇

高等小学校設置（教育補助費）案について大島宇吉の「本年度は第一高等小学校だけとし第二、第三は来年度に廻せ」との修正意見と加藤敬の「第一高等小学校の位置（上条新田）は郡の中央部にあつて、東部西部から数里を隔てているから、学校経費を節約して三校同時に開け」との修正意見が対立し、採決の結果十八名が大島説に賛成したため惜しくも加藤の主張は敗れた。

◇

二十一年の会議では河村吉太郎の「二校開設を止めたい」という説が出て紛糾したが、加藤敬の奮闘によつて、河村案六、加藤案十八、中間案四の賛成者を得て第三高等小学校の瀬戸設置を見たのである。

この会議において堂々と主張した加藤敬の識見と努力と、そして功績とは瀬戸市教育史上特筆に価するものである。

## (195) 瀬戸高等小学校の変遷と学制改革

明治十九年九月、勅令を以て小学校令が公布され、小学校を尋常科と高等に分け、各四年制とし、国民の義務教育を四年と定められた。明治廿年五月、春日井郡立高等小学校を設立し、柏井村上条新田の慈眼寺を仮校舎として開校した。（後第一高等小学校と改称）。

◇

明治二十一年七月、郡立春日井第三高等小学校が瀬戸村南新谷に設置され、その後瀬戸高等小学校と改称された（第二高等小学校は小牧に設置）。

学校の所在地は現在の銀杏木町に当り、井上延年（一一一頁参照）が京都に移つた趾を借り受けたものである。この学校がその後移転して森村製土工場となり、今では三和陶土の工場となつている。

◇

明治二十六年に郡立を廃め、瀬戸、八白、新居、印場、水野、下品野、上品野、掛川、赤津の九ヶ町村の組合立とし、『瀬戸町外八ヶ村組合高等小学校』となつたが、一般には瀬戸高等学校と呼ばれていた。

二十九年に字十三塚に校舎を新築して移つたが、現在の京町二丁目村川悦三氏宅と工場の一部がそれに当り、西は四季湯前の道路、北は電車線路のあたりまでとなつていた。

◇

明治四十年小学校令改正によつて、各町村に尋常小学校（六年制）と高等小学校（二年制）とを併置することになり、四十一年三月に組合を解散して町立の瀬戸尋常高等小学校となつた。

字森に新築ならびに移築されて移ることになつたので、まず裁縫教室を取壊して農商務省の補助による石炭模範窯が築造（一五九頁参照）された。続いて他の校舎は水野村、印場村、品野村などへ移築された。

移転先の字森というのは名鉄瀬戸駅の対岸をやや下つたあたり一帯を指したもので、瀬戸橋の南詰を少し下つた陶原町一丁目の現在陶磁器会館の在る地点に建てられていたが、大正十四年八月十五日の大洪水のため、校舎のうち職員室を含む、平家建八教室と小使室が流失した。その後熊野町の山腹を切り開いて新築し、昭和五年四月一日に移転した。（現在の陶原小学校）。

# (196) 瀬戸高等小学校の同窓会誌

明治三十五年八月発行の『瀬戸高等小学校同窓会会員消息』によれば同校の生徒は前記組合町村の外、山口村、上志段味村、幡野村、玉川村等からも通学していた。

同窓会は明治三十三年八月二十五日に第一回総集会が開かれ、四十五人の卒業生が集つているが、その中には加藤錄五郎（前国務大臣）藤井源三郎、加藤五郎、稲垣義富、伊藤浜吉等の名が見受けられる。

第二回の総集会は明治三十四年八月二十九日に開かれているが、同窓生二十八人が参集し、その顔ぶれは余り変つていない。

◇

「同窓会員消息」の巻頭には『題同窓会誌首。意気投合し談笑胸襟を開き、各自の品格、土地の風俗を不識不知の間に進む、是同窓会の目的なり。鉄肝』と記している。

『会長松本小吉君、副会長中尾遠太郎君、理事森下宮三郎君、理事日比野慶之助君』と役員名を挙げているが、会長は当時の校長、副会長以下は在職中の教員である。

◇

第二次世界大戦後、日本民主化の重要政策として、教育制度の改革が考えられ、アメリカ教育使節団の報告に基いて日本国憲法第二十六条の精神に従い、新しい教育関係法規が定められた。

教育基本法、学校教育法、教育委員会法がそれで、小学校六年、中学校三年、高等学校三年、大学四年の新学制が定められた。

◇

俗に六・三・三制といわれ、小学校と中学校は義務教育となり、高等小学校は廃止されて、国民教育の向上が図られたが、終戦直後の混乱期には全く暗中模索の観さえあつて、その成果をあやぶまれた。その後新教育の意図するところが徹底し、ようやくにして効果をあげて来た。

◇

『各町村周旋委員』として瀬戸町が加藤泰三郎外二十六名の卒業生の名を列ね、『名誉会員』には学校組合の議員八名、学校組合町村長、瀬戸町長加藤伝兵衛、水野村長加藤弥太郎、八白村長加藤清太郎、新居村長谷口盛之助、印場村長田中滋、赤津村長示見文次郎、上品野村長長江惣吉、下品野村長柴田要助、掛川村長松本正九郎、その他学校組合内の小学校長の名などが挙げられている。

◇

明治三十八年七月、瀬戸高等小学校同窓会発行の「同窓会誌」第一号によれば、瀬戸町の会員に川本安顕（二九年卒）、柴田茂（三七年卒）、水野村中尾時三郎（三二年卒）、八白村谷口竹太郎（二七年卒）、上品野村加藤又市（三八年卒）、赤津村中島惣助（二四年卒）、山口村山田儀一（三四年卒）、幡野村矢野喜代三郎（三六年卒）などの名が散見される。（以上二冊の同窓会関係の文書は、加藤繁氏所蔵）

◇

明治四十一年に発行された瀬戸高等小学校の「記念帳」には一年生から四年生までの男女在校生の写真が載せてある。四年生には瀬戸市長加藤章、瀬戸市教育委員長松原明道、県会副議長加藤英一、瀬戸信用金庫専務理事川本桝吉、歯科医原功、品野町長戸田由逸、坂野良三、伊藤生次郎、青山忠治、山田秋一、出口憲一、伊里又兵衛、川本留弘の諸氏が童顔をつらねている。

◇

三年生は河本礫亭、故鈴木舜二、加藤耕作、加藤兆之助、故矢野陶々、伊藤伊平、故山口錠鉄、加藤峯一、川島久太郎、加藤鍔太郎加藤佐武郎、伊藤安吉氏らである。

二年生は鈴木哲利、加藤幸右衛門、高坂九十九、野田久治、安藤一松藤井鍵一、加藤青山、磯村範二郎、加藤鶴一、伊藤義富氏等である。

一年生は内田忠蔵、加藤愛吉、稲垣孝一、加藤正一郎、中島酉一、山田吉五郎、石川鉄蔵、矢野京一、鈴木成春、水野文三郎、加藤桝一、加藤勝美、山田喜助氏等である。（記念帳は石川鉄蔵氏所蔵）。

# (197) 陶器学校開設前後の功労者

瀬戸に高等小学校を設置した当時の東春日井郡長服部直衡は、瀬戸窯業教育の先覚者であつてこの人によつて蒔かれた種子が、今日の瀬戸窯業高等学校へ成長したのである。

服部郡長は尾張藩士であつたが、維新後は愛知県属となつて勧業課に勤め、宇都宮工部権大技監の下で産業開発に努めていた。たまたま東春日井郡長となり、その頃学制の改革によつて第三高等小学校が設置されたことから窯業教育に着手したのである。

◇

これより先き廃藩置県の際に、瀬戸御蔵所から引継いだ金を『瀬戸金』といつたが、県ではこの金を陶業発展の事業費として使用することに決定し、明治十四年に瀬戸美術研究所を五助工場内に設けた。

教師として東京から小栗令祐などを招いて、彫塑や、石膏模型等について教授した。この時教授用標本の製作を東京の美術学校に依頼する等のことに当つたのも服部直衡であつた。

◇

こうした関係から窯業教育に理解をもつた服部郡長は、第三高等小学校が開置されたとき、特に製陶手工科を設けた。担任教師として招いたのが寺内半月（九七頁）である。校長は郡書記の伊勢良量が兼任し、普通科を井手二郎、図画と手工を寺内半月、英語を長坂正辰、理科を内藤千之助が教えていた。

その後手工教室一棟を増築したが、これは瀬戸村有志の寄附金によつたもので、伊藤四郎左衛門、加藤五助、加藤敬、水野寛（村長）などの協力するところであつた。

◇

明治二十七年、窯業教育の必要を痛感した瀬戸地方の先覚者によつて、陶器学校の設立が企てられ、その年の十一月、町長川本桝吉によつて学校設立の申請があつた。翌二十八年二月二日附をもつて県知事から設置の許可か与えられたので、同十四日には国庫補助を申請した。

文部大臣から開校の月から向う五ヶ年間金一千円を下附するという指令が下つたので、同年十月一日に南新谷の仮校舎で開設した。これが県立瀬戸窯業高等学校の前身である。

◇

明治廿九年九月八日、南新谷の高等小学校の趾（二四七頁参照）に移り、学校の規模を拡大した。

校長の北村彌一郎（後に工学博士となる）が製陶法を教え、寺内半月は高等小学校から転任して普通科と模型実習を、伊藤錞次郎が絵画を、加藤豊二がろくろの実習を担当していた。

◇

寺内半月が当時を回顧して記した随筆「蚯蚓語」によれば『私が高等小学校に教員として赴任の最初に、郡長からくれぐれも注意せられたのは、瀬戸は兎角人気の険悪なところ故、充分注意ありたしとのことであつた。私は心に自ら信じたのは、それは瀬戸の人に対し交際するものの仕向がよくないからであろうと思つたからである。かねてから名古屋の陶器商人と、瀬戸の窯屋とは取引しながら全く犬猿であつた。商人の方の遣り口が随分卑劣な点があつた。

◇

維新前、大曽根や赤塚の医者の門に『瀬戸赤津方面の御方は御断』という札がかけられたと聞えた。（中略）。

私は瀬戸へ来てみると、瀬戸の人は親切て且趣味が深く、こんな住み心地のよい所はないと思つた』とある。

## (198)

# 陶器学校の初代校長北村弥一郎

明治二十八年十月一日に開校された瀬戸町立陶器学校の初代校長として赴任したのが北村彌一郎博士であつた。その頃の博士は藏前

高工を卒業して千葉県師範学校の教諭となつたが、一年志願の兵役を終つた直後、瀬戸へ赴任したのであつた。

若さと希望に張り切つていたことはいうまでもあるまい。

南新谷の医師加藤道三の本宅に住んでいたが授業は土質の分析などの学理と、実習とを兼ねたものであつた。

◇

生徒の数が十人前後、第一回、第二回の卒業生が三人づつというのだから、卒業生よりも先生の数が多い時もあつた。

校長は陶磁器の研究に没頭し、毎日のように学校から乳鉢と配合原料とを持ち帰り、母親や細君、女中などにこれを摺らせ、翌日学校へ持参して研究した。

◇

その年の冬、第三師団の演習が瀬戸地方で行われたとき、校長の家にも兵士五人の宿舎割があつた。表座敷二間に通され酒、肴と歓待された兵隊さんは、酔興のあまり歌うもの、踊るもの遂には戸棚や押入などを開けて廻るなどの乱ちき騒ぎとなつた。

◇

そのうちに、にわかに静まつたので女中が様子を見に行くと兵隊は声をひそめて「押入の中のサーベル（軍刀）は何のために掛けてあるのか」と聞く。

「旦那様のもので軍隊からお帰りになつたばかりです」と女中の話を聞いてからは、虎になつていた兵隊が、にわかに借りて来た猫のようになつてしまつた。

◇

北村校長は金沢工業学校に転じ、欧州に留学中日露戦争となつて応召、旅順の攻撃に参加、部下の大半を失つた。

北村中隊を編成して奉天包囲作戦に参加したが病気のため内地に送還された。

その後農商務省に工業試験所が設置されて、窯業科の主任となつた在職中石炭窯、長石質陶器につよて貢献するところが多く、論文提出によつて工学博士となつた。

晩年、官を辞して京都の松風工業会社の人となつたが、大正十五年二月、五十九才で没した。

◇

博士の没後旧知の人々や門人の間で、遺族の扶助や子女の教育のため、募金の計画が立てられたが、この事を知つた松風の社長松風嘉定は「博士は私の会社の功労者だから、遺族の方には絶対不自由はさせぬつもりだ。此の際多くの人々の御世話になることは避けたい」といつて募金を中止させ、当時美談として語り伝えられた。

◇

この松風嘉定の実父が瀬戸出身の井上延年であることは前述（一二頁上段）の通りだが、延年は瀬戸に在住していたころ、世人が「学校のような家だ」と評判した新様式の家を建てた。その家が債権者河村某の手に渡り、それを高等小学校の後をついで陶器学校が借りたのだが、その校長であつた北村博士が、その晩年に身を寄せたのが、延年の実子松風嘉定の会社であつた——というのだから不思議なめぐり合せといえるであろう。

◇

北村博士が農商務省に在職中に建設されたのが「瀬戸模範石炭窯」で、この窯が建設された場所が（京町二丁目村川悦三工場のある地点）瀬戸町外八ケ村組合高等小学校の廃止址であつた。北村博士と高等小学校の関係も不思議なめぐり合せになつている。

# (199) 陶器（窯業）学校県営移管の犠牲者

明治三十四年陶器学校を改めて町立瀬戸陶器学校とし、修業年限三ヶ年、甲乙二科に分け、甲科は高等小学校二年以上修了のもの、乙科は尋常小学校卒業の者を入学させた。

翌三十五年二月二十五日、字犬塚の丘上に新築した校舎に移り、九月二十七日に落成式を挙げた。

明治四十二年三月五日、改正小学校令の実施によつて乙科を廃止したが、その頃の在学生徒は百二十三名に達した。

◇

これより先き明治三十九年十二月に瀬戸町長に就任した加藤半一郎は、陶器学校の県営移管についてしばしば陳情したが、その都度県会において否決された。

明治四十二年九月町長に就任した伊藤茂三郎（西加茂郡飛泉村鈴木半三郎二男、文久二年五月二十八日生、伊藤家に養子、現在の東本町伊藤寛一郎氏実父）は、川惣、山光、李左衛門、半一郎などの町会議員と協同して、県営移管について猛運動を起した。

◇

東春日井郡から選出されていた県会議員は、波多野喜右衛門、吉田留三郎の二人であつたが、そのうち吉田は県営移管に反対だつたので、あらゆる手段を尽して頼みこんだ。

運動が効を奏して四十三年十一月の県会は大多数をもつて県立にすることを決議し、四十四年四月一日愛知県立陶器学校となつた。

同年十一月の県会では継続事業として校舎の増築、機械設備の充実が可決された。

◇

四十四年九月に行われた県会議員の選挙に、伊藤茂三郎が立候補して当選したが、その頃になつて、陶器学校の県営移管に県会議員を一万円で買収したという風評が拡つた。

名古屋地検で鬼検事と謳われていた小幡豊治（後の愛知県知事）の活躍となつて、関係者一同の家宅捜索が行われ、伊藤茂三郎始め町会議員数名が贈賄罪の疑いで未決監へ収容された。

◇

裁判の結果県会議員吉田留三郎は収賄罪に問われて獄に下つたが伊藤茂三郎は情状を酌量されて刑の執行を猶予された。

情状というのは——陶器学校を県営に移したい一心から、伊藤の一存によつて菓子折の中に三百円を入れて贈賄したもので、私利私慾でないこと、〝一存〟によつて他へ類を及ぼさなかつた事等を指す。

◇

伊藤茂三郎は大正二年七月に県会議員を辞任し、それ以来一切の公職をしりぞいて公生活から身を引いた。

当時の瀬戸町民は同氏が陶器学校を県営に移すために一身を犠牲に供した行為に対して、深い感銘をもつて感謝した。

◇

大正九年四月一日には愛知県立窯業学校と改称し、更に大正十一年四月一日には愛知県窯業学校と改められた。

昭和二十二年四月一日に六・三・三制の新学制が布かれ、愛知県立瀬戸窯業高等学校となつた。現校長は赤塚幹也である。

## (200) 瀬高同窓生と県営移管事情

県立瀬戸高等学校は、昭和二十二年の学制改革のため改組されたもので、その前身は県立瀬戸高等女学校といつた。

昭和四年四月十九日に県会で県営移管が決議されているが、それまでは町立であつた。

町立の女学校になるまでに可成り複雑なコースをたどり、県営に移される際には政治的取引も行われている。

◇

明治二十九年瀬戸高等小学校では、高等科に入学できない女子のために、裁縫専修科を設けて裁縫の教授をはじめた。更に三十一年には補修科を増設して高等科の卒業生も収容することになつた。

明治三十九年六月には、高等小学校から独立して瀬戸町立裁縫女学校を町役場の楼上に設けた。

◇

その後加藤李左衛門夫妻が、還暦祝に二万円を寄付して現在の市役所本館と公会堂を建てることになり、学校は水野村上水野の愛知県苗圃払下げを受けて大正十三年に新築移転したのが今の高等学校の第一校舎である。

瀬戸実科専修女学校と改称し第一回の卒業生を送り出したのが大正十三年で、昭和二年の第四回までで終り、瀬戸高等女学校から更に高等学校に改組されたことは前述の通りである。

◇

昭和二十九年十月四日、開校三十周年記念式典が挙げられているが、記念事業の一つとして発行された同窓会名簿は、「巻頭言」として伊藤清治校長の『本校が現在の地に建設されてから三十年になる今日、この学び舎に学ぶ人々の数も高女時代が二〇一八名、高校になつて一四二〇名、合計三四三八名の多きに達している』という一文を載せている。

◇

更に松翠会（同窓会）滝本重市会長は「所感」と題して『接木された若木はすくすくと育つている。燦々とふりそそぐ陽光をうけて親木の根（女学校）と接木の葉（高校）とは、ともに栄養の供給源となり、〝いのち〟のたくましさを示している。接木の試練（学制改革）に耐えてきた松翠会は、既に三十の年輪を数えている』とも記している。

◇

「同窓会名簿」の現職員中、加藤雪子教諭は勤続三十年の至宝的存在であり、旧職員中には二科会員北川民次画伯の名も見受けられる。卒業生の中には、専修実科女学校時代の第一回生として、伊藤

寿美子（本町伊藤寛一郎方）、高等女学校時代の第一回生は伊吹かすみ（寺本町）。高等学校時代の第一回生は秋田みのり（各務）、伊藤いずみ（西郷町伊藤猛方）などがあり、男女共学となつてからの最初の卒業生（第二回）の中には、滝本重市、戸田肇、加藤木子（田中）、横井貞子（松本）などの名が散見される。

◇

女学校の県営移管問題の起きた時は、政友会の札付小幡知事時代であつた。その頃の瀬戸町会議員は三十名のうち、政友会に所属するものは僅かに二、三名にすぎなかつた。残り全部は憲政会員だつたので、政友会としてはこの問題を餌に党勢の拡張を策した。女学校を県営にする代償として、町会議員は憲政会を脱党して政友会へ入党せよというのが政友会所属の代議士丹下茂十郎を始め、政友会県議の意向であつた。

◇

町会議員二十一名の政友会入りとなり、女学校県営も決つたのであつたが、その年（昭和四年）の中に憲政会に復帰するものもできて、最後まで政友会に踏み止まつに者は鈴木舜二、大脇信晴、木下順作、加藤金次郎、長江吉次等数名にすぎなかつた。

# (201) 古書に現われた深川神社と鐘銘

深川神社は瀬戸市深川町（旧地名池田）に在るが、祭神は天忍穂耳（あめのおしほみみ）の尊、天菩日（あめのほひ）の命、天津彦根（あまつひこね）の命、活津彦根（いくつひこね）の命、熊野樟杼日（くまぬくすひ）の命、田岐里姫（たぎりひめ）の命、活津姫（いくつひめ）の命、市杵島姫（いちきしまひめ）の命の五男三女神であつたが、明治四十五年に刎田の諏訪社の祭神建御名方（たけみなかた）の命を合祀している。

◇

社記によると『宝亀二年（七七一年）勧請申伝候』とあるが詳かでない。

『延喜神名式』に山田郡深川神社。『尾張国内神名牒』に従三位上深河天神。『本国神名帳集』に従三位深川ノ天神（川一に河に作る）山田庄瀬戸村、八王子社と称す——と記されている。

◇

「張州府誌」は『深川神社は瀬戸村に在り、俗に八王子社という。神名式深川神社、本国帳従三位天神、今八王寺の名を以てす。五男三女神と称す、然れど神故詳かならず。摂社。奥宮（今遺址存す）、神明祠、八幡祠、山神祠、熊野祠、五区山神、熊野二社社外にあり。宇賀、石神、諏訪三社今亡し。神宝。瓷獅子一、是は古藤四郎俊景手焼する所なり。祠中に寄進し曾て一双あり、盗の為に取り去られ今その一存す。而して形全からず』と記している【注】張州府誌は宝暦二年（一七五二年）尾張藩主源戴の命により松平秀雲の編集したもの。

◇

「尾張志」『深川神社。瀬戸村にありて今は八王寺の社と申す、祭神は五男三女の神なり、（神名は前述のため省略）。本社造替は慶長元年五月、元和九年二月、正保四年九月、延宝二年八月、元禄元年十月、同十四年九月遷宮あり。例祭は九月五日、神楽を奏し湯立を執行す。拝殿鳥居等厳重也。

◇

神宝狛犬一隻藤四郎春慶が作りて奉納しゝりしとぞ。青ぐすりの陶器にて、いと古きものなり、二疋ありしが中世うせて今は片方残りたるが、足さえ折れて形全からず。御酒壺一、是も同人作の陶器なり、又釣鐘ありて銘に、娑婆世界南贍部州、大日本国尾張山田郡〔内瀬戸村、伊勢天照大神、白山妙理大權眼、八王子鐘也願以此功徳普及於一切、我等与衆〕生皆共成仏道。永享十年（一四三八年）戊午十一月吉日、大檀那瑞龍集博願主敬白と見えたり。末社。白山社、八幡社、神明社。陶彦の社、文政七年申十月おおやけに申こいて藤四郎春愛の霊をまつる』。【注】本文鐘銘の中〔〕印の箇所は尾張誌が省略しているため書加えたもの。●印の本の字は無く、諱眼は権現ではない。尚年号は末尾に記されている。

◇

宝物。釣鐘一個、拝殿東北の天井に釣り下げられている。高さ二尺二寸、径一尺四寸、重量八十貫。

古陶狛犬、陶祖藤四郎作と伝えられ、大正二年四月十四日国宝指定。

剣一口、長一尺七寸、銘包真、無装具剣焼双直、一口、銘来国光、無装具。

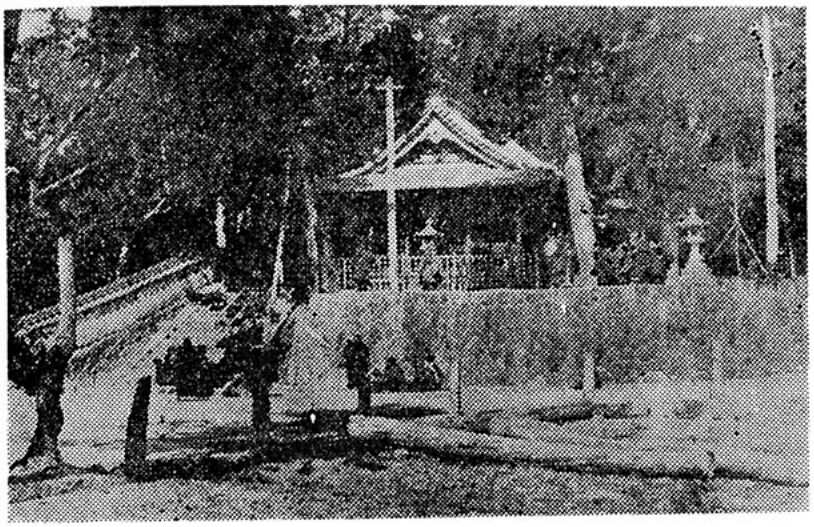

＝明治二十九年頃の深川神社＝

＝深川神社の釣鐘＝

# (202) 国宝狛犬をめぐる数々の話

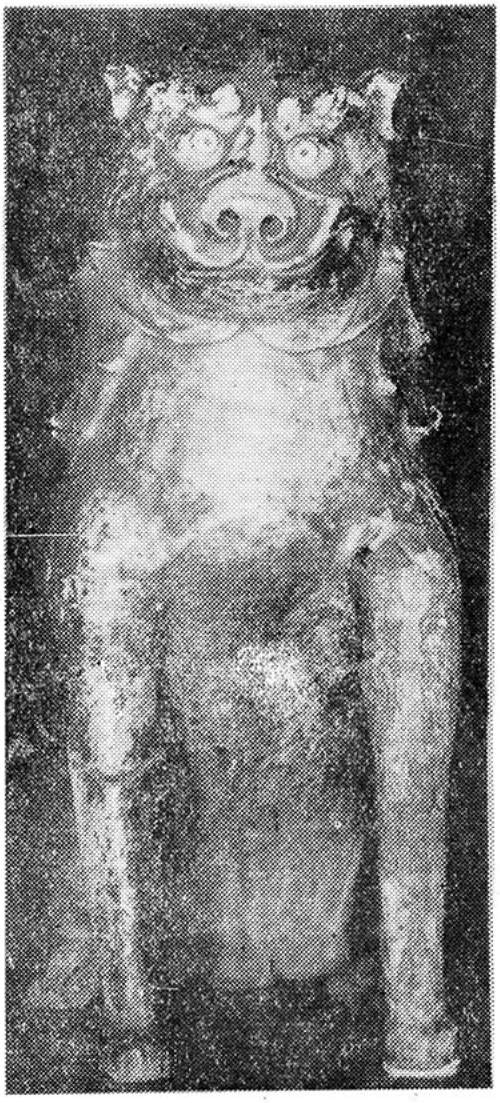

＝国宝、伝藤四郎作狛犬＝

陶祖藤四郎作と伝えられる狛犬像一箇が深川神社の宝蔵（耐震耐火の建造物）の奥深くに安置されている。

大正二年四月十四日、甲種四等美術工芸品として国宝に指定された当時は、深川神社に保管の設備が無かつたので、瀬戸陶磁工商同業組合の土蔵内に保管されていた。

◇

その後狛犬を土蔵から取り出し、陶磁器参考館に出陳して一般に観覧させていた。

ところが昭和六年頃、名古屋新聞の山内支局長（現東海民生新聞社長）が、この展観は国宝保存法違反だといいだし、組合側も神社側も驚いて早速深川神社の宝蔵へ秘蔵することになつた。

◇

狛犬は瀬戸窯七百年の代表的傑作というべきもので、胎土は鼠色でねつとりとしている。堅く焼けしまつた淡黄緑色の灰釉で、釉調は馬ケ城一帯の古窯趾から出土するものと同じ傾向のもので、俗に椿窯手といわれるものである。

成形は雄渾で精悍の気に充ちあふれている。篦（へら）の跡も鋭く、たて髪には櫛目の技法を用い、高さ一尺三寸三分の大作である。

惜しいことに左の前肢は付け根から欠け、右の前肢は膝関節から、後肢は足首からそれぞれ欠けている。又両耳の先きと、頭部中央の角（つの）とを失つている。

◇

国宝狛犬の背後の左右に、倣作の狛犬の雌雄が安置されているがこれは幕末の名工加藤閑陸（かんろく）の作るところである。流石の力作も国宝狛犬の前では全く精彩を欠き、陶技風格において格段の相違を示している。

国宝狛犬が元は雌雄二箇であつたこと、その中一箇が盗難にかかつたことは古くから伝えられたものとみえて、延享五年（一七四八年）

五月五日に執筆した「加藤唐四郎春慶翁伝来記」（六頁参照）にその由が記されている。

◇

尚この書の表紙と題号については七頁において所見を述べておいたがその後同一筆者によつて書かれた完本が発見された。惜しいことに作成の年月日を記していないので、どちらが先に書かれたものか不明であるが、ほぼ同じ頃に書かれたものに間違いない。末尾に「加藤儀兵衛景継家伝書」と附記してあるので「儀兵文書」の一部として扱つているが表紙には筆者漸行叟の手跡で「窯方伝記全」と記されているから、この題号が正しいものと思われる。

◇

その後「張州府誌」「尾張志」などに盗難ことが記されて以来、広くそれが信じられて来たのである。そのため瀬戸では古くからその行方を探していた。

昭和七年頃に深川神社の狛犬に似たものが国府宮にあるという情報を耳にしたので、深川神社の氏子総代と二宮社司とが実地調査に出かけた。

◇

一行は大きく期待して、先ず出発前に国宝の狛犬をよく見分して出かけたが、国府宮に行つてみると似ても似つかぬ駄作と判つた。それ以来神社側や氏子総代の間には、雌犬盗難説の影が薄らぎ、過去に三度もあつたという火災の為、破損したのではないかという説が抬頭している。しかか「窯方伝記」の記述には措信されない点が多いけれ共、盗難説を打ち消すだけの資料は今のところ見当らない。

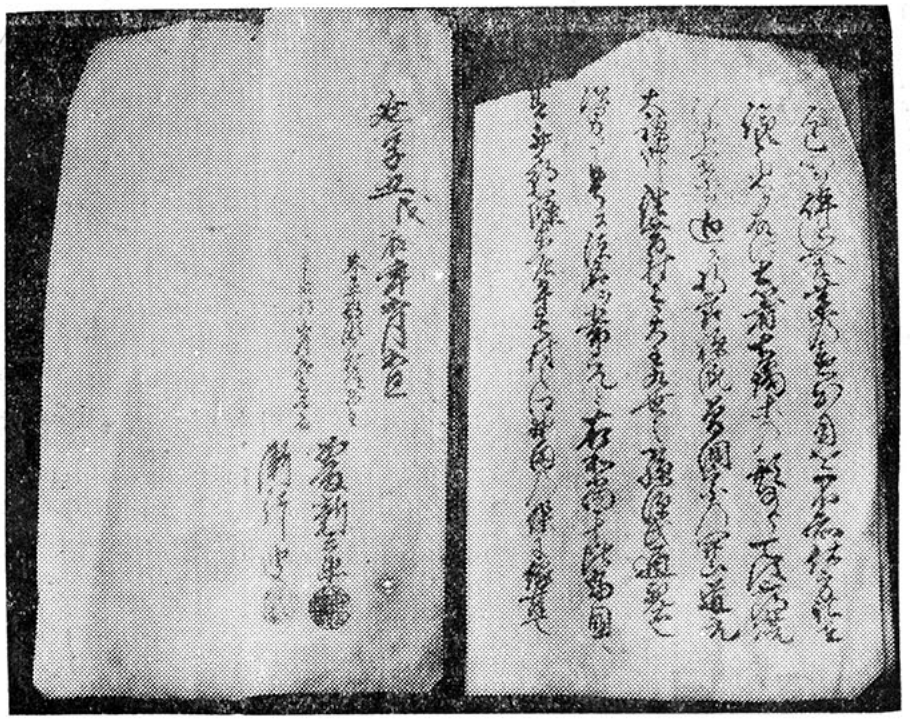

＝狛犬盗難を伝える延享五年の文書＝

# (203) 深川神社の棟札・板書の祝詞

神社仏閣の建設、修理の事実を伝えるものに棟札がある。火災に罹らない限り残つている筈だが、深川神社は慶長元年に境内の森か

ら出火『神社仏閣、境内諸木、社家僧宅残らず焼亡す』と「二宮家系図」は記し、それ以前の棟札類は残されていない。

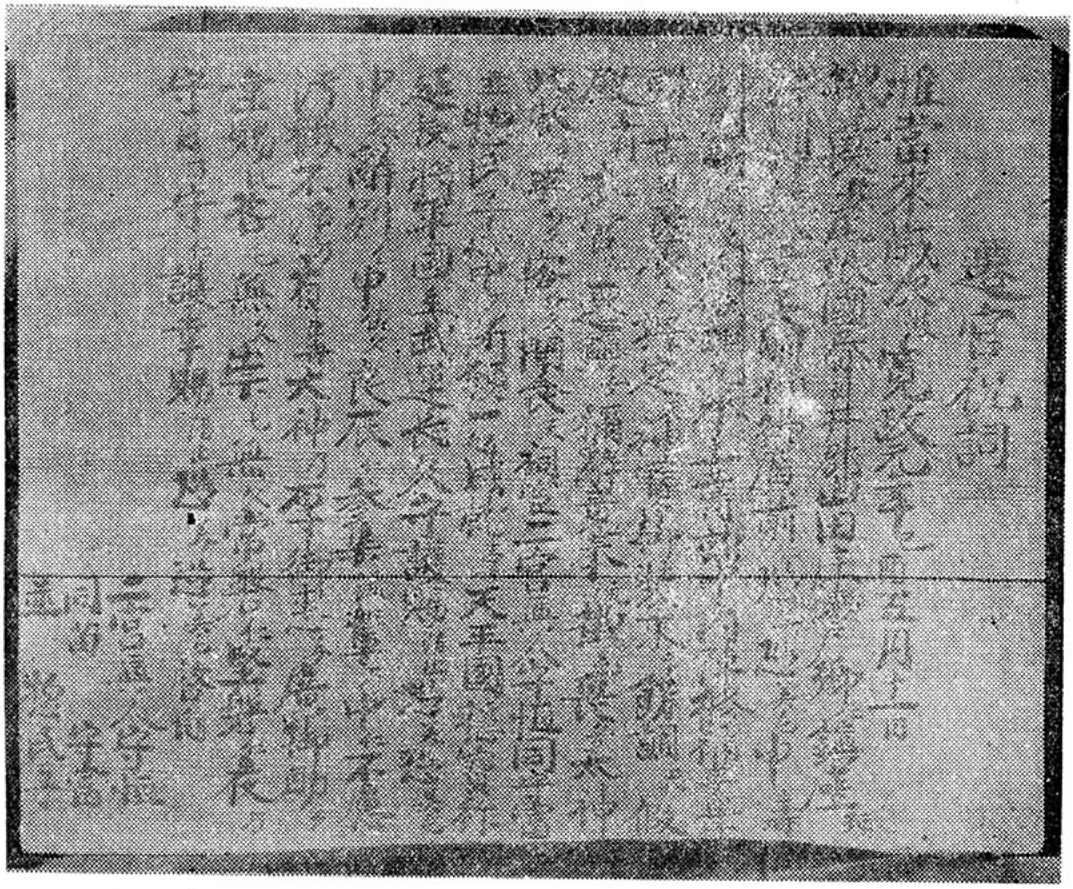

◇

その後に行われた「造替」による遷宮について「尾張志」は二五五頁所載の通り記しているが、それらに関する棟札も残されていない。それ以後のものが僅かに現存している。

「文化元年甲子八月十九日夜快晴、遷宮、深川神社奉上葺者祠官二宮為齊守恒、同二宮守富、庄屋加藤唐左衛門、同伊藤幸四郎、組頭水野平吉、同井上金六」

これは社殿の屋根の葺き替えを伝えるものである。

◇

「正遷宮、文政六癸未十二月二日、深川神社奉新調造営者二宮治部大夫守恒、二宮主殿森隆、庄屋宮脇井上新兵衛、北島加藤吉右衛門、組頭水野平左衛門、同加藤甚七、大工信州上諏訪立川内匠」

これは神殿改築の事実を伝えるもので、現存の本殿がそれに当る。構造様式といい彫刻といい立派であるが、立川内匠こと大工立川和四郎の建築したものである。

◇

立川和四郎は文政七年十月に境内末社として陶彦社（藤四郎を祀る）を建築している（一説には二月となつている）。和四郎は建築工事中、北新谷の加藤文七の家に身を寄せていたが、その記念に木彫の獅子を文七に贈つた。それが郷の加藤与八の手に渡り、与八家のセリ（競売）で山陶屋へ移り、更に山陶屋のセリで西谷の加藤正三郎の手に入つた。

加藤文七は丸窯の棚組を考案したことによつて後世までその名を知られている。

◇

「安政五年戊午九月八日、深川天神社奉上葺者、神主二宮長門守

藤原朝臣守道、庄屋南島加藤茂三郎、洞島加藤豊吉、組頭北島加藤光蔵、同郷島加藤円左衛門」

これによつて新築後三十五年目に屋根の葺替を行つたことが判る。

◇

「遷宮祝詞（前頁写真参照）。

これまさに来るとしは、寛政元年つちのと、とり五月十一日かけまくも、かしこき、尾張国春日井郡山田庄瀬戸のさとに、しずまります、深川のみやしろ、八王子のおほかみの、みひろまえに、かしこみ、かしこみまおす、みあらかの、あやうきところとおほきそこないたるところを、もとのごとく、ふきあげまつらんと、なかにも、ないじんを、おさみおぎなうこと、おえぬるがゆえに、ことに、よきひのよきときを、えらびさだめて、かんだから、み装束を、かざり、ととのえて、かりのみあらかより、もとつみやに、うつししずめ、たたえごとおえまつる

かけまくもかしこき、おほかみ、このさまを、たいらけく、やすらけく、きこしめして、やしろつかさ二宮真人守恒、同守富、ならびに惣氏子、こころのなかの、ねがうところを一々、なしとげしめ、天たいらけく、国おだいに、あまつひつぎ、ながく、将軍国主の武運ながく、ひさしくまもりたまえと、かしこみ、かしこみ、まおす

ことわきに、まをさく、よきときに、まいりつどえる、やからのなかに、おもわざる、けがれの、あるとも、おほかみの、あつきみめぐみ、ひろき、みたすけを、たれたまい、とがもなく、たたりもなく、ときはに、かきはに、よのまもり、ひのまもりに、まもり、さきはえ、たまえと、かしこみ、かしこみ、まおす

二宮真人守恒

同苗　守富

並氏子総代』

裏は『庄屋加藤重蔵、同加藤定七、組頭加藤平吉』と記されている

◇

『末社窯神遷宮。文久元年神主、従五位二宮長門守藤原朝臣守道、庄屋加藤茂三郎、同平左衛門、組頭加藤円左衛門、同加藤岩右衛門』。

【注】「をはりの花」によると、陶彦社の創建は文政七年二月となつているが、「尾張志」は『文政七年申十月おおやけ（公）に申こい（請）て、藤四郎春慶の霊をまつる』としているのでこの説に従つておく。

## (204) 深川神社の社家・二宮家系図

深川神社の社家、二宮家の系図は同家十五代治部大夫守恒の手に成つたものである。守恒には「瀬戸考略記」「陶器窯伝記」「染付起原」などの著があり、窯屋から藩庁へ差し出した録上書の中には彼の書いたものが多い。（著書については後述）

◇

『二宮家系図。第一代守栄、三浦内蔵允、其先藤原姓、交野右衛

門守基と云、人皇百四代後土御門院に臣たり。その頃將軍家は足利義政公なり、応仁元丁亥年、山名宗全、細川勝元京都において合戦におよぶ。同三年文明と改元あり、同二年庚寅に至つても合戦相止まず、洛陽東西に引分れて対陣せし故、洛中洛外殊に騒動なり。

◇

依て三公九卿をはじめとして、武家のために舘を焼払われ、或は所領を押取られ給う故、関白兼良公をはじめその外公卿達京都の居住成り難くして、文明二年諸国へ落行給う、交野守基も武家に舘を焼亡せられ知行をも押領せられける故、力及ばず嫡子内藏允守栄を伴い東国へ下り、相模国三浦郡の在郷に因を求て行居しける。

＝二宮守恒自作の陶像＝

◇

同三辛卯年上杉憲顕、足別成氏と鎌倉に於て合戦す。故に東国にも居住成り難く尾張国まで上り一宮にしばらく止り、それより二宮に移り大県宮社家に逗留す。同四年壬辰年の春守基病に訃れて終に二宮郷に卒す。

嫡子守栄は帰京せんと欲すれども、山名、細川の合戦未だ決せず、故に帰京もならず、しかれども二宮郷も退屈の余り、何方へか居を求めんと出て流浪し巡行す。

◇

後に山田郡瀬戸村へ来り、郷長加藤何某の家に滞留す。加藤某守栄の容貌をつくづく観るに、生（性）質尋常ならず、その機（器）衆人に勝れて仁恵深く見えける。しかるに当宮深川天神は延喜神名式に載つて由緒ありける宮祠なるに四時の神祭絶す。御鎮座は光仁天皇宝亀二辛亥年なり、何（いつ）の頃にか仏閣習合の神地となりけるが、社司中絶して社僧ばかりなり。

◇

依つて郷長等社職を再興せんと常に思慮しありけるが其人なし。かかる処へ守栄来て逗留す。時に社司たらしめん事を談ず、守栄も漂泊の身なれば郷長等の言に諾して、則ち深川神社の社司となれり時に文明五癸巳年なり、これ二宮家元祖なり』

◇

二代守広、三代守和、四代盛行、五代盛真、六代守幸、七代守寿八代護弘。

『この代慶長元丙申年、深川神社森の内より火出で神社仏閣、境内諸木、社家僧宅残らず焼亡す。この後社僧断絶す』。

九代衛長、十代守親、十一代森次

『この代瀬戸、下品野、狩宿、本地四ケ村氏神扣たりしが、弟三大夫（守義）を別家として本地村氏神を分け与えて両家となる』。

◇

十二代讃尚、十三代守勝、十四代守次、十五代守恒（本系図の筆者）。十六代公紀（守富）、十七代森隆、十八代守道

『安政三辰年八月十六日上京いたし、九月十八日勅許を蒙り従五位

下二宮長門守と改名仕候、慶応元年丑六月死去、九日夜八ツ頃に卒す』。

◇

十九代守茂は健吾大夫といい、晩年は森太ともいつた。十七代森隆の弟で、兄の早世により、その妻と夫婦となり、遺児金麿こと十八代守道を後見したが、守道も又早世したので世代を継ぎ、守道の子正道に家を継がせた。

二十代正道、昭和四年五月廿九日六十六歳で死亡、二十一代当主武となつて連綿としている。

## (205) 従五位下長門守二宮守道

深川神社の社家第十八世、二宮守道は、安政三年九月十八日勅許によつて従五位下長門守に任ぜられている。

関係文書四通が同家に伝わつているが、瀬戸地方には珍らしいもので、次頁の写真がそれである。

◇

『口宣案

上卿万里小路中納言

安政三年九月十七日　宣旨

藤原守道

宣叙従五位下

奉

蔵人頭左中弁藤原光愛』

◇

『口宣案

上卿万里小路中納言

安政三年九月十七日　宣旨

従五位下　藤原守道

宣任長門守

奉

蔵人頭左中弁藤原光愛』

以上二通は鼠色鳥ノ子紙を用い、他の二通はいずれも白紙である。

◇

『従五位下　藤原朝臣守道

正二位権中納言　藤原朝臣正房

宣奉　勅件人宜令任

長門守者

安政三年九月十七日　大外記兼掃部頭造酒正中原朝臣師身』

◇

『藤原朝臣守道

右可従五位下

中務修其祝詞致敬明神

言念精誠抑可褒進宜授

＝旨宣たつ賜に道守宮二＝

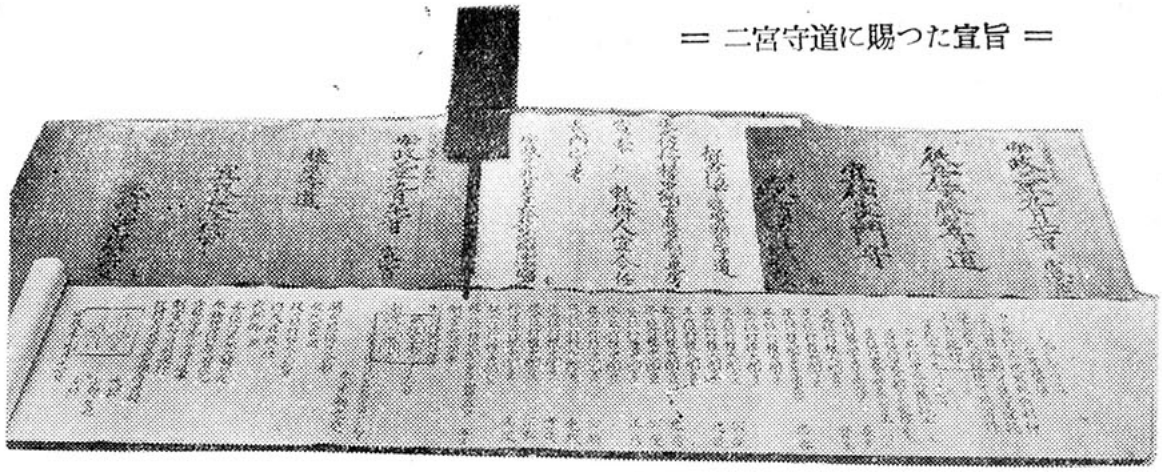

栄爵式光祠壇可依前件
主者施行
安政三年九月十七日
二品行中務卿幟仁親王
（以下省略）

この文書には天皇御璽が鮮やかに捺されている。

◇

なお二宮家の秘庫の中に菊花紋章を表わした木札があるが、紋章の下には「御綸旨」と記されている。これは前記叙任の書類一切を白木の唐櫃に納めて下向（帰村）したとき、唐櫃の標札としたものと伝えられている。

瀬戸街道の印場あたりから『下にーい、下にーい』と行列を作つて深川神社へ繰り込んだというのだから、守道は相当な演出家であつたらしい。

◇

社家二宮家の系図によれば『十八代守道、金麿事改名丹後と申しける。安政三辰年八月十六日上京いたし、九月十八日勅許を蒙り、従五位下二宮長門守と改名仕候。慶応元年丑六月死去、九日夜八つ頃卒す。女房は南の芳右衛門と申者の娘、松というて是も死去。それより妹おときと申者、又々嫁取り男子一人有、姉の子男子一人女一人』と記されている。

◇

守道の死について本書の初版は「子供と戯れて走り廻る中、頓死せられたりと伝う」と記し、二宮家でもそのように伝えられている。しかしこれでは系図の「夜八つ頃に卒す」との間にいささか食い違うところがある。

夜の八つは午前二時を指すものと思われるから、この時刻に子供と戯れて走り廻つたとは考えられない。そこで昼間そうしたことがあつて（脳溢血）その夜半に息を引き取つたと見るべきであろう。

◇

## (206) 氏子札の謎を解く法令その他

深川神社氏子　加藤善吉
弘化三丙午十月十八日生
（氏子札表）
尾張国東春日井郡瀬戸村
加藤政十長男

（同　裏）　明治五年壬申九月朔

祠官　水野憲㊞
祠掌　堀田正興㊞

◇

右の様式の木製氏子札が伝えられているが、「深川神社氏子」という文字のところに「深川神靈」と刻んだ朱印が捺されている。この氏子札に関して「祐右衛門文書」の中に次の一文がある。

◇

『一、今度氏神の札御渡に付、先般戸籍調べに依り、別紙雛形にならい、七月晦日までの増減を以て氏子帳取調べ、来る八月二十五日までに差出すこと。
但し各名前の上に出生の年月日認（したた）め入れること
一、他所へ相赴き度者、札これ無く候ては差支の仕儀もこれ有り候間、差当り他行の者は相渡候間、別紙の様相調べ申出るべきこと
明治五年八月三日　　松原正文
瀬戸戸長加藤祐右衛門殿』

◇

明治五年七月、明治新政府によって「大小神社氏子規則」が設けられた。それによると『臣民一般出生の児あらば、其由を戸長に届け必ず神社に参らしめ、其神の守札を所持致す事、死亡せしものは戸長に届け、其守札を戸長より神官に戻すべし。他の管轄に移転するときは、其地管轄神社の守札を別に申受け併て所持すべし』などの規定になつている。

◇

この法規は僅か一、二県の間で行われたのみで、全般的には実施されなかつた。しかも瀬戸村戸長へ通達されたところによれば『他所へ相赴き度者』に『差当り』渡すよう命令されている点から見て、その発行数は極めて尠なかつたものと思われる。それが瀬戸地方に存在しているのだから、極めて貴重な資料といえるであろう。

◇

氏子札の祠官と祠掌とが二宮家の人でないことも奇異の感があるが、これには次のような事情がある。
前掲の二宮家系図によれば第十九代の守茂は『明治四年七月廃職仰出さる。明治十三年死』となつていて、神職を廃めたことが判る。廃めた理由は明示されていないが、明治二年に開かれた明治新政府の公議所は同年七月から集議院と改称され、明治三年五月から九月

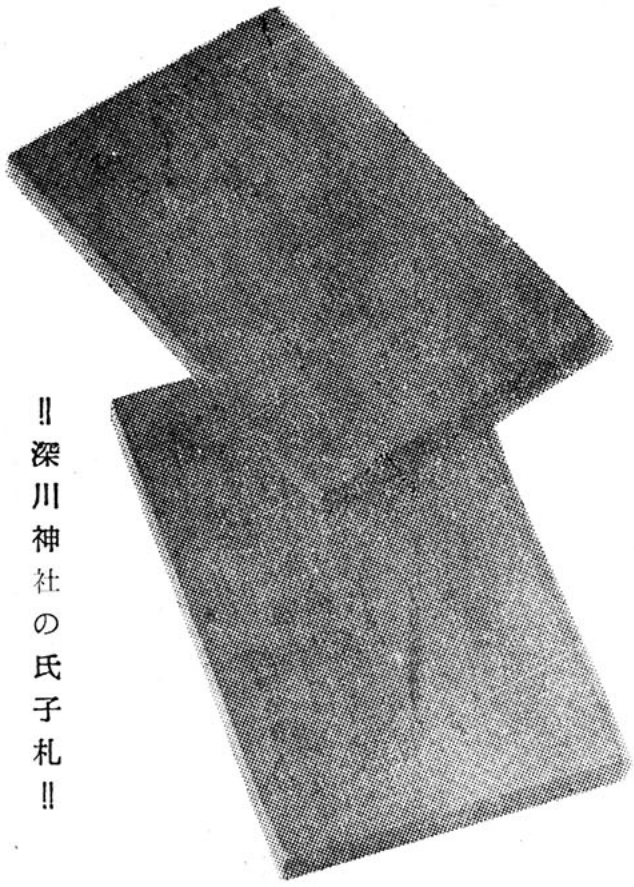

‼深川神社の氏子札‼

まで公議人二百七十六人によつて輿論公議が行われ、その時神社関係について議決されている。【注】集議院は明治六年廃止。

◇

集議院の議決の中に『氏子改めの法則』というのがあつて、前記『大小神社氏子規則』の制度が設けられた。明治四年五月、神社を官幣、国幣の二種に別け、国民全部を神社の氏子としようとした。このような大改革期に直面して、老齢の守茂を解職したのではあるまいか。

◇

氏子改めの制度は明治六年五月二十九日、太政官布告によつて『追て御沙汰まで施行に及ばず候こと』となつて中止された。そのため全国的にこの制度は実施されないで、ほんの一部で行われたにすぎない。氏子札が珍らしいという点もそこに起因している。愛知県が率先してこの制度を取り入れたことは前掲の「祐右衛門文書」が物語る通りであるが、二宮家系図は第二十代正道が『明治十四年十二月廿一日祠掌』となつて、再び社家に復したことを書き残している。

## (207) 拝殿の献額瀬戸長命会

「深川神社の拝殿に登つた人で気のつく人も時にあるかも知れぬ、あの献額中に『瀬戸長命会』というのがある。大正十五年六月と記してあるから十五年前のものである」——。

これは本書初版の第一頁に記すところであるが、その献額は取片付られて今では跡かたもない。以下記すところの献額は、いずれも初版発行当時に存在していたものである。

◇

瀬戸長命会——。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 水野半次郎 | 七十六歳 | 加藤周三郎 | 七十五歳 |
| 加藤　半山 | 七十八歳 | 加藤竹四郎 | 八十三歳 |
| 井上円三郎 | 七十八歳 | 加藤光太郎 | 七十四歳 |
| 若杉友三郎 | 七十七歳 | 丹羽　清助 | 七十七歳 |
| 渡辺善三郎 | 七十七歳 | 天野太兵衛 | 七十五歳 |
| 加藤　栄七 | 七十八歳 | 林　勝五郎 | 七十四歳 |
| 加藤　元蔵 | 七十五歳 | 加藤　桂蔵 | 八十　歳 |

◇

| | | | |
|---|---|---|---|
| 若杉半四郎 | 七十四歳 | 加藤　磯松 | 七十八歳 |
| 鈴木　鎌助 | 七十九歳 | 鈴木　米蔵 | 七十六歳 |
| 寺田　太助 | 七十五歳 | 加藤　孫市 | 七十六歳 |
| 酒井　九蔵 | 八十一歳 | 稲垣勝四郎 | 八十五歳 |
| 山口　佐七 | 八十四歳 | 山本定次郎 | 七十五歳 |
| 田中　清六 | 八十二歳 | 星合信太郎 | 七十九歳 |
| 川本　辰助 | 八十一歳 | | |

◇

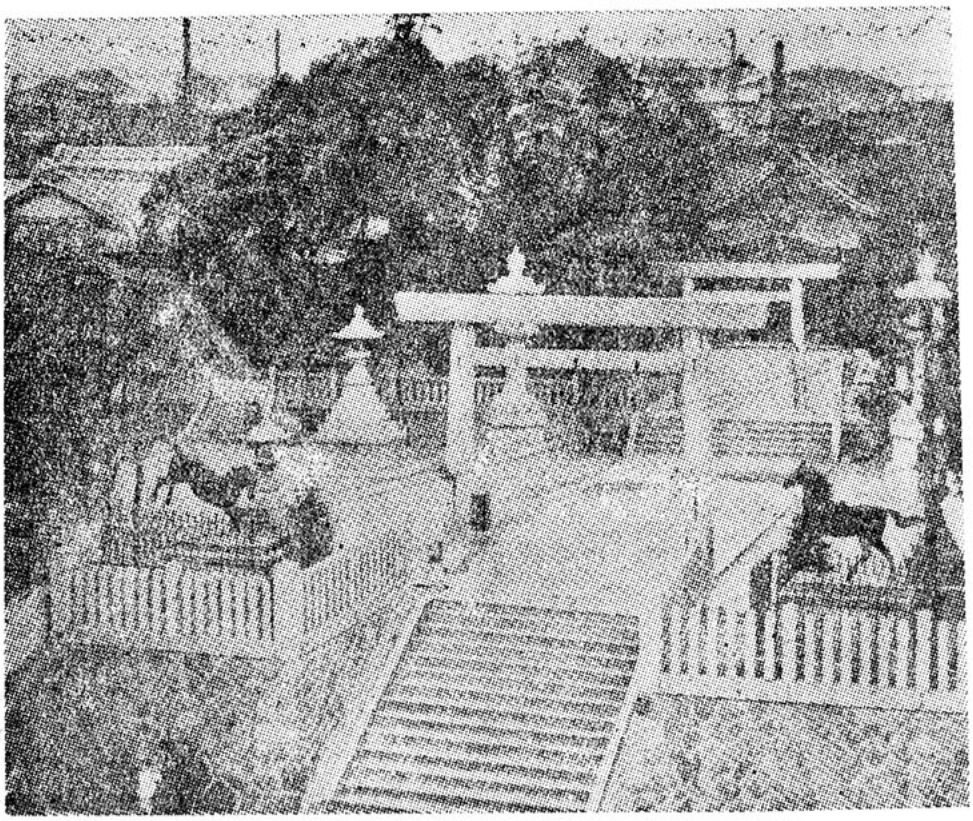

＝社神川深の頃年四十和昭＝

会長　加藤加仙　七十四歳
副会長　加納善三郎　七十九歳
会計幹事　伊藤宗太郎　七十九歳
後見　加藤鎌四郎　八十六歳
後見　岩田源兵衛　百九歳

◇

後見の百九歳翁岩田源兵衛さんは、桑名附近の田舎から引き越して来た人で、当時は印所に住んでいたが、百十一か十二歳かで長逝されたと聞いている。

## (208) 献額慶応会と戊・亥・子会

献燈寄付、戊亥子会、大正十三年十月——。（献額）

会長　加藤半一郎（加藤直寿）
副会長　加藤五郎兵衛
幹事　加藤春二　加藤玄一郎
加藤山松　加藤庄七
加藤磯一　加藤友松
加藤谷三郎　加藤蔦吉

◇

会員　二宮正道　加藤半七
加藤勝太郎　高島兼太郎
加藤文之助　加藤五助
加藤久平　水野銀次郎
水野正門　加藤鎮三郎
伊藤茂三郎　水野友五郎
高島友三郎　加藤輪三郎
高島鍵次郎　加藤鎌吉

加藤桑吉　加藤文次郎
加藤武右衛門　加藤才次郎
加藤三之助　加藤甚兵衛
加藤森川

◇

献燈寄付、慶応癸、大正十三年十月——。（献額）

会長　加藤千代吉
副会長　加藤憲三
幹事　加藤貝太郎　加藤与八
加藤鶴太郎　加藤暁一
加藤駒三郎　加藤小三郎
加藤徹　加藤喜代次郎
加藤博助　高島兼松
加藤鍋太郎　高島増太郎

会員

伊藤甚平　高島彦三郎
加藤和平次　水野久九郎

◇

加藤覚次郎　加藤徳三郎
加藤村三郎　加藤鎌之助
加藤慶一　川本兼太郎
加藤鉄太郎　加藤三彌松
加藤善九郎　高島虎次郎
高島年太郎　高島馬太郎
高島菊太郎　高島光太郎
高島関三郎　井上金太郎
馬島橘太郎　木上千鶴
水野礼太郎　水野伝一
井上久五郎

# (209) 大目神社は『おおまノ神社』か

赤津の大目神社は旧くからこの地に鎮座する神社であるが、その由緒一切は失われて詳しく知ることができなかつた。天保十一年に神宝を調べたことによつて、延喜神名式の式内神社であることが判明したが、それらの点については「尾張志」その他の記すところである。今「尾張名所図絵」について転記しておく。

◇

『大目神社。同村（赤津）にあり、今八王子と称す。延喜神名式に大目神社、本国帳に従三位大目天神と見えたる官社なるが、いつしか神号も失せてその地を大まもり、或は御守塚などと呼びいたりしが、天保十一年十月、故ありて当社を開扉し、神宝を改めしに、内陣中央の上段に御正体御正印の御箱ありて安置し奉り、神宝さまざまあるが中に、本国帳の古写巻物一巻ありて、その奥書に奉納大目八王子宮としるし、又祈禱札とおぼしき物ありて、大目八王子大明神御神前、天和三年（一六八三年）癸亥正月廿二日、祭主敬白と

見えたり。ここにおいてはじめて式内の神たる事を知れり』

◇

前記の古写巻物は『永禄、元亀の頃のうつしとおぼしきもの也』と「尾張志」は記している。又祈禱札には『玉躰御繁栄、太守御繁昌、尾陽亜相御繁昌所、氏子息災延命、富貴繁昌、牛馬に至迄安鎮守護、大目八王子大明神御神前、天和三年癸亥正月二十二日、祭主敬白』と墨書をされている。

◇

社家を古くは中島氏といつているが、この点について「尾張志」は『当社むかし祠官ありて中島と呼びしも、いつしか絶家して、家は応永のころ中島善太夫がすみし地にて、中島の切という名のみ残り』と記している。

赤津に多い中島氏と思い合せるとき、神社の由来の古いことと中島氏の繁栄との間に密接な関係のあることが察知される。

◇

# (210) 尾張戸神社の戸の字の解釈

下水野の尾張戸神社の祭神について二説が行われているが、通説としては天火明命、天香語山命、建稲種命となつている。その点ならびにその他について「尾張志」は次のように記している。

◇

『下水野と上志段味との境なる当国山に鎮座し給えり。祭神は天香語山ノ命、天火明ノ命、建稲種ノ命にて、ともに尾張氏の祖神なり、府誌（張州府誌）には天火明命、日本武尊、建稲種命の三座とす。

延喜神名式に山田ノ郡尾張戸ノ神社と記し、本国帳に従三位尾張戸天神と世えたる古社なるを、近見東谷大明神と称す。

◇

源敬公の御時この山をうがちて古き鉄の桶を掘り出しけるに、銘

祭神は八柱御子となつているが、詳しくは知ることができない。「明細帳」は『東方に御手洗池という池あり、古昔より大旱のときこの池に降雨を祈れば降らざることなしという。神徳の尊き旧社なり』記している。

なお神社名については現在「大目神社」と書いて「おおめ神社」と読ませているが、宝永五年に刑部幸和の著わした「本国神名帳集」は『従三位大目天神』と記し、それに振仮名をつけて『おほまの天神』と読ませている。

◇

「尾張名所図絵」は「大まもり」と書き、「尾張志」は「大目森」と記しているのも「本国神名帳集」と相通じるところがあるから、正しくは「おおまノ神社」と称えるべきであろう。刑部幸和は『大目は孝元天皇の外祖なり、日本紀にいう。孝元天皇の母を細媛命といい、磯城県主大目の女なり云々』。

思うにこの神社は大目氏の氏上を祀つたものではあるまいか。

ありて当国明神と書たり。これにより当国はなお尾張というが如く尾張戸の神の本貫の地なる事しられ、且東谷は当国の転じたる事明らめられたり。

かくて又瑞龍院君御鷹狩のおりから、この社号を御尋ねありしに、式内尾張戸神社今は当国明神と申すよし申せしかば、国号を称し奉るうえ、金城の鬼門を守り給えるめでたき御神なりと仰ありて、寛文五乙巳年御修造ありし後、宮殿破壊に及びたれば、御代々修覆ある事とはなりぬ。

◇

又境内に小池ありて今は水かれたり。府誌に〝其中に径八寸ばかりの瓶あり。伝えて云う、古く瓶裡に潮の盈虚あり〟と見えたり。例祭は二月上午日、十一月上卯日なり、末社に中の権現社祭神菊理媛命、南の権現社祭神伊弉諾命、伊弉册命、又薬師堂あり、神主を菊田氏、水野氏という』。

◇

尾張戸神社を当国明神といい、それが転じて東谷明神となつたとする経路は「尾張志」以外の諸書の記すところであるが、尾張戸神社の社名を考証したものは少ない。

「尾張国式社考」がその点についてその記すところを採録することにしよう。

『山田庄水野村に坐し当国明神と称す。鎮座山を尾張山という。尾張戸は乎波里部（おわりべ）とよむべし。姓名なり。戸は部にて部（むれ）をいう。尾張戸神社同神天香語山命を祀るよし社伝に云えり。

和名抄に信濃国水内郡尾張〝乎波利部〟とある同例なり。

◇

此処は地名にはあらず、国帳貞治本に従三位上尾張戸天神、元亀本に正四位下尾張戸天神とあり。この神社尾張山の嶺上に鎮座ありて、古陵の形勢なす。また山の西の麓に古墳甚だ多くて、石カク皆はうれ出たる地あり。思うに尾張氏世々の奥墓にもやあらむ』

◇

信濃国水内郡尾張部（戸）は、尾張氏の部曲を指すもので、尾張戸神社の祭神天火明命は尾張氏の遠祖で、其子が天香語山命である更にその子孫に当る乎止与が初めて尾張国造となつたのであるが、乎止与の子建稲種命は日本武尊の東征に従つて大功を立てている。その妹の宮酢媛（みやすひめ）は日本武尊の妃となり、草薙の剣を奉斎したことで知られている。

以上によつて「戸」の一字を如何に解釈するかということが、後日に残された問題である。

## (211) 今村の八王子社・山口天神と八幡社

今村の八王子神社の祭神は、深川神社のそれと同じく五男三女の神である。「張州府志」に『八王子祠、今村に在り、祀る所の神は

即ち俗にいう所の五男三女神これなり。天照大神と素盞嗚尊を配し享（たてまつ）る。社伝に曰く、後土御門帝の文明五癸巳九月、下總守源広長神祠を造進す』とある。

◇

この地は松原下總守の城地であつたが、城外に神域を選んで造営されたもので、諸書に『宝物、棟札、文明五癸巳九月、大檀那松原下總守源源広長』と記されているが、この棟札は現存していない。同神社の棟札のうち最も古いものは『延宝八庚申年、奉寄進御鉄子八王子大明神、家内安全祈、敬白、三月十日、矢野文右衛門重延』と記されている。

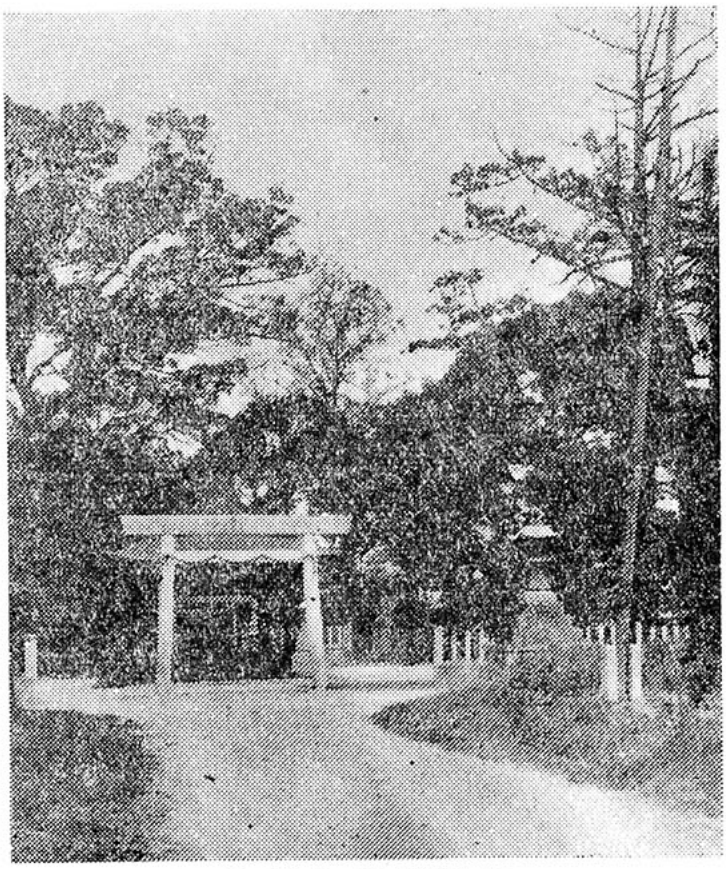

＝今村八王子神社＝

なおこの棟札以降明治までの棟札には熱田祠官長岡氏歴代の名が見受けられる。

◇

明治四十三年六月一日には、同所字樋口の西山神社。字市場の諏訪社とその境内の二社。字川西の金井社及び境内社を合祀している。本社を草建した松原下總守広長の事蹟については項を改めて述べることにする。

美濃ノ池の八王子神社の社殿は詳らかでないが、この地を開墾した稲垣主膳広茂は、松原広長の重臣であつたが、天正年間に土着し、この社を氏神として祭祀したという。

◇

山口の八幡社の祭神は神功皇后、田寸津比売命、品陀和気命、多紀理比売命、市杵島比売命、天照大御神、木花咲耶姫命、天目一箇命などである。

神社の創建について本泉寺（後述）の記録は次のように記している。

◇

『寺の傍に八幡社あり、瀞頭法師の祖父、右兵衛佐源右府君草秋なり。経営未だ就かざるに承久の変にて府君死す。王事の故を以てその事廃（すた）るか。

村人その中道にて廃るを恨み、相共にさい修し、貞応二癸未に至つて終るを得。その功を得て爾来毎年九月十五日祭事を修む。往年この日舞楽あり、十六日山田荘二十四邑の人悉く飾馬を牽いて参詣す』

◇

「和名類聚抄」の『山口郷』は、山田郡に所属し、その後愛知郡に移され、幡野村と合併して幡山村となり、更に瀬戸市と合併して其大字となつている。

「群書類従、神祇部二十三」に山田郡二十四座のうち従三位上山口天神と記されている神社は、本国帳にも載せられた古い社であるがその所在が判明していない。しかし地名と神社名との相似点から推して山口郷に在つたものと考えられる。

「本国神名帳集」は『従三位山口ノ天神。山田庄山口村、八幡と称し今愛知郡に隷す』と記している。

◇

本泉寺の記録との間に創建の年代に食い違いがあるが「尾張国神社志料」は『従三位山口天神、愛知郡山口村、（和名抄）山田郡山口郷。（姓氏録）河内皇別山口朝臣、武内宿禰の男、八多八代宿禰の後なり』と記している。

八幡社の筆頭祭神が神功皇后であること、山口朝臣が武内宿禰の後裔であること、この地を古くは山口郷と呼んだ点などから推して、この八幡宮を延喜神名式の山口神社と見て大過ないであろう。

## (212) 小金山の金神社・曾野の稲荷

金神社について「尾張志」の記すところによれば『上水野のうち小金山にありて今は白山の社と称す。祭神は旧事記の天孫本紀に見えたる天香語山命十世孫、尾張の金の連（むらじ）なるべし。延喜神名式に山田ノ郡金ノ神社。尾張国神名帳に従三位金ノ天神と見えたる宮なり、一本に正四位下小金ノ天神とす。

◇

この神のまします故にこの山を小金とよぶ。小は添てよぶ例あまたあり、守僧感応寺の山号をも小金山と呼べり、今は御林にて山内広く、元禄の頃より小金山八景という地を選びて歌あり、府誌にその名をあぐ、なお詳しくは感応寺の条にしるす』とある。

◇

「曾野稲荷大明神縁起記」

『そもそも尾州瀬戸市上水野曽野郷、稲荷山に鎮まります正一位稲荷大明神は、太田左太彦命を主神とし、権太夫大神を守護神として奉祀し、かしこくも城州深草の里、荒神ケ峯田中ノ社より御分身し給えるいやちこなる御社なり。

◇

その由来をたづぬるに、今を去る百五十年前、文化丁丑の春、荒神ケ峯の麓なる稲荷總本宮愛染寺の別当盛淳上人、諸国遍歴のみぎり、人跡未踏（原文のまま）の山路に行き暮れ、瓢然として不図（原文のまま）曾野郷の一農家を訪ね、むしろ戸たたきて仮宿を請う。主人快く迎え入れて泊せしむ。

◇

折柄別室に婦人の叫喚するを聞き、上人あやしみてその故を問えば、主人申すよう〝当郷には古来年経たる白狐出没して里人を悩乱し、悶死せしむること往々これあり、農民おそれて他に遷住し、逐年田園荒蕪に帰す。今宵妻また煩わさるるなり〟とて泣く。上人愍撫して〝衲が年来信奉する尊厳たる神威により、直ちに本復

せしむべし〟とて西方を指し印を結べば、不思議や妻は即座に快癒しぬ。

◇

ここにおいてか主人ぺん舞（手をうつて舞い躍る）拝謝し、その霊験著るしき神霊を奉祀せしめ給わんことを請い、上人によりて田中ノ社より曽野稲荷山に分身遷座し給いければ、爾後白狐の禍全くやみ、百五十年星霜の今日、方十数里に亘りて賽客常に絶ゆることなく特に毎年旧二月初午には、国家安全諸願成就の祈禱を勤修し、遠近の信者また踵を接するの盛況を呈するに至れり。

◇

昭和二年四月、予曽野郷加藤繁三郎、加藤庄太郎、水野岸太郎三氏と共に城州深草に至り、愛染寺と旧域を探りて厳に主神、守護神の修祭を営み、爾後毎年神符を発兌して普く諸人に頂礼せしむ。

◇

輓近市内はじめ県下各地の篤信の浄士によりて寄進、什具完備せしは偏に著き神威によるといえども、熱烈なる方来の信力また与りて大なりというべし。ここに一篇を草して以て縁起を述ぶと云爾。

昭和三十年初春

小金山主　大献謹識」

## (213) 宝泉寺の勧請開山層雲和尚

宝泉寺五世住職、俊峯智賢和尚が、文化十一年戊八月、尾張藩に録上したところによれば『行基作の薬師如来を奉安する神宮寺が、天正の兵火のために焼失していたのを、後光明天皇の正保四年（一六四八年）雲興寺十五世興南義繁和尚が大衆の寄進を得て殿堂を再建し、延命地蔵菩薩を本尊として大昌山宝泉寺と改めた』となつていて、これが宝泉寺縁起を定説化している。

◇

ここで考えさせられることは、天正年間の瀬戸で兵変や戦闘が行われたという事実が存在しないことである。

天正十二年に秀吉と家康とが小牧山に対陣、ついで長久手において合戦しているが、瀬戸に兵火は及んでいない。東春地方で兵火に罹つたのは志段味村吉根（現在守山市）の龍泉寺だけで史上顕著な事実である。

◇

更に雲興寺の興南和尚は正保三年戊八月二十二日に入寂（死亡）しているから、死後一年を経て宝泉寺を建立したことになる。

以上の事実は宝泉寺縁起と史実とのつながりを否定することになるが、神社仏閣の由緒縁起などというものは所詮は一種の物語に過ぎない場合が多い。

◇

その後宝泉寺は荒廃したので安永七年三月に再興されたことになつているが、これ以後の歴代住職は墓碑も遺てられているし、その

事蹟のあらましは判つている。

古柏万庭和尚は『法地再興を願い、雲興寺二十八世華嶽層雲大和尚を白坂雲興寺より勧請して開山となす。依て＝古柏万庭楼和尚を中鐘興開基と呼ぶ』と録上書は堂記しているが、その本の間の事寺情につい泉て「数右衛文書」宝の述べるところは次の通りである。

◇

『古柏万庭和尚、天明元年八月八日示寂、生地及び略伝は不明なるも、当寺開山華嶽層雲和尚の法嗣なり、安永七戊年三月、法地再興し、大

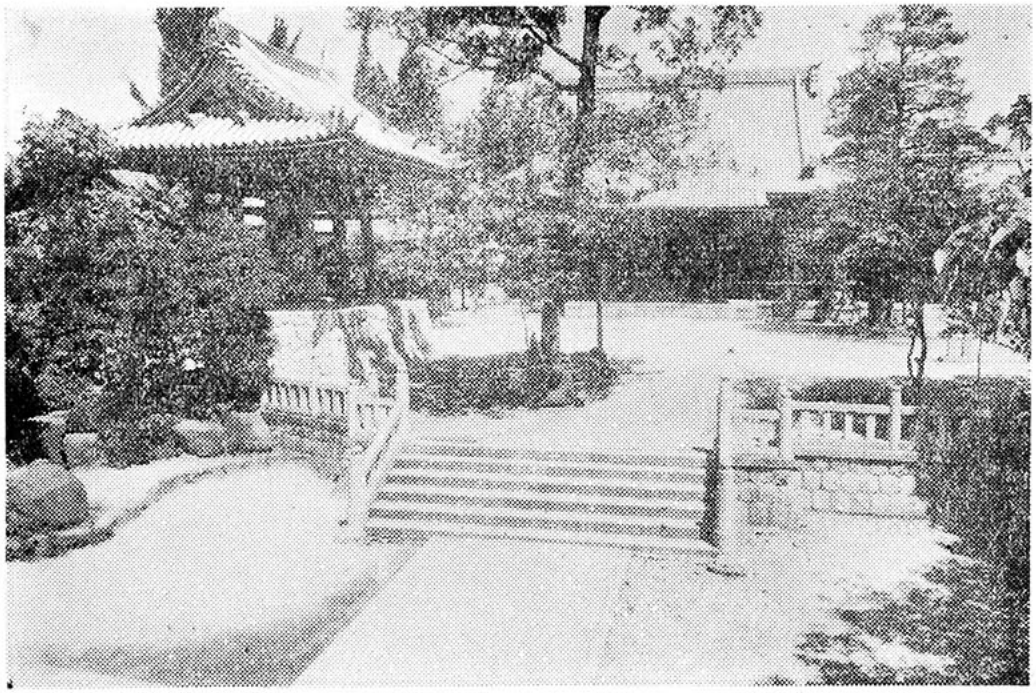

いに寺格を進ましめ、当寺に対する多大の貢献する所ありしと。本来は師、即ち当寺開山たるべきを、退いて師の本師たる層雲和尚をして開山位に押励（原文のまま）せしものなりと、然して師は只単に中興開基に留まりて寺務を補佐し、二代を開山の法嗣雪鳳金剛和尚に譲りしものの如し』

◇

寺院の創建に当つては、必ず開山がある。その開山に帰依して創建のため物・心二様の誠を致す本願主を開基という。開山は僧侶、開基は在俗の有力者を指す場合が多いが、僧侶が開基である場合もある。

宝泉寺の開山は勧請開山となつている。これは既に遷化（死亡）している法祖、又は存命中の本師のうち、晋山入寺の事実のないものを、報恩又は信仰的立場から開山と仰ぐものである。

◇

宝泉寺の場合は、雲興寺の弟子僧万庭が、瀬戸の廃寺を再興し、本師の層雲を勧請開山として迎え、自分は単に寺務を担当して開基の位置に在つた。だから層雲和尚は開山第一世ではあるが、晋山した事実はないと見るべきであろう。

◇

開山事跡——。

『華嶽層雲和尚、安永六酉年三月二十八日示寂、師は本県西春日井郡金城村下飯田毛利家（今は豊島姓を名乗る）の出生にして、出家して雲興寺二十七代太素噂朴和尚の室に入て嗣法相続せらる。初め日置町高頭寺に住し、雲興寺に転住せられ、以来同寺本堂等再建を企図す。

◇

明和年中同地一円大洪水出で、山岳田畑等崩れ、その惨状見るにしのびず、窮民等のため七日間絶食してこれを救い、かつ荒地を整理して甚く貢献し尽す所ありしと。

後病を得、高顕寺に隠居して遷化せらると。その外の事跡甚だ多からんも以下不明。然して敢て宝泉寺に長く留まるという事なくしてただ勧請せられしものの如し』。（陶器図解・瓷器必要・率揮本）

## (214) 神宮寺と宝泉寺との関係

＝宝泉寺住職江川太禅師＝

宝泉寺五世智賢の録上書が「薬師如来を奉安する神宮寺を再建して、地蔵菩薩を本尊とする宝泉寺とした」となつているところから、後世で神宮寺という名前に眩惑されて、堂塔の完備した寺院が深川神社の境内に建てられていたような錯覚を起しやすい。神社といい、寺といつても、今日の概念で考えるほど壮大なものであろう筈がない。

◇

それが神宮寺といつたかどうかという点も明らかではない。日本国中の神宮寺は伊勢神宮の大神宮寺外主なるもの凡そ五十ケ寺となつているが、その起原は奈良朝以後である。

『神は衆生と同じように、煩悩を脱がれるために仏の供養を受けることを喜ばれる』という主旨の下に、神社の境内又はその附近に寺を建てたものである。いわば神仏習合思想発達途上の所産であつて深川神社にも寺院（一宇の草堂？）が建立されていたことは認めてよい。

◇

神仏習合の結果、神を権現と名附けて寺に祀ることになつたが、深川神社の宝物の鐘の銘に「伊勢大神宮、白山妙理大權眼（権現）八王子鐘也」とあり、更に「衆生皆共成仏道」と刻んでいる点から見て、深川神社と寺院との習合が、永享十年以前から行われていたことも間違いない。【注】伊勢大神宮は境内神社の神明社、白山妙理大権現は同じく境内神社の白山社、八王子は深川神社の本社を指すものである。

◇

録上書が「薬師如来を奉安する神宮寺……」と記している点も、果してその通りであつたかどうか不明である（この点後述する）。「瀬戸町誌」「東春日井郡誌」などは、録上書を踏襲したにすぎないから、ほぼ同一の記述をしている。ただ瀬戸町誌は神宮寺は慶長四年に開創したと記しているが、これは建長四年と記そうとした誤植と見るべきであろう。

◇

宝泉寺の縁起について記すもののうち、弘化三年（一八四六年）に編まれた「瀬戸一覧」は成立年代といい、その内容といいこれ以

上に出る資料はないと思われるから、これを底本としてその全文を掲げ後日の考に備えたい。

◇

『大昌山宝泉寺、曹洞派にして白坂雲興寺に属す。本尊地蔵菩薩御作不詳。境内には唐門大鐘、禅堂。鎮守庚申堂十七間四方諸木山除地。薬師堂東西七間、南北三間除地、十一面観音菩薩（聖徳太子御作）本堂の内にあり、それこの観音は、昔深川神社の西に引続きたる山あり、一日境内の檜より火出て諸堂残らず焼失せり、そのとき当地に移す。焼失の年月不詳、今その址を観音山という。

◇

それ大昌山宝泉寺は永平寺道元禅師の流れを汲み大龍山雲興寺の末刹曹洞派たり。開基未詳。境内東西廿五間、南北五十間、諸木山除地、裏は古瀬戸の山に連り松風常に隠なり、表は窯煙長なえに雲に合して消ゆ。数代の高僧梵声の絶間なく、是禅刹の尤ともいうべし』。

なおこれを補足する資料として、六四頁記載の「瀬戸村由来書」のうち、宝泉寺関係の条を挙げたい。

◇

宝泉寺には陶祖藤四郎作と伝える瀬戸瓶子一対が秘蔵されている高さ一尺一寸、周り一尺六寸。明治二十四年八月一日附で臨時全国宝物取調の際にこれを提出したという鑑査状が交付されている。

位牌堂の磁器燈籠一対は三代目加藤繁十の作である。（九六頁写真参照）

本尊について諸書の記すところは、地蔵菩薩となっているが、現在は釈迦如来となっており、住職は第十六世江川太禅和尚である。

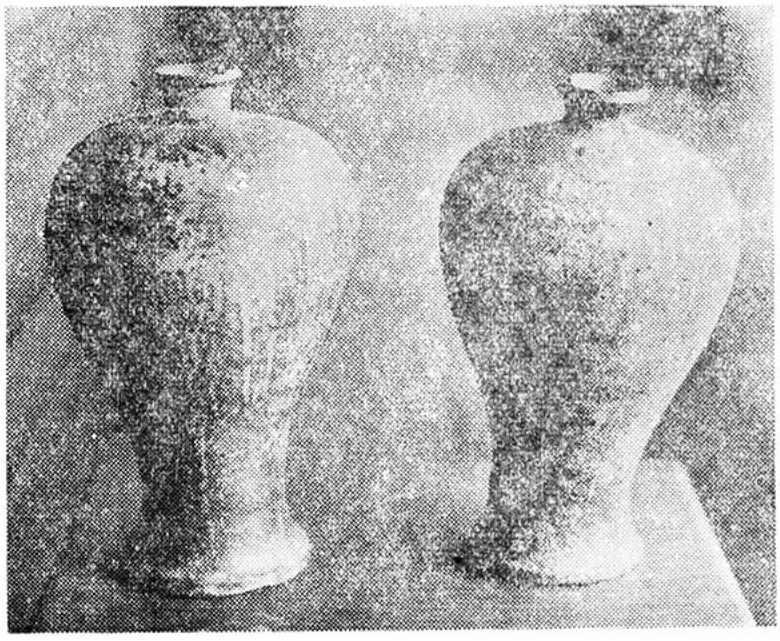

‖伝藤四郎作の瓶子（神酒壺）‖

## (215) 飴棒の市で賑わうお薬師様

十一月八日と十二日は宝泉寺の「お薬師様の縁日」で、この夜は参詣の老弱男女で雑踏を極める。沿道には恒例飴棒を売る店が立ち列んで賑やかな市がたつ。

このお薬師様を正しくは東方瑠璃光薬師如来といい、宝泉寺本堂の

向つて左に安置されている。

◇

その縁起について宝泉寺五世智賢の録上書が「薬師如来を奉安する神宮寺を再建して宝泉寺を再建した」と記したことによつて「瀬戸町誌」「東春日井郡誌」など一様にこの旨を伝えている。しかし深川神社の寺趾と伝えられる場所の地名に「観音山」の名が残つている点などから考えて、深川神社（当時八王子社）で仏事を修した寺院が奉安していたのは観世音と見るべきであろう。（前頁参照）

◇

又『宝泉寺の薬師様の御堂の趾を、昔は薬師畑といつたが、今では薬師町となつて縁りの地名を残している』——と古老の間で語り伝えられている。

これらの地名の由来から考えて、深川神社（八王子社）にあつた寺の本尊が、薬師如来であつたとすることにはいささか無理があるのではあるまいか。

◇

現に宝泉寺の十五世（前住職）大野囲山老師は、生前において『宝泉寺の飛地境内として、瀬戸市大字瀬戸字薬師二〇三九番地に五十八坪の地所がある。清谷喜蔵さんの一番奥の倉庫のあたりだ。これが薬師堂の趾だと聞いている』と語つている。

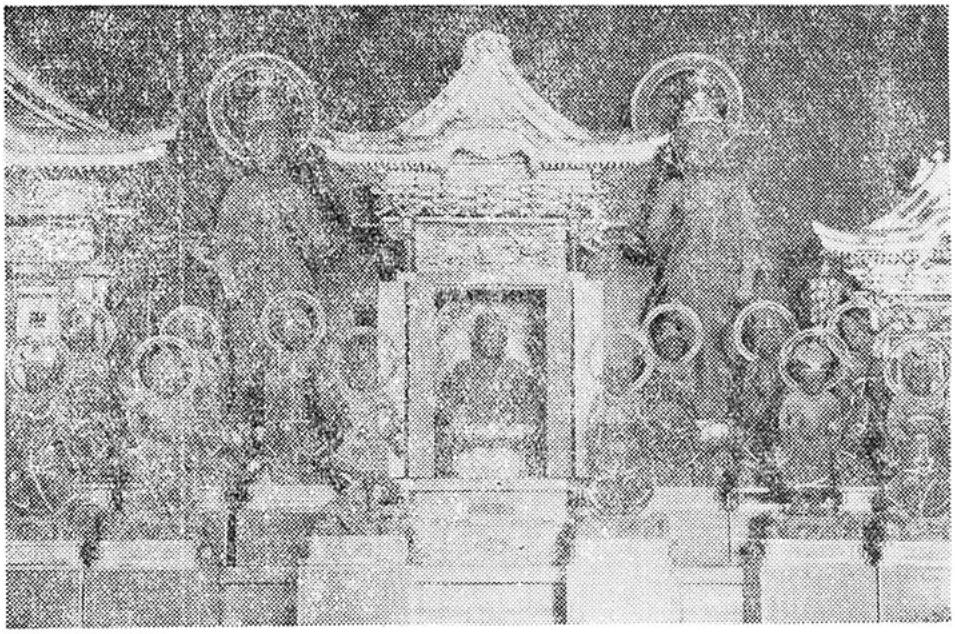

‖宝泉寺の薬師如来像（中央）‖

◇

これらの話の裏付となるのが「瀬戸村由来書」（六四頁）と「瀬戸一覧」（二七四頁）の記載内容で、いずれも薬師堂を独立した堂宇として記録している。更にこれを強化するものとして「瀬戸村由来書」とほぼ同時代に画かれた「瀬戸全図」（滝本知二所蔵）を挙げることができる。

それによると、宝泉寺の飛地境内（薬師町）のあたりに、一宇の草庵と木立とが画かれている。

◇

しかも草庵には「おやくし」と書き込まれているから、独立した薬師堂が元禄時代に存在していたことが判る。

又洞島のあたり（今の寺本町）に、宝泉寺の本堂も画かれているから、正保四年に再建し、その後廃絶したので安永七年に再興したと伝えられる宝泉寺が、元禄年間には未だ廃れないでいたことも証明できる。

◇

つまり宝泉寺の薬師如来は、いつの頃創建されたか不明であるが、行基作と伝えられる木像一尺二寸の秘仏である。

元禄年間以前から薬師町の一廓に祠られていたが、宝泉寺の創建の頃、その支配下に入つたと考えられる。これを宝泉寺に移した年代

については不明である。

◇

「尾張名所図会」が宝泉寺の由来について記すところは、『曹洞宗白坂雲興寺末、創建年月詳かならず、本尊地蔵菩薩。又本堂内に十一面観音を安置す、行基菩薩作という。この尊像は産土神の西に観音山というあり、もと其所にありしが、ある時境内より出火して堂宇焼失せし故、後に当寺へうつすといい伝う。藤四郎木像、又位牌あり、陶舎加藤四郎春慶と書す』となつていて、前述の見解と合致している。

◇

なお「瀬戸町誌」は『名所図会に藤四郎木像又位牌ありとあれど分明ならず』と記しているが、位牌も木像も宝泉寺に現存している（八頁上段参照）。木像は位牌と同時に瀬戸窯屋中から金三両の祠堂金と共に納めたものである。

## (216) 管器玉和尚罷免の請願

本書の初版は「明治卅年頃の宝泉寺騒動、両本山の争いから」と題して、宝泉寺の紛争について記すところがあつたが、これは同寺十三世平野貞道師の晋山をめぐる争いの顛末を記録したものである。これより一世代前の十二世管器玉師の時代にも一騒動があつた。以下数項は滝本知二主宰の郷土史学研究会発行の「風土」昭和三十年八月号から引続き十二月号まで連載した「宝泉寺騒動記を抜き書きしたものである。

◇

『器玉師は、同寺九世晩器大成和尚の弟子だつたが、門内の小家を取壊して門外の東に建築し、自分の名義の借家とし、又境内の大木を洞の柳平、南の仁左衛門などに売渡し、その金をうやむやにしたのが騒動の発端である。

◇

明治二十五年の十二月、宝泉寺住職器玉和尚排斥の火の手は、檀家総代加藤亮吉氏外檀信徒六百四十五名（殆んど全員）によつて挙げられ、それが住職罷免の請願となつて大本山宗務局へ持ちこまれた。

次の請願書の扣は、当時の総代伊勢屋亮吉の二代目亮吉氏が所蔵されている。

◇

『住職罷免之請願

愛知県東春日井郡瀬戸町

宝泉寺檀信徒　加藤亮吉

外　六百四十五名

誠恐頓首。謹而、曹洞の正流に浴し、高祖承陽大師の御鴻恩を受く豈にこれ報恩を知らずして可ならんや。今や百年の大計として宝泉寺住職管器玉の罷免を請願し、不帰依を申立つる条項左の如し（中略、この間に前記器玉師の所業を挙げて宗規による罷免の理由とし

ているが、重複するので略す）。

◇

冀くば事務取扱の閣下、この請願を採納せられ、速に宝泉寺住職管器に令して、宗制第八号、住職任免条規第三十条第一項及び第六項、宗制第十一号、警戒条規第三条第三項により、住職罷免せしめられんことを不肖等誠恐頓首、謹て請願す

明治二十五年十二月十二日

曹洞宗宗務事務取扱

服部元良殿

星野天海殿

◇

亮吉氏らは大本山永平寺にも陳情に出かけ、器玉師へも辞任をせまつたが一向に聞き入れようとされないので、再び本山へ「追願請求書」を提出した。時に明治二十六年六月であつた。その書類には宝泉寺檀家五百五十戸と記し、信徒を加えて六百四十五名が署名していた。これに対抗して器玉師は、檀家数を九百五十戸と主張し、他に多数の信者があるから、前記請願は多数意思ではないと抗弁した。

## (217) 檀家総代を子供扱して追放される

宝泉寺の争いは本山に持ちこまれ、本山としても事態を重大視した結果、同年七月二十日附で真相調査のため答申を求めて来た。それによつて宝泉寺檀家全権委員加藤亮吉氏から改めて訴願が提起された。

◇

『訴　願

愛知県尾張国東春日井郡瀬戸町宝泉寺檀家全権委員

原訴人　加藤亮吉

同県同国同郡同町同寺住職

被訴人　管器玉

訴願の要領左に

明治二十六年七月二十日附、宗務局丙第一一八号の御達に照準し、檀家総代篤と取調べ候処、右寺檀家五百五十戸と記載し、総代一同捺印を求め置き、捺印終了の後、私かに被訴人器玉は、五の字を九の字に書直し、宗務本支局へ御届仕候事は、明治二十六年七月二十八日総代連署の答申書によりて分明なり。

◇

又同暦同年同月二十五日、管轄瀬戸町長水野寛氏の公認証明に拠るも猶五百五十戸に相違これなく候。これによつて偽書せることは明瞭なり（中略）。

出格の御詮議を以て緊急御処分相成候様、謹て訴願仕候也。

明治二十六年七月二十九日

右加藤亮吉

曹洞宗事務取扱　服部元良殿
星見天海殿

◇

その後八月には檀家惣代加藤亮吉、加藤清七、加藤国太郎、加藤文助。加藤伊助、加藤伝兵衛、加藤光太郎、二宮嘉吉、加藤紋右衛門、伊藤四郎左衛門の十名が連署して『惣代一同は明治二十五年十二月十二日附請願の通り、緊急決行相成度、同意見に御座候也』との意見書を差出しているが、惣代の中にも硬軟両派があつたらしく、署名の上に意見（小数意見らしいもの）を附記している。

◇

加藤伝兵衛、加藤光太郎、加藤紋右衛門、伊藤四郎左衛門の四人が軟派であつたらしく伝兵衛は『そもそも人の精神は各自面の異る如く、又意見の相違するは無論のこと』云々と記している。しかしその結果は九月六日附をもつて住職の罷免となり、器玉師は寺を追われた。

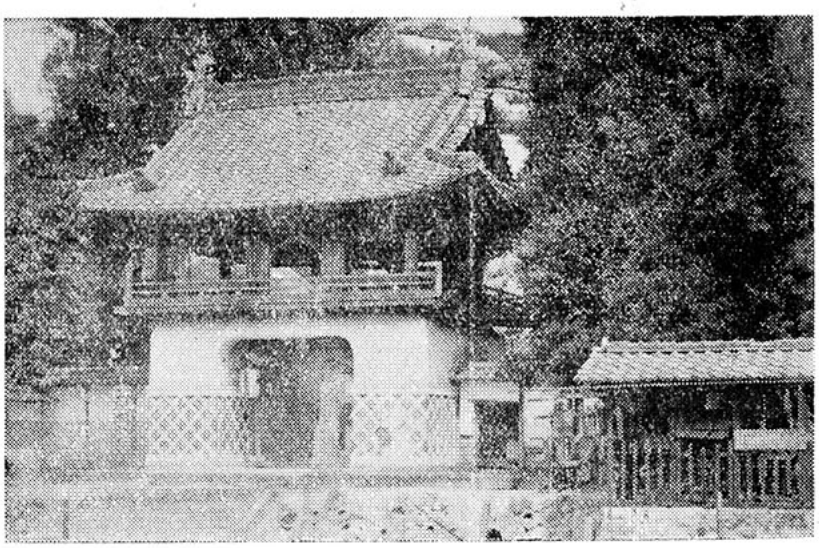

＝宝泉寺の山門＝

◇

思うにこの騒動は、排斥の理由とするところはさのみ重大なものではないが、住職と檀信徒の間に感情的なもつれがあつたようである。

器玉師は幕末から明治の初年にかけての寺小屋の師匠であつた。又明治五年の学制発布の当初は宝泉寺に陶原学校が設けられた（二四二頁参照）ので、一時教鞭をとつたこともある。そのため事件当時の有力者の殆んどが昔の教え子であつた関係から、これらを子供扱いしたというのが問題がこじれて来た主因である。

## (218) 両本山の争いが末端において爆発

器玉師追放の騒ぎは一段落となつたが、それに引きつづいて更に大きな騒動が持ち上つた。それについて記す前に記しておきたいことは、宝泉寺四世と五世のときに起きた騒動である。

宝泉寺にその頃の記録らしいものがないのだから他にあろう筈がないが、明治三十年に加藤数右衛門の著わした「陶器図解、瓷器必要率揮本」にその片鱗を留めている。

◇

『世四俊龍和尚。身持不らちにして檀中と不和を生じ、争論起り

擯斥する。悪名残る』。

『五世智賢和尚。三州西加茂郡広見村の産、禅堂新築す。村方中の若き者本堂の椽の下に預け置く舞台木を使い、若き者と争論起り、すでに寺追出されし所、隣村の寺々役儀の仲裁にて、材木代金十五両差出し、窯下へ隠居す』

この記録によると、四世の行状については弁護の余地はないが、五世の場合は同情に価するものがある。

◇

さて騒動記のうちの最新版、十三世平野貞道師の条に触れることにしよう。

これは住職個人を排斥するというのでなく、事件の背後には永平寺と総持寺の両派に岐れて争っていた大本山そのものの争闘が、末端において爆発したものである。

◇

両本山の争いは、その由来するところが古く、永平寺第三世義介第四世義演をめぐる随身の者らによって『三代相論』と名づけられる抗争が起きている。

その結果義介は永平寺を追放され、そのため両者の法類によって其後数百年来争いが続けられた。だから世間では曹洞宗といわないで騒動宗だと揶揄していた。

◇

永平寺を去った義介は野々市の大乗寺に移ったが、そのため曹洞宗の僧団は義介系と、義演系との二つに岐れ、僧団の中心は永平寺を離れて義介の身辺に集った。有名な瑩山は義介の高弟で、後に総持寺の開山となった傑僧である。

◇

一方永平寺は大破滅に陥り、廃寺同様になったが、その後にようやく再興された。こうした両派の争いが明治末年までくすぶっていたが、たまたま器玉師の後をうけて入住した平野貞道師の身辺において燃え上った。

総持寺派や宝泉寺檀家側では、水野玉遷師を器玉師の後任に据えようとしているとき、永平寺管長の特選住職として赴任して来たのが貞道師であった。当時曹洞宗では、永平寺と総寺の貫主が一年交代で管長を勤めていたが、そのとき永平寺の番に当っていたので自派の勢力を伸ばそうとして任命したのであった。

◇

大本山永平寺管長特選住職として貞道師が晋山すると聞いた宝泉寺の檀家は絶対反対を声明した。そして山門には「平野貞道入るを禁ず」と大書した貼紙をして多数の者が頑張った。

入山を拒否された貞道師は警察署へ頼みこんだ。警察としても管長の辞令を持っているので警官多数に護衛させて寺へ入れた。時に明治二十六年の十二月も押しせまった二十一日であった。

◇

反対側では禅堂に立籠って対峙したが、追立をくったので大廻戸の民家を借りて移った。此処で水野玉遷師を中心に「正義団体」という看板を掲げて気勢を挙げた。

その頃夜中に看板の一番上に「不」の字を書き加えた者があって、正義団体が一夜のうちに不正義団体となる……など争いはいよいよ深刻度を加えて来た。——三年続く——。

# (219) 頼母子講で急場を賄つて協和成立

三ケ年に亘る宝泉寺騒動の結果、葬式も法事も貞道師を頼む者は僅かとなり、大部分の檀家は正義団の玉遷師を頼むようになつたので、この上は宝泉寺と手を切つて新しく一寺を建立しようという議が起り、敷地は現在の深川小学校の在る土地を選び、図面をつくるやら、寄付金を募るやら、事は急速に運んで、一夜のうちに三千円の寄付金が集つた。

◇

これに反してお寺側では収入の途を失い、窮余の策として講会を開き、寺側檀徒の加盟によつて僅かに急場を凌いでいる。

宝泉寺所蔵の「明治二十八年旧六月、講会連名簿」はその間の消息を伝えている。

『緒言。当寺先住罷免の跡、拙僧任命住職以来、檀方中甲乙其意見を異にしし、一時葛藤の太く甚しき、拙僧において何の所由なるを知らず……』と歎いている。

◇

こうした平野貞道師は、その頃永平寺の貫主と交替していた曹洞宗管長（総持寺貫主石川素堂禅師）に願い出て、常陸国の管天寺へ転住した。その後任として管長特選の三河啓明師が宝泉寺第十四世として任命され、さしもの騒動も終末を告げ、いよいよ媾和条約？の結ばれたのが明治二十九年八月十五日であつた。

◇

宝泉寺檀家協和決定書

第一条　東春日井郡下品野村、柴田要助方にて借入ある元金七百九十三円（証書二通）は宝泉寺に借たる事に付、同寺は勿論、全檀家の義務たるべき事は、正義団体に於ても之を是認する事。（中略）

◇

第五条　盆中十五日まで新旧住職差支なく互に法会を勤むること。

この決定書は双方の協和に依り制定せしものにつき、違背せざるの証として各自記名調印し、且本書は二通を製し、各一通づつ双方に領置するもの也。（中略）

◇

宝泉寺住職　三河啓明
同寺前住職　平野貞道
同寺檀家総代　加藤亮吉
同　加藤善治
同　加藤清七
同　加藤吉兵衛
同　加藤平四郎
同寺檀家正義団体代表者　加藤伝兵衛
同　川本惣吉
同　伊藤四郎左衛門
同寺檀家　水野作四郎

同　加藤墨太郎
同　加藤兼助
同　加藤利吉
同　加藤重吉

正義団の希望する総持寺派の住職を得ていよいよ協定成立し、さしもの騒動も円満解決となつたが、啓明師は病弱の為まもなく辞任しその後任として大野田山師を迎えたのが明治三十四年であつた。昭和二十八年病に倒れるまで多年寺運の興隆につくし、その遺業は極めて顕著である。

後継者として晋山したのが江川太禅師で、その円満無碍の人格によつて、過去のすべては悪夢のように忘れ去られようとしている。

◇

## (220) 「尾張志」の記す感応寺記

上水野字小金の感応寺は、臨済宗妙心寺派の古刹で、本尊は聖観世音菩薩。住職梶田義賢師は瀬戸市史編纂準備委員、水野村史編纂委員長を兼ねる郷土史家である。

本書の初版は同寺の由来について師の著述「感応寺史」を抜き書きしたが、改訂にあたつて「尾張志」の記すところを掲げる。

◇

「感応寺。上水野むらにありて小金山と号し、定光寺の末寺なり

【注】現在は大本山妙心寺直末。

当寺の蔵書小金山感応寺開山木牌記という巻本は、元禄七歳甲戌閏五月良辰、如得子書と奥書したるもの也。その記に此寺の開基は誰人なるにや定かならず。天文の頃懌閣梨といいしが住持たりし以前の事はいい伝えたる事もなく、只峯の堂に安置し給える観世音は、行基の作といい伝えたるのみにて定かならざりしを、今の住持（元禄七年如得子がいう言也）薫閣梨、思いかけず堂内にてふるき木牌一枚さぐり得たり。

其牌甚だふるく、すすはみたるに尊き筆して、当寺開山行基菩薩と書たる文字の定かに見えたるにぞ、当寺の開基をはじめて覚得。本尊観世音を行基の作といい伝えしも空しからざりし事を悦びしよ ししるし、巻の末に長歌をもよみて書きのせたり。

其歌のはじめに、『峯におふる松の千とせのいにしへを、おふげば高き小金山、ひらきそめしはかひら江に、ともに契りしのりの師の云々』とよみて、元禄の頃始めて開山を知り侍し由也。

◇

又府志に小金山八景という。目をあげ古くよりありこしさまに記したれど、さにはあらで同じ如得子がはじめて題つくり、序書に歌よみし勝地なり。其巻もの一巻此寺にありて、『詠小金山八景、和歌並序』と標題して、奥書に『元禄七甲戌歳冬日、加得子題』と見えたり云々。

東谷の松嵐には東門の滝をよみあわせ、幽渓の清泉は国守の鹿狩、

茸狩の折々汲ませ給いしをおもえるよし、序文に見えたり。歌は誠につたなけれども元祿のむかしかき記し、且府志にも載せたるが、さりがたければ捨ずして書のせつ。

◇

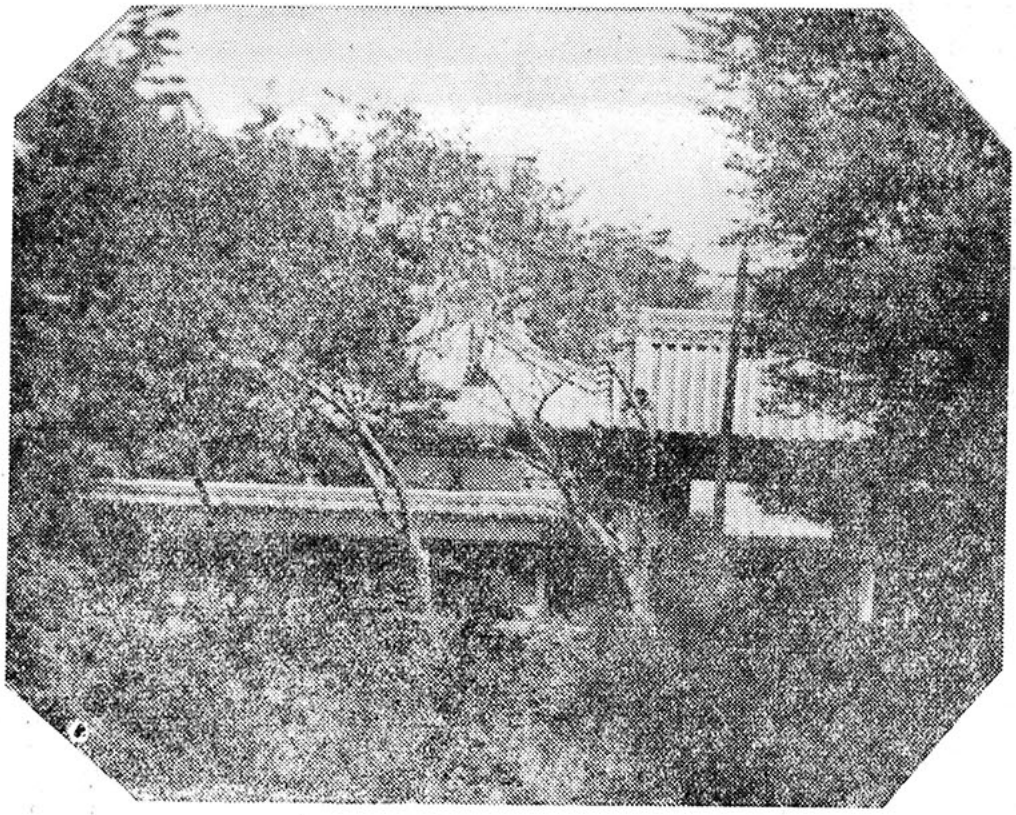

＝小金山感応寺＝

本堂。正観音、千手、馬頭、不空羂索、十一面、如意輪の六軀を安置す。行基の作と云い伝えたり。其靈驗いちじるしく感応ありしゆえ、世に感応仏と称しけるが、やがて寺号となりしよし寺僧いえり。

むかしより秘仏にて住持といえども厨子をひらく事なし、脇士は左不動明王、右毘沙門天、中央は正観音、その又脇の左右に天照大神と春日の神像を安置し奉れる。其木像殊に古雅にして、凡俗の刻める処にあらず。

◇

方丈。東の山下にあり、古き位牌一基ありて義雲院仁峯宗智居士覚位、うらに応永十九壬辰歳十二月二十八日、尾州入尾城主水野備中守平致高と記せり。致高の裔孫今に水野に住居し、世々権平と称す。

金ノ神社。本堂の北にならべる山の上にありて当寺祭祀を掌る。くわしくは神社の部にしるす。

◇

御前水。小金山の麓なる泉水也。邦君遊猟し給いし時、此水にて茶を煎じ奉りしより、名水となれり。

立石。観音堂より二、三十町隔て道の傍にあり。この石小金山の洞にありしを慶長十五年名古屋御城普請のとき、石垣にせんとして引はこばせたまいしに、人夫ここに至り石重くなりて動かざりければ感応寺の観音のおしみたまえるなるべしとて、ここに捨置しよしい伝えたり」。

「感応寺史」——。

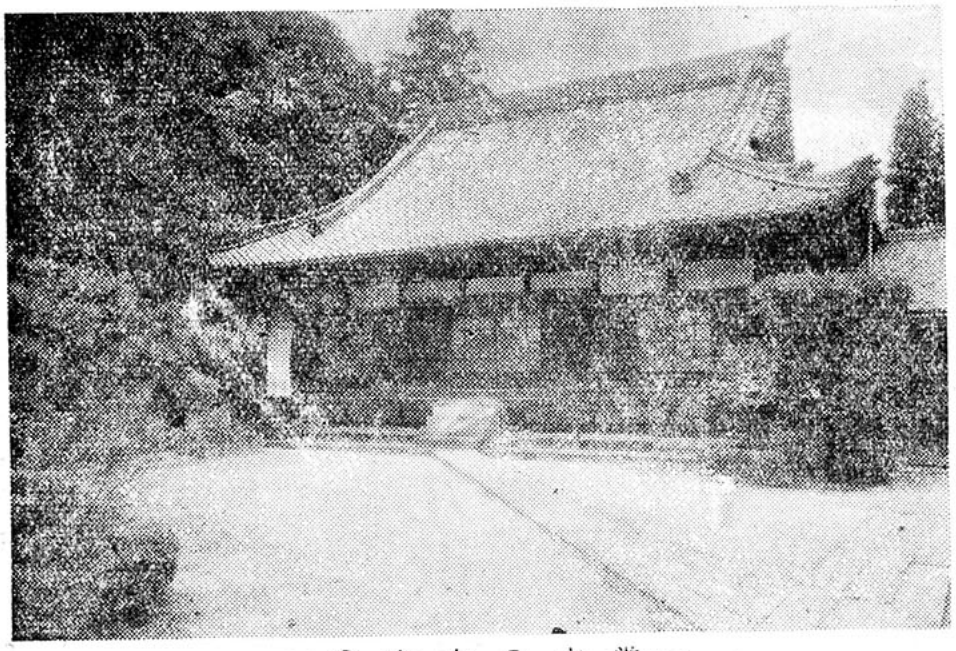

＝堂本の寺応感＝

# (221) 大猷義賢和尚の感応寺史

『開山行基菩薩入滅後八百五十一年間、当山伝燈の祖師果して幾人なりしか、その一人ただ判明せざる。正に暗黒時代というべし。この間の消息徴すべき文献更に見当らず。

◇

慶長五年秋八月、才庵存佐長老晋山して臨済宗妙心寺派に属し、中興せしを以て第一世とし、住山二十八年にして寛永四年八月二十八日遷化す。慶長十八年十月、弘法大師真作弁才尊天を勧請し、堂宇を建立して一元開扉の制を定めたり。本尊観世音は秘仏として古来開扉することなく、歴代の法孫一元必修の法要たる弁才天の開扉は感応寺の重大行事となれり。

◇

第二世達道東懌、二月朔日遷寂

第三世湛水全意、住山二十三年、万治二年八月二十三日遷化。

第四世華溪祖信、寛文二年八月入住。延宝五年十二月、時の檀頭水野権平正照の発起にて檀信徒援助し、再建以来年久しきため荒廃甚しき観音堂の大修築を行う。貞享二年三月五日遷化。

◇

第五世梅龍宗薫、入住四十四年間、享保十三年三月隠居し、寛延二年四月九日、九十五歳にて遷化す。

梅龍、元禄六年観音尊像を安置せる大厨子朽廃甚しく修理のため一時尊像を仮堂に移さんとするや、たまたま煤けたる一基の木牌を発見す。檜材にて長さ一尺二寸余、その表面に『当寺開山行基大菩薩』の九字かすかに読まれ、これによりて往古より言伝えし当山開山がまさしく行基に相違なきことが判明せりと。この木牌今尚感応寺に安置しあり。

◇

第六世靈隠祖賢、住山二十二年、宝歴三年十二月十三日遷化。

元文五年十一月、田地の永代詞堂田として寄付したるあり。延享元年五月、靈隠の本願により仏殿再建の工を起し、同二年八月竣工、同四年九月四日入仏慶讃法会を修行せしが、その夜子の刻に湯殿より火を発したり。

◇

折柄の烈風に煽られ、庫裡土藏を始め新築の仏殿に至るまで残らず灰燼に帰す。

辛うじて恵心僧都作の本尊及び聖武天皇尊牌、行基菩薩木牌、水野氏祖先その他の位牌数基を取出したり。

寛延元年四月、仏殿再建の議成り、翌三月起工せしが四月梅龍寂し工半ばにして靈隠また病弱のため妙応痴転に譲る。

中興開山才庵以後、六伝の祖師はいずれも平僧なりしが、妙応痴転和尚は当山法地創建の開組なり。

## (222) 感応寺九世住職の『誡めの書』

「感応寺史」は続く——。

第七世妙応痴転、烏有せし仏殿を再築し、庫裡一棟を造営し、宝暦五年春、本山定光寺始め塔頭末山の推挙により、はじめて本山第六世大蓬全菜和尚の一法を荷担し、その年三月五日大本山妙心寺第一座に転ぜられ、当山法地創建第一祖となりぬ。

寛政十年十月二十五日、八十八歳にて遷化。

◇

宝暦十二年七月、旱魃四十八日に及び、坂下村より龍神、雷神を具したる馬を曳き、土民挙つて小金観音へ雨乞に来り、祈禱半ばにして大雷雨到りし事今尚伝えらる。

◇

第八世心巖恵従、文化二年二月六日、七十六歳にて遷化す、住職たりしこと三十二年間。

第九世紹山慧隆、文政十二年三月二十五日、五十八歳にて遷化、その住職たると廿九年間。

紹山は水野代官の依嘱に応じ、その天稟の快弁を以つて巷間に講演し宗教的信念の涵養につとむ。

◇

享和年中、紹山が書きて村人に教えし

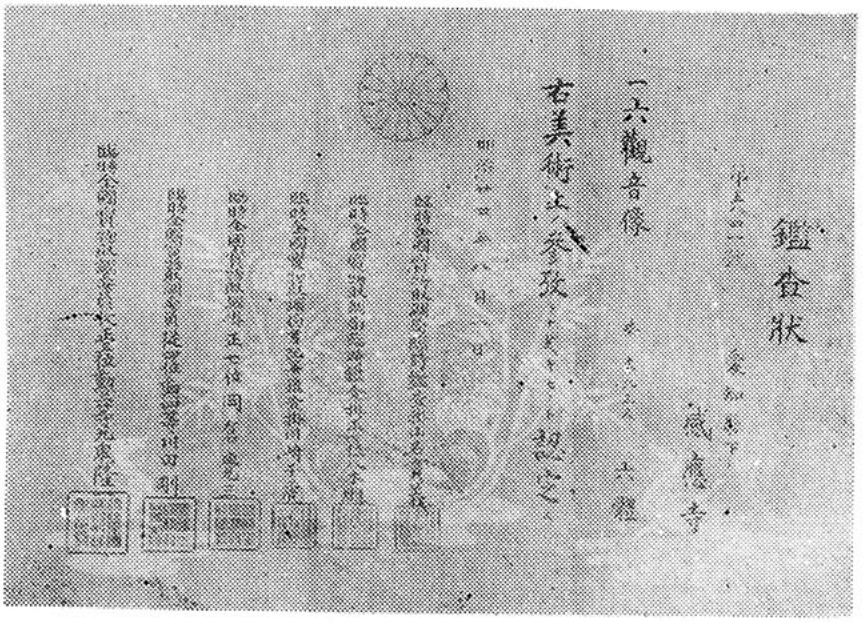


＝全国宝物取調局の六観音像鑑査状＝

〝誡しめの書〟

先祖を尊び、親によく孝行の心深くあるべし。親に孝行の第一はその身無病に、煩わぬように、さて又大酒を呑み喧嘩ずき仕らざるように、身持をよく致し、兄弟仲よく、兄は弟をあわれみ、弟は兄に随い、互に睦まじければ親殊の外よろこぶものに候。

◇

この趣き守り候えば、神仏の御恵にあつて道にかない、作もよく出来、とりみもこれあるものに候、何ほど親に孝行の心これあるとも、手前不便にては成り難く候間、身持よく仕るべく候。身上（しんじょう）ならず候へば貧苦の煩いも出来、心もひがみ、又は盗みをも仕り、公儀御法度にも背き、縛り搦められ牢に入り、又は死罪はりつけなどにかかり候時は、親の身になりて何ほど悲しくこれ有るべく候か。その上妻子兄弟一門のものにもなげきをかけ恥をさらし候間、よくよく身持を致し、不便仕らざるよう毎日毎夜神仏に祈り心掛申すべく候事。

◇

第十世祐山祚保、天保七年四月十四日遷化す。
第十一世東瀛元瑞、明治元年六月十六日、六十三歳にて遷化。
第十二世仁州元陶、明治二十二年八月四日、五十歳にて遷化。
第十三世疎山宗幹、大正七年十一月二十六日、四十八歳にて遷化。
第十四世大猷義賢、大正十年四月法燈を継承し今日に至る。

◇

明治二十四年八月一日行基作六観音像に対し、臨時全国宝物取調局より鑑査状を下附せられ、由緒確実なることを示さる』

# (223) 水野氏二流と感応寺の関係

「感応寺史」——。

『水野の地古来上中下の三郷に分れ、土地豊饒にして広く、数里にわたり御林の山々北の方につらなり、農家も処々の山の峡にあつて幽陰の地、山水奇景の勝れたるもの少からず（尾張志・天保十四年記）。

されば豪族早くよりこの地に幽居し、ひたすら土民の啓発につとめたれば、その感化の遺風今尚存するものあり。

◇

そのかみ、清和源氏の流れを汲める多田満仲の弟、満政六世の孫に小川重房というものありき。尾州知多郡緒川城主の祖なり。その子又三郎重清、山田郡水野郷に移り住みて水野を以て称号とす。その子経村、承久の乱に武家方に与みて功あり、緒川城主の威名四隣にとどろきぬ。

◇

その子孫永く緒川に主たりしが、正平十五年経村五世の嫡孫小川又三郎中務亟、仁木右京太夫義長に属し、緒川城に旗幟をあげて将軍足利義詮に叛く。

幕将土岐宮内少輔直氏、これを囲みて城遂に陥り、中務亟討たれて

一族滅亡し、子孫流浪して旧領水野の地に幽棲す。

◇

その後数代を経て、水野藏人貞守文明年中に出で、再度緒川城に拠りて知多半島一帯を領し、曾孫忠政また三州刈谷を従えて此処に城を築けり、後年における水野氏本貫争議はこれより発端したるなり。

忠政の女は岡崎城主松平広忠の室にして、即ち徳川家康の生母なれば、水野氏の勢威また思うべきなり。緒川、刈谷両水野氏の本貫争議また察すべきなり。

◇

水野藏人貞守は仏法に帰依すること深く、しばしば感応寺に養し香積一宇を建立して後、緒川城に移り、乾坤院を開基しき、今曹洞宗の名刹なり。

文明十九年五月十八日、病みて緒川城中に没す。享年五十一歳。法名を玄室全通居士という。

忠政また夙に祖先のために感応寺に寄進する処多かりしが、天文十二年七月、彼の死後全く絶縁となりて今何ら伝わるものなし。

◇

水野郷に、保元、平治の頃より遷住し、専ら邑閭の開発につとめ郷豪として永く土民の尊敬を得、かつ感応寺檀越の首班として仏法外護の大任にあたりし別流の名族ありき。これ桓武平氏の血脈を相承したる入尾城主水野備中守の一門なりとす。

◇

その譜を案ずるに、高望王の第三子鎮守府將軍平良兼の子、武藏守公雅の後裔なり。治承四年四月の下知状以来、代々古証多し、公雅五世の孫景俊、水野四郎と号し、世々北条氏に仕う。

景俊の曾孫刑部左衛門尉高致、玄孫刑部左衛門三郎致氏いずれも戦功あり。

◇

その子平太致顕、正平六年足利直義に従い高師直を討ちて功を立て、応永年中その子致高入尾城を築きて此処に居りき。

致高深く仏門に帰入し、幽すいなる小金山の景を好み、しばしば観世音に詣で、遂にその檀越となり、浄財を投じて専ら寺門の経営をはかり、応永十九年十二月二十四日備中守に任ぜられ、その月二十八日病を得て歿す。法名を義雲院仁峰宗智居士と号し、この位牌今も当山方丈に安置しあり』云々。

## (224)

# 尾張藩祖徳川義直の廟所定光寺

品野町大字沓掛の定光寺の由来について、同寺に伝わるところを掲げる——。

『臨済宗妙心寺派中本寺格にして、応夢山と号し、本尊は地藏大菩薩なり。建武三年勅諡覚源禅師の創建にして七堂伽藍を備う。

◇

覚源禅師は、肥前の国、小味の人、千葉氏の裔なり。始その母地

藏菩薩の靈夢に感じて弘安四年禅師を生む。九歳にして出家し、処斉平心と称して林叟禅師及び延暦寺興円上人等につき道法を学ぶ。建武三年、禅師五十の時、美濃の国滝呂の猟師藤左衛門の案内にて水野山中に入り、荒れ果てたる炭小屋を棲居とし、朝梵夜禅の三昧に勤行怠りなかりしかば、遠近の僧侶来集してこれに参加せり。

◇

貞和四年、七堂伽藍の寺堂備はりたり。一夜定光仏の靈夢に感じ禅師平常信仰するところの地蔵菩薩を本尊に安置し、応夢山定光寺と号せり。

文明九年十月、火災にかかり堂宇ことごとく炎焼し、翌年方丈を再建せり、長享二年暴雨洪水のため、方丈、堂宇、山門等崩壊しければ、明応二年五月仏殿を建立せしに、又永正二年八月大地震ありて遂に寺堂倒壊し、天文三年七月これを修営したれど、かくしばしばの天災地変に荒廃衰頽するに至れり。

◇

元和八年五月二十八日、藩主義直公近臣を具し、この辺りの山谷に遊猟せられ、時に寺傍の風光を大いに賞し、かつこの寺の縁起をたづね、由緒深き古の道場を崇拝し、ついに寺領十石を寄附せらる。これより義直公しばしばこの寺に来り、会心の地となし、多く物を賜いて布施したり。

慶安三年五月七日、藩主江戸に薨ずるとき、遺言して遺骸を応夢山に收むべしと。ついにこの地に埋葬し藩祖の廟地となせり。

◇

二世光友公山門、方丈、庫裡等を更に建立し、靈亀岩橋を建造し次で承応二年には奉行熊谷政安、命を受けて直入橋を架設し、明暦三年小野沢吉清、梵鐘を献じ、寛文二年五月七日、藩主は沓掛村および半田川村において寺領三百石を寄附せしが、寛文七年には再び十石を増し寄せり。後延宝四年七月大雨にて山崩れありて、亦方丈玄関等を埋没大破したれば、同年十二月藩主光友公之を修造せり。而して天明七年経藏営まれ、道場盛大に趣きたれど明治二年七月、廃藩置県となるや寺祿を奉還し、次で明治五年六月塔頭五院を廃絶し、本坊に合せて今に到れり』。

◇

「尾張名所図会」は参道の状況を次のように記している。

『名古屋のかたよりは北にむかいて境内に入る。その入口道の左の山を聖天山という。その山下の北に下馬杭あり、道の左に靈亀岩(れいきがん)あり。

◇

そこの谷川に板橋を架せり。常には覆いかかりて平人わたる事なく、その側に小橋あるをわたる。その橋より東北をさして登ること六十間ばかりにして広場あり、北の方蓮池の中央に石橋を架す。その石橋をわたりて北に登るに、蒼杉、老杉左右に森列たり。

◇

右の方の高き所に鎮守府天神社、八幡社あり、その東のかたを星山という。道よりはへだたれり。石段を天神坂という。此所を登り登りて山門に入る。蓮池の石橋より山門まで坂道九十五間ありという』。

◇

古くから定光寺十景と呼ばれた景勝があつて、四季遊覧の客が絶えない。

一靈亀岩。二直入橋。三烏石嶺。四龍吟水。五向上関。六無為殿。七聚星寮。八得月楼。九縮遠峰。十望州亭。

# (225) 源敬公の廟と陶碑と殉死者の墓

徳川家康の第九子義直は、慶長五年大阪城内において生れ、母は石清水八幡の祠官、志水宗清の女で相応院お亀の方といつた。小字を五郎太、元服して義利といつたが、更に義直と改めた。敬公は諡り名で世に源敬公と呼ばれている。

◇

十五、六歳のとき、大阪冬、夏両度の役に出陣し、剛毅沈着を以て人を驚かしたという。これより十一年前にあたる慶長八年、甲斐二十五万石に封ぜられたが、幼少であるためその傅、平岩親吉に国政を執らせた。

同二十年、義直の兄清州の城主松平忠吉の跡をついで尾張へ転封し、六十一万九千余石を領することになつた。自らは駿府にあつて任国につかず、平岩親吉が犬山城を得て尾張りに移り、清州にあつて国政を掌つた。

◇

名古屋築城の後、元和二年に駿府から移つた義直は、意を民政に注ぎ、産業を起し、治水に留意して国政に当つた。

義直がはじめて定光寺に立寄つたのは元和八年で、二十三歳のときであつた。

◇

慶安三年五十一歳で死去、その遺命によつて、遺骸を定光寺に葬つたことは前述の通りである。

廟は承応元年に竣工したが、造営は明の帰化人、陳元贇が藩命によつて行つたものである。『二品前亜相尾陽侯源敬公墓』という墓碑は陳元贇の筆と伝えられている。

◇

廟は方丈の山上に設けられ、参道第一の門である獅子門の左右に掲げられた彫刻は、左り甚五郎の作と伝えられている。参道第二の門を龍の門といい、天井板は狩野元信筆の雲龍の図である。

◇

廟側に殉死者の墓五基が建てられている。

寺尾土佐守直政（四十七才）

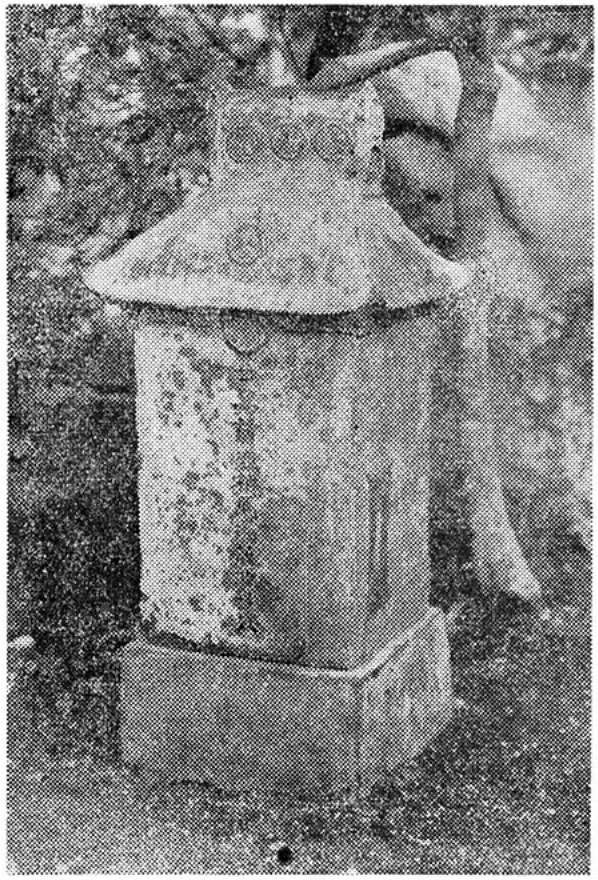

＝加藤仙左衛門家の陶碑＝

鈴木主殿助重之（三十三才）
志水八郎左衛門正昭（三十才）
土屋善之亟元高（六十三才）
鈴木太郎兵衛重春（五十一才）

◇

この墓の背後に、更にそれらの殉死者の家来筋にあたる四人の殉死者を葬る墓がある。

寺尾直政の家来　新武家紋左衛門
鈴木重之の家来　馬場太左衛門
同　井上彌兵衛
志水正昭の家来　岡田市郎左衛門

◇

殉死は主君の死に家臣が殉じたもので、徳川期には主君のあとを追つて切腹した関係から、追腹（おいばら）ともいつた。慶長以降寛文の頃までが殉死の弊風の最盛期であつたため、こうした事が行われたもので、此墓は封建制の遺風を如実に示したものである。

◇

明治三十三年五月七日、定光寺の廟所において徳川義直公二百五十年祭を挙げたとき、明治天皇は勅使を以て義直在世の偉勲を嘉賞され、正二位追贈のことがあつた。

◇

義直の遺勲のうち、国内産業の開発につくした一端として、瀬戸系の陶工を美濃から呼び戻して、保護育成につとめた点を挙げることができる。

瀬戸、赤津、品野の窯屋は、その徳をしのんで陶祖藤四郎の霊と併せて祭祀しているが、中でも赤津の加藤仙左衛門家の庭園に祀られている陶碑は、その代表的なものである。

◇

陶碑の表面には三葉葵の定紋に「二品前亜相尾陽侯源敬公」と刻み、裏面には下り藤の定紋に「陶祖神加藤唐四郎春慶」と刻んでいる。志野釉の見事な出来栄で、高さ三尺四寸、屋根巾一尺六寸の大作である。

元は同家の登り窯の上段（俗にチンチン山）に祀られていたが、陶土採掘のため絶壁となり、倒壊のおそれがあるので現在の位置に移された。作者は当主仙左衛門氏の祖父、加藤景枚、幕末の頃製作されたものと推定される。

## (226) お太子様と松原塚で名高い万徳寺

赤津の万徳寺は真宗高田派大本山専修寺の直末で、旧くから老分席として色衣免許の古刹である。

正応戊子元年（一二八八年）武蔵国豊島郡荒木村万福寺の源海の弟子、海円がこの地に移つて創建したのが万徳寺である。

◇

これより先き海円は、京の吉水において祖師親鸞の直弟子となり

親鸞自筆の九字の名号と真影の授与をうけた。

開山当時の赤津は飽津と書いたが、山号を関尾山といい、本尊は阿彌陀如来である。塔頭には善智坊、信如坊などがあつて、中でも信如房は明治初年まで存続していたが今は廃れている。

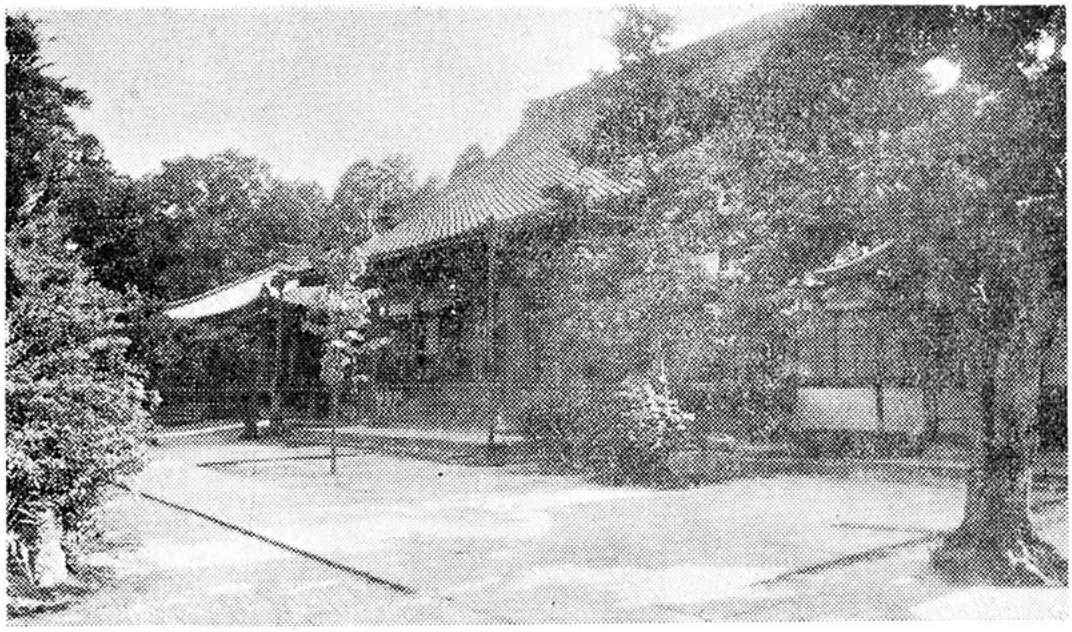

＝堂子太と堂本寺徳万の津赤＝

◇

今村の城主松原下総守広長は、弟元恭が、大阪四天王寺に在つて聖徳太子に帰依した縁故から、太子御自作と伝える太子像を、所領地赤津の万徳寺に迎え、太子堂を建立して祠つた。

寺宝の聖徳太子伝五册は、寛正年中の古写本であつてその奥書は『右これを伝へるは、芹田坊山門不出の秘書なり。四天王寺東門村蓮華王院護摩堂において、これを書き写す。右伝者龍雄長老は、秘書となすといえども、道見誓約の儀あるによつて、ひそかに写し了る。時に寛正三年壬午孟夏吉日、筆者沙彌元恭これを誌す』『尾州山田郡内、飽津保上村、太子堂に於てこれを寄進す。寛正五年甲申三月六日、松原下総守広長』

◇

この時の住持は九代の円林で、広長はその領地、赤津、山口、菱野、今村の内から寺領を寄進し、更に金一貫四百文を寄進している。文明十四年（一四八二年）五月十五日、松原広長は品野桑下の城主永井民部少輔と安土坂で戦つた。

「尾張志」は安土坂の古戦場について次のように記している。『安土坂。品野村と今村との間なる坂にて、風景、往還並松のさまなど、東海道の小夜の中山のごとし、むかし今村の城主松原下総守広長と、品野の城主永井民部少輔とこの地にて合戦し、広長打まけて討死せしよし里老いい伝えたり』

◇

広長の首級は、稲庭盛重によつて万徳寺へ送り届けられ、その夜円林の手によつて密葬された。これが世に伝わる「松原塚」で、現在は塚の上に太子堂を再建して聖徳太子像を安置し、併せて広長の位牌「陽常院康貞玉安居士」を祀つて、その冥福を祈つている。

◇

万徳寺開山海円、二代光尊、三代円開、四代円呑、五代円蓮、六代円久、七代円西、八代円順、九代円林、十代円相、十一代円明、十二代円道、十三代円玉、十四代円入、十五代円式、十六代円政、

十七代円窓、十八代円応、十九代円理、二十代諦音、二十一代義諦、二十二代純道、二十三代諦応、二十四代諦徴、二十五代は現住職安藤純彦。

◇

寺宝のうち聖徳太子絵伝四幅は第一、第四軸は土佐光信の筆、第二、第三軸はこれを欠いでいたが、三河国矢作在桑子の明眼寺の絵伝を借りて沼田政房の写したものである。

同じく寺宝の聖徳太子の鎧の切れ、法然上人の影像、親鸞上人の筆一幅、松原広長の寄進状、同陣羽織、同冑、同奥方の打かけ、桜方茶台等非常に多い。

◇

毎年旧暦七月廿二日の「お立待ち」というお太子祭りは、尾張国奇祭の一つで心願の善男善女が夕方から続々と参詣する。その夜山の端に月が出るまで腰を下したり、座つたりしないで立つたまま月の出を待てば大願も成就するというので、古くから大変なお詣りがある。

◇

参考文書——。

『尾州春日井郡赤津村万徳寺、太子堂山の竹木、みだりに切取候儀堅く停止に候段、違背の者これあり候えば、此方へ通知有るべく候仍如件

慶長十五年戌正月二十八日　　寺西　藤左衛門

赤津　万徳寺』

【注】この文書は末広町横井新七氏所蔵。

## (227) 雲興寺の由来と歴代住職

「尾張名所図会」が、雲興寺について記すところは『大龍山雲興寺。赤津村にあり、曹洞宗三淵村正眼寺末。応永七庚辰年、天鷹祖祐和尚の創建なり。和尚は越前の永平寺七世の住職なるが、当国下津（おりず）の正眼寺の住僧たりし時、退隠の志ありて山水幽僻の地を選み、白坂（赤津の内なり）の東に高松山毘沙門堂の古刹ありし地を見立、一宇の草庵を結び、毘沙門山高松寺と名づけしが、翌年野火に焼け、其地も狭く、衆を容るるに便利あしく、其上瀬戸赤津の村民頻りに請待しければ、易地して今の所に移れり。

◇

さて祖祐和尚開堂の日、大龍形ちを現じ、瑞雲を起して禎祥をしめしければ、今の山号とせり』となつている。

これは「張州府誌」（漢文）。「尾張志」（和文）をそのまま受けついだもので、所詮は「張州府誌」の記述が基となつている。

◇

「張州府誌」はそれに続けて『織田備後守信秀は天文年中、猪子石村において二百貫文を寄附したが、豊臣秀吉は三奉行に命じてそ

の地を没収した。

文祿四年八月三日、前内大臣織田信雄は朱印状を下賜して、三河国加茂郡本徳村において秋米総計百三十九石一斗を寄附した。

◇

＝赤津の雲興寺本堂＝

徳川家康は慶長七年六月十六日、朱印状をもつて食邑秋米は旧の通りを認め、左中将忠吉、台徳公も相次いで朱印状を下賜して歴代はこれに拠つている』旨を述べている。

その後明治維新に際してそれらの寺祿は廃止となつた。

◇

歴代の住職——。

初代開山　天隱祖祐　応永十二年正月二日没
二　世　天先祖命　長祿二年八月四日没
三　世　直翁宗廉　文明元年十一月二十四日没
四　世　魁操永梅　明応八年八月六日没
五　世　永山本興　天文三年四月三日没
六　世　祥厳秀麟　天文十一年七月十六日没
七　世　大雲永瑞　永祿五年四月二十二日没
八　世　春岡東栄　弘治三年八月十七日没

◇

九　世　天浦文佐　弘治元年九月二十六日没
十　世　大川準済　永祿六年十一月十日没
十一　世　香山玄峰　慶長十七年正月十日没
十二　世　蓬山永宮　慶長十九年八月二十七日没
十三　世　嫩桂麟英　寛永三年八月七日没
十四　世　居雲宗準　寛永十四年二月十五日没
十五　世　興南義範　正保三年八月二十二日没
十六　世　雪庵徐盛　承応二年正月二十日没

◇

十七　世　別岫祖伝　延宝四年十月十二日没
十八　世　久岩伝昌　元祿八年四月十三日没

十九世　玄峰伝旨　元禄十五年二月二十九日没
二十世　青峰祖栄　享保十二年正月二日没
二十一世　興倫元苗　享保十六年六月七日没
二十二世　犁翁耕田　享保八年四月二十日没
二十三世　霊源陽沢　寛保二年四月十六日没
二十四世　鉄船蓮糸　元文三年正月二十一日没

◇

二十五世　全山紹道　延享二年五月二十二日没
廿六世　明極即証　明和四年五月没
廿七世　太素魯朴　寛延元年十月十九日没
廿八世　大興柏春　天明七年十月十一日没
廿九世　華嶽層巽　安永六年三月二十八日没
三十世　雪鳳金翮　寛政六年十一月二日没
卅一世　太謙遜翁　文化七年正月二日没
卅二世　戒琳活乗　文政二年三月十四日没

◇

卅三世　燕山會金　文政七年八月八日没
卅四世　瑞応恵琳　弘化四年三月三日没
卅五世　道円本成　弘化元年八月三日没
卅六世　孝道良順　慶応三年八月十三日没
卅七世　廊琳天外　明治六年十二月九日没
卅八世　光琳得明　明治四十五年十一月九日没
卅九世　普昭亮天　昭和三年三月二日没
四十世　実法正三　（現在）

◇

参考古文書——。

『尾州春日井郡赤津村、毘沙門山の内に、先年毘沙門堂これあり候処、然るに頃日仏閣断絶、近年は御鷹山の松林になり難く候、御鷹山の御用なきときは先規の如く、一町二反歩の松林相違なく領掌致すべき旨仰せ出され候間、その意相伝え候

万治二己亥年

小笠原安左衛門
平岩　瀬兵衛
渡辺　半十郎

赤津村雲興寺』

【注】この文書は末広町横井新七所蔵。

# (228) 盗難除け性空石の伝説

毎年四月二十五日を中心として、その前後数日間に亘る雲興寺「お性空様」の縁日は、名古屋・瀬戸間の名鉄電車や、名古屋・赤津間の名鉄バスの増発、観光バス・ハイヤー・自家用車などが夥だしい参詣者を運ぶ。

当日雲興寺では盗難除けの御札を授けているが、それについて次のような伝説がある。

◇

「張州府誌」「尾張志」の伝えるところを「尾張名所図絵」はこ
こでも受けついでいる。『性空石。惣門の外、西南の水涯にあり、
高さ八尺ばかり、めぐり二丈程の岩なり。むかし此山の霊神、おそろしき形を現じ、しばしば人民を悩ましければ、人々鬼と呼びて恐れをなしけるが、天鷹和尚開創の後は形をかくしてあらわるる事なく、寺衆を擁護し、もし衆徒規則にたがい、法令を犯すものあれば、怪形を現じておどろかせしとぞ。

◇

是を見し僧徒多くは死に及べり。天先和尚の時かの鬼時々あらわれ怒れる面色にて山門のあたりを徘徊せしが、ある夜和尚龍眼池のほとりなる石の上に座禅してありしに、かの鬼やせがれたる僧の形となりて、静座の側近く来り、我は山霊の鬼なり、久しく山内にかくれて常に飢餓にくるしみ、ようやく姦僧あればそれをとり殺して其肉にてしばらく飢をたすく。

◇

願くば和尚広大の法力をもて、我非常の幽苦を救い給われと、ねんごろにたのみければ、和尚許諾して般若性空の理を説示し、又菩薩戒脈を授けあたえられしかば、山鬼終に得脱し、自今は後永く当寺の鎮護たらんとぞ契りける。

◇

和尚、性空上座と名づけ、以後僧俗をなやます事なくば、浄飯を炊きて汝が飢をすくわんといわれければ、上座は側なる岩上にうずくまり、稽首悲泣して礼謝すと見えしが、いずくともなく消失せけり。

これ応永二十五年戊戌四月二十五日の夜の事なりければ、それより後毎月二十五日に火を改め、浄饌をととのえ、住持衆僧をひきい読経焚香し、饌を此石の上に抛つ事例式となり、今に至るまで退転なし、俗に性空石と名づけしはこの謂なり。

◇

それより当寺に盗賊入りて財宝を奪うことあれば、精神常ならず、只門内をめぐりめぐりて外へ出る事あたわず、過を悔い盗める品をささげて罪を謝すれば、ようようにして出去る事を得という。これひとえに性空上座の守護によれりとぞ。今に堂中夜も戸をささずという』。

◇

雲興寺裏山の山頂に「つづら岩」という高さ数丈の怪石が突出しているが、その傍らに高さ三尺四寸五分の「性空山神」と刻んだ碑が建てられている。その両側に「明治十八年酉年三月祭日」「雲興三十八世得明敬立」と刻まれている。

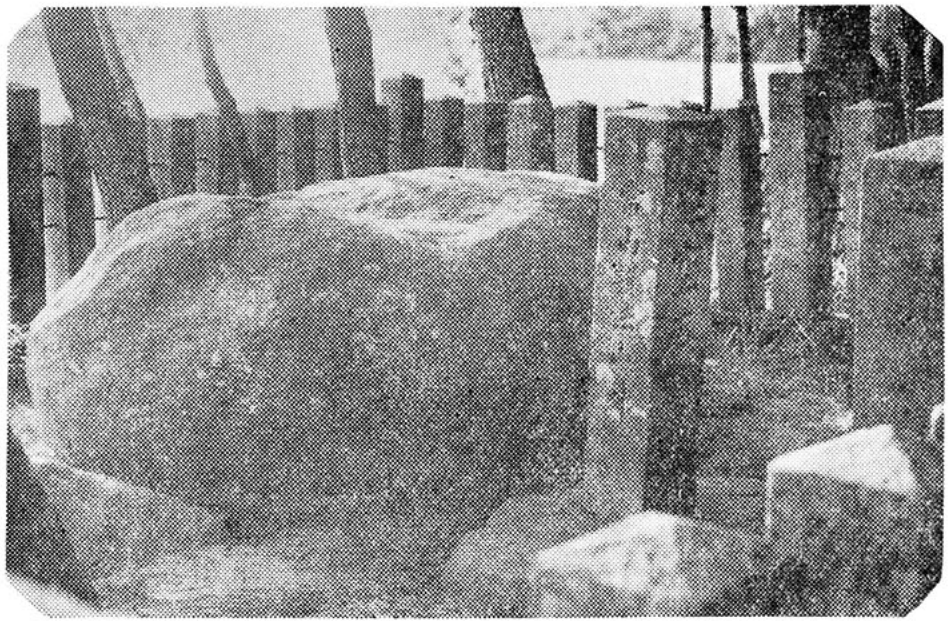

＝石空性の前門寺興雲＝

# (229) 東光寺住職が緒をひらいた基督教

永正十年十一月二十七日に入滅した僧雪心によつて開山されたのが、中水野の薬王山東光寺である。本尊は木像観世音で臨済宗定光寺末であるが、開山以降百数十年の寺歴は不明である。その後中興義湛全徳以来十五世現住職松原広道師まで脈々相承されている。

◇

「蓬州旧勝録」は境内薬師堂に安置する薬師像を恵心僧都の作、脇立の観音大士、地蔵菩薩を運慶の作と伝え、更に『創建の時代知れず、案ずるに往古は薬師堂庵地なるべし』。と記している。この東光寺が瀬戸地方のキリスト教の足掛りとなつて、布教の端をひらいている。

◇

明治六年二月二十四日、太政官布告第六十八号を以て、切支丹禁制の高札撤去が布告され、それ以来キリスト教は公然と布教されるようになつた。

それから七年後の明治十三年二月に、東光守住職小野祖房師がサムエルジヨンス・ブラウンの弟子、山本秀煌師をはるばる寺へ招いてキリストの教を聞いた。

◇

これをきつかけとして水野村にキリスト教徒ができた。

瀬戸村には明治十四年に聖書売りの望月高芳氏が来て聖書の販売と伝道のいとぐちをつけ、その翌年には望月氏の斡旋で名古屋の伝道師坂野嘉一（慶応義塾第一回卒業生）師が加藤吉太郎氏宅を拠点として説教会を開いた。

◇

明治十七年一月、米国レホヴムト伝道会社から金八十円を借り受け、その中の四十円をもつて上水野三浦繁蔵の隠居家を買入れ、これを中水野に移築して教会堂を建てた。

◇

瀬戸村の聖書講義所は加藤吉太郎氏宅であつたが、その後明治十六年一月からは石井虎太郎。同年末からは刎田の加藤助左衛門。十七年六月からは加藤梅三郎。次いで加藤民吉。同十八年には加藤錦吾。十九年には西郷の加藤竹太郎。その後川本半助。加藤兼助、加藤金六の諸氏の宅を転々としている。

◇

明治十八年に加藤錦吾氏宅を講義所とした頃には、キリスト教青年会も組織され、聖書の講義と共に英語の講習も行われた。これが瀬戸地方の英語教育のはじまりであろう。

明治十九年にはゼームス・バラが陶元座（現在の深川舘の前身）で、六百人の聴衆を前にして、日本語でキリスト教についての大講演会を開いた。

◇

明治二十二年六月、中水野の教会堂を廃止して、瀬戸の薬師町に新築し、後に永泉教会と改称したが、更に現在の杉塚町に新築移転した。

大正三年頃、名陶匠河本礫亭氏や、県会議員となつた故鈴木舜二氏、元市会議員の江坂正信氏などと共に、著者安藤もこの教会で洗礼を受けたことがある。

## (230) 慶昌院の宝物と八王寺草建時代

寺山町（今村）の慶昌院は、「村洛」が草創された当初に建てられた寺で、薬師如来と八王子明神とを勧請して医王山八王寺といつた。元は天台宗であつたが、寛永八年正月、雲興寺十五世興南義繁が曹洞宗に帰入させた。

これより先き寛永五年、孝岳慶須が中興開基となつて寺号を慶昌院と改め、本尊を釈迦如来とした。

◇

雲興寺十七世別岫祖伝によつて洪燈をつがれたが、その後衰退して貞享四年まで平僧地となつた。同五年正月に法地を再興し、元禄十一年には雲興寺十九世玄峰伝旨を迎えて中興開山とした。

宝暦二年に本堂を造営し、同八年に梵鐘の鋳造、ついで文政十一年には境内仏堂観音堂が改築された。

◇

開山堂は道元と伝旨を祀り、薬師堂には慈恵作の薬師如来の座像。地蔵堂には行基作と伝える地蔵菩薩の立像。観音堂には同作の十一面観世音立像。庚申堂には青面金剛童子像が安置されている。

現在の本堂、庫裡等の大建築は昭和十五年に落成したもので、現住職は伊藤浄天師である。

◇

寺宝の一つに「菊花御紋章御袈裟」がある。この袈裟は有栖川宮幟仁親王から慶昌院第七世祥山良瑞の弟子白巌良巍が拝領しにものを、法類の縁故から相承されたものである。

良巍は俗姓を竹内といい、知多郡草木村の生れであつたが、明治四年の春、朝廷直属の寺社奉行の命により、綸旨を奉じて伯州精明寺に入住次いで因州の景福寺

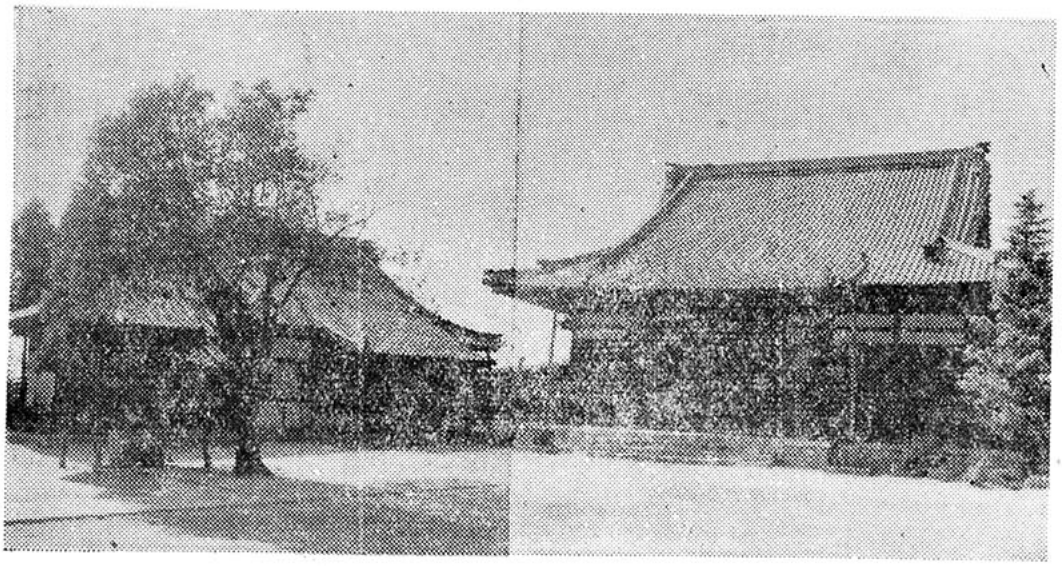

＝慶昌院の本堂と秋葉堂＝

に移つた。

◇

このとき有栖川宮から良巍の徳風を賞して下賜されたのが寺宝の袈裟で、その弟子慶昌院十三世道龍耕雲が、師匠の入寂後に受けつ

＝袈裟の賜下御宮川栖有＝

いだものである。

良巍は明治十三年三月十四日、大本山鶴見の總持寺へ昇位の寸前において入寂した。

◇

医王山八王寺は村落が草創されたとき勧請されたと伝えられているが今村の地名について「三河国二葉之松」（地誌）が『三州古城記・碧海の部』において記すところは『今村古城。松原吉之亟後に一学と名づけ、息男を下總守という』と起筆して、尾張の今村（瀬戸市寺山町）の地名に説き及んでいる。

◇

それによると、松原下總守広長の父吉之亟は三河国碧海郡の今村に在つたが、後に加茂郡今村に移り、更に尾張国春日井郡横山村に拠り、この地を今村と改めて城を構えた——となつている。

「尾張地名考」は『昔は当村を横山村と申し、其後中北村とも申さる。松原城主の節に今村と改正したると申伝うなり』と記している。この点から考えて、八王寺創建は横山村草創時代と見るべきであらう。

◇

又「尾張徇行記」は『山田庄今村。此村は瀬戸川を挟て農屋あり四区に分る。川西島、寺山島、市場島、北脇島と云、此川西島、北脇島は三州への街道すじにありて、寺山島と市場島は瀬戸川の南にあり。是本郷なり。又三州街道の内は横山と云由見えたり。されば今按ずるに往昔横山村中に別に村落を開基するが故に今村と唱え来れるか（中略）。

又横山と唱ふる所は街道通りにあり、ここに中水野村の出屋敷あり』とも記している。

# (231) 法雲寺・光国寺・栄国寺其他

## ‖真宗・法雲寺‖

徳川期から明治初年にかけての瀬戸村には、曹洞宗の宝泉寺がただ一ヶ寺であつた。そのため他地方から移住した他宗の者は信仰上や仏事を営む上に支障を来すようなことがあつた。移住者の増加につれて、先ず一向宗の寺院創設の議が起きた。

◇

明治十六年江崎定七、吉田彌兵衛、村瀬吉彦、茶見甚三郎の門徒衆が相図つて、坊舎建立が発起された。たまたま東春の小針に居住していた医者栗崎常慶という篤信家によつて、法雲寺の現在の寺地四百二十六坪が寄進されたので、ここに仏堂の建立を見るに至つた。本尊は阿彌陀如来。同年三河の黒笹、宝俊寺の僧を迎えて在勤とした。

◇

その後本山真宗大谷派本願寺の直轄説教場となり、明治二十九年には海部郡八開村、長久寺住職布教師本多智淳師が本山の命によつて管理者となつた。当時これを説教場と呼んでいた。明治三十五年に本堂を建立し、大正十三年には寺厨を改修し、客殿を増築した。

◇

昭和二年三月、岐阜県苗木の法雲寺をこの地に移し、智淳師が開基となつたが、間もなく遷化し、嗣子淳郎師が二代住職となつた。

そして昭和九年には鐘楼を建立したが、第二次世界大戦に従軍し、昭和二十年南方戦線において陣没した。未亡人静子師は住職代務となつて寺運の興隆につとめ、昭和三十年三月には庫裡その他の大建築がなされた。

◇

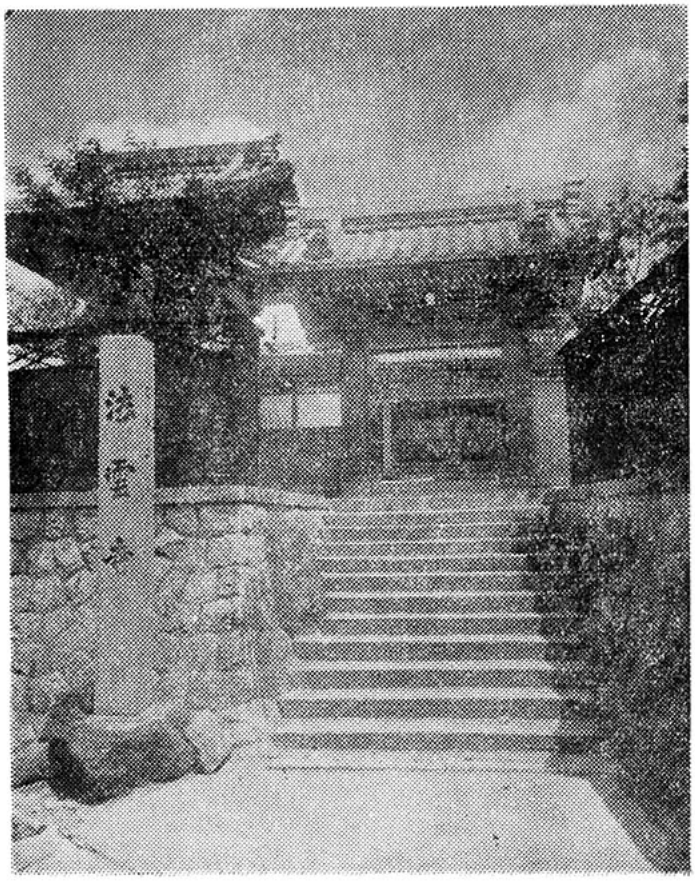

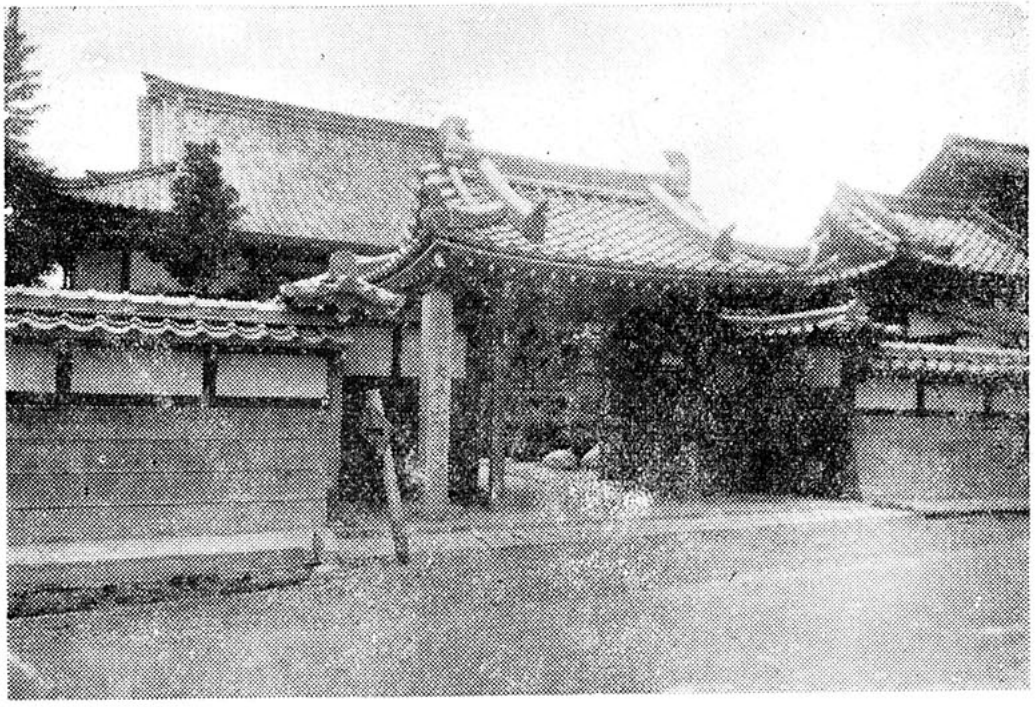

二　寺　国　栄　の　町　本　西　二

淳郎師の従兄本多環師は、昭和三年十二月八日、新潟県中須城郡里五公野村から光国寺を移し、吉田町に一寺を建立して同六年五月十日入仏式を執行した法雲寺と寺の間で十三橋通りを境として檀家を分け環師が中興開基となつた。

◇

南本町の栄国寺は、もとは西本町の坂の辺りに在つた地蔵堂で、天正元年八月、常済大師十四世の法孫、角天和尚によつて創建された道場である。初代を法林玉瑞、二世藍田曽伯、三世種田耕月という。

◇

明治四十三年十月、宝泉寺住職大野囲山師と水野常倫尼等が発願し、伊藤茂三郎、加藤周兵衛、加藤春光、増田八十治、佐久間又次郎、加藤五助氏等が中心となつて、静岡県田方郡網代村から栄国寺を地蔵堂の地に移して再興した。

◇

昭和十七年四月十四日、現在の西本町の地に本堂を建立して移転した。本尊は地蔵願王菩薩。再興第一世は水野常倫、二世水野泰倫、三世畠中大量、四世大野克仙、五世現住職佐藤真豊尼である。本尊は俗に延命地蔵といわれ、毎年七月二十四日が縁日である。

◇

藤四郎町の富士山常福院は天台宗寺門派大本山聖護院末で本尊は摩利支天である。僧栄春は泰証大師作の摩利支天像を加賀国白山の麓伊野原本宮の地において勧請していたが、元和元年十月、福井市簸川下町に移したが、明治五年の修験道廃止のため天台宗に帰入し更に明治四十三年一月二十日此地に移したものである。

◇

追分町の不動山覚城寺は本尊不動明王、大正十三年四月の開創。はじめ天台宗寺門派修験道教会追分支部といつたが、その後真言宗法人教会となり、昭和十八年不動山覚城寺と号して寺門を張つた。追分のお不動さんとして知られている。

西吉田町の称名山善光寺は信州の善光寺末、本尊阿弥陀如来、開創は昭和五年。昭和十年に庫裡、十一年に本堂と山門を建立した。

# (232) 岩屋堂・浄源寺の縁起発展の過程

「尾張志」は『浄源寺。中品野村にあり、洞谷山といいて、右同（雲興寺）末なり。永享二庚戌年天先和尚の開基にて、寺宝天満大自在天神の名号はすなわち和尚の真筆なり』と僅かに記すのみである。

◇

「尾張名所図会」は『岩屋堂』の図を掲げその説明に『中品野村、半田川筋の支流に傍（そい）て一巨巌あり、俗に岩井堂という。其岩のさま山の麓より川ぞいの低き方へ倒れかかりたるが如し。さし出たるに岩の端に又一石ありて其大岩を受く。其あわい（間）は、おのずからうつろ（空洞）にして、人快よく出入す。中に薬師仏を安置したるが故に堂の名おこる』と記している。

◇

「東春日井郡誌」が浄源寺と、岩屋堂について記すところは『曹洞宗雲興寺末にして洞谷山と号し、本尊は白衣観音なり、初め行基菩薩洞谷石室中に於て、白衣観音及び岩屋堂薬師如来の二像を彫刻し安置したりしが、永享二年雲興寺天先和尚、天台宗を改め曹洞宗に帰せしめり、されど年所久遠の間、しばしば火災に罹りて記録等焼失し、寺伝明かならず』となっている。

## 二 浄源寺と野品

◇

行基と浄源寺とそして岩屋堂を結びつけたのは「浄源寺歴代志の序」として自得契虔の記したものに端を発し、これを取り入れたのが「郡誌」である。この序が今日岩屋堂と浄源寺の縁起として伝えられるものの根幹となっているが、後世で更に紛飾されたところがある。

◇

序文では『本朝聖武帝の時、菩薩僧行基、この庵に来り、聖像を彫刻す。いわゆる菩提寺千手大士、洞谷本尊白衣大士及石室薬師尊これなり。時に野鳥菓を含み行基に供す。故に鳥原の名ありという』となっている。それが現在広く行われている次に述べるような縁起に発展したのであるが、「尾張志」はじめ前記の諸

文献はその伝説縁起の発展過程を知るための好資料である。

◇

『今を去る千二百余年前、僧行基が修行伝道の途中、品野岩屋堂の巨大な岩窟を発見し、又近くの清流にかかる飛瀑を見てこれこそ修法に一番よい所だと喜ばれた。丁度その頃聖武天皇御病気平癒祈願の命が行基に下された。早速行基は境内の大カヤの木を切り、平癒祈願のためそのカヤで仏像三体を一刀三礼の熱意をこめて彫りつゝ祈念された。

◇

その姿に感激してか百鳥が口々に珍味を含んで行基に供したのであるが、その鳥の飛び集る有様が一面の原のようであつたというので、この地を鳥原と称し、現在の品野町大字中品野字鳥原となつた。又そこに流れている川を鳥原川といい、高蔵寺のあたりで玉野川に入つている。

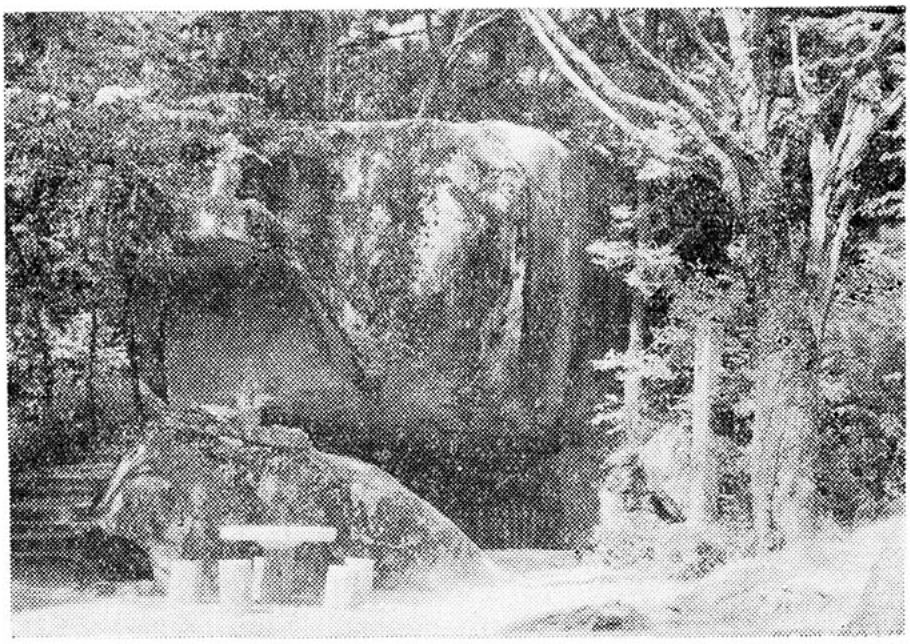

＝岩屋堂をまつる薬師＝

◇

行基が彫刻せられた仏像は、薬師如来一体、観音二体で、まず薬師仏をこの岩窟内に安置して諸人信仰の聖地とせられた。これが岩屋堂の草創であり、岩屋山薬師堂といわれ天台宗に属し、諸堂を建立せられた。

行基は長くこの地にいて修行宣法せられ、岩屋堂を基として広く遺跡を残されている。暁明ケ滝（元は浄めケ滝）、瑠璃ケ滝、不動ケ滝等の八滝。生仏（又は石仏）、達磨石、辨財天の山、行者ケ洞、滝ケ淵などがそれである。

◇

行基開創以来七百余年を経て、享徳三年に雲興寺二世の天先祖命が岩屋堂から六百メートル下つた地に禅の道場として寺を開き、行基彫刻の観音仏を本堂に安置し、禅風を挙揚せられたのが浄源寺で洞谷山と号した。

従つて岩屋堂は浄源寺の奥の院ともいうべきであり、其頃岩屋堂は天台宗を改め両寺とも曹洞宗として浄源寺住職が経営して来た。昭和十七年宗教団体法によつて岩屋堂は吸収合体されて浄源寺となつた』。以上は浄源寺現住職東谷哲雄師の談話によるものであるが、「尾張志」から「尾張名所図会」「浄源寺歴代志の序」「東春日井郡誌」と順を追つて記述の跡をたどり、最後に現在の伝説に思い到ると、その発展過程を知ることができるであろう。

# (233) 本泉寺の開山は山田三郎泰親

教春山本泉寺は山口字大坂にあつて境内一千三百七十坪、真宗高田派本山専修寺末である。創建は弘安六年（一二八三年）で瀞顕を開祖とする。

瀞顕は尾張国山田荘の住人、従五位下山田左近将監正親の三男で山田三郎泰親といい。山田荘の上菱野村を領有する地頭職であつた。

【注】『本朝武家評林』（系図）によれば泰親の父を左近将監重親としている。

◇

泰親は職をその子重元に譲つて閑居しているとき（弘安四年の春）、下野国高田専修寺の開祖顕知がこの地に来錫したのを迎え、深く帰依して薙髪し、その弟子となつた。

高田におもむいて真宗の法義を会得し、帰郷してこの寺を開いた。布教につとめること二十余年、嘉元二年（一三〇四年）二月に享年六十七歳で入寂した。【注】『武家評林』によれば泰親の子は時重となつている。

◇

その子重元が二世をついで瀞明となり、三世瀞親、四世聞瀞、五世瀞雲、六世龍雲、七世浄慶、八世浄信、九世浄円、十世浄岳、十一世聞敎、十二世秀円、十三世慶西、十四世宗順、十五世宗全、十六世宗保、十七世慧俊、十八世慧偏、十九世知雲、二十世維俊、二十一世良雲、二十二世良善となり、六百数十年間歴代住職は連綿として相続されている。

◇

九世浄円は北熊に末寺宗円坊を草創したが、十六世宗保の代に宗延寺と改称した。

十二世秀円は大草村に豊春坊を建てたが十七世慧俊の時代に廃絶した。

十四世宗順は菱野村に西光坊を建て、十六世宗保の代に西光寺と改めたが、その後転派するところとなつた。

◇

天明八年四月、尾張宰相（藩公）が当村の物見ケ岩の見物に立寄つたとき本泉寺は御膳所を申しつけられた。

二十一世良雲の代に明治維新となり、官有地について少しばかりの変遷があつて今日に至つた。

◇

宝物——。

本尊阿弥陀如来　慈覚大師の作

十一面観世音　弘法大師の作

宗祖大師木像

薬師如来　春日の作

七高僧画像

聖徳太子木像　瀞顕上人の作

阿彌陀如来画像・恵心僧都自筆
十二光仏画像　見真大師自筆
選択集附属画像　顕知上人自筆

和讃九頁　見真大師自筆
見真大師絵伝

（この項は愛知郡誌による）。

# (234) 長谷山観音堂の施主伊藤幸四郎

赤津八王子町の観音山に城東三十番の札所、長谷山観音堂がある。現在は無住のため東明連区の各町内会で総代一人を選び出して世話しているが、管理には地元八王子町の自治会長中島紀太郎氏が主として当つている。

◇

本堂、本尊、脇立、仁王門など相当立派なもので、中でも本尊の十一面観音像は精巧な木彫で、その他に三十二体の木像金箔塗の観音像も安置されている。

薬師如来、弘法大師、秋葉権現、青面金剛などもそれぞれ厨子に納められている。

◇

内陣読経の座の横手に備えつけた打鐘に刻まれた文字は『施主、尾張春日井郡瀬戸村伊藤幸四郎良好、天保十年亥夏、赤津村長谷山観音堂一宇造立之者也。別当八世善声院秀謙代』とある。

これによつて現在の本堂が伊藤幸四郎（瀬戸市東本町一丁目伊藤寛一郎氏の祖先）によつて寄進建立されたことが判る。この伊藤家が文化文政年間に栄えていたことは本書の扉画に『伊藤幸四郎』と記し、立派な家構えを画いている点が証明している。

＝赤津の長谷山観音堂＝

◇

本尊の前に置かれた陶器の香炉の裏に『享保五年十一月、加藤平藏』と記されている点から推して、本堂の建てられた天保十年（一八三九年）よりも百十九年以前に奉納されたことが判る。更に本堂掲額の中に『貞享四年十月十八日、山口伊左衛門』と記した絵馬があるから、本堂建設より百五十二年前に祀られていた事実も判明し、この本堂は再建されたものと見るべきである。

◇

再建を裏付けする資料として内陣に收められた木札二枚がある。その一枚に『文化十三年二月、善声院（ぜんしょういん）秀天』。他の一枚に『文政二年五月十八日、御厨子施主瀬戸村中。当山現住第七世善声院秀天』と墨書されている。天保十年以前に瀬戸村中から厨子を寄進している点、文化末から文政初年にかけての別当が第七世である点などから計算して、創建は寛文年間から、絵馬の記年（貞享四年）に至るまでと推定される。

## (235) 善声院と仁王門と雨乞いの軸

長谷山観音堂の仁王門の棟札は『昭和五年夏、仁王門改築に際し之を遺す。元祿の年号を刻る石塔を東仁王の下に埋む。世話人』と記しているが、その石塔が誰れのものであるかは知ることができない。

◇

改築以前の仁王門は草葺屋根であつたから、葺替修理が行われていたらしく、内陣の掲額の中に『大正四年、加藤又兵衛発起で修理した』旨を記したものがある。

仁王門は本堂の山麓に南面して建てられている。

◇

仁王像は名仏師の手になる秀作でなく、民芸風のユーモラスな作行である。高さ一丈二尺、朱塗のたくましい筋骨と、忿怒の形相を表わした裸形である。向つて右の密迹力士は口を開き、左の金剛力士は口を閉じている。

仁王は常に仏に隨つて侍衛する夜叉神であつたが、古くから印度で護法善神の一として寺門に安置する風が行われ、それが支那を経て日本に伝わつたのであるが、瀬戸地方の大寺院にこれが無く、無住の観音堂にだけ残されているのである。

◇

仁王像は鎌倉時代に多くの傑作を出しているが、観音堂内陣の両端に安置されている仁王像は、それにも匹敵する程の秀作である。高さ四尺五寸余の木彫で、やや小作りではあるが見事なものである。作者や製作年代について知ることができなくて残念だが、徳川中期以降の作らしく見受けられる。

◇

赤津村に古くから伝わるものに『雨乞いの軸』というものがある。

赤津村が瀬戸町と合併した当時、村役場の小使さんがこれを貰つたとかで、瀬戸の表具屋で表装していたのを赤津の人が見つけて大騒ぎになり、交渉の結果村中に取戻すことになつた。

この軸は古く観音堂の別当善声院が所蔵していたが、その後赤津村が買上げたという因縁付の一軸である。

◇

赤津地方では旱（ひでり）が続くと雨乞いのため献馬二頭を出し、馬にも蓑（みの）を着せて大目神社に詣り、『雨乞いの軸』を少しづゝ開くと、不思議に雨が降つたと伝えられている。

この軸は現在窯元町の中島仙一氏宅に保管されているが、桐箱に入れ、更に赤銅の容器に納められている。

◇

桐箱の蓋の内側に『京都泰寮院出、善声院買上げ、後旧赤津村へ買取。昭和三年八月箱造』と墨書されている。

尚軸の巻終りのヶ所に『京都泰寮院出善声院買上げ』と出所について記した小紙片を貼りつけている。

◇

観音堂の別当善声院は、代々修験道（山伏）であつた。本堂再建当時（天保十年）の別当は八世服部秀謙であつたが、明治四年に八十五才で入寂している。この人物が嘉永年間に赤津で最も盛大な寺小屋の師匠であつた。

その子左馬之助は『故ありて姓を吉村と改む』（二三二頁参照）とあつて、明治八年四十五歳で死亡している。この人物が東明学校開設当時の教師であつたと伝えられている。

◇

戸籍の削除簿を調べた結果左馬之助以後の動静を知ることができた。左馬之助の弟を玉善といい嘉永三年生れ。左馬之助には慶応三年生れの縫之助という長男があつて、その縫之助に八人の子女がある。

◇

長女さだ早世。二女たま赤津の加藤末吉へ嫁し後死亡、同家は現在共栄町に居住。三女たま下水野の水野彦左衛門に嫁し後死亡。長男利則現在福岡県小竹町に居住。二男義直昭和十年死亡。三男庫太知多郡鬼崎村の渡辺重考へ養子に行つたが現在は清水市居住。四男村吉沼津市で陶器商を営み。四女ミギワ赤津の加藤たつの養女となつて死亡戸籍簿の示す通り一門の繁衍した善声院が何故赤津村で絶家し、観音堂が無住になつたかというに、明治維新政府の執つた宗教政策の犠牲になつたと見るべきである。

◇

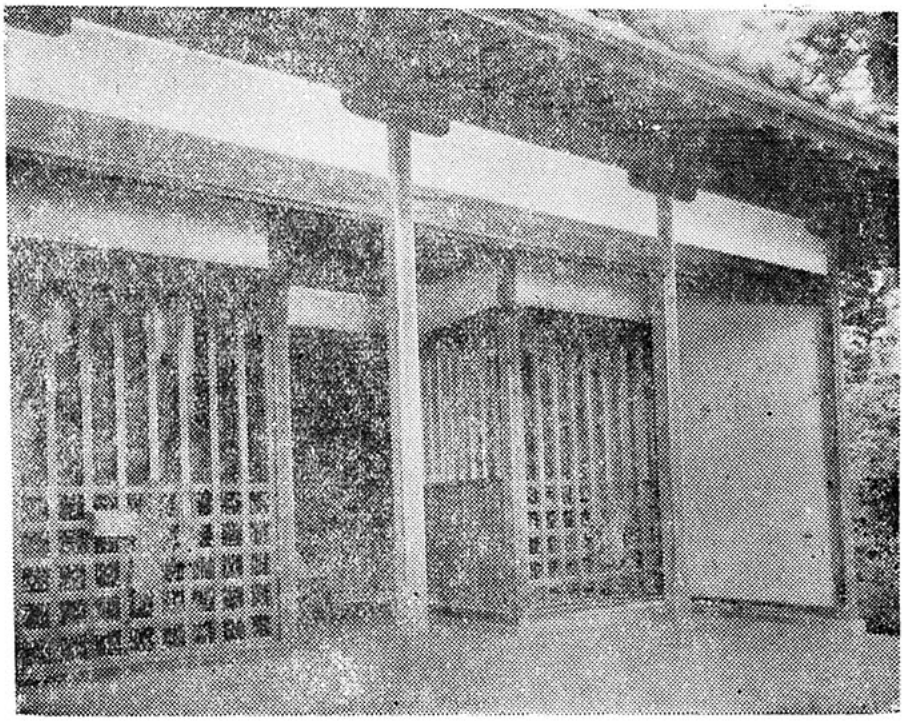

＝門王仁の堂音観山谷長＝

新政府は王政復古、祭政一致を念うの余り、各地において末端機関の行き過ぎがあつた。社僧や、僧形別当を復飾（頭髪を伸ばし一般人とすること）させたのもその一つであるが、神仏分離にあたつて神仏不分明を理由として修験道は廃止の対照となつた。

◇

その時修験道（山伏）であつた八世秀謙は存命していたが、高齢のため左馬之助によつて相続されていたと見るべきで『故ありて姓を吉村と改む』とあるのも、その間の消息を意味するもののようである。

今赤津の篤信家によつて観音堂入住再興の議が起きているが、もし善声院の子孫に適任者があるとすれば、祖先経営の仏蹟はそれらの人によつて法燈の相承が行わるべきではあるまいか。

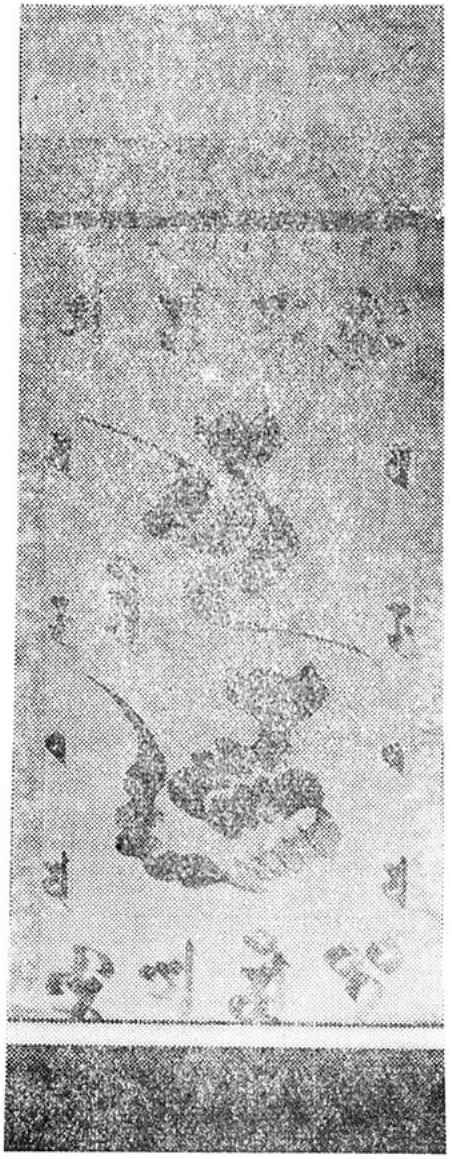

＝雨乞いの軸＝

# (236) 瀬戸とその周辺の社寺手洗

旭町三郷駅西の加藤庄三氏は瀬戸市史編纂準備委員の一人であつて、熱心な郷土史蹟の踏査研究家である。同氏の調査記録は広汎に亘つているが、次の資料は昭和五年頃凡そ一ヶ年を費して集められたものである。

旧瀬戸、品野、赤津、今村、美濃池、水野などの鳥居、手洗、石仏碑石、庚申塚、釣鐘、墓石その他あらゆる金石を実地について踏査し、これを写生されたもので、郷土史料として貴重なものである。

◇

手　洗——。

権現の熊野神社のものには『三島若、文政七年申八月吉日、仲井、仲切、小西』と刻まれている【注】「三島若」とは仲井、仲切、小西の三部落の若き者、即ち青年団の意。

南本町栄国寺のものには『慶応三年丁卯七月吉日、加藤建十、加藤幸兵衛、加藤五助、加藤源三郎、加藤円蔵、加藤五郎兵衛、加藤源七、加藤仁左衛門、高島栄吉、高島重右衛門』

◇

南の秋葉山のものには『寛政十戊午仲秋吉日、加藤常藏、加藤嘉源次、加藤文助、加藤作左衛門寄進』。山ノ神社のものには『清浮水、嘉永壬午十月、施主加藤紋右衛門、伊藤四郎左衛門』。宝泉寺のものには『安政三申夏、施主加藤清助、高島孫十郎、伊藤茂三郎、加藤豊重、加藤豊吉、加藤甚九郎、高島宗四郎、川本半助、加藤祐右衛門、高島太吉、加藤源吉、加藤与八』。

◇

瀬戸公園のものは『慶応四年辰八月吉日、御藏物江戸締所、施主熊谷吉兵衛』。赤津大目神社のものは『天保十四年卯九月吉日、施主甲子講七人』。万徳寺のものは『嘉永六年丑二月、現住諦応代、取持若講中』。山路のお宮跡にあるものは『万延元年十二月吉日』。

◇

品野の阿彌陀堂のものは『弘化四年丁未七月吉日』。下品野の久雲寺のものは『嘉永四年仏誕生日造』。下品野御嶽山のものは『島中安全、嘉永六年丑八月吉日、願主加藤角四郎』。中品野の八劔宮のものは『明暦四年四月吉祥日』。上品野の菩提寺のものは『明暦四歳戊戌六月吉日、下品野村、村上善九郎』【注】この善九郎は加藤新右衛門家の先祖で、明和九年に内藤浅右衛門編の加藤系図が作成されるまでは、同家が村上氏であつたことを証明する有力な資料である。上品野の稲荷社のものは『安政四年巳八月吉日』。

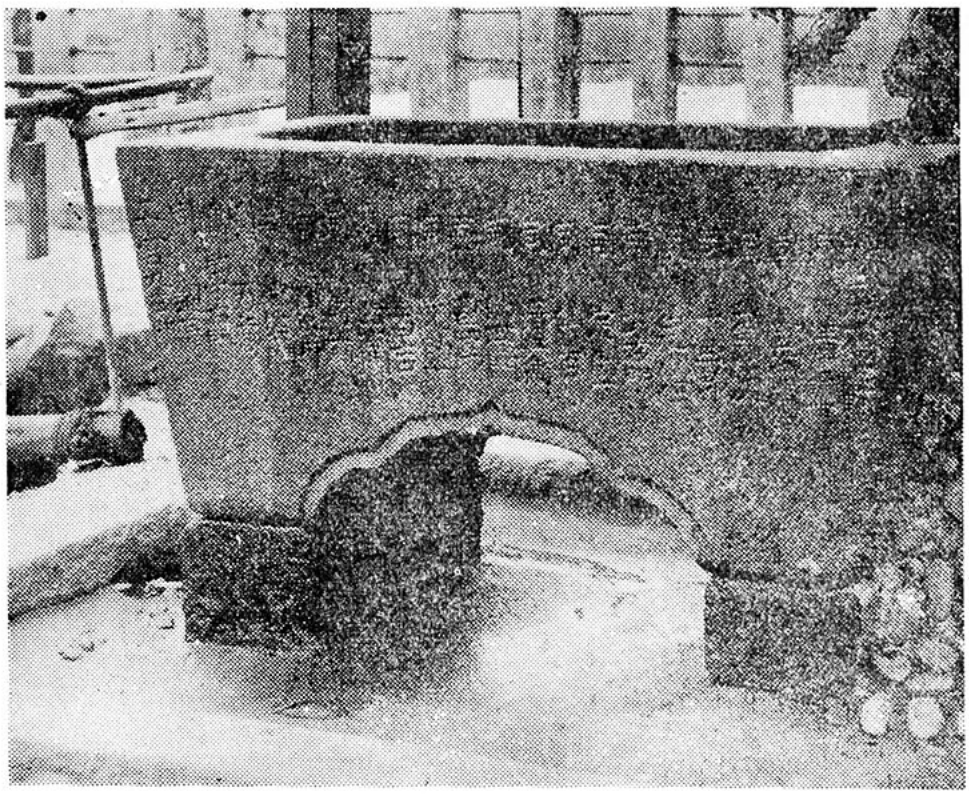

＝洗手ある前社神杵市＝

◇

水野の感応寺のものは『延宝四丙辰六月初二日、為心涼童女菩提』東谷山頂上のものは『享和元年酉八月、奉寄進下水野村中』。定光寺のものは『宝暦三癸酉二月、奉寄進当村水野庄兵衛』

◇

深川神社のものは『文政二己卯年九月、加藤唐左衛門、同清助、同吉右衛門、同勇次、同十三郎、同忠治、同武右衛門、同定助、同仙吉、同清兵衛、同助左衛門、同甚四郎、同文助、同八百吉、同甚右衛門、同伝六、同仙九郎、同次郎左衛門、同万藏、高島十右衛門、同新五右衛門、二宮九右衛門、井上新兵衛、同直左衛門、同次右衛門、同園七、伊

藤幸四郎、同善右衞門、同彦助、同甚吉、河本半助、同治兵衞、同利吉、高島清吉』と刻まれている。【注】この手洗は現在市杵神社の社前に置かれている。同社は俗に弁天様といわれ創建年月は不詳だが、元は池田に鎮座していた。それを明治十一年八月に深川神社境内へ移したものである。

## (237) 金属供出で亡われた釣鐘の銘

深川神社の釣鐘の銘については既に記した（二五五頁）ところだが、其他の寺院の梵鐘は第二次世界大戦の金属供出のため、その殆んどが亡われている。

幸に加藤庄三氏がそれらについて詳細に記録されているのでここに採録する。

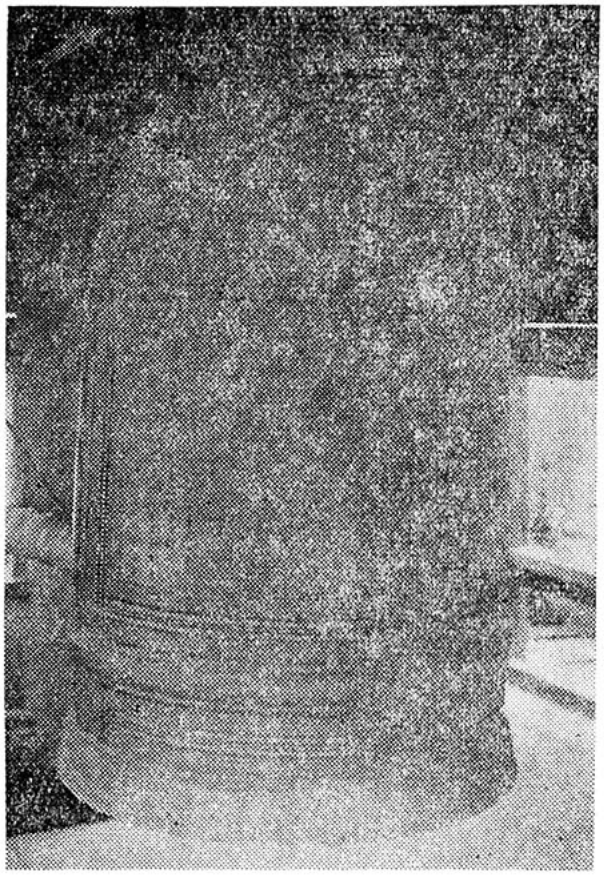

‖供出前の宝泉寺の梵鐘‖

◇

宝泉寺の鐘——。

此方真教体清浄在音聞而発閑之最無如乎鐘也。是以隋軍人毎聞梵声獄苦暫息入本妻之夢嘱浄絹於智興師南唐主纔縁妙響緜秡立解動嗣君之懐造洪鐘於清涼寺其妙勲之揭然乎竹帛者不可勝紀也。尾州春日井郡山田庄瀬戸邑大昌山宝禅寺者、興南禅師草創之地也。華嶽雲公再興之地而係曇興之支裔也。自時厥後甲乙接業倶善守成而今住山智賢和尚、克纘先緒慈旺化綱几爾什具百需之物岡弗畢儲焉唯以未有鳴鐘之備不朽為慊耳繇此発願欲裨厥闕典議諸衆檀則瀬戸父老偕相謂寺乃属此村然則其範陶之責一在乎、吾輩豈余村之所可関係者乎老幼戮力捐浄財、命鳧氏鋳之幸無石摺作鬱之嫌其制適宜其勇為之義可謂勗矣請銘於光為之銘曰。

◇

大昌之嶠　峙瀬戸陽　航奇鐘秀　卓為霊場
美哉宝構　輪奐惟章　華鯨子範　礼楽張皇
載考載声　厥声鏗鍧　機融聞見　徳利存込
雨時暢若　国豊民康　鳴業丕績　歴劫無疆

日本文化十三龍次丙子秋九月吉旦　現住江州彦根城清涼寺寂室
堅光杜多識　現住大昌山宝泉寺俊峰智賢代新添
功徳主　当村中
鋳工　水野太郎左衛門藤原政和
（鐘の高さ、龍頭別、三尺四寸）。

◇

慶昌院の鐘——。
夫法漸人漸深此法器也、漸入之道路也、蓋当院中興慈船和上抽丹誠作法幢之地如予雖不肖也始而此地到今年既十一年、於此間本堂並庫厨諸宇落成而粗如斯茲于法器之闕也此法鐘也、依而当大小之檀越亦且有縁無縁諸檀普募施財、此小鐘鋳之円成者也、仰願国土安穏万民康寧十方施主増福増恵銘曰
大小円融　豈看不同　暮雲打月　天暁伝風
清響楼閣　驚伏魔宮　三輪空索　法海無窮
時宝暦八戊寅歳十二月吉祥日
尾陽春日井郡山田庄今邑
医王山慶昌禅院常住物勅任前総持当院三世元太初代新添

◇

万徳寺の鐘——。
奉鋳造之洪鐘者十方檀那之助成並当寺惣門徒以勧進成就之所、尾州春日井郡之内赤津村関尾山万徳寺重宝也。
本願隠居釈円式敬白。
于時正保三丙戌暦三月廿二日
大鐘師当国名護屋之住水野太郎左衛門藤原政長
銘切者紀州之住　藤原　茂左衛門孫宗五郎右衛門

（鐘の高さ、龍頭別、二尺六寸）。

◇

雲興寺の鐘——（この項雲興寺史料による）。
東海道尾張国春日井郡山田荘赤津郷白坂大龍山雲興禅寺、開闢已来叟鋳鴻鐘三回也、而或微或亀焉音律不精矣故音聞化益亦不洽也。余住山已来欲丙支換事者既久矣、而今化募檀信索浄財若干、命諸鳧氏又丙支鋳鴻鐘、重量一千二百斤者以竣功矣而換諸旧鐘則音律稍調焉化益亦洽焉、於是正広修考鐘之仏事遍鳴円通所証也。余歓喜余刻銘誌于銑銘曰。
法界為口　大千咸鳴　考撃随手　梵音出城
随怖并警　妄梦頓驚　豊山霜冷　龍池月清
円通所証　編在音声　耳根返聞　功徳現成
上報諸聖　下度群生　伊誰之力　檀信之禎
現住三十一代謙遜翁叟誌焉
鋳工　水野太郎左衛門藤原政和
時寛政第七乙卯稔仲秋穀旦
（鐘の高さ、龍頭別、四尺）

◇

下品野阿彌陀堂の鐘は発起人、寄附人、金額、氏名等を刻み、明治三十一年戊一月吉日。
上品野の菩提寺の鐘は、嘉永四歳辛亥六月吉日、他に梵字を記している。
定光寺の鐘——。
明暦三丁酉五月初七鳥。
当寺中興開山並住妙心一住瑞龍、勅諡智光本性禅師大和尚嗣法之小

師、二世住持北丘要門叟謹撰。

◇

感応寺の鐘——。

茲時延享四丁卯二月吉日。

小金山感応禅寺現住祖賢奉寄進、施主尾州春日井郡下水野村桜井佐右衛門、桜井清兵衛、堀部林石衛門、桜井幸七、中尾伊平次、桜井久米八、加藤善藏、加藤伝左衛門、加藤島之助、おすぎ。

中水野の東光寺の鐘は

安永七年戊戌四月八日

尾州春日井郡中水野郷、薬王山東光禅寺住持誌

施主　加藤伊左衛門。

## (238) 宮平塚に建てた伊藤総本家の碑

＝碑の塚平宮家本總藤伊＝

古瀬戸の水源地の入口の北に小丘があつて、そこに建てられた石柱の頭部が人家の屋根越しに見られる。近寄つて見れば「伊藤總本家宮平塚」と肉太に刻まれている。石柱に記すところがないので、いつの頃に建てたものか、宮平とはどんな人物であつたのかも判らない。

◇

伊藤宮平は代々襲名で、家は宝泉寺前に在つたと伝えられている。明治二十年頃、没落して大工渡世をしていた宮平が小春日和の或る日、祖先を祀る宮平塚に詣でて、塚に額ずいたまま、ついうとうとしていると『汝、明日此処へ来れ、汝に家宝となるべきものを授けん』と夢の中でお告げがあつた。

宮平が翌日塚にお詣りしてみると、立派なえぼし、ひたたれ一揃いに刀一ふりが添えてあつた。宮平の死後この刀一ふりは瀬戸公園東の常福院（天台宗寺門派）へ納められた。

◇

常福院の住職牛田晴栄師（昭和三十一年七十七歳）は語る——。

『私が十五、六才の時宮平さんは六十九才で亡くなっています。現在仏田町の加藤京一さんの工場のある所に草葺の長家があつて、そこに住んでいました。

背丈は低い男だつたが、でつぷり肥えた色の小黒い人で、大工の腕は確かでした。足のたつしやな人で、津島神社に日帰りをしていました。早朝に雑煮餅を二十ばかり食べて出発し、お詣りをすましてから帰宅するまで、食事もとらず休憩もせず、はやての様に歩いたそうです。宮平塚のことは何も聞いていません』

◇

その後は打ち絶えて宮平塚を祀るものもなく、荒廃するに委せていたが、大正の中頃に伊藤四郎左衛門、伊藤宗五郎、永谷素山氏などが発起して、瀬戸で伊藤氏を名乗る人達に呼びかけて寄附をつのり、この碑の建立をみたのである。

◇

碑を建立する当時、塚の中に何か埋めてあるだろうと考えた人々によつて、幾度となく発掘が試みられたが、作業半ばに頭痛がして徹底した発掘はできなかつた。

なお瀬戸地方では加藤氏についで多い伊藤氏であり、その総本家という碑は建てられてはいるが、その家系について宮平が宗家であるという史料は発見されていない。

## (239) 城見山の記念碑展観

宝泉寺と祖母懐小学校の中間に盛り上つている小山を、城見山、弘法山、古くは経塚山と呼ばれている。

晴れた日、西を望めば遠く熱田の海が見え、焼失前の名古屋城も見えた。それによつて名付けたのが城見山で、名付親は呉須宗こと先代の伊藤宗五郎であつた。

◇

この山に記念碑が群立していて、あたかも碑石彫刻の青空展覧会を思わせるものがある。

四代目土佐太夫の娘『竹本土佐龍之碑』というのがある。高さ五尺五寸、大正十年十月に建てたもので、発起者は、つるや、鍵枝、一二三、錦、立花となつている。

寄附者は竹本土佐、竹本播三、竹本土佐勝、村瀬銅吉、柴本善吉、牧野竹三郎、三宅新明堂、竹屋料理店、三徳屋、十三二、勇、忠枝勇枝、二三四、市雄、朝登と刻まれている。

◇

明治三十五年に藤原町（九頁参照）を創立した加藤重左衛門の頌徳碑は『加藤重左衛門翁碑』高さ五尺三寸、厚さ三寸三分、発起人は田辺平太郎、田口徳三郎、水野兼城、伊藤勇七。寄附者の名前が二十四人で、大正十年七月に建られている。

◇

正伝流家元『一夢齊寿碑』は大正十三年十一月の建立で、高さ六尺、厚さ四寸、発起人は加藤紋次郎、福田沢市、柴田銀次郎、山田形重、加藤寿之助、谷口鑑城、伊藤国二、長谷川喜良。寄附者は瀬戸六十人、赤津支部十四人、品部支部十六人、今村支部八人、江月齊社中十人、名古屋支部十人水野村二人という多数の名が彫られている。

◇

千秋流『静暁庵寿碑』は大正十三年五月一日に建られたもので、高さ八尺、厚さ三寸五分、発起者伊藤作太郎、戸田米松、加納鑑二加藤芦江、高木一雄、永谷建次、中島金作、中島酌一中島宗次、宇野徳秋、浅井周一、木下重男、水野達実下村義雄、鈴木要次郎である。

◇

長唄師匠『杵屋狐松寿碑』これは大正十年十一月に建たもので、高さ七尺、厚さ八寸、発起人花月、加藤吉隆、森川雲峰、杉村長三郎、川地稔、前田義一、山口利男、水草峰一、伊藤市雄、深見浩一で、寄附者は七十一名の連名となつている。

◇

浄瑠璃の『竹本春登之碑』は高さ四尺五寸、厚さ五寸、発起人は井上鯛次、竹本彌生、竹本仮名尾、竹本かなめ、竹本玉子その外寄附者三十一人の名が刻まれている。

= 千秋流「静暁庵寿碑」 =

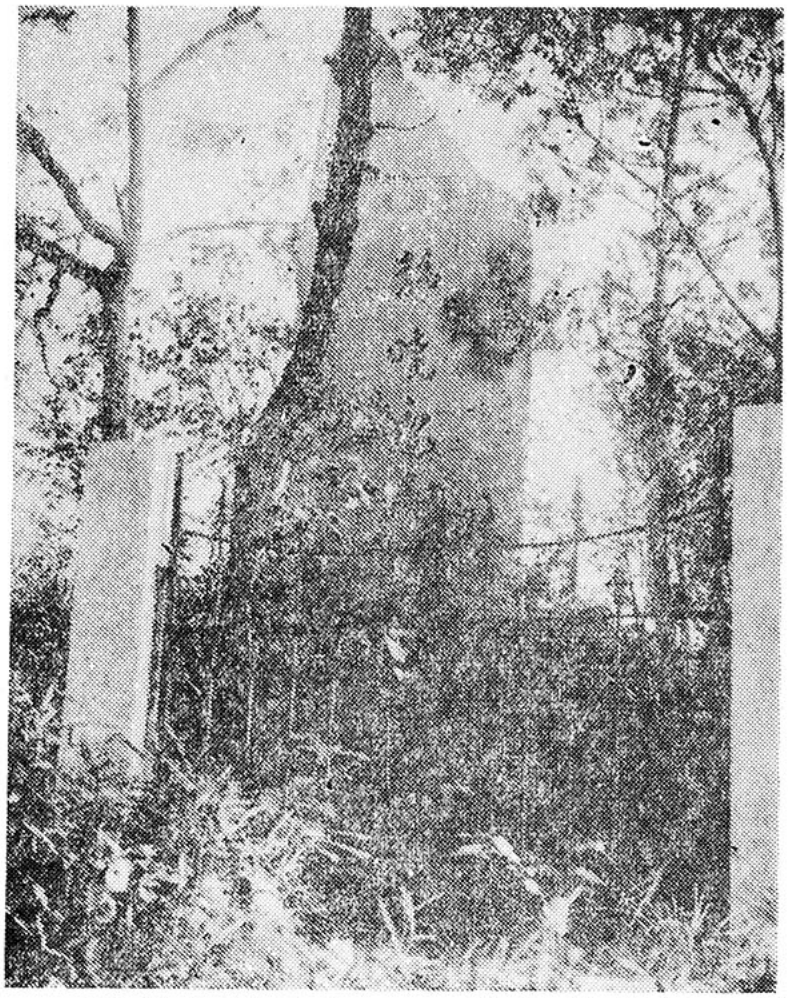

## (240) 華道中興の祖一橋斉芦穂翁

瀬戸公園に杖をひく者は、坂の中途に建てられた「一橋齊芦穂翁之碑」という立派な碑石に目を見張るであろう。

# (241) 瀬戸公園の碑と柵・夕日窯

陶祖の七百年祭が明治四十三年に行われた際、瀬戸公園の陶祖の碑の土塀を取壊して新しく磁器で柵を作ることになつた（一七頁参

明治四十年九月建立とあつて、その裏面には水野逸太郎以下百五十餘人の名が連ねてある。碑の揮毫者は上ノ切の先代伊藤四郎左衛門で、石齊藤淳と号していた。

◇

この一橋齊芦穂翁とはどんな人かというに、出身地は長久手村の岩作で、若い頃に瀬戸へ移つた。南新谷で風呂屋、米屋などを営んでいたが、旁ら生花に精進し、華道の師匠として一家をなした人である。

◇

洞の葵窯の先代春二（陶寿）翁が十六、七歳の頃から一橋齊門下となつたというのだから二、三代古い世代の人である。当時華道は、茶道と共にすたれはて、今の盛時から見て想像もつかぬほど衰えていた。

◇

こうした時代に一橋齊は、名古屋筒井町の千秋流家元自然院の鶴翁に師事してその奥義を究め、瀬戸地方に生花隆昌の基礎をうち立てた人で、その門人は数百人に及び、華道中興の祖とも仰がれる人である。

◇

一橋齊は信州善光寺の尼宮から紫幕拝授の光栄に浴したが、当時十万石の大名位いの格式がないとこの幕は授けられなかつたというから、彼の華道上の地位について想像ができるであろう。一橋齊の没後、この幕は加藤陶寿翁が預つていたから、今では葵窯の当代春二氏によつて受けつがれているだろう。

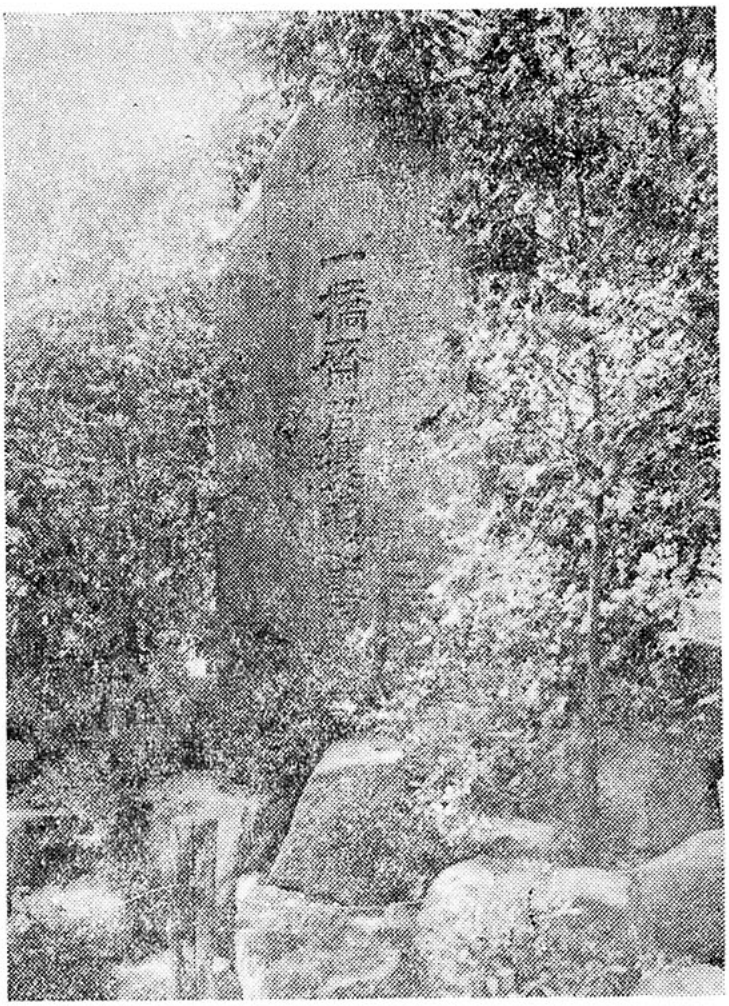

一橋齊芦穂翁之碑

照）。「瀬戸町誌」その他の出版物や、古い絵葉書などに見られるものがそれで、青磁とるりの円柱に藤の花を図案化した立派なものだつた。

◇

製作者は池紋工場（先代加藤紋右衛門）で、当代の紋右衛門氏は二十五、六歳だつたが、建設の指揮に当つた。

建設するとき青磁とるりの円柱を交互に建て、その中込みにセメントを詰めこんで鉄の棒でつないだ。その頃はセメントに対する智識が足らなかつたため、こうした工法を行つたのであつたが、寒中にセメントが吸収した水が凍つて膨脹し、折角の磁器の柵も壊れてしまつた。

◇

その後現在の石垣に取り替えられたのであるが、磁製の柵の一部は陶祖の碑の上段広場の北に廃棄されている。美しいるりと青磁は往年の出来栄のまま、小灌木の間に埋もれている。

◇

陶祖の碑正面の階段の両側に陶製の高さ八尺ばかりの大燈籠一対

＝志野釉の陶器大燈籠＝

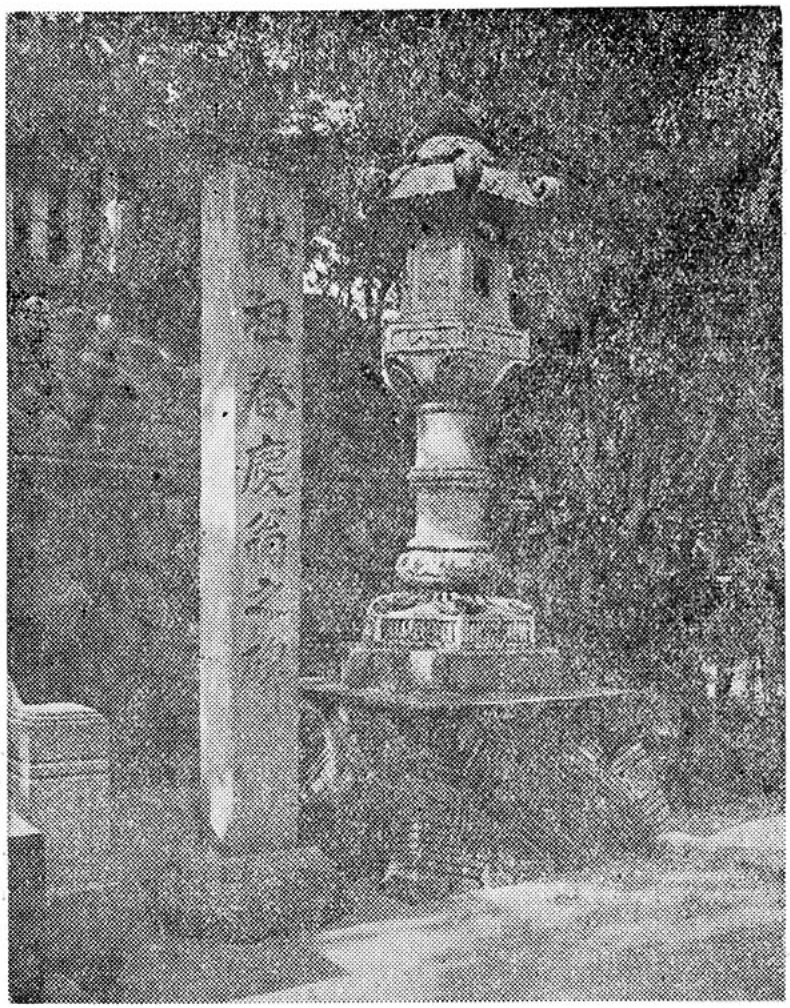

がある。製作のときは明治五年三月と刻まれているが、志野釉の力作である。製作者について知ることができないのが残念だが、施主については、東西の燈籠にそれぞれ記すところがある。

◇

東の燈籠の施主は加藤吉右衛門、高島孫十、加藤勇右衛門、伊藤茂三郎、加藤伝兵衛、加藤五助、加藤仲右衛門、加藤与八、加藤亀七加藤太助。

西の燈籠は加藤健十、高島宗四郎、加藤兼助、川本栄吉、加藤勘四郎、加藤祐吉加藤桑次郎、加藤治右衛門加藤嘉七、加藤庄三郎が施主として名を連ねている。

◇

瀬戸公園の入口から少し入つた上り坂の右側に『山影や日はあり乍ら草の露』という句碑が建てられている。『明治廿五年十一月加藤道三』と記されているが、この道三は漢法医で佐久間町（昔の墓松）の藁葺の家で玄関を開いていた。その後にイワイ薬局がしばらく住んでいた。

◇

また公園の入口の左側に『夕日窯址』という碑が建てられている。

この碑の附近から馬ヶ城の椿窯よりやや時代の下ると思われる陶片が出土するが、この窯を夕日窯といつたかどうかという点については大きな疑いがある。

碑が建てられて以来、それが信じられているようだが、夕日窯はこの窯址から南にあたる経塚山の西麓に在つたもので、その東麓のものを朝日窯といい、北麓にあたつたものを日影窯といつたが、いずれも廃絶した。

朝日窯・夕日窯・日影窯についての詳しい点は後述する。

## (242) 紀元二千六百年祭の祭器を焼く

昭和十五年六月十日、大和国橿原神宮において『紀元二千六百年祭』を天皇御親拝によつて取り行われた。

この祭典はこの年が日本建国以来二千六百年に当るというので、全国的に盛大な祭典が繰り拡げられた。しかしこの紀元の計算が史実に合致しないことは既に江戸中期の学者によつて気ずかれていたがいよいよ本格的に研究されたのは明治二十年頃であつた。

◇

当時学界では日本紀元は六百年程実際より古くされている——という結論に達したその主張の根拠とするところは、歴代天皇の治世や年寿が不自然に長いこと（百数十歳の下げねばならぬこと——であつた。この説も天皇の世代をもとにして推算したまでのもので、科学的な根拠があつてのものではない。

藤庄平氏＝製作者加藤

◇

それはさて置き、橿原神宮の祭典に使用された須恵器（祭器）は古式に則つて、しかも大がかりに瀬戸において焼かれている。

◇

祭器は三宝、八寸のもの四十二枚水入、二個。瓶子二個。カワラケ四個（その中に天皇の召し上がるものを含む）。であつた。

その陶土は、神武帝に縁りの深い大和三山のうち『天の香久山』の埴土を用いることになり、その製作は橿原神宮から名古屋新聞を通じて瀬戸陶磁器工業組合に下命された。

◇

組合理事長加藤助五郎氏、瀬戸市長水野憲吾氏等の協議の結果、当時市会議長であつた加藤庄平（現在県議会議員）氏にその製作を依嘱した。

そこで五月上旬、水野市長、工組陶土課長加藤勘六、製作受命者加藤庄平の諸氏は、大和の天の香具山の土採式に参加した。岩松中将が式を主宰し、愛知県からは安藤経済部長が参列した。

瀬戸からの三人は斎戒沐浴して冠直衣姿で土採りを行つた。

◇

陶祖の碑の建つている瀬戸公園に窯を築いて五月二十九日に火入れを行つた。

窯の火は熱田神宮の神火を、各地青年団員のリレーによつて運ぶことになり、午前八時に神宮を出発し、矢田橋までを名古屋市内の各区から選ばれた奉仕者によつてリレーされた。

◇

矢田橋から旭町境までを守山町の青年団、それから瀬戸市境まで旭町青年団、瀬戸市内は七連区青年団の奉仕者によつて公園の窯まで運ばれた。

加藤工組理事長が受取り、直ちに火入が行われたが、時に午前十一時であつた。

熱田神宮から瀬戸市までの沿道には、各戸に国旗を掲げ、学童は堵列して神火を迎えた。

◇

祭器は見事に焼上り、それを白木の唐櫃に納めて、六月五日、水野市長、加藤理事長が捧持して橿原神宮に献納した。

瀬戸公園の窯址には後の厚生大臣相川勝六氏揮毫の碑が建てられている。

◇

(表)『献納祭器窯址之碑』

愛知県知事　相川勝六謹書

(裏)

惟時昭和十五年当皇紀二千六百年聖上陛下臨幸聖域橿原神宮新厳修記念式典之祭事、是実曠古之盛典焉当是時瀬戸陶磁器工業組合不堪慶讃之念而欲献納供進之祭器、委嘱旧家加藤庄平氏矣、於是倣肇国之故例資須以天香久山之埴土亦拝戴以熱田神宮之神火、是歳五月二十九日火入式已而成功、六月五日挙行之献納式于橿原神宮馬盖洵謂郷土名誉也、爰組合員一同且憂窯址煙滅、建碑而課余以誌依記其由伝後世　云爾

昭和十六年十一月

正五位勲六等　永塚　楽治撰

瀬戸陶磁器工業組合建之

＝碑之址窯器祭納献＝

◇

【注】日本紀元は日本書紀の編年形式の記述によつて生れたものだが、これは支那の干支によつて人や国の運勢が定まるという説に影響されたものである。我国では辛酉の年に神武天皇の建国が完成したと考えたため、歴代天皇の治世をそれに合せて伸ばしたものと推定されている。

しかし引伸ばされた年数を適確に算出することは今日のところ不可能である。まして月日など判る筈のものではない。

# (243) 上品野の古城址とその戦記

品野城址——。（以下東春日井郡誌を転載する）

品野村（町）大字上品野にありて二ヶ所を存せり、一は峻山の頂、絶壁によりて築きたるものにして、天主閣址、邸址及び石垣の残存するあるも、大体の規模は滅べり。

◇

『尾張古城志』に、松平内膳正城址、東西二十間、南北八間山頭なり。村より辰巳の方百五十間とあり、又『若有隨筆』に享祿二年清康君兵を尾州に出す、大いに戦いこれに勝つ、品野城を取り松平内膳正家重に賜うと記し、『桶狭間合戦記』（山澄風残翁撰）に、これより先き尾州科野（しなの）城をば、今川より桜井の松平監物家次（信定の孫清定の子）に守らしむるところに、尾張方より向城を構へ、日夜これを攻撃す。

◇

城主家次、甚雨の夜敵の油断をうかがいて不意に子丑半に付城に取掛り、木戸を破り乱れ入る。尾兵思いよらず大いに驚き、或は同士打し、或は柵を越えて逃げ出たり。因て尾軍の渠師竹村孫七郎、磯田金平、戸崎平九郎、滝山伝三郎をはじめ五十余人討死し、その外悉く向城をすてて逃げ去りぬ。

◇

義元、家次が軍功を褒て感状を給うと見ゆ、家重と家次とは父子なり。松平系図に家康の曽祖父左京亮信忠の弟、内膳正信定三河の桜井郷に住す、その子内膳正清定、その子監物忠次と見えたり。清定、家重とも名のり。忠次、家次とも称し、父子この地に城居せしなり。その後の城主『安土創業録』に、尾州の士駿河へ人心を寄せ手を引きければ、知多郡多く以て今川へ降参す。

◇

永祿元年戊午三月、尾州科野の城に、駿河より松平勘四郎信一を大將として三百余騎籠め置く。

尾州よりも科野の城に付城をして、日夜せり合いありと見ゆ。勘四郎信一は信忠の弟松平彦四郎利長（三河国藤井郷に住す）の子にて伊豆守と称し、後、丹波国笹山に隠る。

◇

また一ヶ所は村の西北に当る丘山の上に存し、本丸の址歴然として残り、土塁及び空堀等の今なお明かなるものあり、これを桑下城という。東西三十間、南北四十二間、永井民部少輔の居城なりと言い伝えり。永井は松平家重又はその子家次に仕え、後、織田氏に属す。

◇

『尾張古城志』に曰く、永井民部、松平内膳正臣なり。城跡東西三十間、南北四十二間、一重堀、村より酉戌の方、桑下城という。

【注】向城、または付城というのは、敵城を攻めるために設ける城又は砦のことで、これを拠点として攻撃した。

## (244)

# 菱野・本地・山口・赤津の古城址

菱野城址——。（愛知郡誌）

幡山村（瀬戸市）大字菱野字羽根島にあり。東西三十九間、南北五十三間許、今大抵宅地にして、二辺猶土塁を存せり。永正の頃林惟光、天文の頃同光利これに居る。

十四巻系譜の山田系図に、尾張山田郡菱野村は駿河守平義村の所領。山田三郎泰親を以て上菱野村の地頭職に補す。山田四郎親氏を以て下菱野村地頭職に補すと。人物志に山田筑後守重定、愛知郡菱野村の人等見えたれば、この山田氏の古城址を襲い、林氏の住せしものならん。

◇

本地城址——。（愛知郡誌）

幡山村（瀬戸市）大字本地字南浦にあり、東西三十一間、南北三十九間程、今は大抵宅地或は耕地となり、内外の壕址僅かに残りて細長き二溜池となれり。

伝え云う松原平内なる者これに居れりと、その何人なるかを詳かにせず。字戸金に松原を称するものあり、三世の前、この地より移転せしものなりという。然れども拠なければ是と定むるを得ず、或は平内の一族ならんか

◇

山口城址——。（愛知郡誌）

幡山村（瀬戸市）大字山口、本泉寺境内はその旧址なり。然れども今里人その伝説を失す。

府誌、物見嶺条下に、土人これ武田信玄置戍の古塁なりという。又山口城は山口村にあり、土人武田信玄置戍之地という。今按ずるに武田信玄尾州を取るに見る所なく。信玄かつて織田信長と隙あり、兵を進めて東濃を侵し、数城を抜く。恐らくは是この時斥候を置くの地なりと。嶺上頗る眺望斥候を置くに適すと雖も、城域と定むべき地勢にあらず、又他に徴すべきものなし。

赤津城址——。（東春日井郡誌）

赤津村地内城前の辺りに城址あり、往昔熊野伝三郎なる者居城せし由、寛政四年八月村絵図方角に見ゆ、然れどもその伝を失い、時代存亡得て尽しがたし。

## (245)

# 新居・入尾・水野城址と磯村左近

新居城址——。（以下東春日井郡誌を転載する）

康安元年志談の豪族水野又太郎良春は、山林を開拓し一邑をなせり今の新居一帯の地即ち是れなり。而して後良春この地に卒せり。その四世の孫雅楽頭宗国、雅楽助宗信等新居字長下の地、東及西南の三方は深田にして、北方に丘山を控え、地利を得たるを以て城を築きこれに居れり（一説に良春、城を築くと）。

◇

伝え云う、大森村の城主尾関某、宗族を率い新居城を攻む。宗国これに応じ新居字屋瀬之木に迎え戦い大いにこれに勝つ、宗国翌日に至り又兵を率い尾関某を攻め、城を焼きて遂にこれを平げ、後、合せて二十五ヶ村を領せり。

宗国以下世々清洲城主斯波武衛に属し、また織田氏に従う。その裔今に地方に散在すという。

新居の退養寺に又太郎良春の碑及び位牌を存せり。

◇

退養寺。旭村大字新居字寺田二千九百五十四番にあり。臨済宗妙心寺派定光寺末にして、安生山と号し、本尊は観世音菩薩なり。正平十六年南朝の臣新居城主水野又太郎良春、志談村に退居し、山林を開墾一邑新居の地を開くに及び、この寺を創建し、定光寺開山覚源平心禅師の法嗣、良春の弟報恩陽和尚を開山とせり、而して当時は鎌倉建長寺派に属せしが、後世妙心寺に属するに及べり。

又太郎良春、応安七年六月十六日卒し、花翁良春居士と称しこの寺に墳墓あり。

◇

入尾城址——。

水野村（瀬戸市）大字下水野、玉野川の南岸にその址あり。水野氏（二八五頁参照）これに居る。

上水野感応寺に位牌あり、義雲院仁峯宗智居士覚位と表し、裏面に応永十九壬辰歳十二月二十八日、尾州入尾城主水野備中守平致高とあり、致高は水野平太致顕の子にして、志談及び新居の水野氏と同族なり。城居の世代系譜等委しくは『尾陽雑記』に見ゆ。（中略）

城址今は悉く耕地となり、古えをしのぶ面影もなし。

◇

水野城址——。

水野村大字上水野、城ヶ嶺にあり、往昔磯村左近なる者あり、この地に城を築き、而して織田信長に仕う。而れども今その事蹟亡びて伝わらず。

（尾張名所図会）‖磯村左近城址。同村にあり人物志に水野村の人。信長に仕うとあり今村民にこの苗字を名のるものありて其末葉という。水野の城が根といえるに磯村左近の城址ありと聞て行きたりしに、松のみ生いしげりて物あわれに見えしかば

遠つ祖の住けんやとの名残りそとおもえは
かなし峯の松原

磯村　千春

◇

城ヶ嶺城にまつわる話——。

磯村左近が或る日小金山の感応寺の方丈で、和尚と向いあつて烏鷺（碁）を戦かわしていると。家臣が息せき切つて馳けつけ、隣国の敵勢が城へ押し寄せて来た旨を報じた。

その時左近少しも騒がず『先ず白が先手だ』と悠々と一局をうち終つた。

そして静かに石を片づけて帰城したが、戦に敗れて討死した。

# (246) 松原下総守安土坂に敗れる

『汝や知る都は野辺の夕雲雀、あがると見ても落つる涙は』と時の人が歎きの歌を詠んだ応仁の大乱も、文明九年の頃ともなればどうやら鎮まつたが、戦乱はかえつて地方へ持ち越され、群雄各地に割拠して互に争う戦国乱世の緒となつた。

◇

こうした情勢下にあつた東尾張の地において、今村の城主松原下総守広長と、品野粲下の城主永井民部少輔とは相反目して確執をつづけていたが、いよいよ決戦の日を迎えた。時に文明十四年五月十五日の午の刻をやや下る頃であつた。

◇

品野勢は品野、半田川、片草、柿野、妻木の一族郎等を糾合して下品野の南端阿弥陀ケ峯（現在全宝寺の在るあたり）に砦を構え、永井民部少輔が主将となつて待機した。

急を聞いた今村勢は、松原広長を総大将として稲庭盛重、稲垣広茂をはじめ、横山、青山、矢野の諸士を集めて勢子の山（現在效範学校のあるあたり）に備えたが、赤津、山口、本地などの所領から馳けつける一族と合して、軍を東進し、安土坂に陣地を築いた。今この地を陣屋磧という。

◇

『尾張志』は安戸坂の古戦場について次のように記している『安土坂・品野村と今村との間なる坂にて、風景、往還並松のさまなど東海道の小夜の中山のごとし、むかし今村の城主松原下総守広長と品野城主永井民部少輔と此地にて合戦し、広長打まけて討死せしよし里老いい伝えたり』。

◇

さて両軍は奥印所の山陵をへだてて対峙したが、戦機が熟したと見た今村勢は、関（とき）を作つて東進し、迎え討つ品野勢との間に大槇山（国鉄バス品野口北方の丘陵）において遭遇戦が繰り展げられた。

凡そ半刻ばかりの乱闘の末、今村勢の旗色悪く、安土の若狭ケ洞（名鉄追分駅の北）をさして引き退くところを、品野勢は追い討をかけて今村方の崩れにつけ入つた。

◇

松原広長は此地に踏みとどまつて備えの立て直しを策し声を枯らして下知したが、浮足立つた同勢は先を争つて敗走し、或は討れ、或は傷つき、残る大半は西をさして落ちて行つた。

僅かの手勢を引き連れた広長は、いつしか冑も打ち捨てて乱髪となり、强弓をしぼつて防ぎ矢につとめたが、身に数ケ所の矢傷を負い今はこれまでと観念して静かに割腹した。

◇

『張州雑志』は『松原広長戦死の地を殿死洞といい、冑の落ちた所をかぶと洞という』と記している。また道泉小学校の西にあたる『

八ヶ平』（やつがひら）という地名について『瀬戸一覧』の記すところによれば『松原下総守、文明十四年の合戦に西をさして敗走す。干時此所に踏み止まり、備を立て矢軍せし故、矢番平（やつがいひら）という。今誤つて八ヶ平という』となつている。【注】郷土史学研究会発行、月刊『風土』第一巻第八号による。

# (247) 万徳寺の松原塚と広長供養の塔

松原広長の従兵十数人は、広長が自刃して遺骸の処置の終るまでこの地（殿死洞）に踏みとゞまつて一歩も退かず、近寄る敵をはね返し、死力を尽して戦つたが、遂に力尽きて皆々討死した。

稲庭盛重は自刃した広長の首を打ち落し、広長の直衣の袖に包み、更に落散つた胄に納めてこれを抱え、今村さして落ちて行つた。

◇

広長の首級はその夜（五月十五日）、盛重によつてひそかに赤津の万徳寺へ届けられた。九世円林上人は導師となつて境内に厚く葬り、法号を陽常院康貞玉安大居士としてその冥福を祈つた。

墓を松原塚といつたが、今ではその上に広長縁りの太子堂を再建し、本尊の聖徳太子像と併せて、広長の位牌が祀られている。

◇

万徳寺には松原広長が最期まで着用していた胄の外に、田畑、金子などの寄進状、寛正五年に広長寄進の旨を奥書した「聖徳太子伝」。奥方の打ち掛などが伝えられている（二九〇頁参照）

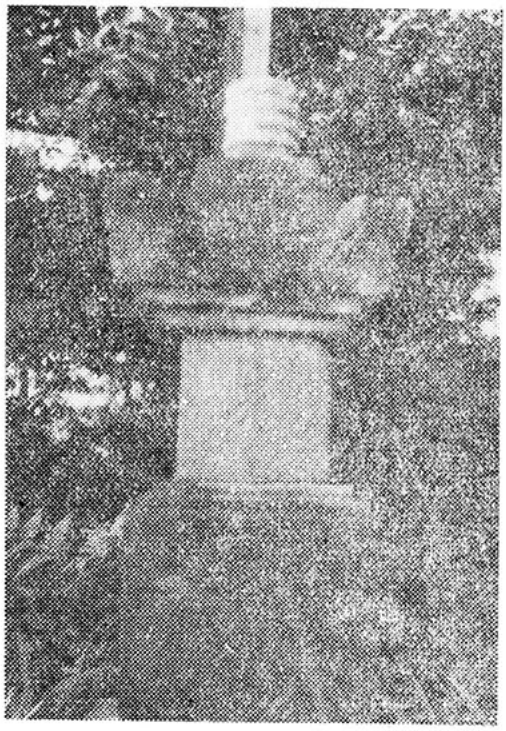

‖松原下総守供養の塔‖

◇

今村に留守居していた広長の妻は、続々と伝わる敗報と、広長自刃の報せによつて、遺児と共に城を枕に討死を覚悟したが、城内に在るものは老幼婦女子ばかりで戦の手だてもつかず、城に火を放つてこの地を退散し、領地赤津村に身を隠した。

◇

二人の遺児は赤津村に帰農して、名も太吉、太兵衛と改めて永くこの地に土着した。その一門が近郷を始め遠く三河地方から美濃路へまで拡がり、今日の松原諸家となつた。

◇

赤津の藤井鉱業株式会社の鉱山社宅が建並んでいる丘陵の南方に

小山のように排土が積まれているが、そこに立派な石塔が一基建てられている。

陶土採掘のため、あたり一帯の山容は改まり、その墓も昔は門前（地名）に在つたと伝えられているが、その後永らく祀る者もなく、ばらばらに散乱していた。

◇

それが数年前に社宅の人々によつて組み立てられ、今では鉱山殉難者を合祀して回向されている。

この墓を古くから「お五輪さん」と呼んでいるが、五輪の塔でもなく、一般の墓碑でもない。正しくは法篋印塔と呼ぶべきものである。

明らかに中世の様式を備えたもので、惜しいことに宝珠と請花が失われている。

◇

古老の間に松原下総守の墓だと語り伝えられているが、様式から見て広長供養のため、宝篋印陀羅尼を納めたものと考えられる。

現にこの墓石のあつた地点を門前といい、そこから指呼の間に松原屋敷という住居址がある。今では田圃となり、畦畔に茶の樹が植えられているが、これらの点から考えて広長の供養塔と見るべきであろう。【注】郷土史学研究会発行、月刊、「風土」第一巻第七、八号による。

## (248) 松原広長公の碑と化した両頭の蛇

今村城址は、東西、南北共に六十間。その外廓は土居と堀で囲まれている。今は僅かに土居と堀の一部によつて既往をしのぶ外はないが、その城内に『松原広長公城跡』という碑が建てられている。碑の裏には『昭和十年四月御典医矢野知久恵未孫矢野京一建之』と刻まれている（写真の碑）。

◇

当時市会議員で生存中であつた矢野京一氏を訪ね（昭和十五年）て建碑にまつわる松原広長関係の談話を求めると

『その話でしたらお婆さんがよく知つていますから……』と文久二年生れで八十歳だという母堂わかさんを紹介された。

◇

お婆さんは語る——。

『今村の城主松原下総守広長公の城趾というのは、今村信用組合の南の所から、お宮裏までの間にありまして、今の青山円次郎さん、政五郎さん、鋤三郎さん、兼次郎さん、由三郎さんなどの家のある所が城内で、私の若い頃まで境界の石垣や外堀の跡が残つていました。

◇

私の生れは今村ですが、嫁入先が藤右衛門という家で、その息子の甚兵衛と一しよになりました。その家は先祖が松原城主の御典医をしていたというので、昔から薬箱などがありました。

◇

長男を小三郎といいましたが、明治三十七年八月三十日日露戦争で戦死しました。この小三郎が十四の時（明治二十七年頃）、城跡で二つ頭のある蛇の居るのを発見し、松原公の使姫（つかわしめ）に違いないといつて家で飼つていました。

◇

それからそれへと評判になつて、見世物にするからといつて香具師（やし）が入りかわり、立ちかわり買いに来ました。段々値が高くなつてとうとう五円で売りました。ところが小三郎が発見した時、三宅安四郎さんの娘も見ていたから仲間だといいだしたので、五円の中から一円を差し上げ、四円は城主様のことに使うことにして大切にしていましたところ、利に利が積つて四十五円になりました。

◇

五年前、横山慶太郎さんが言われるには〝寺山に住む者は後家さんが多い、これは松原城主を粗末にしているからだ〟と発起されていろいろお骨折りになりました。それで頭二つの蛇のお蔭で貯えた四十五円を基に寺山の人々の寄附であの碑ができたのです』。（わかさんの写真は一九四頁）。

＝松原下総守広長公城跡の碑＝

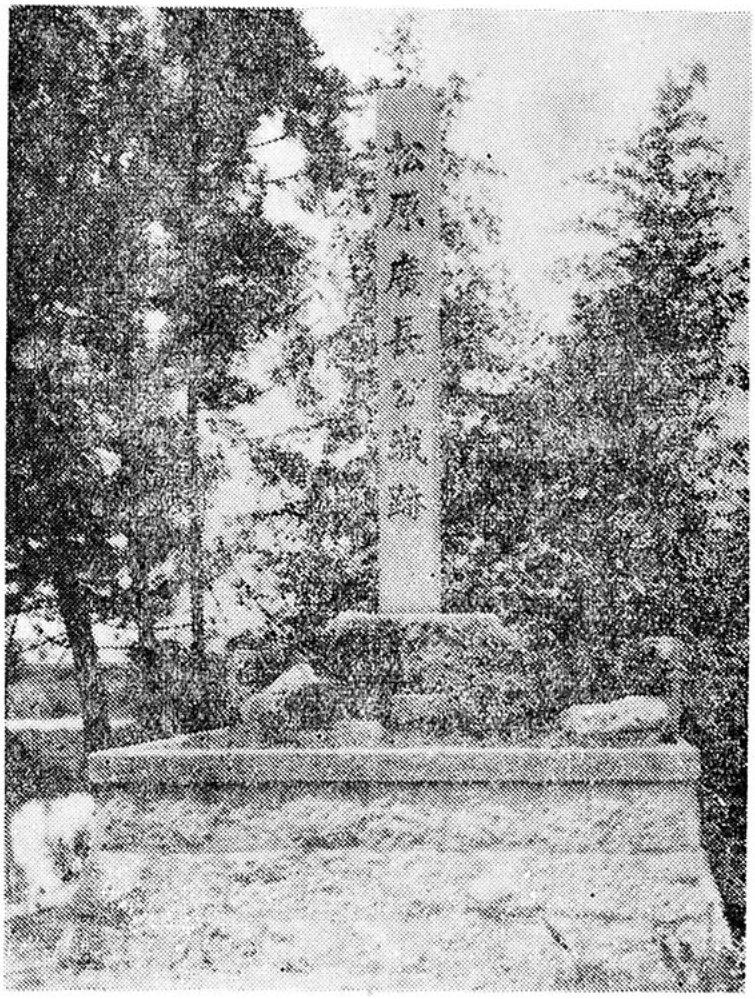


## (249) 両頭の蛇が化した本当の碑

矢野わかさんの話された「五年前……」に建てたという碑は、前項に掲げた写真の「城趾」の碑（昭和十年建設）で、両頭の蛇が化して碑となつたものは、大正四年に建てられた別個のものである。

◇

現在八王子神社の境内にある「松原広長公碑」がそれで、この点わかさんの記憶の喪失と混乱があつたと見るべきであろう。

代々今村城址に住んでいる青山政五郎（元瀬戸町会議員）氏は両頭の蛇を発見したときの一人で、当時の事情を詳しく手記されている。

◇

『二頭の蛇。明治廿五年九月、三宅安四郎所有の綿田において二頭の蛇を発見。発見者は同氏二女こう、矢野甚兵衛長男小三郎、青山要七長男政五郎にて、これを捕えたり。珍らしき二頭の蛇とて近辺近村の見物人黒山をなしたり。一週間飼育し新聞にも出たり。或見世物営業人尋ね来り、金四円にて売却しその代金は松原神社の祭典又は営繕費として寄附して積立つ。

◇

大正四年末に金五十円になり、村中協議の結果、これを基金として大正天皇御即位記念事業の寄附金を集め、松原下総守広長公の建碑に充つ。

碑を八王子社の境内に建て、村社同様常に祭祀することになり。碑文は社掌二宮正道氏の筆にて、碑文別紙の通りなり。

◇

松原広長公碑

松原下総守広長公者尾州今村城主也。為人誠忠至孝、才兼文武、篤敬神奉仏念。文明五年癸巳造営今村八王子社於城南地、寄附寺領於赤津村万徳寺、且有其徳斯民甚厚、夙有名声。然後土御門天皇文明十四年壬寅五月十五日、与春日井郡上品野村城主長井民部少輔有隙戦干安土坂、而軍不有利、不幸戦死干若狭洞、時人揖公屍葬之於赤津村万徳寺境内、所謂松原塚即是也。

◇

嗚呼自古知明才偉有為大者、多遭不慮之禍、如我広長公亦然。蓋彼領民失公如失慈母哀惜而不息。文明十八年九月二十一日相謀、建松原神社於八王子社西北端城址、而以頌其徳。明治九年易木社以石社、益表尊崇意焉、是歳遇今上天皇陛下即位御大典、臣等以何奉祝之、以何伝之万世、聊録公遺徳万分一、併而遷祠於此地、而以為之記念。大正四年十一月、社掌二宮正道書。

◇

本書の改訂増補に当つては、本項によつて前項の記述を訂正すればよいのだが、史実を取扱う上に「古老の話」というものを、どこまで信頼してよいか、という好事例として併せて記すことにした。

## (250) 長久手合戦と菱野のおでく

犬山城を本陣とする西軍（豊臣秀吉）は、小牧山を本陣とする東軍（徳川家康）に対抗して楽田に砦を築き、本陣をここに進めた。だが両雄はよういに動く気配を示さなかつた。

◇

西軍の部将池田信輝は秀吉にむかつて『家康の所領地三州、遠州の兵は手薄になつているから、その虚に乗じて、家康の本国三河を衝くべきだ』と献策した。ようやく許されて天正十二年四月六日の夜半、信輝は堀秀政、三好秀次、森長可の軍と共に長駆三河路へ向

つた。

◇

東軍は篠木村の農民と、諜者によつてこの報を得たので、直ちに水野忠重らにその後を追わせた。家康は井伊直政を前衛として北畠信雄と共に小牧山を発した。先発隊の出発は四月八日の午後七時、本隊は午後八時頃に出発した。

◇

西軍は七日午前十時、物狂坂を越え、その夜は篠木、柏井村に宿営したが、宿営地を出発したのは八日の夜（午後十時）であつた。一方東軍の先発隊（水野忠重等）はこの時刻に小幡に入り、斥候を放つて敵状を監視していた。東軍の本隊は早くもその夜の十二時頃に小幡に到着した。

◇

西軍の第一隊（池田信輝）と第二隊（森長可）は大留から、第三隊（堀秀政）は野田から、第四隊（三好秀次）は松河戸から矢田川を渡る。

九日午前四時頃第一隊が岩崎の城のあたりにさしかかると、にわかに城兵が鉄砲を射ちかけた。岩崎城主丹羽勘助は小牧山に従軍し、その留守居は弟氏重であたが、城内に立籠つて奮戦し、城兵悉く戦死した。

◇

池田の軍（西軍第一隊）が凡そ二時間を要して岩崎城を落し入れたのと時を同じうして、第四隊の三好の軍は東軍の先発隊と白山林に戦つて敗走した。この敗報を池田信輝が聞いたのは午前七時を少しばかり過ぎた頃であつた。

東西両軍が長久手に戦つたのは午前九時から正午まで凡そ三時間に亘る激戦であつた。

◇

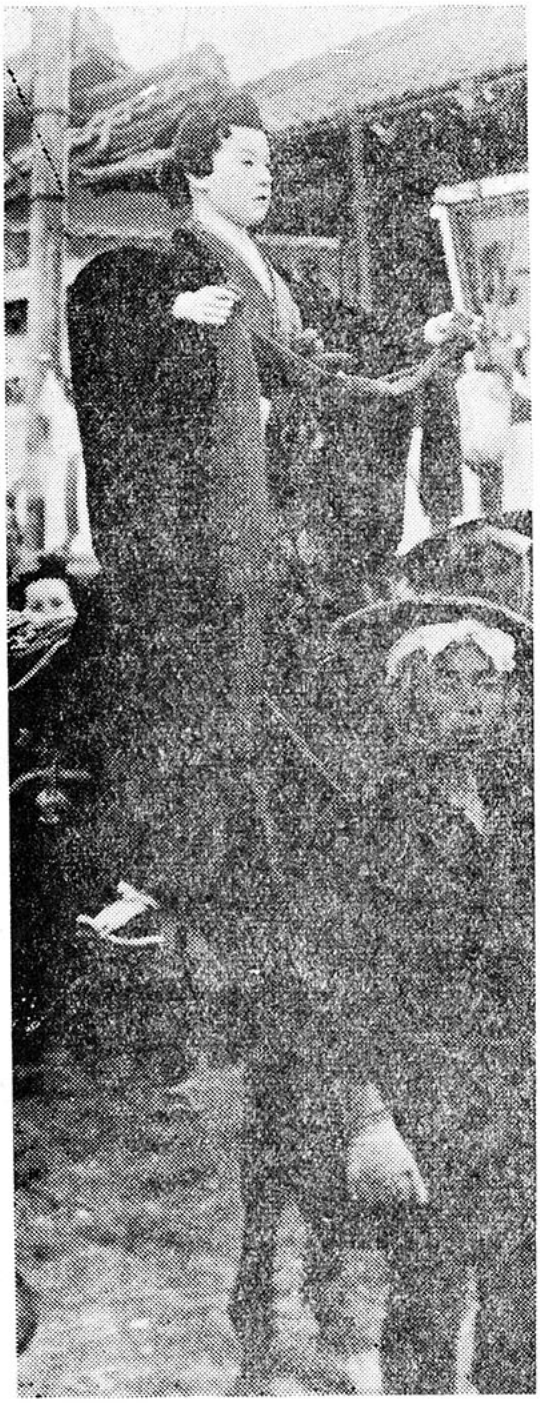

＝菱野のおでく＝

これが世にいう長久手合戦である。戦の結果西軍の敗北となつたのだが瀬戸地方には戦争らしいものが他にないため、この戦争に結びつけた伝説がいろいろと伝えられている。

「菱野のおでく」の話もその一つである。

◇

『戦い利あらずと見た池

田信輝（勝入）は、家臣梶田甚五郎に猿投神社へ戦勝の祈願を命じた。甚五郎が猿投神社参拝のため菱野村へ差しかかると、折柄庄屋の触れによつて、落武者を警戒していた村人に見つかり、多勢のために叩き殺されてしまつた。

◇

その後、村人の夢枕に甚五郎の亡霊が立つて、『猿投に詣りたい……』と訴えて悩ましつづけた。しかも打ち続いて作柄は悪く、おまけに疫病が流行（はや）るなど、村内に不幸が絶えなかつた。凡そ百年の後、時の庄屋が神に伺いをたてたところ、甚五郎の祟りだということになつた。

◇

そこで本地の原山（山田庄菱野村）に加治田神社を建立して慰霊祭を執り行うと共に、甚五郎に似た人形を京都で作らせ、それを猿投神社へお詣りさせることにした。庄屋は三度も京都に上り、ようやく人形を新調することができた。

◇

人形が到着したので尾張、三河の三十三ヶ村を人形を馬に乗せて披露し、年々の猿投神社の大祭にはこの人形を先頭にして村人が参詣した。

それ以来作物はよく稔り、疫病は流行らず、甚五郎の亡霊も現われぬようになつた。

おでくは東福寺の土蔵に納められて、近年は引き出すことが無い。

# (251) 長久手合戦のこぼれ話三題

第一話——。（尾参宝鑑）

家康の家臣大久保忠佐の長子大久保新十郎は、敵を追いかけ、いよいよ間近くなつたとき、右のあぶみを踏みはずし、乗り直そうとするところを、敵が後から新十郎のあげまき（鎧の背）を槍で突いたので、馬から深田の中に転ろげ落ちた。

仰むけに倒れてもがいている新十郎を見下した敵は『汝が如き青口ばしの首は入用なし、我は三好秀次の臣土肥権右衛門という者なり。今朝馬を主人に用立て、これまで徒歩にて来り殊の外疲れたり。この馬所望（しよもう）なり。汝はゆるゆる起きられよ。さらば』と馬に打ち乗つて行く。（土肥は今朝の戦に主君秀次の馬が傷つき、歩行難義しているので、自分の馬を与えて歩行で戦つていたもの）

◇

そこへ大久保の家臣が馳けつけて槍を差し出し、これに取りついてようやく深田から這い出すことができた。

具足を洗つて帰ろうとしたとき、土肥権右衛門の捨てて行つた槍を拾い、それを持ち帰つて事の委細を家康に報告した。すると家康は『馬も大事、槍も大切、あれとこれとを取替れば、五分と五分、よしよし』と語つた。

◇

第二話——。

永井直勝は池田勝入の首を母衣に包み、本陣に立ち帰つて『我れ一番首なり』と大音声に呼ばわるので、居ならぶ者は『今朝方より何十番という数なるに、遅れ来りて一番首とは……』と大笑した。永井も笑いながら『まずまず、首を見られよ』と母衣を開くのを見れば坊主首である。母衣串に池田信輝入道勝入の金文字が認めてあり、正しく当日の敵将である。『なるほど、これこそ一番、第一番なり』と一同打興じた。

◇

第三話——。

東軍（家康方）の一番槍は平松金次郎である。平松は先年天龍川の渡で、乗馬の蹴上げた水が上杉家の武士にかかり、その武士が怒つて平松の馬丁を斬つたことがある。そのとき平松は忍容して無事を図つたので、人々は臆病者とあざ笑つた。

その平松が臆病の汚名を雪ぐため、今日一番槍の功名をあらわした北畠信雄はその賞として五千石も与えられては……と家康にすすめたが、家康は『これ程の槍は、三河武士には、さほど賞むべきものにあらず』と答えた。

◇

平松は一番槍について賞与がなく、依然として三百石であつたから不平を抱いにいた。それを聞いた三好秀次が、三千石で召し抱えようと申し来したので、平松はこれに応じて駿府を脱走し、京都へおもむこうとした。

家康はこれを知つて追討ちを命じた。坂部次兵衛が追かけて平松に斬りかかつたが、却つて平松のため斬り殺された。後から五、六人が追いつき『汝を討てとの上意なり』と呼ばわると、平松は『是非もなきこと』とうなずき、裕然として切腹した。

◇

以上の話によつて第三話に出る平松金次郎は重之といい家康の軍に加つている確実な史料もあるから、まず疑いを入れなくてよいであろう。

第二話の永井直勝は伝八郎といい、長田直吉の子で当年二十二歳、勝入を討取る時、左の人差指を斬られている。この話にも疑いの余地がない。

◇

第一話は大久保新十郎を忠佐の長子としているが、新十郎は当年三十二歳で忠世の子。忠佐は当年四十八歳で新十郎の叔父に当る。だから壮年の偉丈夫新十郎を「汝ら如き青口ばし」と記すことも当らない。

更に土肥権右衛門に『三好秀次の臣だ』と語らせているが、彼は池田勝入（信輝）の次男三左衛門輝政の家来である。

◇

ただこの話は根もないものでなく、次に記す事実があり、それを誤り伝えたものである。

『大久保新十郎忠隣は、御馬廻りにありけるが、仰に依て御備乱れて後、乗廻し、勝入が従士土肥権右衛門逃げ去るを見て之を追う。土肥返し合せ、小高き所に在つて鎗を以て忠隣を水田の中に突き入る。土肥歩行立なりしかば、やがて忠隣が馬を奪つて取乗り逃げ行き、多勢に追いつく。是に依つて従卒宮地庄九郎、敵の馬を取つて忠隣に乗らしむ、忠隣之を憤りて又敵軍に馳せ入り首二級を得る』『秀次も馬に離れ、殆ど危く見えし所に、池田勝入が軍便土肥権右衛門、馬を取つて之を乗らしむ』（長久手戦記による）。

# (252)
# 五月の節句に幟を立てぬ宮脇

深川神社の東、宮脇の一帯には古くから五月幟を立てぬ風習がある。これについて次のような因縁ばなしがある。

天正十二年の四月、長久手の合戦に敗れた池田勝入の家臣某が、手負いとなつて本地、蓼野を経て瀬戸村へ落ちて来た。

◇

風にゆらぐ木の葉の音にも気を配りながら、身には数ヶ所の手傷を負い、弦(つる)の切れた弓を杖に、たどりついたのは宮脇の農家の軒端であつた。救いを求める落武者を情け容赦(ようしや)もなく追い出し、島中総出となつて逃げる後から追いかけた。

◇

その頃瀬戸地方は、北畠信雄(織田)の所領で、信雄は尾張、伊勢の地に百万石を領し、清洲城に住んでいた。長久手の合戦は信雄を援ける家康が、秀吉の部将を追つて大勝したのであるから、領民が敵方の落武者を追うのは当然であり土民が落武者を襲うのは戦国乱世の習しでもあつた。

◇

村人は喊声をあげて落武者を追いかけ、折柄五月節句のために用意していた幟竿を持ち出して襲いかかつた。

逃げ場に窮した落武者は大川(瀬戸川)を渡つて対岸に這い上り、前田(今の薬師町清谷昇三氏宅の東方)の沼田に逃げ込んだ。それを寄つて集(たか)つて幟竿をもつて突き殺した。

◇

それからというものは宮脇で五月幟を立てた家の子供は次ぎ次ぎに死んで行つた。神に伺つて見ると落武者の祟りだという。そこで落武者の遺骸を葬つたあたりに塚を築いて冥福を祈つたが、それ以来宮脇では五月幟を立てぬようになつた。塚を築いた場所は現在の清谷昇三氏の家敷内に当る。

◇

昇三氏の先代重太郎氏から昭和十五年に聞いた話——。

＝祠の園庭邸谷清＝

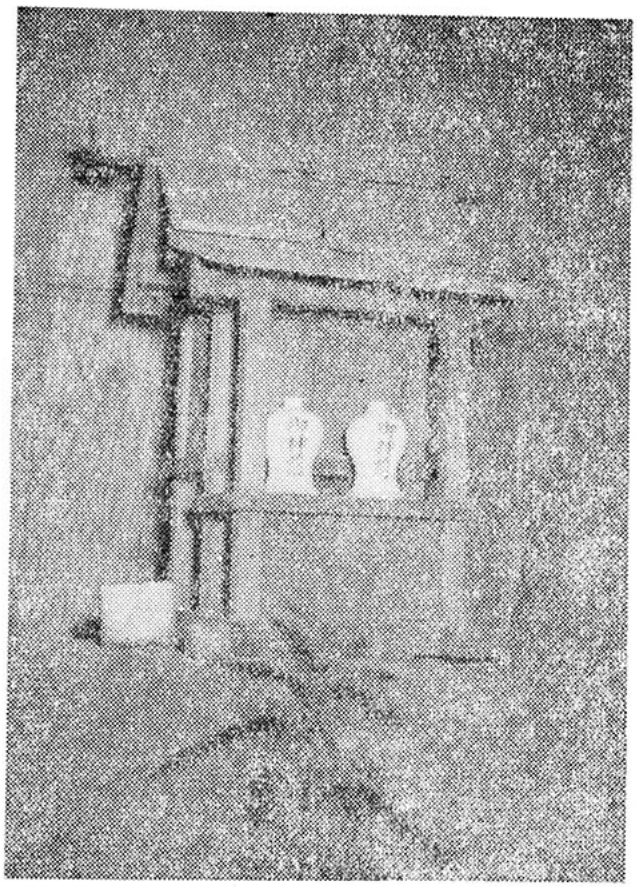

『私が父に連れられて此処へ引越したのは今から五十年前です。屋敷の内に落武者の塚がありました。すぐ西のお婆さんが子供のむつきを塚の所で干すと必ず頭痛がするといつていました。又、塚の周りを息をせずに三回廻ると、塚の中から、鎧の摺れる音が聞えると言われ、近所の子供がよく廻つていました。

◇

三十年も前でしようか、私があの塚を壊そうとしたら随分反対がありました。しかしどうしても取除けたいので宝泉寺の和尚を頼んでお経をあげてもらい、穴掘り仙助（墓穴を掘る男）に掘らせました。

仙助は二日続けて掘つたが、その後は気味が悪くなつたのか来てくれませんでした。そのため改葬もできず地ならしして倉庫を建てました。

◇

その後、家族のものが次々に死んで行くので神仏に伺うと塚を掘つた祟りだというのです。そこで坪の内（庭園）に祠を造つて祀り毎年五月の節句には特にお祀りしています。

落武者が持つていたという弓は寸九の強弓で、宮脇の愛金さんの家に伝わつており、刀は熊吉さんの家にあると聞いています』。

◇

これらの伝説について考えられることは、落武者が果して長久手合戦の池田の家来だつたかどうかという点である。

「長久手合戦記」は『敗軍の士卒案内は知らず猪子石村、名森村、高針村のあたりに散りじりに落行くを、半里ばかり追討つに二千余人討取りけり』と記し、「四戦記聞」の『長久手戦記』は『遂に勝入が後陣の兵、裏崩れして悉く三州の猿投山の方に逃亡す』とも記している。

◇

長久手合戦の池田勢は、東と北から西と南へ追い落されているから、瀬戸地方に敗残兵が流れこんだとは考えられない。

これにくらべて、この戦争より二十八年前の稲生合戦（後述）の方が瀬戸へ落武者の逃げ込む公算は大きい。（この点後述）

◇

清谷家の当主昇三氏の語られたところによれば、満洲事変、支那事変、太平洋戦争を通じて同家からは出征軍人を出していない。昇三氏は予備役の陸軍少尉で在郷軍人分会長をつとめた人だが、当時帳落ちになつているだろうと噂され、それだけでなく五人兄弟（女婿を含む）全部があれほどの大戦争に出征していない——。

これは戦争の苦痛を身をもつて体験した落武者が、清谷一家を守つたのだと広く信じられている。

## (253) 長久手落武者説を否定する文献

宮脇島に五月幟を立てない由来について「陶器図解・瓷器必要・率揮本」は興味のある記述をしている。

『瀬戸村桜川合戦。織田信長と舎弟織田信行と不和になり、弘治二年稲生合戦に信行方敗軍して柴田権六勝家、林美作守は信長に討れ死す。その時今村城主林吉之亟と狩宿村の林彌助信勝は信行方、今村へ逃げ込む。

◇

瀬戸の城主加藤光泰は信長方なる故、桜川の東に陣す。奥狸洞の峯、今に太鼓が根という。此処に水野の城主磯村左近陣す。今村境にて大合戦となる。今村、狩宿の林方敗軍討死す。名ある首は清州へ送る。

そのとき桜川の東西に遺物を十三ケ所に埋める。字十三塚という。今、山家舗（やまやしき）に願い宅地にする。

◇

この時大將信行（方）が落武者五軒島（宮脇）へ逃げ込む。島中の者群集して討殺す。その遺物薬師畑に埋む。今に塚残りあり。その因縁にて宮脇島は五月五日菖蒲節句に幟建てざるなり』。

◇

以上の記述は柴田勝家がこの戦いで討死したとか、城主名と年代などの食い違いなどがあつて万全の記述とはいえない。しかし五月幟を宮脇に立てない風習の起原を、弘治二年の稲生合戦の落武者とした点については史実とのつながりがあるように感じられる。

◇

弘治二年の稲生（名古屋市西区稲生町）合戦について記す「尾張名所図会」——。

『織田信長公は清須に居玉い、舎弟勘十郎信行は末森にあられ、那古野には林佐渡守信勝を城代として差置れけるが、弘治二年信行、舎兄信長公を討て家嫡たらん事を欲し、叛逆を企られければ、柴田権六勝家また林美作守（佐渡守信勝の弟なり）これに与（くみ）し信長公をあやぶめ奉る。是によつて清州の東、名塚村（名古屋市西区）に要害を構えて佐久間大学を入置守らしめらる。

◇

かくて長雨降りつづき、於多井川（庄内川）洪水の折を待ちうけ八月二十四日の早朝柴田権六一千余騎、林美作守も千騎ばかりにて打出、名塚の城を攻め撃んとて押寄たり。にわかに構えたる砦なれば抱えがたくやありけん、大学水練の達者をえらびて於多井川を渡らせ清州に告しかば、信長公即時に出馬し馬を早めてはせ来り、於多井川の大洪水を乗り越し玉へば、権六、美作守も西北をさしてかけ向う』（中略）。

◇

戦闘の結果は林美作守の討死、柴田勝家の敗走となつて終結した。同書はその終りを『勝家かなわじとや思いけん、ほら吹いて（退陣の合図）逃げければ、味方勝関を作りて小幡、守山まで追付にうつほどに、二百騎をぞ討取ける。雑兵ども首数七百餘を以て清州へ帰陣し玉いけり』と結んでいる。

◇

長久手合戦のときよりも、この合戦の方が瀬戸地方へ落武者が逃げ込む公算が大きいといつた（三二九頁）のはここの事で、宮脇に五月幟を立てぬ原因が幟竿で落武者を殺したことになつているが、長久手の場合は四月九日、稲生の場合は八月二十四日であつて、いずれの場合にも五月幟は立てられていない。仕舞つてあるものを持出したのならば節句の前後には関係がない。しかし伝説を史実によつて詮議立てすること自体が、無駄な努力とも言えるのである。

# (254) 区々まちまちの十三塚の由来

「瀬戸町誌」は十三塚について『町西端安戸にあり、古墳にして明なるもの十一、其二を得ず。且古墳の由来伝うる所なし』（大正四年刊）。

◇

「瀬戸一覧」は『十三塚。今村境に有り、昔松原下総守は今村、赤津村の郷主たり。頃は文明十四年桑下殿之不快を蒙り数日合戦に及ところ利あらずして西をさして敗走す。其時数多の軍兵討る。此辺りに塚を築き討死の者を埋む、塚数十三あり、故に字を十三塚という』（弘化三年編）。

◇

「陶器図解、瓷器必要、率揮本」の十三塚について記すところは三三〇頁上段所載（明治三十年刊）の通り弘治二年の稲生合戦によるものとしている。十三塚についての記文は以上の三つに尽きるのであるが、そのいずれかを取り上げて断定を下すだけの根本資料に欠けている。

◇

ところが本書の初版に「安土十三塚の伝説、丙午を呪う乙女」と題して記載して以来、僅か十五年間に広くこれが信じられて来た。この話は陶芸家であり、著述家であるK氏の投稿を大瀬戸新聞に載せ、それを採録したものであったが、改訂増補版発行にあたり、K氏から『あれは創作だから載せないでくれ』との申入れがあった。この話を聞いてK氏の良心的な態度に敬意を表すと共に、初版の記事を原文のまま掲げて伝説の生れるまでの一形態として眺めたい。

◇

「瀬戸の桜川の両岸に十三塚といって塚が十三あった。蒼田の中に二つ、丘の上に一つ、林の中に五つ、畑中に三つ、都合十一は日露戦争の頃までたしかに残っていたという話。

これが明治の晩年から大正年中に瀬戸の市街が西へ西へと発展して行くにつれて、林は伐採せられ丘は追払われ、田は埋立られて住家や工場や、街路の下に其の塚の多くは隠れて今はその一、二を残す

二尊像址の北詰西圏森二

のみである。

◇

『この塚は馬が病気になるとお詣りするから大方昔馬が疫病で倒れたのを塚にしたのだろう』とは瀬戸の言葉であるが、十三頭も三丁四方位の場所で馬が倒れるなんて、如何に疫病だつて可笑しいではないか。

一時に十三頭の馬が死んだとすればどういう疫病であつたろうか。又それとも年々此処を馬が通過する毎に死んだとすればいよいよ伝説めいて来る。

◇

同じ月同日の同刻に此処を馬が通ると一頭づつ何うもしないのに死んで、それが毎年つづいて十三年目に漸く里人の気付いた時、何処から来たのか一人の卜者がいうには

『昔瀬戸の村に最も美しい青年と乙女があつた。それが瀬戸川を隔てて北と南の山裾に住んでいたが、月の冴えた夜な夜な彼の美青年は川の北の家を出て堤へ来て、川南の美しい乙女の家の灯の見える処で笛を吹き鳴らすのであつた。

◇

美しい乙女はその青年を人知れず慕つていた。そして二人の間に縁談が持ち上つた。乙女が丙午である故にこれが破れた。乙女は身も世もあらず是を悲しみ、遂に瀬戸川へ身を投じて死んだ。

その亡骸は安戸の桜川の出合の所であがつて葬られたが、今尚彼の美しい乙女の靈はこの桜川の附近を、さ迷いながら地上のありとあらゆる馬を呪つているというのである。

◇

馬の年々倒れるのは彼の乙女の死んだ命日である。茲に馬の死んだ場所に各十三の塚を築いて、その塚の上に桜を植てやれば彼女は冥福して年毎に桜花となつて永久に咲くであろう』と教えて立去つた。

塚は間もなく里人に依つて築かれた。それが十三塚であると」

以上がその全文である。【注】初版に「森橋西の十三塚地蔵様」と説明してここに掲げた写真を載せているが、十三塚とは無関係で、現在は橋の西詰よりやや北へ移し、名鉄線路の南側に安置されている。『島中安全、申新田』と刻まれていてその由来は判らない。

## (255) 古墳の石カクで造つた庚申塚

『元禄年間の調査によれば、瀬戸村に岩窟九処ありて（今深川神社内に其一存す）これ或は穴居の遺跡ならん、その一たる五位塚（後世その石を撤去し運んで瀬戸に持ち来り、庚申塚とせしなり）に散落せる器物の缺片は、土器の上期に属する形式にして、此地に於て焼きし遺跡なく、其穴居時代に使用せしものなるべし』と寺内信一（半月）著「尾張瀬戸・常滑陶瓷誌」は記している。

◇

また「瀬戸一覧」には『岩穴。二ケ所深川神社の両脇にあり、長

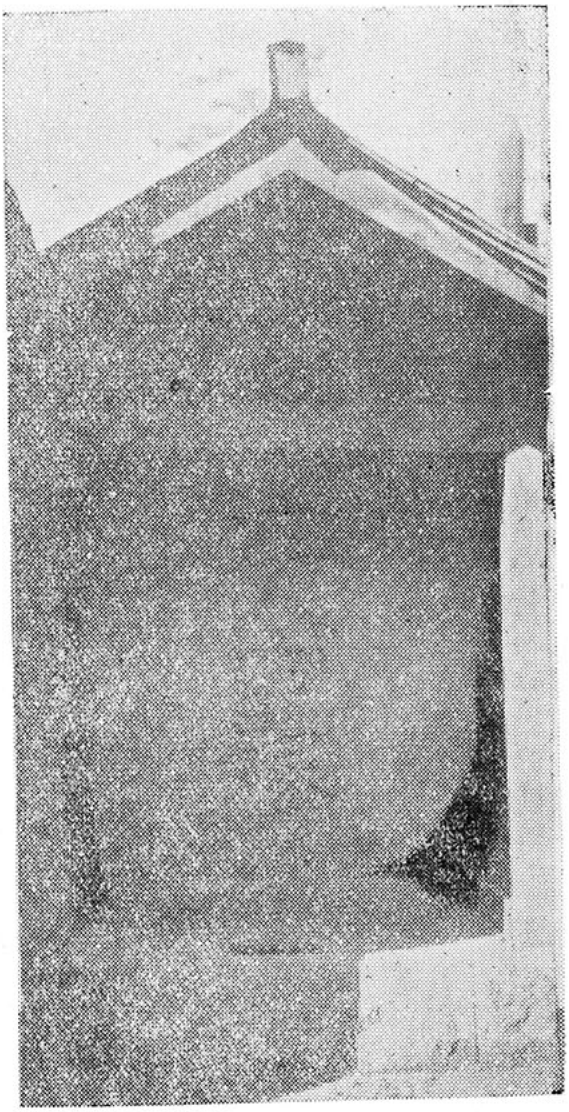

現在瀬戸の旧村内にある庚申塚のうち、一見して古墳の石材を利用したと思われるものが四ヶ所あつて、その中で年号を刻んだものは『文政五年』となつている。そこで後世――とは文政五年と見るべきであろう。

◇

庚申塚の一、東郷町北「山の神」境内の奥まつた所に建てられている。これは元の伝馬町、真郷山の神の三部落の道の辻に建てられていたものを古墳造りの場所へ移したものである。

二、その二、南本町の栄国寺境内の西手塀添に石地蔵と列んで建てられている。これも元は茨の墓地附近の挙母街道に面していたものをここへ移したので、石地蔵も同時に移されている。

◇

その三、洞の山の神が祀られている山の頂上にある。現在は倒れたまま放任され、しかも二つに割れている。傍らの南無阿彌陀仏と刻んだ石碑も材質といい、製作年代といい、ほぼ同時代と推定されるものだが、それには文政五年十月と彫られている。

◇

その四、新道町の朝日湯前に建てられているが、元はも少し西手にあたる加藤伝兵衛屋敷の東端に旧道添いに建てられていた。これには『文政五年壬午十二月』と彫つて建立の年代を明らかにしている。（写真はこの庚申塚）。

◇

尚、五位塚については品野町に伝わる古記録に『現在の五位塚の考古学に関する知識の乏しい時代には古墳を『大古、火の雨が降つた頃の住居址だ』といい伝えられ、古老の中には現在でもそれを信じている人もある。

弘化年間の「瀬戸一覧」の編者や、明治三十年頃の寺内信一が古墳を住居址と取り違えたのも無理からぬことである。

◇

寺内信一の著述の中に『五位塚を後世撤去して瀬戸で庚申塚とした』という条は興味あるもので、これは元禄時代の記録が基になつているが、後世というのはいつ頃を指すものだろうか。さ三間横二間余、一ヶ所安戸にあり、一ヶ所五位にあり、一ヶ所細倉にあり、一ヶ所高塚にあり、三ヶ所東ヶ根にあり、又奥瀬戸にもあり、此岩穴は神武天皇大和国長髄彦を亡すの頃、尾張国海部氏を亡す。その頃土蜘蛛の住所なり』とある。

あたりを馬場といい、〝こひ塚〟と呼ぶ五つの塚がある』と記されているから、瀬戸へ運んで庚申塚を造つたのはこの古墳群の一つであつたことになる。（郷土史学研究会発行の風土第一巻第三号による）。

# (256) 治右衛門霊夢により地蔵を掘出す

背戸川町（加藤庄平氏の丸窯の下）の三叉路の角に祠られている地蔵尊を「掘出し地蔵」という。七月二十三日が縁日で、その夜は参詣者で賑つたが、今はさびれている。

◇

この掘出地蔵の由来については、この祠の前の製陶業加藤治右衛門家に深いゆかりがある。同家に代々伝わる口伝によれば、初代治右衛門がある夜寝ていると、その枕もとに地蔵菩薩が現われて『我は元観音山にありし地蔵尊なりしが、世の遷り変りのため、今は汝の家の東、柳吉屋敷の池中に沈めり、疾（と）く掘り出して祀るべし。あなかしこ、あなかしこ』と告げた。

◇

夢ともなく現つともなくお告げを聞いた治右衛門は、翌朝夜の明けるのを待ちうけて、家族総がかりで池さらえをした。

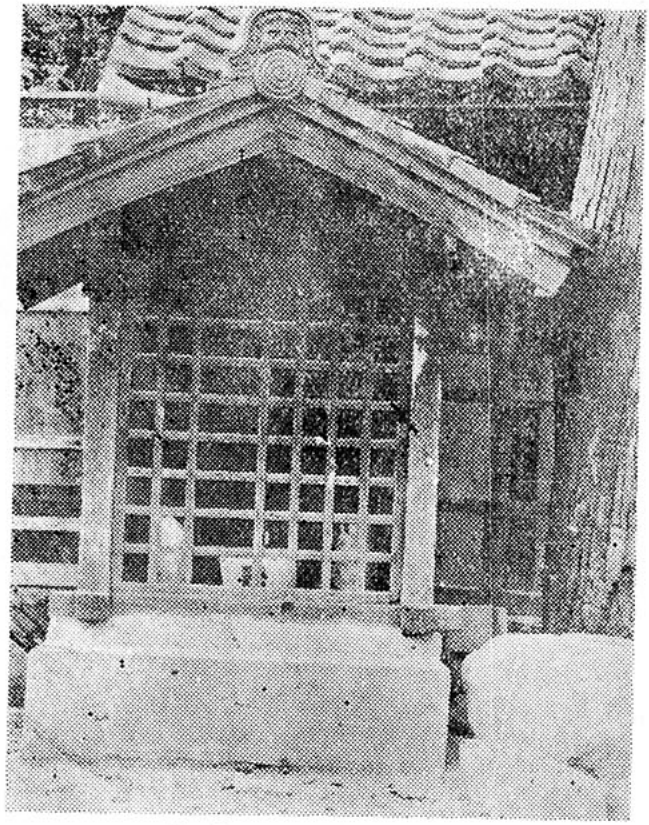

＝祠の藏地し出掘の根の湯＝

池底の泥の中から石地蔵尊が発見されたので、今更らながら霊夢の有難さにうたれ、早速浄めて宝泉寺の和尚を招き、現在の場所へ祠つて供養した。これが掘出し地蔵の由来である。

◇

地蔵尊を掘出した治右衛門がいつの時代の人であつたかはつきり判らない。明治五年の旧戸籍「名古屋管区第四区戸籍」によれば、治右衛門の名が世襲されていることが判る。

瀬戸村百五十七番屋敷

父加藤治右衛門亡　加藤治右衛門　年七九
（明治五年五月亡禅海知航居士）

治右衛門の長男　加藤　咲四郎　年四九
（明治十二年亡禅山実道居士治右衛門襲名）

右咲四郎の長男　加藤　武三郎　年一九

瀬戸村百五十八番屋敷

加藤咲四郎の弟　加藤　柳吉　年三六
柳吉弟　加藤　孫三郎　年二四
柳吉の長男　鉄太郎　年九
同　次男　松太郎　年四

【注】以上の年齢は明治五年現在である。

（通名安吉、後に治右衛門襲名死亡）

当主加藤治右衛門（昭和十五年現在）。

◇

石地蔵が沈んでいた池の持主柳吉という人物もいつの時代の人か判らないが、同じ戸籍簿によると、咲四郎の弟に当る人物に柳吉があり、その番地も続きになつている。

# (257) 佐吾八地蔵と明智光秀の箸

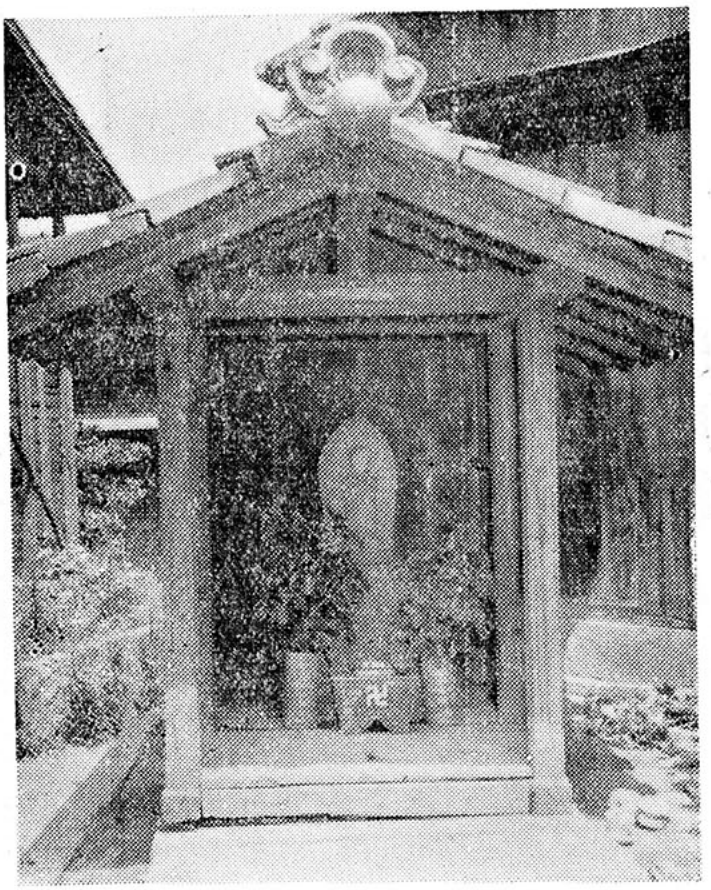

＝西郷町の佐吾八地蔵＝

明治から大正にかけて北新谷の掘出し地蔵、南新谷の地蔵（三三三頁）。郷の佐吾八地蔵は瀬戸の三地蔵といわれ、毎年の縁日にはお詣りで賑つたものである。

◇

郷の佐吾八地蔵——。

中橋の広い通りを西郷町から東へ、伊藤伊平氏宅の方へ行く道をちよつと行つた北側に、お天王さまと並んで祠られているのが佐吾八地蔵である。毎年七月十七日の縁日には、宝泉寺から役僧が五、六人も来て盛んな供養が行われる。

◇

この石地蔵は現在上陣屋に住んでいる伊藤稔氏の祖先に当る佐吾八によつて建立されたもので、そのため佐吾八地蔵と呼ばれている。地蔵尊の台石には『文政九年二月、施主伊藤佐吾八』と刻まれている。

佐吾八の家は代々この地にあつて、大きな竹籔に囲まれていた。

この籔が瀬戸の雀のお宿になつていて、稔氏の父が新之助、祖父を新藏といつたところから、「郷の籔新」と呼ばれていた。

◇

さて佐吾八地藏は、子供の夜泣きを止めてもらえる。弱い子供を丈夫にしてもらえるというので隨分遠くからの參詣者があつた。ところが明治三十五、六年頃、この附近で熱病が流行したので、占つてみると地藏さんを粗末にしている祟りだという。早速しらべて見ると、元は屋敷つづきの籔の中に祠つてあつたものを、郷の新墓に移してあることが判つた。そこで附近の人の手で連れ戻し、現在の場所に祠られている。

◇

伊藤稔氏の宅に伝わる家宝の中に、明智光秀が使用したと言伝えられる箸がある。古い桐箱に納められ、箱には『将軍光秀公御箸』と記されている。

箸は長さ一尺の黒漆塗りで、桔梗の定紋が蒔絵されている。この箸がいつの頃から、どうした因縁で伝わつたものか不明だが、箸箱には稔氏の祖父新藏の名が記されている。

◇

この箸で夜泣きをする子供に物を食べさせると奇妙に癒るというので、方々から借りに来た。新藏の時代に家内に病人が絶えないので占つてもらうと、家宝を大切にせぬからだという。気付いてみると光秀の箸を貸したまま、それからそれへと転貸されていたので、早速探し当てて取り戻した。その後は病人が後を断つたという。そこで箱を作つて大切に保存するようになつたとのことである。

## (258) 弥藏觀音・弥藏弘法・眼墓觀音

洞の元市会議員加藤親治氏宅のあたりから北へ細道を登り切つた山の頂きを彌藏ヶ嶺という。頂上に立つと眼の下に拝戸の人家が見える。其処の石室のように作られた場所に祀られているのが彌藏觀音である。

◇

できものを癒す觀音さまとして知られ、遠近からの參詣者が絶えない。毎年七月十八日の夜は緣日になつていて特にお詣りも多い。この觀音に願がけして全快すれば、お礼まいりに七種（なないろ）の菓子、又は百だんごを供えることになつている。

◇

向つて左に祀られている「人馬安全天保四年巳四月吉日」と刻んだ石像が彌藏觀音で、向つて右は「慶応四年辰三月廿一日、恵林明可信士」と刻んだ石像で、これは加藤親治氏の祖父弘三郎（慶応三年五月十九日亡）を祀つたものである。弘三郎が『腹の痛むものは、私を頼めば癒してやる』と遺言したところから、死亡の翌年三月廿一日の弘法大師の緣日に「弘法様」として祀りはじめたものである。

◇

彌藏觀音について洞の加藤博助、水野武夫の両氏に、その由来を

たずねる——（昭和十五年）。

彌藏觀音として祀られているのは、武夫氏の高祖母に当る人で、俗名は判らないが「梅心妙量信女、天保二年三月廿七日亡」である。その子孫が龍吉——信助——重太郎——武夫と続いている。

◇

博助氏が幼いころ祖母から聞いた話——。

『彌藏觀音となられた水野さん方のお婆さんは、いつもできものを出しておられた。お婆さんは生前口ぐせのように、私はできものの苦しみ続けたから、私が死んだら祀つておくれ、きつと癒してあげるといつていた。それで彌藏ヶ嶺にお祠りしたのだが、不思議に御利益があるので遠くからお詣りする人がある』。できものに若しんだ老婆の悲願を達成するため、死後三年目に建てられたのが彌藏觀音である。

◇

博助氏宅の南にあたる山の中腹に「眼墓觀音」という石碑があると聞き、博助氏の案内で調べると『天明三年四月三日、快運妙慶信女』と刻まれているが、誰人を祀つたものか判らない。眼墓觀音というのだから、これも眼病に苦んだ人の遺言によつて建られたものと想像されるが、彌藏觀音よりも一時代古いので、伝承も廃れ、世人からも忘れ去られたのであろう。

## (259) 紺屋田池の地蔵・えびす橋・常夜燈

紺屋田池の堤防の上に地蔵尊が祠られている。紺屋田池といつても今では殆ど埋立てられて自動車の車検場と練習場になつているがこの地蔵尊は池で投身自殺した者のために、その霊を慰めると共に自殺防止を祈つて建てられたものである。

◇

地藏尊の台石の正面に『三界万霊塔、往来安全』と刻み、他の三面には『明治三十二年七月吉日建之。発起者加藤吉左衛門、清水哲三郎、柴田半左衛門、石工中品野長江直七。

◇

加藤久兵衛、加藤幸太郎、竹内新太郎、加藤繁十、加藤李左衛門加藤節助、加藤竹三郎、加藤繁太郎、加藤留助、加藤吉郎、加藤良吉、加藤正七、加藤喜八、加藤喜三郎、高島仲二郎、水野作四郎、伊里富市、鈴木清五郎、水野松五郎、長江重松、大津留二郎』と寄附者の名前を連ねている。

◇

蛭子町の祖母懐川に架けた橋を蛭子橋（えびすばし）という。橋の名は町名から生れたのでなく、この橋が架けられて遥か後に橋名を町名に取り入れたのである。

明治十七、八年頃までは橋らしいものはなく、川原の水の流れているところに、僅か一枚の板が渡してあつて、通行人は川原へ下りてこの板橋を渡つていた。

◇

しかしこの道は宮脇と郷、洞と、そして南新谷とが交叉する唯一の通りだつたので村民の不便は一通りでなかつた。その頃郷の窯焼に文兵衛という人（高島幸之助氏の祖父）があつてこの川に橋を架けることについて一策を考え出した。

◇

当時、商家は勿論のこと、窯焼までが恵比寿講といつて、毎年十月二十日に年一回の大振舞いをしていた。これに眼をつけた文兵衛は、一年を限つてこれをやめ、その費用を架橋費に寄附するよう説いて廻つた。こうした提唱が容れられて寄附も集り、橋も立派に架けられた。

◇

橋が出来て交通の利便がよくなり、その費用も大振舞いに費つてしまうものから転嫁されたので一石二鳥の妙案であつた。そして長く後世まで喜ばれたのであるが、それ以来恵比寿講の振舞が淋びれて来たので、心ない女、子供からは「文兵衛の仕わざ」と恨まれたそうだ。

◇

深川神社の正面参道が瀬戸川端の道まで伸びた所に古くから二基の石燈籠があつた（本書表紙扉絵参照）。

◇

今宮前橋北詰の石鳥居の下に移されているのがそれで、往時は常夜燈として点火されていた。

『文政七年申九月吉日、江戸瀬戸物支配人中、江戸問屋中、大阪瀬戸物支配人中、名古屋染付焼御蔵元中』と刻まれている。

## (260) 子供の夜泣をとめる品野の又サ

西谷墓地の入口の角を少しばかり西に寄つたところに、香華の絶えない小さな墓がある。墓碑面には「品野又治郎」とだけ記されているのも異例だが、品野というのも名字でなく、品野村の又治郎の意である。

◇

品野の又サは宿なしの大酒飲であつた。今の言葉で言えばルンペンであつた。大正初期の瀬戸の街の景物として、欠くことのできない在在だつた。

血走つたような、それでいてどこか空虚（うつろ）な眼ざしで、あらぬ方を睨みつけ、ぶよぶよの赤鼻をうごめかし、もじやもじやの頭髪を打ち振り、ぼろぼろの着物の前をはだけ、肩をいからせ、一足ごとに踏みしめて歩き、握りしめた拳骨は節くれ立つた大男——これが品野の又サであつた。

◇

酒が切れては一刻も過せぬという又サは、いつも酔つていた。若し又サから酒を取り除けたら、その後に何が残つたであろう。又サは今日はどこに葬式がある。どこに婚礼があるということを不思議に知つていた。

瀬戸中の葬式に又サの姿を見ないことは殆どなかつた。坊さんが来ても、又サが酒を飲みに来なければ葬式が出ぬとまでいわれた。

婚礼があると、酒を徳利に入れて五合なり一升なり必ず持たせたものだ。

◇

街頭を瓢々と踉々と漫歩する又サを見ると、町の子供達は「又サが来たア」といつて恐れた。しかし又サは異様な風体で街を練り歩くだけで、決して悪いことをしなかつた。それだけに一般からは可愛がられ「又サ」と愛称されていた。

瀬戸の親達は子供が泣き止まぬとき『それ、品野の又サが来たぞッ』といつておどかした。

◇

又サは品野の鳥原の生れであつたが、名字などを呼ぶ者はなかつた。その家族についても知るところがない。

郷の池紋の窯の中で、窯出し後の余熱にあたたまりながら死んでいた又サの遺骸が発見されたのは、大正七年十一月十七日の早朝であつた。

◇

‖西谷墓地の又サの墓‖

西谷の墓地に葬られた又サは、誰れ人の手によつたものか「品野又治郎」という墓標までも建てられた。生前は子供のしつけに利用された又サが、死後又サの墓に詣ると子供の夜泣きが止まる、かん虫が癒るといわれ、今に香華が絶えないばかりか、時には酒さえも供えられている。

# (261) 機織池その他新居の伝説

むかしといつても、もともとこの伝説を生んだ新居の村そのもの.が、志談の豪族水野又太郎良春によつて康元元年（一二五六年）に

開拓されたのだから。鎌倉の執権北条時頼の時代以後のことであるこの話が室町期だつたのか、それとも織豊期だつたのかという点も明らかでない。

◇

新居（旭町）に大きな池があつて、来る年も来る年も雨期になると堤が切れて汎濫し、作物を押し流す水渦が続いた。幾度堤普請をしても防ぎきれないので、村人が占者に占わせたところ『五月朔日に機織道具を持つた女がこの池の堤を通るから、それを捕えて池の中に投げこみ、その後で堤を築けば水害を逃れることができる』といつた。

◇

村人はその日の来るのを待つて、池のあたりにかくれていると、機織道具をもつた若い女が通りかかつた。寄つてたかつて女を池へ投げ込んで殺してしまつた。
それ以来堤は切れなくなつて、水害の厄を逃れることができた。

◇

ところが、その後この村では、女を殺した五月朔日に機を織る者があると、必ず狂い死した。これはきつと機織道具と一しよに池に沈めた女の祟りだといわれ、その菩提をとむらうために池の近くに一宇の寺を建てた。それを道浄寺といつたが、寺は廃れ、池も田圃となり、今では平池の北の山裾に堤の址が残つている。

◇

これは名古屋築城にからむ伝説の一つ——。
新居の甕石（つんぼ石）はかつて瀬戸電の停留所名にもなつていたので広く知られている。つんぼ石は瀬戸街道と御成街道との岐れ道にある石で、小石を持つてお詣りすれば耳の遠いのが癒ると伝えられている。御成街道というのは尾張藩侯が定光寺へ参詣するために通行した道筋である。

◇

さて名古屋築城の際には各地から石材を搬出したが、この石もその一つである。
或る大名の命をうけて水野村あたりからここまで運んで来た宰領の武士が、その重さに堪えかねてここで捨ててしまつた。
そして村人に『後日城普請の役人が、この石について吟味しても、お前達は皆つんぼを装つて、何事も答えるな、もしも事実を告げたなら村の者を一人残さず斬り殺すぞ』とおどした。

◇

後日役人がやつて来て、この石について尋ねたが、村人はつんぼの真似をして答えなかつた。役人はあきれて『さてさてつんぼの多い村である』といつて引上げた。
それ以来誰れいうとなくこの石をつんぼ石と呼ぶようになり、耳の遠いのが癒るといわれるようになつた。

◇

新居の山の田の孝女の話——。
山の田に大へん孝行な娘があつた。年頃になつても他家へ嫁がず病気の母を介抱していたが、ある年、夏が来ても家が貧しいために蚊帳をつることができなかつた。
毎夜寝もやらず母を扇いでいたが、たまりかねて洞光院の本尊釈迦如来に祈願すると、たちまちの内に蚊が居なくなつた。孝女の住んでいたと伝えられる所は現在では水田になつている。

# (262) 妻の神・椀かし岩・勘助の嶺

品野町の下半田川の東部に妻（さい）の神という祠がある。その祭神について次のような物語りが伝わっている。大昔この地に美貌の兄妹があつた。それぞれよい配偶者を求めたが得られないので、それを求めて別れ別れの旅へ出た。数年の間、妻を求め、夫を探して旅から旅を漂泊したが、心にかなうものが見当らなかつた。

◇

やむなく故郷に帰つて見ると、そこに待つていたのは夢に描いた理想の配偶者であつた。互に言い寄つてみると意外にもそれは数年前に別れた兄であり、妹であつた。

兄妹はそれを恥じ、世を果敢なんで自殺した。二人を祠つて妻の神といい、男女縁結の神として参詣されている。

◇

さいの神は、日本原始神の一つで「古事記」の道反（ちかえしの）大神。「日本書紀」の来名戸之祖（くなどのさえの）神。などの混交合一したもので、塞神、道祖神、妻神、齊神などの文字を当てている。

古くは道路安全の神として崇められていたらしいが、「扶桑略記」「今昔物語」の影響をうけて生殖器神と見られるようになり、近世では男女良縁、男女下病の平癒の神と信じられるようになつた。妻神の文字を当てたのもそれ以後のことで、この伝説もこの当りに根ざしているのではあるまいか。

◇

品野町の岩屋堂に椀かし岩というのがある。昔この地の浄源寺で人が集るとき、膳椀が不足すれば、住職がこの岩へ行つて『膳椀何人前お貸し下され』と頼むと、翌朝それだけのものが岩の上に置かれていた。

返すときは岩の上に運んでお礼を言つておけば、翌朝には取片づけられていたという。

◇

あるとき過つてお膳一個を壊したので、不足のまま岩の上に返しておいたところ、その後はいくら頼んでも願いがかなえられなくなつたという。これに類した話は愛知県下だけでも五、六ケ所以上も伝えられている。とにかくお寺にかぎらず何かの催しで人が集まれば膳椀を必要とし、不足分はどこからか借りるより他はない。それを返すとき個数が不足したり、壊したりしたので貸してくれなくなつたというのがこの種の伝説すべての筋となつている。

◇

下品野の落合に勘助の嶺（ね）という山がある。この地名は品野城攻めのとき、丹羽勘助氏清がここに陣取つたことから生れた——という説もあるが、そうした史実を証明するものはない。

明徳元年九月十六日に、神明社を伊勢から下品野村に迎えたときの

一人に村上勘助という者があり、更に勘助の嶺に陶窯址が現存する点などから推して、村上勘助の窯址と見ることの可能性が強い。

◇

現に品野神明社の境内の石燈籠に『明暦四年戊戌林鐘吉日、品野村、村上長次郎』と刻んであるが、この長次郎の子孫が加藤新右工門（徳川時代の御窯屋）である点からみて、勘助の一族と考えられないこともない（五四頁参照）。

# (263) 幡山村史の資料が物語る伝説

幡山村が瀬戸市と合併する前から、村史の資料として村役場に保存していたものに、明治二十年に菱野の伊藤豊雄と、山口の大津賢廉の二氏によつて編まれた『菱野村、本地村、山口村の地誌調』と明治四十一年と昭和七年に幡山西部農業補習学校編の『郷土教育資料』とがある。どちらも貴重な文献だが、その中から伝説について二、三摘出しよう。

◇

誉治塚（ほんじ塚）——。

幡山の本地坂下に古墳がある。それを誉治塚という。元は中高に盛り上つた草丘だつたが、今では開墾されて二十坪ばかりの耕地になつて、僅かに塚の形を止めているにすぎない。

◇

言い伝えによると、応神天皇の皇子誉治別命の御陵だという。「国史類聚姓氏録」「尾張風土記」等に誉治別命はこの地の県主であり、御陵は尾張国山田県誉治の里の山上にあると記されている。

◇

長命井——。

昔本地の上田に尼寺があつて、長命の井戸という名水があつた。これを飲料とした尼僧は代々長命であつたが、中でも随円という尼僧は百三十六歳の長寿を保つたという。

そうしたことから誰れいうとなくこの名水を長命の井戸と呼ぶようになつた。

この話がいつの時代のことか、この寺がいつ創つていつ廃れたのかも明らかでない。随円が日常用いたという茶釜や、尼寺の薬師如来などが本地の海雲山正覚寺に移されたといわれているが、その寺の所在さえも判らない。しかし長命の井戸の跡は今もなお泉となつて清水がこんこんと湧き出ている。

◇

物見ケ嶺——。

旧幡山村の東端、西加茂郡と境を接するところに物見ケ嶺という山がある。高さ九百尺、愛知郡第一の高峰である。【注】幡山村は昭和三十年二月十一日瀬戸市に合併されるまでは愛知郡の中にあつた。

この山に登れば西は遠く伊吹山まで、南は遥かに渥美半島まで一望の中に収められる。この頂上に立てば十個の城が見えたところから

又の名を「十城ケ嶺」とも呼ばれた。

◇

現在山頂には数十個の巨岩が天然の塁になつて、過ぎし日の要害の地であつたことを物語つているが「尾張志」は、武田信玄が戍（いぬ）兵をここにおいたと記している（三一八頁参照）。戍兵とは監視哨を指すもので、この巨岩を物見岩ともいわれている

◇

高塚ケ峰——。

明治三十五年頃砂防工事の際、掘起して剣や土器を出土したが、元の様にそれらのものを埋めた。貴人の墳墓だとは想像されるがそれが誰人のものであるかは判らない。

## (264) 赤津のうなぎ洗い・水野の大平寺址

赤津では日照りが続いて旱魃になると「雨乞の軸」を持ち出して雨乞いをした（三〇四頁参照）。それでも雨が降らないと、最期の手段として「うなぎ洗い」という雨乞いを行つた。

◇

いつの頃から創つたことか判らないが、雲興寺の書院裏の池を干して、中のうなぎをあげてこれを仏堂に供へ、御祈禱をすると必ず雨が降つたという。

幕末の名工春岱が、旱魃の年に名古屋へ往復する道々、雲興寺のうなぎ洗の霊現を語つたので、沿道の村々からも祈願のために続々お詣りした。

◇

この話とは反対に、雨降りつづきで窯焼が困る年には、赤津の窯焼は窯取締の家に集つて千巻経をあげ「日乞い」という一風変つた祈禱をした。

祈禱がすんだ後は皆で飲んだり食つたりしたものだが、この方は雨乞いほどの真剣さはなかつたようである。

◇

下水野の八幡社の裏に岩石を積み上げた岩窟があつて、中は六、七畳敷位もあり、天井の高さ凡そ八尺、入口は巾五尺、奥行は六尺程もある。昔海丸という世捨人が住み、和歌をよくし、村人が蕎麦や大根などを与えると短册に和歌を記して返礼したという。それ以来この岩窟を海丸の穴といわれた。

古墳の址に世捨人が住んでいたものと思われる。

◇

中水野に唐沢という土地がある。徳川八代將軍吉宗が紀州から入つて將軍職を継ぐに当つて、尾張藩士等は、藩主五代宗春を擁立しようとした。尾州家は御三家の随一であるから、他家によつて將軍職を継がれることを心よしとせず、この土地に藩士等多数が集つて気勢をあげた。

しかしその甲斐なく、全く空騒ぎに終つたので「からさわぎ」が転

じて、唐沢の地名になつた。——この話はこの地方に伝承があり、「東春日井郡誌」も又そのように記しているが、いささか附会するところがあるようだ。

◇

中水野の大平寺址——。

中水野の山中に字大平という土地がある。古く大平寺という寺があつたが、玉野、岩割瀬方面に檀家があつて玉野川を渡つて往き来することの不便から、いつの頃か玉野に寺を移したと伝えられている高蔵寺町玉野に臨済宗妙心寺派定光寺末で普光山大平寺がある。寺伝によると、明応六年（一四九七年）に同所の字南屋敷に建立されその後現在の地に移されたとなつているから相当古い寺である。古い寺伝は消滅しているが、この寺が南屋敷に建立される以前に中水野の山中に在つたと想像してよいであろう。

# (265) 「陶家今川准状」河本礫亭氏蔵

＝「状准川今家陶」の蔵所氏亭礫＝

陶芸家河本礫亭氏が所蔵されている古文書、古記録の中に、安政五年加藤兼太郎筆の「陶家今川准状」というものがある。

◇

『陶家今川准状

一、毎年早春より細工土寄せ候事。
一、室、窯場、油断なく修覆致す事。
一、夏は俄雨の為め、干物早速取仕舞べき事。
一、割木、松葉等、速に買入囲い置き、差支なき様致し置く事。
一、竹、藁、太縄、細引等買置べき事。
一、馬車荷駄賃等間違いなき事。

◇

一、村所の氏神祭礼等、例年の通り怠らざる事。
一、仏事等その身代に相応じ致すべき事。
一、先祖の家風、みだりに変えざる事。

一、わずかの言葉につのり公事（訴訟）起す間敷き事。
一、好んで夜ばやし致し、酒宴、遊興のため朝寝せざる事。
一、己れの身分に応ぜざる飾衣服奇羅せざる事。
一、窯組合は仲間相楽しみ、睦まじく後入に志す事。
一、風雨烈しき時は、窯、室等、板むしろにて囲い致すべき事。
右の条々常に然るべく心掛け、陶器細工、薬法等、専門に執行（修業）の儀第一なり。

◇

先人は家を治むる心得なくては不行届者なり。
一年の計は早春にあり、間断なく窯、室等見歩き、諸道具修補致し、その年間の細工土寄せ囲い置くべし。
その場所は印所土、安土、モミ、木吹洞、反窯、五位塚土等なり

◇

かくの如く山々の土掘する時には、鍬を以て掘穿ち、鋤を以て刎除け、その下にある土を掘り出すこと同じなり。
さて又右の土、掘溜りし時は、人馬に賃銭を出し、その場所にしたがい、遠近により駄賃多少有るべく候。

◇

用薬製造は、第一地灰、白土粉、紺屋灰、白石、千倉石、水打、蔦ケ峯土、絵具、緑青、その外種々加減調合して瓶に入れ、水に攪き立て、絹こしをなし置き、先ず色試し致し置く事。
さて又、陶工の諸道具は、ろくろ、水桶、長板、大物板、豆板、荷かご、長棒、大槌、小刀、木鋏、竹へら、俵こも、その外入用の道具不自由なく集め拵え置く事（以下省略）。
【注】今川了俊が、弟仲秋を訓誡するために書いた家訓を今川状といい、一巻二十三条の道徳訓である。『陶家今川准状』はこれに准じるものとして名づけたものであろう。

# (266) 二宮守恒の「陶器伝記」「染付起原」

二宮守恒は深川神社の社家十五代に当り、幼名を右門といい、明和元年（一七六四年）十二月京都に上り、吉田裁許状を受けて丹後と改名したが、その後老中の差名（同名）によって治部大夫と改めている。

◇

守恒は文筆に秀でていたので、当時瀬戸の陶家から尾州藩庁へ差し出した書類は殆んど守恒の作成するところとなっている。
殊に天明五年三月、尾張藩数窯屋方へ録上した窯屋系図、織部焼、志野薬之起原は、古老の口述を守恒が書き上げたものである。

◇

著述としては「陶器伝記」「染付焼起原」「瀬戸考略記」がある「二宮氏系図」（三五九頁）も同人の作成したものであるが、その後は代々の人々によって書き継がれている。

◇

「陶器伝記」は日本の土器から説き起して尾張の須恵器に及び、藤四郎の事蹟を経て信長時代、尾張藩政開始時代にまでに及んでいる。この間深川神社関係の記述は「瀬戸考略記」と重複する箇所もあるが、興味深い記述も見受けられる。

◇

守恒は前述した通り、瀬戸中の窯屋の家系について各自古老の語るところに基いて記録し、これを藩庁へ録上したのであるが、その守恒が窯屋の家系について此書に載せるところは次の通りである。『さて当地陶工等、春慶の手跡を伝え焼ける故に、苗字を加藤と称し、唐四郎の子孫といい伝え、連綿として窯焼ける、愛度（めでたき）事になん侍（はべ）る』。【注】一九頁・五二頁下段参照。

◇

「染附焼起原」は守恒の著述のうち、最も史料価値の高いものである。守恒は磁祖民吉より二十九歳の年長であったが、長生したので両者は同一時代に生存し互に交遊している。

そうした関係から親しく民吉について聞知したところを記録したものだけに、信頼のおける記述である。民吉の九州修業中の記述などに多少の缺陥はあるが、次の跋文を割引するところなく認めてよい

◇

跋文は『旧く陶磁器を作るを本業といい、新製品（磁器）を染付焼という。染付焼は享和元年に始まり、創業の功績は大きく万代不易である。しかし惜しいことに年を追つて人心に移り変りが生じ口々に語る所が紛わしくなり、その正しきを失つた。そこで今九州から伝わる所の梗概（あらまし）を書き記して後世に遺す』『文政元寅冬十一月、二宮守恒撰、干時七十六翁書之』となつている。

◇

この書の内容は「陶家宝伝記」（二二頁以下）。「津金文左工門胤臣陶器法伝記」（二八頁）「百年祭を行つた上田源太夫宜珍」（三二頁）の記述と重複するケ所があるので省略する。

◇

# (267) 深川神社の昇格資料「瀬戸考略記」

昭和十六年二月、深川神社社司二宮武、氏子総代加藤宮吉、伊藤伊平、寺田兼之亟、加藤鍵之助、柴田茂、竹内徳治郎、加藤久太郎の連名で愛知県知事児玉九一宛に提出した、「県社昇格願」に、由緒に関する事項として『織田信長の崇敬』という項目を挙げている

◇

その説明として『瀬戸の地は産業を主とする山間の一部落にして武将或は領主等の居城にも遠く、又要害の地にも非らず、政治的主要なる地にも非ざるため、皇室又は中央政府或は地方政権との関係は極めて微弱にして、殆ど之に関する記録なきが如くなれども、社家二宮守恒の著「瀬戸考略記」によれば……と前書して内容の一部について記している。

◇

いまその原本について記す。

『永祿三申年織田信長公、今川義元を討て尾張を平均し給う。それにより濃州稲葉山城主斎藤龍興を討んと所々地理を臨検し給う。永祿六年織田信長公放鷹の序（ついで）、瀬戸村に入御座（にゆうぎよおわ）し、陶宝御覧ある時、狩人体の者鉄砲を持ち、深川神社境内に忍び居て信長公を射たんとす。

◇

その時深川神社社司並に陶工の人等これを見出し、かの怪しき者を搦め捕る。信長公渠（きよ・渠魁の意か）を糺明し給うに、斎藤龍興に頼まれたる旨白状す。即刻首を刎ね、急ぎ帰城におもむき給う。

この危難を遁れ給う故、同年冬深川神社へ奉射祭料として七十五石の神領を寄附し、御墨付を下し賜う。

◇

慶長元年火災に罹り、社内御墨付焼亡す。同十三年伊奈備前守検地改之節、御墨附なかりし故、神領没収す。神領奉射田と申今猶存せり、奉射祭は絶てなし、右神事は毎年正月十一日に今猶行事有り、古（もと）の的場あり。

◇

又陶工の者へ信長公御証文下し置かる。其文「制札」（その全文は、四五頁の信長の制札と所持者の項に掲げてある）。永祿七年信長公斎藤龍興を討ち亡し、稲葉の城へ移り給う。その後天正二年戊正月、御朱印下し置かれ、其文「朱印状」（その全文は四七頁の信長の朱印状と伝来記の項に掲げてある）。

◇

尾張源敬公御入国以後、しばしば瀬戸村へ入御座して陶宝御覧、陶器を愛翫し給い、右の御証文等御聞に入れ奉りければ、陶工の者へ褒称座しけり。其後御代々国君瀬戸村へ入御座し、御用焼物等命を蒙り焼上げ奉る。陶工の者御恩沢を蒙り奉る事有難き御恵み也』

## (268) 天神堂所蔵の棒の手極意皆伝書

末広町の天神堂戸田修二氏は郷土史学研究会理事、瀬戸市史編纂準備委員であつて、古文書、古記録、刀剣類の蒐集家でもある。同氏所蔵文書の中に、棒の手の極意皆伝書がある。

◇

棒極意免許之巻

一、当流之棒見当ト云事

私にあらず、爰に加州の住人、本田氏槌という者、若年の時より武芸に心懸け深く文武両道之達人也。

然る処常に神明に祈願深く、宇佐八幡大菩薩へ、三七日参籠、一心に神仏に祈願、八幡大菩薩、当流極意之事、依御相伝末代に調法此一義也。棒之極意日本の為第一也。是私自分の不為、秘事爾今以後深く熟心之方有者、血判を以て、可致伝授者也仍而如件

次第之覚

一、棒之至極、朝夕無油断稽古専一之事。

◇

＝書皆伝意極の棒・伝相菩薩大幡八＝

一、夜は棒下段に心懸専一也。

一、大勢為取懸時は其身先四寸に大事

一、敵為懸時は太刀計り心懸肝要也

一、向敵之時は有無之一至極也

右当流之棒、血判にて貴殿御熱心深き故不残相伝者也

◇

別の一巻には「棒目録之巻」とあつて次の記載がある。

当流棒之数

一、散し。一、天狗。一、笠之羽。一、水引。一、無相。

中段

一、稲妻。一、仕相。一、夜の棒。一、細矢。一、二刀結。

奥

一、多勢。一、大勢。一、小多勢。一、太刀見。一、位。

従是棒数出精口伝第一之事繩三筋。小太刀五振。

◇

一、棒シタリ

一、無トウシタリ

一、ヲイトメ

一、下トメ

取手数出精、口伝第一之事

戸田　源左衛門、吉田　才兵衛、大沢　理兵衛

伊藤　七郎平、井上文右衛門、井上　丹蔵

井上　直右衛門　森本　定七　森本久右衛門

若原　伊右衛門　森本　長蔵　牧野　藤吉

青山喜代左衛門　谷口　勇太郎

谷口定蔵殿

◇

以上によつて巻物は終つている。これによると十四人目の免許皆伝者谷口勇太郎が、谷口定蔵に棒の手皆伝を許したことが判る。

◇

他の流派のものを参考のため併記しておく。

検藤流棒御容之事

一、面散大事之免。一、天藤大事之免。一、水引大事之免。

一、半月大事之免。一、稲妻大事之免。一、飛込大事之免。

一、領検大事之免。一、犬打棒大事之免。一、細矢大事之免。

一、夜棒　大事之免。一、向入大事之免。一、三道具間抜大事之免。

一、橋詰大事之免。

右之旨堅可相守事。爾此通色出高慢仕間敷事。

◇

弟子取候ともかたく稽古指南可致候、但麁相成者一図無用に候。

此間朝夕無油断相守事、一心に有、二眼に有、三早足に有、但口伝

に候

年　月　日

免主　何某（花押）

譲受人氏名

【注】此流派は主として猪高村で行われたもの。

# (269) 時疫流行致し候節の御薬方書

水無瀬町の井上貫太郎氏は菱野の出身で、菱野村庄屋元左衛門関係の古文書を所蔵されているが、変つたものに「天明四年甲辰五月御薬方書」がある。

◇

御薬方書

時疫流行候節、この薬を用いてそのわずらいをのがるべし。

一、時疫には大つぶなる黒大豆をよく炒りて一合、かんぞう一匁、水にてせんじ出し時々呑みてよし。

一、時疫には茗荷の根と葉をつきくだき、汁をとりて多く呑みてよし。

◇

一、時疫には午蒡をつきくだき、汁をしぼりて茶碗半分づつ二度のみて、其上桑の葉を一握り火にてよくあぶり、黄色になりたる時茶碗に水四はい入れ、二はいに煎じて一度にのみて汗かきてよし、もし桑の葉なくば枝にてもよし。

一、時疫にて、熱ことの外つよく気狂いのごとくさわぎて苦しむには、芭蕉の根をつきくだき、汁をしぼりてのみてよし。

◇

一切の食物の毒にあたり、いろいろの草木、きのこ、魚、鳥、けだものなど食い患うに用いて死をのがるべし。

一、一切の食物の毒にあたり、くるしむには、炒りたる塩をなめ、又はぬるき湯にかきまぜのんでよし。

但し草木の葉を食いて毒にあたりたるには倘よし

一、一切の食物の毒にあたりて胸くるしく、腹はり、痛むには、苦参を水にてよく煎じ飲むと飲食を吐き出してよし。【注】苦参は豆科のクララの根、健胃剤、蛔虫駆除剤として煎用される。

◇

一、一切の食物にあたり苦しむに大麦の粉をこうばしく炒りて、さゆにて度々のみてよし。

一、一切の食物にあてられて、口鼻より血出て、もだえて苦しむには、ねぎをきざみて一合水にてよく煎じ、冷しおきて幾度ものむべし。血出でやむまで用いてよし。

一、一切の食物の毒にあたりたるときは、大つぶなる黒大豆を水にて煎じ、幾度も用いてよし、魚にあたりたるには尚よし。

一、一切の食物の毒にあたりたる時に、赤小豆の黒焼を粉にして、はまぐり貝に一つ水にて用ゆべし。

一、きのこを食いてあてられたるには、ニンドウのくき、葉とも生にてかみ汁をのむがよし。

◇

右は享保十八丑飢饉の後、時疫流行致し候節、公儀奉行仰せ付け候書付け、此度相触れ候事に候得共、写し取り候節間違いこれあり候ては大切の儀につき、御国奉行仰付下し置かれ候

天明四年甲辰五月

## (270) 大代官へ差し出した無心状

中水野の桜井伊左衛門家は旧家で、当主はその十九代目に当る。祖先七郎左衛門は中水野村の郷士で、郷土開発の功労者であつた。七郎左という地名はその名から出たものといわれ、同家発祥の地と伝えられている。

◇

中水野村の氏神、三社大明神の拝殿と東光寺の本堂とは、どちらも宝暦年中に同家の十四代伊左衛門古福（法名興山永隆居士）が、一寄進で建立したものである。

藩侯から苗字帯刀を許され、年頭には御目見得を仰せつけられ、水野御林鹿狩には休息のため藩侯が立寄つたほどの豪家であつた。

◇

それが十六代と十七代のときに家産を傾け、動きがとれないほどの苦境に陥つた。

その当時十六代伊左衛門から、尾張藩の大代官宛に借金の申入れをしている。身分差の甚しかつた時代に、一農民が大枚三百両の借金を申込んだということは類例に乏しい。言葉こそ丁寧だが、先年は御用金を勤めているのだから、今度はこちらへ無利息の年賦償還で三百両貸してくれということである。

◇

恐れながら願上奉候御事

私儀代々中水野村にて御百姓罷り仕りあり、苗字帯刀御免成し下され、御目見得仕り、先年は御用金も相勤め、近村の公事出入も追々取収め事済仕来り、並に近村の御年貢その他諸上納物仕送り仕遣し来り申候処、先年火災に罹り家居家財等残らず焼失仕り、其後去る亥年大水にて田畑砂入り多く出来、家居も高みに引越し、旁々大分物入り、其上控置候控田畑等も作徳一向差し越し申さず、勿論手作仕り候分共、地性変り取入れ相減、遅々困窮に及び難儀仕り候

◇

かつ又岩村領阿木山材木仕切申し候処、山出しにも大分損分相立ち、控田畑家居までも事入、金子他借仕り候処。去る九月門下げの

節出水にて右材木押流、必至と行詰り十方に暮れ申候。
近年段々身上取復候得共、是まではとやかくと仕り取続罷り在候処
当年に至り夥敷く借金差添、最早相続仕難き難儀仕候

◇

此上は数代持伝候田地家財等も借金方へ相渡し分散仕り、家居も
取縮め禿に及び候より致し方も御座無く候。
私儀前件申上候通り数代御百姓相続仕り、追々御用筋も相勤め、村
用に取計い来り候処禿に及び候段、迷惑至極に存じ奉り候。之に依
て願上奉候は、御時節柄とは存じ乍恐奉り候得共、何卒御慈悲を以
て御金三百両無利年賦拝借仰せ付け下し置かれ候様願上げ奉り候。

◇

左候わば御陰を以て是までの通り相続仕り、相変らず御用命をも
相勤候様仕り度、重々御慈悲之程願上奉り候。

未五月

春日井郡中水野村

桜井伊左衛門

清水勘左衛門様

◇

右伊左衛門願い奉り候通相違御座無く候。当代は勿論、隣村に仕
送り、其外公事出入等取扱い仕来り申候処、禿に及び申候、而ては
御年貢諸上納物等、必至と差上困窮の村方、差当り難儀至極仕り候
間何とぞ願上の通り拝借仰せ付なされ、禿に及び申さず候様当村方
も願上奉候 已 上

右村庄屋 茂右衛門

# (271) 糸魚川家所蔵の「陶痴雑集」と鈴木登

第二次世界大戦当時、防空訓練中殉職した瀬戸市役所の戸籍課長糸魚川孫作氏は、生前市役所の生字引と呼ばれ、戸籍関係については至宝的存在であった。

尚古陶器についての研究も深く、形状、模様、銘款等を詳写し、常にそれを畢生の事業だと語り「名工作品の図録」の稿本を完成されていた。たしか印刷所へ廻されていた筈だが、発行を見ないで死去されたことは心残りとされたであろう。

◇

同氏所蔵本の中に「陶痴雑集の七」というのがある。初め十冊あったそうだが、今では僅かに一冊を残すだけである。

陶痴とは「をはりの花」の原作者刑部陶痴のことで、陶痴の子息、岡山市国清寺住職華山海応師と糸魚川氏は親交があったので、陶痴の書いた瀬戸関係のものは同師から贈られていた。

◇

『陶痴雑集の七』もその一部で、内容は「陶家宝伝記」（二二頁・二四頁）と同じで、それよりもやや詳しく記されている。

「陶家宝伝記」は明治十五年八月十五日、加藤唐左衛門陶春が『高景有功之古記録を抜選し、陶業之諸氏並子孫の為此伝記綴る』と奥

書している。

◇

ところが「陶痴雑集の七」の中の『陶器古伝集』は、「陶家宝伝記」とほぼ同じ記述をしているが、その巻頭に次のように記し、本当の編者が唐左衛門陶春でない旨を書き残している

◇

『尾張浪人鈴木登、明治十五年九月より、同十六年二月まで加藤唐左衛門家に食客し、家伝の記録を抜萃して編輯したる書物を〻陶器古伝書〻と名付け、県庁の命に依り、これを謄写して、明治十六年一月、唐左衛門自ら県庁勧業課へ差出し置けり』

◇

世に行われている「陶家宝伝記」の底本は前記のものと思われ、唐左衛門自筆のもの数本が現存している。

## (272)

# 「瀬戸の花」の著者刑部玄と猿面茶室

刊部陶痴は本名を玄といい、陶痴、陶知軒、桃の屋などと号していた。天保十三年九月二十二日名古屋城内の藩士邸で生れ、小姓役を勤めていた。

廃藩後は愛知郡末森村の入舟山に移り名古屋城内の名庵「猿面茶室」をここに移して風流韻事の生活を営んでいた。

◇

これより先き瀬戸窯取締役加藤清助が、陶祖の碑建設問題でしばしば尾張藩当局を訪ねていた頃、趣味人としての陶痴の知遇を得ていた。そうした関係から清助の子兼助も知り合いとなつていたが、たまたま瀬戸陶磁工組（一三二頁～一三七頁）の創立にあたり、兼助の斡旋で常務として迎えられたのが陶痴である。

◇

在職五年余りの間に「おはりの花」の原典となつた「瀬戸の花」十六巻の稿本を完成したのである。

加藤唐九郎氏の説によると『瀬戸の花十六巻を著すため、その調査に多大の経費を要したので、其幾分を陶磁工組の公金を以て当てた昭和十五年頃（本書初版）当時には糸魚川家に在つた「陶痴雑集」も今は所在不明となつているが、「陶家宝伝記」が載せていない一二の点について記しておく。

『御建物の事

亨和二年十月二十二日

一、御藏会所。取建方被仰渡、右取建御材木は御林方へ御願申上げ御林の中、枯木御願申上げ伐取被仰付候

長さ七間、横二間半、玄関付勝手八畳、総瓦葺。

右は瀬戸総窯屋取立申候』

◇

『一、染付焼窯方掟、

一、染付焼御蔵元掟

右の書、唐左衛門家に伝わる』

のである。之が陶磁工組役員間の問題となつて刑部氏は遂に解職されたのである。そして其公金費消の代償として氏が愛蔵した伯庵茶碗、民吉作花瓶、其他五十余点を陶器館に預け、後に之を請戻す約束をして瀬戸を去り、入舟山の家に帰つた』となつている。

◇

まことに興味深い話で更に唐九郎氏は『瀬戸参考館所蔵の什宝中貴重なものは全部刑部氏の遺愛品である』とも述べられている（茶わん・第二巻・第七号）そのためか昭和十八年頃、陶痴の孫刑部金助氏によつて伯庵の茶碗取戻しが策されたが、証拠不十分のため目的は達せられなかつた。現に「陶器舘簿」には陶器館什器の部に刑部氏より買入れた旨を明記している。

◇

陶痴は明治三十年に入舟山から名古屋市清水に移つたが、三十二年には同市の西二葉町に移り、三十六年には遠く岡山市に移り（三五一頁参照）ここに晩年を送つたのである。乞われるままに此地で茶と和歌を指導していたが、明治四十一年十二月廿六日に六十七才をもつて永眠した。遺骨は名古屋市の善篤寺に葬り、法名を陶痴軒點翁了玄居士という。

◇

陶痴は名古屋城内から入舟山の山荘に移築した猿面茶室を、明治十二年には中区門前町の名古屋公立博物館に寄附し、その庭内に移した。

昭和六年には更にこれを鶴舞公園の聞天閣の一廓に移築されたが、第二次世界大戦の激化によつて解体疎開が行われた。戦後再び名古屋城内に復原されて天下の名茶室として保存されている。

明治維新直後の大変動期に、この名庵をよく守りつづけたことは、何としても刑部陶痴の功績といわねばならぬ。

◇

この書物の出来た当時のことについて私の見聞する限りのことをお話しすることにする。

「をはりの花」は現今の瀬戸陶磁工商同業組合の前身である陶磁工組の頭取（常務か）を勤めていた刑部玄氏の著した「瀬戸の花」という書物の中から加藤弓影と坂野陶林との二人で抜萃して之に更らに精密なる調査を加えて「瀬戸物」という書物一巻を作つたのであ

# (273)「をはりの花」と其著者に就て

「をはりの花」と其著者に就て……加藤唐九郎（茶わん・昭和七年七月号所載）

『古来瀬戸物のことについて歴史的記述と器物の図解とを差加えて之を的確かつ明快に説明したものは「をはりの花」を外にしては無いのである。「をはりの花」は瀬戸物の趣味家、研究家及骨董商等の仲間に多く求められていたものであるが、もともと発行部数が僅であつたので容易に手に入らない書物であつた。

る。

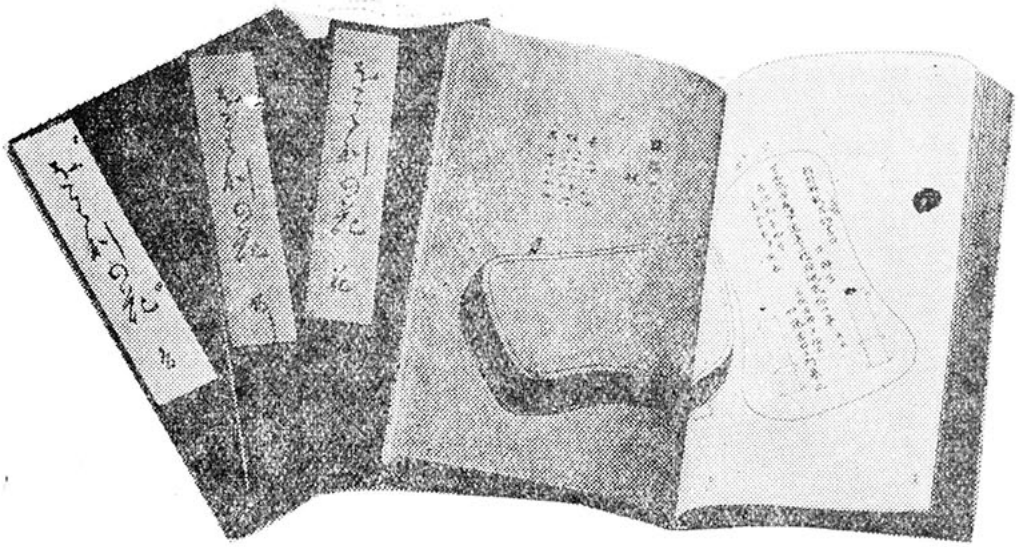

‖をはりの花四巻‖

この「瀬戸物」を編むに当つて最も多くの労力を費したのは窯屋の系譜を調べることであつた。加藤弓影はもともと瀬戸の窯屋の生れで、二宮九右衛門について漢学を修めた人であつて、当時は瀬戸陶磁工商同業組合の書記長を勤めていたのである。本名を連三郎又は文兵衛と呼んでいたが、文兵衛は襲名である【注】自ら文瓶の雅号を使用したこともある。

◇

この弓影が諸窯屋の系図と古記録とを集め又墓碑や寺の過去帳を調べたり、古老の言を尋ねたりして得た所の資料を、坂野陶林が名古屋の柴山準行の所へ運んだのであつた。坂野陶林も旧名古屋藩士で清雪とも号していた。郡書記から県庁へ転任した人であつたが、後官吏を辞して専ら「瀬戸物」の編製に努力していた。

◇

柴山氏も旧名古屋藩士でニコライ宗の祭主をしていた。で柴山氏は前述の資料に基いて「瀬戸窯屋大系譜」なるものを編した。此の系譜を坂野陶林が「瀬戸物」の中に編入して一巻としたのである。故に「瀬戸物」は刑部陶痴、加藤弓影。坂野陶林の三人の共著とし柴山準行の校閲として明治三十五年の春に脱稿したのである。

◇

所が坂野陶林は此の事業のために多大の犠牲をはらつたので、之がために経済的に非常な零落をして「瀬戸物」の原稿を瀬戸に売りに来たのである。（坂野陶林は名古屋に住んでいた）当時の組合の役員である加藤五助、伊藤四郎左衛門、川本惣吉の三人でこの原稿を金十五円也で買受けて、組合に寄付したのである。

◇

組合では之を発行するに当つて、其経費捻出の方法として、当時組合内の有力者諸氏の寄付金を仰ぐこととなり、之がために色々な支障を来して、此原稿に情実による加除修正を強要せられ、遂に組合に於て之を断行して四巻に分ちて「をはりの花」と改称したのである。

◇

然し之を白日の下に現すは余り原著者其他への憚る所もあるので自然刊行が遅延して大正九年一月漸く瀬戸陶磁工商同業組合長加藤祐右衛門氏の名で発行されたのである。

之が上梓せられた頃は組合員の多くはもうこの事を忘れていたよう

であつたが、いざ乙が刊行されて見ると忽ち問題となつたのであるこれは当時の有力者のことのみ大げさに書いて、其人達の不利なことは皆消殺してしまつたというのである。

◇

それで発行名儀人である故加藤祐右衛門氏が生前に私に大変に困つてこの事を語られたことがあつた。氏は此原稿を実は見ていなかつたので、諸方から苦情が出て初めて其の人達から見せてもらつた様な始末であつたとのことである。

◇

後に加除を行つた筒所は、今も尚心あるものには一見解る所であるが、後世になると何も解らなくなるかも知れない。

要するに「瀬戸の花」十六巻が「瀬戸物」一巻となり、又之が「をはりの花」四巻になつて初めて世に現れたのである』。

## (274) 「をはりの花」所載の珍しい茶碗

「をはりの花」所載の茶碗の二三について——。

長久手御本陣茶碗

徳川三代将軍家光が寛永十一年七月十一日に上洛する道すがら、尾張国愛知郡長久手の古戦場に立ち寄り一泊したとき、本陣の用品として焼かしたもので、黄瀬戸釉の桜の手に似た上好の茶碗である。

◇

茶碗の外面に『長久手御本陣』と記されているが、これは当時の書家大橋長左衛門龍慶の門人衆の筆だと伝えられている。

古筆了仲の鑑定箱書は『流れても源の名の徳川を同し吸む身に見るそうれしき』と記している。茶碗の大きさ、高さ一寸九分、口径四寸、底一寸六分、高台三分五厘、量目五十匁。

◇

尾州家柳茶碗。

柳茶碗を焼いた最初の年代は詳かでないが、名古屋城内一般に用いられたのはかなり古い時代からであつたらしい。

柳の図を描いたのは、名古屋城を柳城ともいつたところから始まつたもので、世人がこれを愛玩して點茶々碗に用いたので、古色の現われたものもある。形に二種あつて寸法不同。

◇

尾州家御小納戸茶碗

この茶碗も柳茶碗と同じように初現の年代は不明である。名古屋城中、奥向一般に古くから使用されていて古色のある器である。

柳茶碗、御小納戸茶碗の二種は概して粗造の器である。釉色は淡白色と黄色で、古いものには皆「小氷裂痕」（かんにゆう）がある。

瀬戸洞の加藤善蔵が代々これを製造して尾州家へ納めていたが、今尚（瀬戸の花著作当時を指す）柳茶碗は瀬戸の製陶家一般で模製している。

◇

**天長山の茶碗。**

天長山とは名古屋城内に祀られている東照宮の別名で、尊寿院の山号である。毎年四月十七日の東照宮大祭に使用するために焼かせた茶碗で、外面に天長山と印したと言い伝えられている。その創始の年暦は不詳だが、陶質が粗雑で雅致がある。柳茶碗によく似た釉薬を使用し、高さ一寸四分余。口径三寸九分、底一寸七分五厘。

◇

**野田本坊茶碗**

尾張国春日井郡篠木の荘野田村天台宗密藏院は正応年間慈妙法師の草創するところで、著名な巨刹であるから、時の人これを野田本坊といつた。

瀬戸の窯屋は代々帰依し、製品を寄附することが例になつていた。瀬戸六作の一人といわれる茂右衛門の作、野田本坊の茶碗は志野釉をかけ、外面に野田本坊の文字があつて雅致のあるもの。高さ二寸九分、底は一寸五分である。

# (275) 伯庵の茶碗と元の所持者刑部陶痴

刑部陶痴の愛藏の古陶五十余点が陶磁器参考館に譲られた中に、伯庵の茶碗がある。（現在は瀬戸市が受けついでいる）。

伯庵には十碗とか十二碗とかという見所があつて、どの茶碗もこの約束を備えている。全国に有名な伯庵は十個近くあるが、瀬戸で焼かれたといい、瀬戸以外だといい、更に朝鮮産だともいわれている釉薬が枇杷色であること、胴に海鼠釉がにじみ出ていること、高台の外側が竹節であること、高台の内側が片薄で（弦月形）あること高台の中に飛び釉のあること、胎土に縮緬じわのあること、茶溜りのあること、貫入（かんにゆう）のあること、きらら土であることろくろ目のあること、形が端反りであることなどがその特徴となつている。

◇

瀬戸市所藏の伯庵の茶碗の箱書には『初代藤四郎作。黄瀬戸伯庵茶碗、不昧箱書付、元来松甲州所持、後大阪米屋平右衛門所持七ツ内』と記されている。

◇

古筆了伸の極め書『竹越家藏、不昧翁伯庵茶碗之箱蓋銀粉字極』

◇

『不昧宗納居士、伯庵茶碗之箱蓋銀粉、黄瀬戸藤四郎作之七字、真蹟無疑者也。末七月』

◇

『副簡極

伯庵茶碗一段出来見事に候。元竹腰藏品小生もよく見覚え居候。家箱共結構之仕立一段と致されて候』

◇

伯庵茶碗の寸法　高さ二寸六分五厘、口径四寸八分五厘、高台径

二寸、高台周高二分六厘、縁幅二分—二分五厘

◇

寺内半月はその著「蚯蚓語」の中で陶痴評と伯庵その他について語つている。

『私が瀬戸在住中に彼は陶業組合頭取（常務か）をしていたから、時折会合もし又陶談もしたが、宴会場でその当時刑部と私が酒呑の両大関だといわれたのは少々閉口した。その以前から民吉伝なども書き、また古陶器を取扱つていたが、私の唯研究的なのと少々異り、完全な伝世品を探ねて道具屋的であつたが、破片など金にならないものはなかつた。

◇

今日瀬戸市の宝といわれる伯庵手の茶碗なども、この人が入れたものであると聞いた。或日の事である、私が椿窯址から狛犬の破片の約半部のものを掘り出して来た時、彼のいうには、熱田八劍宮にある陶狛犬（缺片）の銘に「正中背戸二郎」とあると称していた。をはりの花の中にそれを記載している』。

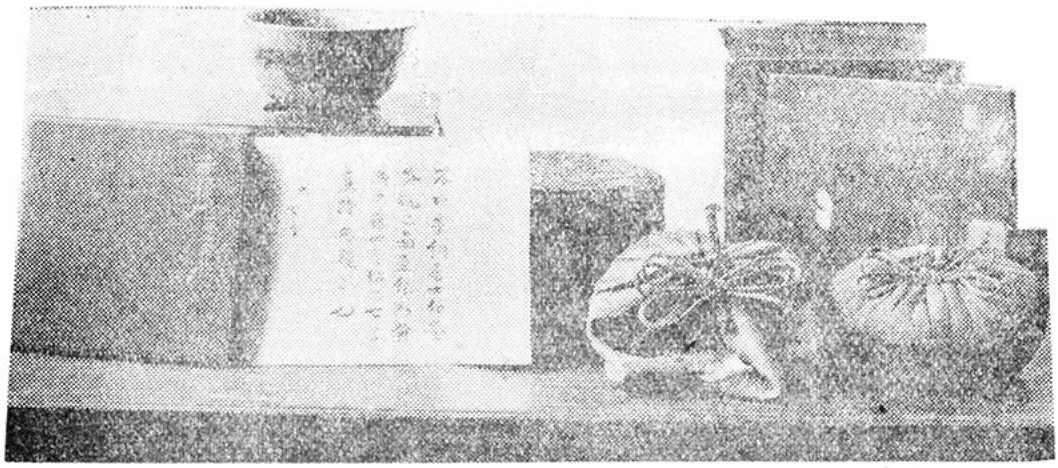

＝服仕に並類書籍と碗茶の庵伯＝

## (276) 天皇おすべり品と珍らしい証文

元町の川本三明氏宅に「仁孝天皇おすべり品」と箱書した染付焼の茶碗と湯呑がある。菊花御紋章に千羽鶴をちらした飯茶碗と、同じ紋章つきに松島模様をあしらつた湯呑茶碗だがどちらも共柄（ともがら）の受皿がついている。

◇

この出所について尋ねてみると、南新谷に白雲堂という旧家があつたが、没落して諸道具の売立をした。そのとき三明氏の先代逸之助氏が買取つたものであつた。

この品が白雲堂に納まるまでには可成りの迂余曲折がある。

◇

文政初年の九州有田の禁裏御用窯、辻氏の作品と伝えられるこの品が、何故瀬戸へ伝来したかというに、九州で修業した磁祖民吉が瀬戸へ帰つて十五年後、再び九州の陶磁工業を視察したとき、辻氏から記念のため贈られたものと云われている。

◇

民吉の家に所蔵されていたが、三代民吉（三八頁・四二頁）の代

に、姉の婚家先の南新谷の加藤清兵衛へ預けて金を借りた。清兵衛の子の村三郎が、更に白雲堂に譲渡したものが売立に出たのである。

【注】おすべり品というのは、おさがり（拝領）品、又は貴人の使用後の品物を指すもので、この茶碗はそのどちらかであろう。

◇

五代民吉家に伝わる数ある古証文の中に、封印のまま金を預つたという珍らしいものがある。

明治二十年頃、加藤嘉七商店といつてフランス貿易を主とした店があつた。横浜に支店を持つ盛大な陶器問屋であつたが、この店の主人が預り主である。（新道町加藤柴二氏の先々代に当る）。

◇

一金壱百五拾円也

右貴殿の依頼に因て、前頭金壱百五拾円、封印のまま正に預り置候事実正也。

貴殿入用之節は何時にても此証引換に封印のまま相戻し申すべく候後日のため預り金証券依如件

明治二十年十一月五日

春日井郡瀬戸村十三番戸

預り人　加藤　嘉七　㊞

春日井郡瀬戸村百九十四番戸

預け主　加藤　民吉　㊞

◇

預け主の加藤民吉は、証文の年代から見て三代民吉であるが、当時南京土瓶やランプ台を焼いていて加藤嘉七との間に取引があつた封印のままというのはどうした意味の金か見当がつかないが、証文の文面によれば『此証引換に封印のまま相戻す』となつている。それにも拘らずこの証文が民吉家にあるところを見れば、預けたままになつたのかも知れない。

## (277)

# 伊藤四郎左衛門所蔵の新聞綴

東本町二丁目伊藤四郎左衛門（昭和二十二年四月十八日没）氏所蔵の「陶器商報」その他によつて明治二十八年から同三十年までの瀬戸について回顧することにしたい。因に同氏は明治二十七年六月一日から、同四十一年三月一日までの各種新聞綴を所蔵されていた

◇

「陶器商報」は東濃市之倉の出身者で、東京市京橋区南新堀町の満留寿商会加藤助三郎氏が発行していたもので、月一回、美濃版日本紙二枚乃至三枚の商報である。附録として諸新聞の記事を転載しているが、それらの断片の中に珠玉のような文字がある。

◇

「陶器商報」明治二十八年八月一日号『文部省にては、去る七月十九日、愛知県東春日井郡瀬戸村（町）陶器学校々則授業料額を認

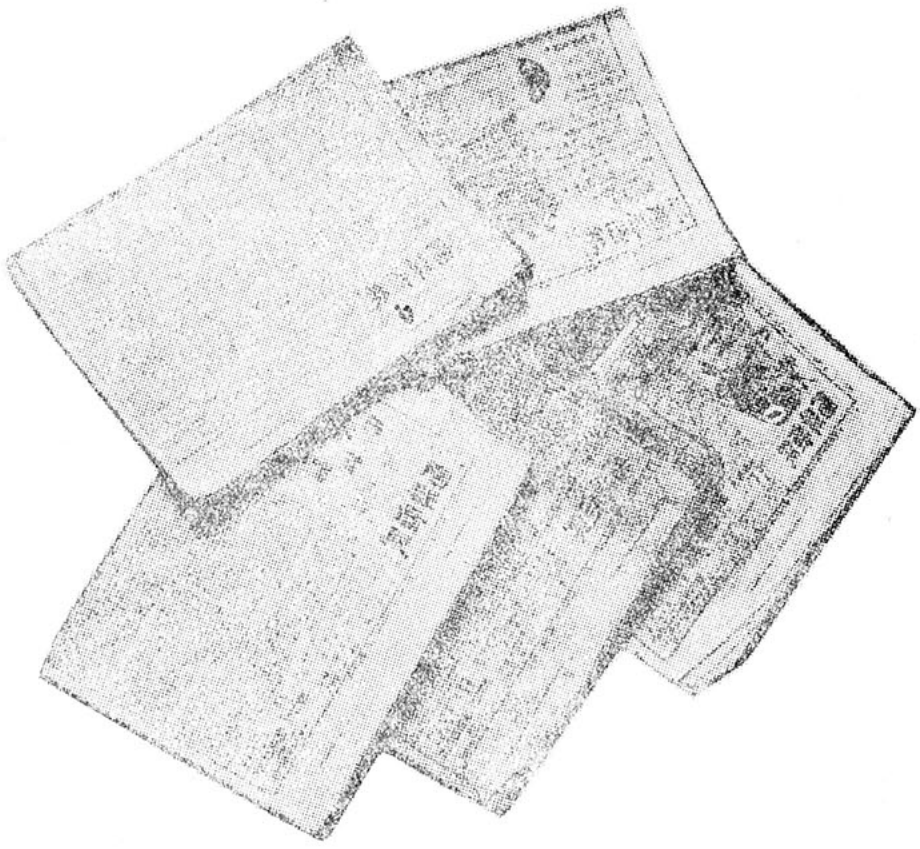

## ‖明治二十七年の陶器商報‖

可し実業教育国庫補助法に依り、開業の月より向う五ヶ年間、一ケ年金千円づつ交付する旨指令あり』

◇

「扶桑新聞」明治二十八年十一月十四日号『瀬戸陶器学校は愈々去る十一日を以て授業始め式を挙行せり。校長には北村彌一郎氏、講師寺内信一氏、伊藤翠雲氏、加藤寒山氏、加藤豊一氏等にて諸器械、薬品も備付あり、その他の準備も頗る完全なるも、只憾むべくは生徒の少きを如何にせん、よろしく町長、町会議員、学務委員等は益々熱心にあらんことを』

◇

「新愛知」明治三十年一月二十四日『瀬戸陶器学校は、これまで仮開校の姿にて職員及び学務委員等は校舎その他創業の経営に汲々たりしが、この頃殆んど整備せしを以て、来る二月、国喪の期を経過せし後に於て、盛んなる開校式を挙行し、一層校務を拡張する筈なりと、又瀬戸にて有名なる加藤五助氏は、同校の商議委員長として日々出校尽力するところあり、その他各製造家も近来大いに開校に望を嘱し、熱心にその隆盛を企画するに至れりという』

◇

「陶器商報」明治三十年六月十五日『瀬戸鉄道は名古屋より尾州瀬戸町に至る十三哩余の鉄道なるが、この程逓信省の許可を得たる由、落成の上は内外の陶業に便益を与ふる蓋し少々ならざるべし』

◇

「陶器商報」明治三十年九月一日『純白磁器の発明、瀬戸にて有名の製陶家加藤春光氏は、仏国、独逸等の純白に劣らざる磁器を製出せんとて数年来苦心の結果、遂にこの程目的を達し、且つコーヒー具の試焼をも発明せられたりと、本邦窯業上の進歩喜ぶべきことなり』。

◇

「陶器商報」明治三十年十二月十日『陶器貿易合資会社は、尾張国瀬戸町に先月下旬新設せるれたるものにして、その出資者の名は加藤杢左衛門氏、加藤光太郎氏、加藤利作氏、加藤周兵衛氏、下方

竹次郎氏その他陶業熱心家の組織なれば、将来最も有望な会社なるにつき、斯業のため大いに賀すべきことなり』。

# (278) 陶器商報百号の附録と民吉の陶印

陶器商報第百号附録として「瀬戸美術、陶業立志譚」が明治三十四年十月一日に発行されている。著者は東京の採菊散人で菊判八十四頁にわたつて民吉の立志談を脚本風に書いている。本書三十五頁の「明暗縁の染付」とは別個のもので、構成といい筆致といい、当時の劇作者らしい巧みさが感じられる。

◇

民吉『阿父（とつ）さん、お前さんにお願いがございますがどうぞ叶えて下せいまし』民五郎『親子の中で改まつた願いとはどういう事だ早く聞きてえ』

民吉『阿父さんも知つての通り、四郎左衛門景正殿が道元禅師に随つて入唐し、陶器を焼く法を覚えて瀬戸へ帰り、焼始めた茶入が古瀬戸と唱え、茶人の方では名物と称されて一個千両する物もあるという尊い物になつておれど、其茶入れを万が末代焼いたところで十人好きのする品でなければ、何卒磁焼の法を考え出し、益々瀬戸の町を盛んに仕度いと……』発意して九州の有田へ旅立つことになつている。

◇

『金沢三平の工場には上手にろくろ台、正面の棚には素焼又はいまだ窯に入れざる器物を並列なしあり、主人三平は陶物を以て作りたる桶の如き器を前にし、茶碗皿小鉢のいまだ薬を掛けざる物を座右に並べ

三平『これ婿殿、今日こそは金沢家の家に秘すべき薬掛けの法を伝授しましょう。俗に透明薬という物、種を明かせば白玉の粉じや、そもそも磁焼の法は、最初に磁石を臼で搗き……』と有田の窯元金沢三平が貞吉と変名して女婿となつた民吉に磁器の秘法を伝授している。

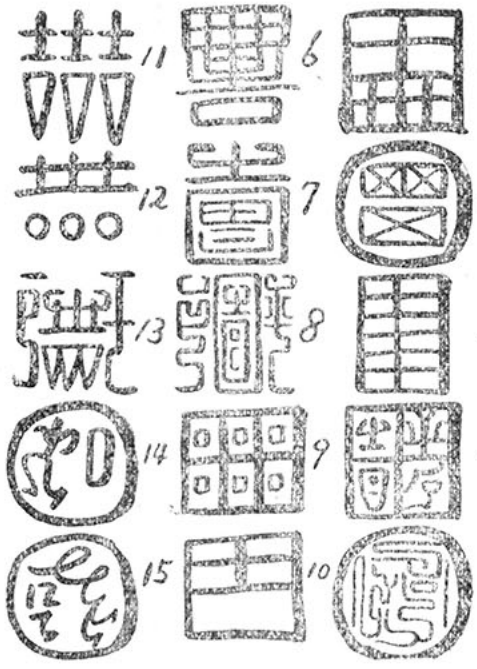

＝印陶つた使で州九が吉民＝

◇

民吉の親が民五郎で、民吉が修業したのが有田の窯元金沢三平で磁器の釉薬が白玉の粉だというのだから、全く他愛もないものであ

る。【注】白玉の粉は鉛入の軟陶釉で、楽焼に使用するものであるしかしこれを単に芝居の台本と見れば面白い場面がある。

◇

浄るり『迷う心の奥の間に、忍びて事をうかがいける、妻は衣服を改めて、しおしおと奥より出で』この時貞吉は旅する姿に衣服を更めて出で来り、臥したる赤子の側へ行き『これ坊よ、この父はナ深い望みがあつて此国へたどり来たれど、望みある身を打忘れ、そなたの母の真実に、ついほだされて夫婦になり、そなたという枷（かせ）はできたれど……』云々となつている。

◇

天草地方で修業中の民吉の作品が、九州の各地に伝わつているがそれと判る陶印の捺されたものが凡そ十五種もある。ここに掲げた凸版がそれで、①筆立底（田三）。②湯呑側面（田三）。③湯呑底（田三）。④鏡形鉢底（平戸）。⑤油壺側面（民）以上は世知原町陣野重一氏蔵。⑥筆立底（田三吉）。⑦ねずみ香合底（田三吉）以上佐世保市横石臥牛氏蔵。⑧ねずみ香合底（田三吉）。⑨小湯呑底（田三）。⑩小湯呑底（田）。⑪ねずみ水指雌（三吉）。⑫ねずみ水指雄（三吉）以上陣野氏蔵。⑬大黒像裏（平戸三吉）横石氏蔵。⑭油壺側面（加と）。⑮油壺側面（ささにて）以上陣野氏蔵。【注】民吉は九州で三吉と詐称していたらしく、民吉とはつきりと記したものはない。

## (279)

# 加藤数右衛門の著書その他

しばしば本書に引用した「陶器図解・瓷器必要・率揮本」はの奥書に『明治三十年八月八日印刷、八月十一日発行、愛知県東春日井郡瀬戸町七百十番戸、平民、発行兼著作、加藤数右衛門、定価金廿銭』と記した青写真刷で、今日では稀有本の一つとなつている。

◇

数右衛門は明治三十三年六月二十五日に七十四歳で死亡している（廊性玄道信士）。するとこの書物は死亡の三年前、七十一歳の高齢で著わしたのである。

一里塚の加藤芳夫氏はその曽孫（数右衛門の二男徳次郎の聟養子が誠治。その子が芳夫）に当る。同家に伝わる数右衛門の遺品のうちに、五十二歳の時の学校卒業証書がある。

◇

愛知県下平民
加藤　数右衛門
五十一年五月

下等小学校教科卒業候事
明治八年三月

第二大学区内
愛知県　養成学校

◇

この卒業証書の裏面には次のような朱書がしてある。

『此卒業証書を得たるものは、小学下等の教員たるべき事。但し追て上等卒業の上は此証書引換うべし』

◇

数右衛門は算盤の名手であつたから、それに関する書物数種を著しているが、いずれも六十歳前後の出版が多い。次の文書もそれに関連をもつものである。

加藤　数右衛門

数学盟導教育鑑の内、万年暦の部のみを改正増減等を為して出版する儀ならば再版と認むるを以て、出版届並に製本奥付を別紙雛形に準じ訂正して届け出ずべし。

明治二十八年九月二十七日

内務省警保局　㊞

◇

数右衛門は「学者にあり勝な頑固爺さん」であつたと伝えられているが、学問に対する認識度の低い瀬戸村であるから、二宮守恒、二宮九右衛門、加藤数右衛門などを学者と呼んだものと考えられるが、それらの人々は寺小屋の師匠程度の学識者で、今日の一般常識から見た学者ではない。

◇

だから「陶器図解・瓷器必要・率揮本」なども学問的な価値について論義すべきではない。しかもその記述に当つて資料の出所と所在を明らかにしていないこと、老齢による記憶の混乱なども見受けられる。だがその中に珠玉のような文字が随所に発見され、確かに稀有本というべきである。次にその一端を抜書しておく。

## (280)

# 稀有本の本領を発揮した内容

「陶器図解・瓷器必要・率揮本」は、陶祖藤四郎の作と伝えられる国宝狛犬について『青苔水晶洞窯にて高麗狗（こまいぬ）を焼き、氏神へ奉納す。この製造土は一里塚の南、うばがふところの祖母懐土を以つて作る。五位塚のがいろめ土を下に敷き、焼試みるに上等に出来仕る。故に今に窟附近の土珍宝なり』と記している。窟とは土掘穴の意で、執筆当時を『今』と見て五位塚の蛙目採掘場を指すものと推定される。

◇

藤四郎の子孫について記すところによれば、『古瀬戸辺の者、北南、郷、洞へ移転するとき、共に三代目の兎四郎も宇仲島という薬師畑の東へ転宅致し、居住の後、応永十三年八月大雨降り続き、暴風盛にして刎田川（瀬戸川のこと）切込み、中島辺の家、宅地、田畠の損害。人畜草木を押流し、泥海あたかも大海の如く大騒動となる。

◇

溢水死の者共、おびただしく天災哀れなる災難に逢えり。ようやく助かり遁れし者共、川北禅庵長の西へ移住す。是を五軒島といい

今宮脇という。

加藤春慶の家族、水死にて不分明になる。溺死の死骸を禅長庵の墓所に葬る。今この墓を山家舗（やまやしき）に願い居住する者多数あり。この時より刎田川の両側二重堤と成る。今に杉の木残りし所は伊藤彦助の屋舗跡。その西藤四郎屋舗、水死の後、刎田の藤四郎窯つぶれるなり』

◇

【注】兎四郎とその家族について『春慶の家族』『藤四郎屋舗』などと記しているが。「尾張瀬戸藤四郎一子相伝」は『春慶の茶入を作つた者は藤四郎の孫で、曾孫の法名が春慶だ』と記し。「孫右衛門の系図」（十九頁参照）は『藤四郎の二代目が春慶だ』と記している。しかし藤四郎伝記と云われるものは、藤四郎の子は早世し、孫が二代目を継いだようになつている。以上によつて春慶とは孫の兎四郎を指したものと見るべきである。又藤四郎は代々襲名したと伝えているから藤四郎屋舗とは兎四郎の屋敷を指したものである、詳しい春慶考は滝本知二が大瀬戸新聞に連載中の「新しい藤四郎研究」を参照されたい。

◇

数右衛門の著書の抜き書を続ける——。

『山田郡瀬戸村本業瀬戸物、塗薬調合、藤四郎より藤五郎に伝授す又兎四郎に伝授す。兎四郎より免許譲りし者作右衛門、孫左衛門、源右衛門の三名。大白薬、黄瀬戸、黒、篠、赤、瑠守（ルソンの意かルスと振仮名してある）、青、滄野（あがの）、高島、鵜の斑、金流、青流、黒流、刷毛目、青地薬』

◇

『御除地。一刎田山窯、加藤藤四郎の孫加藤兎四郎窯、応永十二年崩れつぶる。

御除地。一経塚山北窯。人皇百一代小松院御宇、足利義持卿のとき尾張の城主斯波氏経公時代、応永十三年本郷島加藤源右衛門願済み日影窯という。（中略）宝永四年つぶれ窯となる。

◇

御除地、一経塚山東窯、加藤孫左衛門右同時に願済、朝日窯という、寛文十一亥年窯つぶれるなり。

御徐地、一経塚山西窯、尾張守斯波高経在京。家老織田大和守国務政治のとき、加藤作右衛門上願済、夕日窯という。（中略）寛文五巳年窯崩れつぶれる』

◇

## (281) 飛鳥井孝太郎著「三世弘法善治伝」

飛鳥井孝太郎著「加藤藤善治郎伝黙震庵記」

『一、黙震庵主。瀬戸北新谷に弘法堂あり、数年前弘法堂を他へ移し小亭を築く、亭北方に山を負い、南方廻らすに短墻をもつてし、墻外一小経を経て青田蒼々たり。その中央に一帯の松林東西に通じ林中車馬絡繹、これを瀬戸街道となす。（中略）

◇

庭内紅楓数株、石塔一基、芳蘭数十種整然として架上にあり、亭内炉あり。（中略）。主人酒を嗜み客を愛し、身体肥満容姿磊落、内に温和の気を藏す。

主人昨夜大に鶏をやき酒を傾け、不平満腔その何の故たるを知らず主人遂に盃を手にして眠り、今朝鶏鳴を聞くや主人走りて小亭に入り（中略）、茶碗を手にして一喫又一喫殆ど坐禅の僧に似たり（下略）

＝翁治善法弘代三＝

◇

二、庵主は吾が師なり。明治二十三年、生が学窓を出で三田青磁に苦しみ（中略）たる時、突然寺内半月氏に逢い、一度生の瀬戸に出るや半月氏は生を庵主に紹介せらる。已に六年前の旧なりき（中略）。爾来生の氏を訪う幾十回たるを知らず、然してその談や、未だ嘗て製陶以外に渡りたることなし、これを実に奇というべし（中略）。

◇

生の年令に於て氏の半に過ぎず、然して製陶業において氏に学ぶところ殆ど数うべからず、氏や実に生の親友にして且つ吾が師なり（中略）。茲に於て瀬戸の名物男加藤善治郎氏の小伝を作り、以て後世に伝えんと欲す亦可ならずや。

◇

三、庵主の経歴。庵主の祖先を加藤善右衛門と称す。瀬戸加藤重吉氏の分家を建つ。氏は陶祖の流れを酌み、本業を業とす。家名を早梅亭と称す。

初代善右衛門五十才の時大患に罹り、生命殆ど危し、依つて弘法大師を信じ、百体の弘法の像を作り焼き、これを分つ、これより弘法の名大いに高く、遂に人呼んで弘法を以てするに至る。寿を享ること八十有六、明治六年長逝す。

◇

二代を善次と称す、氏も又本業を業とす。弘化三年三月始めて磁器染付に移り、初めて急須を製す。これを瀬戸に於ける急須製造の開祖となす。

氏家業振わず、家大いに窮す。明治八年二月、愛知県庁の命に依り岩手県に赴き製陶の法を教授し、明治十年二月伝習を終り金若干を下賜せられ、再び瀬戸に帰る。後業を三代善治郎に譲り別に居を卜し陶器の製造を以て楽しむ（中略）。人呼んで弘法善次と称す。明

治三十四年七月、七十七才にて長逝す。

◇

三代庵主善治郎氏は嘉永元年十月瀬戸に生れる、十二才の時美濃市之倉幸兵衛のもとに行き、それより茄子川の成瀬氏へ行き、下石に転じ、常滑に走り、二十三才の時信楽に赴き、翌年京都に遊び、二十五才の時国に帰り、それより瀬戸を出でず（中略）。若し氏の経歴を記せば斯の如く簡単なり、然れ共、氏が二十五才の時より家にありて何ごとをなせしか、乞う博覧会に於ける氏の功績を見よ』

## (282) 徳利の値に発奮した弘法善治

「三世弘法善治伝」はつづく——。

『四、進歩一等賞。試みに早梅亭の玄関に入りて各種扁額を見よ、直ちに目につくものは、

明治十一年名古屋博覧会、褒状磁製薄バタ。

明治十四年第二回内国博覧会、褒状磁製大水鉢。

明治十八年五品共進会、七等賞弁当急須。

◇

明治二十三年第三回内国博覧会、進歩一等薄板茶入。明治二十五年東京美術展覧会。銅牌十二ヶ月短册。明治二十七年米国コロンブス博覧会、オノレーブル、メンション板及茶碗。明治二十八年美術展覧会、一等褒状舜紋染付花瓶。明治二十八年第四回内国博覧会、進歩二等、磁製風炉先屏風。

◇

何故に氏が進歩一等を得るに至りしか、これ必ず一刺戟の氏を動かせし者なくばあらず。而して氏をして憤発立志せしめたる刺戟物は何ぞや、あに図らん、この刺戟物は実に価僅かに二匁五分の瑠璃のお酒徳利ならんとは。

◇

氏が未だ山窩屋の窯焼たらざりし前に、川本桝吉氏の作る所の瑠璃のお酒徳利は二匁五分の相場なりしも、氏が作る所の同一の徳利は価僅かに一匁五分、氏意平かならず、これを商人になじるに、商人曰く、君が家の家名世に伝わらず、若し君の家にしてその名桝吉氏の如く人の知る所ならんか、われまた君の徳利を同一価格にて買わんのみと。茲に於て氏大いに発憤立志、マル善の名を海内に伝えんと欲するに至りたりき（中略）。

◇

然して氏が平物の名家となり、マル善の板なるものは殆ど全国知らぬ者なきに至りたる原因は実に偶然のことなりしなり。

彼の加藤杢左衛門氏の如きは、夙に大板製造においてその名高く、三尺に五尺の板にして、厚さ一寸余のものを作りしは珍らしきことにあらざりしと雖も、これは一種の物数寄に過ぎざりき。

◇

明治十三年に宮内省より加藤勘四郎氏は暖炉の注文を受けしが、この暖炉は高さ五尺にしてその上にのせる処の板は長さ五尺、厚さ

二寸五分ののものなりき。勘四郎氏この製法に苦心すること一ケ年遂に製する能わず。

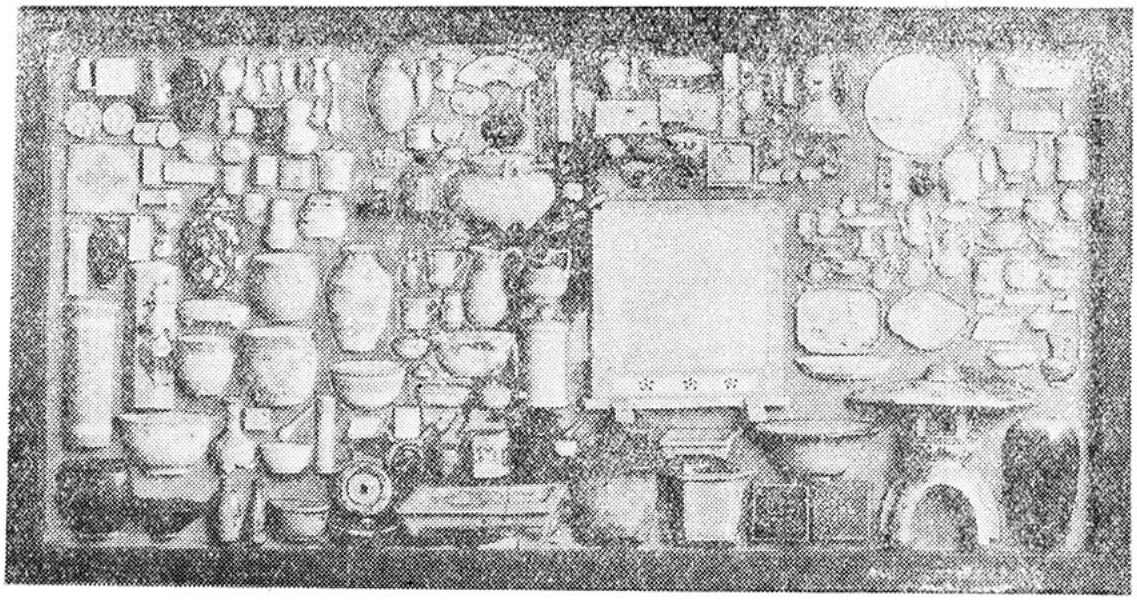

＝三代弘法善治の作品（陶磁器試験場所蔵）＝

氏ここに於て日夜苦慮、大いに発明するところであり、遂に氏の考案により勘四郎氏が命を受けしよりして四年目に初めて成就す。これより氏は大いに得る処あり、瀬戸在来の厚板製造を廃し、薄板を創作し、盛に工業的に製造するに至れり、実に薄板製造の発明者は氏なり。嗚呼、氏と桝山氏との偶然の相談は氏に大なる機会を与え、遂に氏をして名をなさしむるに至りしなり』。

◇

筆者の飛鳥井孝太郎は石川県に生れ、明治二十三年東京高等工業窯業科卒業、その翌年京都同志社ハリス理科学校大学部で応用化学の教鞭をとつた。

明治二十九年森村組に入り、翌年独逸に留学した。明治三十三年更に大倉孫兵衛と共に欧州各国を視察して帰朝し、日本陶器会社の技師長となり、本邦に於て洋式製造工程に成功した。同三十四年末名古屋製陶所を興し、その取締役技師長となつたが、昭和二年七月二十九日、六十一才で没した。

◇

## (283) 富一文書・祖母懐若連規則

正月四日に祖母懐若連規則（青年団々則）が制定されている。

◇

祖母懐若連規則

一、男子十五才になれば必ず若連に新入すること

一、期限は二十五才までとす。但し馬付はその限りに非ず【注】馬

「富一文書」（一八一頁・二一二頁参照）によると、明治三十九年

付とは馬ぞい、即ち祭礼の馬方か。

一、集めものは十九才以下の者たるべし、但し重要の節はその限りに非ず【注】集めものとは会費のことか。或は集金係の意か。

一、若連に新人せし時より、月毎に金一銭、二十五才まで貯金すること。但し必要の時はこれを使うこと。

◇

一、若連参集すべき時、もし都合あらば惣代まで申出ずべし。

一、何ごとによらず決議せしことに不服又は応ぜぬ者は謹つて絶交すること。

一、若連の内、若年者は惣代及び年長長者を敬い、その言葉に従うこと。

明治三十九年丙午正月定之

祖母懐若連　祖母懐惣代　㊞

◇

その他に『一戸当り一銭づつ』と記した領収書がある。これによつて当時の祖母懐組が五十六戸であつたことが判る。

領収書

一、金五十六銭

但し一戸当り一銭宛

右正に領収候也

明治四十一年四月二十二日

郷部組合惣代取締

鈴木　薫　㊞

伊藤　宗五郎　㊞

祖祖母懐組惣代殿

◇

「郷馬順表」と記したものがあつて、それには『東郷組、仲郷組、上ノ切組、伝馬町組、祖母懐組、薬師町組、真郷組、一里塚組、加藤組、新町組、大廻戸組、西郷組』とある。

◇

『明治四十一年より深川神社並に陶彦神社の祭礼を新暦にきめ、陶彦神社は四月十九日、深川神社は十月十五日と改正さる。

明治四十三年より三カ年間、陶彦神社の祭礼には印所の奥にて煙火大会を行つた。

四十五年の四月十九日の煙火大会には、不発の打揚げ煙火の玉が一軒ぎりあつた草葺の家を焼いて仕舞つた事がある』

◇

『大正七年十月九日召集あり、シベリヤへ出兵。九月十六日熱田神宮に祈願に行く。十二月一日提灯行列を行う。

年末は悪性流行感冒にて死亡者続出し、我町にても多数あり、感冒翌年までつづき人心戦々恟々たり』。

◇

『大正八年欧州戦乱終結をつげ、我国は非常な好景気を呈す。八月露国尼港におけるバルチザン惨虐事件あり。

大正十四年九月十四日、大洪水にて家屋流失多く、損害甚だ大にして県下第一位なり、県下各地より見舞を受く。我祖母懐組も水害応急防備に二日間かかる』。

◇

『昭和二年十月十五日、深川神社の祭典の日、宮前橋の渡橋式が行われた。』。

# (284) 祐右衛門文書の「成丁簿」など

「祐右衛門文書」（一一八頁参照）のうち「成丁簿」といつて明治七年に作成されたものがある。「第三大区第十五小区徴兵連名簿」に附隨して作成されたものと思われるもので、滿十八歳から四十歳までの該当者を記載している。

＝弘化四年の家名寄帳＝

◇

徴兵令は明治五年に強兵政策のため発布されたもので、明治維新後大村益次郎が欧米列強に倣つて兵制の改革を図つたことにはじまりその横死後は山県有朋によつて遺志がつがれた。しかし免役や代人の制（一七七頁参照）があつて、横著者や富者の利用するところとなり、その後全国各地に起つた百姓一揆は地祖の軽減と共に徴兵令の改正を叫んだ。

◇

当時自由党の大井憲太郎は免除及び代人の制に反対した。秩父騒動、飯田事件等もこの問題を取り上げて改正を叫んでいる。明治二十六年に改正されて必要義務となつたが、昭和二十年の第二次世界大戦の終結と共に徴兵制度は消滅した。その後制定された「日本国憲法」は戦争と軍備と交戦権を放棄したが、自衛隊の創設となり、更に自由民主党によつて憲法改制が企図されている。これに反対する社会党では改憲の背後に徴兵制の復活があるとにらんでいる。

◇

明治六年一月の「徴兵の詔勅」（祐右衛門文書）

朕惟ルニ古昔郡県ノ制全国ノ丁壮ヲ募リ、軍団ヲ設ケ以テ国家ヲ保護ス、固ヨリ兵農ノ分ナシ。中世以降兵権武門ニ帰シ、兵農始テ分レ遂ニ封建ノ治ヲ成ス、戊辰ノ一新ハ実ニ千有余年来ノ一大変革ナ

リ。此際ニ当リ海陸兵制モ亦時ニ従ヒ宜ヲ制セサル可カラス、今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各国ノ式ヲ斟酌シ、全国募兵ノ法ヲ設ケ、国家保護ノ基ヲ立ント欲ス。汝百官有司厚ク朕カ意ヲ体シ普ク之ヲ全国ニ告諭セヨ

◇

「成丁簿」には

川本惣吉　二十歳
加藤連三郎　二十三歳
川本平三郎　三十二歳

川本半助　二十九歳

などと記されているが、成丁簿中の幾人かが徴兵検査をうけて、明治十年の西南役に従軍したのである（一七七頁参照）。

◇

「祐右衛門文書」の中の「家名寄帳」は弘化四年八月に改められたもので「南の切・庄屋、組頭」と表記されてる。それには戸主もしくは世帯主の名だけを載せているか「宗門改帳」（一八三頁）「五人組合帳」（一八四頁）につぐ貴重な資料である。それには宇吉宅蔵、鍋十、房蔵、犠七、平吉などの名が見られる。

## (285) 大正四年に発行された瀬戸町誌

大正四年十一月に発行された「御大典記念瀬戸町誌」は、発行者が瀬戸町、印刷所は東京の秀英社である。

編纂の主任は陶器学校長黒田正策、資料の蒐集は町助役の杉本甚太郎、執筆者は陶器学校の教諭寺内悌五郎である。

◇

序文は愛知県知事松井茂。黒田正策、寺内悌五郎の三者によつて書かれているが、当時の町長加藤杢左衛門のものが無いのは淋しい

第一章総説、第二章行啓、第三章政治及軍事、第四章教育、第五章産業、第六章交通、第七章社寺、教育及国宝、第八章旧蹟名勝、第九章人物、第十章風俗。附録に分けて記述されている。

◇

本文百三十四頁、附録二頁、地図二葉、写真版十頁に纒められている。巻頭の「瀬戸全景」という写真は、御亭山から撮したもので脚下の町を近景として遠く宝泉寺附近から洞、郷、一里塚、秋葉山茨のあたりまで収められている。

窯業の煙突は二、三しか見当らず、その殆どが登り窯で、当時の石炭窯普及の状態が察知できる。

◇

改築前の瀬戸町役場の写真も懐しいものの一つで、当時二階は町立裁縫女学校の校舎として使用されていた（二五三頁参照）。

大正十四年の大洪水に流失した瀬戸尋常高等小学校のありし日の姿深川小学校の前身瀬戸第二尋常小学校の旧校舎など興味深いものばかりである。

◇

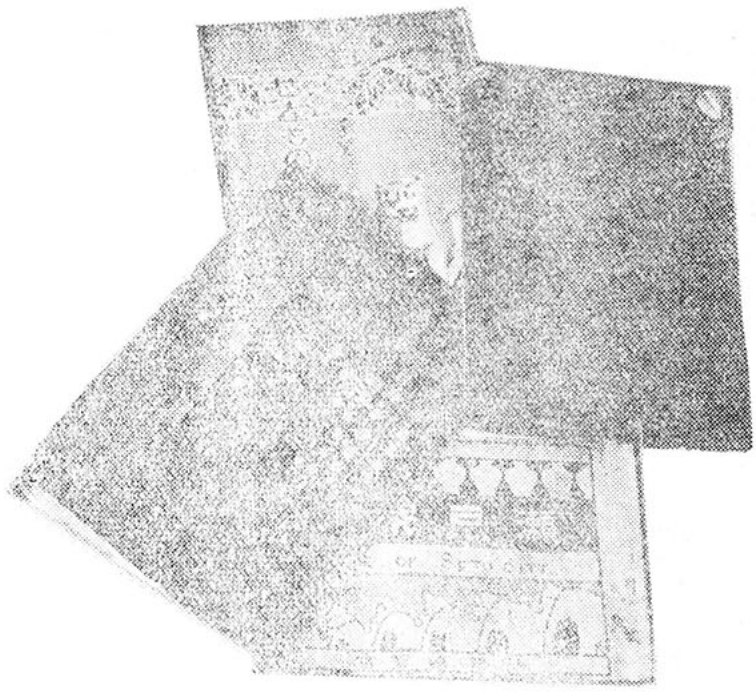

右上は瀬戸町誌、左上せとものの瀬戸
右下は明治四十三年の瀬戸案内
左下は陶祖頒徳記念講演集

本文のうち出色の記述は堂々十五頁に亘る「砂防工事」に関するもので、旧幕時代の水害による陶業制限の訴訟と山方係の設置、砂防植樹の制度、山林荒廃の原因などから説き起し、明治新政府の対策、砂防指定地区域の発布と施行などについて詳述している（一四七〇～一五〇頁参照）。

◇

「方言」として記すところは次の通りである。

『多く用いて注意を惹くはジヤ、ナモの二語なり。ジヤは名古屋のデアにしてデアルの略。ナモはエモとも発語するあり。ナー、ネーの同意語なり。

其他二、三の例をあげんに、ゴンカ（ヤンチヤの事）、ゴッツイ（不粋の事）、ダイツウ（粋の事）、エライ、またはカナシイ（苦痛の事）、シトナル（成人する成長する事）、オソガイ（恐しい事）チヨー（頂戴の略。来て頂戴を来てチヨーというが如し）、スカ（反語、有らんやの意、例えば有ラースカ、行カースカの類）等なりとす』。

## (286) 郵便当初の規則と局長の保証書

近代的な郵便業務は明治四年三月、東京、大阪間ではじめられたこれについての規定は「郵便物差出方心得」としてその綱要を示すだけだつたが、施行地域の拡大されるにつれて整備の必要にせまられ、明治五年三月「郵便規則」を発布し、信書、葉書の外に新聞紙書籍、見本なども加え、書留の制、郵便禁制品、料金の改正など法規の体裁が調えられた。

◇

明治六年一月、官民往復の公文書を郵便に託す心得方六ヶ条が県

から瀬戸村へ通達され、同年六月一日に瀬戸村に郵便取扱所が設置され、同月の十日から郵便物の往復が毎日行われた。

『人民私用の信書は勿論、諸願伺届の類、わざわざ県庁へ持参に及ばず、郵便を以て差出すべし』という通達のあつたのもこの時である。

◇

二代局長加藤錦吾関係の文書——。

身元保証書

一金参百円也

此為保証

一耕地六反六畝十二歩、宅地百六十八坪

此券面価格

参百九拾六円拾四銭

売買価格参百円

◇

右は郵便為替及貯金事務取扱候に就ては、御命令書第三項に従い身元保証として前記の耕地、奉務中御局へ書入置候間、万一弁償致すべき件これ有候節は、右耕地を以て措弁相成度、猶弁償しがたき節は、私は勿論、引受人においても家産を尽し相償い申すべく、依て証書斯くの如くに候也

◇

尾張国東春日井郡瀬戸村千四十二番地

本人　加藤錦吾　㊞

同　千三十七番地

引受人　加藤伝兵衛　㊞

明治十八年六月三日

駅逓総官

子爵　品川弥次郎殿

【注】明治十二年に加藤錦吾方に郵便局が設置された当時は瀬戸村二十四番地といつたが、その後地番が改正されて此証書作成当時は瀬戸村千四十二番地となつたのである。

## (287) 瀬戸郵便局とその遷り変り

古くは大化改新の頃から駅制がおかれて伝馬による通信が行われた。降つて鎌倉時代の頃から飛脚があり、江戸時代には両者が併存していた。

明治新政府は中央機関として明治元年に会計官中に駅逓司をおき、それが駅逓寮、駅逓局に改められた後、民部省の所属を経て、明治十八年には逓信省が設けられた。昭和二十四年逓信省が郵政省と電気通信省とに分れ、郵便業務の主管官庁は郵政省となつた。

◇

明治四年十二月、名古屋の鉄砲町に郵便役所ができ、明治六年六月一日には瀬戸村六百七十七番戸（南島）に瀬戸郵便取扱所（七等

）が設けられ所長は伊藤茂三郎であつた。

同年十一月の第百三号の布達によると『郵便信書共、外村へ信書を持込み、配達先より酒代或は手数料等の名義を以て金銭を要求するものは郵便規則違反として罰す』とある。

◇

明治八年一月一日四等に昇格し、瀬戸郵便局と改称し局長は伊藤茂三郎。同十二年九月二十一日瀬戸村二十四番戸（宮脇）に移り、局長は加藤錦吾。同二十六年六月十五日瀬戸町百七十六番戸（北島）に移り、局長は加藤仙太郎。同二十九年六月十四日には再び南島の伊藤茂三郎宅へ移り、局長も同人となる。そして三十年十一月一日に三等局となり。瀬戸郵便電信局と改称して電信業務を取扱う。

◇

明治三十五年七月十四日瀬戸町七百三十五番戸（上ノ切）へ移り局長は川本惣吉となる。同三十六年十二月五日瀬戸郵便局と改称し大正二年十月五日大字薬師二千七十七番地ノ一に洋風木造二階建の局舎を新築して移転した（現在は市水道課と消防本部とになる）大正十二年四月四日に汲田正尚が局長となつた。

◇

昭和九年八月十九日従来の請負制度の三等局を昇格して二等局となり、荻原弥八が局長に就任、その後梅田規矩、尾畑謙造、浅井清吉、山本善一、田中直一郎、立松繁太郎、浅野崇、滝沢栄を経て、現在の局長山下喜代彦となる。

現在の局舎は昭和十三年の四月に新築移転（藏所町）したものである。

◇

電話ば太正三年四月一日加入者百五十の申込によつて交換事務をはじめたが、昭和十五年には千百十八に増加し、現在では加入者二千五百四十に達している。郵便局の二等局昇格と同時に南仲之切町の現在地に電話分局を新築し、自動交換式によつて業務を開始した昭和十九年四月一日戦争の激化によつて、自動交換機を他へ転用して、手動交換式に取り替え、更に戦争遂行に必要と認められるものの外は電話の供出をさせた。

◇

逓信省が郵政省と電気通信省とに分離して以来、瀬戸郵便局も郵便局と電信電話公社とに分れたが、電信の業務だけは郵便局舎の一廓で取扱つている。

大正五、六年頃の電話交換手の中には陶匠麦袋の娘さんで、後に父の跡をついだ女流工芸家の加藤麦子、男装の麗人？加藤カギ（現在鈴木カギ東茨町住）などの変り種があつた。

## (288) 瀬戸警察署の沿革と歴代署長

明治四年に欧州のポリスの制を取り入れて、東京府下の警備を統一するため諸藩の士族の中から警固卒と羅卒を採用した。当時是を

ポリスと、つて、三尺棒を持たした。

名古屋県では名古屋に八ケ所熱田に二ケ所の屯所を設け、締方世話役一人、屯所に締役六人宛をおいた。

◇

明治五年正月司法省に警保寮を新設し、全国警察制度の中央集中を行つた。名古屋県庁内に聴訟課を設け、管内の要所に屯所九ケ所をおいた。締役を廃して邏卒百余名を所属させ、村落僻遠の地には村吏の裁量によつて郷廻りをおいた。【注】同年四月愛知県となる。

◇

明治六年に邏卒を番人と改称し、屯所を五ケ所に減らした。

明治七年に警察事務の管掌を内務省に移し同八年には番人を再び邏卒と改称した。更にその年に邏卒を巡査に改め、郷廻りを廃止した。

同十年第一方面名古屋出張所第三分署第三巡査屯所が瀬戸村におかれた。分署は春日井郡勝川村におかれ、瀬戸村の屯所は字蔵所に新設された。【注】現在陶磁器館のある場所、下の写真参照

瀬戸村にはじめて巡査屯所が設けられた時を「東春日井郡誌」とそれを底本としたと思われる「警察年鑑」では十年一月一日となつているが「瀬戸町誌」は『明治九年十二月二十二日』にこの地におかれたと記している。

いずれを採るかについて根本史料が発見されないので仮に十年として二つの記録を併記し後日の考に備えたい。

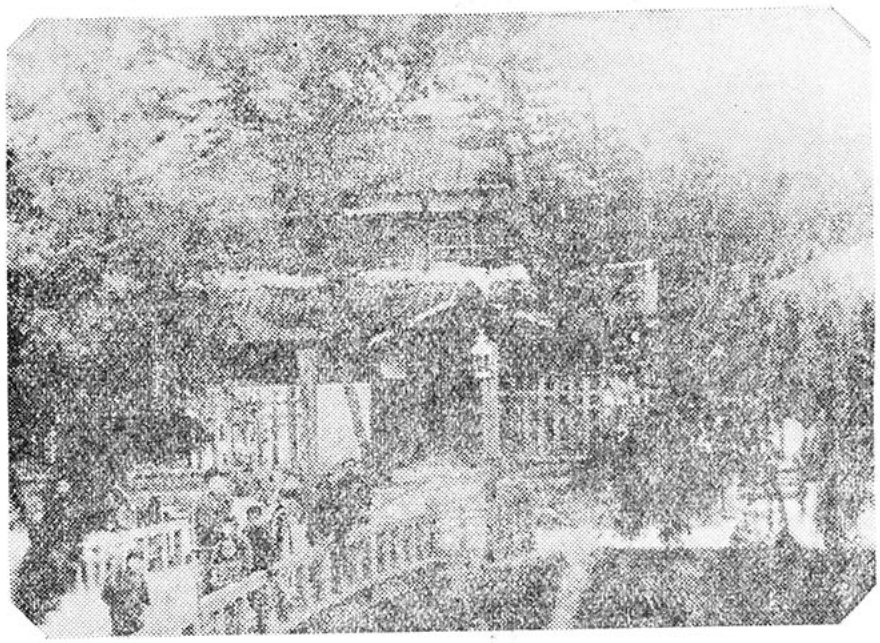

＝署分察警たつてあに所詰南橋所蔵＝

◇

明治十年二月二十二日名古屋警察署勝川分署瀬戸交番所と改められたが、同十二年十一月一日には勝川警察署瀬戸分署となり、更に同年七月三十日名古屋警察署瀬戸分署と改められた。

同十三年二月五日に春日井郡が東西両郡に岐れた時の瀬戸分署の管轄は、瀬戸、赤津、上水野、中水野、下水野、下志段味、中志段味、上志段味、吉根、印場、新居、稲葉、今村、三郷、美濃ノ池、下品野、中品野、上品野、白岩、片草、上半田川、下半田川、沓掛の諸村であつた

◇

明治四十一年十一月十日に瀬戸警察署に昇格、管轄区域も新しく愛知郡幡山村と長久手村が加えられた。

同四十三年には字一坪の地に新築移転し更に昭和十四年には現在の地に新築移転した。

第二次世界大戦後、警察の中央集権化を防ぐため昭和二十三年三月六日、自治警察と国家警察とに分離され、瀬戸市警察署が設けられた。公安委員加藤又市、河本舜二（礫享）加藤五郎兵衛、警察長稲

垣康幸によつて発足したが、同二十七年四月一日には品野町との間に警察組合が設けられた。

同二十九年七月一日市自治警察が廃止となり、市警察は国家地方警察として再発足した。

◇

歴代署長——。

上泉秀郎、渡辺新三郎、阿部伊三郎、宮田時中、田中良道、熊倉忠善、松永親則、松田一吉、松永善次郎、谷口喜藤太、桐谷鉄太郎、野沢新蔵、長島喜久雄、深沢孝作、後藤桝吉（明治十八年以降明治年間任命）。

◇

鈴木紋太郎、直井辰之助、野々山順二、長崎重太郎、杉山善作、棚橋末吉、松井隆、鈴木高之助、伊藤友三郎、松岡三右衛門（大正年間任命）。

成瀬伝、中村治水、稲葉源蔵、野々村義一、富川小一郎、竹之内金次郎、渡辺敏、山谷健一、山本茂、金田倭三郎、佐々木健蔵、梅村栄三郎、松本浅重、伊藤安一、加地憲一、稲垣康幸、柴田源次、後藤覚郎（現）

◇

本書二〇三頁の古着商営業願に対し、明治十七年三月六日附で『枇杷島警察署瀬戸分署』の名で許可している。これによると名古屋警察の分署の後に枇杷島署に所属していたことが判るが、この点については他に記録されたものが見当らない。

## (289) 瀬戸村消防組・警防団・市消防団

明治二十年頃の瀬戸村は、すでに瀬戸千軒といわれて活況を呈していたが、当時南新谷は瀬戸村一の繁華街であつた。そこに加藤敬という医者があつたが、名古屋の消防組の出初め式を見て以来すつかりほれこんでしまい、井上治郎兵衛、江崎泰次郎などに相談して消防組の創立を図つた。

◇

明治二十三年五月に南の伊藤茂三郎邸の前に火の見やぐらを立て組頭は江崎泰次郎、副組頭兼書記が加藤森川、取締役は井上治郎兵衛、相談役が警察分署長の宮田時中と医者の加藤敬、小頭は五人あつて石川定吉、亀井六郎、近藤清吉、大辰、どんじり屋であつた。組の名前を「せ組」と名づけ、組員は主として南の人で構成していた。

◇

その後洞と古瀬戸で、野口千太郎、林鎌衛らの提唱による「と組」という消防組が設けられたので、両者は火事場で消し口を争つたものである。

これらの消防組は村の企図したものでないので村費の支出はうけられなかつた。私設の申し合せ組合なので装備も完全でなかつたが、

それでも高張、梯子、長鳶、旧式ポンプなどが調達されていた。当時の出初め式といえば梯子乗りなどを派手にやりながら町廻りをしたが、その目的とするところは祝儀集めであつた。

◇

明治二十九年七月公告第八十一号によつて瀬戸町の消防組は公設となり、組員は表面四十一名だつたが、其他にも多数の組員がいた。

明治四十四年二月十五日加藤森川は愛知県消防組員善行賞第三号を受与されたが下の写真はその時の記念に写したものである。

大正二年六月に「せ組」「と組」の名を改めて南部、北部としたが、大正七年に新しい一組の増設となつたので、第一部、第二部、第三部と改称された。

大正十四年の町村合併によつて従来の赤津村公設消防組を編入して第四部としたが、その後昭和三年二月には今村に第五部が設置され、更に同四年には特設機関部が増設されて消防の近代化が行われた。

◇

以下は郷土史学研究会理事三宅国勝（瀬戸市消防団深川分団長）氏の提供の資料による——。

明治二十九年に創設された公設消防組の初代組頭は野口千太郎で、当時瀬戸警察署長は熊倉忠善警部であつた。警察署長は検閲したり火事場の指揮などにも当つていた。

◇

明治四十四年二月十六日撮影

左より谷口浅次郎、加藤森川、青山俊三氏

公設消防組は昭和十四年三月まで続いたが四月一日から警防団に改組された。道泉、深川、祖母懐、陶原、東明、效範の六連区に各々分団が設けられた。

これより先き市の兵事課の中に防空係が設けられて、区長に呼びかけて町内会に防護団を組織した。【注】連区設置以前は市内を二十八区制にしていた。

警防団はこの防護団と消防組とを合せたような組織であつた。

◇

しかし警防団は勅令によつて制定された団体で、内務省の所管となり警察署長の指揮下に在つた。警防団の初代団長は市長水野憲吾で、副団長は高木銀之助、牧仙太郎、分団長は一柳政右衛門（道泉

）、山中喜芳（深川）、内田忠蔵（祖母懐）、浅井金之亟（陶原）
中島豊三郎（東明）、伊藤浜吉（效範）であつた。古瀬戸連区は昭和十五年の古瀬戸尋常小学校の開設によつて深川連区の内から分離し、その後分団が設けられた。

◇

警防団は第二次世界大戦の終つた後もしばらく存続したが、昭和二十二年十月十六日に解散し、即日消防団の発団式が挙げられた。第一国会で成立した消防組織法が二十三年三月七日に施行され、従来内務省＝警保局＝警察署によつて管掌されていたものが公選の市町村長の手に移された。

◇

昭和三十一年三月現在の瀬戸市消防団。本部司令安藤豊、団長名務喜造、副団長加藤精三郎、矢野兼光、分団長西尾貞広（東明）、加藤軍次（古瀬戸）、三宅国勝（深川）、加藤周次（祖母懐）、加藤柳吾（道泉）、出海弘文（陶原）、吉田茂三（效範）、田中卯之井（水南）、加藤一雄（東水野）、桜井千代夫（西水野）、杉岡森一（西幡山）、山田政秋（東幡山）。

## (290) 瀬戸町消防組の慶長小判騒ぎ

明治三十九年二月五日、志段味村吉根の龍泉寺が火災に罹り、多宝塔、仁王門、鐘楼を除く外、大部分の建物が焼けてしまつた。焼跡の整理のため本堂の床下を掘つていると、壺に納められた慶長小判百枚が出た。

龍泉寺ではこれをもとにして小判講を組織し、寺の再建をはかつたが、多額の寄附者や講の功労者には小判一枚づつを贈つた。

◇

その頃瀬戸の消防組に廃物となつていた消防用ポンプがあつた。それを寄附してくれると小判を一枚差しあげると龍泉寺から申し出があつたので、早速修繕して寄附した。その代償として慶長小判一枚が瀬戸町消防組へ届けられた。

その後小判は消防組のものだ、いや町のものだという争いが起きたが、結局消防組の所有となつて近藤剛三が預ることになつた。

◇

その時の消防組頭は林鎌衛だつたが、町会議員で警備委員をしていた近藤剛三が実質的に組頭の仕事をしていた。その近藤剛三が大正十五年三月、大高へ転居することになり、小判の所置について平田町長に相談したところ、しばらく預つていてくれというので、そのまま大高へ移住した。

◇

その後各地の消防組の幹部の間に、サーベル型の鳶口をぶら下げることが流行したので、瀬戸の消防組でも採用することになり、その経費は慶長小判を売つて捻出することに決めた。

昭和二年の暮れに、ある小頭が大高へ小判を受取りに出かけたとこ

う、近藤剛三は『前町長から預ったのだから、町長に返す』といってその翌日瀬戸へ来て小出町長へ返した。

◇

それより以前に、野口千太郎が小判を買ってもいいと言っていたので小頭が売りに行ったところ『小判が小さくなったようだ、ひょっとすると周りを削ったのではないか』といって買取ってくれないので大問題となり『近藤のやつ、削ったな?、歯医者だからなア…』といい出す者もあって、高木組頭と秋田副組頭から瀬戸警察の伊藤刑事に密告した。

◇

その頃朝日町にマツバという食堂があったが、そこの主人が近藤剛三と親しかったので、伊藤刑事がこの事件に手をつけると聞いて早速大高の近藤へ通報した。

これを聞いた近藤は、あごひげを逆だてて瀬戸へ馳けつけ『竜泉寺の真物と比らべてからものを言えッ』とかんかんに怒った。

◇

そこで竜泉寺へ持参して鑑定してもらうと、寸分違わぬ慶長小判であることが判ったので、近藤に対する疑いはからりと晴れ、高木組頭が五十円で買取ることになった。

その金で消防組の幹部はサーベル型の鳶口を購入し、腰にぶらさげて闊歩した。その後慶長小判は、第二次世界大戦当時に供出されたので、この騒ぎも終止符を打つことになった。

## (291)

# 今坂を掘り割つた水谷天爵大臣

今では大型の自動車が通っている今坂（こんざか・赤津と一里塚の分水嶺）だが、明治十三年頃までは荷駄馬がやっと通える急坂の細道であった。

水谷忠厚は瀬戸村の有力者をはじめ赤津から大曾根までの村々を説いて、勤労奉仕の人夫を繰り出して今坂開さくのことに当った。

◇

時を同じうして明治十三年六月、明治天皇は中山道を西下され、多治見、名古屋を経て京都へ巡幸された。七月一日名古屋御駐泊のとき、参議山田顕義を瀬戸村へ特派されて陶磁器産業の視察を命じられた。瀬戸では北新谷の川本桝吉邸に参議様がお泊になるというので村中を挙げての騒ぎ（歓迎）となった。

◇

その夜の川本邸で、山田参議の前につかつかと進み出た水谷忠厚は「私は今坂道を建設している者ですが、人夫を激励するため、一筆揮って下さい」と絹本を差し出した。忠厚の計画を聞いた参議は快ろよく「精神一到何事不成」と書いて与えた。

早速それを幟に仕立てて今坂の山頂に押し立て、毎朝仕事に取りかかる前に人々に拝（おが）ませて作業を督励した。たまたま作業現場に通りかかる者や、見物に来た者があれば、たとえ一荷でも土運びをせねば許さなかった。

＝水谷忠厚（永平寺所蔵）＝

天爵大臣と呼ばれたことについては、瀬戸地方の伝承として残っているが、それ以上詳しい点は判らない。そこで郷土史学研究会発行「風土」第一巻十二号、第二巻一号連載の『天爵大臣水谷忠厚の事』の中から行跡の概要を摘記しょう。

◇

忠厚は尾張藩士で、代々百五十石を賜り、父を伝右衛門といった。幼名を松次郎といい天保十三年（一八四二年）の生れで、性来学問を好み藩校の明倫堂で経学を修めた。

僅か数年のうちに才能を認められ、下級生に句読を授けることを命じられた。

或る日輪講したとき、藩政当路者の非行を挙げて論難し、悲憤慷慨声涙ともに下るという有様だったので、それ以来「泣きき一」と呼ばれた。

◇

＝山田参議の書＝

山田参議が揮毫した幟は、工事の完成後瀬戸の伊藤四郎左衛門家に贈られた。

◇

水谷忠厚の今坂開さくの功績と、彼が慶応四年藩命によって美濃、信濃、甲斐の諸国諸藩を勤王について遊説し、その功によって食録十五石を加増された。

明治三年に名古屋の城東方石橋附近の自宅で私塾を開いたが、その頃の塾名を天爵堂といったらしい。尚水谷家は品野村の地頭（鎌倉時代の職制とは違う）であったから、廃藩後この地に身を寄せたと考えられる資料がある。

◇

上品野小学校の記録に四代目の校長（校長といっても他に教師は居らぬ）に『水谷剱一、明治十三年頃、名古屋の人、天爵堂と称し漢学に秀ず』と記されているのが忠厚であると推定される。しかしこの点は推定を出ないのだから解決を後日に待つ問題だと思う。さて廃藩後の忠厚は製粉と製麺業をはじめたが、たちまち失敗し、その後は荷車輓きとなって名古屋瀬戸間を往復し、陶器や薪炭などを運搬した。

◇

瀬戸と赤津を結ぶ道路は、今坂の急坂にはばまれて車が通わないところから、これを切り開いて車の通る道にしたいと発願した忠厚は、前述した功績を残したのである。

時に三十九歳であったが、その頃から「天爵大臣」と自ら名乗るようになった。それから明治二十五年四月五日、五十一歳で永眠するまでの十年間余りを、道路に、橋梁に——奇しくも工事に一身を捧げた。

◇

明治十七年には瀬戸街道の矢田川に架橋したが、その当時の県令国貞廉平は、忠厚の徳をたたえて「天爵大神」と呼んだのでそれ以来これが通り名となった。

明治二十三年に完成した中馬街道（後述）の開設や、改修にも貢献するところがあり、更に葉栗地方の道路も改修した。

「曹洞宗大年表」は『明治二十年二月十九日に水谷忠厚が、永平寺参道を開いて参拝の便宜を計ろうとし、福井県知事石黒務の賛成を得、ついで六月一日には永平寺貫主滝谷琢宗がその義挙に賛成し二十一年九月十二日には福井市で竣工開通式を行った』旨を記載している。

◇

越前の細呂木の鋸坂外一ケ所の改修にも当っているがその後名古屋へ帰って奉仕の生涯を終ったのである。

今永平寺の宝蔵には天爵大神の遺品（素袍、袴、亀甲冠、中啓、念珠）が所蔵されているが、忠厚の写真もまた伝えられている。

## (292) 中馬街道開設と中央線誘致運動

中馬街道は岐阜県恵那郡上村の平谷街道からの分岐点に始まり、愛知県瀬戸市の瀬戸橋北詰で終る路線である。

【注】平谷街道は長野県平谷から岐阜県上村を経て岩村町に達する路線であり、瀬戸橋は当時森橋と呼ばれていた【凸版参照】。

◇

上村、明知、大川を経て土岐郡に入り、柿野、坂下から愛知県東春日井郡品野町に至り、更に伸びて瀬戸市の瀬戸橋に達する中馬街道は、明治十七年明知の橋本幸八郎等の主唱によって明治二十年に恵那郡町村連合会が組織され、郡内の主要道路の改修にはじまり、更に土岐郡、東春日井郡の関係方面と連けいして中馬街道の開設となったのである。

◇

瀬戸地区は森橋北詰から東へ藤四郎山の麓まで伸びた新道が、そこでお猿橋（今の公園橋）を渡り、南詰を東進して宝泉寺墓地の下を通って古瀬戸、紺屋田を経て下品野に至るものであった。

明治二十三年に深川神社で竣工式を挙げ、明治四十一年三月廿四日に郡の経営に移されている。当時の記録によれば『瀬戸町県道森橋より、品野を経て美濃国境に至る中馬街道』となっている。水谷天爵大神もこの道路開さくの当初に貢献するところがあった。

◇

国鉄中央線の全線開通は明治四十四年五月一日だが、名古屋・中津川間は明治三十五年十二月に開通している。この鉄道が瀬戸を通っていない点について古老の間に伝えられるところによれば『汽車が瀬戸を通ると、その震動で窯や瀬戸物が壊れるというので反対した』となっている。そこで反対運動の具体的事実について調査したが、それらしいものは発見されない。

◇

単に発見されないばかりでなく、それとは反対に鉄道誘致運動をしたという資料がある。瀬戸市京町一丁目の長江良平氏は東濃鶴里村の出身である関係から同家に所蔵されている「中央線中馬街道予定敷設趣意書」（活字印刷四六版二十頁）がそれである。明治二十五年七月に印刷されているから、中央線の一部開設の十年前から運動を始めていたことが判る。

◇

第三帝国議会で鉄道公債法と鉄道敷設法が通過し、中央線（神奈川県より長野県下諏訪を経て、伊那郡もしくは西筑摩郡を経て名古屋に至る鉄道）の敷設が決定した。

そのため下街道線（これは現在の路線）、中馬街道線、足助街道線の三つに別れて美濃、三河、尾張の沿線有志がそれぞれの立場から猛運動を開始した。長江氏所蔵の文書は当時の状況を物語っている。

◇

文書には地形上の適否、敷設管理の難易軍事上の関係、産業通商上の利害等を列挙して下街道線や足助街道線より中馬街道線が優れていると主張し「鉄道にして苟も公共の利益と又之が敷設管理の難易如何を精査し、以ってその画策を欲せば、将来著大なる害毒を被る事を避けざるべからず、是れ豈に大に慎みて警めざるべからざる事に非ずや」と記している。

◇

末尾に関係町村の有力者の名を連ねているが、これらは誘致運動の代表者と見るべきであろう。

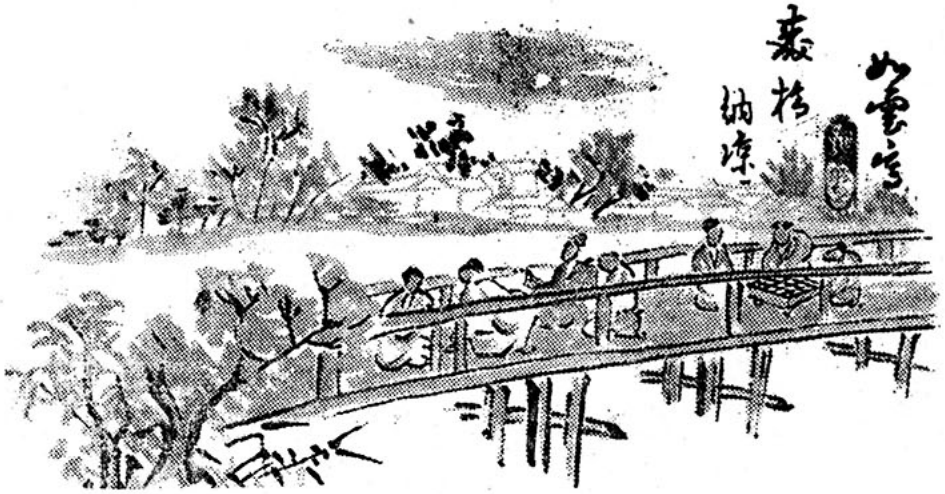

瀬戸の森橋

美濃国恵那郡明知町
橋本幸八郎
福岡政太郎
瀧谷　弥吉
同国猿爪村
永井圓次郎
同国土岐郡曾木村
水野銀次郎
浦野　喜作
同国同郡鶴里村
福岡吉次郎
林　理一郎
井野治三郎
尾張国東春日井郡上品野村
水野善太郎
同国同郡下品野村
加藤　豊吉
同国同郡瀬戸町
加藤李左衛門
加藤伝兵衛
伊藤四郎左衛門
加藤祐右衛門
加藤半一郎
水野　寛

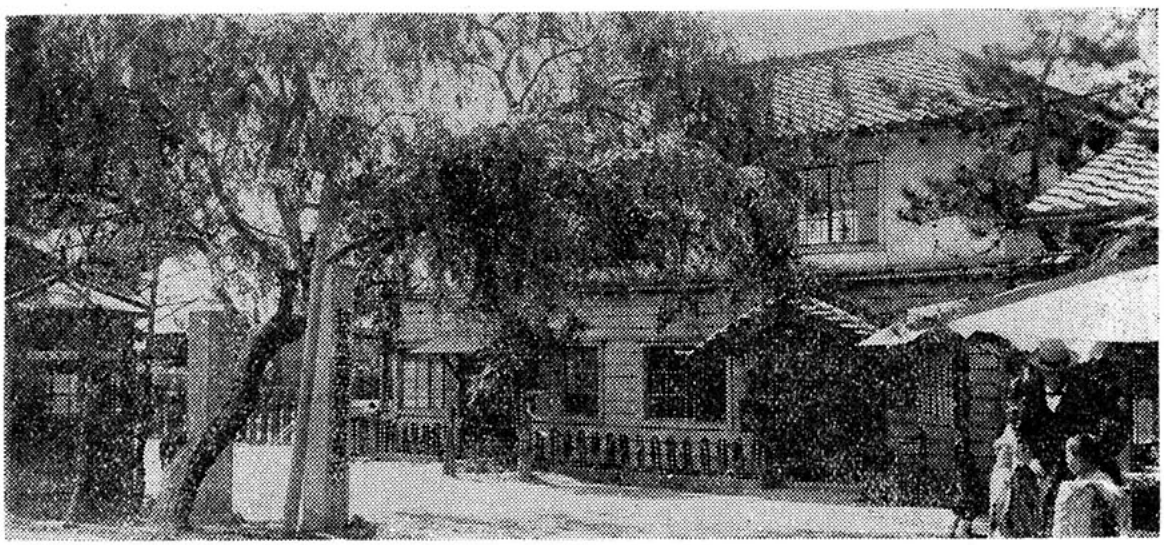

＝瀬戸電気鉄道時代の瀬戸駅＝

# (293) 乗客が降りて後押した自動鉄道

瀬戸名古屋間の交通機関といえば、昔は馬か駕籠による他はなかった。これらは一般庶民には縁の遠いもので明治初年から二十年頃にかけては、名古屋に大芝居が掛ると五里の道を徒歩で見物に出かけていた。

◇

明治二十三年頃に木製鉄輪の三輪車が、はじめて瀬戸へ姿を見せたが、その頃は遊戯具に近いものだった。三十年頃からゴム輪の二輪車を見るようになりそれを自転車と呼んだ第二次世界大戦後石油が潤沢になったので自転車に原動機を取付けたものや、スクーター、オートバイ、大型バス、トラック、乗用車などが瀬戸街道に汎濫して来た。

◇

明治二十七、八年頃、今の栄町丸紅商店の東に乗合馬車の待合所ができて、名古屋通いの馬車が発着していた。朝日町のうどんや「朝ちく」のお爺さんの「あめ久」という人が待合所の店番をしていた。トオーテ・トテトテと鳴らすラッパは懐しいものだったが、南のチリリン油屋の川口牛太郎氏もその頃の別当だった。

乗合馬車の競争対手の人力車は、蔵所橋の下に車を列べて客待していたが、客があると客を乗せたまま堤防を輓き上げて走ったというのだから、瀬戸川の様子も大きく変貌したものである。

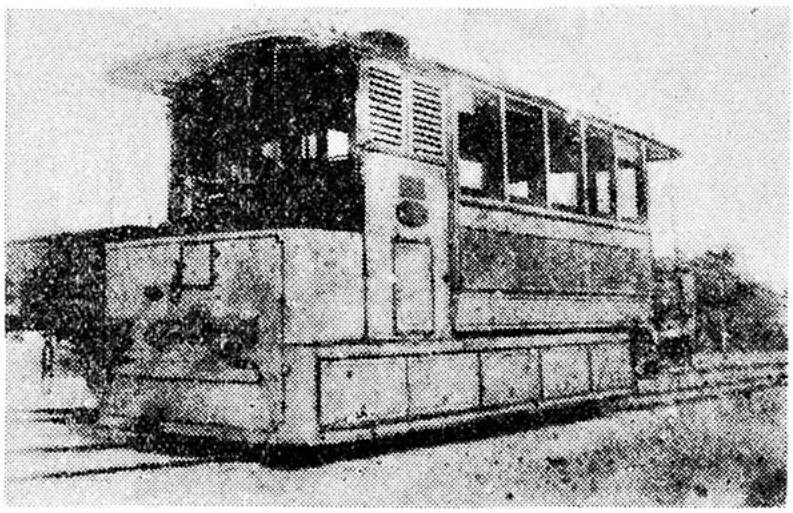

＝瀬戸自動鉄道時代の自動客車＝

◇

明治三十五年三月に資本金二十三万円の瀬戸自動鉄道株式会社の創立が発起されたが、株式は容易に集らなかった。やっと三十七年一月二十四日に起工式を挙げ、三十八年四月二日に瀬戸矢田間の運転が開始された。三十九年一月十七日瀬戸大曾根間が開通した。同年十二月二十八日に社名を瀬戸電気鉄道株式会社と改め、四十年三月十七日から電力運転に切替えた。大正四年一月には堀川までの市内乗入線が開通し、同十年には資本金を二百万円に増加した。そして昭和十四年九月一日名古屋鉄道株式会社に合併されて今日に及んでいる。

◇

開設当時の自動機関車時代には幾多の珍談を伝えているが、根ノ鼻や旭前など、ちよっとした坂でも自動機関車が停ってしまうので乗客は車から降りてエンヤラ、エンヤラ後押しをしたものである。矢田から乗って瀬戸までに四時間位もかかることは珍らしくなかったといわれているが、当時の乗客は別段怒るでもなく、却ってそれを嬉しがっていたという。

◇

こうした経過の後にいよいよ電車が通う！というので、瀬戸町挙げての祝賀騒ぎとなった。

当日は瀬戸進栄連の芸妓が「元禄花見踊」で町々を練り廻り、翌十八日には名古屋へまで押しかけて踊り廻った。その時の芸妓が、宮本の静、米子、清子。米屋の日の丸、米治、こま、金吾。錦遊楼の三吉、千代吉、勇吉。山口屋の万吉。山本屋の小金などという顔ぶれであった。

## (294) 瀬戸で電燈の灯しはじめは八十三軒

末広町の浅井印刷所の先代浅井俊禅老に、瀬戸の電燈の灯り始めについて聞く（昭和十四年）——。

『私は瀬戸に電気がひけるというそもそもの頃、丁度二十歳の時に電工見習になったのです。その時の電灯会社は三河電力株式会社といい、岡崎に本社がありました。瀬戸に出張所があって、瀬戸詰の者は柴田栄次郎という人と私と二人きりでした。

◇

三河の小原の地獄谷水力発電所から、送電線が西へ伸びて、戸越峠から赤津を経て宝泉寺の東へ、更に新道を西へ幹線を通したのです。その頃の新道通りには、家など何軒もなく淋しいものでした。明治三十五年九月十日に、はじめて瀬戸の電灯が灯ったのです。八燭光の電燈を一つづつ灯した家がたった八十三軒、しかもそれが馬鹿に暗く、時々一層暗くなることがありました。

◇

日は覚えていませんが、九月中旬頃南の栄座で電燈会社の披露会をやりました。志賀重昂先生を筆頭に今井総一郎、近藤重三郎、原

富太などという会社側の重役が出席しました。余興に瀬戸芸妓の手踊りがありましたが、舞台に五十燭光の電燈を三つばかり灯したので大変な評判になりました。

◇

その当時の門灯をガス灯といい、四方にガラスをはめたものにブリキの屋根をつけ、石油ランプを入れたものでした。この門灯に昼間油をさし、ホヤの掃除をしておいて、夕方に点燈して廻る商売があり、石神町の野村文七さんがやって居られました。

それが追々電燈に取りかえられたので、この商売もすたれてしまいました。

◇

製陶工場で動力を使用したのは加藤李左衛門工場と加藤五助工場が殆ど同時だったと思いますが、製土工場では池田にあった加川工場がはじまりです。

電気の最初の犠牲者は左官の仁三郎という人でした。屋根に上って仕事中、コテが電線に触れて感電したので、屋根から墜ちて即死しました。

◇

明治四十年六月一日には、三河電力株式会社が名古屋電灯株式会社に合併され、その出張所が藤原町（現在の杉塚町愛知県窯業原料協同組合事務所）にできました。

私は昭和五年に会社をやめましたが、思えば長い間、電燈会社へ御奉公したわけです』

◇

明治十一年三月二十五日、東京工部大学の講堂でエーアトン教授の指導により、当時学生だった市野、藤岡両博士かグローヴ電池を用いてアーク灯をつけたのが、日本に電燈が輝いたはじまりで、同十五年七月には東京銀座にブラッシュ発電機によって二千燭光のアーク燈がつけられた。

明治二十年に東京電燈の開業となったが名古屋は二年後の同二十二年、瀬戸はそれから十三年おくれて、ようやく電燈がひけたのである。

◇

瀬戸地方へ電力を供給した三河電力株式会社は、矢作川電力株式会社と改称したもので、本店は岡崎市にあり、資本金は二十万円であった。明治三十四年に瀬戸町宇前田に変電所を設け、電源を巴川発電所に求めて送電したものである。

その後名古屋電灯株式会社に合併され、更に東邦電力と改称し、昭和十七年四月一日から中部配電、二十六年五月一日中部電力株式会社となって現在に至っている。

## (295) 戦争景氣で瀬戸の瓦斯管を掘る

昭和のはじめ頃、浅井錠五郎、伊藤勝治氏などが中心となって、瓦斯の利用組合設立について協議されたが、満州事変、日支事変な

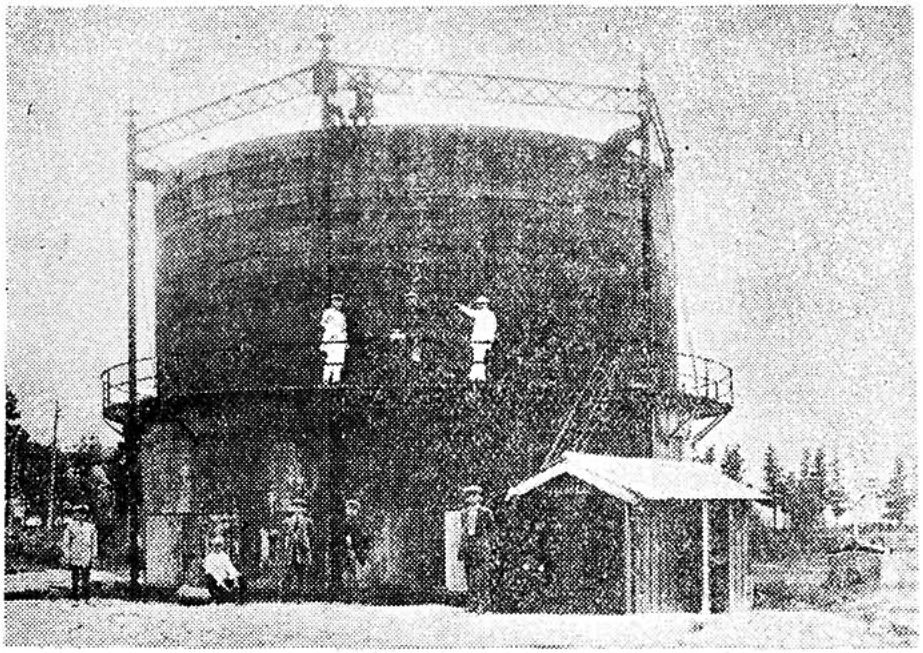

＝現在の陶本町福よしの処にあった瓦斯タンク＝

どの勃発によって立消えとなったその後昨年（昭和三十年）頃、商工会議所が中心となって瓦斯会社の設立について計画されたが一向に進展していない。

◇

大正のはじめに名古屋瓦斯株式会社が、瀬戸で営業をはじめたことがある。といっても瀬戸に工場を建てて瓦斯を発生させたのでなく、名古屋の瓦斯をはるばる瀬戸まで、瀬戸街道に敷設した鉄管で送り込んだのである。現在の陶本町福よし旅館の所に瓦斯タンクが設けられ、各家庭に送られた。

◇

その頃の電燈のほの暗いのに引き換えて、蒼白く白熱する瓦斯燈は見事なものであった。大正元年十一月の中旬、陶元座（今の深川館）で瓦斯の宣伝劇を公開した。それには瓦斯を引かぬ頑固な家庭の不便さを見せ、終幕では頑固親父が兜をぬいで瓦斯をひき、便利な文化生活に入るという筋であった。

いよいよ大詰では舞台上で瓦斯を使って餅米を蒸し、餅つきをして観客に配るという、随分変った趣好の宣伝であった。

◇

ところが二、三年経つうちに、瓦斯を炊事につかえば高くつくと、燈火用にはマントルが焦げて消耗費がかさむ等のことで段々需要家が減って行った。

丁度その頃第一次世界大戦（欧州戦争）が勃発して鉄材が暴騰した。そこで瓦斯を瀬戸へ送るよりも、鉄管を掘り出して売った方が大儲けになるというので、瓦斯の供給を中止して鉄管を売却してしまった。

## (296)

# 瀬戸公園の茶室竹露庵の由来

明治十八、九年当時、瀬戸に一軒だけの漢法医を加藤道三といった。その長男は「あきら」（手紙などに仮名書で自署しているを）と

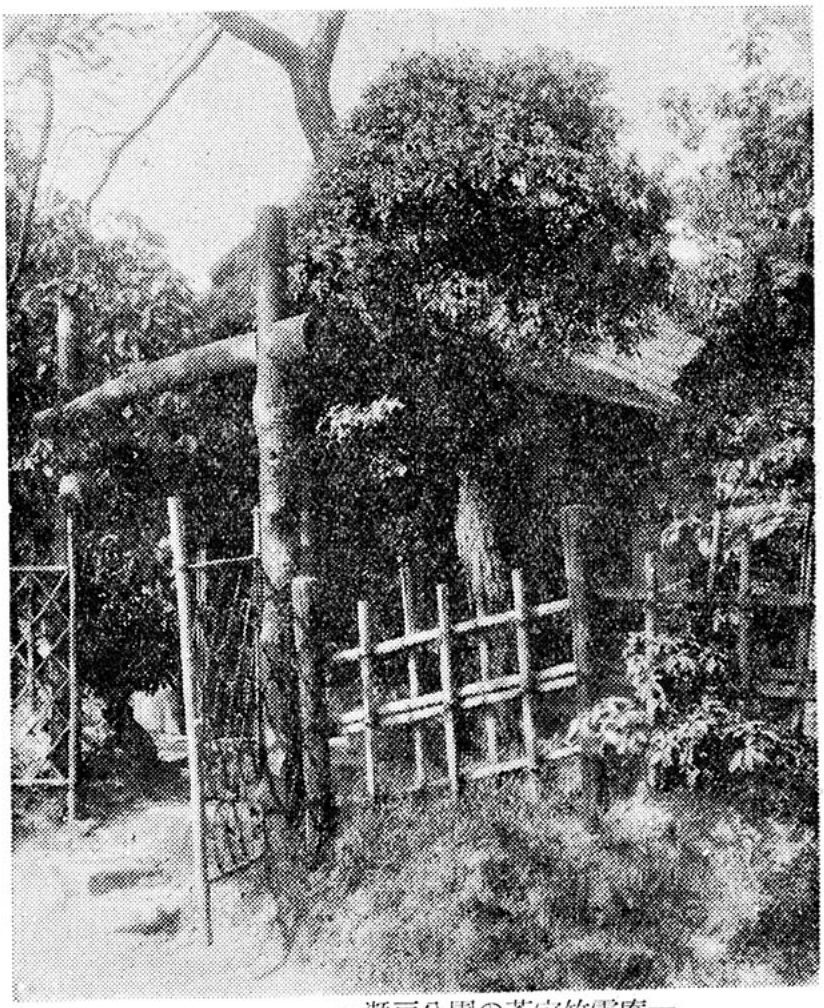

=瀬戸公園の茶室竹露庵=

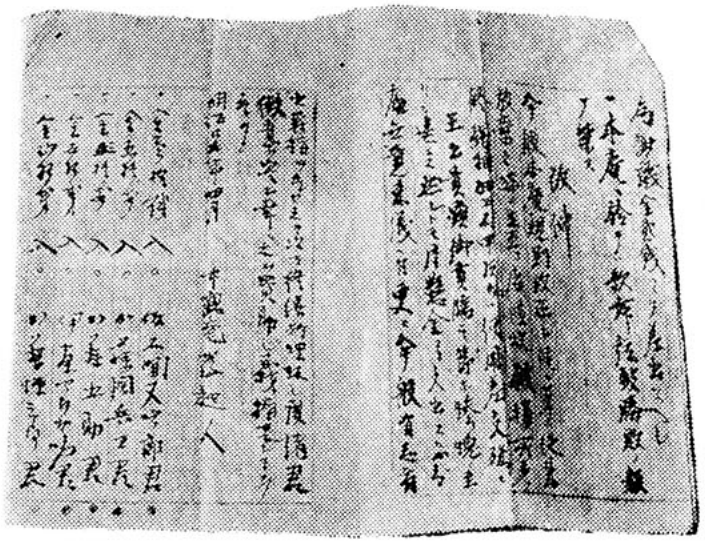

=唐九郎氏所蔵の竹露庵奉加帳=

いって瀬戸地方最初の西洋医学（蘭法）を修めた人である。その人が何かの関係で名古屋幅下の某家から茶席を貰ってきた。そして山陶屋父子（清助景登、兼助素雪）と相談して瀬戸公園（当時の藤四郎山）に移築した。

◇

本書の初版では「何かの関係で」と記すのみで、移築のいきさつを明らかにすることができなかった。

一説によるとこの茶室は、名古屋の幅下あたりの某家の邸内にあったが、道路新設のために取壊したものを移築したとも伝えられているが、それ以上確かめることができなかった。

たまたま郷土史学研究会理事伊藤輝男氏から、移築当時の関係について聞くところがあったので、下陣屋の製陶業三浦真次郎氏の妻アキ（五四）さんを訪ね、次の懐旧談を聞くことができた。

◇

「私方のお婆さん（真次郎の母うめの、昭和二十六年一月九十六才で死亡）は、生前竹露庵について話しておられました。お婆さんが嫁入したのが新居（旭町）の彦惣という家で、二十才の時に長女を産んだが、その子が腹にあった時（明治八年頃）男（三浦彦太、明治十九年死亡）さんが名古屋から茶席を買ってきて建てました。

◇

お婆さんはその時壁土差しをやらされている中に、腹が痛く

なって止めたそうです。その後茶席は瀬戸のお医者さんや山陶屋へられ、それが瀬戸公園の竹露庵となったのです。

彦太の子が為三郎、為三郎の妻がお婆さん（うめの）、その子が私の夫真次郎です」。

◇

さてこの茶席は、明治十九年に有栖川宮様をお迎えしているがその時竹露庵と名づけられたものである。加藤唐九郎氏所蔵文書の中に、竹露庵関係の貴重なものがあるから記録しておく。

◇

「舌　換

竹露庵之儀は、明治十九年に竣工し、爾来会員の月掛金を以て維持し来りし処、不納者多く、特に来庵の多き人には不納者多く、却って来庵の少き人には完納者多きは実に不適当の事実にして、之を徴収するに忍びず。或は之を徴収するも数月を平均するに、毎月凡そ六分位の費用に過ぎず、依而止むを得ず一時閉鎖せし処、更に有志人ありて特に閉庵を嘆き、一ケ月金壱円を支給せば守庵すべきとの事にて此処に契約なる。

◇

然るに喫み捨多く到底維持すること能わず、然らば之を純然たる売茶店になさんか、いやしくも王公貴顕御座あるを以て名を奉呈し該庵の勝景といい、実に眼を安め、喝を補うと御賞翫斜めならざること枚挙にいとまあらず。実に本町の名誉というべけんや、加之文人墨客よく此席を叩き、其景、其雅、其勝、其水挙げて賞讃せざるはなしというべし。（中略）

◇

今回会員を一選して左の規則を設くるものとす。不同意なれば直ちに貴意を伺うべし。

一、会員たる者は一ケ月金五銭づつを差出すべし、さすれば毎日登庵するも妨げなし。

一、会員たらざる者は登庵の際一名につき謝儀として金弐銭づつ差出すべし。

一、本庵に於ては歌舞弦誦勝負の類を禁ず。

◇

改　伸

今般規則改正し候については、従来放棄之姿に立至り居候故、破損所多く修繕相加え申さず候ては使用差支、殊に王候貴顕御賁臨（入来）之節等慙愧の至りに堪えず、然れ共月掛金より支出するは到底おぼつかなき儀に付、更に今般有志者の義捐を乞い、之を以て修繕処理致度、諸君徴意を容れ幸い之を賛助し義捐あらんことを乞う。

明治二十五年四月　　竹露庵発起人」

◇

賛助者と金額――。

金五十銭づつ。加藤周兵衛、加藤春光、伊藤四郎左衛門。

金三十銭づつ。加藤五助、佐久間又次郎、伊藤亀五郎、加藤祐右衛門。

金二十銭づつ。加藤源三郎、加藤村三郎、高島久七、加藤仙八、加藤岱三郎、川本惣吉、高島宗四郎、井上林蔵、井上次郎平、二宮光吉、加藤鉄之助、山田万四郎、加藤丈助。

金十銭以下は省略する。

# (297) 赤津の篤行者と六人の石屋

「東春日井郡誌」が、篤行者として載せるところを次に転記する。

「中島定平――。定平は赤津村の人にして安政年間の農夫なり、その家素より貧しく、常に人の為に耕作し、以て漸く糊口を凌ぐを得たり、性孝行の心深く、老親に仕え孝養を励み、その善行著しかりき、後、妻を娶ると雖もその妻程なく重病にかかり起たず。定平之をよく看護し、篤く夫誼を盡し、傍ら職業を精励せり、村民歎賞し之を称揚するに至れり。

こと遂に水野代官所の聞く処となり、之を褒賞せしと云う。明治十二年十二月六日歿、年四十五」

◇

「加藤吉右衛門――。吉右衛門は文政年間赤津村の人。製陶染付を以て業を営む。時に斯業商況振わず、一般の窯業者窮迫策の出ずる所を知らず。就中吉右衛門の如きは窮乏甚だしく、殆ど衣食に供する能わざりき。是に於て奮起し、朝に星を戴きて業に従い、夕に月を仰ぎて其事を終る。

かくて漸く一家を支えり、而して性孝心深く、家に老親あり、吉右衛門克く孝養を盡し、厳父極寒の夜、往々自ら親を抱きて暖をとらしむ。事遂に水野代官所の知る所となり、賞を与え其の善行を表彰せりと云う。天保八年四月二十八日病んで歿す」

◇

下水野十軒家の加藤鎌三郎家に伝わっていた古文書のうち、赤津村について記すところを次に転載する。

『高千五十六石九斗九升五合

一、惣山千百二十八町、春日井郡赤津村、但し東は参河折平村、市野々村山境高峰切、西は瀬戸村山境大かけ切、南は参河広見村高峰切、北は下品野村山道切、

名古屋札の辻まで道法六里』

◇

『石屋の覚

東門前町（名古屋）　長兵衛

同町　庄八郎

末広町（名古屋）　六左衛門

同町　平左衛門

同町　紋左衛門

同町　佐治右衛門

右の者共、正徳四年午八月赤津村へ引越し、屋敷畑五畝十歩、六人居屋敷、右は享保九年辰ノ年検地済』

◇

『春日井郡赤津村扣山にて石切、長兵衛、佐治右衛門、庄八郎、六左衛門、平左衛門、紋左衛門、石堀取度と申伝、相違なく堀取申すべく候、併し田畑その外、障り儀これ有り候わば篤と吟味申付くべく候也。

正徳四年午六月三日

箕　善左衛門
星　七右衛門

右村　庄屋　百姓

◇

断如き御国奉行殿より証文通右切共へ相渡候間、右堀取り差障り儀これ有り候わば、早々申出相成るべく候　以上

午　六月

太田庄左衛門

赤津村庄屋中』

# (298) 山田治兵衛と四季咲の櫻

雪の降る寒中に開花するので四季咲桜と名づけられた珍らしい桜が、長久手村大字熊張字大草部落の瀬戸へ通じる県道添いの池の堤に植られている。

この桜について熊張の戸田京四郎老（昭和十年当時七十七歳）は語る——。

◇

『今は長久手村になったが、明治三十年頃は上郷村といっていました。村長は近藤吉十郎で私は收入役でしたが、赤痢が大流行したので隔離病舎を新築しました。そのとき敷地は人家から離れた処というので、明治十三年の洪水で香流川の堤防がきれて砂入した田圃を選びました。そんな場所ですからろくな道路があろう筈がなく、病人を運ぶのに困りました。

◇

その時大変盡力されたのが山田治兵衛という人です。治兵衛さんは尾張藩から名字を許された家柄で、親の代から庄屋を勤め、明治の初年には戸長に選ばれた人です。財産もあり、人望もあったので村民は山田様といって尊敬していました。奥さんは瀬戸の山陶屋加藤清助景登の娘きん（兼助素雪の姉）でした。

◇

さて病人を車で運ぶことができないので困っていたら、治兵衛さんが名古屋の古道具屋から、昔殿様が乗ったというお駕籠を買って来たので、病人をそれに乗せて静かに運ぶことができました。又隔離病舎には病人が永く居るので、それを慰めるために名古屋西の矢合村へ出かけて、桜、山茶花などの花卉を沢山買入れました。そしてそれを人夫を雇って病舎の周りや川堤へ植えつけさせました

◇

その残りを現在四季咲の桜のある池の堤に植えたのです。植付は戸田由十さんに頼んだのですが、その中の一本が寒中でも花を開く四季咲になりました。

当時上郷村の戸数が二百九十五戸、一ヶ年の予算額が四百二十六円三十六銭三厘、役場吏員は村長、助役、收入役の三人だけで、收入役の月給は三円でした。

役場から村民に通知することがあると、役場(お寺を借りていた)でホラ貝をぶうぶうと吹く。すると村氏がおういおういと呼び合って集って来たものです。

◇

明治三十七年には、瀬戸へ通う道が郡道に編入され、菱野村の伊藤豊雄や私らが運動して二間巾の道路を水無瀬川まで開きました』。

## (299) 今井鎌三郎校長の事蹟と逸話

下品野村の小学校長として終始した今井鎌三郎は、垂範実践の教育者ペスタロッツイを思わせる容貌の持主であったため「今ペス」と渾名(あだな)されていた。「愛知県偉人伝」は『世、鎌三郎を呼んで今ペスというは、その崇高な人格、その愛と至誠の横溢した教育的生涯を讃美して、しかく呼ぶのである』と記しているが、実は彼が師範学校在学中に、一教師が「あばた面」の彼を励まして名附けたものである。

◇

その人となりと業蹟については、県立公園岩屋堂の信貴山宝珠寺前に建てられた頌徳碑に明記されている。

故下品野小学校長今井鎌三郎之碑

君姓今井氏、通称鎌三郎、三河国加茂郡高橋村寺部人、家世業農君資性温厚、幼学于寺部小学校、頭角嶄然師友属望、而不幸夙喪父家産亦不祐、已畢業為小学助教、以助生計、然修学不怠、同村有岩松某者、憐其志給資、令君学于愛知県師範学校、明治二十四年業成、任東春日井郡下品野村小学校長兼訓導、君励精奉職、忠実執事、恩威併行、以統督職員、躬行実践以薫陶子弟、子弟仰之如父母、就学者日益進、名声大揚、或有欲以厚俸聘之者、君不少動心、在職十有七年、其徳被一郷、風俗改其旧。

◇

明治四十年四月以疾歿、享年僅四十、葬于下品野村久雲寺、父兄子弟無不悼惜焉、及葬不期而会者数十百人、君娶某氏有三女皆幼、君事親克竭其力、又厚于朋友故旧、其為教職返嘗所受金于岩松氏、別贈金若干以謝其恩云、君既歿、村人相謀醵数百金 為遺孤修学之資且建碑欲永不忘其徳、而君之同学又醵金助其事、嗚呼君於是乎、可謂不朽矣、銘曰、蒙養以正、自彊不息、成者如此、未者不測、何嘆伊卑、郷党矜式、何嘆命短、全其天職、明治四十三年十二月、従七位佐藤雲韶撰文、文部大臣正四位勲二等小松原英太郎題額、従七位大島徳太郎書。大野木刻

◇

今井校長の逸話は多いが「愛知県史要」の記すところによれば、『或る時、有力者某の子供を落第させたら、村長を通じて抗議を申込まれた。すると彼はそれに対して〃貴下も亦何ぞ誤れる、彼は固より名家の胄、他日郷閭の中心人物たらざるべからず、今にして姑息なる手段をとらんか、他日の悔を如何せん〃と語った』とある。

◇

抗議した村長は「かみなり」と異名された江尻玉五郎（江尻美氏の祖父）であったが、校長の信念をゆるがすことはできなかった。その落第生は村一番の富豪、酒造柴田の御曹子であったが、校長の眼に狂いはなく、後世で名町長と謳われた柴田要助その人である。

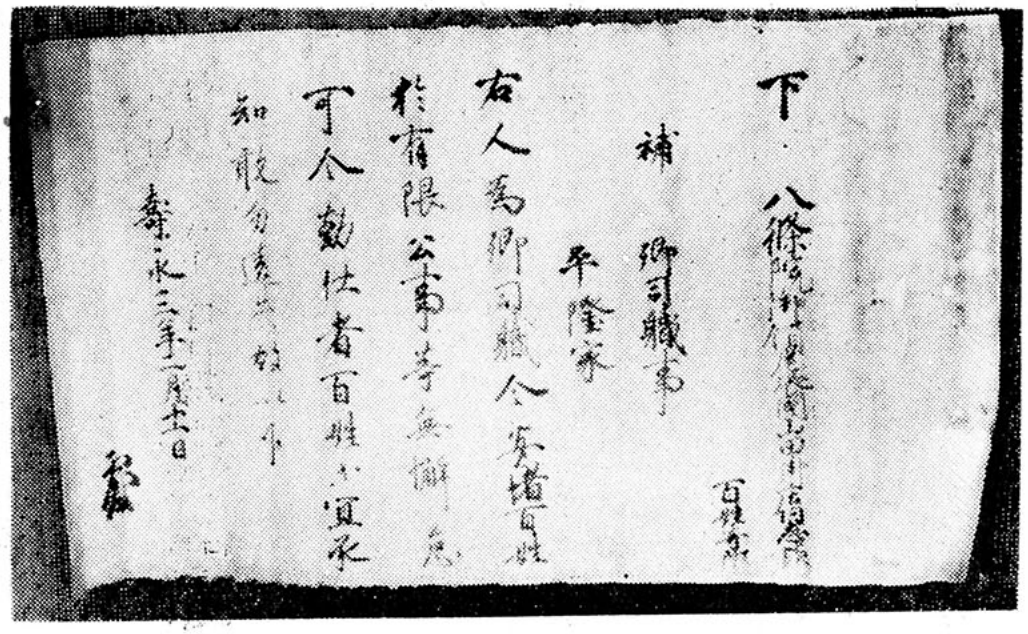

＝寿永三年の下知状＝

## (300) 水野權平家の古文書 感応寺へ保管

水野村に居住したところから水野氏を名乗った二流の水野氏のうち、尾張落の御林奉行となった水野權平は桓武天皇四代の孫、高望王の第三子鎮守府将軍平良兼の子、武蔵守公雅の後裔である。（二八六頁下段参照）

◇

水野權平家の系図、古文書については、古くは「塩尻」「尾陽雑記」等に記され、近くは「愛知県史」「東春日井郡史」等にも記載されているが、原本の行方は久しく不明であった。ところが昭和二十九年九月十五日、水野權平の子孫によって関係文書一切を菩提寺の感応寺へ永久保管の申出があった。

◇

行方不明を伝えられていた古文書一切が、感応寺に納められるまでの経過——。

東春地方きっての名族として旧幕時代に権勢を恣にしていた水野權平（歴代襲名）家も、二十四代正雄が水野村長（明治二十九年九月十七日から三十一年六月二十日まで）をやめ、更に明治三十九年には一家を挙げて名古屋へ移住した。

◇

その後は水野村とも疎遠になり、盆、正月の墓参も断続する状態であった。従って古文書についての消息も知れず、昭和二十年の大空襲によって焼失したものと地元（水野）では諦めていた。

ところが名古屋市中区西境町一ノ一水野信夫（正雄の嗣子）によって、感応寺にもたらされたのが水野氏関係の古文書であった。

◇

信夫氏の語るところによれば、関係文書は戦時中愛知郡日進村の

知人の宅へ疎開保管されていたので、幸い戦災を免れることができたとのことであった。

こうした経過をたどって水野氏祖先縁りの寺へ保管されることになったのであるが、その内容は次の通りである。

◇

一、系図一巻
年月筆者不詳、源家徳川家康系図至綱吉（写）

一、古証一巻、小物八通貼付
イ　建武二年十一月二日附
ロ　観応二年二月四日附
ハ　観応二年十一月廿五日附
ニ　正平七年閏二月廿三日附
ホ　正平七年五月三日附
ヘ　正平七年五月廿四日附
ト　正平七年六月十三日附
チ　正平二年十一月二日附

◇

一、下知状　一通
治承四年十二月廿三日附、平高家宛

一、下知状　一通
寿永三年二月十一日附、平隆家宛（写真参照）。

一、証　文　一通
建保三年二月十八日附、宛名なし

一、かな証文　一通
弘安四年閏八月十六日付、刑部左衛門尉宛

一、証　文　一通
観応二年正月十六日附、足利尊氏花押、平太致秋宛

一、尊氏公御判物　一通
観応二年二月十二日附、足利尊氏花押、平七致国宛

一、証　文　一通
正平七年三月三日附、平太致秋宛

一、後小松院宣旨　一通
応永十九年十二月二十四日附、口宣案致高任備中守。

# (301)　明治初年にはお正月に獅子舞

お正月の景物詩として街頭に見受けられる万歳も、明治の初年にはまだその姿をあらわしていなかった。その頃の瀬戸の正月は太鼓で踊る獅子舞と、その唄声とによって賑わった。

三河から来る平太獅子は、春にささがける春告鳥のそれのように、山峡の街から街へ、初春気分を煽りたてた。平太獅子は踊り手が一人、唄い手が二人、太鼓一人の四人組であった。街の辻や広場に梯子で囲った速成の青空舞台をつくり、そこでにぎやかな踊りを繰り展げた。

平太獅子に刺激されて、瀬戸にも獅子舞がはやりだした。二宮玉助、加藤広蔵、加藤宇兵衛など北新谷の連中によって創められた。その後二宮玉助は狂言の師匠となって各地に招かれ、加藤宇兵衛は獅子舞を村人に教えていた。

◇

明治十年頃の瀬戸には、北新谷と南新谷に獅子舞の組ができて互に競り合い、北新谷組では金仙金物店の親父勘十サ、宮前マルスの先代捨サ、吉野屋の隠居建之助サ、刎田の誠逸さんの兄の重太郎、千代松兄弟、亀七の息子の岩三郎などが中心だった。中でも唄のうまいのが捨サ、舞いは重太郎だと評判された。

◇

南新谷の組では雑貨商をやっていた利兵衛、川本逸之助の親父の孫四郎、大手町の古着やの岡崎文右衛門、米徳の先代加藤米蔵、茶碗の仲買をやっていた友三などの連中だった。

◇

明治十七年に海部郡篠田の弥左衛門という者が瀬戸へ来て、篠田流という獅子舞を教えたことから、瀬戸の獅子舞に大改革が行われた。

北新谷の岩三郎などは、篠田流の笛に熟達して名手となり、岩サの笛に捨サの唄といえば娘や新造がやんやといったものだ。

◇

加藤森川も、当時二十歳前後の若者だったが、笛のうまいところから南新谷の利兵衛がほれこんで娘の婿にした。

それまでは北の組に押されがちだった南の組も、一段と華やかさを増すことができた。

◇

当時のお正月の遊びについて「東春日井郡誌」は「一、博奕、旧幕時代には取締の厳ならざりしためか一般に行われ、正月遊びの如きは老若男女皆これをなさざるはなく、その仲間に入らざる時は、遊び場なき程なりきという」と記している。

瀬戸では女、子供に至るまで一厘銭で、穴打ち一だし、ハネ出しなどという遊びに打ち興ずるのが松の内の遊びとなっていた。

## (302)

# 初恵比壽の瀬戸名士七福神行列

深川神社の境内末社の初えびすは、毎年正月五日に祭典が挙げられ、近年は参詣者も激増して年々盛大になってきた。とりわけ大瀬戸新聞社がこのお祭に協賛して昭和二十九年以来とり行っている「瀬戸名士七福神行列」は、近郷近在まで評判になり、今では年頭の行事化して、一風変ったお祭として広く知られて来た。

◇

最初の年の七福神について瀬戸の名士にそれぞれ白羽の矢を立てて交渉したが、七福神に扮装して街頭を練るというので、オイソレとは承諾してもらえなかった。

当時瀬戸市警察長（署長）の柴田源治氏が、体重堂々二十七貫の大

皷腹の持主で、布袋そっくりの体軀だったので、公安委員の河本礫亭氏を口説いて、礫亭氏はもちろんのこと、警察署長の引っ張り出しにも成功した。

◇

口絵の八頁の写真が上から第一回（昭和二十九年）、第二回（昭和三十年）、第三回（昭和三十一年）の「瀬戸名士七福神行列」の記念撮影である。（写真向って右から）

昭和二十九年度

福の神の家主人　河地島三郎氏
布　袋　瀬戸市警察署長　柴田源治氏
大黒天　瀬戸市長　加藤章氏
恵比寿　瀬戸市公安委員　河本礫亭氏
福禄寿　瀬戸商工会議所会頭　宮崎泰三氏
毘沙門天　瀬戸市教育委員長　松原明道氏
弁財天　西川里喜康嬢
寿老人　加藤宮吉氏

◇

昭和三十年度

弁財天　三輪康掬こと
毘沙門天　愛知県議会議員　三輪きく子嬢
寿老人　氏子総代　加藤庄平氏
福禄寿　瀬戸商工会議所副会頭　加藤峰一氏
布　袋　瀬戸陶磁器工業協同組合連合会理事長　加藤政雄氏
大黒天　瀬戸市議会議長　伊藤清春氏
恵比寿　衆議院議員　加藤幸治郎氏
福の神の家主人　早稲田柳右衞門氏　木下貞一氏

◇

昭和三十一年度

毘沙門天　愛知県議会議員　加藤英一氏
福禄寿　瀬戸信用金庫専務理事　川本桝吉氏
寿老人　瀬戸市助役　田公和夫氏
弁財天　後藤静枝嬢
布　袋　瀬戸市自治連合協議会々長　山中喜芳氏
大黒天　瀬戸市議会議長　加藤薫氏
恵比寿　瀬戸陶磁器輸出玩具組合理事長　加藤左久衞氏
福の神の家主人　池田与作氏

◇

名士の扮装の役割は、お祭の当日、出発点の石神神社の社務所に集合して協議の上で決定するもので、弁財天の外は誰がどの神になるのか判っていない。

大瀬戸新聞社では前年の暮から「誰が何になるか」の懸賞予想投票を募るので、年末年始にかけてこの話題で持ちきりになる。

◇

いよいよ正月五日の初えびすの当日になると、行列は石神神社から末広町を西進し、市役所前から蔵所橋を渡って朝日町を東へ、宮前から深川神社に入り、拝殿で厳かに祈禱を行うのである。途中で福の神の家に入って小憩し、道中は楽人の奏でる雅楽も床しく静々と練り込むのであるが、沿道は黒山の人出となり、誰がどんな風に扮装するかを見たい人、七福神に触って福運を授かりたい人など、物凄いまでの賑わいとなる。

# (303)

# 再鑄された宝泉寺の梵鐘銘

「媾和発効記念平和の鐘再鋳造発願文」

『禅語に一声の梵音は頂門を開く、という言葉があります。皆さまが朝夕おききになる大梵鐘の一声は、人の心を自然に清め、また一大反省力を与えて、安心得楽の勝因をなすものであります。

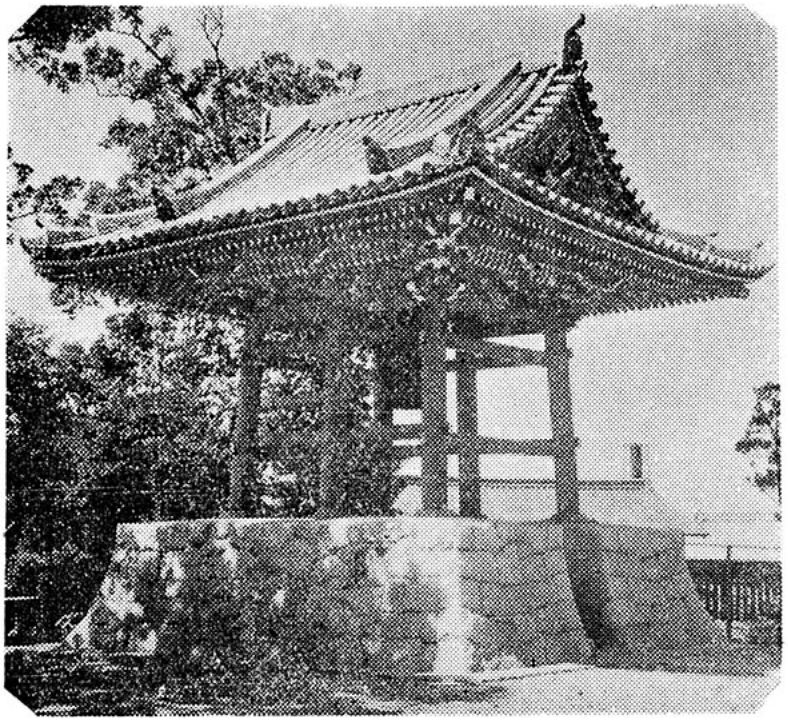

＝宝泉寺の鐘楼＝

吾が宝泉寺の梵鐘は、永い間山門の楼上から全市に鳴り渡り、たえず仏音教化の大任を果し、聞く者をして暁天に清涼の法悦を覚えしめ夕べには職場に疲れた身心に無限の安慰を与えて、市民の御役に立っていましたが去る年第二次世界戦争勃発するや、その戦禍は全国寺院の梵鐘に及び、当山の大梵鐘も亦遂に供出の厄に遭い、ここに其の姿を消すに至ったのであります。

◇

然し爾来七年、今日幸に媾和成立して新興日本の曙光は赫々として東方に輝くに至り、平和日本の礎は日々堅固ならんとする時、私は其の微力をも顧みず、再度梵鐘鋳造を発願し、以て人心をして仏恩に浴せしめ、永く国家の興隆と万民富楽を祈念せんとするものであります。

◇

冀くは当山の檀徒並に十方信心の各位、不肖願主の微意を諒せられ、この大事業達成に御荷担下さるよう伏而懇願する次第であります。

昭和二十七年仲秋

願主　宝泉十六世代　太禅敬白』

◇

『南無釈迦牟尼仏、大昌山宝泉寺鐘銘

大昌法窟　屹聳山嶺　層雲蹴地　陶祖幽筵　鳥囀園樹　魚跳瀬川
新鐘鋳就　高楼工全　晨響街巷　夕吼長天　醒六趣夢　入上乗禅
国招和楽　人為福田　幽明等益　功徳無辺　一杵嫺々　終絶言詮

専祈　国家昌平　万民富楽
大昌山宝泉寺十六世真法太禅代
昭和二十八年十月吉祥日、謹再鋳
岐阜市岡本太左衛門尉藤原足篤鋳造』

◇

鐘の高さは四尺八寸径二尺九寸、重量は二百五十貫鋳造費と鐘楼の建築費は併せて三百万円を要したが、全部檀信徒の寄附により、その氏名は鐘に彫り込まれている。鐘楼の天井絵「天女の図」は丹羽郡大口村桂林寺住職赤城禅稲画伯の筆になる壮麗なものである。落成式は昭和二十八年十月四日午後一時に挙行された。

◇

この日の朝宝泉寺十六世、江川太禅師の晋山式が行われ、稚児一千六百人とその附添が行列に参加し、空前の賑わいを呈した。

## (304) 瀬戸の金融機関の遷り変り

株式会社瀬戸銀行は、明治二十九年八月一日に設立されたが、大正四年発行の「瀬戸町誌」は『資本総額二十万円、払込済十八万円積立金五万五百円、社債一万一千三百〇五円、一般普通銀行業務兼貯蓄に従う、又県支金庫たり』と記している。

◇

大正七年十二月、明治銀行と合併して明治銀行瀬戸支店となった。昭和七年七月十四日取付騒ぎが起り、凡そ半年ばかり休業したが、その後開店して徐々に預金の支払をし、昭和十一年八月頃完全閉鎖となった。

当時明治銀行瀬戸支店に銀行員として勤めていた人々は、瀬戸信用金庫大曾根支店長戸田鉦太郎、瀬栄菱野工場の水谷阿曾次郎、丸山陶器の江尻吉勝氏等であった。（この項江尻氏談）

◇

小牧銀行瀬戸支店が東本町に開設されたのは明治四十一年七月一日で、大正十一年一月一日には尾三銀行と合併したので、尾三銀行瀬戸支店と改められた。

宮前に瀬戸支店北派出所、赤津と品野に代理店があったが、大正十二年に破綻して休業した。

◇

多治見銀行瀬戸支店は、大正六年八月二十三日に設けられたが、大正十四年十二月三日に名古屋銀行に合併されたので名古屋銀行瀬戸支店と改称された。

更に昭和十六年六月九日、名古屋、愛知、伊藤の三銀行が合併して東海銀行となったので、東海銀行瀬戸支店（栄町）となった。

尚同銀行の瀬戸西支店を京町に開いたのは、昭和十七年六月十七日である。

◇

名古屋殖産無盡株式会社の創立は昭和二十四年二月で、同年七月

に瀬戸支店が陶本町三丁目に設けられ、二十六年四月に蔵所町に移転した。

二十六年十月には相互銀行法の発令となって、名古屋相互銀行と改称し、三十年五月二日に栄町の現在地に移転した。

◇

中央相互銀行は昭和十九年五月愛知、東海、勧業の三無盡会社が合併して愛知合同無盡株式会社として新発足したが、二十三年に中央無盡と改称、昭和二十六年には中央相互銀行となった。同行の瀬戸支店は昭和二十三年から朝日町に開設されている。

◇

瀬戸市及その附近の町村や、更に名古屋市内の庶民金融機関として大きな役割を果している瀬戸信用金庫が、資本金二億二千万円になるまでには次の経過をたどっている。

◇

今村信用購買販売組合は、明治四十四年七月七日に設立され、組合長は稲垣義富であったが、後に今村信用組合となった。

赤津信用販売購買組合は、大正三年六月一日に設立され、組合長は加藤作助であったが、後に赤津信用組合となった。

瀬戸町東部信用組合は、大正十四年一月に設立され、組合長は伊藤伊平であった。

瀬戸町北部信用組合は大正十四年二月に設立され、組合長は加藤伝兵衛であった。

瀬戸町南部信用組合は大正十五年六月に設立され、組合長は伊藤寛一郎であった。

以上五つの組合が合併して瀬戸市信用組合が設立されたのは、昭和十七年十一月一日であったが、昭和二十年の春に、金融緊急措置令、ついで金融機関再建整備法が発令され、更に昭和二十六年十月には信用金庫法の発令となったので、組合を改めて瀬戸信用金庫として再出発した。

◇

本店を栄町の旧本店の東に新築移転したのは昭和三十年七月二日で、近代建築の粋をあつめた新館は、信用金庫発展の歴史を物語る金字塔として聳えている。

理事長浅井錠五郎、専務理事川本桝吉、常務理事大塚達治、同梅川実三。

支店は末広支店、本町支店、公園前支店、十三橋支店、横山支店、共栄支店、赤津支店、水野支店、品野支店、三郷支店、守山支店、名古屋支店、大曾根支店、筒井町支店、大須支店等がある。

## (305) 陶生病院の創立から現在まで

昭和九年三月七日、瀬戸市役所において、方面委員定例会が開かれた際、軽費診療の大衆向病院建設の必要が論議され、それによって端を発したのが陶生病院である。

同年十月には瀬戸、品野、守山、旭、幡山、水野の各市町村の方面

委員に働きかけ、十二月七日に懇談会を開き、その結果医療組合病院準備委員会が結成され、委員三十六人が挙げられた。

創立委員長泉崎三郎（瀬戸市長）、副委員長水野憲吾（市会議長）嘱託前田一、杉本共存園長。

◇

主事に伊藤浜吉就任、十二月二十八日には病院設置が認可された昭和十一年敷地として愛知学園の三千坪（県有地）を払下げられ、一月二十二日に、市公会堂で創立総会が開かれた。

◇

区域、瀬戸、品野、旭、幡山、水野の五市町村。

総戸数一三・三〇四戸、加入組合員九・〇八六名、出資口数一二・〇一〇口、一口金十円、払込方法は第一回金一円、第二回以後は毎月金五十銭宛。

昭和十一年十一月二日に開院式を挙げ、診療の開始は同年十月十三日であった。

◇

現在の敷地、五千八百坪。建坪、延坪三千二百九十八坪。ベッド、三百八十。目下準備中の健康保険組合の二百ベッドが完成すると五百八十ベッドとなる。

診療科目、内科、外科、整形外科、小児科、神経科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚泌尿器科　産婦人科、歯科、放射線科。

◇

瀬戸市、旭町、品野町、高蔵寺町、坂下町、長久手村の一市五ケ町村組合立に改組され、医局員三十二名、事務雑役六十七名、看護婦七十四名、給食係二十三名、合計百九十六名となっている。

院長二宮恵一、副院長秋山真平、助役伊藤浜吉、事務長加藤欽一。

## (306)

# 大正年間の大火災と大水害

昭和二十年三月十二日夜のアメリカ空軍B29による空襲で、新開地一帯が灰燼に帰して以来、瀬戸市の大火といえば昭和三十年十月二十九日の陶原町三丁目の火災であろう。

これらより遥か以前の記録によれば大正七年三月三日の大正舘（劇場・現在の中央舘の前身）附近の大火災がある。

◇

それは三月三日といっても、とても寒い日であった。午前三時頃大正舘の前茶屋附近から火を発し、またたく間に大正舘を猛火で包み、向い側の小町すし店に燃え移り、火はそれより東西に走った。

◇

東へ燃え移った火勢は猛烈な勢で燃え拡がり、ようやく加藤山名家の土蔵で喰い止められた。焼け落ちた家を東から数えると米清、鍛冶屋の石井梅三郎、永田米次郎、小町すし店、八百善、かざ〻や（現在朝日町）、常盤津師匠の岸沢勢喜寿、下宿屋の藤岡屋、早川靴店（宮川町角）、かもじや、一文菓子屋まで類焼した。

その南は梅村酒店、篠原小間物店、魚金で、かんから亭の橋があっ

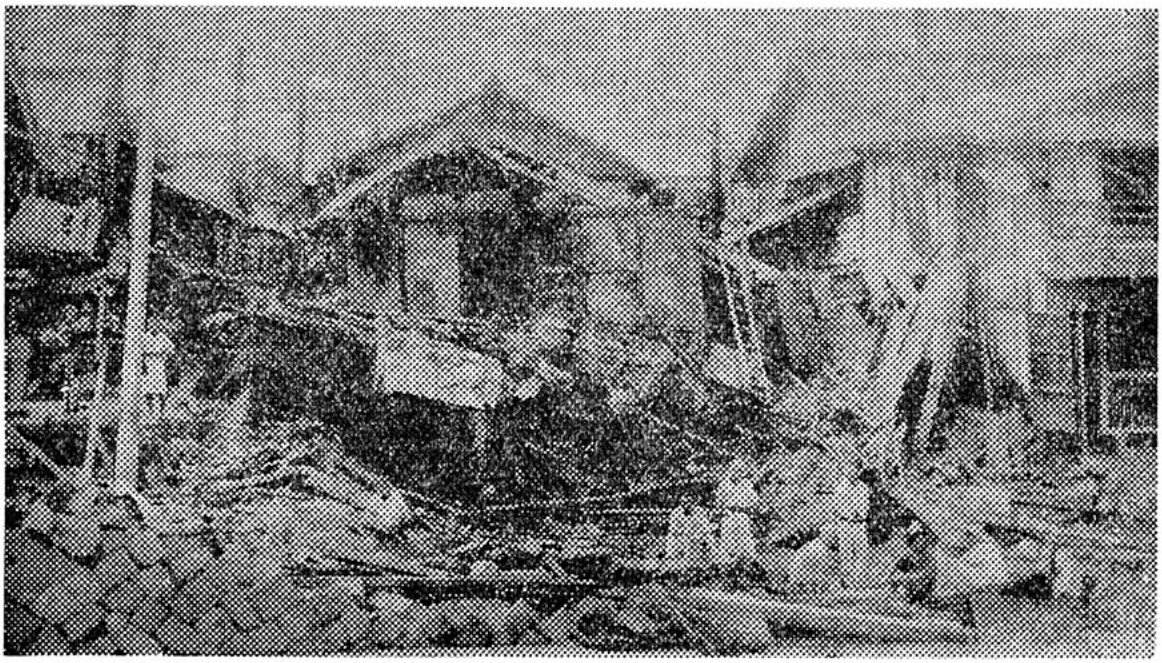

‖宮前橋南詰の水害の惨状‖

た。

◇

一方火の手は大正舘の西隣の料理店桔梗屋（現在新開地）の奥座敷に燃え移り宮川町通の桔梗屋とその北隣の川本自転車店を焼き、三好道具店は類焼を免れたが、桔梗屋の南隣角の竹内自転車店は最後に焼け落ちた。

◇

出火の原因はその前夜大正舘に興行があったので、観客の火鉢の不始末と見られたが、当時自動車ポンプが無かったのと、街路の巾が狭いので消防活動が十分できなかった。そのため大正舘はじめ十八戸を僅か一時間で焼くという、未曾有の大火災となったのである。

◇

瀬戸市近来の大水害といえば、大正十四年八月十五日の洪水を挙げねばならぬ。

前日の午后九時頃から降り出した雨は、午前一時頃から豪雨となり瀬戸川は勿論、一里塚川、茨川、印所川等いずれも氾濫した。

◇

一里塚川では蛭子町の三共化学陶磁器製作所前で堤防が決壊して家に濁水が流れ込んだ。石田鎌吉方では主人は旅行し、細君は病臥（火傷）中であったが、折柄の浸水に驚いて表へ飛び出した。母親の古着行商人おしゆう（七〇才位）は孫の信夫（四才）を抱えて裏口へ出たところ、足を踏みすべらして一里塚川に呑まれてしまった。翌日から町内総出で瀬戸川下流一帯に亘って屍体を捜したが、老婆の屍体が狩宿の橋に引っかかっていたのを收容し、孫の屍体は発見できなかった。

◇

この洪水で瀬戸川本流では、橋という橋はことごとく流失した。ここに掲げた写真は宮前橋南詰の尾関理髪店とその南隣の尾三新聞の野崎千尋宅の惨状を撮したもので、一里塚川のかんから橋から流れ込んだ濁流が土台下を洗い、護岸の決壊となったので、家屋は倒壊に瀕している。

◇

陶原学校が流失（二四八頁上段参照）し、その対岸の瀬戸駅西の京町に至る県道は欠壊し、瀬戸電の線路下は洗われて線路が飴のよ

うに曲り、徒歩連絡が三日間も続いた。
当時瀬戸町は赤津、今村、美濃ノ池を合併して市制を施く準備中で八月二十六日には合併が認可された（二一六頁参照）が、水害復旧が先決とあって市制施行は延期された。

## (307) 郷の火事と火の玉小僧の品助

明治三十四年の或る夏の日のうだるような真昼ごろ、郷の加藤幸助宅から出火して丸焼けになった。
それから二晩経った夜半に井上延年の住んでいた家（現在伊藤伊平氏の工場）から火が出て焼けてしまった。

◇

更に四日ばかり経つとその下の加藤節助の家から出火して大騒ぎとなった。
放火に違いないというので夜廻りなどの警戒をしたが、又々与七（川本理三郎氏の西）の宅が火をつけられて全焼した。
そうなると夜もおちおち眠れなくなり、郷一帯が恐怖のどん底に叩き落されてしまった。

◇

現在理三郎氏の窯の有るところに品助という男が住んでいたが、どうもこの男が怪しいという噂が立ちはじめ、警察当局も品助の動静に注意していた。
すると今度は品助の家から火が出て丸焼けとなった。
当時は消防も完備していなかったし、水利も悪く、火が出た場合は最少限度その家一軒は焼けてしまうという状態であった。

◇

放火犯人と疑われていた品助の家が焼けたので、一応その疑いは晴れた形になったが、その反面では一層疑われる立場になった。
その後は郷の火事も跡を絶ったが、九月になると矢田村（名古屋市）に矢田金という酒造家があって、そこから出火した。
火気のない場所から出火したので、放火に違いないというので警察の捜査がはじめられた。

◇

火災の当夜、鍋屋上野の方面から駆けつけた消防手からの聞込みを有力な手がかりとして探索した結果、消防手が上野街道で出会った男が『とうとう燃えやがった』といい、その男の人相着衣を調べると、火災のあった日に『酒を飲ませろ』といって矢田金の店に来た者であることが判った。
矢田金では只で飲ませる酒はないといったのに対して『覚えていやがれ』と捨ぜりふを残して出て行ったことも判った。

◇

早速手配したので間もなく名古屋警察署に捕えられたのが品助であった。
取調べの結果、瀬戸の郷の火事五件も、品助の放火と判明したが、放火の動機は『火事があれば酒が飲める……』という単純なもので

そのために多くの人々が迷惑した。

◇

裁判所で十五年の懲役に処せられて北海道の監獄に送られた品助は、恩赦によって明治四十四年の春出獄し、河本善四郎（礫亭氏の先代）方で茶碗の画かきとして更生した。

◇

大正六年の冬、品助は六十七才で死亡したが、狂俳が達者で、服役中に修練した表具（経師）の腕もたしかであった。

晩年は極めて温厚な人物になったが、事件直後は「火の玉小僧の品助」といわれ、永くこの名が伝わっている。しかし品助というのは通称であって本名を額四郎といった。

## (308) 新版「尾州皿屋敷」の一幕

名古屋市東芳野町に住んでいたオランダ名誉副領事、石原某氏から、古伊万里染付の皿を造ってくれと頼まれたのが、瀬戸出身で当時名古屋に住んでいた山光氏――。というのがこの話の発端である。

◇

それから数日過ぎた昭和五年五月の或る日、降りしきる雨の中をものともせず、今村の塵芥捨場をかき廻して何か探している二十数名の一群れがあった。

それは播州皿屋敷をそのままに、一枚の皿の行方を尋ねているのであった。費用に糸目はつけないというので、塵芥捨場を三十間四方に亘って掘り起し、血眼になって探していた。しかも欠けた皿を……。

◇

探している皿というのは、オランダの外務大臣が、かって明治時代の日本に駐在していたとき、さる大名華族から贈られたものであった。

永らく愛玩していたが、破損したものもあるので、これと同じものを二ダースばかり造ってほしいと、欠けた皿を一枚、見本としてはるばる東京のオランダ公使宛に送って来たものであった。

◇

公使は名古屋の石原副領事に依頼し、それから山光氏へ、更に二三人の手を経て瀬戸の洞の窯焼へ頼んで来た。

ところが窯焼さんの女中が、ただの欠皿と思ってゴミ箱に投げ込んでしまったのでこの騒ぎとなった。

◇

播州皿屋敷なら女中は御仕置になるほどの失策で、事情が事情の皿だけに、関係者総出で塵芥の集積場を三日間もかき廻した。皿の欠はいくらでも出るが、それらしいものが見当らないので、一同は泣き出しそうな顔をしてゴミの山を掘りつづけた。

◇

掘り抜いた揚句、石原副領事は同じ町内に住む「カネ中」の主人

公、浅井竹五郎氏に相談を持ち込んだ。そこは智恵者の浅井氏のことだから「よろしい相談に乗りましょう」ということになり、先ず欠皿を見た人を全部集めて、どんな皿だったか記憶を喚び起させ、そして記憶に従って皿の図を描かした。

◇

すると、どうやら古伊万里の染付、縁切の古鏡形、八寸皿で呉須で花鳥の絵かあったというところまで漕ぎつけた。

そこで浅井氏が瀬戸の河本礫亭氏を招いて、「金はいくらでも出すから、人助けと思ってぜひ工夫してほしい」と頼んだ。

◇

礫亭氏は古伊万里の皿を各所の所蔵家について見分し、先の記憶図を参考として、五十枚ばかり焼き上げた。その結果は流石の浅井氏も驚くほどの出来栄えで、早速オランダの外務大臣宛に送り届けられた。

箱書には「青華花鳥絵八寸皿、日本瀬戸礫亭造」と墨の色も鮮やかに記されていた。

## (309) 濃尾地震の被害と天災の編年

明治二十四年十月二十八日の濃尾地方の大地震は、美濃の被害が激甚で、尾張は西北部が激しく、瀬戸地方は比較的軽微だったことは、不幸中の幸であった。

地震の前夜は小雨が降り、当日の朝は薄雲につつまれてやや暖かであったが、格別に前兆らしいものは認められなかった。

◇

ただ三日前の二十五日の午後九時頃に強震があったが、これをもって大地震の前兆とは誰れしも考えなかった。

二十八日の午前六時四十分頃、軽微な震動が起ったと思う間に、忽ち物すごい地響と激震が起り、あっという間もなく家を倒し、人を殺し、火を発し、当時の記録は『市邑荒野の変、埋没地中の郷』と書き残している。

◇

この地震の被害は岐阜県下で死亡四千五百二人、負傷七千六人、全潰家屋四万七十二戸、半潰家屋一万七千八百三十八戸、焼失家屋四千九百二十四戸を出した。

愛知県下では死亡二千四百六十五人、負傷三千二百二十五人、全潰家屋四万三千四十三戸、半潰家屋一万九千六十九戸、全焼家屋六十二戸であった。

◇

東春日井郡内の被害は死亡二十一人、負傷二十八人、全潰家屋六百十六戸、半潰家屋九百五十二戸。瀬戸村では死亡一人、重傷一人家屋全潰二戸の被害を受けた。

陶原尋常小学校では校舎が損傷したので休校して修繕し、十一月十日から授業をはじめた。赤津や今村の小学校は被害はなかったが、毎日打続く余震のため、各戸が戸外に小屋がけをして避難するなど

人心が動揺していたので余震の静まるのを待って十一月四日から授業を開始した。

◇

この地震のため、瀬戸地方の陶窯（のぼり窯）の殆んど全部は倒壊または半壊し、瀬戸では池紋工場のもの、赤津では山口工場のものが僅かに残っただけで、その被害は甚大であった。

神社仏閣の鳥居や燈籠などの倒壊も多かったが、瀬戸公園の陶祖之碑は少しの異状も示さなかった。これは基礎工事の堅固さを物語ると共に、碑桿の中に詰められた一字一石の小石が、物理的に作用したものと伝えられている。

◇

尾参地方の天災の主なものを挙げる。

和銅三年　飢饉　和銅六年　大風抜樹
和銅八年　地大震　天平宝字八年　飢饉
天平神護元年　飢饉　大同五年　飢饉
天長四年　旱疫　承和三年　海嘯
承和五年　雨灰　承和十年　飢饉
天治元年　地大震

◇

その後四百十六年間の災異の度数と年次は不明であるが応永四年の海嘯一回だけは明らかである。

天文九年　大風抜樹　天文十三年　洪水
元亀元年　暴雨烈風　天正二年　冷気稲麦不熟
天正十三年　地大震　慶長十年　地大震
慶長十四年　大雨洪水　天明四年　飢饉
天明七年　大飢饉　天保八年　大飢饉
明治廿二年　海嘯　明治廿四年　地大震
明治廿九年　大雨

（尾参宝鑑による）

# (310) 競馬・競輪とオリンピック選手

祖母懐小学校（第三尋常小学校）が建っているあたり一帯は、雨池、中池、下堤池という三つの池があって、池尻に続く田圃の用水として利用されていたが、今ではその跡形もない。しかも中池や下堤池の名は忘れられて雨池という地名だけが僅かに残っている。

◇

第三尋常小学校（二四〇頁参照）の建てられる前に、中池の周囲を馬場に造りあげて草競馬が行われた。一里塚（現在の春雨町）の内田吉五郎は、息子の忠蔵少年（後の市会議員）をこのホームグランドで騎手に仕込み、全国各地の競馬へ出場させた。紅顔の美少年がどこへ行っても優勝するので大きな人気となった。

◇

後に新開地で梅月という料亭を経営していた石井梅三郎は元鍛冶

屋だったので通称を鍛冶梅といったがこれも少年騎手だった。この外に南の八百重を加えて三人の騎手が、内田の馬、浅野の馬、マルミの馬などと共に近県に遠征したものだった。

◇

第三尋常小学校の建築によって競馬場を失ったので、有志が図って権現のお宮の西のボロツボを伐り開いてそこに移した。しかし馬場がでこぼこなので、他所から来た良馬は足を痛めるのを恐れてレースには参加しなかった。

ここの競馬で印所の大学鉱山の加藤新一郎は、尋常小学四年の豆騎手として初出場して優勝した。当時小学校の教師をしていた加藤英一（県議会副議長）は教え子の騎乗をはらはらして見物していたが、二馬身を離しゴールインしたので躍り上って歓んだ。

往年の少年騎手内田忠蔵氏

◇

競馬と同様に自転車競争もその頃の花形スポーツであった。前記の内田忠蔵、追分高島製陶所の高島省一、宮前八百源の浅井源吉、西本町金物屋の増田らは、全国各地の競争に参加し、殊に吉田町では少年選手が二十人以上も続出した。当時（昭和五年）瀬戸球場で大瀬戸新聞社主催の全国自転車競争大会を開いたが、野球協会側との契約がまずかったため、主催者側が大きな欠損をした等のこともあった。

◇

一九三六年（昭和十一年）に開かれたスイスのオリンピック大会へ、日本のサイクル選手として派遣された四人の選手中に瀬戸の石塚陸春選手が加っている。他の三人は豊橋の村上二三九、徳島の天馬達雄、岡山の出宮某であった。

◇

石塚選手の旅券——。

石　塚　陸　春

大正六年十二月五日生

右ハ国際競技大会出場の為、瑞西国ヘ、並ニ視察ノ為第三十一頁記載ノ諸国ヘ赴クニ付、通路故障ナク旅行セシメ且必要ナル保護扶助ヲ与ヘラレム事ヲ其ノ筋ノ諸官ニ希望ス

昭和十一年六月八日

日本帝国外務大臣　従三位勲一等　有　田　八　郎

◇

右の外に『戸主浅次郎長男、八百屋業、身長一・五七米、特徴左小鼻に黒子あり』等と記し、三十一頁にはドイツ、フランス、フィンランド、チエッコスロヴァキア、デンマーク、イギリス、オーストリア、ハンガリー、ベルギー、スエーデン、ノールエー、ソヴィエット聯邦、ポーランド、エジプト、英領諸港、上海経由と記されている。

◇

終戦以後、全国戦災都市に開設された競輪場で活躍した瀬戸市出身のプロA級選手は、前記の石塚陸春（現在は選手をやめ日本自転車振興会選手会に勤務している）、種村末一（吉田町）、米田竹正（旧姓加藤、新道町）、吉村高義（死亡）であった。現在のA級は

加藤利弘（汗干町）、加藤久（末広町）、大島芳美（上水野）、後藤俊雄（南山）。B級は加藤弘美（利弘の弟）、藤田洋二（前田町）である。

尚アマチュア選手とし国体に出場した者は、重森義忠（杉塚町）、加藤利弘（現在プロ）の二人で、昭和二十七年の第七回（仙台）、同二十八年の第八回（四国）に出場している。

## (311) 陶藝作家の育成者と現代作家

藤四郎の出現以前からの瀬戸窯ではあるが、今日の概念から見た工芸作家の輩出は、まことに微々としている。六作といい十作と伝えられているが、これらは所詮は民芸風の作品で、しかもその実在については疑わしい点もある。

◇

幕末から明治初年の巨匠と謳われた赤津の春岱の作品を見ても、純粋美術は勿論のこと近代の工芸美術にも縁遠いものであることが判る（写真は加藤作助家所蔵の春岱の秀作の一つ）。こうした瀬戸の陶業に新しい息吹を与え、理論的系列の乏しい瀬戸窯に一応の理論を説き、大正末期の瀬戸の陶工を指導し鞭達したのは、愛知県商品陳列所長原文次郎であった。

◇

その指導を受けた者は矢野陶々、加藤春二、加藤菁山などであったが、原文次郎の肝煎で名古屋市門前町の博物館で展覧会を開く等のことがあった。しかし骨薫臭味を脱けきることはできなかった。その頃窯業学校の教師に日野厚が赴任して、従来の絵画風の絵付に対し、図案化の必要を説いて瀬戸の陶器に新風を鼓吹した。

◇

こうしたことがあって、瀬戸の若い陶工加藤鏡一などの間に研究団体として、「土の風景社」が結成された。昭和六年頃には東京美術学校の教授であった藤井達吉の直接指導をうけるようになって、瀬戸の陶芸も面目を一新した。それ以来、近代陶芸の基礎がうち建てられ、幾多の俊鋭が輩出したのである。

◇

加藤土萠生、矢野陶々加藤菁山、河本礫亭、加藤華仙、加藤唐九郎、大江文象など中央の官展に入選し、従来の陶工から脱皮して作家としての自覚の上に立つようになった。

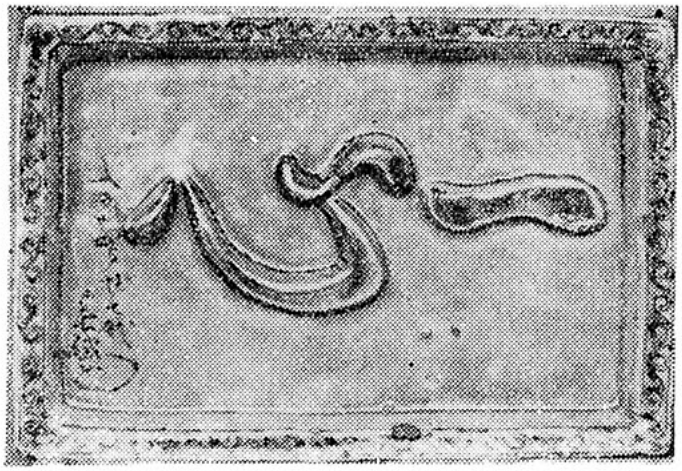

＝春岱作品（加藤作助氏蔵）＝

そして菁山、文象、亀井清市、栗木伎茶夫などの作陶会と、加藤華仙を中心とした田沼起八郎、鈴木青々などの春陶会が対立して互に技を競う形に進展して行つた。

◇

華仙は死亡後、生前の作品が日展特選となつたが、昭和二十八年第九回日展には青々が特選となり、更に特選候補と目される作家が続出している。

元老格の菁山、文象、礫亭は別格として、加藤滝川、鈴木八郎、加藤五郎、加藤春陶、松原保広、水野双鶴、谷口明一、加藤元男等、凡そ五十名に近い日展系作家が競い立つている。

◇

他面伝統作家としては唐九郎の織部焼が文化財に指定され、茶陶作家の加藤春鼎は昭和三十年に加賀の大乗寺から道元禅師の納骨壺の製作を依頼され、いずれも陶匠最高の栄誉に輝いている。

加藤春二、加藤作助、加藤霞仙、山口錠鉄、松原老松、加藤六兵衛加藤棒伎などそれぞれ独自の作風をもつて知られている。

## (312) 平田橋事件の大島渚と北熊関係

大島渚（なぎさ）が今の西本町栄国寺前で相当立派な呉服店を開いていたのは、明治十年の西南戦争前後であった。大島は念流の剣客柿沼平内の門人中でも上位にいたから、可成りの腕前であったと考えられる。

妻女は俠客北熊一家の三代目をついだ中条増右衛門の妹で、その弟が佐久間町（戦時強制疎開で宮川道路となっている）に住む中条勘助（後述）で北熊一家の四代目を相続している。明治十三年頃、大島渚と中条増右衛門が勘進元になって、堺川浪右衛門一行の大相撲を興行したことなどもあった。

◇

明治十七年に知多郡方面の豪家へ押入って金銀を強奪する一団があって、県下の警察は全力を挙げて捜査に当った。ところが又々名古屋の近在枇杷島の富豪に押入って未遂に終ったという事件が起きた。

その夜名古屋と岩倉方面をつなぐ街道筋の平田橋で、張込中の警官隊と引きあげて来た強盗団とが出遭ったところから斬り合いとなり巡査二人が斬殺され重傷一人を出した。これが世に名高い平田橋事件である。

◇

この事件の中心人物の一人が、瀬戸の大島渚であった。店もきれいで、男前もよく、弁舌さわやかな渚は、村の娘や浮気女房達の話題にのぼり、やんやと言われていただけにその驚きも大きかった。

当時大衆娯楽の王座をしめていた「のぞきからくり」は、大島渚の平田橋事件と銘打った見世物興行で大当りをとった。

◇

大島は単なる夜盗ではなかった。彼は大島宇吉、岡田利勝、塚原

九輪吉、祖父江道雄、久野孝太郎、富田勘兵衛、鈴木松五郎等の同志と計って、明治十七年に名古屋の長者町に「公道協会」を組織した。板垣退助の主張する自由民権の思想に共鳴し、藩閥政治の打破がその目的であった。

◇

星享（ほしとおる）は、自由新聞の資金募集の名目で東海道筋を巡遊し、名古屋に立寄って自由党の有志としばしば会見した。その席で星は、立憲政体の実現は革命に依らぬかぎり実現は至難である。血を見なければ目的は達せられない。今の日本は第二の維新であるから、有為の青年に期待する所が大きい——と彼一流の雄弁をもって説いた。

あたかも火に注ぐ油のように、革命思想はいやが上にも煽られ、その結果として生れたのが「公道協会」であった。

◇

その時自由党本部から奥宮健之が名古屋へ派遣されて来た。彼は高知県出身でフランス文学にも通じ、筆に口に当代有数の論客であった。公道協会の一室で英語の教授をしていたが本質は無政府主義を信奉する虚無主義者で、「革命は暴力で行く他はない」と極言していたが、名古屋の同志は奥宮に多少の疑いを抱いていた。

◇

由来土佐人は弁舌の雄で実行力に乏しいとされていたので、彼に対する疑いというのはその点であった。中でも大島渚は奥宮に迫ってその真意について確かめた。奥宮は大島から突きつめられて実行に移すことになり、軍用金問題が取りあげられた。

町村役場を襲って税金を奪い取れという者と、おもむろに調達しようという者との二派に分れた。

◇

こうした経過をたどった軍用金問題は、急進派によって強盗が決行され、その結果は平田橋の出遭いとなった。当時奥宮は各所の演壇に立って警官に顔を知られているので、事件が暴露すると思った大島渚、富田勘兵衛、鈴木松五郎等は、大刀を抜いて警官に斬りかかった。警官隊も抜剣して渡り合ったが、敵しかねて逃れたが、二名の死者と一名の負傷者を出した。

◇

その後白昼に村役場を襲う等のこともあったが、ついに一味は捕えられ、大島渚、富田勘兵衛、鈴木松五郎の三人は死刑、奥宮健之は無期徒刑となり、久野孝太郎、祖父江道雄、塚原九輪吉等も処刑された。

奥宮は十二、三年後に出獄したが、その後大逆事件に連座し、明治四十四年一月幸徳秋水等と共に死刑となった。

## (313) 俠客実左親分が集義隊長となる

近藤実左衛門は文政六年に愛知郡上郷村熊張の庄屋甚右衛門の第十子として生れた。村内切っての資産家だったが、姉娘九人の嫁入仕度と、父親が産米を三河に密売して処分された等のため家産を傾け盡した。

時に実左衛門は十三才だったが、父と共に三河に嫁いでいる姉の家へ身を寄せた。

◇

十五才で父と共に故郷へ帰ったが、農家の下僕となって働き、家運の挽回につとめた。十九才のとき住家を新築して父親に孝養をつくした。体力に恵まれていた実左衛門は、力士都島勝五郎の弟子となって農閑を宮相撲に投じ、その後念流の剣客柿沼兵内の門人となって剣を磨いた。

◇

二十五才のとき岩作村の俠客直蔵の娘を女房にもらいうけたが、俠客の群れに入ることなく、農業と車力運搬とに精を出した。たまたま舅の直蔵が、同じ仲間の太郎七と口論し、太郎七とその子嘉十のために殴られるという事件が起きた。

実左衛門は仇討のため嘉十を呼び出し、木刀をもって一撃した。嘉十が竹垣の間に倒れるところを乱打したが、竹垣のためにさえぎられて足を踏みすべらし、両者の組打となった。

◇

嘉十は匕首（あいくち）をもって実左衛門の頭を五回も斬りつけて逃げたが、これを追って蹴倒し、嘉十の気絶するのを見届けて家に帰り、傷の手当をしたが、傷口五ケ所のうち大きなものは長さ五寸にも及んでいた。

その翌日の実左衛門は、平常通り田圃に出て農耕に従事していたので、見る者は皆その豪勇振りに驚いた。

◇

この話を伝え聞いた嘉十の親分水野村の吉五郎は、実左衛門の度胸と腕力に惚れこんで、自分からすすめて子分にした。当時実左衛門は二十七才だったが、それ以来やくざ渡世に入ったのである。「実左」の人気は日に加り、伊勢の大親分稲吉は一子岩五郎と義兄弟の縁を結ばせ、親分の吉五郎はその跡目を相続させた。時に実左は三十才であった。

◇

元治元年には尾張藩の使番と奉行の来訪をうけ、その命によって水戸浪士竹田耕雲斉一党の動静をさぐって偉功をたてた。

耕雲斉は筑波山に立籠って募兵し、勤王攘夷の実をあげるために木曾路から京師に上ろうとした。尾張藩では領内通過をきらってその動きを知るため、実左に物見を命じたのである。実左は乾分（こぶん）十余人を軍夫に仕立てて潜入させ、竹田党の情報を探り、夜具の数、米の炊き高、草鞋その他の物資の量に至るまで詳細にすることができた。

◇

その功によって苗字帯刀を許され　その時から近藤氏を名乗った。明治元年正月十八日、尾張藩大目付渡辺鉄次郎は近藤実左衛門を召し出し『関東追討の勅命によって当藩からも兵を出すことになった。お前も兵を糾合して参加できるか』と尋ねた。それに答えて二百六十八人の名前を挙げたが、いざ出陣という時、名古屋に集ったものは五十人にすぎなかった。これを集義隊と名づけて実左衛門はその隊長となった。

◇

長子義九郎十九才、次子甚右衛門十七才も集義隊に加り、奥羽北越に転戦して藩威を上げて凱旋し、賞典禄として父子三人に二十四石五斗を賜わった。

実左は明治二年に名古屋明倫堂三百十名の武術教校となり、長子義

九郎は京師に在勤して武術教校、次子甚右衛門な東京藩邸で武術の教校となり、共に念流の達人として知られた。

# (314) 北熊一家と争つた瀬戸一家のこと

奥羽、北越の戦争から帰った実左は、廃藩後「北熊一家」を創立して初代の親分になったが、間もなく長子義九郎が相続し、更に明治十二年には中条増右衛門が三代目を継ぎ、その跡目を弟中条勘助がついで四代目を名乗った。勘助は瀬戸の佐久間町で明治二十年頃宿屋渡世をしていた。

◇

実左が集義隊を組織して出陣するとき、不在中の費場所を今村の伊三に預けた。実左が水野の吉五郎の跡目をつぐ以前は、北熊の実左、瀬戸の愛吉、今村の伊三は、水野一家の三羽烏といわれていたが、伊三よりも貫禄のある愛吉は、当然留守は自分が預ると思っていただけに不満であった。そうしたことから愛吉は「瀬戸一家」と称えて対立し、その後事毎に争ふようになった。

◇

明治五年の戸籍によると愛吉は通称であって、本名を新兵衛といったことが判る。

父　井上相吉亡
井上新兵衛（四四）
妻　みつ（三六）
長男　井上金之助（一八）

◇

初代愛吉は明治十七年の大検挙の際、徴役二年の判決をうけて服役中に死亡した。

長男金之助が跡目をついで二代目となったがこれを愛金といった。その以前東濃太田の梅屋親分の身内となって同人の跡目をついだので瀬戸と太田を費場所にする親分になった。

◇

明治二十年、北熊一家と瀬戸一家との間に大出入りがあった。場所は山口河原（瀬戸市）、北熊一家は四代目勘助、瀬戸一家は二代目愛金が双方の身内を引きつれて乱闘した。

この果合（はたしあい）で赤津の森太郎は禅一つの素つ裸となって北熊方へ斬り込んだが、無惨にも斬り殺された。

双方に多数の怪我人を出して物別れとなったが、その後勘助は竹田徳太郎のために殺害され、森太郎の仇を討れた。

◇

愛金の乾分には大井派の小森守一、笠原派の佐金次こと佐藤金次郎、建中寺の政五郎こと平野政五郎、志貴之助こと浅井梅太郎、二宮こと浅井竹次郎、片桐新太郎、水野丑五郎、などの四天王、八天狗と呼ばれる者をはじめとして、多くの者が集った。

愛金の死後、その遺言によって赤津の松原繁十が三代目をついだが、繁十は金廻りもよく、親分愛金に対して孝養をつくしたと伝えられ

ている。

◇

繁十は晩年中風を患って歩行が不自由であったが、大正七年に死亡した。四代目をついだのが繁十の一の乾分の桜井林蔵である。林蔵の住んでいた瀬戸の桜町は、その名字の一字を取って名付けられたものといわれる（現在の前田町）。乾分では中島勇五郎、梅村二三、山本鉄次郎、田辺桑次郎、佐野勝五郎などが頭角をあらわしていたが、大正八年に五代目を中島勇五郎に譲った。

◇

## (315) 瀬戸一家と武蔵屋一家の争い

意気と仁俠に生きる男達には、強きをくじき、弱きを助けるという伝統の血が通っていた。だが多くの場合は暴力を揮い世の批難をうけた。しかし縄張り争いから血の雨を降らす条りになると、浪曲調俠客伝の華とも言えるだろう。

◇

瀬戸一家にも縄張り争による流血沙汰が続いたが、下品野の武蔵屋一家との争いもその一つであった。

愛金の舎弟妻木の常八こと小林常八は、明治十七年の大刈込み（検挙）に逃亡して以来転々としていたが、その後品野村に賽場所を得て上品野村に居住した。

常八の乾分の坂野寅次郎は、明治三十三年親分の跡目を受けて下品野村に住み、武蔵屋一家を名乗っていた。

勇五郎には杉浦猶吉、早川孫三郎、小島孫八、伊藤桂次郎、溝口宗一、加藤軍平などの幹部乾分があったが、勇五郎の死後、六代目は早川孫三郎が相続して、米屋旅館で盛大な披露宴を張った。その頃になると国を挙げて第二次世界大戦に突入し、国家体制や社会情勢に変化が起り、瀬戸一家の渡世は許されない状況となった そこでそれらの人々も一斉に正業についたので、さしもの瀬戸一家も自然消滅の形となった。

終戦後挙母市の川島五郎こと羽田俊が瀬戸一家を名乗ったが、昭和二十四年の団体等規正令によって解散を命じられた。

◇

明治三十四年、武蔵屋の乾分稲垣佐一郎らが、瀬戸一家の賭場で中盆の新九を殴って賭場荒しをしたことがあった。

瀬戸一家では時を移さず下品野の武蔵屋へ殴り込みをかけた。

三月二日郷の秋葉山に勢揃いした瀬戸一家は、わらじ脚袢に尻端折り、たすき鉢巻も勇しく、冷酒を汲んで気勢をあげた。

◇

その中の一人文五郎は、元武蔵屋の乾分だったので『義理ある人に刃向えない』といったことから一同の怒りを買い、逃げるを追って弥蔵ケ嶽の西手、庚申塚のあたりで右腹を刺された。

文五郎を殺して首途（かどで）の血祭とした瀬戸一家は、その日の午後四時頃武蔵屋へ殴り込んだが、親分坂野寅次郎以下不在のため

血を見ることがなかった。

◇

明治四十年三月九日、瀬戸一家の桜井林蔵の乾分、黒鉄こと山本鉄次郎と、東濃の親分関東熊五郎の乾分近藤一市らが、多治見の料亭に勢揃いして品野の武蔵屋へ殴り込みをかけたことがある。この時も寅次郎は不在、留守居の栄太こと高橋栄四郎と渡り合ってこれを斬り殺した。

下品野の久雲寺裏山にある坂野家の墓地に、「直入覚了信士、明治四十丁未年旧三月九日、高橋栄四郎之碑」とあるのが、栄太の墓である。

◇

それから間もなく坂野は乾分の稲垣佐一郎に跡目を譲ったが、佐一郎と石川勇次郎の二人は、美濃坂下の玉置一家と争って親分原紋六の片腕を斬り落し、乾分の松並増右衛門を殺害した。その罪を勇次郎が引受けて無期徴役となり、凡そ二十年間北海道の網走監獄で服役して放免されたが、帰郷後佐一郎に反抗して斬り殺された。

◇

これがため佐一郎は八年の刑を受けたが、放免された後、賽場所の争いから東濃の明知で中島勇五郎の乾分杉浦猶吉に斬りつけた。猶吉の乾分川島五郎が、名古屋で親分の仇佐一郎に斬りつける等のこともあった。

◇

さて話を前にもどし、品野の栄太殺しの結末について語ることにしょう。

黒鉄こと山本鉄次郎が罪を一身に背負って服役し、放免されたのが大正六年であった。その後親分桜井林蔵へ金の無心を持ちかけたところ、再三のことなので断られた。

それを根にもった黒鉄は、名古屋の路上で林蔵を刺した。

◇

重傷の林蔵は『俺を刺したのは黒鉄だが、刑事には水車で二、三度見かけた名前を知らない奴だといってあるから、鉄に安心させてやれ』といった。

しかし乾分の中島勇五郎と梅村二三は、仇討のために黒鉄の家に乗り込んだか、姿が見えないので夜通し待ち受けていた。

朝になって新聞を見ると、黒鉄は鍋屋署へ自首する途中を川島五郎のために斬られていた。

# (316) 殺人犯人が大社会事業家となる

## ——加藤清之助一代記①——

事実は小説よりも奇なり——という言葉を、そのまま当てはめられるのが加藤清之助の一生である。「中屋の三人斬り」「松兵衛殺し」などと一世を騒がせ、芝居に、小説に、その頃流行の数え唄にまで脚色され、今になお語り伝えられているのが、若き日の殺人犯

人加藤清之助の行状である。

◇

一度は死刑の宣告まで受けたが、出獄後は一大社会事業家として、免囚の保護、どん底生活者の救済、青少年の保護事業など、幾多不朽の足跡を残している。今やラジオに新聞に、その業績は大きく誉めたたえられている。

殺人犯の無期徒刑囚清之助は、後には一大社会事業家と仰がれたが、彼は瀬戸の宮脇に生れている。昭和十九年三月十九日、ようやく熾烈化した大戦争の最中（さなか）、愛知郡鳴海町の豊ケ丘可さく園において、六十六年の波瀾に富んだ一生を終っている

＝氏助之清藤加の年晩＝

◇

今、清之助の思い出について古老の談を求め、古い記録を調べて有りし日の姿を浮り彫りしたい。

清之助は明治十一年五月八日、瀬戸村宮脇の加藤嘉七、妻もとの長男として生れ、次男に文之亟があった。父親の嘉七は商才にたけていたので、山陶屋の加藤兼助（一五頁参照）と共同で貿易に眼をつけ、構浜に陶磁器輸出の店を出して盛んに活躍していた。ところが間もなく嘉七は死亡したので、清之助は祖父母の手で育てられ、弟の文之亟は南の加藤亀吉の養子として引き取られた。

◇

十八才になった清之助は、南新谷の料亭、中屋の加藤牛太郎の長女かぎ十八才を嫁に迎え、蔵所橋北詰で新しく料理店を開いた。牛太郎は通名を松兵衛といい、現在の西本町一丁目たね屋うどん店のところで営業していた。また蔵所橋北詰の店というのは、堀梅料理店（現在の川村屋の東）の前身である。

◇

杉塚町の伊藤楽園翁は、清之助とは小学校の同級生だったので、少年期から青年期にかけての清之助について次のように語った。

『清之助君は元気な子て、一学級十三人だったが一番喧嘩の強い奴だった。私の兄を奥沢亀太郎（一三七頁参照）といい、ちよっと変った男だったが、政治運動をやったり、紛争問題の渦中に飛び込んだりするやり手だった。清之助君は若い頃奥沢の乾分になって、壮士気取りで活躍していた。若いに似合わず演説もうまく、その頃から群を抜いた存在であった』。

◇

清之助は奥沢の股肱となって活躍していたが、その当時を物語る写真が本書三七三頁に載っている。蔵所橋の上で人力車に乗っている人物が清之助で、当時人力車を飛ばしてあらゆる方面に活躍していた。（郷土史学研究会理事、伊藤輝男氏所蔵の写真に拠る）。

◇

その頃中央線の建設工事がはじまり、高蔵寺、多治見間のトンネル工事に多大の日子を費していた。これに目をつけた清之助は、鹿乗橋附近で土工対手の女を置いて料理屋をはじめ、妻かぎを連れて出張していた。

運命の神のいたずらは、このあたりから始まるのである。

(317)

# 運命の岐れ路手に持つた鞄

## ——加藤清之助一代記 ②——

鉄道工事の土工対手に一儲けしようと料理屋をはじめた清之助が、鹿乗の店で雇入れた酌婦の中に、伊勢生れのお君という二十二才の女があった。豊かな肉づきと、人をそらさぬ愛敬とで客受けもよかったが、いつしか清之助と人目をしのぶ仲となった。

妻のかぎは、生れたばかりの赤ん坊の多家三（明治二十九年三月二十五日生）を抱えて、身の廻りをかまっておられないほど日々の家業に追い廻されていた。

◇

酌婦お君の清之助に対する熊度は日増に積極的となり、或日のことお君は『ほんとに私を可愛がってくれる？それなら私と一しょに遠いところへ行ってよ、ね二人で暮しましょうよ。お金は私が用意しているから……』とかき口説いた。清之助もふらふらとその気になって駈落ちすることを約束した。

◇

二人は別々に家を出たが、名古屋の笹島駅で落合って高飛びしようとしたところを、私服の刑事二人に捕まってしまった。

お君は鉄道工事関係の官員から、大金のつまった鞄を預っていたが、それを持逃げするための道連れに清之助を選んだのであった。運悪く捕まった時に、清之助がその鞄を持っていたので、共犯者として逮捕されてしまった。

◇

未決囚として入獄六ケ月余りの後、釈放されて帰ってみると妻は鹿乗の店をたたんで、瀬戸の実家へ帰っていた。

大金持逃げ事件が公判に廻ったので、清之助は身の潔白を証明する証拠書類を郵便で裁判所へ送っておいた。ところがいよいよ裁判を開いた結果、書類は着いていないことが判ったので清之助の立場は不利となり、懲役一年六月の判決をうけて服役した。

◇

服役中に妻かぎは一度も面会に来ないばかりか、文通さえもしなかった。だが苦役中の清之助の脳裡を去来したものは愛児多家三と妻かぎの姿であった。ふとしたはずみで出来たお君との仲は、悪夢のように忘れ去ることはできたが、鉄窓に見た幾夜の夢は、すべて愛児の姿を追い、愛妻のあとを求めるものであった。

◇

一年六ケ月の苦役から放免されたとき、彼を迎え来てくれたのは奥沢亀太郎と伊藤楽園の二人だけであった。しかも瀬戸へ帰ってから聞くもの、見るもの、すべてが意外なことばかりで、人殺しの大罪を犯す原因は彼の身辺に幾つとなく転がっていたのである。

◇

妻かぎとの間は、明治三十年二月九日付で離婚届が出されていて、清之助の知らぬまに妻の戸籍は抜かれていた。

妻の母親はる（当時四十才）は、清之助を口汚なくののしり、娘と

の仲をさくように仕向けるばかりでなく、当時南の伊藤茂三郎方にあった瀬戸郵便局の局員で、赤津から通っていた成瀬作太郎（二十四才）に娘かぎを取り持ったらしいという噂が立った。

◇

そうしたことから、かって裁判所へ送った証拠書類が紛失したのは、局員成瀬が清之助をおとし入れるために、故意にやったことに相違ない——と清之助は考えた。

清之助は、はるを恨み、かぎを恨み、成瀬を恨んで、遂には恨みを晴すための復しゅうの鬼となり、全身怒りの固りとなってしまった。

## (318) 雨の深夜に起つた中屋の惨劇

### ——加藤清之助一代記 ③——

明治三十一年六月十七日の朝、名古屋行の乗合馬車に乗った清之助は大曾根で下車し、清水の大島刀劍店を訪ねて日本刀を七円五十銭で買い求めた。

帰りは人力車で乗りつけたが、その夜は可成りのどしゃ降りであった。

◇

妻の実家を襲撃することを決意した清之助は、勝手知った家だから、西隣りの周兵衛屋敷（今の栄国寺）から竹籔を通りぬけて中屋の裏庭に忍びこんで家人の様子をうかがった。

当時中屋には、しげ子、花勇、お吉という芸妓三人と、他に酌婦も三人ばかりいたが、深夜のことだから寝静まっていた。

◇

周兵衛屋敷の西に、角屋という瀬戸の一流旅舘があったが、そこの息子の宗吉が、中屋の裏座敷で酌婦と一しょに寝ていた。午前二時頃、庭の方に怪しげな物音がしたので、ランプを片手に障子をあけてみると、そこには白刃を手にし、血相を変えた清之助が立っていた。

『騒ぐな、お前達は斬らないから静かにしておれ』といったので、二人はぶるぶる慄えながら蒲団の中へもぐりこんだ。

◇

裏口から母親達の寝室へ這入ろうとした時、父親の松兵衛（当時五十一才）が、寝巻のままで飛び出し、火箸をもって立ち向って来た。清之助は行く手をさえぎる松兵衛と土間の酒樽の側で渡り合った。松兵衛は火箸で受け止めた右手の拇指と人差指の間を、したたか斬り下げられ、悲鳴をあげて逃げ出した。

後で実地検証が行われた時、壁といわず柱といわず、そこら一帯に血まみれの四本の指跡がつけられていたが、これは松兵衛の拇指がだらりと斬り下げられていたこと、松兵衛がよろめきながら壁伝いに逃げ出したことを物語るものであった。

◇

清之助は逃げる松兵衛には目もくれず、恨み重なる母親はるの姿を求めて部屋に踏みこんだが、その夜はるは二女あさの嫁入先へ末

子為助を連れて泊っていた。

部屋の中には三女みの十四才以下唐一郎、寿三郎、齢男などが寝ていたが、それらに危害を加えることなく、更に奥の間に侵入した。

◇

そこには妻かぎ（当時二十一才）が、三才の幼児多家三を抱えて、押入れの中に慄えていた。

『おのれッ』と叫んでかぎの背に一太刀あびせたが、そのとき母親の背に抱きついていた多家三の手の甲も傷つけた。

血まみれとなった深傷（ふかで）の松兵衛は、豪雨の中を蔵所橋南詰の警察分署へ知らせようとしたものか、現在の電話局の北のあたりまで来て倒れ、出血多量のために絶命した。

◇

清之助は恨みに思う母親はるに斬りつけることができないで残念ではあったが、今はこれまでと瀬戸から逃れ、瀬戸街道を名古屋へ向って突っ走った。途中根の鼻の松の木に登って警察電話線を切断し、追手をゆるめて高飛びした。

◇

今では戦後の兇悪犯や殺人事件などに慣れて、やや免疫化しているが、その頃の瀬戸村の騒ぎは大変なもので、今に清之助が現われて母親を殺すだろう。局員の作太郎もねらわれている。中屋に火を放つかも知れないなどと流言が飛び、そのため夜廻りがはじまるなど、村中を挙げての大騒ぎとなった。

当時流行の「数え唄」の作者が飛んでくるなどのこともあって、騒ぎは益々大きくなり、村中この話で持ちきりとなり、仕事もろくろく手につかぬという有様だった。

# (319) 死刑囚のために瀬戸から千人判

## ——加藤清之助一代記 ④——

六月十八日には検事や判事が名古屋から出張して屍体の解剖なども行われた。瀬戸警察分署長松永親則警部は、部下を督励して八方犯人の逮捕につくしたが、少しの手がかりもつかめなかった。

必死の捜査をつづけた結果、一年後の明治三十二年四月に至って、清之助が甲府に潜伏していることを突きとめた。

◇

瀬戸警察分署からは、二田、桜井の捕吏刑事が捕縛のために出張し、清之助は抵抗することなく縛についた。瀬戸へ護送されて取調べをうけた後検事局へ送られ、更に公判の結果は死刑の宣告となった。

裁判のなり行を注視していた瀬戸村では、大きな衝動をうけ、減刑嘆願の運動が起された。

◇

清之助は人を殺したが、彼が腹を立てるのは当り前だ、命乞いをしてやろう——と、村人の間に助命嘆願の運動が起きた。陶元座の加藤勘十などが中心となって、たちまち千人連判の嘆願書がつくら

れ、上級裁判所へ提出された。

第二審で無期懲役となって服罪し、北海道空知の監獄に送られた。その後明治天皇の大葬、大正天皇の即位等の恩赦大赦によって服役十六年、大正四年の春に出獄した。

◇

清之助が服役して間もない明治三十五年に、瀬戸の栄座で『清之助中屋三人斬り』と題した芝居が、旅廻りの新派劇団によって開演された。三日間の興行が大入満員をつづけたところから、早くも清之助が放免になったなら、彼を座長に迎えて一座を組織しようなどと目論み、放免の日には迎えに行くという興行師もあった。

◇

かって清之助の政治的親分であった奥沢亀太郎は、清之助の放免された当時は名古屋市東区富士塚町にあって、名古屋ミシン女学院を経営し、熱心なクリスチャンであった。

出獄した清之助を興行師の手に渡さないで自宅へ引き取り、罪の償いのために余生を捧げるように説いた。そして広小路の新栄警察署東にあった救世軍名古屋小隊へ連れて行った。

◇

その夜、矢吹小佐の特別出陣による救霊会が開かれたが、小佐の説教は清之助の心をゆさぶり醒し、罪の恐ろしさに悔悟した彼は、感動に身をふるわせながら悔い改めの座に進み出て、泣いてクリストの救いを求めた。

三十八才の清之助は一兵士として救世軍に投じたが、貧しい者、病に苦しむ者、心の傷手に悩む者らのために、魂を救い、心の糧を与え、昼となく夜となく献身的に働きつづけた。

◇

中部日本新聞の前身である「新愛知」と「名古屋新聞」とは、清之助の行動を連日のように報道した。

中でも「新愛知」の記者であり、作家であった中川雨之助は『悔悟の人』と題して清之助の行状を連載し、後にこれを単行本として発売した。

◇

伝道に精進する清之助は、或る夜広小路の忠魂碑（その後覚王山に移転）の前で、太鼓やタンバリンで『ただ信ぜよ、信ずる者は誰れも皆救われん』と救世軍の歌をうたって聴衆を集め、それらの人々を誘って小隊へ戻った。

そして清之助は演壇に立って過ぎし日の殺人の事実を語り『私はこの様に罪深い人間であったが、今ではクリストによって神の子として救われている。悲しみと苦しみとに悶えつつある人々に、私のこの喜びをお頒ちしたい。どうか皆さんクリストの救いの手におすがりして、罪の苦しみから救われて下さい』と声涙ともにくだる説教をした。

◇

一番前の席でじっと聞き入っていた青年が突然声をあげて泣き出した。説教を終った清之助が演壇から降りて青年の側に近寄ると、首うなだれてすすり泣く青年が、膝の上に重ねた右手の甲に大きな刀痕があった……。顔を上げた青年の眼と、清之助の眼とがじいっと見つめた息ずまる瞬間、

『おい、お前は多家三ではないか……』

『お父さん……』というや否や、二人はしっかり抱き合って泣いた。声をあげて泣いた。

◇

多年夢に描いた瞼の父に逢った多家三。出獄以来七ケ月愛児を探し求めていた清之助。これこそ神の引き合せでなくて何であろう。誤って傷つけた愛児が、生きていれば二十才になる。逢いたい！どうか逢いたいと瀬戸をはじめ心当りを残らず捜したが、行方の知れなかった愛児に、今ここでめぐり逢えたのである。

# (320) 著者と知り合った頃のこと

## ——加藤清之助一代記 ⑤——

それからの清之助の社会活動はすばらしいものがあった。「新愛知」の後援で名古屋市中区南武平町三丁目五番地に「名古屋救護会」を設け、免囚保護の事業をはじめた。

大正七年の米騒動の後に、義金を集めて「親愛会」を組織し、中区蘇鉄町の貧民街に公会堂、無料宿泊所、簡易食堂　廉売所、浴場、労働長屋等を設け、どん底生活者の救済につくした。その後大正十年には、これら一切の土地建物什器などを財団法人愛知共済会に寄附した。

◇

昭和五年には少年院を瀬戸地方に誘致することに努め、現在の国立瀬戸少年院の設置となったのである。

更に豊田利三郎から百万円の寄附を得て、愛知郡豊ケ丘に少年保護施設としての可塑園を建設した。

清之助の死後可塑園は国立に移管されて、名を豊ケ丘農工学園と改めたが、清之助の残した幾つかの社会事業の金字塔として、不朽の名をとどめている。

◇

私が清之助氏とはじめて知ったのは大正四年で、彼が出獄後救世軍に身を投じた直後であった。瀬戸の杉塚町の永泉教会に彼を迎えて説教会を開いたときはじめて逢ったのである。

私と伊藤楽園氏の二人が、救世軍の服をつけた清之助氏を先頭にして、太鼓を叩いて瀬戸の街を廻り、説教会のために聴衆を集めた。

◇

それ以来、名古屋救護会時代、蘇鉄町の親愛会時代、僕の家コサック（喫茶店）時代、矢田町長母寺時代、瀬戸少年院時代、豊ケ丘可塑園時代と、思えば長い交友であった。

清之助氏は「東春新報」を発行して、瀬戸の市章を「破れがめ」だと悪口したり、宮川町の竹内自転車店の隣りにくら闇の喫茶店「コサック」を開いたりして瀬戸人を驚かせた。

成瀬伝署長時代（三七四頁参照）に選挙違反が発覚しそうになったとき、清之助氏は頭を剃り、法衣をまとって瀬戸警察署へ現われ、改心したしるしだ許してくれと申し出て許された等のこともあった。

◇

清之助氏は名古屋の南武平町で「名古屋救護会」をはじめた頃、世話する人があって、刑余の人野倉きん（当時三十五才）さんを妻として迎えたが、大正七年十一月三日に病没した。

私はその頃新栄署の警察官として勤務していたが、瀬戸以来の知り合いで特別親しく交際していたので、きん夫人の葬儀に参列した。救護会に身を寄せていた四十余人の刑余者を代表して、一人の男が弔詞を述べたが、その時四十余人の荒くれ男が声をあげて泣いた。見る人によっては悪鬼とも見られたであろう前科者が、慈母をうしなった赤ん坊の様に泣き崩れた。

◇

六正八年七月、桑名市一色町の中島久子さんと結婚したが、その頃の清之助氏夫妻は乗馬姿も颯爽と、打ち連れて騎乗するなど、中京社交界の花形であった。名古屋蒲焼町の僕の家、瀬戸のコサックなどの経営されたのもその頃以後で、数々の話題も残されている。久子さんは現在愛知県愛知地区少年保護司として豊明村桜ケ丘に住み、名古屋地方裁判所の構内で収入印紙の販売に当っている。尚多家三氏は戸籍面では亨之助と改名しているが、消息については聞くところがない。

# (321) 美濃から移住した「えり定」

## ——江崎将軍一代記 ①——

江崎将軍の前に将軍なく、江崎将軍の後に将軍なしといわれた将軍江崎泰次郎は、瀬戸地方の特異な存在として、昔を今に語り伝えられている。

軍人でない彼を誰れが将軍と呼びはじめたのか、その点はっきりしないが、こと将軍と呼ばれるだけの要素の数々を持合せていたのが彼である。

◇

江崎泰次郎の祖先は岐阜県稲葉郡市橋村で代々庄屋をつとめ、熊谷氏を名乗っていた。この熊谷家十三代の時、分家して江崎氏を名乗った熊谷勘右衛門の子定右衛門は、万延元年に六十八才で死亡している。その妻ちととの間に長男定七、長女マチ、二女カツの三人の子供をもうけたが、江崎泰次郎は二女カツの一人息子として慶応二年三月三日に生れている。

◇

定右衛門の長男定七は幼少のころ市橋村の慶安寺に入り、僧侶となって修業した。十七才の春に人生を懐疑して自殺をはかり、切腹したが不思議に命を取りとめた。その後京都に上って修業し、二十才で早くも西本願寺の要職についた。兵庫県印南郡南伊保の西秀寺に養嗣子として迎えられ、そのとき名も暉俊普瑞と改めたが、後年鹿児島県志布志の金剛寺の住職となった。幾多の功労によって旭日章を下賜される等のことがあって九十二才で天寿を全うした。

◇

江崎家では長男の定七が僧籍に入ったので、二女カツに市橋村の定七を聟養子として迎え、そのとき生れたのが後の将軍泰次郎であった。

聟の定七が早世したので、更に後添として迎えられたのが同村の定

七であった。【注】このところ同村から三人の定七が現われているが、江崎家に入ってから改名したものと想像される。

◇

裕福な地主の江崎家であったが、明治初年に打ちつづいた長良川、揖斐川の決壊によって、田畑は流れ小作米は納まらず、收入の道はふさがれてしまった。

こうしたことから一門の人々は岐阜へ移住したが、明治十六年に江崎一家は瀬戸村へ移った。家族は定七（四四）カツ（四〇）泰次郎（一八）と老母ちと（七三）であった。

◇

瀬戸へ移った当初は、現在の東本町の瀬戸信用金庫支店の西手で、南向きの家を借りて呉服店を開いた。

その翌年には、信用金庫支店の前にあたる北向き間口五間の家を買取り、その名も「えり定」とつけて瀬戸随一の呉服屋となった。

◇

泰次郎の二十才のとき、瀬戸村仲切の加藤定助の長女さだ（二〇）を嫁に迎え、夫婦仲は睦じかったが、嫁、姑の間がうまくいかないので離縁となった。そのときさだは妊娠していたので、生れた子供は江崎家に引取ることにして、明治十九年四月に無事出産したのが長男実である。

現在中水野の緑ケ丘文化学園の北で呉服商を営んでいる実氏は、『私は十七、八才の頃まで、何一つ不自由なく祖父母の手で育てられました。その頃父の愛など少しも知りませんでしたが、祖父母に可愛がられて幸福な日常を送りました。今思い出してもほのぼのと嬉しさの感じられる時代でした』と少年期を回顧して語った。

◇

事実その頃の泰次郎は、呉服屋の若旦那として店に坐ることを嫌って米相場に熱中していた。常に妾や情婦など数人の女性に囲まれ、内を外にただれるような生活に突き進んでいた。

◇

泰次郎が妾のお鈴（洞の水野吉太郎の娘）を連れて上京したのは明治二十四年であったが、それより先き明治二十二年に瀬戸村最初の消防組が創立されたとき、推されて組頭になった（三七四頁参照）当時彼が二十四才の若者であったということは、すでに傑物としての片鱗を示している。

# (322) 天然氷買占失敗と笈丸の関係

## ——江崎将軍一代記 ②——

泰次郎の二人目の妻として迎えられたのは岐阜県の本家熊谷勘左門家の長女房子であったが、今度は舅定七との仲が納まらず、妊娠の身を離別され、生れた絹子は江崎家へ引取られたが、その後上ノ切の栗木家の養女となった。

その頃から泰次郎の素行は無茶苦茶となり、父母も愛想をつかして勘当し、孫の実を相続人に選定して引きつづき盛大に営業していた。

◇

上京後は火事場跡の金物買をやって渡世していたが、明治二十六年にはお鈴との間に静子をもうけ、戸籍上はお鈴の妹として届出ている。

翌二十七年の暮に継父定七が死亡したので、会葬のため瀬戸へ戻った泰次郎は、そのまま家の中に住みついてしまった。

親族一同協議の上、泰次郎の三人目の妻として名古屋金沢町の大垣家からみさを（二〇）を迎えた。

◇

泰次郎の実母カツは、男勝りの女であったが、四十二才で黒髪を剃り丸坊主となって商売を切り廻したので世間は『尼将軍』と呼んでいた。

後になって泰次郎が江崎将軍と呼ばれたのは、このあたりに素因があるように思える。

泰次郎と妾のお鈴との間には、静子に次いで明治三十二年に千代子（名古屋市芳野町早川鍵次へ嫁ぐ）。明治三十五年に波雄（瀬戸市上ノ切町）をもうけたが、泰次郎の晩年には正常な夫婦関係となり、親と子が一つ家で暮した。

◇

明治三十六年に大阪で博覧会が開催されたとき、全国的に製氷が不足して業者が巨利を得たことがある。上京中の泰次郎はこの話を聞き、更に北海道の天然氷を買占めて販売したら莫大な儲のあることを教えられた。

早速帰郷して品野村の柴田要助に話し込み、資本金三万円の出資を得て北海道へ出かけた。

◇

北海道の天然氷の買占めには成功したが、この年日露の国交断絶となって輸送船は全部軍用となり、氷の輸送はできなくなった。止むなく函館と小樽の貯蔵倉庫に入れたが、真夏を越えても輸送の目処（めど）は立たず、氷はだんだん溶けて行った。

九月中旬にようやく高い船賃で横浜港に送ったが、時期はずれとなり僅かばかりを病人用として病院に売っただけで大損害をうけた。そして泰次郎は瀬戸へ帰ろうとしなかった。

◇

小樽で芸妓愛吉と同棲していると聞いて、お鈴の父親吉太郎が、はるばる北海道へ迎えに行った。帰ってみれば借金が待ちうけていて動きがとれなくなり南本町のえり定本店、朝日町の第一支店、山の神の第二支店等の土地家屋全部を投げ出して借金の整理をした。

時に明治三十七年の暮で、泰次郎は無一物となってしまった。この前後から江崎将軍の本領を発揮しはじめた。

◇

これより先、現在の名古屋相互銀行支店の北、勝谷畳店のところに、川並という医者があった。江崎将軍の碁仇だったので足繁く訪ねていたが、医者の書生をしていたのが、後に赤津の藤井鉱業社長

＝将軍江崎泰次郎＝

となった傑物藤井源三郎と、後の瀬戸市長となった医師の橘筏丸であった。将軍は筏丸少年に学資を与えて東京の慈恵医学専門学校に通わせ、明治三十八年に卒業、更に東京帝大の医科選科生として勉学させた。

◇

将軍はお鈴との間にできた静子（一四）を、将来筏丸と夫婦にする考えから上京させ、お茶ノ水女学校に入学させた。ところが学業なかばに妊娠したので学校をやめた。明治四十一年九月には学業を了えた筏丸は親子三人連で瀬戸へ帰ってきた。そして現在の末広町河地島三郎氏の家を借りて瀬戸療院の玄関を開いた。

橘筏丸は大正八年、推されて郡会議員に当選、更に昭和十八年から二十年まで瀬戸市長を勤めた。彼の今日あるは、その識見と手腕によるものであるが、その成功の蔭に江崎将軍の支援のあったことは見逃がせない。

## (323) 得意時代の「立憲同志会」發会

### ——江崎将軍一代記 ③——

江崎将軍の全生涯を通じて、一番華やかだったのは、なんといっても大正十年の「立憲同志会」結成発会式当時である。

愛知県選出の田中善立代議士と本願寺の関係で知り合となった将軍は、それ以来政治に興味をもち、いよいよ将軍の本領を発揮することになった。

◇

将軍は憲政会総裁加藤高明の知遇を得たが、その頃普通選挙運動は全国的に熾烈となり、憲政会は普選即行の旗印をかかげて必死の戦いをつづけていた。

こうした時代に瀬戸で起きたのが大正十年十月二十五日の「区制破り選挙」である（二一五頁に詳述）。

普選運動という時代思潮に乗った区制破りの選挙は、選挙民を大きく啓蒙し、瀬戸町民の政治的な自覚を高めたが、その主動的地位に立ったのが江崎将軍であった。

◇

同年の十一月二十一日には将軍をはじめ、普選運動者、区制破り選挙の同士が中心となって「立憲同志会」の発会式を陶元座（現在の深川館）で挙げた（二一六頁参照）。

会場の陶元座前には杉の葉でアーチを造り、朝からどんどん煙火を打ち上げて気勢を高め、憲政会総裁加藤高明を迎えて未曾有の盛況を呈した。

◇

会場は文字通り立錐の余地なく、町の殆んど全戸に立憲同志会員の標札をかかげ、爾来憲政会——民政党——進歩党——改進党——民主党と遷り変ったが、多年反対党の政友会と、その流れを汲む政党の進出をはばんで来たのである。

現在では自由民主党となり、保守政党の合同が実現しているが、瀬戸の地が多年憲政会の金城湯池となったことは、江崎将軍の蒔いた

一粒の麦が芽生えたものといえるのである。

◇

江崎将軍の一代記を終り、「瀬戸ところどころ今昔物語」の改訂増補を終ろうとするとき、往年の江崎将軍が紫の房をつけた「如意」を手に、二人曳きの人力車に打ち乗り、そり身になって走り廻った雄姿が目の前に浮んで来る。

昭和七年四月二十八日に将軍は死亡したが、時に六十八才であった。

◇

瀬戸市長加藤章氏は、将軍の信望を得て常に同家に出入していたので私生活の表裏にまで通暁されている。次は同氏の将軍観である。

『確に江崎将軍は偉い男だった。情熱家だったし、他人の世話もよくした。借金のホラを吹くのが得意であったが、その反面では意外なほどお金を大切にして、紙幣はシワをのばしてきちんと数えるという風であった。

又人には派手好みなところを見せ、魚屋の御用聞きが来ると〃いい魚がある？それを刺身にして厚く切ってくれ〃という具合で御馳走を振舞った。それが家族だけの場合になると、うどん一杯宛という節約振りであった。お鈴さんが死んだ直後のことだが、当時十九才位だった女中のお富さんというのを、嫁にもらいたいから、親元へ行って話してくれと頼まれたことがある。御当人の間は勿論出来ていたのだろうが、幡山村の山口がその在所だった』。

◇

江崎将軍の交友と、その間の消息を物語る名士自筆の書簡類が、長男実氏によって保管されているが、その中から重だった名前を拾って見よう。

加藤高明　庄次竹次郎　頼母木桂吉
永井柳太郎　若槻礼次郎　町田忠治
浜口雄幸　安達謙造　鈴木貫太郎
片岡直温　小山松寿　山道襄一
原敬次郎　小泉又次郎　江口翼
木檜三四郎　河辺栄養　武富済
鈴置倉次郎　田中善立　樋口秀雄
大津淳一郎　磯貝浩

# 改訂増補 瀬戸ところどころ今昔物語 終

# 総索引


## あ

愛知県誌……二〇八
愛知県布達……一八八
赤塚幹也……七三
赤津窯……六六
赤津城社……三一八
赤津の石屋……三八七
――篤行者……三八七
赤津村宗家並系譜書上……七〇
――役場……二〇六
秋田新蔵……三
秋葉山……三〇七
明智光秀の箸……三三五
浅井探嶺……八九・二三五
浅野六三郎……一六一
朝日窯……三二五・三三五
朝日春慶……一九
旭村……一九八
味岡武右衛門……一三五
飛鳥井孝太郎……一七・三六六
熱田奉行……二四・二八
一子相続……三七
一夢斉寿碑……三三
一橋斉芦穂……三三
穴の宮窯……七二
阿部伯孝……七・三
雨池洞……六二
雨乞いの軸……三〇四
阿弥陀堂……六四
――の鐘……三〇九
飴釉……五
新居城址……三九

## い

池田……二〇九
偉功院殿万岳光天居士……三
誡めの書……二六四
石紛硝子粉協同組……三三
石粉水車……一・二三・六三
石塚陸春……四〇三
礎村孫八……一七二
磯村左近……三九
市川丈太郎……一五六
一の坪……二〇九
院殿号追贈……三三
印度向玩具……三三
井上愛吉……四〇八
――延年……二二
――金之助……四〇八
――良斉……二一〇
今井鎌三郎……三八九
今村倹約規則……一九七
今村郷倉……一九六
入尾城址……三九
岩屋堂……三〇〇
印所……二〇九
上田源太夫宣珍……三
氏神社……六五
氏子札……二六二
内田吉五郎……六三
――忠蔵……四〇三
卯の斑……七一
うばがふところ……六二・六三
馬ケ城……七四
馬の塔……二〇四
梅村二三……四一〇
うるか壺……六七
上絵付……二五

## う

雲興寺……二九一
――の鐘……三〇九

## え

栄国寺……二九九・三〇六
永泉教会……二九六・四一六
永代ろくろ一挺……五九・六六
永納金……六〇
永平寺……二〇
絵織部……五九
江崎泰次郎……四一七～四二
絵瀬戸……五九

江戸重(山田重助)……九六
蛭子橋……三七
延喜式……五

## お

往来一札……三四
大江文象……四〇四
大島渚……四〇五
大田周作……三四
大谷光勝……三〇
大野囲山……二・二八一
大松窯……一三三
大目神社(おおまの神社)……二六六・三〇七
大山焼……二一七
御勘定所……六〇
奥沢亀太郎……三八・四一五
奥宮健之……四〇六
御蔵所……六〇
刑部陶痴……三五三
織田信長……五〇・五四
——の朱印状……四七・五三
——の制札……四五
御留土……六三
鬼板……七四
加藤章……八六・二〇八・三九三・四三
——梅太郎……一五八
御林方(山方)奉行所……二六九・二七二
御深井焼……五六
織部燈籠……九〇
織部焼……七九
尾張国瀬戸窯の系譜……四七
——志……三・二六・二五五・二八一
——徇行記……二九七
——瀬戸藤四郎一子相伝……七
——瀬戸常滑陶業誌……四・七三・七八
——大古の図……一三
——戸神社……二六七
——殿様御上覧被為遊候由来……六六
をはりの花……七・四七・三五三
尾張本国帳集説……二
——名所図会……一四・六二

## か

蛙目粘土……一六八
覚城寺……二九九
掛川小学校……三五三
景正……七
梶田義賢……一七四・二八一
春日井郡瀬戸村由来記……六四
桂川地蔵記……六三
加藤章……八六・二〇八・三九三・四三
——梅太郎……一五八
雲山……五六
景登(清助)……二・九四
数右衛門……一〇・三六一
華仙……七七
兼次郎……一三三
兼助……六・四九・二〇三
勘四郎……二三〇
菊太郎……一七二
岸太郎……三三
吉左衛門……三・三四
吉右衛門……四一・八〇・一四九・一八六
儀兵衛……六・四六
清長……一六〇
金六……二三〇
桑次郎……一七
敬……二四六
系図……四七
健次郎……九三
顕清……三七
五助……一〇八
五平……一〇七
五郎八泰興……八〇
作助……一三
繁十……九四
治左衛門……三三四
治兵衛……四一
舜一郎……二三三
春暁……九一
春二……四〇五
春岱……八八
春鼎……八九・四〇五
重左衛門翁の碑……三一
庄三郎……一三八
庄三……三・三〇六
庄平……一一七・二三・三一五
丈助……一五八
四郎右衛門春景……一九
四郎左衛門……一九
新一郎……四〇三
新右衛門……四五・一五七
新兵衛……七
善山……一〇七・四〇四
清助概伝……一五
清之助……二五・四一〇～四一七
仙右衛門……三一〇
仙左衛門(霞仙)……五一・八九・四〇五
善右衛門(弘法)……八一
善治郎(弘法三代)……三六三
善次郎……一六一
善之助……一四
善八……一一五
宗右衛門……一九・四一七
高吉……八二

竹三郎……一七
辰雄……八三
太兵衛……六九
民吉……三三・三一・三八・六〇・三四六
民吉の陶印……三六〇
民吉の銅像……三七
探嶺……八九・二五
仲甫……二三
直寿（半一郎）……一四・三二
唐九郎……七・七二・三五三
唐左衛門高景……三・三三・六〇
——陶春……三三・六六・二七
——の戸籍……二七
唐三郎……六九
道三……六・三八四
藤十郎……二五
唐四郎春慶翁伝来記……六
兎四郎……三六三
友太郎……二一〇
仁兵衛……六九
梅真……三三
半助……四一・一〇〇
彦四郎……四七
斉……二六一
博助……三三
——博助窯……二六一
——武右衛門……六七・九〇
文次郎……一三
文七……二五八
平吉……一七四
本左衛門……四〇・一三・二一・二五三
森川……一三三・三七四・三九二
紋右衛門……二一・二三・三四
孫右衛門……一七
万右衛門……四七・五〇
祐右衛門……一八・八八
弓影……四七・九三・三五三
芳太郎……一六
米次郎……四〇
四方助……八六
亮吉……二七六
賀藤市左衛門……五〇
窯神社……四五
——祭……四四
——山……三一
——史……二八三・二八四・二五五
——の鐘……三一〇
機械ろくろ……一四二
企業許可令……五六
企業整備令……八三
上品野小学校……二三五
上品野の磁器焼……二一七
上水野会所……二〇三
亀井半二……四一
硝子紛値上げ通知書……一三四
刈入れ禁止……九一
川名焼……一五〇
川本伊六……四一
——治兵衛……一〇四
——半助……一〇〇
——秀雄……一〇一・一〇三
——桝吉……三一・四三・一〇〇・一三三・三六六
河本礫亭……六四・三九三・四〇四
玩具問屋……一六
貫山道休居士……三
寛政重修諸家譜……八〇
勘助の嶺……三四一
関東出張の節日記……一七五
感応寺……二八一・三〇七
菊田今福……三三
——清麿古……三三
——年成……三三
其迹翁之碑……三三
黄瀬戸……七一・七三
北熊一家……四〇八
北村弥一郎……一五〇
杵屋孤松寿碑……三三
本節粘土……一六七
儀兵衛文書……四六
久雲寺……三〇七
行基焼……五・七五・七六
経塚山……三一
郷党雑史……七〇
協同組に関する控帳……一三四
清谷重太郎……三三八
切支丹燈籠……九〇
区制破りの選挙……二一五
国貞廉平……一三〇・三七九
熊野神社……三〇六
蔵所……二一〇
黒田正策……一七・三六九
——政憲……一三四
郡役所……一七〇

## け


慶応会……二五五
慶昌院……二九六
——の鐘……三〇九
系図調べ……五五
競馬……四〇三
競輪A級選手……四〇三
——B級選手……四〇四
源敬公……五一・六六
——廟……二八八
憲政会本部の猛者……二二六
献納祭器窯址之碑……三二六
倹約示談……一九五


## こ


五位塚……一五
光国寺……二九八
硬質陶器……一五四
興譲学校……三三九
——館……三三五
庚申塚……三三三
——山……一三・一四
——堂……六四
匣鉢……五・七一
効範小学校……二三六
弘法堂……八一
紺屋田水道……三九
金神社（こがね）……二七〇
古窯（小窯・のぼり窯）……五八・一〇九・一二九・一四六・一五三
——址……七〇
国宝の狛犬……二五六
古今和漢万宝全書……六三
御朱印……六五
五助古窯（小窯）……一五三
古瀬戸……一九
——尋常小学校……二四〇
戸長制度……二〇三
骨壺……二
湖東焼……一〇五
小長曾窯……七三
——予審終結決定書……二三
小山富士夫……七二
御用窯屋……一九
御用物代金積り書……二六
御料林払下運動……一二九
権現宮社……六五
今坂……三七
近藤剛三……三七六
——実左衛門……四〇六
金比羅道中名所古跡日記留……八七


## さ


妻の神……三四〇
西方寺……三
裁縫女学校……一二五
酒井清兵衛……一二六
桜井伊左衛門……三五〇
——源之助……三一
——雪子……一二五
——林蔵……四一〇
桜町水道……二一八
佐吾八地蔵……三二五
佐々村……三
猿投神社……一
——山……一
砂防工事……一四七・一五〇・一五一
猿面茶室……三五三
三世弘法善治伝……三六三
山陶屋……四九


## し


塩尻……三・六一
塩田力蔵……七二
四季咲の桜……三八八
瓷器……五
——の初現と瀬戸の古窯……七二
市議選挙・第一回……二七
——第二回……三三
——第三回……三五
——第四回……三六
——第五回・第六回……三七
——第七回……三八
死刑囚に千人判……四一四
磁工祖……三七
獅子舞……三九一
磁製大テーブル……一三
地租改正反対運動……一九一
磁祖民吉……四四
十軒家……一八九
地頭衆……五五
品野阿弥陀堂……三〇七
——柿野争い……一八三
——城址……三一七
——又次郎……三三八
——村窯屋系譜……四七

志野焼……一九・七九
柴田末吉……九
——要助……三九〇
柴山不言……四七・七三
渋紙手……七一
社寺の手洗……三〇六
朱印状の伝来記……四八
集義隊……四〇六
十三塚……三三
住職罷免之請願……二七六
重油窯……二三
春慶……三・一九
——釉……七一
殉死者の墓……二八
性空石……九三
松翠会……二三
小学興譲学校……二三九
正五位追贈……七
庄屋制度……二〇三
諸願指令綴……二〇三
浄源寺……三〇〇
常光寺……二六六・二〇三
常福院……二九九・三一〇
白絵土……一〇八
白玉粉……三六〇
城見山……三一
新製焼……三・三〇・六〇
——物取締役……三
新撰類聚往来……六三
真陶園半助……四一
新版尾州皿屋敷……四〇〇
新編瀬戸窯系統譜……七・一五
神宮寺……二七三
神蔵寺……八〇

す

水道慰労金問題……三三
水南小学校……二四〇
陶彦社……一一・一六
末広水道……二一八
末間……五三
管器玉……二七六
杉塚……九・一〇
杉本甚太郎……三六九
鈴木文吉……二一三
諏訪明神社……六五

せ

正義団体……二七九
静暁庵寿碑……三一三
聖書売り……二九五
——講義所……二九五
成丁簿……三六八
西南戦役……一七
——の軍隊手帖……一八〇
瀬窯伝覚記……四九
石炭窯……二五・一六一
石版転写……二五
石膏型鋳込法……一〇九
瀬戸赤津戸長役場……二〇四
——一覧……四
——一家……四〇八
——窯大窯焼物
並唐津窯取立来由……一四六
——窯所之次第……六三
——窯焼謂伝記……八・一六
——窯屋土堀取場所……八二
——窯焼物師伝記……五三
——窯家人数覚……五九・六六
——銀行……三九六
——警察署……二七三
——警察年鑑……二一
——黒……七九
——古窯図……一〇・三八・八五
——高等学校……二五三
——高等小学校……二四七
——同窓会誌……二四八
瀬戸高等女学校……二五三
——考略記……三四六
瀬戸市……一
——制……二
——史編纂準備委員会……一九七
——長……二〇七
——水道小誌……二一九
——消防団……三六六
瀬戸史料……四九
——信用金庫……三九六
——磁工社……一〇三
——自動鉄道……一四二・三八三
——実科専修女学校……二五三
——上代記……七三
——全景……三
——町……二〇〇
——町誌……一五・一六七・三六九
——町制……二
——町第一次合併……二一六
——町長……二〇七
——町外八ヶ村組合高等小学校……二四七
——長命会……二六四
——電気鉄道……一四二・三八三
——陶器館……一三〇
——陶器学校……一三四・一四九
——県営移管……二五三
——陶器誌……一六七

——陶業史……九七
——陶磁器工業組合……二九
——陶磁工組……二三
——申合規約……二四
瀬戸陶磁工商同業組合……三八・一四〇
——読本……二五
——のガス……三八三
——の地名……三
——の電灯のはじまり……三八二
——の葉茶壺……六三
——の方言……三七〇
——の花……三五三
——八景集……九三
瀬戸村……二
——消防組……三七四
——制……二
——宗門改帳……一八三
——染付焼窯屋総代せともの（瀬戸物）……一・三
瀬戸物御蔵元……六一
——と美濃瀬戸……七三
——焼山林田畑諸色書上帳……四六・四八・六五
瀬戸模範石炭窯……三五一
——郵便局……三七二
——窯業高等学校……三五三

六作・十作……三五・七八

**そ**

背戸二郎……四
銭瓶窯……七四・七六
善光寺……二九九
漸行叟……七
洗心洞……二
善声院……三三一・三〇四
禅長庵……一四
総持寺……三
早梅亭善右衛門……八一
素仙堂治兵衛……四一
祖東中学校……二四一
曾野稲荷……二七）
祖母懐窯……六三
——小学校……二四〇
——土……六二
——若連規則……三六六
——壺……六三
染付焼起源……二四・三五五
——土取場……一六六
——の画家……四一

**た**

第三高等小学校……二四七
第三大区会所……四
大正年間の大火災……三九七
——増右衛門……四五五・四〇八
——の大水害……三九八
泰澄院……一〇・四五
退養寺……三一九
高島重右衛門……六六
——篤次郎……一七八
高塚ケ峰……三四三
鷹根窯……七六
高根山行幸……一五三
高浜焼……三三
竹本土佐竜之碑……三一
——春登之碑……三一三
多治見銀行瀬戸支店……三五五
太政官布告……一八八
立川和四郎……二五八
橘箴丸……二〇八・四一〇

**ち**

千倉石……一六八
竹露庵……三八四
治山治水……一四九
茶器弁玉集……六二・七九
茶人系図……八〇
中央線誘致運動……三七九
中央相互銀行瀬戸支店……三九六
中条勘助……四五五・四〇八
中馬街道……三七九
忠烈隊……一七四
張州府誌……六一・三五四
長命井……三四三

**つ**

津金庄七……二五・二八
——文左衛門……二四・六〇
——胤臣陶器法伝記……二八
——の頌徳碑……三〇
附け高台……五・七一・七五
土薬掘取場所……一六四
椿窯……一九・七三
礫石……三四〇

**て**

鉄製の煙突……一五八
寺内悌五郎……三六九
寺内半月……九四・九七・二五〇
寺尾市四郎……一〇五
寺小屋……三三九
デレーケ……一四九
手ろくろ……一四

天災の編年……四〇二
天爵大臣水谷忠厚……三七七
天中和尚……三三・三四・八一
デンデコ組……一七三
天目釉……五

## と

東海銀行瀬戸支店……三九五
陶家今川准状……三四
陶家宝伝記……三一・二四・六一
陶器館……三〇・三七
——辞典……一五
——商報……一四三・一五四・三五八
製作史概説……七三
——図解・瓷器必要・率揮本……四・一〇・三九・三六一
——伝記……三四五
——伝来記……八・五〇・五四・一八三
——類聚……七
藤四郎……一九・二〇・六一・六三・七五・七八・一四七・二五六
藤四郎の宅趾……公五
——伝記……五
徳川家康……三六
——茶壷……二
——慶勝……一九三
——義直……三三・三五・六八
——歿年……七
——まつり……六

陶業百傑……一四三
陶原小学校……二四一・二四三
陶芸作家……四〇四
道元禅師……二〇
東向寺……三三
東光寺……二九五
陶工追善の碑……九三
陶磁器製造戸数……三〇
——陳列館……三一
陶舎元祖加藤四郎春慶居士……三
陶生病院……三九六
道泉小学校……二四〇
陶祖院殿慈光春慶大居士……三
——頌徳記念講演……七
春慶翁之碑……七・二一・二四
——の宅跡……九
碑塔録……三
陶痴雑集……三五一
陶都禅長庵碑塔……二四
東方総管所……一七〇
東明小学校……三五
東谷学校……三九
日清戦役……一九三
日本近世窯業史……
——後紀……二

戸田兼助……一五七
——なよ……三四
富一文書……一八一・二一三・二六六
十三塚……二〇九・三一
豊川稲荷の燈籠……九九
トンネル窯……二六三

## な

内藤浅右衛門……四七・五四
長江貞三郎……二六
中尾常次郎……一七四
長久手合戦……三四
——記……三七・三九
長沢聞書……七九
中島小三郎……五一・一三
名古屋銀行瀬戸支店……三九五
名古屋相互銀行瀬戸支店……三六
鳴海織部……七九
南京焼……二四・二九

## に

仁王門……三〇四
日露戦役……一八一
日清戦役……一八一
日本近世窯業史……六三
——後紀……四

陶窯史……七〇
——窯趾考……七三
二宮九右衛門……一四・一三・一三〇
——家系図……二五九
武……九〇
——守恒……三四・三五
——筆録……四
——守道……二六一
根窯焼物師……五三

## ね

## の

納富介次郎……一〇九
濃尾地震……四〇一
登窯の燃料……一四七

## は

灰釉……五
拝領の足袋……九三
梅鶴園……八六
萩御殿……一五一
伯庵の茶碗……三五六
白鹿館の染付額……一三〇
博覧会出品目録……一八
長谷山観音堂……三〇三・三〇四

幡山中学校……二四一
——西小学校……三九
——東小学校……三八
八王子……二九六
——神社……二六八
服部秀謙……三三
早川孫三郎……四〇九
林金兵衛……一九二・一九三
原文治郎……七〇・七二～七七
落翰譜……八〇
坂野寅次郎……四〇九
日影窯……三六三

## ひ

日影窯……三六三
東春日井郡誌……二一〇・三一七
尾三銀行瀬戸支店……三九五
尾三宝鑑……一一・四五・一二九
菱野城址……三一八
——のおでく……三五
——焼……一一三
七福神行列……三九二
人見黍……九一
火の玉小僧品助……三九九
紐造り……七二
平田橋事件……四〇五

深川小学校……二四五
——同窓会……二四五
——神社……四・三一・二五四・三〇七
——の板書の祝詞……二五八
——の社家……二五九
——の鐘銘……二五五
——の常夜灯……三二八
——の棟札……二五七
福厳寺……八一
福本仁左衛門……三三
藤井源三郎……四一〇
婦人参政権……三一七
ふたおもて・えにしの染付……三五
古田織部……五七

## ふ

——の騒動……二五六～二六一
棒の手極意皆伝書……四七
ホーフマン……一五〇
戊辰の役……一五五
堀尾茂助……三一・一九三
堀出し地蔵……三三四
本業焼物取締役……三
本泉寺……三〇三
誉治塚……三四三
本地城址……三一八

瓶子窯……六三・七三
別所吉兵衛文書……五七
宝泉寺……八・三一・六四・二七一・三〇七
——の鐘銘……三〇八・三九四

## へ

法雲寺……二九八
蓬左文庫……二
丸窯……二五・一四五・一五二
万徳寺……六三・二六九

前田……三一〇
——正名……二五
孫右衛門新田……七三
松原仁兵衛……一四六
——塚……二八九・三二
——広長……二九〇・二九七・三一〇
——供養塔……三二
——公碑……三一四
松村八次郎……一五四
松本久右衛門……一五五
——仁兵衛……三四
間宮六郎……一七〇
丸窯……二五・一四五・一五二
万徳寺……六三・二六九

## ま

——の鐘……三〇九
水打……七五
水野栄左衛門……一六〇
水野作太郎……一五七
——氏……二六五
——の吉五郎……四〇七
——の磁器焼……一七
——小学校……二四〇
南山中学校……二四一
宮梅流血事件……二三四
三宅国勝……九・三五
宮崎鎌三郎……一五八

## み

宮平塚……三一〇
宮前水道……二一八
宮脇の五月幟……三一八
——剞田……二〇九

## む

村上勘助……三四三
——善九郎……三〇七
——長次郎……三四三
——彦兵衛……五四

## め

明治銀行瀬戸支店……三九五
名誉町長派……三一四
免定……五三

## も

本山中学校……二四一
物見ケ嶺……二四三
模範石炭窯……一五八・一六〇
森清水田……二一〇
森田久右衛門……一九
——江戸旅日記……五三

## や

焼立品上納……六〇
焼付屋……一三五・一六一
薬師……二〇九
——堂……六四・一七五
八白村……一九八
安戸……二〇九
——坂……三一〇
——新田……一一六
弥蔵観音……三三六
——弘法……三三六
矢野陶々……三五・七六・四〇四
——わか……一九三・二三三
山方奉行……一六九
山口蛙目……一一三
——嘉七……三三五
——小学校……三三八
——城址……三一八
——天神……二七〇
山城柳平……一三六・一三七
山田郡……二
——三郎泰親……三〇二
——治兵衛……三八八
山ノ神社……一一・六五・三〇七
山広製陶所……一六三
山本梅逸……四一
——与三吉……一五七
山脇……二〇九

## ゆ

祐右衛門文書……一一八・一八八・二四二・三六八
湯かけの神事……四四
輪入町長派……二一四
夕日窯……三一四・三六三
郵便取扱所……三七一
郵便規則……三七〇

## よ

窯陶舎元祖……五一・五六・六六・一四八
翼賛選挙……三三五
横井金谷……一〇・三八・八五・八六
吉村左馬之助……三三一・三〇五

## り

立憲同志会……二一六・四二〇
竜泉寺……三七六
流通配符……一八五

## ろ

労働組合……一四三

## わ

ワグネル……一〇九・一一一・一五三
渡辺源吾……三三四
——幸平……三一・九八
割木の規格……一四四
椀かし岩……三四一

# 正誤表

| 頁 | 段 | 行 | 正 | 誤 |
|---|---|---|---|---|
| 目次 九 | | 左 一〇 | 立憲同志会 | 憲政同志会 |
| 〃 一〇 | | 右 七 | 上品野校の教師 | 上品野校、教師 |
| 本文 二 | 下 | 左 一〇 | 小、中学校 | 小の中学校 |
| 〃 | 〃 | 二 | 七〇・七三 | 〇・七三 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 旭 | 旭七 |
| 〃 四 | 〃 | 四 | 業成 | 業戒 |
| 〃 | 〃 | 〃 三 | 「日本後紀」 | 『日本後紀は』 |
| 八 | 〃 | 右 二 | 二十九年 | 二十八年 |
| 一四 | 〃 | 左 一〇 | 庚申山 | 庚神山 |
| 一五 | 〃 | 右 二 | 石塔は建碑以前から藤四郎 | 石塔は藤四郎 |
| 三 | 〃 | 一 | 廿九年四月廿一日 | 二十八年十月四日 |
| 〃 | 上 | 左 五 | 綴る。加藤唐左衛門 | 綴る』と『加藤 |
| 三 | 下 | 〃 四 | 唐左衛門高景 | 唐左衛門景高 |
| 六 | 上 | 右 三 | 戸籍 | 古籍 |
| 七 | 下 | 左 七 | 昭和十二年 | 大正十二年 |
| 四 | 上 | 〃 一 | 往反 | 往返 |
| 四 | 八 | 〃 九 | 与兵衛 | 興兵衛 |
| 五 | 上 | 〃 三 | 源敬公 | 敬公 |
| 五 | 〃 | 右 七 | 土器 | 士器 |
| 六 | 〃 | 左 五 | 春日井郡 | 春日郡井 |
| 〃 | 下 | 〃 一 | 四方籔 | 四方諸木山 |
| 七 | 上 | 〃 六 | 窯址を発掘した | 発窯址を掘した |
| 八 | 〃 | 二 | その後春岱は | その後岱春は |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 九 | 下 | 〃 一三 | 落主慶勝公 | 落主義勝公 |
| 〃 | 〃 | 一 | 足袋 | 足後 |
| 九 | 上 | 〃 九 | 「陶工追善」 | 「陶工迫善」 |
| 一三 | 下 | 〃 四 | 瀬戸陶磁 | 瀬戸陶磁器 |
| 一四 | 〃 | 右 五 | 水野御林方御役所 | 水野御林方衛役所 |
| 一五 | 下 | 〃 六 | 事件あり』 | 事件あり |
| 一八 | | | 見出し | 太政官布 |
| 一九 | 下 | 左 一 | 太政官布告 | かさ羽織 |
| 一九 | 上 | 〃 三・九 | かさ羽織 | 東春日井郡 |
| 一九 | 〃 | 右 一〇 | 春日井郡 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 左 五 | 〃 | 分署であった以前に |
| 二〇 | 下 | 〃 八 | 分署であった中途に | 憲政同志会 |
| 二五 | | | 見出し | 小暮三四郎 |
| 〃 | 〃 | 右 九 | 小檜三四郎 | 憲政同志会 |
| 二六 | 〃 | 〃 一四 | 立憲同志会 | 嫡子 |
| 三〇 | 上 | 〃 三 | 叔父 | 中水野学校を |
| 三九 | 下 | 左 九 | 中水野学校と | |
| 四〇 | | | （一九〇）此項を（一九六）項の次に入れる | |
| 五三 | 下 | 左 三 | 桜井雪子 | 加藤雪子 |
| 五五 | 〃 | 右 五 | 藤四郎春慶 | 藤四郎春愛 |
| 〃 | 〃 | 〃 七 | 誼眼と記し | 誼眼は権現ではない |
| 五七 | 上 | 〃 八 | 盗難のこと | 盗難こと |
| 五九 | 下 | 〃 一〇 | 並総氏子 | 並氏子総代 |
| 六八 | 上 | 〃 一七 | ついて記す | ついてその記す |
| 七五 | 下 | 左 四 | 刻まれたか | 創建されたか |
| 七六 | 上 | 〃 一 | 器玉和尚 | 器王和尚 |
| 七七 | 〃 | 右 三 | 管器玉に | 管器に |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二七八 | 下 | 左 | 一 | 四世 | 世四 |
| 二七九 | 〃 | 右 | 七 | 総持寺 | 総寺 |
| 二九 | 上 | 左 | 一 | 西本町 | 南本町 |
| 〃 | 下 | 〃 | 九 | 勧請していた。 | 勧請していたが、 |
| 三〇三 | 〃 | 右 | 一 | 和讃 | 和読 |
| 三一〇 | 〃 | 左 | 一〇 | 頃に築いた塚か、初代宮平とは | 頃に建てたものか、宮平とは |
| 三一一 | 〃 | 右 | 一 | 昭和十一年に | 大正の中頃に |
| 三一三 | 上 | 〃 | 五 | 品野支部 | 品部支部 |
| 〃 | 下 | 〃 | 二 | 杵屋孤松 | 杵屋狐松 |
| 三一四 | 上 | 〃 | 一六 | セメントの | セメントが |
| 三一五 | 下 | 左 | 三 | 四十二枚。水入 | 四十二枚水入 |
| 三一六 | 〃 | 右 | 一 | 于櫃原神宮 | 干櫃原神宮 |
| 三一七 | 〃 | 〃 | 四 | 降参す（意味不明）。 | 降参す。 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 六 | 三百余籠め | 三百余騎籠め |
| 〃 | 〃 | 左 | 三 | の方、俗に桑下城 | の方、桑下城 |
| 三一〇 | 〃 | 右 | 六 | 国鉄バス | 国鉄バス |
| 三一四 | 〃 | 〃 | 五 | 于若狭洞 | 干若狭洞 |
| 三一〇 | 上 | 右 | 五 | 水禍 | 水渦 |
| 三一一 | 〃 | 〃 | 八 | 理想 | 埋想 |
| 〃 | 〃 | 左 | 二 | 男女下の病平癒 | 男女下病の平癒 |
| 三一五 | | | | 見出し「染付焼起源」 | 「染付起源」 |
| 三一六 | 下 | 右 | 四 | 旧く陶器を | 旧く陶磁器を |
| 三一八 | 〃 | 左 | 七 | 他の免許状を | 他の流派のものを |
| 三二〇 | 〃 | 〃 | 九 | 御百姓仕罷りあり | 御百姓罷り仕りあり |
| 三二一 | 〃 | 〃 | 七 | 原著者 | 原作者 |
| 三二二 | 上 | 右 | 九 | 「陶家宝伝記」は唐左衛門自筆 | 伝記」の底本は前記のものと思われ唐左衛門 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 〃 | 〃 | 〃 | 三 | 記し編者が | 記し、本当の編者が |
| 〃 | 〃 | 左 | 七 | 刑部 | 刊部 |
| 三二五 | 下 | 右 | 二 | 箇所 | 筒所 |
| 三二三 | 上 | 左 | 三 | 加藤善治郎 | 加藤藤善治郎 |
| 三二六 | 下 | 右 | 一 | ところあり | ところであり |
| 三二七 | 上 | 左 | 一 | 祖母懐 | 祖祖母懐 |
| 〃 | 下 | 〃 | 二 | 九月九日 | 十月九日 |
| 三二九 | 〃 | 右 | 六 | いるが | いるか |
| 〃 | 〃 | 〃 | 八 | 儀七 | 犠七 |
| 三三二 | 〃 | 〃 | 五 | 電話は大正 | 電話ば太正 |
| 三三三 | 〃 | 〃 | 五 | 同年七月二十日名古屋警察署瀬戸分署と改められ更に十二年十一月一日には勝川警察署瀬戸分署となった。 | 同十二年十一月一日には勝川警察署瀬戸分署となり、更に同年七月三十日名古屋警察署瀬戸分署と改められた。 |
| 三三四 | 〃 | 〃 | 九 | 及勝川警察の | 警察のられ |
| 三二六 | 上 | 〃 | 二 | 売られ | 其雑 |
| 〃 | 〃 | 左 | 三 | 其雅 | 「東春日井郡史」 |
| 三九〇 | 下 | 〃 | 一六 | 「東春日井郡誌」 | 頼まれたのか |
| 四〇〇 | 上 | 〃 | 一三 | 頼まれたのが | 浮り彫り |
| 四一二 | 〃 | 〃 | 七 | 浮き彫り | 迎え来て |
| 四一三 | 下 | 〃 | 七 | 迎えに来て | 江口翼 |
| 四一三 | 〃 | 〃 | 四 | 江木翼 | |

# 特別賛助御芳名錄

瀬戸市消防司令
**安藤豊**
瀬戸市王子沢町　電話二二四四番

鐘房製陶株式会社
瀬戸市議会議員
**安藤房一**
瀬戸市東古瀬戸町　電話五五七番一一九一番

梅村屋醤油店
**安藤鏡一**
瀬戸市銀杏木町　電話一八六一番

万徳寺
**安藤光寿**
**安藤憲雄**
瀬戸市赤津太子町

大学舎クリーニング店
**安藤秀一**
瀬戸市宮前　電話二五三七番

瀬戸市東本町一ノ一二番地
**安藤真一**
電話七五四番

味噌たまり商大安屋
**安藤教逸**
瀬戸市刎田町　電話五四五番

吾妻軒本店
**安藤亀尾**
**安藤陽一郎**
瀬戸市新道町　電話一八二五番

安銀製陶株式会社
**安藤銀之助**
**安藤慶一**
**安藤寛**
**安藤重雄**
瀬戸市萩殿町　電話一四八二番

安部歯科医院
**安部峯二**
瀬戸市陶生町　電話二一八七番

中央舘
**青山良美**
瀬戸市末広町　電話九五八番

朝日映画劇場
**青山市郎**
瀬戸市朝日町　電話一五六九番

米屋旅舘
**青山益治**
瀬戸市栄町　電話五〇番

瀬戸市議会議員
青山電磁器製作所
**青山剱太郎**
瀬戸市西泉町　電話一三一七番

株式会社青山ガラス店
青山優
瀬戸市南仲之切町一九番
電話一一〇八番一三四七番

青山製麺所
青山徳次郎
青山猛
瀬戸市元町一丁目　電話一六〇八番

瀬戸陶磁器事業協同組合
青山幸一
瀬戸市西寺山町一〇〇地

瀬戸米穀事業協同組合
理事長　青山佐太郎
瀬戸市共栄通り　電話七四番

八百松商店
青山喜三郎
瀬戸市滝の湯町　電話七九番

愛知県耐火粘土工業協同組合
瀬戸市陶原町二ノ二二番地
電話五〇二番

愛知県尾張事務所
瀬戸税務出張所
所長　舟橋要次郎
瀬戸市陶原町一丁目八番地
電話番九三九四番一一五〇番

愛知県
窯業原料協同組合
瀬戸市杉塚町
電話二六八番五三五番九三六番

豆腐製造業
足立秀三
瀬戸市薬師町　電話一〇八六番

丸立原料株式会社
足立行一郎
瀬戸市中水野　電話一〇七九番

山立原料商店
足立恭司郎
瀬戸市栄町　電話九八九番

株式会社夕刊新愛知
社長　浅野宮一
本社　瀬戸市陶原町　電話一四一七番
守山支社　電話一二六番
春日井支局　電話呼八〇九番
高蔵寺支局

陶磁器卸商
浅野義弘
瀬戸市朝日町　電話五一六番

瀬戸市議会副議長
日本通運株式会社支店長代理
浅野邦吉
瀬戸市東本町二丁目　電話四六八番

蓬来屋せんだく店
浅井良夫
瀬戸市陶生町三二番地　電話一二三番

八百源商店
浅井源吉
浅井達郎
瀬戸市宮前　電話二五三番

瀬戸市議会議員
アサキン清涼飲料水製造所
浅井金之亟
瀬戸市熊野町　電話八三六番

合資会社浅井製型所
浅井正夫
瀬戸市一里塚町　電話六〇一番

浅井製陶所
浅井得成
浅井勝幸
瀬戸市西泉町七〇番地

浅田電機商会
浅田和治
瀬戸市元町一丁目　電話一〇三三番

フジヤ呉服店
味岡保輔
味岡慎之助
瀬戸市朝日町　電話一三三〇番

瀬戸保健所々長
荒川安吉

大力屋菓子舗
赤尾政次郎
赤尾春一
瀬戸市末広町三丁目　電話一六二五番

伊藤千代
伊藤楽園
伊藤虔三
伊藤八郎
瀬戸市杉塚町　電話三一四番

県立　瀬戸高等学校
校長　伊藤清治

十一屋製陶所
伊藤英司
瀬戸市西印所町　電話六九五番

合資会社丸正製陶所
伊藤正三
瀬戸市東町　電話三一八番

伊藤正製陶所
伊藤正
市外旭町新居　電話一一〇番

みやこやクリーニング店
伊藤俊之
瀬戸市宮前町　電話一〇二六番

税理士
伊藤安一
瀬戸市杉塚町　電話一八一〇番

伊藤電機製作所
**伊藤桂一**
瀬戸市前田町　電話一八五四番

伊藤葬具店
**伊藤安吉**
**伊藤乞**
瀬戸市南仲之切町　電話三七三番

**伊藤稔**
瀬戸市陣屋四〇五番地

古窯研究会員
**伊藤輝男**
清光堂印舗
瀬戸市新道町　電話二〇二六番

竹鳳製陶所
**伊藤伊平**
**伊藤且美**
瀬戸市西郷町　電話八四二番

大梅商会
**伊藤梅太郎**
瀬戸市陶原町二ノ八地　電話六四九番

七本松陶園
**伊藤鈳治**
瀬戸市上水野南山　電話一〇〇五番

陶永堂電器製作所
**伊藤鋒子**
瀬戸市陶生町　電話一一二三番

瀬戸市議会議員
伊富製陶株式会社
**伊藤清春**
瀬戸市道泉町　電話三五一番九六七番

共和鐵工所
**伊藤芳松**
**伊藤克巳**
瀬戸市今池町　電話八〇一番

伊藤印版店
**伊藤庄三郎**
瀬戸市栄町　電話九七三番

慶昌院
**伊藤浄天**
**伊藤正美**
瀬戸市市場町　電話一一三三番

堀源
**伊藤源太郎**
**伊藤昭吾**
瀬戸市上水野四〇三番地

瀬戸映画同好会
名古屋タイムズ直売所
**伊藤勝治**
瀬戸市刎田町　電話二二六四番

**伊藤広吉**
**伊藤桝雄**
瀬戸市陶原町三丁目　電話一四六九番

愛知協和製陶所
伊藤皎一
伊藤晋
瀬戸市安土町二九地　電話四四一番

瀬戸市議会議員
伊藤陶彦
瀬戸市西郷町　電話五一〇番

東洋電磁器株式会社
伊藤福一
瀬戸市末広町三丁目　電話一一三四番

伊藤産業株式会社
伊藤益猛
伊藤荒
自宅　西郷町　電話九七八番
工場　杉塚町　電話一一五九番

瀬戸市教育委員会
教育長　伊藤一雄
瀬戸市菱野　二〇七四番地

瀬戸市収入役
伊藤勝
瀬戸市東泉町一八番地

深川湯
伊藤武雄
瀬戸市宮里町　電話一八六四番

長久手村々長
伊藤浜一

瀬戸消費生活協同組合
伊藤市郎
瀬戸市平町

丸東伊藤酒店
伊藤弘示
伊藤勝
瀬戸市朝日町　電話一三〇八番

伊里写真館
伊里一彦
瀬戸市朝日町　電話四六九番

合資会社伊奈製陶所
伊奈藤十
伊奈富士夫
瀬戸市孫田町　電話一一四一番

伊奈電磁器製陶所
伊奈初太郎
伊奈栄一
瀬戸市孫田町　電話一二〇一番

山五釉薬製造所
伊部浩
瀬戸市拝戸町　電話二〇八〇番

近江屋菓子舗
伊吹円太郎
伊吹かすみ
瀬戸市寺本町　電話一二〇七番

三進陶器株式会社
井上時
本社瀬戸市新道町電話九八四番一一二四番
泉工場泉町電話四七六番
西工場宮里町電話一八三五番

丸菱石炭株式会社
井上藤一
瀬戸市駅西ハカリ場東　電話一七五七番

井上春
瀬戸市東印所町八番地

ナニワ電気工業所
井上信一
井上修
瀬戸市京町二丁目　電話一〇八四番

丸タ井上製陶所
井上鯛二
井上昇
瀬戸市西洞町　電話九一五番

富士石膏株式会社
井上春一
瀬戸市東安戸町　電話一三〇五番

瀬戸川柳会
井上早苗
瀬戸市末広町三ノ八番地

瀬戸市企画課長
井上光信
瀬戸市東吉田町二二番地

井上新聞店
井上正三郎
井上玲司
瀬戸市陶本町　電話一九二二番

瀬戸市議会議員
丸ヨ製陶株式会社
池田与作
瀬戸市南仲之切町　電話六四二番

石川石炭株式会社
石川一男
瀬戸市今池町　電話一〇〇四番

石川電陶株式会社
石川鉄正
瀬戸市西蔵所町　電話一五六五番

東那生命保険相互会社
瀬戸代理店
石川鉄蔵
瀬戸市末広町　電話二二番

石川段ボール合資会社
石川劒三
瀬戸市蛭子町　電話三二六番

石川円治
石川鈞
瀬戸市東権現町五一番地

石川洋服店
石川安良
石川一夫
瀬戸市末広町三丁目

中部電力株式会社
瀬戸営業所長
石黒清
瀬戸市陶原町一丁目
電話七五・七六・一七五五番

瀬戸陶磁器事業協同組合
総務課長
石丸溫
瀬戸市水無瀬町二一一番地

七福屋菓子店
磯村秀雄
瀬戸市池田通り　電話二三七〇番

上絵付業
磯村鉱一
磯村錦吾
瀬戸市東郷町

瀬戸市議会議員
陶磁器卸商
磯村鉋三郎
瀬戸市上水野　電話一三九一番

瀬戸郵便局
市野正巳
自宅　瀬戸市滝の湯町　電話一四一五番

十四松商店
市原覚治
市原開造
瀬戸市陶原町二　電話一一二六番

ゴム判印章彫刻
稲垣政尾
稲垣鉦吾
瀬戸市仲洞町　電話二〇〇九番

稲垣自転車店
稲垣島太郎
稲垣春美
瀬戸市共栄町二丁目　電話二四九八番

稲垣石鹸製造所
稲垣福次
稲垣勝博
瀬戸市陶生町　電話三四番

米定支店
稲垣定一
稲垣雅弘
瀬戸市陶本町二丁目　電話一五三五番

米定支店
稲垣太吉
瀬戸市孫田町　電話一七〇五番

稲垣常俊
瀬戸市道泉町四〇番地

稲垣鍼灸整骨療院
稲垣金吾
瀬戸市滝の湯町　電話一九番

瀬戸市教育委員
稲垣信夫
稲垣繁樹
瀬戸市共栄通り四丁目　電話一六五六番

合資会社山久石炭商店
稲垣孝一
稲垣久男
瀬戸市堺町　電話九六五番
自宅　同上水野　電話一三九八番

稲山窯
稲垣銀三郎
稲垣盈典
瀬戸市赤津町一三五番地

稲吉陶器店
稲吉梅一
瀬戸市陶本町　電話六二七番

陶磁器卸商
糸魚川清
瀬戸市陶本町一丁目二番地

いとみ洋装洋品店
糸見和夫
瀬戸市朝日町三五番地
電話二一九八番

陶磁器販売
岩島斎
瀬戸市陶栄町　電話一六三三番

陶磁器卸商
板倉光太郎
瀬戸市陶本町一丁目
電話一二九三番

生田円六
生田勝彦
市外品野町大字上品野

中央舘宣伝部長
一居英夫

窯神製陶株式会社
瀬戸市議会議員
梅村先三郎
瀬戸市窯神町　電話九九九番

陶磁器卸商
梅村初
瀬戸市陶本町　電話一四五二番

梅村錬一
瀬戸市陶本町三丁目

梅村薬局
梅村貴之
瀬戸市刎田町　電話一一〇七番

アサヒ薬局
梅村保光
瀬戸市朗日町

魚住薬局
**魚住弘司**
瀬戸市朝日町　電話八六五番

合資会社丸上商店
**上西与作**
**上西善治**
瀬戸市南仲之切町　電話一四四四番

内田牛乳店
祖母懐連区自治会長
**内田忠蔵**
瀬戸市春雨町　電話二六七番

牛田金網篩店
**牛田清吉**
**牛田鍬郎**
瀬戸市東本町　電話一一一五番

合資会社丸玉鵜飼商店
**鵜飼鐐治**
**鵜飼一郎**
瀬戸市一里塚町　電話四四五番

大坂屋荷造材料店
**江尻彰良**
瀬戸市薬師町　電話八五四番

江尻鋳材株式会社
**江尻美**
瀬戸市末広町　電話二三番

江坂モータース商会
**江坂正男**
**江坂昭彦**
岡崎市柱町南屋敷二四地

江坂荷造材料店
**江坂正信**
**江坂宣保**
瀬戸市泉町　電話一五五一番

エバタ洋服店
**江端豊秋**
瀬戸市窯神町　電話呼七五二番

呉服商
**江崎実**
瀬戸市南山松岡町

支那料理美原屋
**江口和吉**
**江口実**
瀬戸市宮前町　電話一八三九番

宝泉寺住職
**江川太禅**
瀬戸市寺本町　電話三一六番

製陶業
**大竹格之助**
**大竹高節**
瀬戸市拝戸町　電話二〇六三番

日本鉱泉
**大竹泉**
瀬戸市銀杏木町　電話二三五六番

大和窯業株式会社
**大竹金也**
瀬戸市東古瀬戸町　電話五四〇番
工場　電話八五二番　一五一二番

大竹碍子株式会社
**大竹正光**
瀬戸市東茨町電話六八一番二〇四七番

瀬戸市議会議員
大竹産業株式会社
**大竹加三**
瀬戸市平町　電話一三〇六番

大岩理髪館
**大岩常吉**
**大岩淳二**
瀬戸市蛭子町　電話二四九四番

大岩製陶所
**大岩虎雄**
**大岩進**
瀬戸市熊野町　電話一八六六番

上絵付業
**大島金五郎**
**大島実**
瀬戸市元町二丁目

製陶業
**大島兼一**
瀬戸市上之切町　電話三〇九番

カフェー明月
**小野一之助**
瀬戸市陶原町五ノ二八番地
電話六九番

大島鐵工所
**大島武夫**
瀬戸市末広町三丁目　電話三〇八番

製陶業
**太田鋼吉**
瀬戸市仲郷町　電話二二一六番

太田屋クリーニング店
**太田一市**
**太田幸雄**
瀬戸市東本町一丁目

合資会社太田製陶所
**太田三郎**
**太田四郎**
瀬戸市西古瀬戸町　電話八五五番

合資会社太田電器製作所
**太田義福**
**太田義則**
瀬戸市陶原町四丁目電話七四二番

山浦陶器株式会社
**大津鐓次**
南仲切町営業所　電話二〇一八番
陶生町工場　電話一一九四番

瀬戸市役所商工課
**大津桂**
瀬戸市大字山口大坂三九四地

瀬戸市議会事務局
大塚朝見
瀬戸市中水野（青山町）

春広堂書店
大橋たか子
瀬戸市末広町　電話一五九二番

大橋印舗
大橋宗一
瀬戸市西谷町　電話二一二七番

大橋製陶所
大橋広治
大橋博
瀬戸市西郷町　電話八五九番

大津屋味噌溜店
大久保昇二
瀬戸市共栄町　電話一〇八八番

瀬戸市土木課
大野匡
瀬戸市東古瀬戸町六一番地

瀬戸市会計課
大野一巳
瀬戸市窯神町一〇〇番地

トロミル石張業
大野木千次郎
大野木春男
瀬戸市末広町　電話三二五番

瀬戸市役所幡山支所
支所長　大沢綱芳
瀬戸市大字菱野一七九九番地

大沢兼義
大沢勇而
瀬戸市菱野一〇九〇番地

桔梗屋料理店
大沢源太郎
大沢彦良
瀬戸市陶原町　電話四〇三番

瀬戸市役所水野支所
支所長　尾関沢次
瀬戸市北横山町一二六九番地

八重菊金物店
尾関善三郎
瀬戸市孫田町　電話一〇五八番

せきや精肉店
尾関友次郎
尾関照雄
瀬戸市陶生町　電話六〇六番

合資会社岡田工業所
岡田増太郎
丸山房美
瀬戸市古瀬戸町　電話一一四八番

東海銀行瀬戸支店
支店長代理 岡田作三
瀬戸市栄町 電話代表二二二二番

富士屋岡部商店
岡部孫一
瀬戸市北山町 電話二一六七番

岡村ポンプ工業所
岡村安一
瀬戸市刎田町電話五五〇番二〇九九番

真草流家元
丸根旅館
小野宗雅
瀬戸市池田通り上る

丸二産業株式会社
小野廉二
瀬戸市陶原町電話八四九番一七五〇番
水無瀬工場 電話九〇二番

陶磁器卸商
小川喜三郎
小川鉄雄
瀬戸市蔵所町 電話五一三番

魚末
小川末吉
小川清和
瀬戸市汗干町 電話六一九番

小沢洋服店
小沢彦治郎
小沢武夫
瀬戸市朝日町 電話五二九番

瀬戸市長
加藤章
瀬戸市窯神町 電話一一八番

株式会社丸利商店
加藤利作
瀬戸市西谷町 電話八五七番

丸寿製陶株式会社
加藤宮雄
瀬戸市道泉町 電話三二七番

加藤電気商会
加藤弘
瀬戸市追分町 電話二〇一七番

山万石炭店
加藤万次郎
瀬戸市陶本町四丁目電話二一八番

てんぐや履物店
加藤重造
瀬戸市末広町中央館前角
自宅 同仲切町 電話五七八番

加藤洋服店
加藤鎮一
瀬戸市陶生町

愛知珪曹製造所
**加藤庄三**
**加藤正高**
東春日井郡旭町三郷駅西
電話旭六一番

**ヤマキ電器株式会社**
**加藤吉太郎**
瀬戸市宮脇町四番地
電話一四二五番一二六番

**テーケー製陶所**
**加藤徳松**
**加藤俊明**
**加藤三千年**
瀬戸市藏所町
電話四八三番一二九六番

**瀬戸市議会議員**
**幸陶器株式会社**
**加藤京松**
瀬戸市中水野　電話一七二一番

瀬戸市議会議員
**加藤三郎**
瀬戸市西泉町五七番地

瀬戸市議会議員
**加藤鶴吉**
瀬戸市上水野一三七五番地

名古屋観光自動車株式会社
社長 **加藤義晴**
瀬戸市仲切町　電話二九番

八百文商店
**加藤文治郎**
瀬戸市西印所町三五番地電話二〇九二番

陶磁器卸商
**加藤京七**
**加藤光男**
瀬戸市陶生町　電話一九四〇番

ロクロ屋 **加藤善之助**
運動具商 **加藤九三**
瀬戸市陶生町　電話一八一九番

山久製陶株式会社
**加藤憲三**
**加藤勉**
瀬戸市窯神町八八郷地

陶磁器卸商
**加藤富重**
**加藤定夫**
瀬戸市刎田町　電話二〇九五番

山明商店
**加藤明三**
瀬戸市末広町三丁目五番地
電話二八六番

丸富碍子製作所
加藤富雄
加藤勝美
瀬戸市陶原町　電話二七七番

東京堂歯科医院
加藤愛一
加藤博
瀬戸市窯神町　電話一三三四番

計理士、税理士
加藤三朗
加藤忍
瀬戸市陶原町　電話四二〇番

製陶業
加藤釧
瀬戸市西谷町　電話二一一六番

第一窯業原料株式会社
加藤晶
瀬戸市陶原町陶磁器会館内
電話一一五〇番

東海銀行瀬戸西支店
加藤正夫
自宅守山市大字二十軒家字長栄四七番地

加藤陸海
守山市二十軒家長栄三ノ一一番地

製陶業
加藤親次
加藤日出男
瀬戸市東洞町　電話一〇九九番

陶博園製陶所
加藤愛吉
加藤鉀造
瀬戸市南東町　電話一二一七番

八熊製陶株式会社
加藤鎌之助
加藤博
瀬戸市東権現町　電話一三一一番

製陶業
加藤五月
瀬戸市東吉田町　電話一六七一番

合資会社山定製陶所
加藤利治
瀬戸市安戸町　電話八〇五番

加藤五平
加藤恒夫
瀬戸市安戸町　電話八六〇番

有比古製陶所
加藤鍇次郎
加藤有比古
瀬戸市西泉町　電話九二九番

有限会社久陶園
加藤国尾
瀬戸市幸町一六番地　電話四五五番

瀬戸市議会議長
**加藤薫**
瀬戸市窯神町　電話一〇三二番

瀬戸市議会議員
山亀燃料油店
**加藤政雄**
瀬戸市熊野町　電話三九番四四番

山繁合名会社
**加藤繁太郎**
瀬戸市仲切町二三地
電話一一一番一八二七番

製陶業
**加藤武弘**
瀬戸市萩殿町一番地

株式会社　山徳製陶所
**加藤景三**
**加藤治男**
瀬戸市銀杏木町　電話六二一番

山悦電機製陶株式会社
**加藤悦助**
**加藤憲三**
瀬戸市西蔵所町　電話三七番三六番

合資会社　加藤寛治商店
**加藤寛治**
瀬戸市陶本町四丁目　電話三〇六番

山文匣鉢製造所
**加藤幸一**
工場　瀬戸市東茨町　電話一五六八番
自宅　瀬戸市陶栄町　電話二〇一三番

山な加藤製陶所
**加藤三治**
瀬戸市幸町
電話四三〇番二三二八番

山松製陶合資会社
**加藤山松**
瀬戸市窯神町　電話二六二番

合資会社　石泉陶園
**加藤信三郎**
**加藤和彦**
瀬戸市一里塚町　電話一六二番

山松陶器商店
**加藤金平**
瀬戸市陶本町一丁目　電話五九番

瀬戸市議会議員
加藤会計事務所
**加藤春海**
瀬戸市陶本町四丁目　電話二〇四番

日東工業株式会社
社長　**加藤陽一**
専務　**加藤実**
瀬戸市横山駅北　電話六・一〇六・二〇〇番

瀬戸市議会議員
**加藤幸治郎**
瀬戸市西茨町　電話五六四番

合資会社 加銀製陶所
**加藤銀太郎**
**加藤安良**
瀬戸市萩殿町 電話一五五六番

陶磁器製造業
**加藤茂雄**
加藤喜代美
加藤光明
加藤修
瀬戸市南仲之切町 電話一〇三番

**加藤鐘吾**
瀬戸市外旭町三郷

**加藤劒太郎**
**北条正治**
瀬戸市共栄通り五丁目一六番地

有限会社 菱川製陶所
**加藤孝俊**
瀬戸市西郷町二三番地
電話一六八番四九二番

三益社タイル店
**加藤芳夫**
瀬戸市一里塚町 電話一四一六番

陶祖春慶景正正裔
三十五代目
明治藤四郎
**加藤景夫**
瀬戸市西洞町

美幸製陶合資会社
**加藤幸三**
瀬戸市中水野一二六九番地

中愛陶業合資会社
**加藤武**
瀬戸市東安土町 電話三五二番

合名会社 丸石製土工場
**加藤高福**
瀬戸市東安土町 電話四一六番

加英窯業株式会社
**加藤英次**
瀬戸市川合町 電話七八七番

大学鉱山
**加藤新一郎**
瀬戸市東印所町六五地
電話五七四番

丸鹿製陶所
**加藤佐武郎**
瀬戸市萩殿町 電話二九八番

加藤タイル合資会社
**加藤惣市**
瀬戸市南仲之切町 電話二〇五番

東海碍子製作所
**加藤勳**
瀬戸市西泉町 電話八五〇番

愛知県議会副議長
愛知県議会議員
**加藤英一**
瀬戸市上水野　電話一一二九番

**加藤唐九郎**
守山市翠松園内

日邦窯業株式会社
**加藤義明**
瀬戸市東安土町　電話九六二番

加仙鉱山
**加藤政良**
自宅　瀬戸市深川町　電話三五番
工場　瀬戸市湯之根町　電話三〇六番

合資会社　山三製陶所
**加藤一郎**
瀬戸市東町　電話三四一番

本業陶器製造
**加藤浅雄**
瀬戸市仲洞町　電話七八二番

二和製陶所
**加藤高吉**
瀬戸市西谷町　電話六八三番

山保陶業
**加藤允彦**
瀬戸市東洞町　電話六一一番

勝野商店
**加藤勝野**
瀬戸市陶本町一丁目
電話二五六・四四六番

丸越商店
**加藤健三**
瀬戸市陶本町三丁目　電話二三番

陶泉
**加藤宮吉**
瀬戸市西谷町　電話四三二番

**加藤元資**
瀬戸市西郷町　電話三三番

葵窯
**加藤春二**
瀬戸市西洞町　電話六一四番

瀬戸陶磁器健康保険組合
**加藤鉱一**
瀬戸市背戸側町七一番地

**加藤仙太郎**
瀬戸市元町三丁目　電話三七四番

加藤作助
瀬戸市赤津　電話五〇五番

竜窯
加藤舜陶
瀬戸市赤津　電話二〇七四番

陶丘堂
加藤丈助
加藤鈔
瀬戸市赤津　電話七九〇番

加藤春鼎
加藤春倫
瀬戸市赤津　電話二〇七六番

陶僊堂
加藤唐三郎
加藤俊郎
瀬戸市窯元町　八〇番地

霞仙
加藤仙左工門
加藤鑒吾
瀬戸市赤津　電話一二五五番

菊陶
加藤菊雄
加藤音市
瀬戸市赤津　電話二〇七三番

徳陶
加藤徳七
加藤徳治
瀬戸市赤津町　九五番地

合資会社　三陶製陶所
加藤三之助
加藤亮
瀬戸市赤津　電話八五八番

合資会社　六兵衛製陶所
加藤六兵衛
瀬戸市赤津　電話一二五八番

三峯園
加藤又三郎
瀬戸市赤津　電話一二五六番

加藤武右工門
号……春武
瀬戸市窯元町八二番地

コトブキ屋商事合資会社
加藤壽一
瀬戸市蔵所町　電話一一七七番

合資会社　加藤務製型所
加藤務
瀬戸市東吉田町　電話三二一番

理山製陶所
加藤京一
加藤一春
瀬戸市弥田町　電話六二二番

愛知県議会議員
**加藤庄平**
瀬戸市背戸側町　電話四八一番

**加藤金和**
瀬戸市仲切町五五番地

丸幸製陶所
**加藤幸右工門**
**加藤博雄**
**加藤勝**
**加藤繁樹**
**加藤智也**
瀬戸市一里塚町　電話二四・八一番

額と鏡販売
**加藤祥文**
瀬戸市宮前地下商店街

アイサン陶料合資会社
**加藤愛三**
瀬戸市中水野松山町　電話一七六番

陶磁器卸商
**加藤兆之助**
**加藤昭三**
瀬戸市陶原町四の四八電話一六四番

合資会社　丸善書店
**加藤善八**
瀬戸市朝日町　電話一一〇三番

丸善文房具店
**加藤鏡逸**
瀬戸市朝日町　電話一二一三番

**加藤吉之助**
瀬戸市道泉町　電話二一一二番

マルセ製土所
**加藤邦平**
瀬戸市末広町　電話二〇七番
工場　瀬戸市吉田町　電話三〇三番

瀬戸無線碍子製陶所
**加藤一**
瀬戸市西茨町　電話三八・七〇一番

丸要匣鉢合資会社
**加藤槇雄**
瀬戸市汗干町　電話七九二番

栂見製陶株式会社
**加藤貞治**
自宅　瀬戸市汗干町　電話三三三番
工場　瀬戸市南山　電話五二一番

山勇製陶所
勇峰**加藤三**
瀬戸市外品野町下品野六四番地
電話二二一番

瀬戸市保健課長
**加藤成**
瀬戸市西茨町二八番地

瀬戸市民生課長
**加藤正男**
瀬戸市白坂町一〇二番地

瀬戸市役所議会事務局
事務局長
**加藤重三**
瀬戸市下水野十軒家四四一地

瀬戸市役所民生課
**加藤敏光**
瀬戸市外品野町中品野二六番地

瀬戸市民生課
**加藤禪海**
瀬戸市末広町一丁目　電話一六四番

瀬戸市議会事務局
**加藤富雄**
瀬戸市東須原町五二番地

瀬戸市商工課
**加藤喜久男**
瀬戸市下水野八二八番地

瀬戸市役所幡山支所
**加藤義敬**
瀬戸市大字菱野一番地

日本陶磁器検査株式会社
**加藤一雄**
市外品野町大字上半田川

深川製パン所
**加藤政男**
瀬戸市滝之湯町　電話二三七八番

陶祖二十七代
**加藤芳太郎**
瀬戸公園内に居を卜す

瀬戸電報電話局
電話運用課
**加藤信男**

上絵付業
**加藤美雄**
瀬戸市宮里町

都雪庵
**加藤昌美**
瀬戸市栄町蔵所橋北へ入る

カネタ製陶所
**加藤柳吾**
瀬戸市元町　電話二一四九番

加藤菁山
加藤瀧川
瀬戸市窯神町　電話八八九番

丸十工業所
加藤壽三郎
加藤孝三
瀬戸市幸町　電話一〇三一番

順風製陶合資会社
加藤順太郎
加藤鐐
瀬戸市西郷町　電話一一六八番

陶磁器上絵付業
加藤舗三
加藤常一
瀬戸市西印所町二番地　電話三九番

加藤時計貴金属店
加藤峰夫
瀬戸市宮前地下街　電話三〇一番

加藤由廣
瀬戸市東本町二の二三番地

瀬戸陶磁器工業協同組合連合会
加藤通之助
加藤精一
瀬戸市陶原町　電話一五七二番

松本屋文房具店
加藤宣次
瀬戸市栄町　電話三二二番

丸機陶器機料株式会社
加藤登良男
瀬戸市栄町　電話一〇三八番

合資会社　丸盛製陶所
加藤盛之助
加藤千年
加藤学
瀬戸市北脇町　電話一九三九番

丸五運送株式会社
加藤元造
瀬戸市西蔵所町　電話一一八三番

エンヨウ製陶所
加藤留助
瀬戸市南仲之切町

山サ製陶株式会社
加藤左久衛
加藤左治
瀬戸市北山町　電話七二五番

有限会社　二和製陶所
加藤政之助
瀬戸市上ノ切町　電話六六七番
工場　川合町　電話一五四九番

山治商事株式会社
加藤治
瀬戸市薬師町　電話八三八番

加藤外科医院
**加藤又市**
瀬戸市須原町　電話六〇四番

加藤内科小児科医院
**加藤劒之助**
**加藤正美**
瀬戸市公園下　電話一二四番

加藤内科小児科医院
**加藤昌平**
瀬戸市西郷町　電話三〇〇番

大阪屋歯科診療所
**加藤典弘**
瀬戸市新道町一一番地

加藤歯科医院
**加藤武志**
瀬戸市西谷町　電話二一三四番

加藤時計店
**加藤米子**
瀬戸市朝日町　電話一九九七番

サカエ食堂
**加藤久枝**
瀬戸市朝日町　電話一六一三番

ヴイナス洋裁店
**加藤和子**
瀬戸市末広町二丁目　電話一四番

フランソワー一世
**加藤鉦吾**
瀬戸市末広町一丁目　電話二四〇番

玉の湯
**加藤晴一**
瀬戸市刹田町　電話二一〇〇番

冷菓業「福助」
**加藤末八**
瀬戸市西権現町　電話二四九〇番

**加藤林**
瀬戸市川北町　電話一七九一番

本業製陶所
**加藤辰吉**
瀬戸市仲洞町

丸京呉服店
**加藤博光**
瀬戸市陶生町　電話一八七〇番

朝日特殊窯業株式会社
取締役社長
**加藤四郎**
瀬戸市西茨町　電話一五六六番

丸善時計株式会社
社長 加藤正次
大阪市南区安堂寺橋通り三丁目二九
但し心斎橋筋安堂寺橋通り東入る
電話船場二五三五番

株式会社 元町時計店
株式会社 元町眼鏡店
社長 川瀬鉱一
神戸市生田区元町通り一丁目二五地
元町商店街一丁目山側
電話一七三番 時計店二三〇番(眼鏡店)

川島工務所
川島兼市
瀬戸市汗干町 電話一七一一番

富士工務所
川島兼夫
瀬戸市追分町 電話一三四〇番

行政書士
川島久太郎
瀬戸市東郷町四番地

川口産業合資会社
川口義一
瀬戸市滝之湯町
電話一五七六・二一四六番

瀬戸市農務課
川原勘市
瀬戸市山口田中三八四ノ五地

川藤電陶株式会社
社長 川本藤太郎
取締役 秋田金重
取締役 加藤真吾
監査役 浜野貞次
瀬戸市前田町 電話三六八番
電話一〇〇六番一一〇四番

川惣電機工業株式会社
取締役社長 川本泰三
瀬戸市上ノ切町 電話四九三番

石膏型製造業
川本正義
瀬戸市銀杏木町 電話一八八〇番

石膏型製造業
川本治郎
川本正守
瀬戸市東本町 電話一九一七番

薪炭卸小売
川本栄
瀬戸市東十三塚町 電話七九五番

丸川自転車店
川本利一
瀬戸市宮脇町二番地

川本芳三郎
瀬戸市西権現町一番地

川本ゴム商会
**川本ゆき**
瀬戸市栄町　電話一八九五番

河地窯業原料株式会社
**河地島三郎**
瀬戸市末広町二丁目
電話四二七番一五五二番

**河本礫亭**
**河本五郎**
瀬戸市一里塚町　電話七〇五番

瀬戸川工業株式会社
**河村桂**
瀬戸市西本町一の三　電話八二番

河村産業合資会社
**河村鈴吉**
瀬戸市京町二丁目四三番地
電話九八八番一一六〇番

陶磁器製造業
**河村錦吾**
瀬戸市西印所町五番地

丸一ふとん店
**川村宗一**
瀬戸市追分町不動山前
電話一八八五番

春日窯業株式会社
**春日弘太**
**春日信義**
瀬戸市中水野　電話一〇〇七番一〇八七番

イシン金属工作所
副社長 **片岡秀俊**
瀬戸市末広町二の一六番地

梶田酒店
**梶田牧三郎**
**梶田靜哉**
瀬戸市共栄通り一丁目　電話八八番

かざりや
**梶田新一**
**梶田辰雄**
瀬戸市朝日町　電話六三七番

梶田絵具塗料店
**梶田鈞一**
**梶田正己**
瀬戸市栄町　電話一六三〇番

梶田絵具店
**梶田清重**
瀬戸市西本町二丁目　電話七五番

司法保護司
瀬戸市史編纂準備委員
感応寺住職
**梶田義賢**
瀬戸市上水野　電話二四〇番

三光窯業原料株式会社
加納銘祐
加納格義
瀬戸市東古瀬戸町六七三番

丸北窯業株式会社
加納義隆
加納幹広
瀬戸市陣屋磧　電話五八三番

加納陶器店
加納三三
瀬戸市陶本町　電話五七七番

勝谷畳店
勝谷晴一
勝谷真澄
瀬戸市栄町　電話一一九番

吾妻軒正勝
勝丈男
瀬戸市拝戸町　電話四八〇番

株式会社 片山商店
片山金正
瀬戸市東本町一丁目　電話四六番

片山陶器株式会社
片山仁吉
瀬戸市滝之滝町一五番地
電話六三五番一〇六三番

瀬戸市図書舘々長
河合捨男

西春屋菓子店
河合兼秋
河合克弘
瀬戸市陶生町八一番地

日進産業合資会社
片桐秋太郎
瀬戸市京町一丁目　電話一六六番

瀬戸市消防団長
カクム陶器卸店
各務喜造
瀬戸市栄町　電話六〇七番

一大各務商店
各務孫左ェ門
各務一男
瀬戸市北脇町　電話八八一番

趣味の陶器店
丸紅陶園
加古末松
瀬戸市栄町　電話二〇四番

瀬戸市商工課長
賀来勇三
瀬戸市昭和町四〇五地
電話呼四〇八番

雲興寺住職
加島正三
瀬戸市赤津　電話二三九七番

丸和合資会社
神戸芳郎
瀬戸市上の切町　電話八七九番

マルサン洋装店
掛布浩
瀬戸市中央館西　電話二二一五番

平野屋クリーニング店
金森藤一
瀬戸市杉塚町三番地

三共化学磁器製作所
木下貞一
瀬戸市蛭子町　電話一〇三番

陶磁器卸商
木全悦二
瀬戸市陶本町三丁目　電話三二番

製陶業
木上章三
木上武司
瀬戸市紺屋田町　電話八一三番

陶磁器卸商
北川都留重
瀬戸市陶本町　電話七四六番

岡崎電報電話局
電話運用課長
北野兼重

ダイト喫茶店
北園勘二
瀬戸市末広町　電話一八六〇番

陶磁器卸商
国立国太郎
国立芳勝
瀬戸市陶本町一丁目

井上酒店
栗木賢二郎
瀬戸市南之切町　電話八八〇番

合資会社東製陶所
栗木周三
栗木春次
栗木昭夫
瀬戸市東洞町　電話八九二番

栗木製型所
栗木鐘一
栗木茂
瀬戸市西谷町　電話一一三五番

合資会社山初栗田商店
栗田初雄
瀬戸市陶本町三丁目　電話四六番

東海銀行瀬戸支店
支店長　沓名実
瀬戸市栄町　電話二二二二番

丸ヨ富田屋
久野酒店
**久野定男**
瀬戸市古瀬戸町五番地　電話七四番

朝日屋うどん店
**久野鉚策**
**久野晋**
瀬戸市滝の湯町　電話一五三六番

久米眼科医院
**久米逸郎**
瀬戸市朝日町　電話一四七二番

瀬戸市土木課長
**小林喜助**
守山市小幡大屋敷七九番地

桶茂商店
**小林茂松**
**小林孝一**
瀬戸市須原町　電話二〇九八番

小島歯科医院
**小島悟一**
**小島延正**
瀬戸市末広町　電話六五三番

瀬戸市会計課長
**小島重雄**
瀬戸市大字本地原山二九番地

合資会社　小島製陶所
**小島武嗣**
**小島和明**
瀬戸市西泉町

石膏型製造業
**小島政行**
瀬戸市銀杏木町　電話六七番

西尾警察署勤務
**小島司良**

小山酒店
**小山龍介**
瀬戸市仲切町　電話五五四番

橋角屋呉服店
**小出鉄雄**
瀬戸市末広町二丁目十六番地
電話五〇一番

瀬戸陶磁器事業協同組合事務局長
瀬戸陶磁器健康保険組合専務理事
**小濱元夫**
自宅　名古屋市千種区御棚町一の二一番地

株式会社　愛竜社
**古池品矢**
瀬戸市寺本町四一番地
電話一七〇番　一九六番

瀬戸市陶原町一丁目
**光和陶器株式会社**
電話二二六六番

料理旅館
**権兵衛**
平井義雄
瀬戸市外岩屋堂遊園地
電話二四八番

赤津速算研究会
**後藤福三郎**
瀬戸市赤津窯元町五〇番地

後藤松吉商店
**後藤八郎**
瀬戸市陶栄町
電話六三〇番 一六七三番

幡山製陶株式会社
**後藤昇**
瀬戸市菱野 電話一〇九六番

丸善陶器株式会社
**後藤善一**
瀬戸市陶本町二丁目 電話一三五番

小松屋洋品店
**近藤亮三**
瀬戸市宮前 電話一八三八番

近藤石膏工業所
製型業
**近藤逸三**
瀬戸市西孫田町 電話二一二番

うなぎの高砂屋
**近藤清一**
瀬戸市薬師町 電話一三二六番

丸一陶器店
**国府豪潔**
瀬戸市栄町 電話五五番

瀬戸ルツボ株式会社
**佐藤志津吉**
瀬戸市泉町 電話一〇七七番

**櫻井茂一**
瀬戸市中水野 電話九九八番

酒みそたまり販売、豆腐製造
**櫻井寿一**
**櫻井富三男**
**櫻井明**
瀬戸市中水野 電話一七七七番

坂田医院
**坂田孝兵**
瀬戸市北脇町 電話一三四三番

富士松屋本店
**坂田武**
瀬戸市西本町二の四四地
電話七五八番

合名会社 坂田商店
**坂田豊次**
瀬戸市藤四郎町 電話四八四番

瀬戸電報電話局
庶務課長
坂口操

毎日新聞安城支局長
榊原孝一
安城市大字安城 電話三七〇番

日本国有鉄道
瀬戸自動車営業所
佐久間信太郎
自宅 瀬戸市南仲之切町四七番地

佐々木石炭商店
佐々木保
瀬戸市北浦町一丁目 電話五四番

佐竹銀次郎
瀬戸市共栄町一丁目

京進堂看板店
澤田達哉
瀬戸市滝の湯町

アヅマ美容院
澤田ミサオ
瀬戸市瀬戸公園バス停前

瀬戸市陶原町四丁目七五番地
斉田電機株式会社
瀬戸工場
電話一六〇九番

合資会社旭書店
佐久間宣夫
佐久間春正
瀬戸市末広町 電話一五九〇番

斉藤陶苑合資会社
斉藤安市
瀬戸市陶本町五丁目 電話一〇〇八番

カネコウ陶器店
柴田貞松
瀬戸市栄町 電話三六番

共和燃料株式会社
柴田鏡
瀬戸市山脇町 電話五七〇番

豊川警察署長
柴田源次
元瀬戸警察署長

銘酒 明眸醸造元
柴田要助
柴田恒造
東春日井郡品野町下品野
電話 三番

柴田石炭合資会社
**柴田有亮**
瀬戸市京町　電話一〇八二番

柴田電器株式会社
**柴田元助**
**柴田泰三**
瀬戸市瀬戸駅西　電話二五七番

酒みそたまり店
**柴田武夫**
瀬戸市滝の湯町八番地
電話一二〇九番

合資会社　柴田製陶所
**柴田安五郎**
**柴田啓司**
瀬戸市窯神町　電話一四二一番

米勇商店
**柴田音次郎**
**柴田克巳**
瀬戸市宮脇町　電話五一一番

品野町教育委員　保護司
人権擁護委員
**柴田壽一**
**柴田賢**
瀬戸市外品野町下品野一四九番地

信和建設株式会社
社長　**清水房枝**
瀬戸市陶原町三丁目二番地
電話七六番　一四六番

**清水幸作**
瀬戸市西蔵所町一八番地
電話五二八番

陶磁器卸商
**志水惣太郎**
瀬戸市蔵所町　電話一五五八番

日本通運株式会社
瀬戸支店長
**白井政義**
瀬戸市栄町電話（代）六三番
電話（代）一八〇五番

株式会社　ヒダ彦製陶所
**島田由之助**
瀬戸市西谷町　電話一七八番

シノセ陶磁器株式会社
**篠瀬博史**
**篠瀬実**
瀬戸市紺屋田町　電話九六三番
電話四七三番　三五番

神松産業有限会社
**神野宝**
**神野春海**
瀬戸市安土町　電話五二三番

愛知粘土鉱業株式会社
**柴田希一**
瀬戸市刎田町　電話九番

瀬戸市議会議員
シバタ豆腐店
**柴田治良**
瀬戸市東郷町　電話一四七七番

瀬戸市総務課長
鈴木茂
瀬戸市大字山口二九三番

瀬戸市総務課
鈴木正明
瀬戸市前田町一四番地

酒道場 久兵衛
鈴木隆雄
鈴木明治
瀬戸市宮前地下街
自宅 瀬戸市宮里町三五番地

合資会社 鈴彦製陶所
鈴木彦八
鈴木和徳
瀬戸市安戸町 電話一〇三七番

官松園製陶合資会社
鈴木新吾
瀬戸市春雨町 電話七七五番

丸正釉薬製造所
鈴木正基
瀬戸市東古瀬戸町 電話三〇〇番

瀬戸糧栄株式会社
鈴木真鐸
瀬戸市陶本町五丁目
電話三九五番九一八番

日本硅砂工業株式会社
鈴木源男
瀬戸市古瀬戸町三四番地
電話一二一八番二〇六九番

円造製陶所
鈴木秋一
瀬戸市西本町一丁目 電話六六番

鈴木良会計事務所
鈴木良
瀬戸市東茨町
電話五三番二二八六番

鈴兼製陶株式会社
鈴木兼太郎
鈴木厚
瀬戸市上水野四三番地 電話一〇五七番

無自庵
鈴木八郎
瀬戸市赤津 電話二三八六番

中外陶園
鈴木成春
鈴木守一
瀬戸市薬師町 電話三五四番

丸栄陶器株式会社
鈴木長次郎
瀬戸市共栄通り五ノ七四番地
電話一〇八五番

丸ス釉薬合資会社
鈴木正三
瀬戸市古瀬戸町 電話四四四番

鈴木青々
瀬戸市赤津　電話一五八二番

陶磁器卸商
鈴木勇
瀬戸市陶本町二丁目　電話一四二〇番

瀬戸市陶原町三丁目五〇番地
鈴木幹夫
電話一六八九番

麦仙
鈴木操
瀬戸市小空町　電話一四九七番

鈴木幹男
瀬戸市小空町一〇八番地

土木建築請負
指幸商店
鈴木幸夫
瀬戸市菱野　電二三六番一九〇番

瀬戸市戸籍課
鈴木秋並
瀬戸市西谷町三〇番地

山半　鈴木商店
鈴木半右ェ門
鈴木一夫
瀬戸市陶本町五丁目八番地
電話八一八番八八四番

杉田釉薬製造所
杉田信一
瀬戸市古瀬戸町　電話一一番

杉山豊策
瀬戸市上水野松山町

徳田屋精肉店
杉浦甚三郎
杉浦光雄
瀬戸市朝日町　電話六四〇番

若松屋菓子舗
諏訪信吉
諏訪晋一
瀬戸市栄町　電話一九一八番

須崎三和石油店
須崎敬三
瀬戸市共栄通り　電話八二一番

洗心寮（南仲之切町）
川本賢次郎　加藤信三郎　加藤鉄之助
池田与作　横江定一　伊藤六之助
高橋栄次郎　水野鈴吉　高木丈太郎
河地島三郎　伊藤弁九郎　加藤吾一
上西与作　鈴木銀次郎　加藤円太郎

瀬戸公共職業安定所
所長　安田耕雄

瀬戸市陶原町六丁目九番地
瀬戸牛乳商業協同組合
電話七九八番

瀬戸市共栄通り二ノ二番地
瀬戸商工会議所
瀬戸市陶原町　陶磁器会館内

瀬戸市熊野町八三番地
瀬戸青果市場株式会社
電話六五二番

瀬戸陶磁器
健康保険組合
瀬戸市陶原町　電話一一五〇番

瀬戸窯業原料株式会社
青山勇
瀬戸市陶原町二丁目七番地
電話公六番一〇七番一七九番

瀬栄合資会社
水野保一
名古屋市千種区若水町
電話千種二五五六―八番

瀬栄合資会社菱野工場
工場長　河村鉦吾
瀬戸市瘤木町　電話五五・五六番

瀬戸市助役
田公和夫
瀬戸市中水野二五八ノ七番地
電話一一四三番

瀬戸市農務課長
田中貝一
市外旭町大字稲葉八八番地

田中屋豆腐店
田中清松
瀬戸市元町一丁目　電話二六番

瀬戸シネマ
田中治六
劇場　瀬戸市追分町　電話一九四五番
自宅　瀬戸市東本町　電話一〇三〇番

東春日井郡品野町下品野
田中春海
電話一四一番

田中屋染工場
田中藤三郎
瀬戸市陶原町五ノ九　電話一六八番

田辺紙器株式会社
**田辺実**
瀬戸市今池町　電話一四九番

東海窯業原料株式会社
**田財貞三**
瀬戸市東印所町　電話二六三番
古瀬戸工場　電話九四一番

硅石鉱山
**田島馬太郎**
瀬戸市東十三塚町一三番地
電話二〇一四番

**大福産業株式会社**
瀬戸営業所々長　岡田由雄
瀬戸市元町　電話二五〇五番

高木製陶株式会社
**高木丈太郎**
**高木鉱一郎**
瀬戸市北山町七番地　電話四五〇番

瀬戸市陶原町二丁目一七番地
**高木瀬紀夫**
号…青隼

清水温泉
**高木高次郎**
瀬戸市陶原町四ノ二一番地
電話一六九〇番

朝日新聞専売所
**高木一雄**
瀬戸市西蔵所町　電話四八八番

市屋金物店
**高島庄市**
瀬戸市宮前　電話一四七三番

**瀬戸輸出原料株式会社**
常務取締役　高島三郎
瀬戸市汗干町　電話一四二八番

高兼製陶株式会社
**高島悦太郎**
瀬戸市東茨町　電話五六六番

山か石炭株式会社
**高島隆常**
瀬戸市中水野一二六九番地
電話二〇九番三四三番

高嶋製陶所
**高島淳吉**
**高島淳一郎**
瀬戸市追分駅東
電話二四八番二四五番

松芳窯業株式会社
**高島幸之助**
瀬戸市西郷町
電話六二番二〇三〇番

高金製陶所
高島金一
高島光隆
瀬戸市仲洞町　電話一六一六番

高橋運送合資会社
高橋外史
瀬戸市刹田町　電話六七七番

合資会社　高橋製材所
高橋梅吉
瀬戸市西十三塚町森橋西
電話八六九番六八七番

合資会社　高見日進堂
高見照夫
瀬戸市追分通り　電話一四四五番

陶栄工務店
高岡堅治
高岡守
高岡正
瀬戸市駒原町　電話一一六二番

竹内商店
竹内正雄
本店　瀬戸市末広町　電話二六〇番
西営業所　仝陶原町　電話七五七番

魚幸料理店
竹田金彌
瀬戸市朝日町　電話一五二番

竹内ふとん店
竹内行次
瀬戸市薬師町　電話七三一番

合資会社　ヤマス製陶所
武田末一
武田勝
瀬戸市萩殿町　電話一四九〇番

瀬戸警察署
武田弘
自宅　瀬戸市上安土町

橘内科医院
橘筏丸
橘勝美
瀬戸市陶原町二丁目
電話二二二番

旭町長
谷口晴次

窯業河村合資会社
谷口釼吾
谷口勳
瀬戸市安戸町　電話二一四四番

谷口陶器有限会社
谷口京一
瀬戸市宮脇町　電話一五八番

谷口泰三
東春日井郡旭町大字三郷
一三一八番地

御料理 河 庄
谷沢貞一
瀬戸市滝の湯町 電話七二六番

宝来パン製造元
瀬戸製パン有限会社
中条史郎
瀬戸市蔵所町 電話七番

宝来パン本店
瀬戸市末広町 電話四三九番

山田興行株式会社
千代田東映
舘主 山田稔
瀬戸市池田通り 電話三五一番

中央舘支配人
中条正吾
瀬戸市西洞町三番地

中条パン製造元
中条順市
瀬戸市陶原町四丁目電話一六三番

朝竹うどん店
中条和吉
瀬戸市栄町 電話一〇五一番

塚本製陶所
塚本幸松
塚本毅
瀬戸市東郷町 電話一〇四一番

華通聖生流・茶道久田流
講師 塚本江幽齋
瀬戸市中水野南山苗場三六九番地

丸サ陶器株式会社
塚原儀作
塚原弘
瀬戸市西須原町 電話四一七番

瀬戸市役所税務課
塚田功

瀬戸市民生課
津金俊男
瀬戸市蔵所町六番地

つちや賀川服店
土屋近三郎
瀬戸市末広町 電話四九七番

新愛知タイムズ社
都世子巖
瀬戸市菱野二六三〇番地

寺田製陶所
美山寺田豊
瀬戸市赤津 電話二〇七七番

瀬戸市議会議員
陣屋鉱業株式会社
**寺田孝一**
瀬戸市滝の湯町 電話七四三番
自宅 赤津 電話一一二二番

陶磁器卸商
寺田栄商店
**寺田栄**
**寺田雷太**
瀬戸市赤津町 電話一〇七二番

瀬戸信用金庫本町支店
支店長
**寺田忠雄**
自宅 瀬戸市赤津白坂町

品野町長
**戸田由逸**

瀬戸信用金庫大曾根支店長
**戸田鉦太郎**
瀬戸市外品野町大字下品野

瀬戸市史編纂準備委員
郷土史学研究会理事
国際ミシン株式会社瀬戸営業所長
**戸田修二**
瀬戸市末広町 電話五七三番

**戸田紋平**
愛知県品野町下品野

**戸田敏一**
**戸田克巳**
東春日井郡品野町大字下品野

陶磁器卸商
**戸松春一**
**戸松昭二**
瀬戸市陶生町 電話一六四番

神松産業有限会社
**戸松松造**
**戸松政夫**
瀬戸市萩殿町 電話五八八番

瀬戸市教育委員会
学校教育課長
**富田俊**
東春日井郡高蔵寺町外ノ原三九一番地

トヨヨシ書店
**豊吉太郎**
瀬戸市朝日町 電話一六四一番

土井洋品店
**土井高義**
**土井富造**
瀬戸市朝日町 電話一五九八番

トイダ時計店
**樋田克巳**
瀬戸市追分駅前

## 陶生病院

電話三一〇〇番三一〇一番三一〇二番

助役 伊藤濱吉
事務長 加藤欽一
**院長 二宮惠一**
**副院長 亀島眞平**

内科部長 湯浅敬之助
〃 副〃 長谷川栄一
〃 医員 寺田守
〃 〃 青山市郎
〃 〃 中村邦夫
〃 〃 平尾豊
〃 〃 渡辺昭二
〃 神経科部長 小林靖彦
〃 小児科部長 片岡剛
〃 医員 判治哲夫
外科部長 安藤松雄
〃 医員 牛尾博
〃 〃 藤本潔
整形外科部長 森川浩
産婦人科部長 亀島真平
〃 医員 藤本徹
耳鼻咽喉科部長 浅尾募
〃 医員 二木良三
皮膚泌尿器科 須藤長章
放射科線部長
眼科部長 船橋知也
歯科部長 広江達雄
〃 医員 本間睦子
薬剤長 尾関義人

---

トリヰ美容院
**鳥居勇吉**
**鳥居波子**
瀬戸市京町 電話一九二七番

浄源寺住職
**東谷哲雄**
市外品野町岩屋堂入口
電話七六番

中島タイル製陶所
**中島虎雄**
**中島知明**
瀬戸市元町三丁目 電話一〇二〇番

中島ラジオ商会
**中島武則**
瀬戸市末広町一丁目 電話三六番
瀬戸市追分町 電話一三九三番

瀬戸市議会議員
瀬戸自動車運送株式会社
**中島信一**
自宅 瀬戸市陶生町 電話五三三番

---

陶磁器卸商
**中島宗吉**
**中島邦二**
瀬戸市赤津 電話四一七番

中島歯科医院
**中島乾太**
瀬戸市末広町 電話一五九七番

薪炭商
**中島正一**
**中島太郎**
瀬戸市陶生町 電話四六〇番

日本陶芸株式会社
**中島龜男**
瀬戸市赤津 電話一二五九番

陶磁器卸商
**中島小三郎**
**中島隆三**
**中島喜久夫**
瀬戸市元町一丁目 電話八二九番

イシン金属工作所
所長 中尾豊太郎
瀬戸市薬師町七番地

水野村史編纂委員
中尾時三郎
中尾皎
瀬戸市下水野十軒家

丸中硝子原料株式会社
中島市太郎
瀬戸市窯元町 電話六六八番

中島紀太郎
中島富男
瀬戸市赤津八王寺町

中島製土所
中島筋也
瀬戸市小空町 電話二〇八一番

鯛利商店
中村利男
中村次男
瀬戸市宮前町 電話三〇四番

中村彌一
中村弘
中村昇
瀬戸市陶本町 電話一一〇番

上絵付業
中野実
瀬戸市薬師町五番地
電話一六二七番

中谷内科小児科医院
中谷正知
瀬戸市東本町一丁目
電話一五五番

ナカネ洋装店
中根金政
瀬戸市栄町 電話五六一番

陶磁器用銅版彫刻印刷
原銅版店
中神右一
瀬戸市陶本町六ノ四 電話二〇一〇番

山兼陶器店
長江正巳
瀬戸市新道町 電話七五九番

合資会社 長江商会
長江良平
長江伸二
瀬戸市京町一丁目 電話六三八番

陶磁器卸商
長江重男
長江重一
瀬戸市前田町 電話八六一番

品野町教育委員会
教育長 長江圓次郎
長江孝
東春日井郡品野町片草 電話四八番

旭ヶ丘文化学園校長
長江鎌治郎
長江保
瀬戸市東山町

瀬戸電磁器協同組合
長江章
市外品野町大字上半田川

菱和タイル製陶所
長縄則勝
瀬戸市菱野　電話一三六五番

瀬戸合同煉炭有限会社
代表取締役
長縄昇
瀬戸市汗干町　電話三〇番七三番

屑物問屋
永田吉太郎
瀬戸市東本町　電話一一六五番
瀬戸市共栄通　電話二三一七番

合資会社　丸永洋服店
永井稔
瀬戸市刎田町　電話三一〇番

永井梅三郎
西加茂郡藤岡村大字飯野

株式会社　成田製陶所
成田金五郎
成田鈺一
瀬戸市道泉町　電話九九番三一〇番

丸星陶器株式会社
成田岩一
瀬戸市西茨町　電話五九四番

輸出向玩具製造
大成陶器合資会社
代表社員
成田輝一
瀬戸市西茨町一〇六番地　電話二三番

成瀬洋服店
成瀬秀雄
瀬戸市西洞町

那須製陶株式会社
那須釰郎
那須敏夫
瀬戸市追分町　電話四一三番

長久手村
農業協同組合
組合長　戸田兼三郎
愛知郡長久手村　電話一二番

瀬戸市議会議員
二宮一郎
瀬戸市東泉町　電話七四五番

二宮正之
東京都豊島区高田本町二ノ三三番地

汗干製陶株式会社
二宮英雄
二宮宏
瀬戸市汗干町　電話五八四番

深川神社宮司
二宮武
二宮平
二宮睦郎
二宮彌史郎
瀬戸市深川町　電話七六四番

二宮酒店
二宮安太郎
二宮良二
瀬戸市東十三塚町　電話三三番

福々屋玩具店
二宮国次
瀬戸市朝日町　電話一三〇二番

瀬戸市議会議員
丹羽年夫
瀬戸市熊野町七三番地

瀬戸市公平委員
丹羽重泰
瀬戸市山口字北山一四四番地

西川製材合資会社
西川孝次郎
西川富政
瀬戸市元町四丁目　電話五六五番

西川里喜佐
西川里喜康
瀬戸市末広町　電話一八四五番

第一生命瀬戸支部
支部長　西本徹之助
瀬戸市元町一丁目　電話八五六番

瀬戸市陶原町四ノ三八番地
西村大吉
電話一〇二番

瀬戸市萩殿町
日新製陶株式会社
電話一三三三番

日新製陶株式会社
社長　羽田久夫
瀬戸市萩殿町　電話一三三三番

瀬戸市議会議員
野田伍三郎
瀬戸市須原町　電話八九四番

みづの屋呉服店
野田桝太郎
野田卓三
瀬戸市末広町　電話五三二番

瀬戸市民生課
長谷川泰雄
瀬戸市下水野一二五六番地

長谷川運輸株式会社
長谷川一郎
長谷川寿
瀬戸市陶原町三丁目　電話一三三番

長谷川廣
瀬戸市陶原町四ノ二〇番地

共栄木材株式会社
長谷川光次郎
長谷川滋
長谷川勳
瀬戸市陶原町三丁目　電話五六番

三和運送合資会社
長谷川義雄
瀬戸市陶原町一丁目
電話七一〇番

南和製陶合資会社
長谷川暁生
長谷川壽子
瀬戸市西蔵所町　電話二一一番

松尾流家元職家
長谷川甫齋
名古屋市昭和区広路本町五ノ四三番地

瀬戸中央商事
長谷川雪舟
長谷川貢治
瀬戸市南山町　電話一九三四番

田楽福
長谷川桂
瀬戸市栄町　電話一八九四番

瀬戸市商工課
橋田金二郎
瀬戸市川北町一〇七番地

上絵付業
服部幸吉
服部行雄
瀬戸市元町一丁目

瀬戸市薬師町
服部二良
電話三六番　公六番

瀬戸電報電話局
局長　服部吉之助

挾間伸明
瀬戸市道泉町西五四番地

質商だるまや
花岡瑩峰
瀬戸市陶原町四ノ三五
電話一六六〇番

ハヤカワ百貨店
早川鍵次郎
早川富次郎
早川孝資
瀬戸市末広町　電話二三一一番

早川製陶株式会社
早川由郎
早川龍之介
瀬戸市京町二丁目　電話二三番

山川木材工業所
早川友一
瀬戸市陶本町　電話一七一番

製陶業
林久之
林寛
山田裕
瀬戸市西泉町　電話二〇二四番

米円米穀店
林眞吉
瀬戸市西谷町　電話一七四番

林タイル製陶所
林昇
瀬戸市西一里塚町　電話五四九番

林薬局
林美智治
瀬戸市陶原町四の三一
電話九五四番

林歯科医院
林新平
瀬戸市栄町　電話一五四番

陶磁器卸商
林斧一
林弘和
瀬戸市陶本町　電話一三一番

トモエ木工所
林新一
瀬戸市京町　電話一九九九番

製陶業
林高秀
瀬戸市銀杏木町　電話一九五一番

瀬戸郵便局
早瀬辰次郎
自宅　名古屋市中川区
長良町二の二五番地

原歯科医院
原功
原恒夫
瀬戸市末広町　電話一八一六番

瀬戸市戸籍課長
原音平
瀬戸市池田通り四三番地

瀬戸商工会議所
萩野源三
市外旭町大字新居赤土二〇一地

旭湯
秦野正勝
瀬戸市新道町　電話一六五五番

御料理旅館
白鹿館
青木まる
瀬戸市鹿乗橋　電話五七番

平田写真館
平田宗三郎
平田貞夫
瀬戸市宮前町　電話四六四番

合資会社　平林商店
平林角右エ門
瀬戸市西本町二丁目　電話公三番

合資会社　平松製陶所
平松茂
瀬戸市西蔵所町　電話一一二〇番

久田産業株式会社
久田勇吉郎
瀬戸市追分　電話七二二番

久田製陶合資会社
久田爲一
久田秩
瀬戸市汗干町　電話七七九番

瀬戸市議会議員
東野二一
瀬戸市新郷区　電話一〇九一番

日比野要平
日比野惣次郎
日比野孝典
日比野靜也
瀬戸市仲切町
電話二四六六番

合資会社　深川館
館主　山田稔
瀬戸市宮前　電話八三一番

日野屋酒店
深見公雄
瀬戸市末広町　電話四〇九番

丸由深谷商店
深谷初治
瀬戸市西谷町　電話一〇一九番

瀬戸保健所
深津守司

東海民生新聞社
福地大典
瀬戸市外品野町大字下品野

合名会社 三好製陶所
福田一之
福田一之
瀬戸市藤四郎町 電話三四番一三九番

合資会社 福岡材木店
福岡京二
瀬戸市陶本町六丁目 電話公七番

トモエ家具店
福岡三郎
瀬戸市刎田町 電話二〇五八番
瀬戸市瀬戸駅西 電話五六番

瀬戸市議会議員
藤井正勝
瀬戸市赤津 電話二二六五番

瀬戸市教育委員
藤井吉久
瀬戸市陶原町四丁目 電話三六番

藤井茂雄
藤井甲二
藤井清吾
瀬戸市前田町 電話一六五番

品川白煉瓦株式会社
品野鉱山事務所
所長 藤井治郎
東春品野町 電話六七番

藤井治郎
藤井忠
瀬戸市太子町 電話一九三番

魚銀鮮魚仕出し店
藤井銀三
瀬戸市朝日町 電話四一一番

丸音・音春商店
藤田由太郎
藤田音春
瀬戸市陶原町一丁目 電話五一四番

新愛知タイムズ社
藤田博
瀬戸市池田通り五〇番地

藤田油脂建材店
藤田一雄
藤田勝巳
瀬戸市陶原町四の二一地
電話一六九〇番

美花月フォートサービス
藤森慶助
瀬戸市栄町 電話一二七六番

藤江質直
藤江鈴子
瀬戸市仲洞町一二番地

藤本歯科医院
藤本鏻作
藤本昌孝
瀬戸市陶原町四丁目 電話四一〇番

藤井喜三
瀬戸市田端町一三二番地

合名会社 二村酒店
二村鏻一
二村良次
瀬戸市南仲之切町 電話一一五番

一六屋米殻薪炭農器具店
古沢喜八
瀬戸市横山駅前電話五四六番

東海民生新聞社
古田明
瀬戸市元町二丁目七番地

合資会社 加賀屋商店
本田鉦一
本田明
瀬戸市東本町一丁目 電話一七五番

法雲寺住職
本多敬文
瀬戸市深川町 電話七二番

泉秋寺住職
本多千秋
瀬戸市宮里町 電話二六一番

星合医院
星合鉞雄
瀬戸市京町 電話四六二番

合資会社 堀製材所
堀眞市
瀬戸市外旭町三郷 電話一二九番
瀬戸市滝の湯町 電話一二二四番

珪砂粘土 堀忠商店
堀忠一
堀良司
瀬戸市古瀬戸町 電話一四三二番

大田屋鰹節店
堀場清一
瀬戸市末広町 電話一四四〇番

合資会社 堀部商店
堀部正一
瀬戸市陶生町 電話一五二二番

株式会社 増岡商店
増岡錦多
瀬戸市西古瀬戸町
電話一九四番五八七番

丸八化粧品店
増田善治
瀬戸市東本町一丁目

ライオン堂
増本広松
瀬戸市朝日町 電話八七五番

木節粘土・水簸蛙目粘土・珪砂・石粉・珪石張石・球石

## 藤井鉱業株式会社

本社　瀬戸市惣作町一五五番地
電話六九一番、六九二番

取締役社長　藤井源三郎
常務取締役　藤井松久
取締役　西尾貞広
〃　藤井卓
〃　藤井脩
〃　藤井純男
〃　藤井政行
監査役　藤井玲子
〃　藤井久与

**赤津鑛山**　電話六一番、六二番
瀬戸市惣作町一五五番地

**藤岡鑛山**　電話二番、二九番
西加茂郡藤岡村大字飯野字藤源

**鶴里鑛山**　電話六番、四三番
岐阜県土岐市鶴里町

**三国鑛山**
市外品野町大字上半田川

**瀬戸田鑛山**　電話二〇番
西加茂郡猿投村大字猿投漱戸田

**大阪出張所**　電話(堀川)二六番
大阪市北区北同心町二丁目四番地

**東京連絡所**
東京都墨田区太平町三ノ二番地
電話(本所)七三番、一七八五番

瀬戸市教育委員長

## 松原明道

瀬戸市陶生町　電話三三〇番

丸三有限会社
製陶、製土、浴場経営

## 松原三藏

市外品野町大字下品野電話一三〇番
瀬戸市末広町伊香保温泉電話三九番

新興窯業株式会社

## 松原勝明

東春日井郡旭町新居　電話一三番

タキ新医療陶器営業所

## 松原三郎

瀬戸市杉塚町　電話八〇八番

瀬戸市教育委員会

## 松原一夫

瀬戸市中水野九三四番地

瀬戸市戸籍課

## 松原勳

瀬戸市中水野九五一ノ一番地

## 松原鎌四郎

瀬戸市京町二丁目七八番地

松千代旅館

## 松原軍三

瀬戸市末広町三ノ三　電話一〇九番

むつみ喫茶店

## 松原嶋三

## 松原寿々子

瀬戸市滝之湯町　電話一一〇六番

間瀬窯

## 松原老松

瀬戸市赤津　電話二〇五四番

瀬戸陶磁器輸出株式会社
松原英夫
瀬戸市陶原町六ノ一一番地
電話一六七二番一八四二番

松原外科病院
松原恒
瀬戸市京町一丁目 電話三六三番

日豊珪砂工業株式会社
松本顯治
瀬戸市幸町一番地
電話九七番一〇一七番

丸喜合名会社
松本信次郎
松本力尾
瀬戸市元町二丁目 電話九一二番

丸三松本商会
松本和男
瀬戸市薬師町
電話六六五・一五一〇番

松田塗装店
松田藤次郎
瀬戸市仲切町 電話一三〇一番

陶磁器卸商
松田初九郎
瀬戸市陶原町二ノ三
電話一六九五番

マツナガ薬局
松永清一
瀬戸市朝日町 電話九七一番

松浦建築設計事務所
建築士 松浦隆
瀬戸市陶原町一ノ二五番地
電話一八八一番

瀬戸陶磁器事業協同組合
業務課長 前田義一
前田武夫
瀬戸市本地原山水無瀬中学校入口

マエダ看板店
前田鎌太郎
瀬戸市末広町二ノ三一番地

陶磁器玩具貿易商
前田武夫
瀬戸市西孫田町 電話九二五番

貴金属卸商
前田博
名古屋市東区水筒崎町四丁目
電話⑨四〇七一番

毎日新聞瀬戸支局長
前田憲一
瀬戸市陶原町二丁目 電話公三番

陶磁器卸商
**馬島鉦吾**
瀬戸市陶生町　電話一四六二番

**馬淵利貞**
**馬淵昭三**
**馬淵敏英**
瀬戸市仲切町九〇番地

丸山歯科医院
**丸山昭夫**
瀬戸市深川町　電話六四五番

菓子と砂糖
**丸義商店**
瀬戸市栄町記念橋北角

**丸山一郎**
瀬戸市大字上水野四〇五番地

水無瀬丸仙製陶株式会社
陣屋丸仙窯業原料株式会社
**牧慶治**
水無瀬　電話二八六番一二八四番
上陣屋　電話四二八番

丸仙礦業株式会社
**牧吉一**
瀬戸市東印所町　電話三五三番

不二庵
**松原保広**
瀬戸市赤津

製陶業
**三浦紋造**
**三浦守彦**
瀬戸市南東町　電話九九七番

**三浦正彦**
瀬戸市宮脇町

品野町収入役
**三浦茂**
**三浦猛**
品野町中品野九六二番地

三沢外科婦人科医院
**三沢靜夫**
**三沢節子**
瀬戸市薬師町　電話七二一番

三輪内科小児科医院
**三輪義徳**
瀬戸市末広町　電話一一九九番

瀬戸陶磁器工業協同組合
連合会業務課長
**三木福次郎**
瀬戸市西吉田町二五番地

円山陶苑
**水野れい**
瀬戸市西拝戸町　電話一二一二番

水野歯科医院
**水野曾吉**
瀬戸市上水野安土四〇三番地
電話二〇八六番

水野電陶株式会社
**水野寿太郎**
**水野糺**
**水野亮二**
瀬戸市元町　電話一〇六四番

カネ半本業製陶所
**水野半次郎**
**水野悦郎**
瀬戸市東洞町　電話六六〇番

水野産婦人科病院
**水野正司**
瀬戸市東本町一丁目　電話八〇六番

陶原産婦人科病院
**水野高平**
瀬戸市陶原町二丁目　電話三〇番

ミツワ印刷株式会社
**水野清男**
瀬戸市陶原町二ノ二一番地
電話一四九・三四番

宮梅料理店
**水野正男**
瀬戸市栄町　電話三六五番

旭町助役
**水野勝美**
東春日井郡旭町大字新居登三番地

品野町助役
**水野敬一**
**水野收**
東春日井郡品野町中品野一〇六番地

陶磁器製造業
**水野利幸**
瀬戸市東洞町

日本建設工業株式会社
**水野藤夫**
**水野正**
瀬戸市祖母懐町　電話一九一〇番

陶磁器製造
**水野武夫**
**水野元**
瀬戸市仲洞町一八番地

**水野双鶴**
瀬戸市赤津小空町

瀬戸陶磁器工業協同組合連合会
庶務課長　**水野節郎**
瀬戸市西谷町三九番地

水野酒店
**水野史郎**
瀬戸市新道町　電話一五一八番

ひまらや菓子店
水野和夫
瀬戸市瀬戸公園前　電話三七三番

瀬戸市宮脇町三番地
水野鈴吉
電話二〇九四番

入山り陶器店
水野英雄
瀬戸市栄町　電話三七六番

水野石炭株式会社
水野貞吉
瀬戸市瀬戸駅西　電話一五六三番
自宅　瀬戸市中水野　電話二一三七番

水野印刷合名会社
水野かる
水野清市
瀬戸市朝日町　電話四五七番

水野洋服店
水野浅一
瀬戸市京町　電話二三八二番

水野達実
瀬戸市陶栄町　電話三八七番

水野春三
瀬戸市京町二丁目　電話五五一番

水野忠美
瀬戸市上水野陶栄町四〇五番地

千秋流
清峰園　水野時夫
瀬戸市東町一番地

瀬戸市中水野
水野農業協同組合
組合長　加藤耕作
電話一一二八番

瀬戸市水道課長
水下彦作
名古屋市北区神明町三七番地

溝口金物店
溝口行夫
瀬戸市栄町　電話六〇〇番

宮崎製陶株式会社
宮崎泰三
宮崎晃
瀬戸市上水野　電話二一五一番

瀬戸市税務課長
宮崎和生
瀬戸市北脇町五五番地

一色電報電話局
局長 宮田銀三郎
瀬戸市川北町二一 電話二八三番

不老園 宮地金松
宮地昌司
瀬戸市赤津町 電話二〇八三番

瀬戸市税務課
宮島武夫
瀬戸市滝之湯町四番地

村井製陶株式会社
村井勝藏
瀬戸市西谷町
電話八七七番一四八〇番

村上電陶製作所
村上義雄
村上義美
瀬戸市孫田町 電話八八五番

瀬戸市議会議員
村上力男
瀬戸市銀杏木町 電話七四九番

東海銀行瀬戸西支店
支店長 村上竹春
自宅 名古屋市昭和区御器所町七丁目五三番地

村上種治郎
瀬戸市陶原町四丁目一四番地
電話五六八番

村上勘作
瀬戸市大字上水野一二六九番地

村瀬石油店
村瀬利一
瀬戸市京町 電話一一二番
〃 陶原町 電話二二九二番
〃 共栄町 電話三四七番

村田石炭株式会社
村田武
瀬戸市瀬戸駅西 電話一四三四番
自宅 瀬戸市中水野 電話二五六番

八百松商店
村田勝蔵
瀬戸市瀬戸公園下 電話一三四番

名古相互銀行瀬戸支店
村田仁左衛門
瀬戸市栄町 電話一四一八番
電話二三二〇～二三二二番

村田石鹸化粧品店
村田賢三
瀬戸市銀座通り 電話一九八〇番

コヤマ窯材店
森田間
瀬戸市泉町 電話八四七番

森時計店
森英夫
瀬戸市窯神町一番地

森本屋染物店
森衆三
瀬戸市刎田町中橋北へ入ル

森下司法代書事務所
森下宮一
森下誠
瀬戸市南仲之切町　電話三二九番

陶磁器卸商
森本仙太郎
森本芳光
瀬戸市陶生町　電話二〇五番

陶磁器卸商
毛利一郎
瀬戸市陶本町五丁目　電話四三番

貫入土製造業
八木荒太郎
八木兼雄
瀬戸市赤津　電話二〇五二番

瀬戸市議会議員
矢野千代太
瀬戸市大字本地仲切二二番地

瀬戸電器工業株式会社
矢野小三郎
瀬戸市西権現町
電話一三九番一〇三四番

矢野電陶株式会社
矢野実
瀬戸市陶原町二ノ一四番地
電話一七四九番一九七九番

矢野電磁器製作所
矢野九重治
矢野秀齋
瀬戸市川北町　電話七五一番

矢野兄弟合名会社
矢野美幸
矢野順一
瀬戸市水無瀬町　電話一三七二番

山口電機支店
矢野清
矢野脩
瀬戸市京町　電話一〇七八番

矢野建設有限会社
矢野兼光
矢野智
瀬戸市寺山町　電話一二三三番

山口石膏型製造所
山口金時
瀬戸市西郷町　電話一〇六八番

瀬戸市土木課
山口嘉七
瀬戸市赤津西窯町五七番地

山口錠鉄
瀬戸市赤津町　電話二〇五七番

山内建設工業所
山内末松
山内末雄
瀬戸市陶原町　電話八一七番

山内建築設計事務所
山内廉二
川口鐘喜
瀬戸市陶本町　電話二〇〇六番

山内歯科医院
山内重太郎
山内孝
瀬戸市西蔵所町　電話七三三番

山新陶器店
山内愛二
山内康司
瀬戸市窯神町　電話三六四番

瀬戸鉄工株式会社
山内藤平
山内鉱平
瀬戸市銀杏木町　電話八五一番

丸山陶器株式会社
山城柳平
瀬戸市共栄通り三ノ四三番地
電話七一番、一六八番

合資会社　山城製陶所
山城隆治
山城勘一
瀬戸市追分町　電話三四・七七番

YS磁器管製作所
山田正吉
瀬戸市泉町　電話六二九番

日光陶器株式会社
山田伊敏
瀬戸市陶原町六丁目二一番地
電話一六九六番

瀬戸市議会議員
山田秋金
瀬戸市大字山口

山田歯科医院
山田猶吉
瀬戸市杉塚町　電話一五八四番

瀬戸市水道課
山田貞一
瀬戸市末広町一ノ八番地

瀬戸市農務課
山田沢一
瀬戸市大字山口二七二番地

瀬戸教育委員会
庶務課長
山田栄
瀬戸市大字山口田中八三番地

有限会社 山丈商店
山田清二
山田文男
瀬戸市陶本町三丁目 電話一四四番

タケオ電陶有限会社
山田武雄
瀬戸市水無瀬町 電話一三六八番

**中部窯業原料株式会社**
瀬戸市京町電二一六・一八八九番
九州天草支店 電話六番
社長 加藤義晴 自宅 仲切町 電話二九番
常務取締役 山内賢一 自宅 京町二丁目一二番地
取締役 木山利彦 自宅 熊本県天草郡都呂々村
取締役 松原義正 自宅 京町二丁目一二番地
取締役 山内勉 自宅 京町二丁目九〇番地

株式会社 旭電器製作所
山田清
瀬戸市共栄通り 電話一四五五番

山田医療器製陶所
山田兼松
山田貢
瀬戸市水無瀬町 電話一三七〇番

山田時計店
山田藤夫
瀬戸市新道町一四番地

瀬戸市立幡山西小学校長
山田留一

瀬戸市役所幡山支所
山田三郎
瀬戸市大字山口若宮一二二番地

山磯陶土製造所
山中喜芳
瀬戸市東古瀬戸町
電話二五四・二〇六七番

山中陶土合資会社
山中正夫
山中鉞雄
瀬戸市拝戸町 電話九〇八番

山中工務所
山中喜作
瀬戸市栄町

山本しず子
瀬戸市中水野南山一二六九番地

日本堂時計店
山本博一
瀬戸市池田通り二〇番地

マルヤマ洋品店
**山本義政**
瀬戸市陶本町一丁目 電話二六三番

瀬戸市陶本町三丁目
**山北岩吉**
電話二四三〇番

質商
**横山剣二**
瀬戸市京町 電話一四三一番

山本窯業株式会社
**山本行夫**
瀬戸市元町二丁目 電話三四五番

米国直輸出高級装飾品
**山国製陶株式会社**
瀬戸市新道町 電話八八六・一四九五番
宮里工場 瀬戸市宮里町 電話一六〇番

丸庄陶磁器卸商
**横山幹一**
瀬戸市陶生町 電話一三一八番

中部電磁器株式会社
**山本銀治**
**山本省吾**
瀬戸市萩殿町 電話一一四五番

**八代義雄**
瀬戸市京町二丁目一番地

**横山徳一**
**横山需**
瀬戸市東寺山町

山下税理士事務所
**山下公治**
瀬戸市陶原町一丁目八番地
陶磁器会館ビル二階電話二五〇番

威誠舘道場
**山元接骨医院**
瀬戸市陶原町六丁目 電話一〇一〇番

共栄産業株式会社
**横山富治郎**
瀬戸市銀杏木町 電話六五〇番

瀬戸郵便局
局長 **山下喜代彦**
自宅 瀬戸市中水野松岡町

横山製陶株式会社
**横山詠二**
**横山工**
瀬戸市熊野町 電話二〇三五番

千登勢寿司
**横井新七**
瀬戸市末広町 電話五九番

竹正熔接所
**米田竹正**
瀬戸市新通町 電話二一〇三番

米山製陶合資会社
**米山章臣**
瀬戸市東権現町 電話一一六四番

愛知産業株式会社
**吉本斉助**
瀬戸市新開地 電話一六〇六番

加藤新聞店
**吉田栄吉**
**吉田卓男**
瀬戸市栄町 電話一〇八一番

瀬戸市議会議員
吉橋電磁器製作所
**吉橋国三**
瀬戸市汗干町 電話一四六八番

愛知県立
**窯業公共職業補導所**
所長 加藤辰男
東春旭町三郷 電話一二〇番

瀬戸観光自動車株式会社
常務取締役 **渡辺幸太郎**
瀬戸市山脇町 電話二二一三番

ワセ田実業株式会社
**早稲田久仁勝**
呉服部 電話二五〇一番
ガソリン部 電話二五〇〇番

東海物産株式会社
代表取締役 **渡辺隆**
瀬戸市東拝戸町 電話一二三六番

**若杉国松**
瀬戸市幸町二六 電話六二四番

京屋刃物店
**湯浅正造**
瀬戸市京町一丁目 電話六九七番

山与製陶所
**加藤与一**
**加藤正作**
瀬戸市東十三塚町 電話四七二番

株式会社 丸利商会
合資会社 丸利石炭商会
**水野重九郎**
丸利商会 中水野電話 四五、一三〇〇、一七四番
石炭部 陶本町五丁目 電話一三六番

朝日新聞瀬戸通信局
**高木明**
瀬戸市新道町 電話一〇四九番

光風自転車代理店
**加藤四郎商店**
瀬戸市西本町二丁目

## 東明小学校
校長　加納文治
瀬戸市東明町　電話一一〇一番

## 古瀬戸小学校
校長　早川治郎
瀬戸市古瀬戸町　電話三九二番

## 祖母懐小学校
校長　中島武夫
瀬戸市祖母懐町　電話二七三番

## 深川小学校
校長　藤江質直
瀬戸市宮脇町　電話二七二番

## 道泉小学校
校長　加藤繁隆
瀬戸市道泉町　電話四七四番

## 陶原小学校
校長　青山晴男
瀬戸市熊野町　電話二四三番

## 効範小学校
校長　相原邦雄
瀬戸市效範町　電話一〇五〇番

## 水南小学校
校長　藤井一郎
瀬戸市松山町　電話八四番

## 水野小学校
校長　水野良弘
瀬戸市中水野　電話一九八番

## 幡山東小学校
校長　伊藤治一
瀬戸市山口　電話一四〇五番

## 幡山西小学校
校長　山田留一
瀬戸市菱野　電話二三九四番

## 祖東中学校
校長　吉田正夫
瀬戸市中山　電話二四四番

## 本山中学校
校長　河本嘉男
瀬戸市西印所町　電話三六三番

## 水無瀬中学校
校長　松原勝
瀬戸市本地原山　電話一〇九八番

## 南山中学校
校長　森下善信
瀬戸市中水野　電話九九〇番

幡山中学校
校長 加藤 雄
瀬戸市菱野 電話二三九三番

瀬戸市図書館
館長 河合 捨男
瀬戸市宮脇町 電話二〇二番

落合一市
落合喜代治
瀬戸市松山町四〇五番地

蒲郡新聞社内
蒲郡郷土史学会
蒲郡市蒲郡町 電話六八四番

瀬戸教育委員会
社会教育課
井上博通
瀬戸市中水野一〇九五ノ一番地

松井宏明
愛知県東加茂郡旭村大字明賀

TT・タマキチヤイナー製作所
田中鐶
瀬戸市共栄町二ノ九〇 電話二五〇六番
南仲之切町工場 電話三三四番
本社名古屋市東芳野町電話(東局)四九八番

東海民生新聞社
山内義隆
山内庸好
瀬戸市陶原町三ノ二四番地 電話二五六番

名物 瀬戸川饅頭
祖母懐最中
川村屋賀栄
瀬戸市栄町 電話二二〇番

瀬戸陶磁器
事業協同組合
瀬戸市陶原町 電話一一五〇番

山田三郎
瀬戸市東茨町

丸喜竹内商店
竹内喜行
瀬戸市前田町 電話二五四四番
瀬戸市杉塚町 電話二〇三六番

美好野理容室
伊藤利一
瀬戸市栄町四二番地 電話二五三番

中央相互銀行瀬戸支店
支店長 宮川清弐
瀬戸市朝日町 電話一四一番

衆議院議員

# 早稲田柳右衛門

愛知県瀬戸市北脇町　電話九八〇番
東京都北区滝の川町四三八番地

# 瀬戸市長　加藤章

瀬戸市窯神町　電話一一八番

北米向高級輸出陶磁器
玩具置物食器製造販売

創立大正十年十月

# 山サ製陶株式会社

取締役社長　加藤左久衛

専務取締役　加藤左治

瀬戸市北山町八六番地
電話七二五番
電話一二二〇番

瀬戸市議会議員
陣屋鉱業株式会社
取締役社長

# 寺田孝一

自宅　瀬戸市赤津町　電話一一二三番
本社　瀬戸市滝之湯町　電話七四三番

舜陶窯

# 河本礫亭

瀬戸市一里塚町　電話七〇五番

# 加仙鑛山

## 加藤政良

鉱山事務所　瀬戸市湯之根町　電話二二〇六番
自宅　瀬戸市深川町三九番地　電話三五番

愛知県議会議員

## 加藤庄平

瀬戸市湯之根町　電四八一番

税務会計
山下税理士事務所
山下公治

瀬戸市陶原町陶磁器会館別館階上
電話(代表)二一五〇番

瀬戸市議会議長
加藤譲製陶所
加藤薫

瀬戸市窯神町　電話一〇三二番

理事長 浅井錠五郎

専務理事 川本桝吉

# 瀬戸信用金庫

常務理事 三実 川梅 常務理事 治達 塚大 常務理事

本店　瀬戸市栄町　電話(代表)2340番——2345番

| | |
|---|---|
| 赤津支店長 | 松原利重 |
| 公園前支店長 | 井上光彦 |
| 末広支店長 | 加藤積 |
| 本町支店長 | 寺田忠雄 |
| 十三橋支店長 | 三浦繁三郎 |
| 横山支店長 | 赤尾新九郎 |
| 共栄支店長 | 横山徳一 |
| 水野支店長 | 中島正己 |
| 品野支店長 | 永田春雄 |
| 三郷支店長 | 中島時衛 |
| 守山支店長 | 林正和 |
| 名古屋支店長 | 加藤正清 |
| 大曾根支店長 | 戸田鉦太郎 |
| 筒井町支店長 | 鈴木正人 |
| 大須支店長 | 永谷凉 |

中部日本電磁器調整組合理事長
瀬戸電磁器協同組合理事長
日本陶磁器工業協同組合連合会理事
川藤電陶株式会社取締役社長

# 川本藤太郎

本社　瀬戸市前田町　電話三六八番、一一〇四番
自宅　瀬戸市追分町五八番地　電話六九六番

瀬戸市議会議員
瀬戸市教育委員会副委員長

# 村上力男

瀬戸市銀杏木町五六番地　電話七四九番

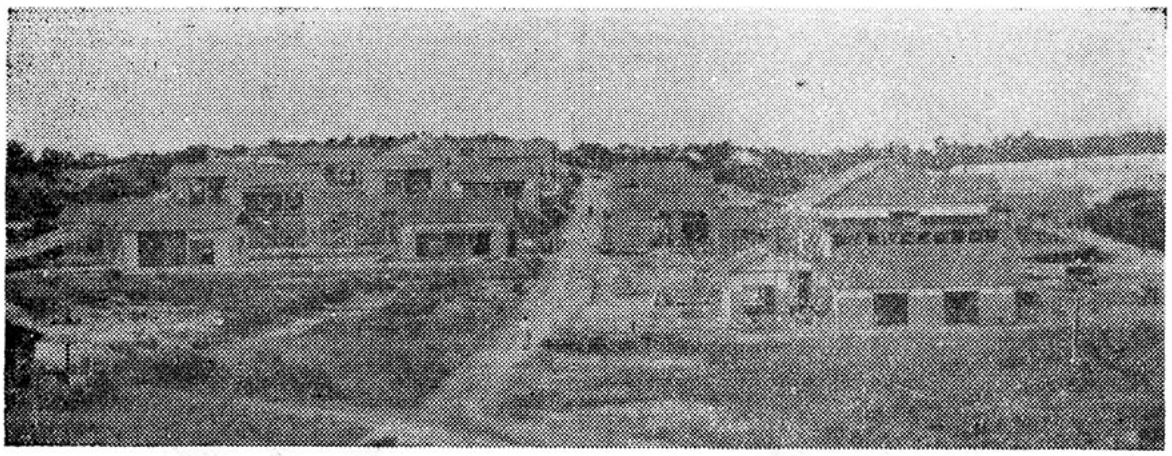

# 旭ケ丘文化住宅建設

松、平角の卸売、大函小函の製函
住宅、工場、寄宿舎等の建設

# 伊藤木材株式会社

取締役社長

## 伊藤茂夫

本社　瀬戸市前田町　電話一〇一五番
営業所　瀬戸市外旭町三郷駅東
電話(瀬戸)二六七番(旭局)三五二・二六二番
旭ケ丘文化住宅街事務所　電話四八番

輸出陶磁器玩具製造販売

株式会社 **テーケー製陶所**

取締役社長 **加藤徳松**

瀬戸市蔵所町五七番地

電話四八三番 一二九六番

瀬戸市議会議員

燃料一切 **龜商店**

**加藤政雄**

瀬戸市熊野町九一番地

電話三九番・四三四番

輸出向半磁器製造

## 幡山製陶株式会社

取締役社長

# 後藤昇

瀬戸市菱野　電話一〇九六番

日本陶磁器工業協同組合連合会副理事長
瀬戸陶磁器工業協同組合連合会理事長
瀬戸陶磁器事業協同組合理事長
瀬戸市議会議員
伊富製陶株式会社々長

# 伊藤清春

瀬戸市道泉町　電話三五一番、九六七番

東海銀行瀬戸支店

支店長　沓名　実

瀬戸市栄町　電話(代表)二二三一番

公立陶生病院

院長　二宮惠一

瀬戸市上水野　電話(代表)二二〇〇番

輸出陶磁器厨房品製造販売

株式会社 金加藤製陶所

取締役社長 加藤三治

瀬戸市幸町 電話 四三〇番 二三二八番

瀬戸市議会議員
東野建設株式会社々長
瀬戸牛乳商業協同組合事務理事

東野二一

瀬戸市菱野町 電話一〇九一番

瀬戸市陶原町一丁目八番地　電話（代表）一一五〇番

| | | |
|---|---|---|
| 瀬戸陶磁器工業協同組合連合会 | 理事長 | 伊藤清春 |
| 瀬戸陶磁器事業協同組合 | 〃 | 伊藤清春 |
| 瀬戸輸出陶磁器工業協同組合 | 〃 | 加藤五三郎 |
| 瀬戸陶磁器輸出玩具工業協同組合 | 〃 | 加藤左久衛 |
| 瀬戸電磁器協同組合 | 〃 | 川本藤太郎 |
| 瀬戸内外飲食器工業協同組合 | 〃 | 栗木周三 |
| 瀬戸陶磁器特殊品工業協同組合 | 〃 | 戸松松造 |
| 瀬戸輸出陶磁器加工完成協同組合 | 〃 | 池田與作 |
| 瀬戸本業陶磁器工業協同組合 | 〃 | 加藤浅雄 |
| 瀬戸陶磁器原材料協同組合 | 〃 | 田財貞三 |
| 水野陶磁器工業協同組合 | 〃 | 加藤智 |
| 瀬戸タイル工業協同組合 | 〃 | 大竹金也 |
| 瀬戸陶磁器工業生活協同組合 | 〃 | 加藤五三郎 |

最新式機械の設備
パーマと美顔術

社長池橋清三郎

院長池橋麻耶

合資会社
# コトブキ美容院

瀬戸市元町　電話269番

病室完備入院応需
# 外科 平松病院
院長 平松正吾

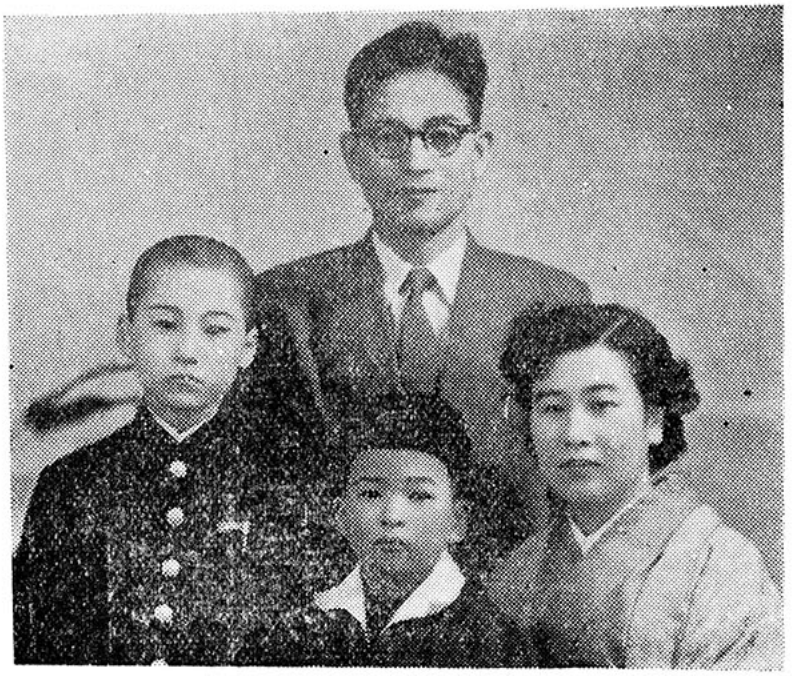

瀬戸市西蔵所町窯神橋南　電話六九八番

貿易置物製造販売

# 丸二産業株式会社

取締役社長

## 小野廉二

本社　瀬戸市陶原町　電話八四九・一七五〇番
水無瀬工場　瀬戸市水無瀬町　電話九〇二番
孫田工場　瀬戸市孫田町一四番地
自宅　瀬戸市末広町一ノ九　電話一八三〇番

瀬戸市議会議員

合資会社　カネ幸製陶所

代表社員

## 加藤幸治郎

瀬戸市御幸町九二〇地　電話五六四番

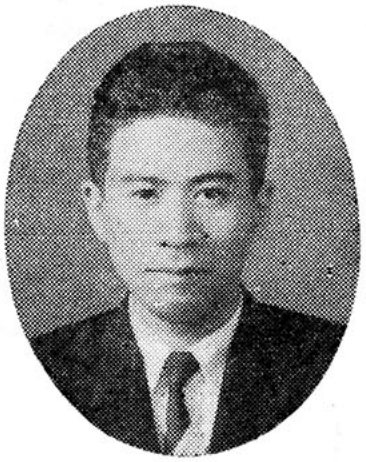

税務会計一般

# 加藤会計事務所

瀬戸市議会議員

税理士 加藤春海

# 加藤典壽

瀬戸市陶原町四丁目一三番地

電話二一〇四番

# 陶磁器卸商

創業大正十年八月

## (早) 早川陶業株式会社

取締役社長 **早川亮一**

専務取締役 **早川茂敏**

監査役 **早川勝敏**

瀬戸市薬師町二八番地

電話八二五番

瀬戸青年会議所理事長
瀬戸タイル工業協同組合理事長
大和窯業株式会社取締役社長
大和商事株式会社取締役社長

# 大竹金也

本　社　瀬戸市東古瀬戸町　電話八五二・一五一二番
三郷工場　市外旭町三郷　電話二三番
品野工場　市外品野町下品野　電話一一一番

## 瀬戸市議会副議長

日本通運株式会社瀬戸支店支店長代理

# 浅野邦吉

自宅　瀬戸市東本町二ノ一〇番地
電話四六八番

瀬戸市議会議員

# 加藤三郎

瀬戸市泉町西五七番地

瀬戸市議会議員

# 加藤鶴吉

瀬戸市上水野一三七五番地

明眸

銘酒明眸醸造元

# 柴田合名會社

柴田要助

柴田恒造

瀬戸市外品野町　電話（品野）三番

## 瀬戸陶磁器輸出株式会社

専務取締役

# 松原英夫

瀬戸市陶原町六丁目十一番地
電話一六七二番　一八四二番

瀬戸市議会議員
瀬戸自動車運送株式会社
取締役社長

# 中島信一

本社　瀬戸市山脇町　電話一七四五番
　　電話七四〇・八三〇・九三九番
自宅　瀬戸市陶生町　電話五三三番

輸出陶器製造販売

Saiwai

# 幸陶器株式會社

取締役社長　加藤京松

専務取締役　加藤五郎兵衛

瀬戸市幸町六二番地

電話（代表）二四四〇番

衛生陶器製造販売

創立大正五年

株式会社 高嶋製陶所

取締役社長 高島淳一郎

顧問 高島省一

高島暲二

瀬戸市上水野四〇三番地

電話二四八番 二一四五番

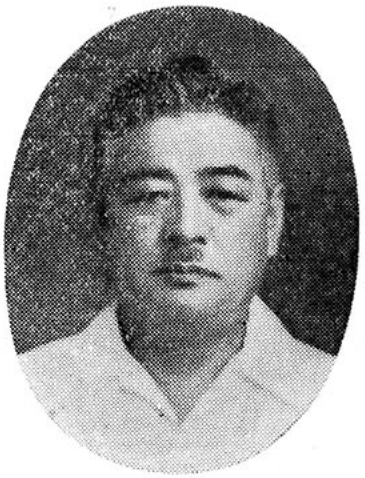

尾北清涼飲料協同組合理事長
愛知県清涼飲料協同組合連合会理事長
東海四県清涼飲料協議会理事長
愛知県清涼飲料調整組合理事長
全国清涼飲料調整組合東海支部長
瀬戸市議会議員

# 浅井金之亟

瀬戸市熊野町一六番地　電話八三六番

電気用高圧低圧碍子碍管内外線用器具
輸出向並に配線器具類一般製造販売

株式会社

# 旭電器製作所

取締役社長

# 山田清

瀬戸市共栄通二ノ八　電話一四五五番二四五五番
自宅　瀬戸市西吉田町　電話九二〇番

㊀

# 石炭株式会社

取締役社長

# 石川一男

瀬戸市今池町七三番地　電話一〇〇四番

㊁共

# 三共化学陶磁器製作所

合資会社

## 製土部

ボールミル用内張磁器煉瓦
各種磁器ボール
ポットミル並に廻転機

陶磁器土
金型用乾燥土
粉末磁器土

## 化学部

## 製土部

# 木下貞一

瀬戸市蛭子町三二番地　電話一〇三番

院長 本多元一

副院長 本多功

需應院入　備完室病

# 本多病院

産婦人科
内科肛門科
レントゲン科

瀬戸市新道町49番地　電話478番

病室完備入院応需

# 若山産婦人科醫院

院長 若山浩二

瀬戸市刎田町三一番地　電話三一三番

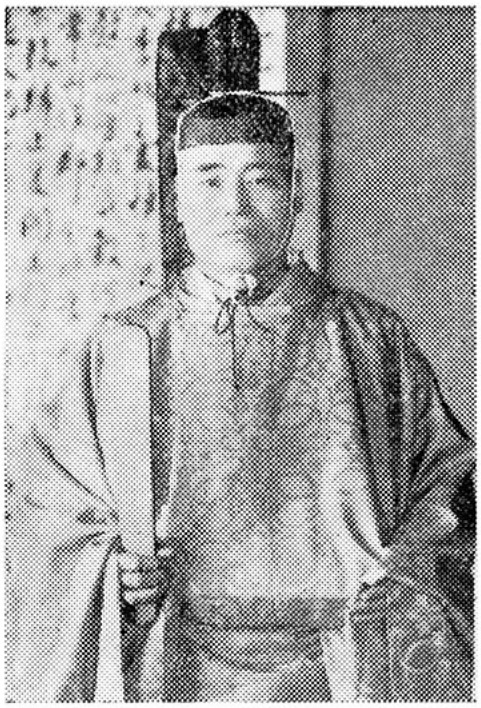

瀬戸市議会議員
瀬戸市遺族会々長
丸ヨ池田製陶株式会社
取締役社長

# 池田與作

瀬戸市南仲之切町　電話六四二番

瀬戸市議会議員
シバタ豆腐店主

# 柴田治良

義太夫名……日本一玉次

瀬戸市東郷町　電話一四七七番

瀬戸市議会議員
日本社会党瀬戸支部長
青山電磁器製陶所

# 青山劔太郎

瀬戸市泉町　電話一三一七番

# 水野石炭株式会社

取締役社長

# 水野貞吉

本社　瀬戸市瀬戸駅西　電話一五六三番
自宅　瀬戸市松原町　電話二一三七番

瀬戸市議会議員
合資会社 春助製陶所

# 二宮一郎

瀬戸市泉町 電話七四五番

各種屋内外配線
電気器具製造販売

## 河村産業合資会社

代表社員

# 河村鈴吉

瀬戸市京町二丁目四三番地
電話九八八番一一六〇番

陶磁器輸出
玩具製造販売

創業大正三年九月

山

# 丸山陶器合名会社

代表社員　山城柳平
営業部長　加藤龍藏
製造部長　山城忠

瀬戸市共栄通り三丁目四三番地
電話七一・一六八・一六七五・二五〇四番

瀬戸市議会議員

陶磁器卸商

# 磯村商行

# 磯村鉋三郎

瀬戸市上水野二八五番地

電話一三九一番

耐火粘土（木節粘土、水簸蛙目粘土）

けい石（珪砂、石粉、球石、張石）

赤津鉱山、藤岡鉱山、瀬戸田鉱山、三国鉱山、鶴里鉱山

F.K

# 藤井鉱業株式会社

取締役社長

# 藤井源三郎

瀬戸市惚作町百五十五番地

電話（瀬戸）六九一番六九二番

京都清滝
新温泉　料理旅館　**清瀧荘**　（弟）安藤改め　**松居鐳造**
京都市右京区清滝町　電話（京都嵯峨）二四三番

花嫁着付
美顔術パーマ　**リツ美粧院**　（妹）　**安藤律子**
京都市中京区四条御幸町上ル　電話京都②四六六七番

酒類味噌たまり薪炭石油卸小売
合資会社
# 美濃利本店
瀬戸市議会議員　**安藤逸郎**
営業主任　（二男）　**安藤主計**
瀬戸市西谷町一三番地　電話一三〇四番

**美濃利カバン店**　（長男）　**安藤鏘嗣**
瀬戸市朝日町記念橋北詰　電話二四九一番

**美濃利支店**　（三男）　**安藤忠臣**
瀬戸市北横山町

**美濃利元町店**　（弟）　**安藤治男**
瀬戸市元町一ノ一二番地　電話二〇一九番

釉薬●磁土●乾燥磁土粉砕

株式会社

# 鈴木工業所

取締役社長

## 鈴木正基

事務所　瀬戸市東古瀬戸町　電話一二〇〇番
釉薬工場　瀬戸市八王子町二二番地
製土、粉砕工場　瀬戸市八王子町二三番地

瀬戸市議会議員

株式会社

# 山加製陶所

取締役社長

## 伊藤陶彦

瀬戸市西郷町　電話五一〇番

著者
安藤政二郎

改訂者
滝本知二

昭和十六年一月一日　初版発行
昭和三十一年五月廿日　改訂増補版発行
（限定出版壱千部）

定価　八〇〇円

著者　安藤政二郎
改訂者　滝本知二

発行所　大瀬戸新聞社
瀬戸市陶生町一六番地
電話六七六番

A26/ 七

磯十窯
市左衛門窯
清兵衛窯
茂右衛門窯
十吉窯
長右衛門窯
水野道
加藤清助窯
豊十窯
定助窯
忠治窯
善二窯
加藤民吉職場
加藤吉右衛門窯
染付窯
市左衛門窯
染野道

# 瀬戸古窯圖

文化末 傳 横井金谷寫

瀬戸市 糸魚川家藏